

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成21年 6 月 16 日 開会

平成21年 7 月 9 日 閉会

} 24日間

沖 縄 県 議 会

○議会100年記念琉球古典音楽演奏

1. 高嶺善伸沖縄県議会議長あいさつ	7

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（6月16日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	14
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	15
1. 新事務局長（遊佐信雄君）の紹介	15
1. 諸般の報告	15
1. 日程第1 議席の変更	15
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第3 特別委員の変更の件	16
1. 日程第4 特別委員辞任の件	16
1. 日程追加 特別委員選任の件	16
1. 日程第5 会期の決定	16
1. 日程第6 議員提出議案第1号 議会100年に関する決議	16
1. 玉城 義和君の提案理由説明	16
1. 採 決	17
1. 議長（高嶺善伸君）の発言	17
1. 日程第7 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで	17
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	17
1. 日程第8 議員提出議案第2号 国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書	18
1. 赤嶺 昇君の提案理由説明	19
1. 採 決	19
1. 日程第9 議員提出議案第3号 直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書	19
1. 當山 眞市君の提案理由説明	19
1. 採 決	19
1. 議員派遣	20
1. 日程第10 陳情第51号、第74号の5、第75号、第77号から第79号まで、第82号、第93号、第96号、 第101号及び第102号の付託の件	20
1. 委員会付託	20
1. 休会の議決	20
1. 散 会	20

○第2号（6月24日）

1. 開議年月日時	23
1. 議事日程	23
1. 本日の会議に付した事件	23
1. 出席議員	23
1. 説明のため出席した者の職、氏名	23
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	24
1. 開 議	24
1. 諸般の報告	24
1. 日程第1 代表質問	24
佐喜真 淳君	24
吉元 義彦君	38
当銘 勝雄君	49
仲村 未央さん	57
1. 散 会	64

○第3号（6月25日）

1. 開議年月日時	67
1. 議事日程	67
1. 本日の会議に付した事件	67
1. 出席議員	67
1. 説明のため出席した者の職、氏名	67
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	68
1. 開 議	68
1. 日程第1 代表質問	68
西銘 純恵さん	68
金城 勉君	79
比嘉 京子さん	90
當間 盛夫君	99
1. 散 会	109

○第4号（6月26日）

1. 開議年月日時	111
1. 議事日程	111
1. 本日の会議に付した事件	111
1. 出席議員	111
1. 説明のため出席した者の職、氏名	112
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	112
1. 開 議	112
1. 諸般の報告	113
1. 日程第1 議員提出議案第4号 さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書	113
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	113
1. 採 決	113
1. 一括議題 { 日程第2 一般質問 日程第3 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び }	113

乙第1号議案から乙第11号議案まで

1. 一般質問・質疑	113
玉城 義和君	113
山内 末子さん	125
玉城ノブ子さん	133
渡久地 修君	142
嘉陽 宗儀君	151
照屋 大河君	161
瑞慶覧 功君	167
1. 散 会	174

○第5号（6月29日）

1. 開議年月日時	177
1. 議事日程	177
1. 本日の会議に付した事件	177
1. 出席議員	177
1. 欠席議員	178
1. 説明のため出席した者の職、氏名	178
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	178
1. 開 議	178
1. 諸般の報告	178
1. 一括議題	178
日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び 乙第1号議案から乙第11号議案まで	
1. 一般質問・質疑	178
新里 米吉君	178
前田 政明君	185
新垣 安弘君	196
上里 直司君	205
奥平 一夫君	215
渡嘉敷喜代子さん	225
崎山 嗣幸君	236
新垣 清涼君	243
1. 知事公室長（上原良幸君）の発言	245
1. 散 会	249

○第6号（6月30日）

1. 開議年月日時	251
1. 議事日程	251
1. 本日の会議に付した事件	251
1. 出席議員	251
1. 説明のため出席した者の職、氏名	252
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	252
1. 開 議	252

1. 諸般の報告	252
1. 一括議題	252
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び 乙第1号議案から乙第11号議案まで	
1. 一般質問・質疑	252
仲宗根 悟君	252
大城 一馬君	260
赤嶺 昇君	265
平良 昭一君	274
玉城 満君	284
糸洲 朝則君	291
島袋 大君	299
辻野ヒロ子さん	307
1. 散 会	314

○第7号（7月1日）

1. 開議年月日時	317
1. 議事日程	317
1. 本日の会議に付した事件	317
1. 出席議員	317
1. 説明のため出席した者の職、氏名	318
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	318
1. 開 議	318
1. 一括議題	318
日程第1 一般質問	
日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び 乙第1号議案から乙第11号議案まで	
1. 一般質問・質疑	318
嶺井 光君	318
吉田 勝廣君	326
新垣 良俊君	335
桑江朝千夫君	341
照屋 守之君	346
前島 明男君	353
上原 章君	360
翁長 政俊君	370
1. 委員会付託	375
1. 日程第3 陳情第114号、第121号、第125号、第136号及び第141号の付託の件	376
1. 委員会付託	376
1. 休会の議決	376
1. 散 会	376

○第8号（7月9日）

1. 開議年月日時	379
1. 議事日程	379

1. 本日の会議に付した事件	379
1. 出席議員	381
1. 欠席議員	382
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	382
1. 開 議	382
1. 諸般の報告	382
1. 日程第1 乙第1号議案及び乙第6号議案	382
1. 委員長報告（総務企画委員長）	382
1. 採 決	383
1. 日程第2 乙第4号議案	383
1. 委員長報告（経済労働委員長）	383
1. 採 決	384
1. 日程第3 乙第2号議案及び乙第3号議案	384
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	384
1. 採 決	385
1. 日程第4 乙第5号議案	385
1. 委員長報告（土木委員長）	385
1. 採 決	386
1. 日程第5 乙第8号議案から乙第11号議案まで	386
1. 委員長報告（総務企画委員長）	386
1. 討 論	387
前田 政明君	387
1. 採 決	388
1. 日程第6 乙第7号議案	388
1. 委員長報告（土木委員長）	388
1. 採 決	389
1. 日程第7 甲第1号議案	389
1. 委員長報告（総務企画委員長）	389
1. 採 決	390
1. 日程第8 甲第3号議案	390
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	390
1. 採 決	391
1. 日程第9 甲第2号議案及び甲第4号議案	391
1. 委員長報告（土木委員長）	391
1. 採 決	392
1. 日程第10 陳情第27号から第29号まで及び第85号から第87号まで	392
1. 委員長報告（総務企画委員長）	392
1. 採 決	392
1. 日程第11 陳情平成20年第135号、同第143号、同第186号、同第194号、陳情第70号、 第74号の2、第92号、第115号、第122号の2、第126号及び第127号	392
1. 委員長報告（経済労働委員長）	392
1. 採 決	392
1. 日程第12 請願第2号、陳情平成20年第35号、同第40号、同第100号、同第117号、同第124号、 同第141号、同第184号、陳情第2号、第12号、第16号、第22号、第23号、第26号、 第34号、第40号、第44号、第62号、第71号、第73号、第74号の3、第81号、第83号、 第89号、第91号、第97号及び第98号	392

1. 委員長報告（文教厚生委員長）	392
1. 採 決	393
1. 日程第13 陳情平成20年第132号、陳情第4号、第14号、第47号、第77号、第78号、第93号、 第96号、第101号、第102号及び第121号	393
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	393
1. 採 決	393
1. 日程第14 議員派遣の件（平成21年度沖縄県議会議員北米派遣）	393
1. 採 決	393
1. 日程第15 閉会中の継続審査の件	393
1. 採 決	393
1. 閉 会	394

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	397
1. 議員提出議案	447
1. 諸般の報告	453
1. 議案付託表	457
1. 委員会審査報告書	459
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	471
1. 変更議席表	483
1. 議員派遣の件	485
1. 陳情文書表	487
1. 議案等処理一覧表	533

議会100年記念琉球古典音楽演奏

○事務局長（遊佐信雄君） おはようございます。

定刻となりましたので、これより議会100年記念に係る琉球古典音楽演奏を始めさせていただきます。

私は、司会進行を務めます県議会事務局長の遊佐でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

ことは、明治42年6月28日に第1回沖縄県会が開かれてから、ちょうど100年の節目の年に当たります。それを記念いたしまして沖縄県議会では、本日の6月定例会の開会日において、議会100年記念に係るさまざまな記念行事を挙行することといたしました。

そこで、記念行事の一環として、本会議の開会に先立ち、県立芸大の皆様に琉球古典音楽の演奏を行っていただきますが、その前に、高嶺善伸沖縄県議会議長からごあいさつを申し上げます。

高嶺議長、よろしくお願いいたします。

〔議長 高嶺善伸君登壇〕

○議長（高嶺善伸君） おはようございます。

本日は、議会100年の記念行事をとり行うに当たり、元立法院議員、元県議会議員、並びに歴代の事務局長の皆様を御案内しましたところ、多数の御出席をいただき、心より感謝申し上げます。（拍手）

また、知事を初め執行部の皆様には、この場に御参加をいただき、まことにありがとうございます。

御承知のとおり、本年は沖縄県会が発足して100年という大きな節目の年に当たります。

この100年の間において、沖縄県民はソテツ地獄と称されるほどの苦難な時期や、太平洋戦争という悲惨な歴史を体験してきました。

戦後は、廃墟の中から郷土の復興にいち早く立ち上がり、米軍施政権下のさまざまな苦難に耐え、復帰後も幾多の困難を克服して、今日の沖縄県を築くことができました。

本県議会は、議会100年を迎えるに当たりこれまでの歴史を振り返るとともに、未来に向け、県議会が恒久平和の実現に取り組む決意を県内外に発信するため、本日、「議会100年に関する決議」を行うことといたしております。

それでは、ただいまから県立芸術大学の学生の皆さんに琉球古典音楽演奏を行っていただきますが、将来の沖縄県を担う若人の皆さんによる演奏は、今後の県議会にカーリーをつけていただく意味で、大変意義深いことだと考えております。

以上、簡単ではございますが、あいさつといたします。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（遊佐信雄君） これより、県立芸大の皆様に琉球古典音楽を演奏していただきます。

演奏してくださるのは、1年次から4年次までの32人の学生の皆様であります。

曲目は、かぎやで風節、辺野喜節、揚作田節の3曲であります。

それではよろしくお願いいたします。

〔演奏〕

○事務局長（遊佐信雄君） ありがとうございます。（拍手）

これをもちまして県立芸大の皆様によります琉球古典音楽の演奏を終了いたします。

県立芸大の学生の皆様、並びに関係者の皆様には、本日の議会100年記念に琉球古典音楽で花を添えていただきましたことに心から感謝申し上げます。

ここで演奏をしてくださいました学生の皆様に、いま一度大きな拍手をお願いいたします。

まことにありがとうございました。（拍手）

平成21年第4回沖縄県議会（定例会）会期日程				
			会期24日間	自 平成21年6月16日 至 平成21年7月9日
	月 日	曜日	日 程	備 考
1	6月16日	火	本 会 議 (議席の変更) (会議録署名議員の指名) (特別委員の変更の件) (特別委員辞任の件) (会期の決定) (議会100年に関する決議) (知事提出議案の説明) (議員提出議案の説明、採決)	請願・陳情付託
2	17日	水	議案研究	
3	18日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	19日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	20日	⊕	休 会	
6	21日	Ⓜ	休 会	
7	22日	月	議案研究	
8	23日	⊖	休 会	慰霊の日
9	24日	水	本 会 議（代表質問）	
10	25日	木	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
11	26日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
12	27日	⊕	休 会	
13	28日	Ⓜ	休 会	
14	29日	月	本 会 議（一般質問）	
15	30日	火	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	7月1日	水	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	2日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	3日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	4日	⊕	休 会	
20	5日	Ⓜ	休 会	
21	6日	月	委 員 会（常任委員会）	
22	7日	火	委 員 会（特別委員会）	
23	8日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	9日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
 玉 城 義 和 君
 上 原 章 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 平 良 昭 一 君
 仲 村 未 央 さん
 照 屋 大 河 君
 渡久地 修 君
 瑞慶覧 功 君
 上 里 直 司 君
 奥 平 一 夫 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 吉 元 義 彦 君
 座喜味 一 幸 君
 佐喜真 淳 君
 玉 城 満 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 西 銘 純 恵 さん
 新 垣 清 涼 君
 山 内 末 子 さん

前 島 明 男 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 辻 野 ヒロ子 さん
 嶺 井 光 君
 赤 嶺 昇 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 さん
 前 田 政 明 君
 玉 城 ノブ子 さん
 比 嘉 京 子 さん
 新 垣 安 弘 君
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 浦 崎 唯 昭 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 當 間 盛 夫 君
 新 里 米 吉 君
 嘉 陽 宗 儀 君
 大 城 一 馬 君

平成21年 6 月16日

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成21年6月16日（火曜日）午前9時45分開会

議 事 日 程 第1号

平成21年6月16日（火曜日）

午前10時開議

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 特別委員の変更の件

第4 特別委員辞任の件

第5 会期の決定

第6 議会100年に関する決議

玉城	義和君	翁長	政俊君	提出 議員提出議案第1号
新里	米吉君	嘉陽	宗儀君	
糸洲	朝則君	大城	一馬君	
當間	盛夫君	新垣	安弘君	
奥平	一夫君	吉田	勝廣君	

第7 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで（知事説明）

第8 国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書

赤嶺	昇君	桑江朝千夫君	提出 議員提出議案第2号
佐喜真	淳君	仲田 弘毅君	
翁長	政俊君	仲村 未央さん	
渡嘉敷喜代子さん	西銘	純恵さん	
上原	章君	比嘉 京子さん	
奥平	一夫君	新垣 安弘君	
吉田	勝廣君		

第9 直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書

當山	眞市君	新垣	良俊君	提出 議員提出議案第3号
嶺井	光君	池間	淳君	
新垣	哲司君	照屋	大河君	
嘉陽	宗儀君	大城	一馬君	
平良	昭一君	新垣	安弘君	
吉田	勝廣君	奥平	一夫君	

第10 陳情第51号、第74号の5、第75号、第77号から第79号まで、第82号、第93号、第96号、第101号及び第102号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 特別委員の変更の件

日程第4 特別委員辞任の件

日程第5 会期の決定

日程第6 議会100年に関する決議

日程第7 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
甲第2号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第4号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
乙第10号議案 専決処分の承認について
乙第11号議案 専決処分の承認について

日程第8 国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書

日程第9 直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書

日程第10 陳情第51号、第74号の5、第75号、第77号から第79号まで、第82号、第93号、第96号、第101号及び第102号の付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸	君	22番	山内末子	さん
副議長	玉城義和	君	24番	前島明男	君
1番	上原章	君	25番	新垣良俊	君
2番	島袋大	君	26番	仲田弘毅	君
3番	中川京貴	君	27番	照屋守之	君
4番	桑江朝千夫	君	28番	辻野ヒロ子	さん
5番	平良昭一	君	29番	嶺井光	君
6番	仲村未央	さん	30番	赤嶺昇	君
7番	照屋大河	君	31番	当銘勝雄	君
8番	渡久地修	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
9番	瑞慶覧功	君	33番	前田政明	君
10番	上里直司	君	34番	玉城ノブ子	さん
11番	奥平一夫	君	35番	比嘉京子	さん
12番	吉田勝廣	君	36番	新垣安弘	君
13番	當山眞市	君	37番	金城勉	君
14番	吉元義彦	君	38番	糸洲朝則	君
15番	座喜味一幸	君	39番	翁長政俊	君
16番	佐喜真淳	君	40番	浦崎唯昭	君
17番	玉城満	君	41番	池間淳	君
18番	仲宗根悟	君	42番	新垣哲司	君
19番	崎山嗣幸	君	43番	具志孝助	君
20番	西銘純恵	さん	44番	當間盛夫	君
21番	新垣清涼	君	46番	新里米吉	君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 監 柵 原 政 忠 君
 秘書広報統括監
 総 務 部 監 黒 島 師 範 君
 財 政 統 括 監
 教 育 委 員 会 長 比 嘉 梨 香 さん
 教 育 長 金 武 正八郎 君
 公 安 委 員 会 長 幸 喜 徳 子 さん
 委 員 会 長
 警 察 本 部 長 黒 木 慶 英 君
 労働委員会会長 比 嘉 正 幸 君
 人 事 委 員 会 長 仲 吉 朝 信 君
 委 員 会 長
 代表監査委員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

参事兼政務局長 新 城 博 君
 調 査 課 長
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成21年第4回
 沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま
 す。

この際、御紹介いたします。

前事務局長長嶺伸明君が去る3月31日付で退職し、
 その後任に遊佐信雄君が就任いたしました。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 日程に入ります前に報告いた
 します。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案15
 件並びに平成20年度繰越計算書、平成21年5月末現在
 の平成21年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般
 会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、玉城義和君外9人から、議員提出議案
 第1号「議会100年に関する決議」、赤嶺昇君外12人
 から、議員提出議案第2号「国立沖縄青少年交流の家
 存続に関する意見書」及び當山眞市君外11人から、議
 員提出議案第3号「直轄国道3事業の凍結解除を求め

る意見書」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特
 別委員会に付託すべき陳情を除く陳情35件は、お手元
 に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員
 会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
 より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議席の変更を行
 います。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3
 項の規定により議席の一部をお手元に配付の変更議席
 表のとおりそれぞれ変更いたします。

〔変更議席表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前9時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

13番 當山真市君及び

18番 仲宗根悟君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 特別委員の変更の件を議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、特別委員を変更する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により観光振興・新石垣空港建設促進特別委員の赤嶺昇君を新垣安弘君に変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 特別委員辞任の件を議題といたします。

6月5日、當間盛夫君から、都合により沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

當間盛夫君の特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、當間盛夫君の特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま當間盛夫君の沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により赤嶺昇君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員に赤嶺昇君を選任することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月9日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月9日までの24日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 議員提出議案第1号 議会100年に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城義和君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

本年は、明治42年に県議会制度の芽生えとなる沖縄県会が発足してから100年の節目の年に当たります。

本県議会においては、各派代表者会のもとに「議会100年記念取組検討小委員会」を設置して、議会100年にふさわしい記念行事等を検討し、その検討結果に基づき各派代表者会で記念行事等を決定いたしました。

その一環として、議会100年を迎えるに当たって、県議会としての決意を県内外に発信するため本議案を提出した次第であります。

決議文を朗読いたします。

〔議会100年に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「議会100年に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま本県議会にとりまして記念すべき決議が全会一致をもって原案可決されました。

この際、議長として一言ごあいさつを申し上げます。

明治42年、1909年の沖縄県会発足は、我が郷土・沖縄県にとりまして自治制度の基礎をなすものであり、まことに意義深いものと確信する次第であります。

決議にもうたわれておりますとおり、ここに参集する私ども県議会議員はこの100年の歴史を忘れることなく、また、100年の歴史を営々と築かれてこられた諸先輩方の御努力、並びに県民の厳粛なる負託に思いをいたし、今後とも民主主義の発展及び県民福祉の向上のため、県民の心を心としてともどもに英知を結集し、最善の努力を傾注することを誓うものであります。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

提出いたしております議案の説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

県議会制度の出発点となりました沖縄県会の発足からことしで100年という大きな節目を迎えられ、心からお祝いを申し上げます。

また、この間、関係者の皆様方にはさまざまな苦難を乗り越えられ、県勢発展に御尽力いただきましたことに対し深く敬意を表する次第でございます。

今後とも県議会が県民の負託にこたえ、県民福祉の向上に寄与されますことを御期待申し上げます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案4件、条例議案6件、議決議案1件、同意議案2件、承認議案2件の合計15件でございます。

まず、甲第1号議案から甲第4号議案までの予算議案につきまして御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、雇用対策の拡充強化や観光誘客対策などの経費につきまして349億7010万3000円を計上いたしており、これを既決予算額5925億1900万円に加えました改予算額は、6274億8910万3000円となります。

歳出の主な項目につきまして御説明申し上げますと、投資的経費は223億7823万4000円で、そのうち、普通建設補助事業が道路、港湾などの公共事業関連費や沖縄県食肉センター整備事業など経済対策に係る経費で221億8797万7000円となっております。

その他の経費は125億7279万8000円となっており、そのうち、観光客誘致緊急対策プロモーション事業などにより物件費が40億4115万2000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業などにより補助費等が16億7030万2000円、障害者自立支援対策臨時特例基金等への積み増しにより積立金が68億1500万円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金	295億4094万5000円
繰入金	30億4958万1000円
繰越金	6607万7000円
県債	23億1350万円

となっております。

甲第2号議案「平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、那覇浄化センター管理棟の中央監視設備増設等について所要の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しました医療機器整備等について所要の補正を行うものであります。

甲第4号議案「平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、新石川浄水場関連施設の整備について所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第6号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料等の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、介護サービス情報の調査事務及び公表事務に係る手数料の額を改めるため条例を改正するものでございます。

乙第3号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食中毒や食品による薬物中毒の発生を防止し、また、食中毒等が発生した場合の被害の拡大防止を図るため、食品等事業者が講ずべき措置に関し必要な基準を定めるほか、食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を改めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、当該施設の管理を指定管理者に行わせるための規定を整備するため条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」は、県民広場地下駐車場に利用料金制度を導入するとともに普通自動車の料金を見直し、二輪車などの利用について規定を整備するため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、警察本部警務部の所掌事務と

して、被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置に関することを定めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第7号議案の議決議案について御説明申し上げます。

乙第7号議案「沖縄県土地開発公社定款の一部変更について」は、関係法令等の改正に伴い定款を変更するため議決を求めるものであります。

次に、乙第8号議案及び乙第9号議案の同意議案について御説明申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員1人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

乙第9号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員2人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため議会の同意を求めるものであります。

最後に、乙第10号議案及び乙第11号議案の承認議案について御説明申し上げます。

乙第10号議案「専決処分の承認について」は、地方税法等が改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものであります。

乙第11号議案「専決処分の承認について」は、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」が改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、「県税の課税免除等の特例に関する条例」の改正を専決処分により行ったことから議会の承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 議員提出議案第2号 国立沖縄青少年交流の家存続に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

赤嶺 昇君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号については、6月8日に開催した文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、国立沖縄青少年交流の家の存続について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「国立沖縄青少年交流の家の存続に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。



○議長（高嶺善伸君） 日程第9 議員提出議案第3号 直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當山眞市君。

〔議員提出議案第3号 卷末に掲載〕

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 おはようございます。

傍聴席においでいただきました御先輩の皆さん、ようこそおいでいただきました。議会100年、ともに喜びを申し上げるものでございます。

それでは、ただいまより意見書を御提案申し上げます。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、6月8日に開催した土木委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、直轄国道3事業の凍結解除について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「直轄国道3事業の凍結解除を求める意見書」を採決

いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第3号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 陳情第51号、第74号の5、第75号、第77号から第79号まで、第82号、第93号、第96号、第101号及び第102号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情11件のうち、陳情第51号、第77号か

ら第79号まで、第82号、第93号、第96号、第101号及び第102号の9件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第75号については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に、陳情第74号の5については沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月17日から23日までの7日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月17日から23日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 6 月24日

平成21年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成21年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成21年6月24日（水曜日）午前10時1分開議

議事日程第2号

平成21年6月24日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	34番	玉城ノブ子	さん
10番	上里直司	35番	比嘉京子	さん
11番	奥平一夫	36番	新垣安弘	君
12番	吉田勝廣	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	41番	池間淳	君
17番	玉城満	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	46番	新里米吉	君
21番	新垣清涼	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	48番	大城一馬	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	総務部長	兼島規	君
副知事	仲里全輝	君	企画部長	川上好	久君
副知事	安里カツ子	さん	文化環境部長	知念建	次君
知事公室長	上原良幸	君	福祉保健部長	奥村啓	子さん

農林水産部長	比嘉俊昭君
観光商工部長	勝目和夫君
土木建築部長	仲田文昭君
企業局長	宮城嗣三君
病院事業局長	知念清君
会計管理者	名渡山司君
知事公室	棚原政忠君
秘書広報統括監	
総務部	黒島師範君
財政統括監	

教育委員会	比嘉梨香さん
委員長	
教育長	金武正八郎君
公安委員会委員	翁長良盛君
警察本部長	黒木慶英君
労働委員会	大城光代さん
会長代理	
人事委員会	伊礼幸進君
人事務局長	
代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	遊佐信雄君
次長	龍野博基君
参事兼議事課長	嘉陽安昭君
課長補佐	平田善則君

主査	佐久田隆君
主査	仲宗根章君
主査	金城悦子さん

○議長（高嶺善伸君） これより本日の開議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日より及び29日から7月1日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日より及び7月1日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、29日及び30日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から26日まで及び29日から7月1日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局局長伊礼幸進君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日から26日まで及び29日から7月1日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に労働委員会会長代理大城光代さん、25日の会議に同委員会公益委員宮里節子さん、26日及び29日の会議に同委員会事務局長比嘉久晶君、30日の会議に同委員会公益委員矢野昌浩君、7月1日の会議に同委員会公益委員宮城和博君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から26日まで及び29日から7月1日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、おはようございます。

代表質問トップバッターでございます。

自民党会派を代表して質問をする前に、所見を少しばかり述べさせていただきたいと思っております。

今定例会冒頭、県議会設置100周年記念行事が開催されました。明治42年7月の県会創設から今日まで、多くの先輩方が沖縄県の発展、県民福祉の向上のために御尽力くださいましたことに、改めまして敬意を表するものでございます。

明治、大正、昭和、平成とまさに沖縄県にとって激動の一世紀を先輩方は、郷土沖縄を思う心を議会人としての高貴な使命感を持って幾多の苦難を乗り越えて、今日の沖縄の姿があると思っております。現代に生きる者の一人として感謝をするとともに、議会人として責任の重さを痛感しております。

また、昨日は麻生太郎内閣総理大臣を初め多くの来賓者が御臨席する中、平成21年沖縄全戦没者追悼式典が挙行されました。64年前の悲劇を二度と再び繰り返すことがないように世界の恒久平和を願うものであり、また同時に不幸にも犠牲になられたすべての方々に対して、自民党会派を代表して心より御冥福をお祈りいたします。

それでは質問を行います。

普天間飛行場移設建設について。

在沖米海兵隊のグアム移転協定が正式に発効いたしました。日米両政府の普天間飛行場の移設に向けた作業が本格化してまいりました。日米合意である2014年までに代替施設の建設が完了すれば、本県が求め続けた普天間飛行場の返還が現実のものとなり、さらに海兵隊員8000人、その家族9000人の移転や嘉手納飛行場以南5基地の全面返還などが実現すれば、本県の基地負担が大きく軽減することになりますのであります。しかしながら、衆議院議員選挙を間近に控え普天間の移設問題は、各党の思惑も絡み、国内だけではなく対米交渉においても複雑な様相を呈してまいりました。次の政権をねらう民主党は、普天間飛行場の県内移設に反対し、県外移設を求めるとしておりますが、県外とはどこを示しているのか、国外か国内なのか、あるいは国内のどこを示しているのか言及は避けております。政権をとってから、在沖米軍再編について改めて米側と協議するということであれば、普天間飛行場の移設先や海兵隊のグアム移転、嘉手納以南の大規模基地の返還などについては、すべて白紙に戻ることになりかねないのであります。

普天間飛行場の移設問題については、沖縄に関する特別行動委員会いわゆるSACOの平成8年12月の最終報告による日米合意から既に12年、平成18年5月の在日米軍再編に伴う日米合意から早くも3年が経過するなど長い年月を要しております。協議、交渉をやり直すということは、これまでの経緯が示すように、簡単ではなく相当の年月を要することは明らかであります。これは事実上、普天間飛行場の現状固定化につながってしまうのではないかとということで我々は懸念するものであります。

普天間飛行場の移設問題の原点は、市街地の中心部にあり、周辺住民の生活に日常的に支障を来していることから、同飛行場の危険性の除去が急がれていることにあります。このためには、2014年までの代替施設の建設を完成し、現普天間飛行場の返還を実現することが普天間の危険性の除去を図る最良の方策であると考えてるのであります。県外に移設できればベストであります。しかし、復帰後歴代県政が県外移設を求め続けてきながら普天間問題は全く動かなかったのが現実であります。そこに沖縄の基地問題の難しさがあるのであります。

今回の米軍再編に伴う県内移設は、普天間問題を解決する最後で最も可能性のある現実的な選択であると考えます。普天間飛行場の危険性をこれ以上放置してはならず、一刻も早い返還が必要であります。

そこでお伺いいたします。

ア、在沖米海兵隊のグアム移転協定が成立発効したが、海兵隊員8000人とその家族9000人の移転の具体化について日米の調整の現状についてお伺いいたします。

イ、普天間飛行場の県内移設を白紙に戻し、県外移設を米側と協議するとの主張について、普天間飛行場の早期返還、危険性の除去を図る観点から知事の見解をお伺いいたします。

ウ、県外移設という場合、国外・国内を含め受け入れ先や米側との再協議など、現実的に実現可能な方策となり得るか知事の見解をお伺いいたします。

(2)、環境影響評価について。

ア、環境影響評価準備書の送付を受け、県環境影響評価審査会の審査を含め県の対応をお伺いいたします。

イ、方法書に対する知事意見の、可能な限り沖合への移動、名護市の求める沖合への移動・予測・評価などについて、準備書は十分こたえた内容となっているのかお伺いいたします。

ウ、6つのケースについて、自然環境に及ぼす影響が相対的にかなり大きいとする3つのケースと事業計画案に対して検討項目ごとに影響の変化、程度及び優劣のばらつきが生じるとする3つのケースを示している。県が求める沖合への移動に合致するケースがあるか、お伺いいたします。

エ、準備書で示された航空機の飛行経路と埋め立てに要する海砂の調達について、周辺への騒音と環境への影響を県はどのように考えているのかお伺いいたします。

2、不発弾処理問題について。

防衛省の発表によりますと、2008年度自衛隊による不発弾発見件数は、全国では1416件で、発見された不発弾の重量は42.1トンでいずれも前年度よりふえております。そのうち、本県における不発弾発見件数は、前年度に比べ53件増の825件、重量は0.5トン増の23.7トンとなっており、全国の半分以上を本県が占めております。

戦後64年が経過していながら、いまだ不発弾の発見が続いている状況にあり、県内には2300トンの不発弾がまだ地中に埋まっていると言われ、すべて処理するには今後80年以上かかると推定されております。

去る1月には、糸満市で不発弾爆発事故が発生し、工事作業中の男性が大けがを負うという痛ましい事故も起きております。国の責任による民間工事を含めた不発弾探査事業の拡大が求められております。政府の対応は、東京大空襲や原爆などを戦争被害補償してい

ないということから、本県における不発弾事故補償についても否定的であり、現在のところ沖縄特別振興対策調整費を活用した県不発弾等対策安全基金での対応となっており、本県の要求にはほど遠い状況にあります。

本県が求めているのは、戦後処理としての国の責任による被害補償制度の確立であり、公共、民間工事の区別なく全額国の負担による探査の実施であります。

そこでお伺いいたします。

(1)、政府が検討している不発弾爆発事故被害救済制度について、その内容と補償の基準についてお伺いいたします。

(2)、議員立法を含めた国の不発弾処理、被害補償制度の確立について、県の要請行動と政府の対応についてお伺いいたします。

3、土木建築関係について。

本県は、県内企業の約90%以上を中小零細企業が占めるという脆弱な産業構造となっていることから、昨年来の経済の停滞や景気の悪化により企業経営は大きな影響を受けております。特に、県内建設業は、年々公共事業費の削減が続き、工事受注件数が減少する傾向にあり、さらに改正建築基準法の施行による住宅着工の減少など、経営環境は危機的状況にあります。また、業者間の過当競争が激しくなり、赤字覚悟で低入札をせざるを得ない状況に陥っているのです。

県内建設業は、現在約7万人を雇用していると言われ、本県雇用の重要な受け皿となっており、県内建設業の倒産や休業が相次げば、県内雇用環境に深刻な影響を与えかねないのであります。

このような県内建設業を取り巻く環境が厳しい中で、我が会派や沖縄県建設業協会は、県発注の公共工事入札における最低制限価格の引き上げを求めてまいりました。県は、国の改定に準じ最低制限価格を70から90%に引き上げ、さらに実質90%の引き上げについても実施を明らかにしており、評価するものであります。

県においては、全国一律の算定方式ではなく県独自の方式を採用し、県内建設業の経営安定に向け最大限の取り組みを願うものであります。

そこでお尋ね申し上げます。

ア、県内の公共事業はピーク時に比べ大幅な落ち込みで、企業の倒産・負債増についても建設業が最も多い状況に対する県の対策をお伺いいたします。

イ、県は、最低制限価格を90%に引き上げるとしているが、県発注全事業で実質90%引き上げ時期を伺いたい。

ウ、経済危機対策を有効に活用するため、入札期間の短縮などを含め、公共事業の大幅な前倒し執行が必要と考えるが、県の対応を伺いたい。

(2)、国等発注公共工事について。

国土交通省の調査によりますと、同省が2007年度発注した国直轄公共事業約2兆円のうち、地方の地元企業が発注できたのは51%、1兆円余にとどまっているようであります。本県においては、県内の国直轄事業498億円のうち、県内企業の受注額は54.2%、270億円にとどまっており、この数字は、国の中小建設業者の受注機会が確保されるよう可能な限り分離発注を行うとの通達の趣旨からも問題であると考えます。

我が会派は、従来から国の公共事業の受注機会の拡大や入札参加要件の緩和などを求めており、沖縄総合事務局や沖縄防衛局も昨年末から一般競争入札の参加資格条件を緩和するなど一定の前進はありましたが、決定的な地元企業の受注向上にはつながっていないのが現状であります。

本県における建設業は、国直轄事業を初めとする公共事業に依存する割合が高く、近年の公共事業の減少傾向は、県内建設業にとって深刻であります。

そこでお尋ね申し上げます。

ア、国直轄事業の地元受注の過去3年間の割合と県の地元企業受注拡大に向けた取り組みについてお伺いいたします。

イ、沖縄総合事務局と沖縄防衛局において、県内企業の入札参加要件が緩和され参加できる業者は増加したが、実際に入札に参加した業者は少ないようだが、その理由はなぜなのか御説明お願い申し上げます。

ウ、米軍発注の建設工事について、県内建設業の優先受注や建設資材などの県産品使用を米軍に要請すべきと考えるが、県のこれまでの要請行動と実現に向けての課題や問題点をお伺いいたします。

エ、国直轄公共事業に要する費用を地元自治体の一部負担する直轄事業負担金制度について、全国知事会としての対応と県の方針を伺いたい。

4、観光振興について。

昨年からの世界的同時不況に伴い、景気の悪化は国内旅行需要の冷え込みにつながり、その影響により本県観光は、観光客の大幅減少という厳しい状況に陥ったのであります。しかも、その改善が見られない中、ことしに入りメキシコで発生した新型インフルエンザの世界的な広がりや国内での感染者の拡大により、本県への修学旅行の取りやめが相次ぎました。観光は、本県産業の牽引役であるだけではなく経済の柱であり、観光の低迷が長期化すれば本県経済や雇用環境に

与える影響は甚大であります。

近年の本県観光が好調に推移している要因は、リピーター的大幅な増加がありますが、特に本県が修学旅行のメッカとして定着したことが大きく、このような修学旅行のキャンセルや中止は、本県観光にとって深刻な影響を及ぼしかねません。幸い、新型インフルエンザの影響もおさまり、修学旅行や観光客も回復傾向の兆しが見えてきたことは明るい材料であります。

県においては、関係機関との連携や協力を緊密にし、安心して沖縄観光ができるような十分な体制づくりと県内外への観光発信を願うものであります。

そこでお伺いいたします。

ア、秋ごろから新型インフルエンザの再発が懸念されているが、今後の修学旅行など観光客秋季対策をどう構築していくかお伺いいたします。

イ、本県観光がこれまで好調に推移してきたのは、リピーターや修学旅行、企業の報奨旅行などの増加があるが、今回の落ち込みを防ぐための県の対策はどのようなにされたかお伺いいたします。

ウ、本県観光の持続発展を図る上で、県が計画する新たな観光資源やメニューの開発についてお伺いいたします。

エ、政府が展開している2010年までに訪日外国人旅行者1000万人を目標とする「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を本県の海外観光客誘致にどのように生かしていくのか御説明をお願いいたします。

オ、中国や韓国などからの誘客を図る上での課題と航空路線の増開設、運賃の低減など対策の取り組み状況についてお伺いいたします。

カ、本県へ海外からの観光客の誘致を図るには、観光・リゾート地沖縄の知名度アップが必要であります。フランス・ミシュランの観光地を格付して紹介するミシュラン・グリーンガイドの活用を考えるべきと思いますが、御見解をお伺いします。

キ、本県における国際クルーズ船寄港の推移と受け入れ体制の取り組み状況、今後の計画についてお伺いいたします。

5、離島・過疎地域の振興について。

本県は、本土から遠く離れた島嶼県であり、さらに広大な海域に多くの離島が点在していることから、地域の活性化を図る上で多くの制約を抱えております。特に本県の離島は、四方を海に囲まれている上、個々の島の面積の狭小性、あるいは台風襲来の多さなど、生活環境においても厳しい状況に置かれております。このため、3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄県離島振興計画により、各種社会資本の整備が行われ、離

島経済は着実に発展してきておりますが、若者の島外への流出に歯どめがかかず、それに伴い人口の高齢化が進むなどの構造的課題など、いまだ多くの問題点や課題が山積しているのが現状であります。一方で、本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候で年間を通して温暖であり、サンゴ礁に囲まれた美しい海岸線を有しているほか、貴重な自然や動植物が生息し、独特の歴史・文化が受け継がれております。

このため、今後の離島振興は、これまでの離島に対する画一的な施策の展開から、それぞれの離島の地域特性を生かし島の魅力を引き出す施策への転換が必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、離島における若者の定住促進や交流人口の増加対策はどうなっているのか。

(2)、南北大東島の地上デジタル放送開始に向けた予算措置を含め、取り組み状況と放送開始時期、そして維持管理費、運営費はどのようなになっているのか御説明をお願い申し上げます。

(3)、台風被害対策として、宮古・八重山地域への電線地中化について、取り組みの進捗状況についてお伺いいたします。

(4)、平成22年で切れる過疎地域自立促進特別措置法への対応と過疎市町村との連携についてお伺いいたします。

6、県内産業の振興について。

沖縄県産業振興公社が発表した2009年1月から3月期の中小企業景況調査によりますと、県内中小企業の景況感は過去最悪の状態にあり、特に、景気の後退で製造業や小売業が大幅に悪化しているようであります。

このような未曾有の経済危機、景気の後退が県民生活に深刻な影響を与えていることから、県においては、「沖縄県緊急総合経済対策」を打ち出し、中小企業に対する金融支援、資金繰り対策など、経済活動の安心・安定を図るための施策を展開して進めております。このような施策の効果もあり、県経済は明るい兆しが見え出してきておりますが、本県においては、中小企業が99%余りを占めるなど、ほとんどが中小零細企業であることから、産業の振興や経済の回復を図るには中小企業に対する一層の支援策が必要不可欠であります。このため、現下の景気悪化に伴う対策も重要ではありますが、本県中小企業が抱える構造的課題や課題の解決も同時に進めることが必要であり、県や国による思い切った支援策が必要であります。

そこでお伺いいたします。

ア、中小企業の資金繰りで金融機関による貸し渋りや貸しはがしなどが問題となっているが、本県の状況はどうか。

イ、県は、経済対策として中小企業に対する金融支援や雇用対策を実施しているが、その経済効果と雇用の創出をどのように見込んでいるのかお伺いいたします。

ウ、ＩＴ津梁パーク中核機能支援施設の整備状況と入居企業誘致に向けた取り組みの進展状況はどうなっているのかお伺いいたします。

7、福祉関係について。

発達障害及び発達障害が疑われるいわゆる「気になる」子供の早期発見・早期支援について、その子供たちの保護者から県や県議会に対し強い要望が出されております。

我が会派は、発達障害者の心理的機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図るため、発達障害の早期発見と早期の支援を行うことが特に重要であり、国を初め県や市町村の役割の認識と学校教育における発達障害教育の拡充が必要であると考えております。

発達障害の子供を持つ保護者は、「気になる」子供の早期発見・早期支援体制の整備は、本県においてはおくれていることに危機感を持っており、また、早期発見・早期支援が行われなかった子供たちが二次障害・三次障害を引き起こすおそれがあることに苦悩しております。そのため、「気になる」段階からの早期発見の責務を県・市町村が協力して果たしてほしいと訴えております。

発達障害にかかわらず、障害を持つ子供や家族の願いは、どの市町村においてもいつでも適切な支援や対応が行われるような環境づくりであります。

障害者支援には行政のかかわりが不可欠であります。県の指導力のもと、市町村が実施主体となり、障害を持つ子供や家族が安心して暮らせるような支援体制の構築を強く望むものであります。

そこでお伺いいたします。

ア、障害児教育・特別支援教育に特化した専門職の採用について、今年度の状況と今後の計画についてお伺いいたします。

イ、「こころの診療科」の適切な運営を図る上で、県立病院が抱える課題と関係機関などとの連携・協力体制の構築をどのように図っていくのかお伺いいたします。

ウ、発達障害児（者）に対する支援の一環として、発達障害児と保護者や家族同士が交流できる活動拠点の整備などが必要であるが、県の計画をお伺いいたし

ます。

エ、県教育庁は、身体障害者または知的障害者に関し、法令に規定する雇用率2%を達成していないとして、厚生労働大臣から勧告を受けているが、勧告を受けるに至った理由と教職、一般職別の達成状況、今後の計画についてお伺いいたします。

オ、身体障害者福祉法の規定に基づき、県や市町村の公共施設内に身体障害者から、新聞、書籍、たばこ、事務用品などの物品販売の売店設置申請に対する対応方針と現在の設置状況についてお伺いいたします。

8、教育・文化の振興について。

(1)、指導カルテ問題についてお伺いいたします。

「子ども理解のための指導・支援カルテ」について、今、県内の学校関係者や保護者の間に思わぬ波紋を投げかけております。事の発端は、西原町において、指導カルテ記載事項の開示要求について、指導カルテの作成が同町の個人情報保護条例の手續に反すると判断されたことであります。以後、この問題は県内の小・中・高校に波紋が広がり、多くの市町村で見直しに向け検討する方針が示されております。

指導カルテは、2003年7月、北谷町で起きた少年の集団暴行死亡事件を契機に、児童生徒への理解を深め、教育機関や地域社会が相互に連携して生徒指導に取り組むとして、県教育委員会が市町村教育委員会に指導を要する児童生徒のカルテ作成を依頼したことが端緒であります。当初はそれなりに理由はあったと思いますが、その後、教育環境、個人情報保護条例の制定など社会情勢も大きく変化しており、時代に合った対応が求められると考えます。

県教育委員会も改善に向けた取り組みを進めているようではありますが、何よりも児童生徒の人権・人格に配慮することは無論、学校現場でのチェック機能の確立を忘れてはならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

ア、「子ども理解のための指導・支援カルテ」導入の目的と教育上の効果、個人情報保護条例との関連についてお伺いいたします。

イ、今回の指導カルテ問題は、カルテの存在自体が問われているのか、運用のあり方が問題になっているのか、お伺いいたします。

ウ、指導カルテの今後のあり方について、県教育委員会の基本的な考え方を御説明お願い申し上げます。

(2)、文化振興計画について。

本県は、古くから中国や東南アジア諸国などとの交易を通じて多くの文化を吸収し、独自の文化を形成し

てまいりました。その中でも、染物や織物、陶器や漆器などは伝統美術工芸品として、国内外から高く評価され、多くの愛好者から支持を受けております。また、琉球舞踊や沖縄芝居は、沖縄の歴史的、気候的特性を生かした本県独自の伝統芸能であり、格調高くすぐれた芸術性は世界に誇れるものであります。

県においては、沖縄文化振興計画に基づき、個々の施策を展開し伝統文化の振興に努めておりますが、県と国・市町村など行政と民間との役割分担、育てる分野と自立の分野の明確な線引きなど課題も多く見られます。

文化の振興を図るには、県民がいつでも、どこでも鑑賞できる機会を提供し、さらに沖縄独自の伝統文化の保存・継承を図り、多くの県民が文化創造活動が行える基盤整備とこれらの文化活動が産業につながるような仕組みづくりが最も重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

ア、本県の伝統文化を国内外に発信するため、県立芸術大学はどのような役割を果たしているのか。具体的な事例を例示し説明願いたい。

イ、県立郷土劇場の閉鎖に伴い、舞踊や沖縄芝居など関係者からは、沖縄独特の文化・伝統芸能を発信する県立の拠点劇場の建設を望む声が多いが、県の考え方を伺います。

ウ、那覇市壺屋の国指定重要文化財「東ヌ窯」の崩壊について、崩壊に至った経緯と国・県、そして那覇市の三者による保存・修理計画、さらに今後の管理体制について伺います。

最後に9番、カジノ・エンターテインメントについて伺います。

去る3月12日、県のカジノ・エンターテインメント検討委員会は、本県におけるカジノ・エンターテインメントのあり方として、「沖縄統合リゾートモデル」調査結果をまとめたということであります。

施設の開業時期は2015年と設定し、その内容は、ホテルやカジノ、コンベンション施設、ビーチ、リゾートウエディング施設などを併設するもので、敷地面積は60ヘクタールに及ぶ大規模なものとなっております。さらに、施設の導入による直接雇用や観光客の増加などによる経済波及効果ははかり知れないと推定しております。

しかしながら、カジノ・エンターテインメント導入によるメリットとデメリットの両面を示していないとの指摘もあり、県は、検討委員会の検討結果を踏まえ、県の考え方などについて、県民に対する説明会等を県内各地で開くなど慎重な対応が必要であると考え

ます。

そこでお伺いいたします。

(1)、県におけるこれまでの検討委員会の検討内容と、今後検討結果をどのように生かしていくのか伺います。

(2)、検討委員会の「沖縄統合リゾートモデル」の概要と経済効果の試算の内容について示してもらいたいと思います。

(3)、カジノ・エンターテインメント導入に伴うギャンブル依存症や治安悪化による犯罪対策などに対する先進諸国の現状について伺います。

最後に、本県を訪れる観光客は、青い海、青い空、伝統文化などに魅力を感じているが、カジノ・エンターテインメント導入により本県観光に対するイメージへの影響などの懸念に対する県の考え方を伺います。

以上、答弁によりまして再質問を行いたいと思いますが、新しい部長の皆様方の誠心誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

佐喜真議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、普天間飛行場移設に係る御質問の中で、1の(1)のイと1の(1)のウ、すなわち県外移設について早期返還、危険性の除去を図る観点からの見解及びその実現可能性についてという御趣旨の御質問、2つ関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考えております。

次に、同じく普天間飛行場移設に係る御質問の中で、準備書での沖合移動への対応状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

事業者であります沖縄防衛局は、調査結果の概要や環境影響評価の結果、環境保全措置の内容等を記載しました準備書を作成し、平成21年4月1日に県へ送付いたしております。

事業者は、方法書に対する知事意見を勘案して事業

実施に伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握するため、事業計画案と異なる位置における6案を設定をし、調査の結果をもとに比較・検討を行った結果、施工性等の実行可能性を含め、総合的に勘案して事業計画案により準備書を作成しております。

県としましては、事業計画案に係る環境影響評価の結果が示された準備書について、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、土木建築関係の御質問の中で、最低制限価格の引き上げ時期についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

最低制限価格の見直しにつきましては、国から平成21年5月15日に地域の実情に応じた最低制限価格の引き上げを適切に実施するよう要請がありました。

沖縄県としましては、地域の基幹産業であります建設産業が非常に厳しい経営環境にあることから、緊急的経済対策の一環といたしまして、当分の間、最低制限価格を実質的に90%程度になるよう運用することといたしました。

最低制限価格の引き上げの時期につきましては、6月22日の指名通知及び入札公告をいたしました工事から適用をしているところでございます。

次に、離島・過疎に係る御質問の中で、南北大東島の地上デジタル放送に関する御質問にお答えいたします。

県では、南北大東地区の地上デジタル放送につきまして、今回の経済危機対策等を活用し、平成21及び22年度事業として実施することといたしております。

本年度は、海洋調査・設計、機器製作などを実施し、この結果を踏まえ、平成22年度は海底光ケーブル敷設等を実施し、デジタル放送に移行する平成23年7月には、現行の維持管理費、そして運営費約9000万円の範囲内でデジタルの県域放送が開始できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく離島・過疎地域に係る御質問の中で、宮古・八重山地域の電線地中化の取り組みに関する御質問にお答えいたします。

宮古・八重山地域におきましては、近年、大型台風の直撃により電柱の倒壊があり、緊急輸送道路の確保や電力の安定供給の観点から電線類地中化が強く求められております。これまで宮古地域では平良城辺線など3路線で約7.5キロメートル、八重山地域では国道390号など3路線で約2.8キロメートル、合計で約10.3

キロメートルを実施いたしております。

今回の緊急経済対策補正予算案におきましても12億円を計上し、約2.4キロメートルを整備する予定でございます。また、平成21年度からスタートいたします新たな無電柱化計画におきましても、宮古・八重山地域の電線類地中化を推進していきたいと考えているところでございます。

同じく離島・過疎地域に係る御質問の中で、過疎法への対応と市町村との連携についての御質問にお答えさせていただきます。

沖縄県の過疎地域におきましては、過疎地域自立促進特別措置法などに基づく各種事業の実施によりまして、道路やごみ処理施設などの生活基盤の整備につきまして一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、沖縄県の過疎地域は、学校・教育施設の整備のおくれ、医師不足など、今後とも解決すべき多くの課題が残されております。このため、引き続き新たな法律に基づく国の支援が不可欠であります。県としましては、新たな法制定に向けた取り組みを過疎地域市町村と連携を図りながら進めてまいります。

昨年11月18日とことしの5月12日には、沖縄県過疎地域振興協議会と共同で新たな法律の制定につきまして総務省や内閣府に対し要請を行ったところであり、今後も引き続き過疎地域市町村と連携をして取り組んでまいり所存でございます。

次に、県内産業の振興に係る御質問の中で、I T津梁パークの整備状況と企業誘致の進捗状況に係る御質問にお答えいたします。

沖縄I T津梁パーク中核機能支援施設の整備状況につきましては、A棟2階建て、2800平方メートルが平成21年6月より供用を開始いたしております。B棟6階建て、5200平方メートルも今年度上半期には発注をし、平成22年8月ごろに完成の予定でございます。

A棟につきましては、平成21年4月に入居企業の公募を行い、ソフトウェア開発の共同受注・開発を行う企業など4社の入居が決定し、公募したすべてのオフィススペースが活用されております。B棟につきましては、ことし9月ごろをめどに入居企業の公募を開始する予定であります。

A棟及びB棟を合わせますと、中核機能支援施設で約500人の雇用が見込まれているところでございます。

次に、カジノ・エンターテインメントに係る御質問の中で、検討委員会の検討結果と今後の生かし方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

検討委員会におきましては、これまで海外事例の研

究、自民党基本方針の提示、沖縄型カジノ・エンターテインメントモデル及びコンセプトの作成、経済効果の試算及び懸念事項などにつきまして調査検討を行ってまいりました。

この調査検討結果につきましては、今年度県内各地区における地域報告会や県広報媒体などを通じまして広く県民に提供をし議論を促してまいりたいと考えております。また、法律の制定に向けましては、引き続き国等関係機関へ働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

同じくカジノ・エンターテインメントに係る御質問の中で、沖縄観光のイメージとの兼ね合いはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年度の検討委員会で議論していただきました「沖縄統合リゾートモデル」のコンセプトには、第1に、沖縄の海を生かした「遊び」や「癒し」を提供する海洋性リゾートの形成、第2に、国際交流の場として多様なエンターテインメントなどを導入するビジネスからファミリーまでを顧客層とする複合型リゾートの形成、第3に、沖縄の気候、風土に根差し、自然環境や社会文化に調和したリゾート空間の形成の3つを挙げてございます。

このようなコンセプトに基づき、「沖縄統合リゾートモデル」は、コンベンション、シアター、そしてアミューズメントなどのさまざまな機能を兼ね備えた複合型リゾートを考えております。国際観光地としての地位の確立に貢献するものと認識をいたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） このたび知事公室長を拝命いたしました。

基地問題を初め危機管理への対応など、課題は山積しておりますけれども、全力で取り組んでまいります。引き続き議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、佐喜真議員の御質問で、普天間飛行場移設建設についての御質問で、グアム移転の具体的な調整状況についてお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」における2014年までの在沖米海兵隊のグアム移転完了を実現するため、防衛省においては、在沖米海兵隊のグアム関連経費として、平成21年度予算に総額約353億円を計上しております。

また、移転の開始時期についてはまだ政府から明らかにされておりませんが、平成20年4月に示された米国国防総省の「グアム統合軍事マスタープラン素案の概要」によりますと、2010年初頭に環境影響評価決定書が署名され、その後、在沖海兵隊のグアム移転を含めたグアムの基地全体において今後必要となる施設やインフラの詳細な計画が確定する予定とのことであります。

同じく普天間飛行場移設建設についての御質問で、県が求める沖合移動に合致するケースについてお答えいたします。

県としては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところです。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっており、代替施設の具体的な位置については、普天間飛行場移設措置協議会において協議されるものと考えております。

次に、不発弾処理問題についての御質問で、不発弾爆発事故被害救済制度についてお答えいたします。

今般制定されました不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みの内容としましては、1、被害者に対し、死亡時最高1000万円、負傷時最高750万円の見舞金、2に、福祉施設等の公共施設及び民間施設等で被害を受けた家財等生活支援金、3番目に、被害住宅の復旧支援金であります。

その補償の基準といたしましては、自然災害による災害復旧制度・弔慰金制度を基本としつつ、沖縄県の特事情や見舞金の支給を行った唯一の事例であります昭和49年の那覇市小禄での事故の際の見舞金の金額が参考となっております。

同じく不発弾処理問題に関しまして、不発弾処理・被害補償制度の確立についてお答えいたします。

不発弾処理・被害補償制度について、平成21年1月、知事は麻生総理大臣や関係大臣に対して要請を行い、3月に国の支援を受けて「沖縄県不発弾等対策安全基金」を創設したところであります。

その後、被害者への見舞金支給額や施設等への支援金の対象範囲について、国・県・糸満市の三者間で協議し決定したところであります。

糸満市では、被害者への見舞金については平成21年5月に支給、施設等への支援金については6月に支給の予定としております。

県としましては、今回の国の速やかな対応により、新たに不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みが創設され、被害者への見舞金や施設等への支援金の対象範囲について適切に措置されたことに対し高く評価したいと考えております。

なお、今後とも不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等については、引き続き市町村等と連携を図りながら国に要請してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設建設についての御質問で、準備書についての県の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手続は、平成21年4月1日に環境影響評価準備書が県へ送付され、公告・縦覧、説明会の開催、住民等の意見聴取といった手続を経て、去る6月15日に住民等の意見概要及び事業者見解が県へ送付されてきたことから、県は、本年10月13日までに準備書について知事意見を述べることになります。

知事意見を述べるに当たっては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、航空機騒音と海砂の採取による影響についてお答えいたします。

事業者である沖縄防衛局は、住宅地上空の飛行を回避するため、滑走路をV字型にして海上に設定した飛行経路で、航空機騒音による影響について予測・評価しております。

埋立土砂については、事業者は1700万立方メートルを購入するとしており、その際、土砂の採取による環境への影響に配慮されていることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい影響がないよう慎重に判断していくとしております。

なお、辺野古ダム周辺の土砂発生区域において事業者みずから行う土砂採取については、関連工事として環境影響評価が実施されております。

次に、教育・文化の振興についての関連で、伝統文化の国内外発信への芸大の役割についてお答えいたします。

県立芸術大学は、沖縄の豊かな伝統文化を継承し発展させるため、舞踊と組踊を専門的に学び、あわせて国内外の他の芸能との比較研究、太平洋文化圏との交

流事業などを行っております。

県立芸術大学は、本県の芸術文化の振興に大きく寄与しており、その果たす役割は極めて重要であると考えております。

次に、同じく教育・文化の振興についての御質問で、県立の拠点劇場の建設についてお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で劇場の重要性は認識しており、その整備は将来的な検討課題としてとらえております。

県としましては、国立劇場おきなわと連携をして伝統芸能活動の支援等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） おはようございます。

去る4月1日に土木建築部長を拝命いたしました仲田文昭でございます。

道路、港湾、河川、住宅等の社会資本の整備に取り組んでまいりたいと考えております。また、安全・安心な県土づくりと県民福祉の向上に努めてまいりたいとも考えておりますので、議員皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、土木建築関係について、建設業の倒産、負債増に対する県の対応についてお答えいたします。

沖縄県においては、建設業資金調達の円滑化を図るため、既存の「下請セーフティネット債務保証事業」とあわせて、平成20年12月に「地域建設業経営強化融資制度」が活用できるよう関係要領を整備したところであります。

本制度は、建設業者が有する公共事業請負代金債権を流動化し、未完成部分を含めた工事出来高を超えた部分に対しても融資が受けられるようにする制度であります。本年3月末までの本制度利用状況は7件で、約2億5000万円となっております。

また、その他の対策としましては、最低制限価格の見直し、入札手続の改善、工事前払い金・中間払い金の迅速な支払い、公共事業の大幅な前倒し発注、「ちゅうらしま建設業相談窓口」の設置等を行い、建設業の経営安定に資することとしております。

次に、同じく土木建築関係についての、公共事業の大幅な前倒し執行についての御質問にお答えいたします。

平成21年度の公共事業予算については、県内景気の

後退を下支えするため、上半期の執行目標率を前年度より5.5ポイント高い80%とし、公共事業の大幅な前倒し執行に取り組んでいきたいと考えております。

公共工事の発注に当たっては、平成21年度から特別簡易型総合評価方式の導入と土木事務所等の予算執行の権限を5000万円から1億5000万円に引き上げたことにより入札手続期間の短縮化が図られております。

今後とも入札手続期間の短縮化や執行体制の強化に努め、上半期の目標達成に向けて鋭意取り組んでまいります。

同じく土木建築関係につきまして、国直轄事業における地元企業の受注状況と県の取り組みについてお答えいたします。

国直轄事業の地元企業への過去3年間の発注実績の割合は、沖縄総合事務局では、平成18年度は金額で48.8%、件数で81.0%、平成19年度は金額で54.6%、件数で80.1%、平成20年度は金額で48.6%、件数で80.9%となっております。また、沖縄防衛局では、平成18年度は金額で62.9%、件数で90.5%、平成19年度は金額で45.0%、件数で75.4%、平成20年度は金額で69.2%、件数で83.8%となっております。

県の地元企業の受注拡大の取り組みにつきましては、昨年度は知事、副知事が国の関係機関等へ要請を行っており、今年度も引き続き分離・分割発注による地元企業への受注機会の拡大や県産資材の優先使用について要請を行っていききたいと考えております。

次に、国への入札参加業者が少ない理由についてにお答えいたします。

昨年度、知事が沖縄総合事務局と沖縄防衛局に対し県内建設業への優先発注等の要請を行ったところ、入札要件を緩和する等の措置が図られてきております。

入札に参加した企業が少なかったことについて沖縄総合事務局に照会したところ、WTO案件で入札手続がふなれなこと、専任技術者等の確保ができなかったこと等の理由を挙げております。

続きまして、米軍発注工事の課題と問題点についてにお答えいたします。

米軍に対しては、ことしの2月13日に米軍が発注する建設工事の分離・分割発注による県内建設業者の受注拡大や建設資材等県産品の優先使用について要請を行ったところであります。

米軍発注工事への県内企業の入札参加に当たっては、入札参加申請書類等がすべて英文のため翻訳の必要があることや、10万ドル以上の請負契約に100%の履行ボンドが義務づけられていること等の課題があると聞いております。

続きまして、直轄事業負担金制度に係る県の方針についての御質問にお答えいたします。

全国知事会は、直轄事業負担金について、負担金の算定基準や内訳明細の速やかな情報開示、現行制度の早急な改善、維持管理負担金の早急な廃止、国と地方の役割分担を明確化した上で、最終的には地方負担金の廃止を国に求めています。

沖縄県としましても、全国知事会と連携して今後さらなる情報開示等を国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 皆様、こんにちは。

観光商工部長の勝目といたします。

我が部は、観光の振興を初めあらゆる産業の振興、それから労働雇用問題等課題が山積しておりますが、何とか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、御質問にお答えしたいと思います。

観光振興について、観光客秋季対策についてお答えします。

沖縄県では、新型インフルエンザ対策として観光関連団体からの情報収集に努め、県のホームページで迅速な情報の提供等を行います。

修学旅行については、県外での修学旅行説明会などで本県の危機管理の取り組み等を発信してまいります。

また、団体旅行の誘致対策として、秋以降、新規に団体旅行を行う主催者に対し経費の一部を助成することとしております。

次に、同じく観光振興の、観光客数の落ち込みを防ぐための県の対策についてお答えします。

沖縄県では、昨今の不況に伴う観光客の減少を防ぐ対策として、沖縄観光特別対策事業を実施しております。

主な内容としては、観光情報サイト「真南風プラス」を活用したキャンペーンや、首都圏を中心とする観光PRイベントの実施、新聞・ラジオ・テレビなどメディアを活用したPRを実施するとともに、新規団体旅行客への支援制度を発足させたところであります。

また、海外においては、特に中国からの誘客を図るため、富裕層向け会員制クラブを活用した観光セミナーを実施したところであります。

今後も引き続き航空会社、旅行社、市町村などと連

携して、観光客の増加に向けた効果的な誘客プロモーションを実施してまいりたいと考えております。

次に、同じく新たな観光資源やメニューの開発についてという御質問にお答えします。

沖縄県では、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を図るため、新たな観光資源や質の高い体験滞在型観光メニューの開発に取り組んでおります。

平成21年度におきましてはエイサーやハーリー、沖縄音楽など地域の文化イベントを新たな観光資源として拡充していくため市町村などに助成するほか、旅行商品化やプロモーション活動を支援してまいります。また、ロケ地ガイドマップの作成配布や沖縄観光情報サイト「真南風プラス」による情報発信により、県内で撮影された映画やドラマなどのロケ地をめぐる「フィルムツーリズム」を推進してまいります。

これらの取り組み強化により、新たな客層の誘致やシニア層を中心とするリピーターの長期滞在及び体験型観光を促進するなど、沖縄観光の持続的な発展を図ってまいりたいと考えております。

同じく「ビジット・ジャパン・キャンペーン」をどのように生かしていくかということの御質問についてお答えします。

沖縄県では、外国人観光客の誘客を促進するため、国と連携して「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を推進しています。

具体的には、中国や韓国など東アジア及び欧米諸国における国際旅行博への出展や海外メディア及び旅行社の招聘を行っております。

今後とも、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」との連携を図りながら、外国人観光客の誘客につなげていきたいと考えております。

同じく中国や韓国などからの誘客を図る上での課題についてという御質問にお答えします。

外国人観光客誘致の課題としては、海外における知名度の向上、魅力ある旅行商品の開発、航空路線の拡充、クルーズ船の誘致などが挙げられます。このため、メディアを活用した広報宣伝やウェブサイト「真南風プラス」による多言語での情報発信、商品造成を目的とした海外旅行社の招聘、航空チャーター便やクルーズ船の誘致促進などに取り組んでまいります。

次に、ミシュラン・グリーンガイドの活用についての御質問にお答えします。

日本に関する旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」フランス語版がことし3月に発行され、沖縄県からは石垣市の川平湾が三つ星に評価されております。また、二つ星には沖縄美ら海水族館ほか

8カ所、一つ星には首里城ほか18カ所が選ばれております。

これらの世界に誇れる観光資源については、海外での旅行博やホームページでの情報発信等を積極的にを行い、外国人観光客の誘致などに活用してまいりたいと思っております。

次に、国際クルーズ船寄港の推移、受け入れ体制の取り組み状況、今後の計画等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県における国際クルーズ船の寄港回数は、平成17年89回、平成18年19回、平成19年61回となっております。

受け入れ体制の取り組みとしては、旅客船バースを整備するとともに、港での歓迎式典や船内イベントを実施しています。また、出入国手続の簡素化及び迅速化等について、国関係機関への協力要請を行っております。

今後は、大型船を有する欧米諸国のクルーズ会社に対しトップセールスを行うほか、商談会などへの参加を通じて誘致活動を展開してまいります。

県内産業の振興についてという御質問の中で、貸し渋り、貸しはがしの状況についてという御質問についてお答えいたします。

県内商工団体等の相談窓口等において貸し渋りなどの苦情相談も見受けられますが、沖縄県が貸し渋り、貸しはがしの実態を直接把握することは、金融機関の監督官庁が金融庁となっていることや金融機関と個々の企業との個別取引関係への介入になることから困難であります。

貸し渋り、貸しはがし対策については、金融庁において、金融機関に対し「中小・零細企業に対する金融の円滑化の要請」や「金融円滑化のための集中検査」などを実施しており、沖縄県としても資金繰りの円滑化について県内金融機関に対し要請を行ったところがあります。

次に、経済対策について、金融支援の効果及び雇用創出についてとの御質問にお答えします。

中小企業に対する金融支援については、県単融資制度「原油・原材料高騰対策支援資金」の平成20年度融資実績が件数で116件、融資額で約29億2200万円、「中小企業セーフティネット資金」が113件、約12億7300万円となっております。また、県信用保証協会の緊急保証制度については、制度がスタートした平成20年10月から平成21年3月末までの保証承諾件数は3140件、金額は663億3300万円となっております。

その効果については、個々の企業ごとに資金使途等

融資を受ける事情が異なることから、全体としての経済効果を定量的に把握することは困難であります。倒産企業が低水準で推移していること、また商工団体等から県融資制度による緊急支援により資金繰りがよくなったとの評価もあり、経済効果は大きなものがあると考えております。

雇用対策については、今回の経済対策で緊急雇用創出事業臨時特例基金への40億円の積み増しなどによる基金事業の拡充で、新たに延べ3500名の雇用創出を見込んでおり、昨年度の経済対策分と合わせて21年度からの3年間で合計約7000名の雇用創出を見込んでおります。

次に、カジノ・エンターテインメントについて、「沖縄統合リゾートモデル」の概要及び経済効果の試算についてという御質問にお答えします。

「沖縄統合リゾートモデル」は、敷地面積約60ヘクタール、そこに5000室のホテル、1万7000人収容のイベントアリーナのほか、シアターやショッピングモール、マリン・ミュージアムなどで構成しており、その中でカジノ機能は、施設全体の延べ床面積の約3％程度となっております。

統合リゾート全体の経済効果の試算においては、生産誘発効果が約8900億円、税収効果が約760億円余りとなっており、また、雇用効果については、統合リゾートにおける直接雇用が約1万3000人、雇用誘発効果が約7万7000人と試算しております。

カジノ事業については、県と市町村が施行者である場合の収益が合わせて約270億円と試算しております。

同じくカジノを導入している先進諸国の現状についてという御質問についてお答えします。

アメリカ、カナダなどの先進諸国の事例によると、州政府などの公的機関による厳格な規制、監視及び管理下においてカジノが実施されれば、懸念事項と考えられている暴力団等組織悪の介入、青少年への影響、地域環境への影響などについては発生を抑制することが可能とされており、実際には大きな社会問題とはなっておりません。

ギャンブル依存症については、プレーヤー人口の約1％から2％が陥るとの調査結果もあり、先進諸国においては、A T M設置数の縮減などの予防策やカジノからの収益を活用した依存症回復支援施設への支援などの対策がとられております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） おはようございます。

去る4月1日に企画部長を拝命いたしました川上でございます。

沖縄振興のために一生懸命努める所存でありますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、答弁をさせていただきます。

観光振興についての御質問の中の、国際航空路線の増開設、運賃低減等の取り組み状況についてお答えいたします。

ことし7月、中国の北京、上海、広州3市における訪日個人観光ビザ創設により観光客の増加が期待されることから、県は、中国の航空会社に対し那覇―北京路線の開設や、広州市に近接する那覇―香港路線の増便を要請するとともに、国に対し着陸料等の軽減要請を知事が直接行うなど、外国人観光客の誘客に取り組んでいるところでございます。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島における若者の定住促進や交流人口の増加対策についてお答えいたします。

県は、離島振興を県政の重要課題と位置づけ、生活環境基盤の整備や医療サービスの向上などの諸施策を推進するとともに、地場産業の育成により魅力ある就業の場の確保を図るなど、若者の定住促進に努めているところであります。

また、島々の歴史や特色など資源を生かしつつ、「体験滞在交流促進事業」や「自然・伝統文化を活かした交流促進事業」及び離島フェア等の地域間交流の促進を図る各種事業を推進することにより交流人口の増加を図り、離島地域の活性化に努めているところであります。

県としては、引き続き離島地域の活性化を図るため、若者の定住促進や交流人口の増加のための諸施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） おはようございます。

教育長を拝命いたしました金武でございます。

沖縄県の教育の充実・振興に全力で取り組んでまいりたいと思います。議員各位の御指導、そして御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、福祉関係についての御質問で、特別支援教育等に特化した専門職の採用についてお答えをいたします。

学校教育法においては、障害児教育・特別支援教育

に特化した臨床心理士等の常勤専門職の設置に係る明確な規定はありませんが、特別支援学校において理学療法士等の外部専門家を活用した研修会を実施するなど、自立活動等の授業改善に取り組んでおります。

また、各学校においては、医療、福祉、労働などの関連機関との連携を図る特別支援教育コーディネーターが指名されております。教育的支援の充実に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、今後とも特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に努めてまいります。

次に、障害者雇用についてお答えいたします。

県教育委員会は、平成18年から平成20年を計画期間とする障害者採用計画が適正に実施されていないとして、厚生労働大臣から勧告を受けたところであります。

県教育委員会における実雇用率は、平成20年6月1日現在で1.27%となっており、職種別では教育職員が1.18%、教育職員以外は2.01%で、職員構成の約9割を占める教員において雇用率が低い状況にあります。

県教育委員会では、障害者雇用の改善に向けて、「沖縄県教育委員会障害者雇用推進委員会」を庁内に設置し、今後の取り組み方針を策定したところであります。

具体的には、教員候補者選考試験における「特別選考試験」の実施、沖縄県職員採用選考試験における学校事務職員の障害者採用枠の拡大、教職課程を設置している県内大学との連携による障害者の教員免許状取得の促進などに加え、沖縄労働局と連携を密にし、障害者雇用の取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

次に、教育・文化の振興についての御質問で、「子ども理解のための指導・支援カルテ」の導入等についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、平成15年の北谷町での中学生傷害致死事件を教訓として、不登校児童生徒の実態把握と児童生徒理解を図る観点から作成を依頼したものであります。

当カルテの作成活用によって児童生徒理解が深まり、個に応じたきめ細かな指導・支援がなされ、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に寄与してきたものと考えております。

しかしながら、当カルテは児童生徒の個人情報を収集・作成することから、個人情報保護条例との整合性や保護者への周知と理解を得ることなどが課題になっているものと考えております。

次に、「指導・支援カルテ」のあり方についてお答えをいたします。

当カルテについて、今回、問題の発端となった西原町では、町長への届け出など個人情報保護条例に基づいた手続がなされていないという個人情報保護審査会の答申がありました。

現在、多くの市町村で同様な手続上の問題が指摘されております。また、当カルテの作成や内容・活用等について、本人や保護者への説明や理解を得ることなどが十分でなかったことから、カルテのあり方についても問われているものと理解をしております。

次に、「指導・支援カルテ」の今後のあり方についてお答えをいたします。

「指導・支援カルテ」については、個人情報保護条例との整合性、保護者への周知方法等に課題があるとの指摘等を踏まえ、学校、家庭、地域を含む社会全体で児童生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に立ち戻り検討する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、当カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討していただき、その提言を受け対応してまいりたいと考えております。

各市町村においては、それぞれの個人情報保護条例との整合性などについて慎重な判断や検討がなされているものと理解しておりますが、今後、市町村の求めに応じて県の検討委員会の提言を参考に適切に対応していきたいと考えております。

次に、「東又窯」の保存・修理等についてお答えいたします。

新垣家住宅は、伝統的な壺屋陶工の住宅形式を知る上で貴重なものとして、平成14年に国の重要文化財に指定されました。当初から保存・修理の必要性が指摘されていましたが、修理にかかる負担額や所有者が多数いることなどから同意が得られない状況でありました。これまで所有者、那覇市、県が協議を続けていましたが、この3月の長雨と経年による腐食で倒壊しました。

登り窯の解体格納調査事業は、9月から事業に着手できるよう文化庁及び那覇市と協議を進めております。全体の保存・修理については、母屋が老朽化で非常に危険な状況にあることからこれを先行し、作業場、離れ、登り窯、敷地内環境整備の順に行う計画で約5年間を見込んでおります。

今後の管理については、文化庁の指導も仰ぎつつ所有者の意向を踏まえながら、那覇市及び県で調整をし

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉関係についての御質問の中の「こころの診療科」の適切な運営についてにお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」については、担当医師の退職に伴い、去る4月から休診しております。

現在、早期の診療再開に向けて、人的ネットワークやホームページ等を活用して後任の医師確保に努めているところであります。

県立病院における「こころの診療科」の運営においては、保健・福祉行政や地域との幅広い連携の重要性が指摘されております。

現在、福祉保健部が策定中の「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を踏まえ、県立病院としても適切に対応していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） おはようございます。

4月1日付で福祉保健部長を拝命いたしました奥村啓子でございます。

微力ではございますが、本県の福祉・保健・医療の充実に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

また、昨日の沖縄全戦没者追悼式におきましては、沖縄県議会議長を初め議員の皆様の御参列をいただき、深く感謝申し上げます。おかげをもちまして式典は滞りなく行われました。本当にありがとうございました。

それでは、佐喜真議員の福祉関係についての、発達障害児や家族同士が交流できる活動拠点の整備についてお答えいたします。

発達障害児の支援において、当事者及びその家族が社会的及び心理的に孤立しないように、身近な地域において支援体制を構築していくことは極めて重要であると考えております。特に、乳幼児健診後、就学前までの早期支援の必要性については関係者の認識が広がっており、市町村においては、その一環として親子教室や親子通園事業を実施しているところであります。

県においては、これらの市町村事業も含め、総合的

な支援体制を構築していく観点から、市町村及び当事者団体等からの意見聴取を踏まえ、おのおの役割分担を明確にした「発達障害児（者）支援体制整備計画」県案を策定し、現在パブリックコメントを募集しているところであります。

今後は、同計画に基づき、市町村や当事者等と連携し、支援体制を整備してまいります。

続きまして、売店設置申請に対する対応方針と設置状況についてお答えいたします。

身体障害者福祉法第22条には、公共的施設の管理者は、身体障害者から申請があれば売店を設置することを許すように努めなければならないと規定されております。この規定に基づき、県においては、平和祈念資料館内や八重山合同庁舎に売店等の設置を認めております。

また、自動販売機については、県の庁舎等に予定も含め8台設置するとともに、県関係施設の施設管理者に対して障害者からの設置申請に対する対応について理解と協力を求めたところであります。

市町村における身体障害者の売店設置状況は把握しておりませんが、市町村については、同法において売店設置の可能な場所等について身体障害者に知らせなければならないことから、適法に実施されているものと考えております。

県としましては、引き続き県及び市町村の施設管理者等に対して理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○佐喜真 淳君 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 再質問を行いたいと思います。

要望も含めてですが、不発弾処理問題について、昨日は麻生内閣総理大臣が引き続きこの問題については推進していきたいというお話もございましたし、当然救済制度については評価もしますが、引き続き知事を先頭に、そのあたりは今がチャンスといえますか、あのような発言の後ですからしっかりと具体的に県の方から、不発弾処理については明確な要請をしていただきたいと思いますので、この件につきましてもし知事が答弁をいただければお願いいたします。

あと、教育委員会なんですが、指導カルテ検討委員会をつくったというお話ですが、結論から言うといつ

ごろ市町村とかあるいは県の委員会として結論を出していくのか、そのあたりの具体的な期間、時期というのはいつごろを目安にしているのかわかりましたら答弁をお願いしたいと思います。

あと、離島・過疎地域の振興についてですが、これは要望させていただきたいと思います。

南北大東島の地上デジタル放送、現行の9000万円――管理運営費を含めてですね――これ以上島民に対して負担のないように継続的にぜひこれを維持していただきたいと思います。絶対に負担が増にならないようお願いいたします。

あと、国発注公共工事の件なんですが、引き続き見ていると金額のパーセンテージまだまだ低い感がいたします。県経済大変厳しい状況でございます。建設業界も厳しいですから、研究・分析しながら、いかに県内の業者が取れるように、受注ができるように研究していただきたいと思いますので、これは引き続きぜひ担当部局並びに知事が先頭を切ってやっていただきたいと思いますが、決意のほどをお伺いして私の代表質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 佐喜真議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1の不発弾処理ですが、まさに議員おっしゃったような方向で、議員のお力も得てしっかりと政府に前へ進むように強く要請してまいりたいと思っております。

それから離島振興の中で、地デジの関係で大東の住民の皆さんへ負担増にならんようにせよという点は、そのようにやってまいりたいと考えております。

そして先ほどの、建設産業が大変苦しんでいるからもっともっと受注の増大、国の仕事についてもしっかりやれという点は重々承って、議員ともどもしっかり受注できるように頑張ったいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 佐喜真議員のカルテについての再質問についてお答えをいたします。

当カルテにつきましては、学校、家庭、地域社会全体で生徒を育てるとの視点から検討する必要があると考えております。

現在、事務局では検討委員会の構成員としまして、弁護士、学識経験者、教職員、保護者代表等を検討しているところでございます。

今後開催される外部有識者を交えた検討委員会において審議していただく予定でございますけれども、その提言を早目に受けまして、ことしじゅうまたはできるだけ早目に、10月をめどに今後の方向性を示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、こんにちは。

県議会100年の節目を迎えた定例会において、代表質問の機会を得られ大変光栄に思います。

それでは、自由民主党を代表しまして代表質問を行います。

まず、県経済の活性化についてであります。

(1)、経済危機対策について。

100年に一度と言われる世界的経済危機の影響で日本経済はかつてない不況の波を受け、国内景気の悪化は予想を超えたものとなっております。

本県においては、中小零細企業の占める割合が高く企業体力が脆弱なことから、企業の倒産、休業が増加している状況にあり、特に昨年末から続いている観光客数の減少傾向は本県経済に大きな影響を与えております。

このような未曾有の経済危機に対処するため、我が党は、まず政局より景気対策を第一とし、景気後退と金融危機が実体経済に影響を及ぼしている中、国民生活と日本経済を守るため、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済対策の3段階で経済財政政策を進め、3年以内の景気回復を目指し、さらに状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に取り組んでいるところであります。

具体的には、総額約75兆円規模の最大規模の経済対策、さらに財政支出約15兆円、事業規模総額約57兆円規模の追加経済対策により、中小企業の資金繰りや雇用の維持、さらに生活者支援、地方への交付金の増額

などにより景気の回復を図っているところであります。

最近、政府の中小企業資金繰り対策である緊急保証制度などにより企業に対する支援効果も出てきており、ここに来て政府の経済対策の効果が出てきたことは間違いないと考えます。

県においても、県単独予算や国の緊急経済対策を受けた県内経済対策を積極的に進めており、さらに、今回国の経済危機対策に対応し雇用対策の拡充強化等を行うため、過去3番目に多い大型補正予算を措置するなど総合経済対策を進めており、評価するものであります。

そこで伺います。

ア、100年に一度と言われる危機的な世界的経済金融情勢の中、国民生活と日本経済を守るため実施している財政支出約15兆円、事業規模で総額約57兆円に達する追加対策について、本県に対する配分と県経済に与える効果を知事はどのように評価しているか伺います。

イ、政府の雇用調整助成金の概要と本県における利用状況について、また、雇用維持にどのような効果を及ぼしているか伺います。

ウ、政府の中小・小規模企業等の資金繰り対策に伴う県内における金融機関の融資や信用保証協会の緊急保証の実施状況とその効果について伺います。

エ、政府は、生活者支援として、地域における医療体制への支援、安心して子供が産めるように支援を実施しているが、本県においてはどのような事業を実施しているか。

オ、定額給付金交付の実施について、本県における交付総額と効果、県民の評価について伺います。

カ、政府の経済対策として、地方に対し、地方の活力のための交付金や雇用創出のための地方交付税等を増額しているが、本県に対する支援はどのようなになっているか伺います。

キ、政府の経済危機対策を受け、今回実施する経済対策の主な事業と予算額及び県経済への波及効果等について伺います。

ク、経済危機対策による地域活性化臨時交付金について、その概要と主な事業について伺います。

ケ、地域活性化・公共投資臨時交付金について、その概要と主な事業について伺います。

コ、子育て応援特別手当について、その概要と支給対象について伺いたい。

2、農林水産業の振興について。

本県農林水産業は、県民への安全かつ安定的な農林

水産物の供給を通して、健康で豊かな長寿県沖縄の食生活の向上に大きく貢献するとともに、地域経済の発展にも大きな役割を果たしております。

しかしながら、近年、従事者の高齢化や後継者不足が慢性化し、今後の経営維持に強い危機感を抱いております。

我が国は、食料自給率の向上が大きな課題となっており、そのためには農業や漁業の後継者の育成確保は絶対条件であります。

特に本県は、耕地面積の狭小性、農繁期における台風の襲来、小規模農家の圧倒的多さなど、多くの不利性を抱えております。

また、本県は、農地を持ちながら農業に全く従事しない土地持ち非農家の所有する面積は、県内耕作放棄農地の61%に達し全国一高いと言われております。

県においては、本県農業や漁業の活性化を図るため、おきなわブランドの確立に向けさまざまな施策を展開しておりますが、今後とも持続的に発展させるためには、農水産業で生活ができ、農業や漁業をやりたいという若者を育て、従事しやすい環境づくりが何よりも重要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、おきなわブランドを確立し知名度アップと周知徹底を図るため、商標登録の重要性について県の基本認識と現状について伺います。

(2)、さとうきびの新価格制度について、特例措置が切れる2010年度以降の本県農家に対する県の対策を伺いたい。

(3)、本県農家の経営安定を図るためには、個人で1ヘクタール以上の経営規模要件を緩和し、小規模農家の実態を考慮した見直しが必要と考えるが、県の見解を伺いたい。

(4)、耕作放棄地で原野化が進み、実質的に復元が困難で現状では耕作に使えない農地が拡大しているが、本県の状況を伺いたい。

(5)、つくり育てる漁業を推進するため、漁港漁場や漁港関連道の整備をどのように図っていくか。

(6)、県内水産物の産地流通拠点の整備と流通体制の整備を図る上での課題と問題点について伺いたい。

3、米軍基地問題について。

普天間飛行場や嘉手納飛行場における騒音被害は、近年ますますふえている傾向にあり、特に外来機の飛来がふえ、訓練の増加とともに夜間の騒音が激化し、周辺住民の我慢も限界に達していると言われております。本日も嘉手納町議会から要請・陳情が県知事に参っております。本当に大変だと思っております。

このように、米軍基地問題は県政の最重要課題であり、これまで歴代県政は基地問題の解決を日米両政府に対し機会あるごとに求めてまいりましたが、本県単独での要請の限界を感じるのであります。

本県における米軍基地問題の根本的解決を図るには、日米地位協定の抜本的見直しが不可欠であると思うのであります。そのためには、これまでの経緯から本県単独での行動では限界があり、米軍基地を抱える14都道府県で構成する渉外知事会が問題意識を共有することが必要であります。

仲井真知事も、再度の訪米要請は本県単独ではなく渉外知事会として行動することが重要であると述べており、現在、その方向で検討・調整が進んでいるようであります。

そこで伺います。

(1)、日米地位協定の見直しについて。

ア、県がこれまで日米両政府に対し要請してきた日米地位協定の見直しの具体的項目のうち、改善された項目と今後改善が期待できる項目について伺いたい。

イ、知事は、今後の訪米について渉外知事会と調整を進めているようだが、渉外知事会として訪米する場合、要請項目について具体的検討はなされているか伺いたい。

(2)、基地から派生する問題について。

ア、本県における米軍人による事件について、過去3年間の件数を伺いたい。

イ、米軍嘉手納基地へのF22戦闘機の一時配備が繰り返され、地元は騒音被害や常駐化を懸念しているが、県の対応を伺いたい。

ウ、宜野湾市のキャンプ瑞慶覧内から排出された廃棄物にアスベストが含まれていた問題について、県が実施した調査結果と今後の対応について伺いたい。

4、北部振興策の推進について。

北部振興事業は、普天間飛行場代替施設の移設受け入れに伴い、平成11年12月28日の閣議決定において、北部地域の振興に係る特別の予算として10年間で1000億円措置することが決定されたものであります。

これにより平成12年度から事業が開始され、これまで年度ごとに100億円の予算措置がなされ、北部12市町村の計画する振興事業を実施してきております。

もとよりこの事業は、米軍基地を受け入れた見返りに北部の振興策として実施されてきたものであり、本来の沖縄振興計画に基づく振興策の一環としてなされるものではありません。

12市町村で構成される北部地域は、人口の減少と高齢化の進行が悩みとなっており、特に若者の雇用の受

け皿となる企業立地のおくれから、若者の都市部への流出に歯どめがかからず危機感を持っております。普天間飛行場の代替施設の受け入れを決断したのも、まさに北部が抱えるこのような課題の解決を図るためであります。

しかし、10年期限付きの北部振興事業は、ことし2009年度で期限切れとなるのであります。代替施設は現在建設に向け作業が進められ、2014年には完成する予定となっており、そうなると2010年度以降の北部振興事業はどうなるのか、北部12市町村にとって最も気になるところであります。

そこで伺います。

(1)、北部振興事業は2009年度で期限切れとなるが、北部に対する新たな振興策のあり方についてどのように考えているのか伺います。

(2)、政府が設置する国・県・名護市、久辺3区で構成する四者協議会の位置づけと今後の振興策の形はどうなるのか伺います。

(3)、名護市の金融特区における企業立地の現状と今後の課題について伺います。

(4)、名護市の金融特区が今後国際的な金融市場を形成するためには何が必要であるか。また、金融人材の育成について、行政、企業、研究機関等との連携・協力体制はどのようになっているのか伺います。

5、大学院大学施設整備について伺います。

沖縄科学技術大学院大学学園法案が、一部修正により衆院で可決いたしました。

大学院大学については、関係閣僚による申し合わせで、平成24年度までの開学を目指しており、そのためには今国会での法案成立が不可欠であります。ただいま参院で審議中ですが、まだ予断を許せるような状況ではありません。

大学院大学の設置位置づけは、国立大学ではなく特別な学校法人となっておりますが、大学経営で最も大切な国による財政支援については、法案の修正により10年後をめどに見直しを行うが、運営費の2分の1を超えて補助することが明記されました。

このことは、開学11年以降も国の継続的な財政支援を受けながら、内外の競争的研究資金、企業からの研究受託収入等、自主的経営の努力を大学に求めたものと考えます。

その上で、大学院大学の本来の目的・理念を維持し、自主性・柔軟性を確保した大学経営のため、さらに、本県の自立的発展の核として位置づけるためにも国の確固とした支援が必要であります。

そこで伺います。

(1)、沖縄科学技術大学院大学学園の設置主体は国立大学ではなく特別な学校法人としているが、法律により特別な補助金交付という国の財政支援との関連で学園の所管省庁について伺います。

(2)、大学院大学に対する開学から10年以降の運営費の補助について、財政的に自立した大学経営の確立との関連で国の財政支援はどうか伺います。

(3)、学園法案の目的に、世界の科学技術の発展に寄与すること、沖縄の自立的発展に寄与することがうたわれております。学園に対する財政的支援と沖縄振興予算との関連性について伺います。

(4)、県が進める周辺整備事業で、門前町など地域のまちづくりについて、現在の進捗状況と今後の計画を伺います。

6、地域医療のあり方について。

(1)、県立病院のあり方について。

全国的に自治体病院が経営危機に陥り経営形態や医療提供機能の見直しが進められておりますが、総務省の調査によれば、地方自治体の837公立病院において、経営改善に向け近隣病院との統廃合を含む「再編ネットワーク化」を計画しているのが全体の2割に当たる195病院に達しているようであります。

このように、地方における公立病院の多くが赤字に苦しんでおり、中には規模縮小や民間譲渡、廃止を余儀なくされるケースもあり、経営状態の厳しさを物語っております。

本県は島嶼県で、同時に多くの離島を抱えており、離島を含めた地域医療の維持・存続は本県における大きな課題であり、県立病院が戦後一貫して地域医療を担ってきております。

しかしながら、県立6病院の経営は財政的に逼迫しており、毎年多額の赤字を出し、累積赤字は216億5500万円余に達するなど、県立6病院も存続の危機に直面しております。

このように、県立病院経営の健全化は喫緊の課題であり、県においては県医療審議会の答申を尊重するとともに、県議会の決議、各県立病院長の意見等を踏まえ、「県立病院のあり方に関する基本構想」をまとめております。これにより、今後は病院事業局の経営再建計画に沿った改革の取り組みが重要となってまいります。県立病院の健全化を図るには所管部と病院事業局が問題意識を共有し、十分な連携のもと県立病院の経営安定・健全運営に向けた一体的取り組みが必要であると考えます。

同時に、県立病院が危機的状況にある今日、市町村の役割を含めた本県における地域医療のあり方につい

ての根本的な議論が必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

ア、県立病院の経営形態のあり方について、独立法人への移行準備と病院事業局の経営健全化への取り組みが同時に進められている。県の基本方針ではどちらに比重が置かれているか伺いたい。

イ、知事は、3年間の経営健全化の取り組みの結果、全適での健全な経営が見込める場合には現行経営形態での存続を検討するとしている。その経営健全化の取り組みの結果は、経営形態のあり方を判断する上ですべてに優先されるか伺います。

ウ、地域住民がいつでも安心して医療が受けられる地域医療のあり方について、市町村との連携が必要と思われそうですが、県の基本的な考え方を伺います。

エ、総務省の調査によれば、全国の自治体で公立病院の統廃合計画が進められているようだが、その状況と主な要因について伺います。

オ、産婦人科等県内における医師不足は、県立病院だけでなく民間病院においても深刻であります。県や民間が個々ばらばらに行動するのではなく、県が主導し民間病院を含め県全体の医師確保計画のもとで具体的行動を展開するべきと考えますが、県の考えを伺います。

カ、政府の追加経済対策で、地域における医療体制の強化として、医師確保への支援が追加されましたが、本県における活用計画について伺います。

(2)、ドクターヘリ導入について。

資金難のため昨年7月から運航を休止していたNP O法入「MESHサポート」が運営する救急ヘリが去る6月15日、運航が再開されました。

6月13日の再開セレモニーにおいて、ヘリの運航費は会員の年会費や民間の寄附金、行政の助成金など8590万円がめどがついたとの報告がありました。しかしながら、ヘリの運航には安定的な資金が必要であり、今回の寄附による運航が一過性に終わるのではないかと懸念されるものであります。関係者もいつまで継続できるかと大変心配している状況であり、やはり国や県の支援が必要であると考えるのであります。

そこで伺います。

ア、県が導入したドクターヘリの現在までの運航状況と離島などからの要請・搬送の状況をお伺いします。

イ、政府は、本県から2機目のドクターヘリ導入の要望があれば優先配慮の意向のようであるが、県の考えを伺います。

ウ、北部の民間救急ヘリ再開との関連で、ドクター

ヘリ導入に向け北部における救命救急センターの指定と行政の支援について県の考えを伺います。

7、陸上交通基盤の整備について。

本県は、陸上交通を代表する電車がなかったことから、陸上交通のほとんどを道路に依存しており、県民の足である公共交通はバス、タクシーが主体であります。

このため、道路交通の現状は自動車保有台数や観光客数増に伴うレンタカーの急激な増加、さらに中南部都市圏への人口集中による慢性的な交通渋滞で路線バスは定時運行ができず、県民のバス離れが広がり、これがさらに自動車への依存度を高めるという悪循環を招いております。

平成15年には沖縄都市モノレールが開業し、那覇市内で新たな交通手段として順調に運行しておりますが、路線が1本という事情もあり、市内における渋滞解消には至っていないのが現状であります。

このように、本県においては、ふえる自動車に道路事情が追いつかない状況にあり、交通渋滞による損失時間は、道路1キロ当たり年間約4万1000人時間と言われております。これは3大都市圏等に次いで全国6番目に大きく深刻であります。

本来、公共交通の主軸は軌道系交通であります。都市モノレールの中南部圏域への延伸の必要性は論をまたないのでありますが、将来的、最終的には定時・定速性、輸送性にすぐれた公共交通の切り札と言える鉄道の導入が必要不可欠であると考えております。

そこで伺います。

(1)、本県は、道路に依存した陸上交通となっており、都市部の交通渋滞緩和や中南部と北部を結ぶ交通アクセスの道路等、陸上交通体系の整備に向けた基本構想について伺います。

(2)、「第3次沖縄県社会資本整備計画」において、「陸上交通基盤の整備」として、「国際性・拠点性を育む交通体系、新たな活力と地域の魅力を支える交通体系、環境負荷が少なく快適で安全に暮らせる交通体系を確立する。」とあるが、その際の中軸となる交通手段は何を想定しているか。鉄軌道も含まれるか伺います。

(3)、国際通り等都市部の交通渋滞の緩和を図るため、次世代路面電車（LRT）の導入について県の考えを伺いたい。

(4)、本県において陸上交通システムの構築を図る上で自動車依存度の高さ、公共交通の定時・定速性と輸送性の確保等が課題であるが、鉄軌道導入について県の基本的考え方を伺いたい。

(5)、陸上交通体系の整備の一環として、名護市許田

が終点となっている高速道路をさらに北への延長が必要と考えるが、県の計画を伺います。

8、商店街・中心市街地の活性化について。

名護市や沖縄市においては大型商業施設が近隣市町村に次々と立地されたことに伴い、中心市街地は空洞化を呈し、小売業の売り上げの減少、売り場面積や従業員も大幅に減少し、商店街は空き店舗がふえ、いわゆるシャッター通りと化している状況にあります。

これら市町村においては衰退の状況をただ静観しているわけではなく、地元行政や商店街組合等によるさまざまな努力が続けられているのですが、一度衰退した町を再び活気づけるのは容易ではありません。このことから、県や国の積極的な支援がなければ活性化は難しいと考えます。そのため、市街地の活性化の促進を目的とする改正中心市街地活性化法の積極的な活用を図り、地域に根差した魅力あるまちづくりのため、地元、県、国が一体となった取り組みを進めるよう願うものであります。

そこで伺います。

(1)、本県における商店街や中心市街地の衰退の要因をどのように分析しているか。また、商店街や中心市街地の活性化に向けた地域の取り組みとその成果について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉元義彦議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、県経済の活性化に係る御質問の中で、国の経済対策の沖縄県への配分と経済効果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の6月補正予算案では、国からの配分等が明らかとなった内閣府一括計上事業などを中心に国庫ベースで総額約312億円を計上いたしております。さらに今後、県計上、市町村計上、そして国直轄事業等を含めて総額でおおむね1000億円程度配分されるものと推計をいたしているところでございます。

沖縄県予算に限っても、平成20年度11月補正予算での約22億円、平成20年度2月補正予算での約206億円、平成21年度当初予算での約101億円に、今回講じる過去最大規模の経済危機対策を加えますと約700億円の財政出動が行われることになっております。この対策に官民が連携をし全力で取り組むことによりまして、現下の厳しい経済状況の改善はもとより、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保など大きな成果が得られるものと考えているところでござ

ざいます。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、耕作放棄地の現状等に係る御質問にお答えいたします。

平成20年度の耕作放棄地全体調査の結果によりますと、沖縄県の耕作放棄地面積は2950ヘクタールで、全耕地面積の約7.5%となっております。

沖縄県としましては、平成23年度をめどに350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めているところでございます。

具体的には、市町村の地域耕作放棄地対策協議会を窓口としまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金によりまして、第1に、雑木等の除去、土壌改良、生産資材の支援、第2に、農業用機械、ハウス等の農業用施設、用排水施設等の整備などを行うことといたしております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、F22戦闘機の嘉手納基地への一時配備に係る御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては、前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要求したところでございます。

次に、北部振興策に係る御質問の中で、北部振興策の考え方という御趣旨の御質問にお答えいたします。

北部振興事業は、北部地域の活性化のみならず県土の均衡ある発展を図る観点から実施されてまいりました。北部地域の振興は、沖縄県の一体的な発展を図る上でその果たすべき役割は今後も重要であります。

県としましては、今後とも北部振興策が継続されるよう、地元との連携のもと積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく北部振興策に係る御質問の中で、金融特区の現状の御質問にお答えいたします。

金融特区は、金融業務の集積を図るため平成14年に指定されております。平成21年1月1日現在、金融関連企業10社が進出をし、607名の雇用を創出いたしております。

この内訳は、オンライントレード証券会社のほか、外国為替保証金取引事業者、金融系のコールセンター

やデータセンターなどとなっております。

今後さらに企業立地を促進し金融業務の集積を図るためには、レンタルオフィスや通信環境の整備、人材育成などが課題となっておりますが、地元名護市と連携をして解決に努めてまいり所存でございます。

次に、大学院大学施設整備に係る御質問の中で、所管省庁はいかがかという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学につきましては、沖縄振興を担当する内閣府と、大学教育を担当する文部科学省が連携をして所管することとなっております。

内閣府は、大学院大学が沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画に基づく沖縄振興施策の柱の一つであるとして設置されるものであることから、事業計画の認可や財政支援などの業務を所管いたします。

一方、文部科学省は、大学院大学が学校教育法上の「私立学校」であることから、学校設立の認可や寄附行為の変更など、教育面を含む大学運営に関する一般的な事項について所管することとなります。

次に、地域医療のあり方に係る御質問の中で、6の(1)のAと、6の(1)のイについては一括して答弁させていただきます。

病院事業の経営形態及び経営形態のあり方の判断についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

基本構想において示しましたとおり、平成24年度以降の病院事業の経営形態につきましては、現時点では結論を保留いたしているところであります。

経営形態については、1、医療提供体制の持続的な確保、2、県立病院の医療機能の水準向上、3、病院現場の勤務環境の改善という改革の目的を達成するためには、病院経営が健全であることが必要であります。このためには、どのような形態が望ましいのかという観点から検討を行う必要があると考えております。

また、経営の健全化のための取り組みは、経営形態のいかんにかかわらず当然進めていくべきものであり、経営形態のあり方については、その成果も踏まえ検討することといたしておりますので、この成果は重要な判断材料になると考えているところでございます。

次に、陸上交通基盤についての御質問の中で、基本構想についての御質問にお答えいたします。

県は、総合交通体系のビジョンを示しました「沖縄県総合交通体系基本計画」を平成14年3月に策定いたしております。

この計画において、陸上交通につきましては、交通の円滑化を促進する幹線道路網の整備や公共交通機関への転換を促進する取り組みなどを推進するとともに、中南部から北部へのアクセス性の向上を図る規格の高い幹線道路網を形成することとしております。

この計画は、現在策定中の21世紀ビジョンを踏まえ見直すことといたしており、その中で次世代路面電車や鉄軌道の導入につきましても検討してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県経済の活性化について、雇用調整助成金などの概要と利用状況等についての御質問にお答えいたします。

雇用調整助成金などは、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、出向させた場合に賃金等の一部を助成するものであります。

本県における利用状況につきましては、沖縄労働局によると平成21年5月末現在で88件の休業等の実施計画届け出が受理されており、うち23件について支給申請が行われたとのことであります。

昨今の厳しい企業経営環境の中、利用企業においては、当該助成金の活用により人員削減の回避及び経営の安定が図られており、雇用の維持につながっております。

次に、金融機関の融資や緊急保証の実施状況とその効果についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット貸付の平成20年度融資実績は、件数で271件、融資額で96億9670万円となっており、平成19年度に比べて175件、64億5000万円の増加となっております。

県信用保証協会の緊急保証制度については、制度がスタートした平成20年10月から平成21年3月末までの保証承諾件数で3140件、金額は663億3300万円となっております。

これらの資金繰り対策の効果については定量的に把握することは困難ですが、日銀那覇支店や民間信用調査機関などによると、倒産企業が低水準で推移するなどの効果があったとの分析がなされており、沖縄県としては県内中小企業の資金繰りに大きな効果があったものと考えております。

北部振興策の推進について、金融特区に何が必要かについてとの御質問にお答えいたします。

金融特区については、昨年実施した「沖縄金融センター可能性調査」によれば、外資系金融機関のバックオフィス、オペレーションセンターや国内外証券会社の誘致を進めるとともに、国際通信回線の整備拡充、優遇税制の拡充などが挙げられており、今後、引き続き金融特区の具体的な展開に向けて検討を進めてまいります。

また、金融人材の育成については、これまでも学生や社会人向けに金融業界を取り巻く経済状況、業界の動向等をテーマに金融教養講座を実施してきましたが、今年度からは、金融特区進出企業と県内大学が連携し、金融の基礎知識を習得後、雇用に結びつける雇用直結型金融人材育成講座を開催しております。

次に、商店街中心市街地の活性化について、中心市街地の衰退の要因と活性化に向けた取り組み、成果についてとの御質問にお答えいたします。

中心市街地の衰退の要因としては、消費者ニーズが多様化する中で、商店街の魅力が低下する一方、郊外型の大規模集客施設の立地が進んだことなどが考えられます。

このような状況を打開するために、各商店街や市町村では、商店主などを対象としたセミナーの開催、空き店舗を活用した創業支援や交流広場の設置、ランジットモールやイベントの開催などに取り組んでおります。その成果を空き店舗率で見た場合、改善している地域もありますが、沖縄県全体ではほぼ横ばいの状況で推移しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県経済の活性化についての質問の中で、経済危機対策としての地域における医療体制支援及び安心して子供が産める支援についてお答えいたします。

経済危機対策における医療体制支援については、女性医師の就労支援として、女性医師バンク事業を実施することにしております。また、災害発生に即座に対応できるように災害現場への携帯医療機器の整備、久米島病院の電子カルテ等の整備事業を実施することにしております。

安心して子供が産める支援として、県では平成21年3月に沖縄県妊婦健康診査支援基金を設置し、平成21年4月から全市町村において公費による妊婦健診を5回から14回に拡大し、健診内容を充実させて実施しております。

続きまして、子育て応援特別手当についてお答えし

ます。

子育て応援特別手当は、厳しい社会経済情勢が続く中、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成21年3月末において3歳から5歳の子供を対象に1人当たり3万6000円を支給するものであります。県内における支給対象児童数は、推計でおよそ5万6000人、支給額は約20億円となる見込みであります。支給方法については、所在地の市町村長が申請に基づき支給することとなっております。

地域医療のあり方の中で、市町村との連携についての質問にお答えします。

医療法第1条の3の規定により、県及び市町村は地域医療の確保に関して同等の責任を有しているほか、住民に身近な行政は基本的に市町村の役割と位置づける地方自治法の趣旨を勘案するとプライマリーケアのような1次医療は基本的に市町村が担うべきではないかと考えます。このため、地域医療を安定的かつ効果的に提供していくには、県及び市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を図りながらその確保に努めるべきだと考えます。

続きまして、公立病院の統廃合計画についてお答えします。

平成19年12月に総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」では、病床利用率がおおむね過去3年間連続して70%未満となっている病院は、病床数の削減や診療所化の抜本的な見直しを行うことが適当としております。

本年4月に総務省が公表した公立病院改革プラン策定状況等によると、公立病院の統廃合となる民間譲渡予定病院数は12病院、診療所化予定病院数は18病院となっているほか、公的病院等の再編・ネットワーク化を通じて病院の統合や診療科目の再編成等の取り組みが行われております。見直しの要因には、医療スタッフの確保、病院の経営状況、病床利用率の状況など、各病院の置かれた状況や医療環境も異なることから、さまざまなものがあると思慮しております。

続きまして、県全体として医師確保対策を展開することについてお答えします。

沖縄県においては、平成18年度に「沖縄県医師確保対策検討委員会」を設置し、組織的・体系的な医師確保対策のあり方を検討いたしました。

同検討委員会の提言を踏まえ、平成19年度から「医師修学資金等貸与事業」及び「離島・へき地ドクターバンク等支援事業」等を実施し、必要な専門医の確保に努めているところであります。また、県内の医学臨床研修事業は、県立病院群、琉球大学附属病院を中心

とするRyuMICグループ、民間病院で構成する群星沖縄の3グループで実施されており、多くの研修医が集まってきております。

今後は、3グループ間の連携を図り、引き続き魅力ある医学臨床研修事業を実施し、専門医等を養成することにより、医師の確保と県内定着に努めていきたいと考えております。

続きまして、追加経済対策における医師確保についてお答えします。

国は、経済危機対策において、地域の医療課題の解決に向けた都道府県の取り組みについて支援することとしております。

その支援方法としましては、県において地域医療の課題解決のための施策を定める地域医療再生計画を策定し、国の承認を得た後、地域医療再生臨時特例交付金を受けて地域医療再生基金を造成することになります。

沖縄県におきましては、基金を財源として、医療機能の強化、医師確保の取り組み等地域の医療課題の解決に向けた施策を実施していくこととしております。

なお、地域医療再生計画の策定に当たっては、県医師会や臨床研修病院の代表者等関係団体の意見も踏まえながら策定することとしております。

続きまして、ドクターヘリの運航状況についてお答えします。

沖縄県のドクターヘリは、平成20年12月1日から沖縄本島中部の読谷村のヘリ基地を中心に、沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としております。

運航開始から平成21年6月16日までの運航実績は、要請件数176件、搬送件数153件（同時搬送1件あり）、未搬送22件となっております。未搬送22件の内訳はキャンセルが6件、日没間近が2件、要請の重複が6件、救急搬送変更等2件、天候不良1件、機体不良が5件となっております。また、離島からの要請は147件で、全体の83.5%となっています。その中には鹿児島県域からの搬送26件が含まれております。

次に、ドクターヘリの2機目の導入についてお答えします。

本県におけるドクターヘリは、沖縄本島全域と本島周辺離島を運航範囲としており、県内人口の92%をカバーしております。

ドクターヘリの複数配置については、平成20年8月末に取りまとめられた厚生労働省「ドクターヘリ導入促進検討会」の報告書において、運航実績等を評価した上で、段階的に効率性等を十分に分析の上、中長期的な配備計画の中で検討を行うことが適当であるとさ

れております。

本県のドクターヘリも運航を開始したばかりであり、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究させていただきたいと考えております。

続きまして、北部圏域の救命救急センター指定についてお答えします。

平成20年4月に改定しました沖縄県保健医療計画には北部圏域における救命救急センターは位置づけられておりません。

救命救急センターの設置に当たっては、厚生労働省の承認が必要であり、専従の救急科専門医を5名配置するなど機能的にも高いレベルが求められることから、北部圏域の医療機関を救命救急センターに指定することは困難であります。

なお、北部圏域の救急医療体制については、北部の救急告示病院間や他圏域の救命救急センターとの連携を図りながら、その体制整備に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県経済の活性化についてに関する御質問の中で、定額給付金の交付総額、効果等についてお答えいたします。

県内における定額給付金の給付総額は、約214億円が見込まれております。

定額給付金の給付は、住民への生活支援とともに、個人消費の増加等により景気浮揚に資するものと考えております。県内では、本年4月から本格的に給付が始まったところですが、6月18日現在で、給付対象世帯のうち約8割の世帯が給付金を受け取っており、定額給付金に対する県民の関心は高いものと考えております。

次に、経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金の概要と主な事業について一括してお答えいたします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地方公共団体において、将来に向け、地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう創設されたものです。総額は約1兆円で、地方単独事業、国庫補助事業の地方負担分に充当することが可能となっております。

今回の沖縄県への配分額は約73億円となっており、主な事業として沖縄県緊急ジョブトレーニング事業、観光客誘致緊急対策プロモーション事業などに充当しております。

地域活性化・公共投資臨時交付金は、経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施することができるとされております。総額は約1兆4000億円で、地方単独事業、国庫補助事業の建設地方債対象事業に充当できるものです。

今回の沖縄県への最終的な配分額は今後決定される予定ですが、主な事業として電線類地中化事業、交通管制システム高度化事業などに充当する予定としております。

次に、経済対策の主な事業と予算額及び波及効果等についてお答えいたします。

今回の経済危機対策に係る6月補正予算案では、企業会計等を含めて総額約372億円を計上しております。

主な事業として、地上デジタル放送推進事業費約30億円、製糖設備緊急整備対策事業約19億円、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増し約40億円、観光客誘致緊急対策プロモーション事業約8億円を計上しております。

経済波及効果を沖縄県産業連関表を用いて推計を行ったところ、執行が次回補正以降となる基金への積み増し分を除いた関連施策の支出総額約307億円に対し、経済波及効果は約484億円、経済成長率を約0.7ポイント引き上げる効果があると試算しております。また、雇用効果については1年で約3700人の創出があり、完全失業率を約0.6ポイント引き下げる効果をもつと試算しております。

次に、大学院大学施設整備についてに関連する質問の中で、開学から10年以降の国の財政支援についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学は、沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画に基づき、沖縄振興策の柱の一つとして設置されるものであることから、国が十分な財政支援を行う必要があると考えております。こうしたことから、開学10年以降の運営費についても、大学院大学の経営状況等を勘案し、国の財政支援のあり方等を含め必要な措置が講じられるものと承知しております。

次に、学園に対する財政的支援と沖縄振興予算との関連についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学は、沖縄における人材育成、科学技術振興の基盤として、沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画にも位置づけられた重要なプロジェクトで、産業振興や雇用の促進、社会資本整備等と相まって沖縄の自立型経済の構築と持続的発展に大きく寄与するものであります。

今回提案されている学園法案は、沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを法律の目的としたもので沖縄振興とも深いかかわりを持つことから、内閣府において沖縄振興費が活用されているものと理解しております。

次に、周辺整備の進捗状況と今後の計画についてお答えします。

沖縄県では、世界じゅうから集まる研究者やその家族が快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして平成19年度に周辺整備基本計画を策定しております。

周辺整備の実施に当たっては、道路や海岸、下水道整備などの公共事業とあわせ、住宅、教育、医療や商業施設など民間の活力を活用しなければならない事業が多く含まれております。現在、11月に設置された周辺整備推進協議会の中に、民間メンバーを含めた専門部会を設置し、その実施に向けた方策について検討を行っております。

沖縄県としては、今後、これら専門部会での検討結果をもとに、大学院大学メインゲート周辺のまちづくり整備や石川インター周辺の交通結節機能の整備、周辺住宅の確保など、それぞれが役割を果たしつつ、一体的に整備が進められるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、陸上交通基盤の整備についての質問の中の、次世代路面電車及び鉄軌道の導入についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

県では、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築や、都市部の交通渋滞緩和を図る観点から、次世代路面電車や鉄軌道の導入についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 皆さん、こんにちは。

4月1日付で総務部長を拝命しました兼島でございます。

県の財政状況は依然として厳しいものがあります。財政の健全化に努めますとともに、厳しい中ですが県の施策・事業がスムーズに展開できるよう一生懸命頑張っております。

議員の皆様には御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは県経済の活性化についての質問の中で、雇用創出のための地方交付税の増額につきましてお答えいたします。

平成21年度の地方交付税において、生活防衛のための緊急対策として、地方公共団体が雇用創出を図ることができるよう、総額5000億円の地域雇用創出推進費が加算されたところであります。

地域雇用創出推進費は、人口を基礎として1人当たり県民所得や有効求人倍率等を加味して算定されることから、雇用情勢の厳しい本県に配慮された内容となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 皆さん、こんにちは。

このたび、農林水産部長を拝命いたしました比嘉でございます。

農林水産業の振興に一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは農林水産業の振興で、商標登録の必要性についてお答えいたします。

県産農畜産物の商標登録については、品質を維持保証し、その信用力が増すとともに、他県産との差別化により、おきなわブランドを確立する上で重要であると考えております。現在、県産農畜産物においては、「長命草」、「あぐー」、「おきなわ和牛」、「石垣牛」、ドラゴンフルーツの「ちゅらみやらび」等が商標登録されております。

県としましては、関係機関・団体等と連携し商標登録を促進してまいります。

同じく農林水産業の振興で、さとうきび経営安定対策について一括してお答えいたします。

さとうきび経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め、基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっております。基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれております。

県としましては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体等と連携し、条件整備を進めるとともに、対象要件の緩和、見直し等について、国に対し強力に要請してまいります。

同じく農林水産業の振興で、漁港漁場や漁港関連道

の整備についてお答えいたします。

県では、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進するため、漁港の整備として、防波堤、波除堤、浮き桟橋及び防暑施設等の整備を行っております。また、漁場整備としては、魚のすみかとなる沈設魚礁や中層型浮き魚礁等のパヤオの設置を行っております。

漁港関連道については、地域の道路状況やニーズに応じて整備を進めてまいります。

同じく農林水産業の振興で、水産物流通の課題についてお答えいたします。

現在、県内の水産物流通の拠点になっている泊魚市場は、狭隘で老朽化しているため衛生面などの課題があり、取扱量の増大が見込まれない状況にあります。このため、県では、糸満漁港を水産物の流通加工拠点として位置づけており、泊魚市場の糸満漁港への移転促進を図っているところであります。また、各漁港における荷さばき施設、冷蔵施設などの流通関連施設についても、地元の要望を踏まえ、水産業構造改善事業により整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍基地問題についての御質問で、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

県におきましては、日米両政府に対し11項目にわたる日米地位協定の抜本的見直しを要請しているところであります。しかしながら、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの政府の姿勢を変えるには至っておりません。

一方、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性のある環境問題や、駐留軍用地の跡地利用を円滑に進めるための返還前の文化財や自然環境等の基地立入調査は重要な課題であると考えており、今後、強く要請していきたいと考えております。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

同じく米軍基地問題についての御質問で、渉外知事会訪米の要請項目についてお答えいたします。

渉外知事会としての訪米は、現在、会長県であります神奈川県と日程等について調整を行っているところ

であります。

訪米に際しては、沖縄県がこれまで要望してきた日米地位協定の見直しの中でも、特に環境問題等を中心に米国政府や連邦議会等の関係機関に対し、過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

次に、北部振興策の推進についての御質問で、四者協議会についてお答えいたします。

沖縄防衛局、沖縄県、名護市及び地元区で構成するいわゆる四者協議会の設置については、現在関係者間で調整を行っているところであります。

県としましては、米軍再編に伴い新たな負担を受け入れることとなる地域に対して、政府がその負担を緩和するために地域の振興などの措置を実施することは必要なことと考えており、今後とも関係者と意見交換をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 皆さん、こんにちは。

3月31日付で警察本部長を命ぜられました黒木慶英でございます。

県民の皆様の平穏な日常生活を守るために、誠心誠意努力してまいり所存であります。議員の皆様には、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは過去3年間の米軍人による刑法犯の検挙件数についてお答えいたします。

昨年、平成20年中は52件、平成19年中は48件、平成18年中は34件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題との関連で、キャンプ瑞慶覧のアスベスト問題についてお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧から排出されたアスベスト廃棄物については、キャンプ瑞慶覧内に戻し適正に保管させるとともに、4月24日及び5月15日に米軍基地内への立入調査を実施し、廃棄物が適正に保管されている状況を確認しております。また、請負業者に処理計画書の提出を求め、許可を取得した業者により運搬・処分を行うことを確認しております。

なお、4月15日にキャンプ瑞慶覧周辺の県道81号線沿い3地点において、大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、一般環境大気の結果と同程度であ

り、特に問題となる数値ではありませんでした。

県としましては、関係機関に対し、基地内で発生したアスベスト廃棄物を適正に処理するよう要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 陸上交通基盤の整備の第3次沖縄県社会資本整備計画の中軸となる交通手段についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は鉄道網がなく、陸上交通のほとんどを道路に依存していることから、広域道路ネットワークの確立やはしご道路の構築など、道路整備を主体とした陸上交通基盤整備を推進しているところであります。しかしながら、道路整備だけでは都市部の交通渋滞緩和への対応が困難であることから、沖縄都市モノレールの延長やソフト施策などの連携など総合的な交通円滑化を推進していきたいと考えております。

次に、高速道路の北への延長計画についてにお答えいたします。

高速道路の名護市許田から北への延長につきましては、北部振興の観点から重要な課題であると認識しております。

現在、国において沖縄自動車道許田インターチェンジ付近から名護市大北に至る延長約8キロメートルの地域高規格道路名護東道路の整備が進められているところであります。

名護東道路以北の延長につきましては、今後の北部地域の交通動向や土地利用の状況等を踏まえ、国と連携し可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 時間がありませんから、ぜひ知事に御要望だけさせていただきたいなと思っております。

知事、MESHサポートのドクターヘリの件ですね、ぜひ知事に要望させていただきたいなと思います。

実は、6月13日に再開の運航式がありました。このときに、県の医師会の会長も激励に見えておりました。ぜひ再開に向けて頑張っていたきたいという激励もやっていたんですが、先ほど福祉保健部長の方から5名の医師の確保についてのハードルが高いという問題もありましたが、これについては後でまたクリアできるような御助言もお願いしたいなと思います。

ぜひこの問題については、なぜ北部でやらなければ

いかんのかというのは重複事案があると、重なった場合の問題があるということと、それからあと1点は15分で初期治療が不可能であると、ヤンバルでやらなければいけないのは15分でやらなければいけないということがあって、この2点があるということを訴えておられます。

それとあと1点はですね、知事、知事が1000万人の観光客の入域をやるために、ぜひこの問題はヤンバルに1000万人の観光客をやるためには、このドクターヘリをヤンバルでやらなければいけないということもあると思いますので、ぜひ御検討をお願いして私の代表質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 昨日6月23日は、全島が祈りに包まれる日でありました。

私も摩文仁の全戦没者追悼慰霊式に参加しました。

昨日もみずからの思いを語られた河野洋平衆議院議長、ことしは議長として最後のそのあいさつの中で、率直に申し上げ、私自身沖縄の負担軽減のために胸を張れるような実績を残すことができなかった、このことを県民に謝罪をしております。沖縄の現状を憂う気持ちであり、このような政治家が今後多くなることを願うものであります。

今度の本会議は、県立芸大の学生の皆さんによる格調高い沖縄の三線演奏で開会しました。くしくも100年の節目に県議会議員としてかわれることは、私の人生にとりまして大変意義深いものでございます。

沖縄県議会は100年を迎え、県民の負託にこたえて県勢の発展と県民福祉の向上に一層邁進しなければならぬと気持ちを新たにしたい次第でございます。しかし、県議会は100年を迎え、なお続く侵略と抑圧の歴史に解決ができないふがいなさを感じるものであります。

我が琉球王国は、武器を持たない、礼節を重んじ、海外交易を大事にする国は1609年の薩摩の侵攻によって重圧に苦しみ、明治維新の廃藩置県による琉球処分は王府を決定的に崩壊させました。明治42年6月、他県より30年おくれで沖縄県会が設立された。さらに、去る大戦の後、サンフランシスコ平和条約で沖縄は切り離され、異民族支配という長い屈辱的な歴史を背負わされたのであります。米国民政府のキャラウェイ高等弁務官は、沖縄住民には自治政治は神話であると沖縄住民を抑圧したのであります。

このような米国民政府の抑圧的な政治や土地の買い上げ、軍用地料の一括払い、永久使用などのプライス勸

告は島ぐるみ闘争となって祖国復帰運動につながったものであります。

1971年6月、沖縄返還協定が調印され、同年11月に批准されます。日本国憲法下の法体系への移行準備が進められた。その根幹となったものが復帰対策要綱であります。沖縄住民の願いとはほど遠く、総点検の結果、作成されたのが沖縄の復帰に関する建議書であります。しかし、屋良主席が羽田空港に到着したときには既に復帰関連法案が可決されていた。県議会100年には、そのような抑圧と苦難の歴史がなお続いているのであります。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、グアム移転協定について。

アは取り消します。

イ、グアム移転経費について、アメリカの海兵隊総司令官は移転経費は足りないとして日本政府と話し合う必要があるとしております。国民の理解が得られると認識するのか。それに対しケビン・メア総領事は変更の必要はないとして関係者間で食い違いが出ていることについて、知事はどう思うか。

ウ、米軍の海外経費負担は憲法違反との指摘もあります。政権交代によってグアム移転のパッケージが崩れることも予想されます。パッケージは普天間返還の最悪のシナリオにならないか問います。

エ、民主党の岡田幹事長は普天間基地の代替地について、県外の具体的な候補地も視野に入れ、オバマ大統領と話し合う考えを示しました。知事の所見を問います。

(2)、不発弾処理について伺います。

不発弾対策について市町村負担の軽減は一步前進がありますが、根本的な解決に至っていないのが残念であります。そもそも不発弾は、国が戦争を起こしたために存在するものであり、国の責任において一日も早く撤去されなければならないというふうに思います。それがなされていないために県民は不発弾による多くの被害をこうむっておるのであります。戦後、不発弾による負傷者は1281人、死亡者は710人に上ると報告されております。

そこで質問します。

ア、基金による不発弾対策は国の第一義的責任はないものとするのか。

イ、被害を受けた方への見舞金支給額は余りにも少な過ぎます。何が算定根拠か、なぜ見舞金か、弔慰金なのか、問います。

ウ、見舞金ではなく国の災害補償でなされるべきで

はないでしょうか。

エ、さきの県議会で、民間工事の磁気探査を全額国庫負担で処理できるよう要望すると答弁したが、その後の経過はどうなっているか問います。

(3)の15兆円の大型補正予算については取り消します。

ア、イも取り消します。

(4)、一連のケビン・メア在沖米総領事発言について問います。

ア、普天間飛行場は危ないとは思わない、知事の3年以内閉鎖状態実現を全面否定、宜野湾市は米軍施設の近くに住宅建設を許可していると危険への接近は宜野湾市長が悪いと発言、4月の石垣民港への掃海艦を市民の反対を押し切って入港させ、入港反対の横断幕の取り外しで市民とトラブルを起こすなど、県民感情を逆なでするメア総領事の発言、態様に知事はどのような印象を持ち、どう対応したのか問います。

大きな2、米軍基地問題。

普天間飛行場は最も危険な基地であることから、その返還が約束された。しかしながら、それが実現しない。県民の70%が反対する県内移設に問題があります。さらに、何が何でも沖縄に普天間基地を押し込もうとすることが遅々として進まない状況をつくっていると思います。アセスで影響はないとすることが問題であります。

(1)、普天間飛行場の代替施設のアセス問題について問います。

ア、沖縄防衛局の環境影響評価準備書は膨大なページを割いたが、一方、必要なものが追加・後出しで、これでは十分な審査ができないとの指摘があります。なぜか。

イ、これまでに追加された項目は何項目か問います。

ウ、大量の埋立土砂をアセスの対象外とする論拠は何か。

エ、具体的にそれぞれの採取現場でアセスは可能なのか。

オ、1700万立方メートルの砂利は、年間採取量の12年分に相当すると言われております。浅海域の微生物や魚介類の産卵への影響はなしと言えるのか。

カ、参議院外交防衛委員会で政務官及び水産庁の増殖推進部長は、大量採取は水産資源に影響する可能性があるかと答弁し、アセスは知事が判断すると述べております。どう認識するか。

(2)、海兵隊のパラシュート訓練について。

6月11日、津堅島訓練水域での訓練はなぜ通報しな

かったか。また、6月18日に行うと通報した訓練の中止の理由は何か。パラシュート訓練及び通報体制のあり方についてどう対応したか問います。

大きな3、雇用失業対策について伺います。

(1)、失業率改善をどう図るかについてであります。全国並みの失業率に改善することは知事の選挙公約であります。公約実現ができなければ選挙に勝つためのうたい文句であったとのそしりは免れない。知事の任期はあと1年余りです。

そこで伺います。

ア、2008年度の完全失業率7.6%、有効求人倍率は0.3倍と改善の兆しが見えない。理由は何か、どう対策を講じたか。

イ、知事は、失業率を全国並みの4%台に改善すると公約したが、7%台の失業率をどう改善するか明確に示されたい。

ウ、これまでのアメリカなどへの外需依存の経済政策の破綻、内需拡大の必要性が指摘されております。失業率改善の内需拡大は何か有効と考えるかお示ください。

エ、不発弾事業費の拡大は、不発弾の早期撤去と失業率改善に効果があると考えますが、大型補正予算でどう反映されるか。

(2)、職業能力開発校における訓練機能の拡大について。

雇用失業情勢が厳しい折、職能訓練を行う職業能力開発校の機能強化と拡大は重要であります。しかしながら、職員団体から出された陳情書について、陳情者の参考人招致と現場の学校視察をしましたが、幾つかの改善点があるというふうに思います。

お聞きします。

ア、浦添並びに具志川職業能力開発校における職業訓練は、応募者が多いにもかかわらず定員の拡大ができない理由は何か。

イ、自動車整備科やOA事務科などは3倍ないし4倍の応募状況になっているが、その改善はなされたのか。

(3)、職業能力開発校における指導体制強化について問います。

ア、訓練指導員の数が両校とも非常勤が多く占めている理由は何か。正職員で充てるべきではないか。

イ、訓練指導員を特別職非常勤に位置づけ、賃金職員のように1ないし3年で切り替えようとしているが、職能訓練の指導体制はとれると考えているのか問います。

ウ、これまで採用した指導員も特別職非常勤職員と

して切りかえていく考えなのか問います。

(4)、公契約条例について伺います。

ILO94号条約は、公的機関による請負契約において労働者の健康、安全、福祉に関する公平かつ合理的な条件を確保するために定められているが、残念ながら日本は批准されておられません。しかし、厳しい財政状況の中で、公共工事などにおいて低価格、低単価による契約、発注などにより受注企業の経営悪化や労働者の賃金や労働条件の低下を招く問題が生じております。そのため、自治体においては独自の条例の制定が進められております。

そこでお聞きします。

ア、公共事業などの執行に当たって人件費の圧縮につながる傾向にあることから、ILOにおいては公契約条例の制定が進められております。地方自治体における条例制定の動向はどうか。

イ、本県の公契約条例制定をどう進めるか。

大きな4、産業政策。

(1)、産業構造の改善について問います。

ア、景気は60%以上が内需によって支えられると言われます。外需頼みの経済、産業構造が指摘されております。内需拡大ができる産業構造をどう改善すべきだと考えるか。

(2)、農業問題について。

ア、WTO農業交渉における我が国は、各国の多様な農業の共存を堅持するとした基本方針で臨んでおりますが、ラミー事務局長のあっせん提案とはほど遠く、再任されたラミー提案で押し切られた場合、本県農業は崩壊することが指摘されております。どう対策を講じているか。

イ、WTO閣僚会議は、世界的な景気回復を図るためには多角的な貿易の推進を図る必要があるとして、WTO交渉の加速化が予想されるが、砂糖は4%の重要品目に入れるか。

ウ、本県の食料自給率はさとうきびを除けばたったの6%、これは極めて憂慮する問題である。年次的に食料自給率をどう改善していくか。

(3)、さとうきびの新価格制度について問います。

ア、現行の価格制度で実施されると6割の農家が――先ほど部長は5割と答弁していました――交付金支払いの対象外になる。これまでの対策がなぜ生かされないのか。

イ、制度の見直しが必要と考えるが、どう進めるか。

国道3事業については取り消しをいたします。

それから、教育のところで、県立美術館の運営につ

いても取り消しをいたします。

(2)の沖縄科学技術大学院大学についても取り消しをいたします。

(3)、児童生徒の薬物対策について。

ア、公立中学校の大麻など薬物アンケートで、使用を誘った相手が友人・先輩が24%、家族が5.3%、近所の人が2.3%、合わせて30%以上が実に身近な人たちであります。この質問通告後に2人の英語教師が大麻取締法違反で逮捕されております。まさしく児童生徒の最も身近なところで起きているのであります。今後徹底した対策が必要であるが、どういう対策を講じていくか問います。

イ、薬物使用について、他人に迷惑をかけていないので個人の自由だと肯定しているのが5%もいることは大変な問題であります。どう指導していくか。

7、環境対策について。

(1)、京都議定書後の県におけるCO₂削減計画と実績について。

ア、数値目標と実績を問います。

イ、何を進めてきたか問います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘勝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に係る御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯等から県外移設は困難であり、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で不発弾に係る御質問で、基金による不発弾対策の国の第一義的責任についてどう考えるかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

不発弾等に関する対策につきましては、麻生総理大臣も国会答弁において、戦後処理の一環として国が責任を持つ旨の答弁をされております。

今回の基金の設置に当たりましては、実質全額国の支援により措置されたものでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、メア総領事の

発言に係る知事の所感という御趣旨の御質問にお答えいたします。

報道で伝えられる総領事の発言は、沖縄の基地形成の歴史的経緯や、今なお沖縄県に存在する広大な米軍基地に対する県民感情に配慮を欠いている面があるのではないかと考えております。

次に、雇用失業対策の中で、御質問の3の(1)のアと3の(1)のイが関連しておりますので、恐縮ですが雇用情勢が改善されない理由と対策、7%台の失業率の改善についてという御趣旨の御質問に一括して答弁させていただきます。

昨年度の県内の雇用情勢は、雇用の場の不足や求人と求職のミスマッチなどの要因のほか、国内経済及び世界経済の悪化を受けてこれまで以上に厳しい状況となりました。このため、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して、雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施するとともに、職業訓練や就職支援を拡充するなどさまざまな事業を実施し、沖縄県の厳しい雇用失業情勢の改善に努めているところでございます。

また、失業率の改善に向けては引き続き全部局が連携をしました産業・雇用の拡大を図りつつ、「みんなでグッジョブ運動」のさらなる展開について、関係機関はもとより県民一人一人に呼びかけ、一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢の御質問で、グアム移転費の費用負担についてお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本が60.9億ドルを提供することなどが示されております。

また、日本側負担の具体的な額については個々の事業の進展とともに明確になり、国会において審議されることとあります。

なお、中曽根外務大臣は去る6月9日の記者会見において、海兵隊司令官の発言の意図はよくわからないが、日米両国では、米軍再編についてはロードマップにのっとって実施していくということで合意しており、その方針に変わりはないと発言しております。

同じくパッケージ論と普天間飛行場の返還について

お答えいたします。

2005年に発表された米軍再編の中間報告の中では、「これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。」としております。

これについて当時の額賀防衛庁長官は、一つでも欠けたらこの考え方が着手されないとの発想ではない。負担の軽減と同時に抑止力の維持というバランスを失うことがないようにしておくということであるとの発言をしており、負担軽減と抑止力のバランスを図って米軍再編を進めることを示したものと理解しております。

県としましては、合意された米軍再編のうち、実施可能なものから先に進展していくものであると考えております。

次に、知事の政治姿勢で不発弾関係ですが、見舞金支給額の算定根拠についてお答えいたします。

不発弾爆発事故により被害を受けた方への支援金については、自然災害に対する災害復旧制度・弔慰金制度を基本としつつ、沖縄県の特殊事情や見舞金の支給を行った唯一の事例である昭和49年の那覇市小禄での事故の際の見舞金の金額を参考に定めております。

被害を受けた方への支援については、労災制度における一時金や年金の給付も見込まれることから、全体として考えていただく必要があると考えております。

同じく見舞金ではなく国の災害補償でなされるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

県としては、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。

国によると、不発弾爆発事故に対する国による補償については、他の戦争被害の補償問題との兼ね合い、均衡などから極めて難しい問題であり、かつその解決のためかなりの時間を要することなどから、今般、不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みの創設につながっております。

同じく不発弾関係で、民間工事の磁気探査の全額国庫負担についてお答えいたします。

国は、民間工事の磁気探査への直接補助について、その適正さの検証ができないことなどから困難と考えております。

その代替策として、民間工事予定地を含めた開発地域の調査を行い、これらの地域においても国庫補助による磁気探査を実施していきたいと考えております。

次に、米軍基地問題の御質問で、米軍のパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

米軍によると、6月11日の津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練において、提供水域外に降下した理由は、突風にあおられた結果とのことであります。

米軍の演習については、昭和47年5月の日米合同委員会合意に基づき、米軍は7日前までに沖縄防衛局に通告することとされており、同局は県、関係市町村及び漁業権者等に通告内容を通知しております。

同日の訓練については、6月2日に沖縄防衛局から一般演習を行う旨の通知がありました。また、米軍によりますと、6月18日に予定されていたパラシュート降下訓練の中止理由は、天候不良に加えキャンプ・シュワブ周辺の各地区で平和祈願祭が予定されていたことに配慮したとのことであります。

雇用失業対策で、不発弾事業費の拡大と大型補正についてお答えいたします。

不発弾等処理事業については、平成21年度当初予算で4億9659万円を措置しております。今回の補正におきまして1億952万円が計上されており、探査面積で当初計画より30%増となっております。これにより磁気探査の加速化が図られるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題との関連で、事業内容が追加・後出しされたことについてお答えをいたします。

環境影響評価制度は、環境影響評価の結果を事業計画や環境保全対策に反映させることにより、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくことをねらいとしており、手続の過程で事業内容が修正されることを前提とした制度であります。

そのため、事業者においては方法書についての知事意見を勘案したり、みずからの必要性などにより事業計画を追加・修正したものと理解しております。

なお、事業者は、方法書段階から追加・修正された事業内容をもとに環境影響評価を実施しており、その結果を準備書に記載しておりますので、県としましては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、準備書で追加された事業内容についてお答えをいたします。

方法書段階の事業内容から追加された主なものは、ヘリパッド4カ所、洗機場の排水処理施設、汚水処理

浄化槽などであり、その他の変更として、作業ヤードの大浦湾西岸海域の取りやめや海上ヤードの位置の変更、大型護岸の係船機能つき護岸への変更などがあります。

次に、埋立土砂の採取がアセス対象外となる論拠及び採取現場でのアセスについて一括してお答えをいたします。

事業者は、埋立土砂約2100万立米のうち、約1700万立方メートルの土砂について購入するとしております。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取は、その目的と事業者が異なるため、環境影響評価法で定める事業の定義から判断して、本事業の環境影響評価に含まれるものではありません。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取による環境影響については、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切に措置すべきものであります。

なお、事業者は、辺野古ダム周辺区域において事業者みずから行う土砂採取については、関連工事として環境影響評価を実施しております。

次に、海砂の採取による環境影響と、参議院外交防衛委員会での答弁について一括してお答えいたします。

沖縄県環境影響評価条例で対象事業としている「土石又は砂利の採取の事業」は、陸域部分で行われる採取に限定していることから、海砂の採取は同条例の対象とはなりません。

しかし、海砂を大量に採取した場合には魚介類の産卵場や生息環境に影響が及ぶ可能性があると考えております。そのため、土砂等の販売業者が海砂を採取する場合には、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切な措置を講じて環境の保全に配慮する必要があると考えております。

次に、環境対策の御質問で、CO₂削減計画の数値目標と実績についてお答えをいたします。

沖縄県では、平成15年8月に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、県内の温室効果ガス排出量を2010年度までに2000年度レベルから8%削減することを目標に取り組みを進めてきたところであります。

本県の2006年度の排出量は、基準年から14%増加しており、目標達成は厳しい状況にあります。

なお、本県の排出量の経年変化については、計画策定前の2000年度から2003年度までの3年間では年間平均約4%ペースで増加しておりますが、県計画策定後の2004年度からは年間平均約0.4%の微増傾向となっ

ております。

次に、県のCO₂削減計画についてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、県民、事業者団体、行政等129団体で構成する「おきなわアジェンダ21県民会議」等と連携し、エコライフ、エコオフィス活動の実践を促すため、「県民環境フェア」等の普及啓発を実施しております。

また、県みずからが率先して対策を実施するため、「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、環境マネジメントシステムや県有施設へのE S C O事業の導入等に取り組んでおります。

さらに、事業者に対しては、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入促進事業を実施するなど、取り組みの強化を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用失業対策について、失業率を改善するための内需拡大についての御質問にお答えしたいと思います。

内需を拡大し失業率を改善していくためには、産業振興及び企業誘致などを一層拡充強化していく必要があります。そのため、観光・リゾート産業については、将来の観光客数1000万人を目指し、観光基盤の整備とあわせて戦略的な誘客活動を推進しております。

製造業については、産学官連携による新商品開発や品質向上、おきなわブランドの確立、県産品の販路拡大等を支援しております。

企業誘致については、沖縄I T津梁パークを引き続き整備促進するとともに、サポーター産業誘致型賃貸工場を整備して誘致環境をさらに整えていきます。

沖縄県としては、これらの施策を着実に実行していくとともに、6月補正予算案で計上している経済危機対策についても即効性があり、内需拡大につながるものと考えております。

次に、県立職業能力開発校の訓練定員の拡大ができない理由とその改善について一括してお答えいたします。

県立職業能力開発校においては、施設内での訓練のほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しております。

施設内訓練の拡充については、新たな設備の導入や

人員の確保が必要となるため、今年度中に策定予定の職業能力開発校の再編整備計画の中で検討してまいります。

一方、民間への委託訓練につきましては、厳しい雇用情勢の中、離職者の早期就職支援のため約1億3000万円の委託訓練経費を補正予算案に盛り込んだところであります。これにより、当初予算に比べ20コース、定員425名が増加し、O A事務科を含め職業訓練機会の提供の充実に努めているところであります。

次に、県立職業能力開発校の職員体制についての御質問にお答えします。

職業能力開発校の職員につきましては、訓練科目への社会ニーズや現在の職員体制等を総合的に勘案して、必要な人材を確保しております。

職業訓練指導員を正職員のみで体制とすると、訓練科目の硬直化を招き時代のニーズに合った訓練が行えなくなることが危惧されることから、正規職員が全般的な責任を有する体制のもと、非正規職員と連携して指導を行っております。

一方、状況に応じて正規の職業訓練指導員の採用を行っており、具体的な動向としましては、平成20年度に任期つき職員を5名、平成21年度には正職員を1名採用し、今後さらに正職員1名を追加して採用の予定であります。

次に、県立職業能力開発校の指導体制の維持及び非常勤講師の採用についての御質問にお答えします。

沖縄県の嘱託員の任用は、嘱託員の委嘱期間は1年以内とし、2回に限り更新することができるとする県の方針のもと、統一的に取り扱っており、他の嘱託員との公平性からも職業能力開発校の非常勤講師のみ異なる取り扱いをすることは困難であると考えております。

しかしながら、職業能力開発校の訓練指導員については、職業訓練の質の向上と指導体制の維持を図るため、適切な人材の確保に努める必要があります。このため、非常勤講師の採用に際しては広く一般公募を行います。現在勤務している方も任期満了後、再度応募し、公平に選考の対象とすることとしたところであります。

次に、地方自治体における公契約条例制定の動向についての御質問にお答えします。

公契約条例の制定に関して、全国の都道府県や市町村議会で、国に対する公契約法の制定や自治体に対する公契約条例の制定を求める意見書の採択が行われております。

全国建設労働組合総連合の調査集計によると、平成

21年1月時点で722の地方議会で730件の意見書が採択されております。

なお、公契約条例を制定した自治体の情報は現在得ておりません。

次に、公契約条例制定をどう進めるかについてお答えします。

本県における公契約条例の制定につきましては、国における公契約法の制定の動向を見守りつつ適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 産業政策との関連で、内需拡大ができる産業構造についてお答えいたします。

我が国の経済は、高い技術力を背景に自動車や電気・精密機械などの輸出型産業によって支えられてきたことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、昨年発生をした100年に一度と言われる未曾有の世界同時不況により、我が国経済は輸出型産業を中心に大きな打撃を受けるなど、景気的大幅な収縮と大量の派遣切りなどに見られるように失業率も大きく悪化してきております。本県においても、観光客の大幅な減少など観光産業を中心に大きな影響を受けております。

我が国において、今後内需拡大に寄与することが期待される産業分野としては、農業、介護・医療分野、環境関連産業分野、情報通信関連分野などが考えられますが、これらの産業分野は島嶼県である本県の強みが生かされる分野でもあり、持続的発展を図る上でも重要な産業分野と考えております。

我が国の産業経済のあり方としては、これらの内需型産業を振興するとともに、引き続き高い技術力を生かして世界をリードし、技術移転等の役割を担っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 産業政策で、WTO農業交渉に関する県の対応について一括してお答えします。

国は、WTO農業交渉に当たって多様な農業の共存を基本方針に、国内農業への影響を十分踏まえ適切に対処することとしております。

県としても、国に対しWTO農業交渉においては、我が国の基本的立場を堅持して交渉に当たるとともに、本県の重要作物であるさとうきびの関税に係る現

行制度が維持されるよう、農業団体等と連携し強く要請を行っているところであります。

今後とも、WTOの動向や国の対応を踏まえつつ、関係団体等と連携し適切に対応してまいります。

同じく産業政策で、食料自給率向上についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成19年度の概算値で33%となっており、平成23年度の食料自給率目標を40%に設定しております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき拠点産地の形成による生産供給体制の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など各種施策・事業を総合的に推進しております。また、平成20年9月に策定した「沖縄県地産地消推進計画」に基づき、1、市町村地産地消推進計画の策定支援、2、学校給食、観光関連施設等における県産食材の利用促進、3、直売所及び量販店等における販売促進、4、「おきなわ食材の店」登録の推進など、地産地消推進運動を計画的に展開しているところであります。

同じく産業政策で、さとうきび経営安定対策について一括してお答えします。

さとうきび経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれております。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係機関・団体等と連携し、条件整備を進めるとともに、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について国に対し強力に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育の御質問で、児童生徒の薬物乱用防止策についてお答えをいたします。

本県の中学生を対象にアンケート調査を実施したところ、薬物に対する認識の不足や規範意識の低さ、身近な人から誘われる等の実態が明らかとなり、憂慮す

べき事態であると重く受けとめております。

去る6月5日に生徒代表、PTA、県警等関係9団体が一堂に会し、薬物の乱用防止に向けて各関係機関・団体がそれぞれの役割と取り組み内容を明確にするとともに、「薬物乱用防止共同アピール」を宣言いたしました。

その内容は、「健やかで夢に満ちた沖縄を築くために、」、「子供として」は「未来に誇れる自分」を、「保護者として」は「帰りたくなる家庭」を、「地域の大人として」は「住みたくなる街」を、「教育者として」は「行きたくなる学校」をつくっていくこととしております。

県教育委員会としましては、県民総ぐるみで薬物乱用防止運動を展開し、青少年の健全育成を推進してまいります。

次に、児童生徒の指導についてお答えいたします。

他人に迷惑をかけなければ何をしてもいいという考え方は、薬物に対する認識以前の問題であり、規範意識の低さによるものと考えられます。「悪いことは悪い」ということを大人がしっかりと伝えていくことと、子供たち相互の人間関係づくりを通して互いに規範意識を高めていく必要があります。

県教育委員会としましては、学校教育活動全体を通してみずからの健康を害する行為をしないという毅然とした態度と、薬物乱用は自分ばかりではなく社会にも悪影響を与え、所持するだけでも犯罪、一度でも乱用になるという規範意識、また自分の一生を大切にできる自己肯定感を高めるなど、指導の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 再質問をしますが、農林水産部長、私の質問に答えてない。観光商工部長も答えてない、はぐらかし答弁。これは次にまた9月議会あたりで徹底してやりますので。

それから知事、今上げたきょうの新聞ですね、読売新聞の6月24日付の新聞です。「普天間移設拒否の条項」ということで、大きな見出しが出ていまして、2010会計年度国防予算権限法案が可決されたと。これは、日米両政府が合意の実現を困難にする条項が含まれているということです。

これはなぜかという、やっぱりアメリカの国防省が滑走路が短いとか、近くに学校（国立沖縄高専）がある。それから飛行経路に電柱などの障害物があると。こういうことでこれではだめなんだと。これはア

メリカの方で可決しているんですよ。したがって、新たに移設場所を探すべきだとの立場までアバクロンビー下院議員は表明したと、こういうことなんです。ぜひお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘勝雄議員の再質問にお答えいたします。

確かに6月24日、きょうの読売新聞だと思います。

今の御質問に対しては、国防予算権限法案の当該修正条項が現在の普天間飛行場代替施設建設計画及び県が求めています沖合移動などにどのような影響を与えるかにつきましては、現時点では明らかではありません。今後の推移を注視する必要があります。情報収集に努めたいと考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 これは知事、知事もそうですし、公室長もさっきから全くこういうことはありませんということで、中曽根外務大臣の対応を引き出したり、こうやっていますが、現実の問題を余りにも知らなさ過ぎるんですよ。私たちは、こういうことではだめでしょう。今の普天間基地というのは、キャンプ・シュワブではだめでしょうということでずっと言い続けている。これが今、ようやくアメリカから明確に示されたということです。これをひとつそういうことで、今後十分な検討をしてください。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは本日の最後ですので、よろしくをお願いします。

今月の初旬、文教厚生委員会で北部市町村を訪ね、所管の施設、県機関等の現状と課題を伺ってまいりました。広い地域ですので、今回は県立高校の視察が中心となりましたが、どこも定員割れが深刻で各校とも非常に頭を悩ませておりました。

特進クラスを設ける、村営の学習塾を設けるなど進学を支援する取り組みや、ゴルフ部など特化した部活動でほかの地域からの生徒の獲得にも力を入れるなど、さまざまな形で学校、保護者、地域がまさに試行錯誤、必死の取り組みを展開しております。

そんな中、ひととき印象に残ったのが辺土名高校でした。ノグチゲラ、ヤンバルクイナもすむ貴重な森林を有する自然環境を生かした専門科・環境科のクラスです。この学科に魅力を感じて、県外6県から7名が在籍し、寮生活をしながら生き生きと学んでおります。寮が休みになる土・日には、地域の農家さんにホームステイの協力をお願いし、家庭的な環境を提供しながら安心した高校生活を送れるよう、地域と連携して支える体制をとっておられました。

しかし一方で、辺土名高校では廃校になってしまうのではないかと危機感を非常に強く持っていました。3年続けて2クラスを割ると統廃合の対象になると、県教育委員会から一定の基準が示されているようであります。

地域から人材が流出し若者がいなくなるというのは、何も学校のせいではないでしょう。むしろ社会構造、産業構造、医療や福祉などのセーフティネットの問題であり、採算に合わないから学校もなくなっていくというのでは地域の衰退をさらに加速させることになると思えてなりません。

さて、昨日「骨太の方針2009」が決定したようであります。社会保障費の機械的な抑制による歳出削減を進めてきたいわゆる小泉路線からの転換ということで、与党内でもめにもめて決着したようであります。来る衆院選は、この間はずたづたになった雇用、社会保障、医療、地方の立て直しに向けたビジョンが大きな争点として問われることになるということになりましょうか。

以上、所感といたしまして、社民・護憲ネットを代表し、引き続き質問に入ります。

今回ちょうどこの6月定例会に間に合わせるかのごとく、県の「県立病院のあり方に関する基本構想」が6月16日に公表されました。

3月の答申を受け、4月の段階で示された経営形態に関する基本方針案は、3年後の平成24年の独法化を目指し、本年度からその取り組みを開始する、現行形態ではもはや限界に達していると結論づけたものでしたが、その論拠が飛躍しており、現在病院事業局が進めている県営再建計画との整合性も問われ、結論先にありきだとの批判が、強く県民、関係者から上がりました。

残念ながら、今日までの経過の中で仲井眞知事は独法化ありきだとの懸念が全県に広がっております。そして、ありきの議論では地域医療の崩壊にもつながりかねないとの危機感から、離島医療を守れという陳情が上がり、北部地域では北部病院を失ってはならない

とする圏域住民のシンポジウムがあり、中部でも中部地区医師会が主催して1000人を超える人々が結集し、中部病院の存続を訴える集会などが開かれてきました。また、県議会も去る2月定例会で、今の全適の成果の検証結果を踏まえるものとし、拙速な判断を行わないこととの県民意思を示す決議を全会一致で可決したところです。

このような各地、各方面での動きを踏まえるならば、知事は一たん独法化の方針を撤回した方がいいとさえ私は思っています。

ただ、今回まとまった基本構想を見る限り、知事御自身もそういった県民の声、議会の声をもはや無視できないとの状況にあると判断したものと受けとめます。独法化するにせよ、全適で行くにせよ、いずれにしても現在の一時借入金の解消、不良債務の解消はやらなければならないから、順番がどうしても同じことだという姿勢が全面ににじみ出ている4月の段階の方針案と、今回まとまった基本構想との違いは、これら県民の声、議会の決議の趣旨を踏まえて経営形態ありきではない、現行形態の存続も当然選択肢の第1番目にあるのだということに落ちついたことだと思っています。ここにまとまるに至った経過は、単なる文章の入れかえではないと思っていますが、知事いかがでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

ア、今回まとまった基本構想の骨子を示してください。

イ、今回の構想は、県議会の決議についても踏まえたものになっていますか。

ウ、今申し上げましたように、経営改善、事業局と現場のみならず、知事の責任において進むものと考えています。経営再建計画の進捗と見通し、その達成に向けた仲井眞知事の決意を伺います。

エ、構想に盛り込まれた「県が提供する政策医療の内容・範囲、それに係る財政負担の基本方針」の策定は、政策責任を明確にする上で必要不可欠です。いつまでに策定しますか。

オ、議会決議の中でも求めましたが、7対1看護体制に向けた検討の進捗、導入の見通しはどうなっていますか伺います。

(2)、新型インフルエンザ対策について、体制の現状と課題を伺います。

次に、介護保険制度改定、その影響について伺います。

介護保険制度は、2009年度改定で介護判定の新しい基準を導入しましたが、要介護度を低くすることで給

付の抑制をもくろんでいるのではないかと疑われる変更となったため、新しい基準で介護度が下がった人はこれまでの介護度を選んでもいい、重いランクの方をとってもいいという展開に迫られました。

例えば、従来はベッドから足をおろして10分間座っていただけるかどうかを一つの介護判定基準にしていたが、今回の改定では、それが1分に短縮され、1分間座っていればコンピューターによって自立と判定される。あるいは重度の寝たきりの方については、従来移動に要する介護の手間を全介助として、最も助けを必要とするケースと判定されていたものが、新しい基準では、寝たきりの人は移動の機会がないから介助なしで自立となり、同じく髪の手がかりがない方も切る必要がないから介助なしで自立となる。こんなことで、恐らく利用者の半分以上がこれまでの要介護ランクを下げられる。体の状態は変わらないのに2ランクも下がる、こういう不安の声が上がっています。

一方、今回は介護報酬が制度始まって以来のプラス改定、3%アップとなりました。

労働環境を少しでも改善しようと、報酬の引き上げに踏み切った動機はわかりますが、これはすべての事業者に無条件に適用されるものではなく、あくまで基準以上の体制の充実を図ったところに認められる加算が中心であり、その加算がとれる事業所は限られています。

しかも、報酬改定はしたのに受けられるサービスの限度額は据え置きのままとなったのが一番おかしいところで、これまでと同じサービスを利用しても、それぞれの単価が上がったために限度額を超えてしまう。その超えた分は全額自己負担となるため、サービスを受ける方の負担が上がるという事態を招いています。もっと言えば、利用者負担の増加でサービス利用の抑制を招くおそれがあるため、あえて加算を取得しない、こういう事業者の声も聞かれるほどです。

このように介護報酬にすべてを連動させていくと、従事者の給与を上げようとするれば、利用者の1割負担、限度額を超えた分の全額自己負担にどんどのしかかってくるという仕組みにならざるを得ないわけで、これでは事業者、利用者、双方持ちこたえられないのではないかと考えてなりません。

そこで伺います。

ア、2009年度改定のポイント、施行後すぐに改定の改定をせざるを得なかった理由、内容についてお示してください。

イ、認定の見直し、調査項目の変更・削減により、介護度（認定ランク）が軽くなる傾向があるとの懸念

の声があるが、実態はいかがでしょうか。

ウ、介護報酬は初のプラス改定となりました。事業所、利用者それぞれにどのような影響がありますか。利用限度額が据え置かれたままで、実際に加算がとれた事業所の割合はどれほどか。ねらいどおり労働環境の改善、従事者の収入増につながるのか伺います。

(2)、本県の介護従事者の平均月収、継続年数、離職率を示されたい。

(3)、介護療養型医療施設は平成23年度末で全廃となることが決まっていますが、受け皿の整備はどうなっていますか。行き場を失う「介護難民」の発生が危惧されますが、現在の病床数と需要、入所待機者の数、今後の転換の見通しをお示しください。

次3番、嘉手納の騒音被害について伺います。

嘉手納町が独自にこのような聞き取り調査を平成19年に行っています。これは、6つの行政区300世帯に直接伺って日常的に騒音をどう感じているか詳しく聞き取るという面接調査であります。

その中で少しだけ紹介をいたしますと、心休まる自宅がどこよりも一番うるさい。子供たちはこんな環境で生活ができないと町から出て行ってしまった。安定剤を飲んでいるが一度起きると眠れなくなるので困る。せめて夜だけでも静かにして約束事は守ってほしい。そういった非常に生活破壊、健康がむしばまれている様子が手にとるように伝わってきます。

こういったことの改善に向けて、米軍再編、負担軽減という名のもとにF15の訓練移転を行ったはずで

す。それについてお尋ねをいたします。

ア、負担軽減の名目による平成19年からの訓練移転で嘉手納基地の騒音は減りましたか。外来機の飛来、常駐化、夜間・未明の離発着により被害はむしろ激化しているが、実態をどのように認識されていますか。

イ、低空飛行、急上昇、急旋回、編隊飛行、駐機場からの断続的な低音響騒音で地域住民の生活、健康は日常的に侵されています。疲労、聴力異常、ストレス、慢性的な睡眠障害、排ガスの悪臭、鼻、のど、目、吐き気など健康被害の訴えがあります。関連を調査する必要があると考えるのがいかなるのでしょうか。

ウ、県立嘉手納高校の授業中断の実態について把握されていますか。空調が使用できないとされている季節の防音対策をどのように考えているのか伺います。

(2)、嘉手納基地を抱える自治体は再編交付金の対象外です。訓練移転による負担軽減が理由ですが、運用の実態に照らして交付金算定の配点は妥当と言えますか。

(3)、改正県生活環境保全条例——これは10月1日施行であります——この中で、県は市町村と連携して米軍基地の管理責任者に対し、米軍基地に起因する航空機騒音等環境問題の軽減のための協定の締結を申し入れることができると規定をしました。この施行に向けた取り組みを伺います。既に独自の協定案を作成した自治体もありますが、連携、協議はどのように進められますか。

4番、指導カルテについて。

(1)、個人情報保護条例との関係について伺います。

ア、カルテの個人情報は、条例により適正に管理されていると考えていますか。

イ、現在運用されているカルテの管理者はだれになりますか。

ウ、カルテの保存期間は何年ですか。定めがあるのか伺います。

エ、指導上の必要によって、教員以外の者に情報が提供される場合の取り扱いの定めはありますか。

(2)、課題と今後の方向について。

ア、教育委員会における議題、カルテをめぐる現状と課題についてどのようにとらえているのか伺います。

イ、「外部有識者を含む検討委員会」の設置、保護者や児童生徒、現場との認識の共有について伺います。

5番、沖縄学生会館の再建について。

千葉県習志野市在の学生会館は去る3月、老朽化により廃止をされましたが、その意義、必要性はなお高く、再建を求める声があります。建設すべきではないか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲村議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、県立病院のあり方、医療提供体制に係る御質問の中で、1の(1)のアと(1)のイが関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。内容は、基本構想の骨子及び県議会決議との関連についてという御趣旨の御質問です。

「県立病院のあり方に関する基本構想」は、県立病院の医療機能及び運営体制の見直し並びに公立病院等の再編・ネットワーク化に関する県の基本方針を定めてございます。

この概要を申し上げますと、県立病院の改革は地域において必要とされる医療の持続的な提供、県立病院の医療水準の向上及び病院現場の勤務環境の改善を目

的に行うことといたしております。

医療機能の見直しでは、北部病院、宮古病院及び八重山病院は、所在する保健医療圏において極めて重要な役割を果たしていることから、これらの病院が提供している救急医療、小児医療、周産期医療など地域において必要とされる医療機能については、県が政策的に確保しなければならない医療として位置づけ、今後とも維持していくこと、また、南部医療センター・こども医療センターの母子総合医療機能以外の機能につきましては、所要の見直しを検討することといたしております。

運営体制の見直しにおきましては、経営形態に関する基本方針を定めたほか、意思決定の仕組みの見直しなど、経営形態以外の運営体制の見直しについて取り組むべき課題を整理いたしております。

県といたしましては、この基本構想で示しました改革に取り組み、県立病院の果たすべき役割であります離島医療、救急医療、小児・周産期医療など、地域において必要とされる医療を今後とも堅持していく考えであります。

また、経営形態に関する基本方針については、持続的な経営の健全化が達成される見込みがある場合には、現行の経営形態での存続について検討することといたしておりますので、県議会決議の趣旨も踏まえたものであると考えているところでございます。

次に、同じく県立病院のあり方に係る御質問の中で、新型インフルエンザ対策の体制の現状と課題についてという御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザの医療提供体制につきましては、発生早期には、発熱外来の設置や感染症指定医療機関であります県立病院への勧告入院を行い、感染拡大期には、協力医療機関や民間医療機関でも対応できるように調整してまいります。

しかし、今般の新型インフルエンザにつきましては、病原性が想定したものより弱く、国内各地で既に感染が広がっていることから、原則としてすべての医療機関で外来患者に対応し、軽症者は自宅療養するなどの方針に変更されました。

今後は、重症化しやすい妊婦やぜんそく等の基礎疾患を有する患者を治療する体制と、集団発生の抑制等の予防活動の強化が課題となりますので、県医師会等の関係機関と調整してまいりたいと考えております。

次に、嘉手納基地の騒音被害に係る御質問の中で、嘉手納飛行場の騒音に係る御質問にお答えいたします。

県が行っております嘉手納飛行場周辺の騒音測定で

は、砂辺地区と屋良地区におきまして平成20年度の訓練移転時とその前後の騒音の発生状況を見ますと、騒音回数の減少は見られません。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機については前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとしました周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請したところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院のあり方、医療提供体制についての御質問の中の、経営再建計画の進捗の見通しと決意についてにお答えします。

経営再建計画は、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、不良債務及び資金不足の解消並びに経常収支の黒字化という3つの目標を掲げ、国の制度の活用や一般会計の支援を得ながら経営再建に取り組むものであります。

不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により、平成20年度において達成しております。

約100億円の資金不足の解消及び経常収支の黒字化の達成に向けては、一般会計繰入金の増額が図られたほか、給料の調整数を廃止したところであり、現在、診療材料費、薬品費の経費縮減プログラム等の経営効率化に取り組んでいるところであります。

また、病院長の執行権限の強化を図るなど、病院事業局と病院現場が一体となって不退転の決意で経営再建に取り組んでいるところであります。

続きまして、7対1看護体制に向けた検討の進捗状況、導入の見通しについてお答えします。

7対1看護体制については、急性期病院としての医療機能の向上はもとより、看護職員の業務緩和の面からも早期に実施する必要があると考えております。このため、去る5月に看護体制検討チームを設置し、看護師確保の問題、病床規模の見直し、給与体系の検討、定数条例との関係など、経営再建と両立しながら7対1看護体制を実現するための諸課題の検討に着手

したところであります。

病院事業局としては、これらの課題の検討とあわせて、試験的に先行実施することも含めて早期の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県立病院のあり方、医療提供体制の中の、政策医療の内容・範囲及び財政負担の基本方針の策定期限についてお答えいたします。

県が提供する政策医療の内容・範囲及びそれに係る財政負担の基本方針の策定については、今後、基本的な考え方を整理し、病院現場等関係機関との調整を行った上で、22年度末までには策定したいと考えております。

続きまして、改定介護保険制度、介護報酬改定についての質問の中の、要介護認定の改定のポイント、経過措置についてお答えいたします。

今回の介護認定の改定については、要介護認定により正確に介護の手間を反映し、認定結果のばらつきを減らすために、認定調査項目の変更など要介護認定方法の見直しが行われたものであります。

また、これまでよりも軽度判定されてしまうとの批判もあり、改正後に行われた経過措置として安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、厚生労働省が今回の見直しに関する検証を行っている期間中に更新申請された方で、更新前の要介護度とする御希望があれば、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前の要介護度のままとすることを可能とする措置が行われております。

要介護認定見直し後の実態についてお答えします。

新しい要介護認定方法については、厚生労働省が行った市町村のモデル事業や研究などさまざまな検証の結果によると、一概に要介護度が低く判定されるものではないと聞いております。

沖縄県としては、見直し後の実態についてはスタートしたばかりであり、まだ把握しておりません。

厚生労働省では、4月以降の要介護認定の実施状況を把握し、結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしていることから、その検証を見守っていきたいと考えております。

続きまして、介護報酬改定の影響についてお答えいたします。

今回の3%の介護報酬の引き上げは、介護サービスの利用者にとっては平均すると3%の自己負担額の増

加となります。また、利用限度額が据え置かれておりますので、介護サービスを限度額まで利用されている方には何らかの影響があるものと認識しております。

次に、事業者への影響については、現在、把握しておりませんが、国において平成21年10月に介護従事者処遇状況調査が行われる予定であります。また、今回、加算の申請を行った事業所は、平成21年4月現在で596事業所で事業所総数の38.7%となっております。

なお、県内の介護老人福祉施設と介護老人保健施設を対象にアンケート調査を行ったところ、介護報酬改定を受けて、現在までに38%の施設が介護職員の処遇改善を行っております。

続きまして、本県の介護従事者の雇用状況についてお答えいたします。

介護労働安定センターの平成19年度調査によりますと、沖縄県の介護職員の毎月決まって支給される所定内賃金は、月額20万7337円であり、介護職員の離職率は28.9%であります。

なお、勤続年数については都道府県別に公表されておりませんが、全国平均は3.1年であります。

続きまして、介護療養型医療施設の受け皿についてお答えいたします。

介護療養型医療施設は、介護報酬を適用し、長期療養患者であってカテーテルなど常時医学的管理が必要な要介護者のための医療施設であり、平成21年5月末現在、22施設719床で、利用率は94%になります。

なお、入所待機者数については、把握しておりません。

介護療養型医療施設については、医療資源の効率的な活用を推進するため、平成23年度末までには老人保健施設などへ転換するか医療型療養病床に変更することになっており、施設そのものがなくなるものではありません。

沖縄県としては、利用者の状況に応じて適切な介護サービスが提供されるよう、基盤整備を図る考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 嘉手納基地の騒音被害との関連で、航空機騒音による健康被害調査についてお答えいたします。

県は、嘉手納・普天間飛行場周辺住民の健康に及ぼす影響を調査研究するため、平成7年度から4年間にわたり調査を実施し、「航空機騒音による健康への影

響に関する調査報告書」として取りまとめております。

県は、これまで県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、嘉手納・普天間飛行場周辺における航空機騒音の測定を継続して実施し、米軍等に対して、県民生活に大きな影響を与えないよう航空機騒音軽減のための要請を行ってきたところであります。

米軍航空機騒音による健康被害に関する調査につきましては、専門家の意見等も参考にしながら考えていきたいと思っております。

次に、生活環境保全条例の施行に向けた取り組みについてお答えいたします。

県生活環境保全条例につきましては、平成20年12月26日に公布し、現在、10月1日の条例施行に向け、施行規則の制定及び環境負荷低減のための行動指針の策定に取り組んでいるところでございます。

協定につきましては、条例施行後、日米合同委員会合意を踏まえ、関係部局とも調整の上、関係自治体の対応や要望にも配慮しつつ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、嘉手納基地の騒音被害についての御質問で、嘉手納高校の防音対策等についてお答えいたします。

学校の防音事業については、防衛省所管の防衛施設周辺防音事業補助金を活用して実施しており、同事業の補助対象となる期間が5月から11月までとなっております。

嘉手納高校の現状について状況を確認したところ、航空機騒音等により授業が中断することもあると聞いております。

このようなことから、補助対象期間外であっても騒音や室内気温等の学習環境によって授業に支障がある場合には、空調設備を稼働してもよいのではないかと考えます。

今後、学校側とも調整しながら、授業に支障のないよう対応を検討していきたいと考えております。

次に、指導カルテについての御質問で、カルテの管理についてお答えいたします。

個人情報保護条例によると、保有個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、情報の漏えいの防止等適切な管理を行い、保有期間終了後は速やかに廃棄または消去しなければならないと規定されております。

学校においては、指導要録等と同様に金庫に保管する等、情報の漏えいが起こらないよう厳重に取り扱っていると聞いております。

次に、カルテの管理者及びカルテの保存期間等について一括してお答えいたします。

「指導・支援カルテ」の管理者は、指導要録や出席簿などと同様、学校長であります。

保存期間についての定めは特にありませんが、児童生徒の在学期間である小学校の6年間、中学校の3年間は保管し、卒業後は速やかに処分することとしております。

次に、ケース会議等での取り扱いについてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、基本的には学校内での教育活動で活用されてきました。例外的に、保護者や民生委員等の複数がかかわり、教育的支援が必要な児童生徒に関しては、ケース会議等で共通理解を図るため、当カルテを活用しております。

なお、その際に活用した資料は、個人情報保護条例に沿って情報漏えい防止を図るため、会議終了後に回収するなどその取り扱いに特段の注意を払っていると聞いております。

次に、教育委員会におけるカルテをめぐる現状と課題についてお答えいたします。

生徒理解・支援カルテについては、6月17日の県教育委員協議会において、事務局からその導入の経緯、意義や必要性、これまでの運用等について報告し、協議いたしました。

同協議会においては、県立高等学校における当カルテの活用について、生徒指導上の有効性や教育的意義を評価する意見がある一方で、県個人情報保護条例等との整合性や保護者への説明責任、周知方法などについて課題があるとの指摘がありました。その上で、問題点を整理し、外部有識者を交えた検討委員会を設置して今後のあり方について検討することが確認されました。

次に、検討委員会の設置等についてお答えいたします。

県立高等学校における生徒理解・支援カルテにつきましては、生徒のよさの伸長、生徒理解の一助として活用されてまいりましたが、個人情報保護条例等との整合性、保護者への周知方法等に課題があるとの指摘があり、現在運用を見合わせているところであります。

当カルテにつきましては、学校、家庭、地域を含む社会全体で生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に立ち戻り、検討する必要があると考えておりま

す。

県教育委員会としましては、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、生徒理解・支援カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討していただき、その提言を受けて対応してまいりたいと考えております。

次に、沖縄学生会館の再建についてお答えいたします。

沖縄学生会館は、千葉県周辺の大学等で学ぶ本県出身の学生に住居を提供し、勉学に専念できる環境を整えることにより、これまで多くの有為な人材を育成してきました。しかしながら、老朽化により入寮生の安全が確保できなくなったため、やむなく閉寮したところであります。

沖縄学生会館の今後のあり方につきましては、庁内に設置した「沖縄県県外学生寮検討委員会」において慎重に検討しているところであり、年内を目途に結論を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 嘉手納基地の騒音被害についての御質問で、再編交付金の算定についてお答えをいたします。

再編交付金は、米軍再編に伴う負担の増加と減少について、防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等の項目ごとに点数づけをし、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算するものとされております。

国によりますと、嘉手納飛行場については、PAC3の配備及び航空自衛隊の共同使用のプラス分より訓練移転のマイナス分が大きいと、再編交付金の対象市町村とはなり得ないとのことであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、確認です。

7対1看護体制に向けた先行の実施ということですが、これは条例改正も伴うはずですので、いつごろの先行実施で、いつごろの条例改正を目指しているのかお尋ねをいたします。

それから、嘉手納基地の騒音被害。

嘉手納高校、先日、我々伺ってまいりました。F22、1日に過去最多、5年間で最多272回の騒音発生回数を記録した。ああいう状況の中で、1時間の授業の中で7回も8回も中断があったと。にもかかわら

ず、クーラーの期間ではないということで認められない。こういうことをこれまで見逃してきたのかと思うと、本当に驚きでした。ぜひ早急な対応を、教育長、先ほどの答弁、ぜひ対応をお願いいたします。

それから知事、先ほど再編交付金、負担の軽減の実態があって、マイナスで査定されないということであれば、これ当然ですよ。ただ、これは実際には負担軽減がないわけですね。それどころか、むしろ本当に通常、例年の3倍ほどの騒音発生回数を記録している状況がある。これは、——もう時間ですが——実際には54機あると言われる今の駐機、この状況の中から訓練移転期間中にはどんなに行っても12機しか行きません。けれども、残っているその54機、これがまた加わって同じように通常の訓練をしているというのがウォッチャーの目撃の把握です。ぜひ県としてもこの実態を早急に把握されて、負担軽減の実態がないのであれば、徹底的に抗議をするという踏み込んだ対応が必要だと思いますので、ぜひ知事の姿勢について御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の仲村未央議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、確かに嘉手納の基地に係る騒音などなどの被害というのは、先ほども町議会からのお話を中川県議の導きで伺ったりしまして、私の方でもおっしゃる感じを実は持っています。どうもこれは減ってないのではないかという実感がございまして。ですから、実態の把握を今やっているところですが、もう少しきちっと把握をして、必要な調整を防衛省とちゃんとやっていきたいと考えております。また、議員のお力添えもよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは、7対1看護体制の試験実施はいつから始めるのかという再質問についてお答えします。

7対1看護体制を本格的に実施するには、定数条例についての検討や給与体系の見直しなどを検討する必要があります。これらの議論は経営への影響が大きく、また、早期に結論を出すことが難しいために、7対1看護体制実施の影響を具体的に検証するため、遅くとも22年の4月から——来年の4月からですね——

できればもっと早く行いたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 仲村未央議員の再質問に答弁いたします。

嘉手納高校の現状については、状況を確認したところ、やはり航空機騒音等により授業が中断するという事も聞いております。

今後、学校側と調整しながら、授業に支障のないよ

う対応を検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 6 月25日

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成21年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成21年6月25日（木曜日）午前10時1分開議

議事日程第3号

平成21年6月25日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	34番	玉城ノブ子	さん
10番	上里直司	35番	比嘉京子	さん
11番	奥平一夫	36番	新垣安弘	君
12番	吉田勝廣	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	41番	池間淳	君
17番	玉城満	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	46番	新里米吉	君
21番	新垣清涼	47番	嘉陽宗儀	君
22番	山内末子	48番	大城一馬	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	総務部長	兼島規	君
副知事	仲里全輝	君	企画部長	川上好	久君
副知事	安里カツ子	さん	文化環境部長	知念建	次君
知事公室長	上原良幸	君	福祉保健部長	奥村啓	子さん

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	名渡山 司 君
知事公室	柵 原 政 忠 君
秘書広報統括監	
総務部	黒 島 師 範 君
財政統括監	
教育委員会	比 嘉 梨 香 さん
委員	
会長	

教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会	幸 喜 徳 子 さん
委員長	
警察本部長	黒 木 慶 英 君
労働委員会	宮 里 節 子 さん
公益委員会	
人事委員会	伊 礼 幸 進 君
事務局	
局長	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	遊 佐 信 雄 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

日本共産党を代表して質問を行います。

医療費の窓口負担が通院・入院とも3割という国は主要な資本主義国には存在しません。ヨーロッパの多くは窓口負担が無料です。後期高齢者医療制度のように高齢者を年齢で区分けし、差別医療を強いる制度も日本だけです。国民健康保険税が払えない世帯から保険証を取り上げる国もヨーロッパには見当たりません。障害者自立支援の名で、障害者福祉にまで応益負担とし、障害が重い人ほど負担が重いという制度をつくったのも日本だけです。アメリカの金融危機に始まった世界の経済危機で、労働者を首切りして路頭に放り出し、首都の真ん中に派遣村ができたのは日本だけです。

財界やアメリカ言いなりの自民・公明政権が負担は能力に応じて、給付は平等にという社会保障の原則を投げ捨て、受益に応じた負担の名で社会保障費を削りました。構造改革路線によって貧困と格差が広がり、国民生活を守る防波堤が壊された日本で経済危機の影響が最も深刻にあらわれています。

沖縄県では、過去10年間、自殺者は毎年300人を超え、その8割が経済、生活問題、病気苦など貧困が原因です。所得は全国の7割、最低賃金は全国最低の

627円、非正規雇用が15年間で40.7%に倍増し、青年の2人に1人が非正規雇用、年収200万円に満たないワーキングプアが全世帯の36%、失業率も全国平均の2倍です。失業者の85%は失業手当がありません。

知事は、県民の苦難を取り除くために暮らしを支える緊急対策かつ将来を見据えた社会保障の拡充を図るべきではありませんか。新基地建設や米軍への思いやり予算などの軍事費、無駄な大型公共工事を削り、大企業に応分の負担をさせれば安定した雇用、医療、介護、年金などの社会保障の財源を消費税の増税なしで確保することができます。

それでは質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

核兵器廃絶は人類共通の願い、北朝鮮の核実験に厳しく抗議をするものです。オバマ米大統領の核兵器廃絶を国家目標とするプラハ演説に対し、日本共産党の志位委員長が書簡を送り、感謝の返書が届きました。沖縄県は平成7年に「非核・平和沖縄県宣言」を行っていますが、知事は宣言をどのように生かしていくのですか。唯一、悲惨な地上戦を体験した沖縄県の知事として、「核兵器のない世界を」署名に賛同署名を行い、来年5月の核不拡散条約NPT再検討会議に向けて、オバマ大統領に核兵器廃絶に賛同するメッセージを送ってはどうでしょうか、知事の所見を伺います。

2、貧困と格差の広がりから県民生活を守るために。

日本には、人間らしい労働のルールがありません。ヨーロッパでは既に当たり前になっている雇用は正社員が当たり前、同じ労働には同じ賃金と休暇が保障さ

れる均等待遇、過労死を生む残業時間の規制、最低賃金の引き上げで働く貧困層をなくす、雇用失業保険を拡充して失業しても次の職を安心して探せるようにするなどのだれもが人間らしく働ける労働のルールをつくることは急務です。そして県の緊急対策も急がれます。

以下、質問します。

(1)、緊急失業・雇用対策について。

ア、沖縄県独自の緊急失業・雇用対策事業について、雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業の県と市町村の雇用人数、失業者の実態に見合うように雇用を拡充することについて。

イ、県の臨時職員など非正規職員の時給の引き上げと雇用保険加入などの労働条件の改善及び市町村への指導、過労死を生むような長時間労働をなくすために必要な職員数を正規職員で確保すること。

ウ、学校、公営住宅、介護・福祉施設、病院などの改築や修繕、耐震化対策などの雇用効果の高い福祉生活密着型公共工事をふやし、地元建設業の仕事確保や緊急雇用対策として積極的に進めること。

(2)、生活福祉資金貸付制度について。

生活福祉資金は、3億8000万円のうち1億4000万円しか貸し付けられておりません。連帯保証人をなくすなど制度を抜本的に改善して福祉資金としての貸付制度に改善すべきです。

それではお尋ねします。

ア、生活費支援、一時的な資金や生活の立て直しなどに使えるように抜本的な見直しを国に求めること、イ、連帯保証人の廃止及び無利息にする抜本改善を国に求めること、ウ、生活福祉資金貸付制度要綱第13を完全に適用して、修学資金などに家族が連帯借受人になれば連帯保証人は要らないようにすること、エ、緊急小口貸付10万円を県が独自に上乗せして30万円に増額することについてお尋ねします。

(3)、後期高齢者医療制度は75歳の年齢で区切って差別医療を強いるもので廃止する以外ありません。国に対して制度の廃止を求めるべきです。所得の一番低い沖縄県で保険料の負担が重く、普通徴収者の約20%が滞納しています。老人保健法で資格証明書の発行が禁じられていたように、短期証や資格証明書を発行させないようにすべきです。

(4)、母子寡婦福祉資金を失業していても借りられるように改善すること、また連帯保証人を廃止することについてお尋ねします。

(5)、生活保護の拡充について。

生活保護を受ける必要のある生活水準の人が実際に

保護を受けている割合は、ヨーロッパでは7割から9割、日本では1割から2割にすぎません。市役所の窓口で帰す水際作戦をやめさせ、だれもが安心して受けられる制度にすべきです。

ではお尋ねします。

ア、我が党が一貫して取り上げた派遣切りなどの失業で住居がなくなった人の緊急保護、宿泊施設の確保、就労支援の現状と拡充について。

イ、全国10万500世帯の母子加算が4月に全廃されました。廃止された老齢加算と母子加算について、それぞれの世帯数と子供の人数、廃止総額及び母子加算、老齢加算をもとに戻すように国に働きかけること。

ウ、保護の申請書の交付を窓口で拒否される実態があるが、直ちに改善すべきです。

エ、通院費の扶助の支給はどうなっていますか。ひとり住まい3万800円の住宅扶助費の基準額は実情に合わなくなっているが、改善について伺います。

(6)、本県は社会福祉法第2条9項に基づく生計困窮者のために行う無料・低額診療を行っていますか。県立病院などで実施することについてお尋ねします。

(7)、医療費を中学卒業まで無料にして窓口払いをなくすことについて。

(8)、県立高校・看護学校・県立大学の授業料の引き下げについて伺います。

3、国保制度について。

国民健康保険は、失業者などの無収入や低所得者が加入する制度です。貧困と格差の広がり滞納世帯は453万世帯、沖縄県は4万9528人に上っています。国保証がなく、重症になっても医者にかかれず手おくれで命を落とす事件が後を絶たず、滞納者には保険証の取り上げ、差し押さえという冷酷な行政がまかり通っています。高過ぎる国保税を引き下げて、安心して医者にかかれるようにすることが急がれます。

質問いたします。

(1)、平成20年度の国保会計が赤字になった市町村はどこですか。赤字の原因は何ですか。

(2)、国保税の負担軽減のために国庫負担の増額を求めると同時に、市町村の国保に県が補助をすること。

(3)、改正国民健康保険法では、国保税滞納世帯であっても中学生以下の子供に6カ月の短期保険証を一律に交付することになりました。未交付の実態があります。市町村の対象者への交付の実態と早急に改善することについて。

(4)、国保法44条の医療費の減免の数年間の利用状況、利用されていない原因は何ですか。拡充すること

について伺います。

4、介護保険について。

家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族介護のため仕事をやめています。少ない年金の高齢者が介護が必要になると利用料が重くのしかかり、生活を壊される事態が広がっています。介護を苦にした痛ましい事件も続き、京都地方裁判所の介護殺人を裁く法廷で裁判官が、裁かれるべきは介護や福祉の制度と強く指摘したほどです。介護が必要な人を非該当として介護を受けられなくする新認定制度が4月から始まっています。保険あって介護なしをただして介護保険法に掲げる高齢者の尊厳の保持の実現を目指した介護制度に改善すべきです。

それではお尋ねします。

(1)、介護給付費削減のための新介護認定を白紙に戻して見直しを行うこと及び認定制度そのものの廃止を国に求めること、(2)、介護保険料の普通徴収が06年度に過去最低の76.2%になっています。全国で2番目に高い沖縄県の保険料を減免して、経済的理由で介護を受けられない人をなくすこと、(3)、介護報酬の大幅な底上げのため、国庫負担割合の引き上げを国に求め、介護職員処遇改善事業なども活用して介護従事者が安心して働けるように介護報酬を引き上げることにについて伺います。

5、学童クラブについて。

(1)、国は来年度から71人以上の学童クラブに対して補助金を廃止しようとしているが、国の施設費や補正予算における「安心こども基金」の施設整備補助を十分に活用して分離の必要なすべての学童クラブを分離すべきです。

(2)、長時間開設加算を国基準に引き上げること、厚労省の学童クラブ補助事業には施設整備費、運営費補助があるが、少なくとも国基準並みに引き上げるべきです。本県が実施している補助事業の具体的な内容についてお尋ねします。

6、保育行政について。

厚労省は、保育所をふやすためには認可制には問題があり、指定事業者制にすべきだと保育制度を改変しようとしています。保育所がふえない最大の原因は、国の保育所運営費を半減したのが原因です。今、求められるのは保育予算の拡充です。

以下伺います。

(1)、待機児童解消は緊急の課題です。具体的な県の保育所増設計画について。

(2)、待機児童の保育を実質的に担っている認可外保育園の保育水準の向上のための県の施策について、補

助を大幅にふやすべきです。

(3)、厚労省の指定事業者制は、市町村の保育の実施義務をなくして保育制度の崩壊につながるものです。県は反対すべきではありませんか。

7、新型インフルエンザへの対策について。

新型インフルエンザは、秋から冬にかけての対策が重要となってきます。米軍関係者への対策など県内感染に対応する県の取り組みについて伺います。

8、県立病院の地方独立行政法人化は、県の公的責任を放棄するものです。県立病院の公的責任を明確にすべきです。

9、浦添臨港道路建設のための環境影響評価で、国の天然記念物オカヤドカリや絶滅危惧種のホソエガサの保全が行われていず、準絶滅危惧種のレモンカノコガイは調査されていません。県は、環境影響評価をやり直して埋立工事を中止すべきではありませんか。

10、米軍再編問題について。

(1)、米軍再編は沖縄県民の負担軽減を口実にしていますが、爆音被害、演習による山火事、原潜寄港、事件・事故の増加など負担は激化しています。それでも知事は負担軽減になっているというのですか。知事の見解を伺います。

(2)、F22の再配備に知事は明確に反対すべきです。

(3)、辺野古沿岸域への新基地建設と環境アセス問題について。

ア、5400ページの膨大な環境影響評価準備書、住民説明会は2時間の3カ所だけ。にもかかわらず、防衛局の予想の10倍、5317の住民意見書が提出されたのは新基地建設ありきの環境アセスに反対する県民の明確な意思表示です。環境影響評価審査会でも準備書の作成手法や、周辺環境に及ぼす影響は総じて少ないとした調査結果に委員の疑問が噴出しています。世論調査でも辺野古沿岸域への新基地建設に68%が反対、80%が環境アセスは信用できないとなっています。知事の所見を伺います。

イ、政府の09年版環境白書は、サンゴ礁が観光などで与える恵みを年2500億円と試算し、生物多様性を保全する重要性を指摘しています。新基地建設は最大の環境破壊です。サンゴ礁を壊し、絶滅に瀕したジュゴンなどが生息する多様で貴重な生態系の海域を埋め立てる巨大な新基地の建設はやめるべきではありませんか。

以上、お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

西銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず知事の政治姿勢という中で、核兵器廃絶についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行っております。あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行うとともに、マスコミを通じて訴えております。

私は、世界で唯一の原子爆弾の惨禍を受けた被爆国の国民として、また、悲惨な地上戦を経験した県民として、地球上から核兵器がなくなることを願っております。また、オバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に関する演説が、その他の核兵器保有国も参加した世界的軍縮の機運を盛り上げることを強く期待しております。

次に、新型インフルエンザに係る御質問で、県の取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、4月28日に新型インフルエンザのフェーズ4が宣言されて以降、私を本部長とする対策本部会議を6回開催いたしました。全庁的な体制で新型インフルエンザ対策を行い、その内容を県民に公表し、冷静な対応をお願いいたしてまいりました。また、米軍関係者につきましては、在沖米海軍病院と情報交換を行い、米軍からの依頼に基づき県衛生環境研究所で検査を実施するなど感染が拡大しないような対応をとることとなっています。

今後は、秋から冬の流行拡大に備えて、重症化しやすい妊婦や、ぜんそく等の基礎疾患を有する患者に対する適切な医療の提供及び集団発生の抑制等の予防活動ができるよう県医師会等の関係機関と調整をしております。また、米軍関係者に対しましても県内と同様の対応を行うよう調整してまいり所存でございます。

次に、県立病院に係る御質問の中で、県立病院の公的責任という御趣旨の御質問にお答えいたします。

県立病院の地方独立行政法人化は、県の公的責任を放棄するものではありません。

病院事業の経営形態につきましては、第1に、医療提供体制の持続的な確保、第2に、県立病院の医療機能の水準向上、第3に、病院現場の勤務環境の改善という改革の目的を達成するためには、病院経営が健全であることが必要であります。そのためにはどのような形態が望ましいのかという観点から検討を行う必要があると考えております。

医療は、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な機能であります。地域において必要とさ

れる医療提供体制を確保することは県の責務であると認識いたしております。したがって、県立病院の果たすべき役割であります離島医療、救急医療、小児・周産期医療など地域において必要とされる医療は、仮に、病院事業の経営形態が地方独立行政法人に移行した場合にあっても県が担うべき政策医療として位置づけ、堅持していきたいと考えているところでございます。

次に、米軍再編問題に係る御質問の中で、F22戦闘機の再配備についての御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐることは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機については前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県といたしましては、外来機、常駐機にかかわりませず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならない。あらゆる策を講じ、騒音を初めとしました周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請したところでございます。

米軍再編問題につきまして、その中で普天間代替施設建設に関する県民世論調査結果の所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えております。同飛行場の危険性の除去及び早期返還は、県民の強い願いであると考えております。

県といたしましては、その願いを早期に実現するためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は得られるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） おはようございます。

貧困と格差の広がりから県民生活を守るために、基金事業における雇用人数と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

平成21年度から平成23年度までの3年間で雇用再生特別事業基金で延べ2000名、緊急雇用創出事業臨時特例基金で延べ5000名、合計約7000名の雇用を見込んでおり、その内訳は県の実施事業で4200名、市町村実施

事業で約2800名となっております。

なお、雇用再生特別事業基金は、地域における継続的な雇用機会の創出が趣旨であることから、おおむね3年間均等に執行し、本年度はおよそ700名の雇用を目指しております。

また、緊急雇用創出事業臨時特例基金は、早期に沖縄県の厳しい雇用情勢の改善を図るため、今年度に県配分額の半分を活用することとしており、およそ2500名の雇用を目指しております。

事業の執行に当たっては、今後も、庁内の雇用対策チーム会議等を通して、各部局に対し事業の早期執行を確認していくとともに、市町村についても個別に基金概要の説明や意見交換を行う場を設け、事業の創出を促進し、雇用の拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 貧困と格差の広がりから県民生活を守るための質問のうち、県の非正規職員の労働条件の改善及び正規職員の確保についての趣旨の御質問につきましてお答えします。

県の非正規職員の時給につきましては、正規職員との権衡等を考慮して適正に定めており、雇用保険についても適正に加入しております。

正規職員につきましては、行政みずからが担うべき役割を重点化するなど事務事業を見直し、定員の適正化に努めるとともに、毎年度各職場の勤務環境にも配慮して必要な職員数の確保を図っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 貧困と格差の広がりから県民生活を守るための御質問の中の、市町村における非正規職員の労働条件の改善についてお答えいたします。

市町村における非正規職員の給与については、各団体の条例等により、常勤職員との権衡を考慮して決定されることから、業務の対価として適切な給与が支払われているものと考えております。また、雇用保険加入等の労働条件につきましても、法令等に沿って適正に処理されているものと認識しております。

県としましては、今後とも法令等に沿って市町村の非正規職員の適正な任用及び労務管理を行うよう助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは貧困と格差の広がりから県民生活を守るための御質問で、学校の改築等による雇用対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、安全で快適な学習環境を整備するため、当初予算や国の経済危機対策等の補正予算を活用し、老朽化した校舎や屋内運動場等を改築により耐震化を図っているところであります。また、教育ニーズに対応した校舎等の改築・改修を行うとともに、建物の長寿命化を図るための外壁補修や屋根防水補修も行っており、雇用対策にも寄与しているものと考えております。

なお、工事発注においては、地元業者への優先発注やより多くの業者へ発注するため分離・分割発注に努めているところであります。

次に、県立高校の授業料の引き下げについてお答えいたします。

高等学校授業料は、学校施設の使用料として、受益と負担の公平性を確保しつつ、教育環境の維持確保を図るために必要な財源であります。授業料の額については、地方財政計画に準じて定められており、各県ともほぼ同額であります。

県教育委員会としましては、経済的理由により授業料の納付が著しく困難な生徒に対しては、授業料の減免措置を行うことにより、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） おはようございます。

貧困と格差の広がりから県民生活を守るための御質問の、公営住宅の改築等工事についてにお答えいたします。

沖縄県では、老朽化した県営住宅の建てかえや既存団地の維持修繕等を計画的に推進するとともに、市町村営住宅についても、「沖縄県地域住宅計画」に基づき建てかえ工事等を促進することにより、住宅・建築物の安全・安心の確保に努めているところであります。

これらの事業の執行に当たっては、地元業者への優先発注と分離・分割発注による受注機会の拡大に取り組んでいるところであります。

次に、浦添臨港道路の環境影響評価についてお答えいたします。

臨港道路浦添線の埋め立ては、事業主体である浦添市土地開発公社が可能な限り動植物の生息・生育環境への影響を低減する環境保全措置を行っているとのこととあります。

オカヤドカリの保全については、埋立高を低くし既存の植生を可能な限り残すことや、オカヤドカリが海域へ移動できるような排水構造を検討する。ホソエガサについては、生息域に土砂の堆積等の影響がないよう、工事中は濁度計による監視を実施する。レモンカノコガイについては、環境影響調査の事後調査により生息が確認されたことから、生息状況等の調査を行い、良好な生息環境の保全を検討していくと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 貧困と格差の広がりから県民生活を守るための御質問の中の、介護・福祉施設の改築等による雇用対策についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、介護・福祉施設について、県単独事業のほか、国庫補助や交付金などを活用したさまざまな施設整備事業を実施しているところであります。平成21年度は、新たに国の補正予算に係る社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した耐震化等の施設整備を予定しております。

沖縄県としましては、今後とも地域及び関係機関等のニーズを踏まえ、国や市町村と連携を図りながら、介護・福祉施設整備の実施に努めてまいります。これらの整備を進めることにより、地元建設業の仕事の確保や緊急の雇用対策に寄与していくものと期待しているところであります。

続きまして、生活福祉資金貸付制度の見直しについて、及び連帯保証人の廃止と利息の改善について、並びに修学資金などの連帯保証人について、関連いたしますので一括してお答えいたします。

現在、国においてセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対して効果的な支援を実施できるよう抜本的な見直しを行っているところであります。

具体的には、失業や減収等により生活に困窮している者について、就労支援や家計指導等といった継続的な相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸し付けを行うことにより、生活の立て直しを支援するための新たな資金が創設される予定であります。

生活福祉資金の貸付要件の緩和については、平成21年3月31日付厚生労働事務次官通知により要綱の一部が改正され、「連帯借受人がいるときは、原則として連帯保証人を必要としない」ことが明示され、修学資金、技能習得費及び支度金の貸し付けにおいては連帯保証人は原則不要となっております。また、貸付利息についても今回の制度見直しにより、利息の軽減措置が検討されているところであります。

沖縄県としましては、この新たな見直しに対応し、沖縄県社会福祉協議会と連携して当貸付制度がより借りやすい制度となるよう運用していきたいと考えております。

続きまして、緊急小口資金を県が増額することについてお答えいたします。

県としましては、緊急小口資金貸付を増額することは検討しておりませんが、現在、国において公的給付等の支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」の創設が予定されているところであります。

当該資金を活用することにより、生活福祉資金貸付制度がさらに利用しやすくなるとともに、これまで以上に利用者の生活の安心の確保が図られるものと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度の廃止を国に求めることについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度いわゆる長寿医療制度については、高齢者の医療給付に必要な財源の安定的な確保のため、すべての医療保険者が支援することとして、長年の議論のもとに創設されたものであります。

同制度については、国民の方々や都道府県等の意見を踏まえ、徴収方法や保険料の軽減措置など、手厚い改善が図られてきております。

長寿医療制度は、皆保険制度を堅持し、高齢者に対し適切な医療を提供していくため、重要な制度であると認識しております。

続きまして、長寿医療制度における短期証や資格証の発行について。

長寿医療制度における短期保険証の発行は、市町村窓口での納付相談をふやすことを目的としております。

県としましては、今後とも、市町村に対し、資格証明書の発行に至らないよう、被保険者それぞれの状況に応じたきめ細やかな納付相談を行うよう助言してまいります。

続きまして、母子寡婦福祉資金の貸付条件の緩和についてお答えします。

国の「経済危機対策」を受けて、平成21年6月5日に施行された母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正により、当該資金については貸付利率の引き下げや一部を除き、連帯保証人を立てないことができるなどの条件緩和がなされたところであります。

県としましては、これを踏まえて貸付審査基準等の見直しを行うこととしております。

なお、当該貸し付けは、償還金等をもって運営されている制度であることから、貸し付けに当たっては償還計画を審査の上、貸し付けることとしております。

続きまして、住居がなくなった人の緊急保護等についてお答えします。

ホームレス等を支援する3団体から聞き取りをしたところ、当該団体が平成20年度にホームレス等へ宿泊施設を提供した人数は約75名、宿泊施設のあっせんを行った人数は2名、就労指導を行った人数は23名となっております。

国においては、平成21年度補正予算で「経済危機対策」として、旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を借り上げて、解雇や派遣労働者の雇いどめ等により住居を失った人へ宿泊所を提供する「緊急一時宿泊事業」を実施することとしており、沖縄県も関係市町村と連携し、同事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、老齢加算及び母子加算の廃止及び国に働きかけることについてお答えいたします。

沖縄県の生活保護世帯のうち、平成21年3月末現在の母子加算の受給世帯は881世帯、子供の人数は1692人となっており、母子加算の廃止総額は約602万7000円となっております。

なお、平成18年度に廃止された老齢加算については、現在、福祉事務所等にデータが残っていないためお答えできません。

生活保護基準額は、生活保護法第8条の規定により、厚生労働大臣が定めるものであり、県として国に要望するかについては他県の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

申請書の交付を拒否される実態を改善すべきことについてにお答えします。

平成20年度の福祉事務所等での生活保護相談件数は8691件、うち生活保護申請書を交付した件数は3630件、さらにそのうち申請書を受理した件数は3484件となっております。

福祉事務所等に生活保護相談のために来所された方の中には、他の施策を活用することによって、保護の適用に至らない方も多いことから、まず窓口において

相談者の相談内容に応じて適切な助言指導を行っております。

相談を受ける場合、生活保護の制度の趣旨を説明し、生活保護の申請の意思がある方に対しては、申請書を交付することとなっています。

福祉事務所等の窓口における対応につきましては、生活保護の申請権を侵害することのないよう文書で改めて注意喚起するとともに、面接相談員研修や生活保護指導監査等を通して助言指導しているところであります。

今後、なお一層懇切丁寧な対応をするよう指導してまいります。

続きまして、通院費の支給及び住宅扶助の改善についてお答えいたします。

平成20年度の通院移送費は157世帯に支給され、支給総額は約630万9000円となっております。

通院移送費については、平成20年6月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知でその取り扱いが示されたところであり、県としては、この通知を踏まえて福祉事務所等において適切な審査の上で給付決定を行い、受給者の個別事情にも配慮しながら、必要な医療が受けられるよう必要な通院移送費を支給すべきであると考えております。

住宅扶助については、住宅扶助の限度額内での賃貸住宅、間借り等の有無は地域によって異なることから、福祉事務所等は管内の住宅事情を慎重に調査の上、特別基準の適用を検討していくものと考えております。

続きまして、無料低額診療事業の実施についてお答えいたします。

無料低額診療事業は、生活困窮者に対する診療の提供の確保を図るという観点から診療費の減免を認めるという制度で、減免した診療費については実施事業者が負担することとなります。

社会福祉法人等が同事業を実施する場合は税制上の減免措置がございしますが、県立病院において同事業を実施するメリットは少ないものと考えます。また、現在、沖縄県において無料低額診療事業を行っている事業者はございません。

続きまして、乳幼児医療費助成事業の拡充についてお答えをいたします。

乳幼児医療費助成事業は、子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、対象年齢の拡大及び現物給付方式の導入には大きな財政負担を伴うことから、現状では制度拡充は難しいと考えております。

続きまして、看護学校等の授業料の引き下げについてお答えをいたします。

沖縄県立看護大学の授業料は、他県の公立大学と同様に国立大学等の授業料標準額と同額となっております。また、沖縄県立浦添看護学校の授業料は、他県の状況や県内の民間看護師養成所の状況等を踏まえて設定しておりますが、民間の看護師養成所より低くなっております。

県としましては、経済的に授業料の納付が困難な学生について、授業料の減免や修学資金の貸与により修学を支援しております。

続きまして、国保制度の質問の中の、国保会計の赤字市町村及び要因についてお答えいたします。

平成20年度の市町村国保の決算は、市町村からの報告によりますと、20市町村で赤字となっております。

赤字の要因につきましては、生活習慣病等による入院費用の増等医療費の増加に保険料等の十分な確保ができていないことなどが考えられます。

今後、市町村からの報告等により把握に努めてまいります。

続きまして、国保税への国庫負担の増額及び県が補助をすることについてお答えいたします。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県等の公費負担及び保険料等により保険者である市町村の責任により運営されるものであります。

県では、市町村国保財政を支援するため、平成21年度当初予算において133億8139万8000円を計上しております。このうち、低所得者に対する保険料軽減措置等に対し48億5423万7000円を計上し、負担の軽減を図ることとしております。

なお、国に対しては、全国知事会で国民健康保険制度の充実強化を要望しているところであります。

続きまして、中学生以下の子供への6カ月の短期被保険者証の未交付の実態及びその改善についてお答えいたします。

国民健康保険法の改正により、ことし4月1日から資格証交付世帯の中学生以下の子供については、6カ月の短期被保険者証を交付することとなりました。県内市町村においては、該当する世帯の中学生以下の子供への未交付はないとの報告を受けております。

なお、短期被保険者証交付世帯における中学生以下の子供については、同一の世帯に属するすべての被保険者について同一の有効期間を定めることとなっていることから、市町村の運用として6カ月に満たない短期被保険者証の交付がなされている実態があります。

続きまして、医療費の減免の利用状況と利用されて

いない要因及び拡充についてお答えします。

国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金の減免実績は、平成16年度は14件、100万4302円、平成17年度は16件、94万271円、平成18年度は4件、18万6000円、平成19年度は15件、139万6701円となっております。

実績の低い状況については、特別の理由により支払いが困難であると認められることが要件となっている点及び一部負担金を保険者である市町村が負担した際の財源補てんがないことによる国保財政への懸念等が考えられます。

一部負担金の減免につきましては、生活者保護の観点等も含め、保険者である市町村が判断することと考えます。

続きまして、介護保険についての御質問の中で、新要介護認定についてお答えいたします。

要介護認定については、ことしの4月から新しい方法により認定を実施しており、現段階で廃止といった大きな方針の変更を行うことは、要介護認定の実施自体に相当程度のおくれを生じさせてしまうこととなり、かえって利用者に御迷惑をおかけし現場に混乱を引き起こすこととなると考えます。

厚生労働省では、4月以降の要介護認定の実施状況を把握し結果を検証した上で、必要に応じて迅速に見直しを行うこととしていることから、その検証を見守っていきたいと考えております。

介護保険料の減免についてお答えします。

低所得者等に対する介護保険料の減免については、第1号保険料を財源に市町村が独自に取り組んでおり、14保険者のうち8保険者が実施しております。

平成19年度の減免額は726万7163円、対象者が433人となっております。また、利用料については1割負担が原則ですが、低所得者等に対する利用者負担については、社会福祉法人等による減免や離島地域における利用者負担額軽減などさまざまな軽減策が用意されております。

県としては、これらの軽減策が市町村や社会福祉法人において円滑に実施されるよう支援してまいります。

続きまして、介護報酬の引き上げについてお答えします。

県としては、介護現場の人材の安定的確保のためには介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えております。また、今後、高齢化の進展や現在の保険料を踏まえると、介護報酬等を適切な水準に設定するだけでなく、

これにより高齢者が負担する介護保険料等の引き上げにならないよう、国において十分な財源措置を講じることも含めて要望していく考えであります。

続きまして、学童クラブについての御質問の中の、71人以上の学童クラブの分離についてお答えいたします。

国は、71人以上の大規模放課後児童クラブを適正な人数規模へ移行させるため、平成23年度から補助を廃止することとしております。このため、県としても大規模放課後児童クラブを70人以下へ移行させるために、県教育委員会及び市町村と連携し分割促進を図る必要があると認識しております。

平成21年度において3市から8カ所の分割の申請があり、対応することとしております。

続きまして、長時間開設加算等の引き上げ及び県が実施している補助事業についてお答えします。

平成21年度の放課後児童クラブの予算額については、厳しい財政状況の中で障害児受入推進事業費を国基準並みに引き上げました。しかしながら、長時間開設加算及び運営費補助につきましては、平成20年度と同様となっております。

放課後児童クラブに係る平成21年度予算額は、運営費補助が3億6944万5000円、環境整備費805万8000円、障害児を受け入れるための指導員の配置に7199万8000円、指導員の健康診断に要する経費135万8000円、児童クラブ職員等研修に係る委託料が47万5000円となっております。

なお、放課後児童クラブの箇所数は前年度より10カ所ふえる予定で、23市町村で189カ所となっております。

続きまして、保育行政についての質問の中で、待機児童解消のための保育所増設計画についてお答えいたします。

待機児童解消を目的として、平成20年度に「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」が設立されております。これらの基金を活用して市町村が実施する保育所の整備等へ助成することとしております。

「保育所入所待機児童対策特別事業基金」では、平成21年度に4施設270人、平成22年度5施設345人、平成23年度4施設270人で、全体で13施設の認可化により885人の定員増を図る予定としております。

また、「安心こども基金」では、平成21年度は創設1カ所、分園1カ所、増改築12カ所、平成22年度は創設1カ所、分園3カ所、増改築8カ所、全体で26施設の整備により865人の定員増を図る予定としておりま

す。

県におきましては、各市町村に対し、これら基金を活用した保育所の創設等を働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、認可外保育施設への補助拡充についてお答えいたします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代及び米代に対して助成しているところであり、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。

このうち、牛乳代の助成につきましては、平成19年度から月10日分を20日分に拡充しております。また、平成20年度から新たに児童1人当たり1日11円の米代を助成しており、平成21年度も引き続き助成することとしておりますが、現下の厳しい財政状況では給食費の増額は困難であると考えております。

続きまして、指定事業者制についての質問にお答えいたします。

国においては、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において「新たな保育の仕組み」に係る議論がなされております。その中で、参入の仕組みとして、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所は、最低基準による指定制を基本としつつ検討することとなっており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 貧困と格差の広がりから県民生活を守るための御質問の中の、県立病院の改築工事等についてにお答えします。

県立病院の改築工事等については、平成21年度に八重山病院耐震改修工事を、また、平成22年度末には宮古病院の改築工事に着手する予定で準備等を進めているところであります。

これらの施設整備を実施することにより、地域の活性化に寄与するものと期待しております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 貧困と格差の広がりから県民生活を守るためのとの関連で、県立芸術大学の授業料の引き下げについてお答えいたします。

県立芸術大学の授業料は、大学の管理運営経費や教育研究費に充てるため、受益者負担の観点から徴収し

ております。

授業料の額につきましては、国立大学等の授業料標準額と同額で、他県の公立大学もほぼ同額となっております。

また、経済的な理由によって授業料の納付が困難な学生については、減免制度の活用等により適切に対応していきたいと考えております。

次に、米軍再編問題についての御質問との関連で、県民の80%が環境アセスは信用できないとのことについての御質問にお答えいたします。

平成21年4月1日に県へ送付されてきた準備書においては、事業者である沖縄防衛局が実施した調査結果の概要や、予測・評価の結果、環境保全措置の内容等が示されております。

県としましては、事業者が実施した環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査する考えであります。そのため、準備書について知事意見を述べるに当たっては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍再編問題についての御質問で、米軍再編による負担軽減についてお答えいたします。

米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであり、全体として兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

県としましては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

同じく普天間飛行場代替施設建設と環境保全についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏ま

え、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることとなっており、これらの手続を経ることにより環境保全の視点が可能な限り取り入れられたものになると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん お答えいただきましたが、再質問を行います。

まず、核兵器廃絶の問題です。

知事も地球上から核兵器がなくなることを願っていると言われました。私、先日、「核兵器のない世界を」という世界署名、これをお届けしましたけれども、（資料を掲示） 知事のおっしゃったことと同じ内容です。ですから署名をぜひやっていただきたい。答弁をいただきます。

爆音問題です。

県民が犠牲者を追悼して非戦を誓った慰霊の日に、嘉手納基地での騒音が過去最多267回に上ったと言われています。知事は抗議すべきではありませんか。

生活保護について伺います。

病気の母子世帯の方、去年から病気になって3回生活保護を申請したいと言ったけれども、仕事を探してから来なさい、こう言って帰されています。また、北部の方では自営業を行っていた夫婦が、もう生活が成り立たない、子供の給食費も払えない、生活保護の申請に行きました。でも、仕事を変ってから生活保護の申請に来なさい、このように帰されています。

役所の窓口で帰される水際作戦というものが県内でも多い。これは相談件数8000件を超えているけれども、実際に先ほどの答弁でも、受理をした件数が半分にも満たない。これが実態です。

申請用紙、生活保護、まず申請の意思があれば用紙を渡さなければなりません。申請用紙というのはどのようなものでしょうか、お尋ねします。

次は、介護保険です。

与那国町は、一番介護の保険料が高いところです。でも、介護を受けるためには介護の認定を受けます。認定を受けているが利用率が一番低いのが与那国町です。これは本当に保険あって介護なしという、全くその制度の不備を指摘しているものではありませんか。知事に所見を伺います。

生活福祉資金ですが、国が制度を変えていくということですが、まずことし4月に県は、修学資金について連帯借受人でいいということにしました。これは、連帯借受人で受け付けをするという具体的な資

金の内容について伺います。そして、新たな制度が変えられたらいつから沖縄県はこの変わった生活福祉資金、連帯保証人がいなければそれでもできるというものをいつから実施するのか。

国保について。

滞納世帯は1カ月の短期証で、3カ月の短期証でやっていると言われました。でも、この法の改正は、中学生以下は6カ月短期証ということを明記しているわけですよ。ですから6カ月の短期証、これを出していないのではないかと、これについてお尋ねします。お答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再質問が6つばかりございますが、初めの2つにつき私の方で答弁させていただきます。

まず、核兵器廃絶について署名をやったかどうかということでございますが、核廃絶につきましては国民総意の願いであります。核廃絶に向けて国民的運動が盛り上がっていくことは大変重要なことであると考えております。

なお、議員おっしゃった署名につきましては、これは中身をよくチェックさせていただきたいと考えております。

それから2番目の、慰霊の日にもかかわらず嘉手納で騒音がひどかったという御趣旨の点で抗議すべきではないかというお話ですが、状況をちょっと把握したいと思っております。新聞報道で我々も無論知っておりますが、きちっと状況を把握させてください。無論これは県民生活にひどく大きな影響を与えますし、慰霊の日という我々が何年にもわたってやってきた重要な日にもかかわらずこういうことがあったとすれば強く抗議したいと考えておりますが、ちょっと状況を把握させていただきたいと思います。

その他の再質問につきましては、ちょっと実務的にチェックの必要がありますので、もうしばらくお待ちください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 西銘議員の再質問にお答えいたします。

生活保護に関してですけれども、窓口の相談に対して申請が少ないという御意見と、それから生活保護の申請の用紙とはどういうものかということで、手続等の問題かというふうに理解しております。

生活保護の申請につきましては、福祉事務所にきてまして申請書の様式としては、申請書とそれから同意書、資産申告書、収入申告書等を添付して受け付けを受理しております。

なお、書類に不備があっても、それは一応受理して、後ほど整えるというふうな状態に、手続としてっております。

先ほども申し上げましたが、福祉事務所に相談にいらっしゃる方には、やはり他法活用、それから制度の趣旨等を説明した上で、その適用に至らない方もあるというふうに理解しております。

福祉事務所に対しましては、生活保護の申請権を侵害することのないように、これまで注意しておりますが、今後とも親切丁寧な対応をするよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、与那国町において保険料が最も高いが利用率が低いという実態についての御質問にお答えします。

与那国町においては、島内に特別養護老人ホームがあるため、介護保険料が高いという状況になっております。

なお、介護保険の利用率が低いことにつきましては、デイサービス等の介護事業所が少ないためであるというふうに理解しております。

続きまして、生活福祉資金の新たな制度の実施についてお答えいたします。

新たな制度の見通し、施行につきましては、本年10月を目途として準備を進めているところでございます。

続きまして、国保制度において中学生以下の子供への6カ月の短期保険証の交付がなされていない実態があるのではないかと質問でございますが、先ほどもお答えいたしましたが、国民健康保険法の改正によりまして、中学生以下の子供については、資格証交付世帯の中学生以下の子供について6カ月の被保険者証を交付することになっております。ですから、短期証の交付世帯につきましては、その世帯単位でこの期間というのが定められておりますので、6カ月に満たない保険証交付、短期証を交付している世帯もあるという

実態を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 爆音問題です。

嘉手納は状況を調査してからと言われましたけれども、新聞であれだけ報道されました。そして、直接嘉手納の方、測定をしているところに聞けばすぐわかることです。抗議をするといっても、数日後にやって本当に抗議の意味があるんでしょうか。この慰霊の日、去年は49回しか騒音はなかったと。ましてや267回、これはもう異常じゃありませんか。すぐに抗議をすべきであります。

あと生活保護についてですけれども、生活保護、申請の意思があれば生活保護を申請しますと、口頭でもそれは受け付けなければならない。これは当然のことですよね。そして、4種類の申請書があればと言いましたが、私はほかの事務所で出している4つの生活保護申請書以外に誓約書が3つぐらいあります。模合はやってはいけないとか、あと扶養関係図というのがあって、姻族、血族、相当な何親等までですかね、あるんですよ。こういう書類が準備できなければ生活保護を申請できないんじゃないか。一般的には用紙をもらっても出せないという状況もあります。申請の意思にきちんとこたえるように、皆さん、福祉事務所をきちんと指導すべきだと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

平成8年3月の日米合同委員会の合意事項に、確かに慰霊の日のような特別な日である場合については、訓練飛行を最小限にするよう配慮するという旨の合意がございます。

議員おっしゃったように、確かに今度の23日は余りにも多かったというのは私も認識いたしております。なるべく早く強く抗議をしたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 生活保護の申請に

関しての再々質問にお答えいたします。

生活保護の申請につきましては、福祉事務所等の窓口の対応において、生活保護の申請権を侵害することのないよう、改めて注意喚起したところでございます。

今後とも、なお一層懇切丁寧な対応をするよう、福祉事務所等に指導してまいります。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

公明党・県民会議を代表して、質問をさせていただきます。

極力重複した質問については割愛をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

政府は、平成20年度1次補正、2次補正、21年度当初予算、21年度1次補正と、世界的経済危機を克服すべく連続的な総合経済対策を実施してまいりました。事業規模でトータル130兆円を超える空前の経済対策であります。

生活者支援、雇用対策、教育・福祉、環境対策、中小企業支援、農林漁業支援、地方活性化等々大胆な経済対策を切れ目なく展開してきました。野党やマスコミの集中批判を浴びた定額給付金もいざ実施してみると、全国各地で発行されたプレミアム商品券が短期間のうちに売り切れるなど、多くの国民の皆さんに歓迎され、生活支援、消費刺激に大いに貢献しております。エコポイント制度も大きな反響を呼んでおります。

マスコミは、各種景気動向調査結果を報道しております。

朝日新聞は、「街角景気、雲間に光がさしてきた」との見出し。日経新聞は、景気判断の「悪化」という表現を削除し、「事実上の底打ち宣言」。政府の切れ目のない、連続的な経済対策の効果がじわりあらわれてきたと言ってもいいでしょう。

この間国政において、民主党を初めとする野党の皆さんは、この100年に一度とも言われる経済危機に何の努力をすることもなく、ばらまきというワンフレーズのイメージ戦略だけを繰り返し、与党批判に終始したのであります。

今、問われるべきは、未曾有の景気・経済危機に政党・政治家はどう動いたか、これこそが最も大事なことであります。ただし、まだまだ続いている低調な消費活動や沖縄の主要産業である観光業が景気低迷のあおりを受けて厳しい状況にあることも認識しなければなりません。

したがって、県においては、総合経済対策の各種基金や臨時交付金などを効果的に執行し、最大限の知恵を絞って仕事に当たっていただくよう要望し、質問に入っております。

1、知事の政治姿勢。

(1)、政府の総合経済対策について。

ア、平成20年度1次補正から新年度の1次補正に至る事業規模130兆円に及ぶ総合経済対策に対する知事の認識と評価を伺います。

イ、今回の372億円の県1次補正予算の経済波及効果、雇用効果はどのように見込んでおりますか。

(2)、知事公約「国際アジア音楽祭」について。

仲井真知事の公約でもある「国際アジア音楽祭」が来年3月いよいよ開催されることになりました。知事の公約には、「沖縄民謡やインディーズミュージックの新しい音楽を含め、沖縄の音楽が人々に感動を与える芸能文化産業として育ち、沖縄の知的財産として世界へはばたけるよう支援します。」「若いミュージシャンを発掘・育成して音楽産業を振興し、街の活性化に寄与する「ミュージックタウン」づくりを支援します。」とあります。

今回のイベントは、知事公約を実現するような企画・内容にしなければなりません。

そこで伺います。

ア、イベントの理念、目的をどのように位置づけておりますか。また、「国際アジア平和音楽祭」として、タイトルに「平和」を入れてはどうかと提案しましたが、どのように検討されたでしょうか。

イ、今回のイベントによる誘客目標、経済効果、雇用効果をどのように見込んでおりますか。

ウ、音楽産業育成に向けた視点はどうか。

エ、今後、継続的に展開していくべきだと思いますが、知事の決意を伺います。

(3)、21世紀ビジョンと基地返還跡地利用計画について。

普天間飛行場等、返還予定の基地跡地の利用計画について、新都心やハンビー跡地等とは違う大胆な発想での構想、計画が求められておりますが、進捗状況や今後の議論の展開について御説明をお願いします。

(4)は取り下げます。

(5)、那覇空港の滑走路増設について。

ア、那覇空港滑走路増設に向けて進捗状況はどうか。

イ、嘉手納飛行場の進入経路との関係で沖合1310メートル案での同時離発着、いわゆるオープンパラレル方式が運用できないとの話がありますが県の対応を

伺います。

(6)、ANAが進める那覇空港物流拠点整備構想について、沖縄振興特別措置法や租税特別措置法等によって、国内旅客便に適用されている軽減措置を貨物便や国際線にも広げるため税制改正を国に求めたようですが、国の反応、見通しについて伺います。

2、企画部関連。

(1)、沖縄振興計画の期間満了まで3年を切りました。基地返還跡地の問題や突出した失業率の問題など大きな課題はまだ残っております。沖縄振興計画終了後の新たな対応について、県の方針を伺います。

(2)、取り下げます。

3の知事公室関連の(1)、(2)取り下げます。

(3)、嘉手納基地周辺における公平補償問題としての太陽光発電システム設置の本格事業化について、その後の取り組みと進捗状況について御説明をお願いします。

4、福祉保健部関連について。

(1)、県高齢者福祉計画について。

本県の医療費適正化計画を推進するに当たり、病床等医療資源の効率的活用を推進するため、療養病床と介護施設の適正化計画が進められております。

以下質問します。

ア、療養病床の適正化に向けて、医療療養病床と介護療養病床、特別養護老人ホーム等、施設整備の数値目標を示してください。

イ、介護職員の処遇について改善計画が進められております。今後の見通しについて御説明ください。

ウ、国民皆保険を維持するために開始した後期高齢者医療制度、長寿医療制度について当初さまざまな課題があり、見直し等も積極的に進めてまいりました。今日の実施状況や国民の評価について御説明ください。

(2)、女性の健康支援対策について。

女性と男性とでかかりやすさ、病状の進行速度が異なるといった性別による差異を考慮する重要性が明らかになってきたことを背景に、女性の健康づくりを推進する事業が注目されております。女性の健康支援対策事業もそうであります。また、がん検診の受診率を向上させることで予防対策を強化するという取り組みもあります。

ア、女性の健康支援対策事業を推進するに当たって、市町村との連携はどうか。

イ、子宮がんや乳がん等、女性特有のがん受診率向上と予防対策を進めるために、受診無料クーポン券を活用する女性特有のがん検診推進事業の進め方と、次

年度以降の取り組みについて御説明をお願いします。

ウ、検診機関の整っていない地域での対応について、県のかかわりはどうか。

エ、乳がん検診の受診率向上の取り組みとして、「ピンクリボン沖縄2008」が昨年実施され大変好評だったようです。今年度の事業計画について御説明をお願いします。

(3)、女性医師バンク事業について。

ア、医師不足解消のため、また、女性医師の復職支援や働きやすい環境整備は重要であります。今後の取り組みについて御説明をお願いします。

(4)、保育行政について。

待機児童解消や保育環境改善のために「安心こども基金」や「待機児童対策特別事業基金」が設置されています。しかし、両基金の執行状況は目標にはほど遠い実態であります。市町村の意向も踏まえ、いかにして実効あらしめるかが問われる事業であります。

ア、「安心こども基金」を活用した保育所整備の数値目標と待機児童解消に向けての進捗状況を御説明ください。

イ、「待機児童対策特別事業基金」による認可化計画の数値目標と進捗状況について御説明ください。

ウ、「安心こども基金」、「待機児童対策特別事業基金」の執行時における課題は何か、また、その打開策はどのように検討されているか。

エ、認可外児童に対する支援、給食費助成等拡充について御説明ください。

(5)、小児救急電話相談事業（＃8000）の設置について伺います。

保育園に通う子供の保護者アンケートによりますと、76.4%が電話相談体制を望んでいるという報道があります。全国47都道府県のうち45都道府県が実施されており、富山県と沖縄県だけがいまだ実施されておられません。沖縄県においても速やかに実施すべきだと考えますがいかがでしょうか。

(6)、かつて脳膜炎とも呼ばれた「小児細菌性髄膜炎」を引き起こすインフルエンザ菌b型（H i b）は、せきやくしゃみなどの飛沫を介して血液や肺の中に入り込み、脳や脊髄を冒す恐ろしい細菌であります。全国で年間600人以上の発症数があると言われております。沖縄における感染状況と対策について御説明をお願いします。

(7)、発達障害児施策について。

ア、発達障害児の早期発見、早期治療支援体制構築に向けての県の取り組みを御説明ください。

イ、早期発見のための各担当者、医師、保育士、保

健師等の皆さん方の研修計画はどうなっておりますか。

ウ、県と市町村の連携はどうなっておりますか。

(7)は取り下げます。

5、農林水産部関係。

(1)、農商工等連携事業の取り組みについて。

昨年7月21日、農商工等連携促進法が施行されました。同法は、農林水産業と商業・工業等の産業間連携を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備し、業種の壁を越え、中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合には、農林水産省と経済産業省の両省が共同で支援するものであります。

ア、県内における農商工等連携事業計画の認定件数はどうか。

イ、具体的な成功事例はどうか。

ウ、今後の取り組みはどうか。

(2)、モズク養殖が生産調整をせざるを得ない厳しい状況にあります。県産モズクは、全国の90%以上の生産力を誇っております。がんの抑制効果や化粧品としての活用など多様な効能が評価されているモズクですが、養殖業者が苦戦しております。消費拡大、販路の開拓、調理メニューの開発、広報宣伝等々、県の支援が欠かせません。取り組みについて伺います。

(3)、耕作放棄地対策について。

去る6月17日、改正農地法が成立いたしました。39年ぶりの大規模改正であり、農地を耕作者が所有するという考え方から、一般企業なども含めた効率的な利用を促す方向に改められております。耕作者による所有が果たしてきている重要な役割も踏まえ、さらに一般企業の農業参入に門戸を開く一方、企業による農地支配に一定の歯どめをかける内容となったようであります。

以下、質問します。

ア、県は、本年度60ヘクタール、3年間で350ヘクタールの耕作放棄地を解消する計画を立てております。具体的取り組みを御説明ください。

イ、新規就農者の育成や企業参入をどう進めていくか。

ウ、農地を効率的に利用できるようにするために、農地利用集積円滑化事業が創設される予定ですが、県の取り組みを御説明ください。

(4)、米軍提供水域内での漁業補償にソデイカが新たに対象になったようであります。補償金額がどのように算定されるのか御説明ください。

6、観光商工部関連。

(1)のアは取り下げます。

イ、失業保険の給付を受けられない人に、職業訓練中の生活保障として月10万円から12万円を支給する「緊急人材育成・就職支援基金」を創設、7月から実施予定と聞いております。県としての取り組みを伺います。

ウは取り下げます。

(2)、中小企業支援の「緊急保証制度」の県内融資実績について御説明していただくと同時に、全国との比較についてお願いします。

(3)、I T津梁パーク構想の進捗状況と雇用効果8000人目標達成への取り組みについて御説明をお願いします。

(4)、低炭素社会への取り組みとして、国の施策と呼応する県の太陽光発電システム補助制度が好評であります。政府は、本年度補正予算の中にも追加措置をしております。県の補助制度の活用実績と今後の追加措置対策について伺います。

7、文化環境部。

(1)、環境省の「地域グリーンニューディール基金」の創設との関連で伺います。

ア、県の基金は幾ら見込んでおりますか。

イ、平成20年6月の地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県のCO₂削減実行計画が義務づけられております。県として基金を活用して低炭素社会を目指すべきですが、実行計画策定の進捗状況はどうでしょうか。

ウ、外国からの漂流漂着ごみ回収、処理事業や発生源対策も盛り込まれておりますが、予算規模や事業計画について御説明をお願いします。

8、土木建築部関連。

(1)は取り下げます。

(2)、国の緊急経済対策に係る公共工事の前倒し発注の数値目標と見通しはどうでしょうか。

9、教育委員会関連で、(1)は取り下げます。

(2)、「スクール・ニューディール構想」の推進について。

ア、県立高校や特別支援学校等の耐震化、エコ化、I C T環境整備についての事業計画はどうでしょうか。

イ、県内小中学校への太陽光発電システムの導入計画はどうでしょうか。

(3)、中高校生に対し、麻薬等違法薬物が大人の知らぬ間にじわり忍び寄っている調査結果が示されております。県立高校生が大麻所持で逮捕されたのは氷山の一角なのか、極めて深刻な事態であります。ネット販

売も横行する昨今、予防教育は喫緊の重要テーマであります。今後の対策と取り組みについて御説明をお願いします。

(4)、高校生に対する授業料減免・奨学金事業に対する緊急支援の取り組みについて御説明をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 金城議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、総合経済対策に対する認識と評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国におきましては、昨年夏以降、急速に悪化しました経済情勢に迅速かつ的確に対応し、「安心実現のための緊急総合対策」、そして「生活対策」、「生活防衛のための緊急対策」、そして「経済危機対策」の4つの経済対策を取りまとめたところでございます。

これらの経済対策の実施によりまして、既に一部では回復の兆しが見られ、あるいは下げどまったとの報道もなされているところでございます。

今後はさらに、国内景気は回復をし、国民に安心と活力がもたらされるものと期待をいたしているところでございます。

沖縄県におきましても、経済対策に官民が連携をし全力で取り組むことにより、現下の厳しい経済状況の改善はもとより、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保など大きな成果が得られるものと考えているところでございます。

同じく政治姿勢の中で、音楽祭の理念、目的などに関する御質問にお答えいたします。

県では、アジア各国との交流によります文化の振興、音楽を活用した観光の推進、沖縄産音楽の発信を目的に、平成22年3月に「沖縄国際アジア音楽祭」を開催することにいたしております。

沖縄県としましては、この音楽祭がさまざまな産業に波及をし、地域の活性化、県経済の発展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、この音楽祭の取り組みの中で、歴史と風土の中で培われました平和を大切にする沖縄の心を、音楽を通じた文化交流等で世界に発信していきたいと考え

ております。

同じく政治姿勢の中で、1の(2)のウと1の(2)のエ、すなわち音楽産業育成に向けた視点及び音楽祭の今後の継続についての御質問に、恐縮ですが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

この音楽祭におきまして、沖縄産音楽の発信を契機としまして、今後いかに音楽ビジネスを展開していくかなどを音楽関係者間で話し合う、音楽産業関連カンファレンスの開催を計画いたしております。

このカンファレンスのテーマとしましては、音楽産業におけるアジアとのビジネス相互連携、さらに音楽著作物関連の権利関係などなどの課題を考えております。

この音楽祭をきっかけに、沖縄の音楽を人々に感動を与える芸能文化産業として育て、沖縄産音楽を世界じゅうに発信することで音楽産業の振興を図っていきたいと考えているところでございます。

この音楽祭が「音楽の島・沖縄」を世界にPRする一大イベントとして定着するよう、今後とも取り組んでまいり所存でございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、航空機燃料税、着陸料等の軽減要請についての御質問にお答えいたします。

国内貨物便の航空機燃料税や国際線の着陸料等の軽減につきましては、私が先日2度にわたり、与党国会議員や政府関係者に対し要請をしたところでございます。

国におきましては、航空機燃料税等の軽減について、沖縄振興計画全体の見直しの中で検討すべきとの意見も一部にはありましたが、おおむね好意的反応をいただいたと思っております。

県としましては、国際航空物流拠点の形成を円滑に推進するため、軽減措置の早期実現に向けて粘り強く取り組んでまいり所存でございます。

次に、農林水産部関係の御質問の中で、モズク養殖業振興に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、モズク養殖業振興のため、種苗供給施設の整備、養殖技術の改良、モズクの日における量販店での販売促進などに取り組んでいるところでございます。さらに、平成21年度には、第1にモズクメニューの開発・普及、第2にモズクの機能成分に関する講演会の開催などを実施しております。

また、6月補正予算におきましては3970万6000円を計上し、消費拡大普及員の配置、新商品の開発、全国PRなどを行い、モズクの消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、IT津梁パーク構想の進捗状況、雇用効果等に関する御質問にお答えいたします。

沖縄IT津梁パークは、中城湾港新港地区の約10ヘクタールの用地に、延べ床面積7万平方メートルの施設を整備し、8000人の新規雇用を実現することを目標にいたしております。

沖縄県では、現在、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設の整備を進めております。A棟2階建て、2800平方メートルが平成21年6月より供用を開始いたしました。またB棟6階建て、5200平方メートルも今年度上半期には発注をし、平成22年8月ごろに完成予定でございます。A棟及びB棟をあわせました中核機能支援施設では、約500人の雇用が見込まれております。

また、8000人の雇用を達成するためには、民間を活用しましたオフィス機能の整備を進め、今後、市場拡大が見込まれるBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）など、多様なIT分野の集積を促進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、金城勉君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の金城勉君の質問に対する答弁を続行いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢との関連で、補正予算案の経済波及効果、雇用効果についてお答えいたします。

今回の「経済危機対策」に係る6月補正予算案では、企業会計等を含めて総額約372億円を計上しております。

経済波及効果を沖縄県産業連関表を用いて推計を行ったところ、執行が次回補正以降となる基金への積み増し分を除いた関連施策の支出総額約307億円に対し、経済波及効果は約484億円、経済成長率を約0.7ポイント引き上げる効果を持つものと試算しております。また、雇用効果については1年で約3700人の創出があり、完全失業率を約0.6ポイント引き下げる効果を持つものと試算しております。

次に、21世紀ビジョンと基地返還跡地利用計画につ

いてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の返還跡地については、本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として活用し、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや、新しい経済活動の拠点として整備していく必要があると考えております。このため、平成19年度から、大規模跡地を中心に、基地跡地ごとの産業振興や都市機能のあり方について調査を実施しているところであります。

今後は、県民の意見も踏まえた上で、調査の成果を「沖縄21世紀ビジョン」に反映させると同時に、関係市町村の跡地利用計画と歩調を合わせ、目指すべき中南部圏域の形成に努めていきたいと考えております。

次に、那覇空港滑走路増設の進捗状況についてお答えします。

那覇空港の拡張整備については、ことし3月に増設滑走路のおおむねの位置や規模を選定する構想段階から、具体的な施設配置等を検討する施設計画段階に移行しております。現在、施設計画に関して県民等から意見を募集するパブリックコメントを去る6月22日から1カ月間の予定で実施しているところであります。

次に、オープンパラレル方式運用への対応についてお答えします。

那覇空港の滑走路増設後の空港能力は、現状を踏まえた飛行経路でも将来（2030年）の需要に十分対応できるものであります。

離島県である沖縄においては、50年、100年先を展望した空港整備が必要であり、滑走路間隔1310メートルは、最適の条件下で2本の滑走路の独立運用が可能となるため、大きな能力向上が見込まれることから、県を初め地元を挙げての強い要望により実現したものであります。

次に、企画部関連の質問の中で、沖縄振興計画終了後の新たな対応についてお答えします。

県では、現在、「沖縄21世紀ビジョン」の策定と並行して、沖縄振興計画等の総点検を実施しているところであります。総点検では、離島の振興、駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題の整理や、各種の税制及び税外の特例措置等の検証を行っております。

沖縄振興計画終了後の新たな対応については、総点検結果を踏まえつつ、残された課題の解決策やビジョンの実現方策、今後の沖縄振興に必要な枠組み等について総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、音楽祭の誘客目標、経済効果等についてお答えいたします。

本音楽祭の開催月間となる2010年3月の1カ月間の合計で、延べ7万から8万人の観客を見込んでおり、そのうちメイン期間となる3月26日から28日の間で延べ3万から4万人、県外客を延べ4000人で見込んでおります。

また、経済効果につきましては、平成19年度観光客1人当たりの県内消費額から、直接的効果を約3億2700万円で見込んでおりますが、その他音楽祭関連グッズ、CD販売等などの間接的効果も予想されます。

一方、緊急雇用創出事業を活用した「ミュージックスサポーター雇用創出事業」におきまして、音楽祭会場周辺地域の美化清掃等クリーンアップを行うとともに、地域住民に対するイベントへの協力依頼、イベント開催のプロモーション活動等を行う計画となっており、3カ月間で32人の雇用効果を見込んでおります。

次に、文化環境部の関連の質問で、「地域グリーンニューディール基金」についての御質問の中で、県の基金の額及び予算規模、事業計画について一括してお答えいたします。

環境省の「地域グリーンニューディール基金の創設」事業では、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業、都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業などで各県の補助要望上限額が12億円、漂着ごみの回収処理事業等については、全国ベースで50億円となっております。

本県の事業計画につきましては、地球温暖化対策、漂着ごみ対策等が効果的に推進できるよう、現在、市町村との連携を図りながら作成しているところであり、基金の額、事業内容、事業額につきましては、7月下旬の申請後、8月中旬ごろに環境省の補助金交付額の内示により確定される予定であります。

次に、温暖化対策の実行計画の策定状況についてお答えいたします。

県では、地球温暖化対策推進法の改正など対策の強化が求められていることから、新たな「沖縄県地球温暖化対策実行計画」（仮称）の平成22年度策定に向け、今年度から作業を進めているところであります。

なお、当該計画には太陽光発電、高断熱性塗装などを複合的に導入する公共施設省エネ・グリーン化事業を盛り込むなど、基金を活用した効果的な温暖化防止対策を推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 公平補償についての御質問にお答えいたします。

国は、太陽光発電システム助成に係るモニタリング事業について、平成19年度からは、設置世帯のデータの整理・分析等を行っており、太陽光発電システムの技術的問題点や費用対効果等を総合的に検討した上で、システム設置助成の可否について判断することとしております。

県は、軍転協を通じ、平成20年9月に太陽光発電システムの設置助成を含めた空調機器の維持管理費補助の拡大などについて、内閣総理大臣、内閣官房長官及び防衛大臣等に対し要請しております。

県としては、引き続きあらゆる機会を通じて太陽光発電システムの設置助成などの防音対策の事業化が促進されるよう、国に強く求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関連の質問に対して、療養病床の転換と介護保険施設の数値目標についてお答えいたします。

療養病床の再編については、医療の必要度の高い者が活用する病床を医療療養病床として残し、医療の必要度が低い者が活用する病床については、介護保険施設等への転換を図るものであります。

沖縄県では、平成21年3月に策定した高齢者保健福祉計画において、平成23年度までに、療養病床のうち1228床を老人保健施設などへ転換する数値目標を掲げており、円滑な転換を推進してまいります。また、新たに、特別養護老人ホームを301床、認知症対応型グループホームを315床整備するなど、介護サービスの充実に努めてまいります。

次に、介護職員の処遇改善計画についてお答えします。

国においては、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善をさらに進めることとしております。

具体的には、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に、各サービスごとの介護職員人件費比率に応じた交付率で交付することとしております。その交付方法は、都道府県が基金を設置して実施し、財源は全額国費であります。

また、交付対象となる事業者は、各事業所における介護職員1人当たりの交付金額を上回る賃金改善等の処遇改善計画を作成し、職員に周知する必要があります。交付額は、常勤の介護職員1人当たり月額1万5000円の賃上げに相当する額で、沖縄県の事業規模は、平成21年10月から平成24年3月までの2年半で約40億円と推計されており、9月議会で補正予算を計上する予定であります。

次に、後期高齢者医療制度の今日の実施状況と、国民の評価についてお答えします。

後期高齢者医療制度いわゆる長寿医療制度については、保険料の低所得者に対する軽減や、保険料の徴収方法を選択制にするなど改善が進められているところであります。

特に、保険料については、低所得者に対し均等割部分の9割軽減が実施されるなど、国民健康保険に比べて手厚い軽減策が図られております。

日本医療政策機構が平成21年1月に実施した世論調査では、国民の約半数が現行制度の維持または制度の骨格の維持を支持しており、年代別では70代以上で支持が最も高いという結果が出ております。

次に、「女性の健康支援対策事業」における市町村との連携についてお答えします。

「女性の健康支援対策事業」は、国が平成21年度に創設した新規事業であります。

事業内容としては、「女性のための健康づくり」と「女性特有のがん検診受診率の向上」を目的とした事業です。

県においては、北部地区及び南部地区において健康づくりのためのアンケート調査及びがん検診受診率向上のための普及啓発活動を予定しているところです。

検診受診率向上のための啓発活動については、市町村との連携は不可欠であり、市町村の要望も取り入れ、事業が効果的に実施できるよう連携を深めていきたいと考えております。

次に、「女性特有のがん検診推進事業」の進め方と、次年度の取り組みについてお答えいたします。

「女性特有のがん検診推進事業」も、国の平成21年度新規事業として行うものであります。

健康増進事業に基づき市町村が実施する子宮がん検診と乳がん検診について、検診手帳と無料クーポン券を配布し、がん検診への理解を深めてもらうと同時に無料で受診できる制度です。

対象年齢は、子宮がん検診については20から40歳の間の5歳置き、また乳がん検診については40から60歳までの間の5歳置きとなっております。

県としては、事業の円滑な実施のため、市町村を支援してまいります。

次年度以降の取り組みについて、国においては今年度の効果を評価しながら検討していくとの方向性が示されており、国の動向を注視したいと考えております。

次に、検診機関の整っていない地域での対応と県のかかわりについてお答えします。

今回の無料クーポン券の利用により、今年度の受診者数が従来より増加することが想定されるため、県としては、検診機関等との実施に向けた調整を行うことにしております。

また、乳がん検診については、視触診とマンモグラフィ検査が補助の対象となりますが、検診車の移送が困難であるなどの理由で居住地で検診が受けられない地域があります。

県としても、事業の円滑な運営・推進のため、当該地域と本島内の検診機関等との調整を図っていきたいと考えております。

次に、「ピンクリボン沖縄」の今年度の事業計画についてお答えします。

昨年度実施された「ピンクリボン沖縄2008」は、県内の医療機関、関係機関及び罹患経験者等による主催で開催されました。乳がんに関する講演会や無料検診など多彩なイベントが行われ、多くの県民の参加により乳がん検診についての啓発活動が推進されました。

今年度の計画について実施団体へ照会したところ、実施予定であると伺っております。

県としては、今後とも関係団体と連携しながら、がん対策に関する普及啓発を実施していきたいと考えております。

次に、女性医師の復職支援についてお答えします。

沖縄県における平成18年度の女性医師の割合は、全体では16%ですが、40歳未満では30%、30歳未満では37%を占めるなど年々増加傾向にあります。しかしながら、女性医師は出産・育児等の事情により、臨床現場を離れる医師も少なくありません。

そこで、県においては、国の雇用再生特別事業を活用し、沖縄県医師会に女性医師専門の相談窓口を設置し、女性医師からの就業相談等に対し、必要な情報の提供や関係機関との調整等の就労支援を行いたいと考えております。

あわせて、女性医師が必要としている支援策を把握するためのアンケートの実施やフォーラムの開催等を予定しております。

次に、「安心こども基金」を活用した保育所整備等

についてお答えします。

平成20年11月に実施した待機児童実態調査では、保育所定員を平成20年4月時点より5400人程度ふやすことができれば、待機児童の解消が見込まれるという調査結果を得ております。

「安心こども基金」においては、平成22年度までに保育所の創設等を促進し、1800人の定員増を予定しております。

今後の計画としましては、平成21年度に創設1カ所、分園1カ所、増改築12カ所、平成22年度は創設1カ所、分園3カ所、増改築8カ所、全体で26施設の整備により865人の定員増を予定しております。

現時点においては目標に達していないことから、今後、市町村に対し「安心こども基金」を活用した保育所の創設や増改築、分園の設置を働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

次に、「待機児童対策特別事業基金」による認可化計画の数値目標等についてお答えします。

保育所入所待機児童対策特別事業基金は、市町村が認可化することとした認可外保育施設への運営費や施設整備費を助成し、認可化を促進するものであります。

当該事業においては、認可外保育施設の認可化を促進することによって、平成23年度までに3600人の定員増を予定しております。

今後の計画としましては、平成21年度に4施設270人、平成22年度5施設345人、平成23年度4施設270人で、全体で13施設の認可化により885人の定員増を予定しております。

現時点においては目標に達していないことから、今後、認可外保育施設実態調査結果をもとに、市町村に対し認可化に向けての積極的な対応を働きかけてまいります。

次に、「安心こども基金」、「待機児童対策特別事業基金」の課題及びその打開策についてお答えします。

保育所の整備における課題としましては、後年度の運営費の負担増が懸念されることから、実施主体である市町村においてその整備に慎重になっていることが考えられます。しかしながら、地方公共団体が支弁する保育所運営費については、入所児童数に応じて地方交付税で措置されていることから、負担増についても対応できるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、地方交付税措置への理解を求め、待機児童解消に向けた積極的な対応を働きかけていきたいと考えております。

次に、認可外児童に対する給食費助成の拡充についてお答えします。

認可外保育施設入所児童の処遇向上につきましては、平成12年度から「新すこやか保育事業」を実施し、児童の健康診断費、調理員の検便費、児童の牛乳代及び米代に対して助成しているところであり、これまで段階的に助成の拡充を図ってまいりました。

このうち、牛乳代の助成につきましては、平成19年度から月10日分を20日分に拡充しております。また、平成20年度から新たに児童1人当たり1日11円の米代を助成しており、平成21年度も引き続き助成することとしておりますが、現下の厳しい財政状況では給食費の増額は困難と考えております。

次に、小児救急電話相談事業の早期設置についてお答えいたします。

沖縄県は、小児を含む救急患者に対応するため、5つの救急医療圏すべてに救急告示病院を整備しております。また、平成21年度は小児救急医療啓発事業を実施し、救急医療の正しいかかり方や「かかりつけ医」の推進について普及啓発を図ることとしております。

小児救急電話相談事業の実施については、小児救急医療啓発事業の成果等について検証しながら、今後検討していきたいと考えております。

次に、インフルエンザ菌b型の感染状況と対策についてお答えします。

インフルエンザ菌b型は、細菌性髄膜炎を引き起こす菌として知られています。平成20年の県内における細菌性髄膜炎の報告数は、年間で30例となっており、一般的にその約6割がインフルエンザ菌b型の感染によるものと言われています。

インフルエンザ菌b型を予防するためのワクチン（ヒブワクチン）は、平成19年に国内で承認され、平成20年12月より接種が開始されました。なお、接種方式は任意接種となっております。

次に、発達障害児施策についてお答えします。

発達障害児の支援については、市町村及び当事者団体等からの意見を踏まえ、県・市町村等の役割を明確にした「発達障害児（者）支援体制整備計画」や計画的な人材確保を図るため「発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」の策定を進めているところであります。

今後は、これらの計画に基づき、市町村と連携して早期の支援に取り組むとともに、専門的に支援する人材を確保するための研修など、支援施策を推進してまいります。また、県の推進体制として、関係課・所で構成する「発達障害児（者）支援機関連絡会議」（仮

称）を近日中に設置することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産部関連で、農商工等連携事業の取り組みについて一括してお答えいたします。

本県における農商工等連携事業計画の認定件数は、読谷漁港とれたて新鮮魚類を活用した「読谷かまぼこのブランド化計画」、糸満市喜屋武産ニンジンと八重瀬町産ピーマンを活用した総菜・加工品の開発、モズクペーストを用いた機能性調味料の開発・販売など10件となっております。また、県産農林水産物を活用して県外で認定された件数は2件となっております。

現在商品化し販売されている事例として、沖縄在来種ハイビスカスを活用した清涼飲料水があります。

今後とも、国及び関係団体等と連携し、商品開発や販路の拡大等、農商工連携の推進に取り組んでまいります。

同じく農林水産部関連で、耕作放棄地の対策についてお答えいたします。

県としては、市町村の地域耕作放棄地対策協議会を窓口として、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により、平成23年度を目途に350ヘクタールの耕作放棄地の再生利用を図ることとしております。

具体的には、雑木等の除去、土壌改良、生産資材の支援、農業用機械、ハウス等の農業用施設、用排水施設の整備などを行うこととしております。

現在19市町村で地域協議会を設置しており、未設置市町村に対しても事業説明会等を開催し、新たに7市町村で地域協議会の設置を予定しております。

同じく農林水産部関連で、新規就農者の育成や企業参入についてお答えいたします。

県としては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金などを活用して耕作放棄地の再生利用を進めるとともに、再生した農地を新規就農者にあっせんするよう取り組んでまいります。

農業への企業参入については、農業経営基盤強化促進法により市町村が策定する基本構想の中に、県知事の同意を得て参入区域を設定し、農地の貸借ができるものとなっております。

現在、与那原町において1社の企業参入があります。また、去る6月17日に成立した改正農地法では、貸借に限り、役員1人以上の農業従事の義務など一定の制限を設けるものの、参入区域を設けないこととしており、農業への企業参入が促進されるものと考えて

おります。

同じく農林水産部関連で、農地利用集積円滑化事業の取り組みについてお答えします。

農地利用集積円滑化事業は、耕作放棄地対策として、去る6月17日に成立した農業経営基盤強化促進法の一部改正により創設された制度であります。

内容としては、これまで農地保有合理化事業による一時保有後、貸し付けしていたものを、地域において所有者と利用者を直接結びつける仕組みとなっております。このため、地域の関係者で農地の利用調整が可能となり、手続が簡素化・迅速化されることとなります。

また、国においては、「経済危機対策」として、農地の所有者である出し手に交付金を交付する予算が確保されております。

県としては、当該制度及び事業について市町村及び農家等へ周知を図り、農地の効率的利用に向けて取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工部関連、「緊急人材育成・就職支援基金」についての御質問にお答えします。

国は「緊急人材育成・就職支援基金」において、「訓練・生活支援給付金」を創設しております。

同給付金は、雇用保険を受給できない方がハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として、単身者には月10万円、扶養家族を有する方には月12万円の支給を行うものであります。

沖縄県としては、この事業は職業訓練と生活支援を兼ね備えた有効な施策であると考えており、同制度の活用を促進するため沖縄労働局と連携するとともに、県が実施するメディアコンプレックス型助成金活用促進事業などにより、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

同じく観光商工部関連、緊急保証制度の県内融資実績と全国比較についてとの御質問にお答えします。

緊急保証制度がスタートした平成20年10月末から平成21年3月までの保証承諾実績は、全国で件数が19万4424件、金額で4兆6625億円であります。沖縄県信用保証協会では件数が3140件、金額が663億3300万円となっております。全国52の信用保証協会の中で、沖縄県は件数で20位、金額で18位の実績となっており、緊急保証制度がよく利用されております。

次に、県の太陽光発電システム補助制度の実績と今後の対策についてとの御質問にお答えします。

沖縄県の補助制度は、一般家庭を対象に1件当たり2万円を助成するものであります。4月から募集を開始し、300件の募集に対して6月22日現在で194件の申請件数となっております。

今後の追加対策等については、申請状況や国の支援策の動向を見きわめつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築部関連の、公共工事の前倒し発注の数値目標と見通しについての御質問にお答えいたします。

国の「経済危機対策」を受け、土木建築部においても平成21年度の公共事業予算については、上半期の執行目標率を80%としております。平成21年5月末における公共工事の執行状況は32.2%で、平成20年度の同時期より8.2ポイント増加しております。

公共工事の前倒し発注に当たっては、入札手続期間の短縮化や執行体制の強化に努め、上半期の目標達成に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育委員会関連の御質問で、県立高校等の耐震化、エコ化及びICT環境整備についてお答えいたします。

県教育委員会においては、国の「経済危機対策」として示された学校施設の耐震化、エコ改修及びICT環境整備を内容とする「スクール・ニューディール構想」の具体策について取り組んでいるところであります。

学校施設の耐震化等については、県立学校については当初予算で措置して整備しており、今回は小中学校で整備を推進するために内閣府一括計上補正予算として25億円が措置されたところです。

また、県立学校施設のエコ改修事業として、照明設備の省エネ化を推進しているところであります。

さらに、ICT環境整備として、全県立学校の地上デジタル放送への対応を進めるとともに、「第3次沖縄県教育情報化推進計画」に基づき、すべての教員1人1台のコンピューター整備について取り組んでいるところであります。

次に、小中学校への太陽光発電の導入についてお答

いたします。

公立小中学校の太陽光発電パネル設置については、「スクール・ニューディール構想」により、国の平成21年度補正予算において、国庫補助事業として予算措置されております。県内公立小中学校においては、その国庫補助を活用して10市町村27校で太陽光発電パネルの設置を検討しているところであります。

県教育委員会としましては、環境への負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備に努めているところであり、今後とも、市町村教育委員会と連携しさらに環境を考慮した学校づくりを推進していきたいと考えております。

次に、中・高校生の薬物被害と対策についてお答えいたします。

中・高校生の麻薬等違法薬物に係る補導人数は、県警の資料によりますと、平成18年はシンナーで1人、平成19年もシンナーで1人、平成20年は大麻で1人となっております。

薬物被害対策としましては、「少年を守る日」の夜間街頭指導をPTA、県警等関係団体とともに実施し、繁華街やゲームセンター等を巡回指導するなど、有害環境の予防・改善に努めております。

去る6月5日に生徒代表、PTA、県警等関係9団体が一堂に会し、薬物の乱用防止に向けて各関係機関・団体がそれぞれの役割と取り組み内容を明確にするとともに、「薬物乱用防止共同アピール」を宣言いたしました。

県教育委員会としましては、県民総ぐるみで薬物乱用防止運動を展開し、青少年の健全育成を推進してまいります。

次に、奨学金事業への緊急支援についてお答えいたします。

昨今の経済・雇用情勢の悪化に伴う緊急支援として、国においては、学業の継続が困難な高校生に対する奨学金事業を拡充する施策が講じられることになりました。

県においては、今後、事業の概要把握に努めるとともに、沖縄県国際交流・人材育成財団及び関係部局と調整を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育委員会関連で、高校生に対する授業料減免の緊急支援についてお答えします。

国の「経済危機対策」の一環として、高等学校授業料減免事業等への緊急支援のため、都道府県が創設する「高校生就学支援基金」に対し臨時特例交付金が交付されることになっております。

高等学校授業料減免事業につきましては、私立の高等学校が対象となっていることから、当該基金の創設に向け、補助要件等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 では、再質問をさせていただきます。

その前に、一言おわびを申し上げます。私の手違いで、通告してない質問もやってしまったようで、大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。

それと、再質問ですけれども、保育行政について、この待機児童解消の事業、「安心こども基金」、それから「待機児童対策特別事業基金」等々について、予算はしっかり確保されていながら、その数値目標に対する実際の各市町村との連携による数字が極めて少ない。そういうことではやはり県内の子供たちへの対応が非常に厳しい状況にあると思います。

この予算があるにもかかわらず具体的な事業の推進がなかなかかどらないという、この辺のところをしっかりと市町村との連携のもとに検討協議をして、この予算が有効に活用されて、そして具体的に待機児童が解消され、そして子供たちの保育環境が整備される、こういうことをぜひ県と市町村、もっともっと認識を深めていただいて、ぜひやっていただきたい。これは、要望を申し上げたいと思います。

それからもう一つは、小児救急の電話相談事業でありますけれども、今、沖縄においては全国一の出生率を誇りながら、しかし、こういうことがまだ実施されてない。全国的には45都道府県が既に実施をされていながら、この富山県と沖縄県だけが残っている。それも今の答弁だと、啓発事業を実施する中で検討していきたいと、こういう答弁でありますけれども、今核家族化でコンビニ受診がふえる中で、病院現場も大変な苦勞をされている。少々のことは電話でお母さん方が問い合わせをして、細かな措置がおうちでできる。そういう支援のためのサポートの事業でありますから、これについては福祉保健部長、ぜひ前向きな答弁をいま一度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ただいまの再質問

の小児救急電話相談事業の設置についてお答えいたします。

今年度予定しております啓発事業の成果、それから他県の実況等を踏まえながら関係機関と協議して、今後検討していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 皆さん、こんにちは。

社大・結を代表いたしまして、質問を行います。

さて、ことしも去る23日に沖縄全戦没者追悼式が行われました。私はこれまでに5回参加をいたしておりますが、最も心を打たれたのは、やはり児童生徒の「平和の詩」であります。

ここで一つ提案させていただきたいと思いますが、これまでに朗読された詩を何らかの形で平和発信に使えないかということです。何度読み返しても心を打つ沖縄の児童生徒の詩は、県民の平和への思いを的確に表現していると思います。もっと前面に出して沖縄県のメッセージとして世界に発信していくことを提案したいと思います。

では、通告に従い質問を行います。

まず1番目に、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、沖縄の施政権が返還されて去る5月15日で満37年を迎えました。沖縄返還密約について知事の認識を伺い、また政府の密約体質についても知事の見解を求めます。

(2)番目に、ケビン・メア在沖米総領事の石垣市における言動やF22の嘉手納基地への再配備において、日本の防衛に貢献しているので感謝すべきだなどに見られる在任中の言動について知事の見解を求めます。

(3)、八重山圏域（石垣市、竹富町、与那国町）の3市町長と台湾の花蓮市は「国際交流推進共同宣言」に調印し、直行ルートの定期化等を目指しています。国は、離島国境への自衛隊配備を打ち出しておりますが、民間交流の推進と自衛隊配備は相反すると思うが、知事の見解を伺います。

2番目に、基地問題について。

(1)、嘉手納基地はことしに入り米本国からF22が3回飛来しています。地元では負担軽減に逆行し、常駐化を懸念する声が上がっています。県の見解と知事の対応について伺います。

(2)、普天間飛行場は、米海兵隊の2009年米会計年度航空機配備計画によると、次期主力輸送機の垂直離着陸機MV22オスプレイが2012年から配備され、さらに16年にはF35B統合打撃戦闘機16機の配備も明らかになっています。日本政府は、オスプレイ配備を米側に

明記しないよう求めるなどあいまいにしています。このような政府の対応とこれ以上の騒音被害を許しているのか姿勢を伺います。

(3)番目に、辺野古の新基地建設について伺います。

ア、沖縄の民意はこれまでに名護市民投票を初め数々のメディア調査、さらに直近の沖縄タイムス・朝日新聞の調査でも県民は一度たりとも辺野古に新基地建設を認めておりません。知事は、県民の声に耳をかさず民意に反して事業を推し進めていくおつもりなのか伺います。

イ、環境アセスメントの目的は、環境への影響を最小にするための調査予測と住民と事業者の合意形成にあります。今回の環境アセスは方法書の後出しを初め、準備書の内容、編集、説明会の仕方すべてにおいて、事業者が住民との合意形成を図ろうとしているのか誠意が全く感じられません。県は民意をどのように今後反映させていくおつもりなのか、見解を求めます。

(4)番目に、昨年10月に名護市真喜屋で起きた米軍セスナ機墜落事故の際、散布された消化剤による土壤汚染調査費を沖縄防衛局が支払ったことが明らかになっています。問題を起こした側が負担することは当然であります。さらに事故が公務外であるのにもかかわらず我々の税金で支払われたことについて全く納得ができません。見解を伺います。

(5)番目に、知事は、久米島・鳥島両射爆撃場を視察され、予想以上に無残な光景だとコメントをされたことメディアで報道されています。返還に向けて日米両政府に交渉する知事の決意について伺います。

(6)番目に、基地経済について伺います。

この質問の趣旨は、政治家を初め識者の中にも、沖縄は基地で潤っているのではないかなどの考え方や、県民の間でも基地がなくなると沖縄の経済はどうなるのかといった議論があります。そこで、正当な議論をするために基地あるがゆえのプラスとマイナスの両方の情報を県として提示していくことが私は求められていると思います。

そういう観点から次の質問をいたします。

ア、県のGDPに占める基地収入の割合は幾らか。また、基地が撤去された場合のGDPへの寄与は現行基地収入と比較するとどうなるか。

イ、これまでに返還された基地からの雇用と収入は幾らか。返還前はどうか。

ウ、基地から生ずる経済的不利益は年間幾らに相当するのか。

3番目に、教育行政について伺います。

(1)、教職員の平成20年度における病気休暇の実態と実効ある対策について伺います。

(2)番目に、「子ども理解のための指導・支援カルテ」は、さまざまな観点から問題視されています。提案者の説明責任を求めます。

(3)番目に、本年度の県立高校入試で可否の確認ミスから不合格としていたことについて、2007年の教員採用試験のミスと同様に複数のチェック機能が働いていないことのあらわれと考えます。体制の問題と責任感の希薄さを感じるんですが、認識について伺います。

(4)番目に、食育は知育・徳育・体育の基礎と位置づけをしておりますが、遅々として栄養教諭の任用が進展しないのはなぜか。学力向上の入り口で児童生徒の生活の見直しが第一ではありませんか。栄養教諭の役割と今後の任用計画について伺います。特に、私は財政担当の方に再質問で伺いたいと思います。

(5)番目に、特別支援教育の位置づけ、実態把握と施策について伺います。また、過密化している大平特別支援学校の解消策について伺います。

(6)番目に、県立博物館・美術館で一部の美術品を非展示としたことについての説明を求めます。

(7)番目、経済的理由で授業料が納められない高校生が急増しています。我々が高校視察を文厚委員会でやった際に、非常にふえているとどの高校でも訴えておられました。今年度の授業料全額、半額免除申請状況と判定結果について伺います。

(8)番目に、県立芸術大学の築41年と築49年の老朽校舎は、平成11年度の耐久度調査で危険建物と認定されています。移転を含めた改築計画について伺います。

4番目に、観光・経済・雇用行政について伺います。

(1)、観光と雇用を組み合わせた施策について伺います。

(2)番目に、補正予算におけるハード事業とソフト事業の割合はどうなっているのか伺います。

(3)番目に、観光客誘致のための予算及び施策によって見込まれる観光客数について伺います。

(4)番目に、キャリアアップを図り就職につなげるため、職業能力訓練校は中核となっていますが、学ぶ環境、指導者の育成確保等はどうなっていますか。

(5)番目に、平成19年からスタートしている「みんなでグッジョブ運動」の評価について伺います。

5番目に、医療・福祉行政について。

(1)、新型インフルエンザ対策について。

これから秋・冬に向けて患者数の大幅な増加と重症者の増加が予測されていることから、次の質問をいた

します。

ア、医療相談担当者、相談時間の24時間対応、発熱相談センター体制の強化、情報の徹底が求められておりますが、人員は十分ですか。

イ、発熱外来などの医療体制の強化と連携、指定医療機関への薬品、資材等の確保は十分ですか。

ウ、通常の診療に支障なく対応できる人員と病棟の確保はできているのか伺います。

(2)番目に、県立病院の問題について。

ア、県立病院の経営のあり方について、病院事業の経営再建にかかっているということで3年間の再建計画が出されています。3年後において経営の再建がどの時点でなされたと評価されるのか、そういう評価の経営再建とみなされる状態とはどういう状態なのか伺います。

イ、看護師不足による病棟閉鎖がされていますが、実態はどうなんですか。看護師が辞職しないでよい就労環境をどのように構築するか早急な対策が求められています。伺います。

(3)番目に、浦添看護学校の県立堅持について伺います。

これまでに議会におきましても2度たしか議決をされていると思いますが、ア、今年度スタートした第二学科の志願者状況について伺う。

イ、県内看護学校の入学金・授業料と比較して、経済的に困難な状況にある学生が進学できる唯一の看護学校であると考えています。県民の立場から県立として存続させるべきであると考えますがどうですか。

ウ、在学生の立場からは、県立で入学し、学年途中で民間に転校するというのをどのように受け入れたらいいのか伺います。

(4)番目に、保育所持機児童問題について伺います。

ア、県保育所入所持機児童対策特別事業基金の進捗状況について伺います。

イ、国の「経済危機対策」の一環である待機児童解消に向けて、「安心こども基金」の活用は検討されているか伺います。

(5)番目に、中央・コザ両児童相談所における夜間・休日の緊急通報業務対応はどのように皆さんは把握されているのか。また、改善策としてはどういうことを考えておられるのか伺います。

これは通告しておりませんけれども、当局にきのうお話ししてありますが、去る20日に石垣市で起きた3歳児虐待の問題で、先日の文厚委員会で初動に問題があったのではないかという見解が示されました。なぜ初歩的な判断が誤られたのか、その背景、体制の

見直し等について今後の対策を伺います。

(6)番目に、県庁職員のメンタル病休・休職の実態と原因は分析されているのか伺います。

6番目に、農業行政について伺います。

(1)、さとうきびの新価格制度が来年度から導入されると、本県の農業に与える影響はどうかでしょうか。また、制度開始延長ではなく、国のさとうきび政策を根本から国に問い直していくことが必要だと思えますがどうでしょうか。

以上です。

再質問をさせていただきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 比嘉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、総領事の発言についてどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

報道で伝えられる総領事の発言は、沖縄の基地形成の歴史的経緯や、今なお沖縄県に存在する広大な米軍基地に対する県民感情に配慮を欠いている面があるのではないかと感じております。

次に、基地問題にかかわる御質問の中で、F22戦闘機の飛来についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県といたしましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初め周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、強く要請をしているところでございます。

同じく基地問題の中で、辺野古移設の民意についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の強い願いであると考えております。

県といたしましては、その願いを早期に実現するためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は

得られるものと考えております。

同じく基地問題の中で、アセス手続での県における民意の反映についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

事業者であります沖縄防衛局から去る6月15日に住民等の意見概要及び事業者見解が県へ送付されてきたことから、県は本年10月13日までに準備書について意見を述べることになります。

意見を述べるに当たりましては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮いたしますとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

同じく基地問題の中で、鳥島射爆撃場に関する御質問にお答えいたします。

私は、去る6月3日に鳥島射爆撃場周辺海域を視察し、船上で久米島町長や県漁業協同組合長会長から、鳥島射爆撃場の状況やパヤオなどの漁場と漁業操業における影響等につきまして直接説明を受けたところでございます。

県といたしましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、鳥島射爆撃場や久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携をしながら求めてまいりたいと考えております。

次に、観光・経済・雇用行政に係る御質問の中で、みんなでグッジョブ運動の評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

グッジョブ運動は、産業界、教育界、労働組合、そして医療福祉関係、そしてPTA、婦人会、マスコミ、行政等、さまざまな団体がそれぞれの役割のもとで相互に連携・協力をして雇用問題の解決に取り組んできたところであります。徐々に県民にこの課題の解決、この運動の趣旨、その効果につきましては浸透してきているものと認識をいたしております。

県内の雇用情勢は、世界的な大不況及び国内景気の悪化に伴いこれまで以上に厳しい状況となっておりますが、みんなでグッジョブ運動の取り組みにより、いち早く各業界が連携をして対策のとれる環境も醸成できたと考えております。

今後とも、みんなでグッジョブ運動をエンジンとして広く県民運動を展開し、そしてこれを継続することにより雇用の改善が図られていくものと確信いたしているところであります。

次に、医療・福祉行政に係る御質問の中で、経営再建とはどのような状態なのかという御趣旨の御質問に

お答えいたします。

経営再建とは、経営改善が実現をし、持続的な経営の健全化が達成される場合を指すものと考えておりますが、県立病院改革の目的であります地域において必要とされる医療提供体制を将来にわたって確保し、医療水準の向上を図り、病院現場の勤務環境の改善を図ることを踏まえる必要があります。

具体的には、適切な繰り入れを行った上で、救急医療、離島医療、小児・周産期医療など地域において必要とされる医療を安定的に提供していくため、必要な人的・物的な投資を適切に行い、かつ長期借入金等を返済できる程度の経常利益を持続的に確保することができる状態を指すものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄返還密約についてお答えいたします。

沖縄返還をめぐる日米密約について、政府は平成19年5月、鈴木宗男衆議院議員の質問主意書に対し「沖縄返還に際する支払いに関する日米間の合意は、第67回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおおり、沖縄返還協定がすべてである。」と答弁しております。

県は、密約の有無については承知しておりません。

同じく知事の政治姿勢で、自衛隊の配備と国際交流についてお答えいたします。

防衛力のあり方等について、北村防衛副大臣が去る5月26日の参議院外交防衛委員会において、多様な観点から論議を積み重ねており、先島諸島を含む南西諸島の防衛のあり方もその大切な一環として検討を進めている旨の答弁をしており、民間交流の推進とは別の観点から議論が行われるものと考えております。

次に、基地問題についての御質問で、普天間飛行場へのオスプレイの配備についてお答えいたします。

去る4月23日の参議院外交防衛委員会において、中曽根外務大臣は「沖縄へのオスプレイの配備については、累次米側に照会をしているが、現時点では具体的には決まっていないと説明を受けている」との趣旨の答弁をしています。

県としては、今後とも米軍の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと考えています。

同じく基地問題で、セスナ機墜落事故の土壤汚染調査費についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、本件調査費は、合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令第3条の規定に基づき支出したとのことであります。この件に関して、政府は、去る5月22日に照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対して、「省令第3条に基づく調査は、合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知ったすべてのものに対して行っており、我が国政府が日米地位協定第18条の規定に基づく請求を処理する上で必要なものであることから、我が国政府がこれに要する経費を支出するものであり、不適切な支出に当たらないものと考えている。」と答弁しており、県としても被害に対する速やかな対応が行われたものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地問題についての御質問の中で、基地収入の割合、返還された基地からの雇用と収入及び基地から生ずる経済的不利益について一括してお答えします。

軍雇用者所得及び軍用地料については、GDPの構成要素ではなく、県民総所得の構成要素となっていることから、県民総所得に占める基地関連収入の割合として御説明をしたいと思います。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰直後の15.5%から平成18年度には5.4%となり、その比重は徐々に低下しております。また、これまで返還されたすべての基地跡地からの雇用と収入に関する全体の数値は、把握をしておりませんが、既に返還をされ開発供用された那覇新都心地区、小禄金城地区、北谷の桑江・北前地区の3地区については、平成18年度に調査を行っております。

調査の概要としては、平成14年における返還後の雇用者数が3地区合計で1万8394人、また直接経済効果は1994億円となっており、それぞれ返還前年度の616人、88億円を上回っております。

基地から生ずる経済的不利益については、調査対象をどのように規定するか等の問題もあり、定量的に把握することは困難であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、教職員の病気休暇の実態等についてお

答えいたします。

平成20年度において1カ月以上病気休暇を取得した教職員数は、身体的疾患による休暇が503名、精神的疾患による休暇が150名、計653名となっております。

教職員の健康管理につきましては、人間ドック受診の推奨、産業医やスクールカウンセラーの配置、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実施するとともに、医師による健康相談、教職員の悩み相談事業等を行っているところであります。また、教職員の職場環境の充実を図るため、学校においては衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の確立を図るとともに、本年度4月からは長時間勤務による健康障害防止対策に係る規程を新たに整備し、医師による面接指導体制を整えたところです。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の健康の保持・増進を図り、信頼関係に満ちた明るい職場環境づくりを目指し、個々の実情に応じた職場支援体制の充実に努めてまいります。

次に、「指導・支援カルテ」についてお答えをいたします。

「指導・支援カルテ」は、個人情報保護条例との整合性、保護者への周知方法等に課題があるとの指摘等を踏まえ、学校、家庭、地域を含む社会全体で児童生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に立ち戻り検討する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、当カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討していただき、その提言を受け対応してまいりたいと考えております。

各市町村においては、それぞれの個人情報保護条例との整合性などについて、慎重な判断や検討がなされているものと理解しておりますが、今後、市町村の求めに応じて、県の検討委員会の提言を参考に、適切に対応していきたいと考えております。

次に、県立高校入試における合格者の決定ミスについてお答えいたします。

平成21年度の県立高等学校入学者選抜における合格者の決定ミスにつきましては、その生徒や御家族、関係者の皆様、そして県民の皆様に対し、多大な御迷惑をおかけしたことに深くおわび申し上げます。

今回の事案につきましては、当該校において入試原簿への押印ミスとその後の確認作業を怠ったことが原因であります。

今回の事案を受け、県教育委員会では、全県立高等学校長に対し入試原簿の総点検を指示するとともに、

入試業務を行う際の「点検作業要領」を新たに作成することといたしました。また、各学校においても、実態に合わせた点検作業マニュアルを策定することや情報開示方法についても改めて受験生や保護者に対し周知することといたしました。

県教育委員会としましては、今後このようなミスが二度と起こらないよう指導を強化し、各学校における入試業務の徹底したチェック体制の確立を図ってまいります。

次に、栄養教諭の役割と任用計画についてお答えいたします。

本県では、県民の肥満や生活習慣病等の増加が喫緊の課題となっており、子供のときから望ましい食習慣を身につけさせることは、極めて大切なことであると認識しております。

そのことから、児童生徒の肥満や偏食等の個別指導、給食の時間や関連教科等における食に関する授業などを担当する栄養教諭の役割は重要であると考えております。

平成19年度から3カ年間を検証期間として、現在、14名の栄養教諭を公立小中学校等に配置し、食に関する指導を実践しているところであります。

県教育委員会としましては、平成21年5月に「栄養教諭配置における検証委員会」を設置し、同委員会の検証結果や全国の動向等を踏まえながら、任用計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

次に、特別支援教育の位置づけ等と大平特別支援学校の過密化の解消についてお答えいたします。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、特殊教育の対象の障害だけでなく、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものであります。現在、すべての学校において、特別支援教育に係る校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターが指名されており、その資質向上やスーパーバイザーの養成、管理職への研修を「特別支援教育理解推進事業」により実施しているところであります。また、平成20年1月の全公立小中学校を対象とした県独自の調査では、通常学級に在籍する「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」の割合が3.4%となっております。

なお、県立大平特別支援学校については、平成21年12月を目途に校舎の増築が行われ、教室数の改善が図られる予定です。また、過密化の解消に向け、通学区の見直しも検討してまいります。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村、関

係機関と連携し、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、県立博物館・美術館での一部美術品の非展示についてお答えいたします。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例では、博物館法に基づき、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すると設置の目的が示されております。このたびの美術館での展示は、県が主催する企画展であり、美術館の責任で展示作品を選定したものであります。

選定に当たっては、教育委員会が所管します公的な教育機関において、学習指導要領等に基づき、児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮するという観点から、子供たちが鑑賞・学習するには教育的配慮が必要であるとの判断に至ったものであります。

次に、授業料の減免についてお答えいたします。

平成21年度6月末の一括申請時点の状況ですが、授業料減免の申請者数は6354人で、そのうち減免者数は4485人、減免率は9.70%となっており、減免額は4億4056万8000円となっております。また、減免者数のうち、全額免除は3163人、半額免除は1322人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 教育行政との関連で、県立芸術大学の老朽校舎の改築についてお答えいたします。

県立芸術大学美術工芸学部のデザイン・彫刻棟は築41年、染織棟及び陶芸棟は築49年が経過し、老朽化が著しいことから、その危険性が懸念されている状況であります。しかしながら、これらの現キャンパス内における改築は、都市計画法、建築基準法、那覇市都市景観条例等による建築上の制約や狭隘な敷地等により極めて困難な状況にあります。

県としましては、安全性の確保に向け、老朽校舎対策を早急に行う必要があることから、大学の将来構想等も含め関係機関と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光・経済・雇用行政について、観光と雇用を組み合わせた施策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、「みんなでグッジョブ運動」の一環として、観光・リゾート産業における求人・求職のミスマッチの解消を図るため、求職者向けのフォーラムや合同企業説明会の開催などにより、観光・リゾート産業への理解促進に努めております。また、今年度からは、観光・リゾート産業における魅力ある職場づくりを支援するため、経営者層を対象とした人づくりセミナーを実施するほか、先進地の海外ホテルスクールなどへの留学制度を新設することとしております。

次に、補正予算のハード事業とソフト事業の割合についてとの御質問にお答えします。

観光商工部の補正予算は総額約87億2400万円となっております。このうち、ハード事業にはサポーターグ産業誘致型賃貸工場整備事業など約10億3500万円、約12%に当たる額を計上しております。ソフト事業では、観光客誘致緊急対策プロモーション事業や沖縄BPO事業拠点集積促進事業など約76億8900万円、約88%に当たる額を計上しております。

次に、観光客誘致のための予算及びそれに見込まれる観光客数についてとの御質問にお答えいたします。

平成21年度の観光客誘致のための当初予算は、沖縄観光特別対策事業の3億円を含む約8億7000万円となっております。主な施策としましては、県外における沖縄観光プロモーションイベントの実施、海外観光客の拡大に向けた誘客活動、国際会議など各種コンベンションの誘致、リゾートウェディングやニューツーリズムの推進などに取り組んでいるところです。

平成21年度ビジットおきなわ計画では、入域観光客数630万人を目標にしており、不況の折厳しい状況ではありますが、新たに観光客誘致緊急対策のための予算を投入し、目標達成に向けて努力してまいります。

次に、同じく観光・経済・雇用行政について、県立職業能力開発校の訓練環境、指導員の育成確保等についての御質問にお答えします。

県においては、県立職業能力開発校の訓練内容の向上、訓練環境の整備保全を図るため、計画的な施設及び訓練器具の整備に努めており、今6月議会の補正予算においても約1億円の職業能力開発校整備費を追加提案したところであります。また、訓練指導員の育成とスキルアップを図るため、県外での指導員研修への派遣を行っております。さらに、職業訓練指導員の確保については、訓練科目の社会的なニーズ、現在の職員体制等を総合的に判断して必要な人材を採用しております。あわせて、必要な人材の確保を容易にするため、職業訓練指導員免許に関する周知や、職業訓練指導員試験の実施などにより、免許保持者をふやしてい

きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療・福祉行政についての項目の中で、新型インフルエンザに関する相談体制についてお答えします。

県では、WHOがフェーズ4を宣言して以降、県内6保健所に発熱相談センターを設置し、感染が疑われる方や医療機関等からの相談に対応しました。また、県庁内には保健所の発熱相談センターを補完する役割として、休日・夜間にも24時間対応できるよう2名の職員を常駐体制で対応しました。4月27日から6月23日までの相談件数は、合計3738件となっております。

現在の相談体制につきましては、6月19日に改定された国の運用指針により発熱相談センターの役割が縮小されたことから、休日・夜間を休止とすることいたしました。

次に、新型インフルエンザ対策に係る資機材の確保状況についてお答えいたします。

県では、昨年度までに新型インフルエンザの発生に備えて、これまで治療薬であるタミフルを22万人分備蓄するとともに、発熱外来で従事する医療スタッフが使用する個人防護具を8160人分備蓄しました。また、感染症指定医療機関である県立病院に対しては、人工呼吸器を1台ずつ配備し、個人防護具を計1650人分配備済みです。

これらのほか、本議会に提出されている補正予算案に感染拡大期等に入院治療に対応する民間医療機関に対して、約4000人分の個人防護具を購入するための予算を計上しております。

次に、新型インフルエンザへの対応と通常診療業務についてお答えします。

新型インフルエンザが流行してウイルスが高病原性である場合は、多数の患者が医療機関を受診し入院することが想定されるため、病棟や人員が不足することが予想されます。これを緩和するためには、通常業務を縮小して新型インフルエンザの患者に対応することが必要となります。

各医療機関においては、蔓延期に備えて業務継続計画を策定することが求められており、県では、県医師会や県立病院と連携して業務継続計画の策定を支援し、蔓延期の医療体制確保に努めていきます。

次に、浦添看護学校第二学科の志願状況についてお答えします。

平成21年度の浦添看護学校第二学科の志願状況は、

入学定員80名のところ、志願者数は397名で志願倍率は約5倍となっております。これを県内の民間看護師養成校3年課程の平均約4倍と比較すると高い倍率となっております。

浦添看護学校の存続についてお答えします。

県は、民間の看護師養成所が整備されてきたことから、県と民間の役割分担を踏まえ、浦添看護学校を民間に移譲することとしております。

経済的に困難な状況にある学生については、修学資金を貸与するなどにより修学を支援していく考えであります。

次に、浦添看護学校の在学生の転校についてお答えします。

県は、浦添看護学校を平成24年4月に民間に移譲することとしており、その時点で在学する学生は転校の対象となります。

次年度の3年課程の学生募集は転校の対象となるため、学校を民間へ移譲することや卒業まで授業料等を据え置くことなどを募集要項に明記し受験生に周知する予定であります。

なお、転校生につきましては、卒業まで入学時のカリキュラムを継続することとなっております。

次に、保育所入所待機児童対策特別事業基金の進捗状況についてお答えします。

平成20年11月に実施した待機児童実態調査では、保育所定員を平成20年4月時点より5400人程度ふやすことができれば待機児童の解消が見込まれるという調査結果を得ております。

保育所入所待機児童対策特別事業基金においては、認可外保育施設の認可化を促進することによって、平成23年度までに3600人の定員増を予定しております。

今後の計画としましては、平成21年度に4施設270人、平成22年度5施設345人、平成23年度4施設270人で、全体で13施設の認可化により885人の定員増を予定しております。

現時点においては目標に達していないことから、今後、認可外保育施設実態調査結果をもとに市町村に対し、認可化に向けての積極的な対応を働きかけてまいります。

次に、「安心こども基金」の活用についてお答えします。

「安心こども基金」においては、平成22年度までに保育所の創設等を促進し、1800人の定員増を予定しております。

今後の計画としましては、平成21年度に創設1カ所、分園1カ所、増改築12カ所、平成22年度は創設1

カ所、分園3カ所、増改築8カ所、全体で26施設の整備により865人の定員増を予定しております。

現時点においては目標に達していないことから、今後、市町村に対し「安心こども基金」を活用した保育所の創設や増改築、分園の設置を働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、児童相談所における夜間・休日の緊急通報業務対応についてお答えします。

夜間や休日における児童虐待通告などは「子ども虐待ホットライン」が受け付けており、通告の内容によっては所管の児童相談所の所長、班長、主幹へ引き継いでおります。

所長等は交代で携帯電話を所持して通告等に対応しており、また、緊急に安全確認や一時保護を行う必要があると判断した場合は所属の児童福祉司を呼び出し、所長等とともに対応しております。

現在、電話対応や安全確認等の業務に携わった時間については時間外勤務の対象としておりますが、いわゆる待機時間についても一定の緊張を強いられる状況にあることから、負担軽減を図るための改善策について、児童相談所や関係部署と調整の上、検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本件につきましては質問通告後に生じた重要案件ということで、昨日、議員の方から改めて質問の通告がありましたのでお答えいたします。

石垣市における3歳男児を被害者とする傷害事件についてお答えいたします。

今回の事案は、本年5月7日に石垣市において3歳の児童が迷子として保護され、けがをしているなど虐待が疑われる情報が警察署員から提供されたものの、その時点で児童の現認を行わず、6月19日に当該児童が脳挫傷等で病院に搬送され、児童の父親が傷害の疑いで逮捕されたものであります。

児童相談所分室においては、虐待の疑いで情報を収集したものの、母親が当該児童の発達の相談を希望していたことなどから、一時保護の判断に至らなかったようであります。

本件については、今後、検証を行ってまいります。が、子供の安全確保を最優先とする点において初期対応に不適切な部分があったと認識しており、大変遺憾に感じております。

県としましては、本事案を深刻に受けとめており、今後、再発防止のための対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療・福祉行政についての御質問の中の、看護師不足による病棟閉鎖等についてお答えします。

平成21年6月1日現在、看護師不足によって休床している病床は、南部医療センター・こども医療センターで59床、中部病院で52床となっております。

看護師の離職防止については、看護師の業務の軽減を図るための病棟クラークの配置や嘱託看護補助員の採用を進めるほか、育休明けや家族の介護を要する看護師に対して勤務時間の配慮を行っております。

また、病棟閉鎖及び看護師不足を解消するために、正職員採用において受験年齢制限を撤廃するとともに、県内外の看護師養成校訪問や「ナースJOBフェスタ2009」等の就職説明会を行っております。

さらに、今年度からは採用試験を2回実施することにしております。

また、局内に7対1看護に係る看護体制検討チームを設置し、看護体制の見直しを行っているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 医療・福祉行政の質問の中で、県庁職員のメンタル性疾患による病休・休職の実態と原因についてお答えします。

知事部局における精神性疾患による休職者は、平成16年度の30人から平成20年度は36人と増加傾向にあり、精神性疾患による長期病気休暇の取得者は、平成16年度の16人から平成20年度は37人とこれも増加傾向にあります。

精神性疾患により休職等に至った原因につきましては、仕事上、人間関係、家庭内の悩みや健康上の問題などさまざまな要因が複合的に影響を及ぼしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業行政で、さとうきび経営安定対策についてお答えします。

平成19年度から実施されているさとうきび政策は、WTO等国际規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で経営の安定を図ることをねらいとしております。特に、さとうきびは代替作物に乏しい自然条件下にある本県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めていることから、品目別経営安定対策として講じられております。

政策の内容としては、農家の所得確保や製糖企業の経営安定を図るため、砂糖の取引価格と経営安定対策による政策支援を行っております。

現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち収穫については、平成20年産より見直しが行われ、刈り倒しまたは搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。

この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、22年産以降においてもすべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体等と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について、国に対し強く要請してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん では、再質問をいたします。

最初に基地経済についてですが、基地依存度が、先ほどのお話によりますと、昭和47年から15.6%から5.4%と3分の1になったと。依存度は減ったという認識でよろしいかどうかお伺いします。

それから、基地撤去後の跡利用については、先ほどは新都心、美浜、小緑金城の3つの合計をおっしゃっておられました。

2007年6月の県の駐留軍用地跡利用に伴う経済波及効果調査というのを見ますと、これは基地の収入が基地返還後数十倍、雇用がかなり幅がありますけれども、小緑の場合はもう1000倍以上ですが、その他のところでは20数十倍と。そういうような状況が生まれている。これは戦後64年、そして復帰後37年、毎年均等とは言いがたいですが、今後これはふえていくという可能性を持っているわけですから、私たちはそういうような状況で毎年損失をしてきたと。そういうことに私はなると思いますが、認識を伺います。

それから3番目に、不利益について大変複雑な私は計算が確かに必要だろうと思うんですが、今、定量的な掌握ができるのは、困難であるというお話がありました。あえて私は、概算でもやっていく必要があるのではないかと考えるものですが、皆さんにその算出をしていく意思がおりかどうかお聞きいたします。

次に、県立芸大の老朽校舎についてお聞きしますけ

れども、私たちは委員会で見てきまして、これは非常に深刻な状況であるというふうに認識をいたしております。私はもう少し踏み込んだ見解が欲しいと思いますが、今、現状においての改築が不可能に近い状況のお話がありましたが、これをいわゆる皆さんから提案のある農業試験場跡への移転計画も含めた長期的な計画がなされているのか、話し合いがあるのかどうか伺います。

それからインフルエンザ対策について伺います。

これはもう観光行政とも非常に大きな意味があります。安全性ということが今後の秋から冬にかけての大きなポイントになると思います。

私はもう1点だけお聞きしたいことは、今、県庁内の人員、保健所、それから病院現場がほとんど通常の業務と兼ねてやりなさいという体制になっているところに、非常にこれで果たして本当に十分なことができるのかどうかということを懸念をいたしているところです。その点をもう一度お願いします。

それから看護学校については、私はこれはもう今回、社会人の8人に対して122人という15倍以上のニーズがあったというようなことを考えますと、拙速な民間移譲を私はぜひ見直していくことを要望したいと思います。

それから最後に県立病院の問題について、今、平成24年までの繰入額について大体考えられているようですが、それ以降について皆さんがどのような見解を持っておられるのか伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 比嘉京子議員の再質問にお答えいたします。

基地問題に対する質問の中で、3点ほどございました。

1つは、基地依存度は小さくなったかという質問でございますが、これは昭和47年の15.5%から平成18年の5.4%、間違いなく縮小してきているというふうに認識をしております。

2点目は、復帰後37年間、このような形で損失があったというふうに考えていいかというふうな御質問がございました。

これは、答弁にありました那覇新都心等3地区――

都市部でございますけれども——そういう場所とか条件によっては、これは損失があったというふうに考えることができるというふうに思います。

3点目に、この不利益を概算していく意思があるかというふうな御質問でございますけれども、これにつきましては、沖縄県におきましては、その広大な米軍基地が存在するというふうなことで騒音問題とか環境問題、それから都市形成上の問題、交通問題等さまざまな形の不利益はあるわけです。

そういうふうなものを定量化できるかというのはもう少し工夫が必要かと思っておりますけれども、今後、研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 県立芸大の老朽校舎の対策についての再質問にお答えいたします。

老朽校舎の対策につきましては、現在調整を行っている分につきましては、緊急対策としての仮設校舎の建設が必要であります。今現在、仮設校舎についての調整を行っているところでありまして、将来的には全学部移転による統一キャンパスも視野に入れた校地の選定として、農業試験場跡地も候補地の一つとして整備計画等を調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） インフルエンザ対策についての再質問にお答えいたします。

国の新型インフルエンザ対策行動計画では、新型インフルエンザの大流行時には、職員の約4割が欠勤ということを想定しております。このような状況下でもインフルエンザ対策に係る業務については、全庁的対応をすることから、通常業務への職員配置を制限することになっております。

社会機能維持にかかわるものと優先的に継続すべき業務を選定し、当該業務を継続する体制の確保が必要になっております。そのために、先ほど答弁いたしましたが、業務継続計画を策定することになっており、県においては本庁の全課、保健所等、病院等においても策定済みという報告を受けております。

今後とも、その策定状況について確認し支援して、蔓延期の医療体制確保に努めていきたいと考えております。

それから、県立病院の24年度以降の繰り入れ等についてという再質問にお答えいたします。

県が提供する政策医療の内容及び範囲に基づき合理的に算定された金額を繰り入れることとしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 大変前向きな答弁ありがとうございます。

県の基地対策課のホームページを見てみますと、「復帰後は、県民総支出に占める基地収入の割合は、県経済規模拡大を背景に年を逐って低下し、平成14年度には5.2%と約3分の1程度に減少しています。しかし、基地収入の絶対額は、復帰時の780億円から平成14年度には1931億円と約2.5倍になっており、依然として県経済を支える大きな収入源であることに変わりがなく、県の経済活動の中で重要な要素の一つとなっています。」と書いてありますので、どうか訂正をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 改革の会の當間盛夫です。

改革の会、初めて代表質問ということでございますが、我々会派、来る者拒まず去る者追わずでございますので、そういった意味からは島袋大議員、中川京貴議員は居室が近うございますので、我々の会派室のドアはあけてお待ちしておりますので、一緒に沖縄をぜひ変えていければなどというふうにも思っておりますので、どうぞまたこれからもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ことしは薩摩侵攻から400年、差別や同化政策でも私たち琉球の文化は衰退することなく脈々と継承され、元気であります。独自の文化がこれほど大切かと改めて先代の皆さんに感謝するものでございます。

そして戦後64年、慰霊の日での比屋根君の「平和のいのり」、「こんな青い空に こんなおだやかな沖縄に 戦争は似合わない 祖母のくしゃくしゃな涙も 似合わない」と、毎年子供たちに改めて平和のありがたさを教えてもらうものがあります。

しかし、北朝鮮の緊張で沖縄の基地はミサイル攻撃の対象でもあり、中国の軍事脅威など決して沖縄周辺

も平和と言える状況でないことも現実であります。

復帰37年、それを言い続けている以上、沖縄はよくならないのではないのでしょうか。お上に頼るよりみずから何ができるのか、そして行動する。東京ではなくアジア全体に視野を広げ、仲井真知事が言う「～世界に誇れる美ら島おきなわをつくろう～」、それです。沖縄がアジアに貢献できることが間違いなくある、それは琉球が日本でもあり中国でもあった、そしてアメリカでもあった。それが強みではないのでしょうか。それが沖縄ではないのでしょうか。

3年前、県民は仲井真知事に期待をした。結果、137万の県政を仲井真知事は担われた。県民との約束は果たされていますか。「おきなわ力」は発揮されていますか。見る限り、失業率の全国平均化、普天間基地の3年閉鎖、1000万人の観光客、どれも約束がちょっと守れそうにありません。一期4年ではやっぱりちょっと無理なんではないでしょうか。もう一期なされるおつもりがあるのか、これは答弁は要りません。

それでは、知事の政治姿勢について。

(1)、解散選挙間近の衆議院議員選挙での知事の対応と政権交代に対する見解を伺う。

(2)、失業率全国平均化、1000万人の観光客、普天間基地3年閉鎖など公約の目玉は未達成であります、残り1年でめどはあるのかを伺います。

(3)、北朝鮮情勢は近年で最も緊迫状況にあります、知事の見解を伺います。

(4)、小泉構造改革の象徴、郵政民営化の見直しについての見解と、島嶼県沖縄の郵便局のあり方をお伺いします。また、総務大臣を沖縄担当大臣が兼務することへの見解もお伺いいたします。

(5)、医療制度は崩壊寸前であります。後期高齢者医療制度の廃止について見解を伺います。

(6)、社会保障への対応で増税議論がありますが、税金の無駄遣いをなくすことが先であります。消費税引き上げについての見解を伺います。

(7)、市町村の平成大合併、今後の対応と道州制への見解を伺います。

(8)、タクシー規制緩和の見直しについての見解と、レンタカー規制を含めた観光客の交通手段について伺います。

(9)、低炭素社会革命の構築は、糸満から本部までの新型路面電車の導入であります。取り組みと課題を伺います。

(10)、那覇空港拡張整備事業の現状と課題について伺います。

(11)、大学院大学周辺整備事業の進捗状況と課題を伺

います。

(12)、特別自由貿易地域の企業誘致の取り組みと課題を伺う。

(13)、モノレール旭橋駅周辺の再開発事業、A街区バスターミナルの進捗状況について伺います。

続きまして、日本経済の100年に一度の危機は決してアメリカのサブプライムローン破綻だけが原因ではなく、小泉構造改革や政権のたらい回し、原油高騰での対策の後手など、すべては政府の政策失敗が底辺にあるということを忘れてはいけません。骨太方針09も骨抜きと言われております。社会保障2200億円の抑制を削除したのであれば、「後期高齢者医療制度」も廃止すべきであります。政局より経済優先ということで、ばらまきの選挙対策でしかないのではないのでしょうか。

日本の借金は平成21年度末で816兆円、家族負担1517万円、国民1人当たり負担額620万円、危機的な財政状況でこれだけの多額の予算をつぎ込むのですから、日本経済が上向き、元気を取り戻す意義のあるものにしなければなりません。

2、経済、雇用危機対策について。

(1)、平成20年度の補正予算と今回の補正予算で大きな財源がある。経済・雇用戦略の着実な実施が必要であるが、効果と見通しを伺う。

(2)、従来型公共工事から環境自然復元型公共工事への転換で、県内企業が受注できる公共工事改革が必要と考えるが見解を伺う。

(3)、温室ガス排出15%削減の県の対応、産業・雇用創出を視野に入れた新エネルギービジョンの早期作成、温暖化防止環境モデル立県としての構築について伺う。

(4)、農業再生、畜産、漁業の多角化に対する支援体制と課題を伺う。

(5)、観光産業に対する支援強化について取り組みと課題を伺う。

(6)、県信用保証協会の保証状況と課題を伺う。

(7)、県内労働者の労働環境・条件問題について県や市町村の具体的対応策と課題を伺う。

(8)、職業能力開発校、専修学校を活用した職業訓練など雇用、生活保障セーフティネットの構築について取り組みと課題を伺う。

(9)、県立病院を起点とした公的医療の安心サービスの整備、医療・介護分野の人材育成の支援について取り組みと課題を伺う。

(10)、幼児教育、子育て支援サービス（保育所、学童）の充実について取り組みと課題を伺う。

(11)、人材育成からも給付型奨学金制度の導入など高等教育の私的負担軽減、税額控除等の取り組みについて対応策と課題、そして私立学校への助成金の拡大について取り組みと課題を伺う。

(12)、障害のある子供たちに、多様な教育支援体制の整備について取り組みと課題を伺う。

基地問題については取り下げます。

不発弾も用地問題もすべて国の責任であります。被害者に見舞金で済まされる問題ではなく補償すべきであります。用地問題は、戦時中、国に土地を盗まれたのも同然であります。特別枠で補償するのは当然であります。県は、県民の痛みを自分のものとすべきであります。

4、戦後処理問題について。

(1)、不発弾処理に関する取り組みと課題を伺う。

(2)、旧軍飛行場用地問題の進捗状況と課題を伺う。

(3)、フィリピン残留日本人問題の名簿作成について県の対応を伺う。

次に、沖縄県土地開発公社は県の100%出資の外郭団体であり、平成19年度の包括外部監査では、議会や第三者機関での毎年の監査、黒字は県民に還元すべきであるとの指摘をしています。企業誘致としての選定後の相互の信頼、協議など公としての役割が事業にはあります。単なる土地の切り売りではないはずです。

そこで伺います。

5、豊崎プロジェクトの進捗状況と課題、公社が契約保証金を返還しなかった事例がこの豊崎事業であるようだが、件数と解除理由、金額、会計処理を伺う。その他の事業でも同様なものがあるのかを伺う。

昨年9月議会で質問をしました「海ブドウ産地偽装」110トンの調査はどうなりましたか、海ブドウの定義はできましたか、県産品の売れ行きはそれ以降順調ですか、事件はどのようになったのですか、2社の業者はどうなったのですか、マスコミもあれだけ騒ぎながらその後の報道をしない。

そこで伺います。

6、昨年8月の「海ブドウ産地偽装事件」について、その後の経過説明と対応を担当部局、県警に伺います。

7、消費者生活相談の窓口対応の強化が指摘されていますが、県・市町村の取り組み状況と課題を伺います。

最後に、県行財政改革は、県の元三役、元部長等管理職の天下りをなくすることが先であります。その皆さんがどれだけの給与、ボーナス、退職金があるのか公表すべきでもあります。

そこで伺います。

8、県行財政改革の取り組み状況と課題を伺います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、衆議院選挙での知事の対応等々に係る御質問にお答えいたします。

沖縄の諸問題の解決に御尽力をいただいております与党の自由民主党及び公明党の皆さんと引き続き連携をとって仕事をしてまいる所存でございますし、また、沖縄の抱える諸問題の解決には、各政党にこれまで同様積極的に力を注いでいただきたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の実現いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の閉鎖状態の実現につきましては、去る4月8日に開かれました第9回移設措置協議会におきまして河村官房長官から、危険性の除去、騒音の軽減等についてさらに検討を加速させたい旨の発言がありました。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおいて、率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、北朝鮮情勢に係る御質問にお答えいたします。

北朝鮮情勢に係る諸般の問題につきましては、国連安全保障理事会の緊急会合において核実験を非難する決議が採択されたところであり、我が国を初めとする米国、韓国などの国々が外交努力を重ね、解決に向けて取り組んでいるところと理解いたしております。平和的解決が図られ、朝鮮半島の緊張緩和が一日でも早く実現することを強く望んでいるところでございます。

同じく政治姿勢の中で、総務大臣を沖縄担当大臣が兼ねることについての知事の所感という御趣旨の御質問にお答えしますが、これは政府の事情で大臣が兼務されていることであって、私がコメントする立場にあるとは思えませんので、答弁を控えさせていただきます。

次に、那覇空港拡張整備事業の現状と課題の御質問にお答えいたします。

那覇空港の拡張整備につきましては、ことし3月に

増設滑走路のおおむねの位置や規模を選定する構想段階から、具体的な施設配置を検討する施設計画段階に移行いたしております。

現在、施設計画に関して県民等から意見を募集するパブリックコメントを去る6月22日から1カ月の予定で実施いたしているところであります。

那覇空港の拡張整備につきましては、その手続を着実に進めてきており、引き続き国と連携をして早期実現に取り組んでまいり所存でございます。

次に、経済、雇用危機対策についてでございますが、観光産業に対する支援と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、世界的な不況による観光客減少を防ぐ対策として、各種誘客プロモーションを国内外で展開いたしております。

具体的には、観光情報サイト「真南風プラス」を活用したキャンペーンや首都圏を中心とした観光PRイベントの実施のほか、海外におきましては特に中国からの誘客を図るため、富裕層向け会員制クラブを活用した観光セミナーを実施したところでございます。

一方、県内におきましては、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合と連携をして、県民一泊運動の推進により県内業界支援に取り組んでいるところであります。

課題としましては、国内につきましては、不況の影響を受けやすいビジネス・団体の誘客の確保、海外につきましては、定期航空路線の拡充やクルーズ船の就航促進及び東アジアからの誘客拡大等であると考えております。

次に、戦後処理問題の中で、不発弾処理の取り組みと課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昭和49年の那覇市小緑の爆発事故を契機に、昭和50年度から埋没不発弾等の処理事業を開始し、平成20年度までに134トンの不発弾等を発掘・処理いたしております。

今後は、民間工事予定地における探査を促進するとともに、民間工事等で発見された不発弾等の処理費用の全額国庫負担等につきまして、引き続き国へ要請をしていきたいと考えているところでございます。

次に、県の行財政改革の取り組み状況と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、これまで5度にわたる行財政改革に取り組んできたところであります。

平成18年度から実施いたしております現行の行財政

改革プラン期間中の財政効果は、当初の目標318億円を上回る451億円が見込まれるなどおおむね計画どおりに進捗いたしております。

しかしながら、この間、県の行財政を取り巻く環境は変化いたしており、加えて、財政の中期見通しでは約1260億円の収支不足が見込まれ、県財政の硬直化により県民へのサービスの提供に支障を来することが懸念されております。

このため、現行プランの目標達成に全力を尽くすとともに、新たな飛躍に向け、基礎となる行財政基盤の確立を目指す新たなプランを策定をし、さらなる行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、失業率全国平均化、観光客1000万人誘致のめどについての御質問にお答えします。

世界的な不況のもと、県内雇用情勢も厳しい環境に置かれていることから、完全失業率の全国平均化については厳しい状況にあります。

沖縄県といたしましては、雇用再生特別事業基金などを活用するとともに、継続してみんなでグジョブ運動を推進し、一丸となって失業率の改善に取り組んでまいります。

一方、入域観光客数についてはこれまで堅調に推移しており、平成20年度は593万人で過去最高を記録しましたが、最近では、景気低迷や新型インフルエンザなどの影響で沖縄観光を取り巻く状況は大変厳しいものとなっております。

沖縄県といたしましては、緊急総合経済対策による誘客キャンペーンを実施し、観光業界との連携を深めながら、戦略的かつ効果的な誘客施策を展開し、将来の観光客1000万人の達成に向けて引き続き努力してまいります。

次に、観光客の交通手段についての御質問にお答えします。

沖縄県が実施した平成19年度観光統計実態調査によりますと、観光客が利用する交通手段として最も多いのがレンタカーで、以下タクシー、観光バス、モノレールの順になっております。

レンタカーについては、道路運送法上の一定の基準を満たせば営業許可がおりることから、県において規制を行うことは困難であります。

近年、観光客が県内を移動する場合において、交通手段へのニーズが多様化しているため、県としては、レンタカーを含め多様な交通手段を提供することが観光客の利便性向上につながるものと考えております。

次に、特別自由貿易地域の企業誘致の取り組みと課題についての御質問にお答えします。

現在、企業誘致については、東京や名古屋などで知事みずからプレゼンテーションを行う企業誘致セミナーを開催し、投資環境のPRに努めるとともに、県外事務所などによる個別企業訪問を行い、積極的な企業誘致活動に取り組んでおります。

沖縄県としては、分譲価格が高いこと、本土市場から遠隔で物流コストの負担が大きいことなどの課題を踏まえ、分譲価格の減額制度、物流支援事業など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後とも、企業ニーズに沿った投資環境の整備に努めるとともに、国内外での企業誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経済、雇用危機対策についてという御質問の、エネルギービジョンの作成についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県エネルギービジョン（仮称）については、昨年度、調査検討委員会を設置し、エネルギーの現状や今後の需要見通しに関する調査を取りまとめたところであります。

今後は、当該調査結果や国の施策の動向を踏まえ、県民の意見等を聴取した上で年度内をめどに、沖縄県の産業振興につながるビジョンとして策定したいと考えております。

同じく、県信用保証協会の保証状況と課題についての御質問にお答えします。

国の「緊急保証制度」については、制度がスタートした平成20年10月末から平成21年3月までの保証承諾件数が3140件、金額は約663億3300万円となっております。

保証申し込みが急増したことから保証承諾までにかかる時間が長くなり、その解消が課題となっております。

沖縄県信用保証協会は、平成20年度中に特別班を編成し、平成21年4月からは審査担当職員を10名から15名へ増員するなど審査体制の強化により対応しております。その結果、保証承諾までの所要時間の短縮が図られております。

次に、県内労働者の労働環境・条件問題についての具体的な対応と課題についてお答えします。

県内労働者の労働環境や労働条件につきましては、

県では、毎年「労働条件等実態調査」を実施してその実態把握に努めております。

労働条件などの改善に当たっては、基本的な労働条件の枠組みの定着と適正な労務管理体制を確立させ、法令遵守意識を高めていくことが重要な課題であると考えております。

そのため、県としては労働関係法令の趣旨や制度等について「労働おきなわ」などの広報誌や講演会の開催などにより、事業主や労働者の方々に周知・啓発を行っております。

また、労政・女性就業センターにおいて、電話や来所者などを応対する労働相談や宮古・八重山を含む県内5カ所での巡回労働相談を行っております。

次に、雇用と生活保障のセーフティネットについての御質問にお答えします。

国においては、雇用保険を受給できない方がハローワークのあっせんにより公共職業訓練や専門学校等が行う認定訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として、単身者には月10万円、扶養家族を有する方には月12万円を支給する事業をことし7月から開始することとしております。

また、沖縄県の独自事業として、雇いどめなどで失業した求職者と雇用保険の給付を受けていない30歳以上44歳未満の者に対して、協力事業所での職業訓練を支援する緊急ジョブトレーニング事業を今年度から実施しております。本事業においても、訓練期間中の生活費として1日につき6000円の訓練手当が支給されるものとなっております。

両事業については、今年度から実施するというのもあり、周知徹底等が課題であるため、関係機関と連携してその周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、郵政民営化の見直しについての見解と、島嶼県の郵便局のあり方についてお答えします。

郵政民営化委員会において、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証が行われ、ことし3月に郵政民営化推進本部に対し、意見が提出されております。その中で、郵便、銀行、保険の各サービスが郵便局で一元的に提供されることや、これまで提供されてきたサービス水準が維持されること、また、日本郵政公社以前から培ってきた地域社会との連携を大切にすること等が指摘され、日本郵政グループ各社に対し、その

ための取り組みを進めていくことを求めています。

県としては、郵便局において現状のサービスが維持されることが重要と考えており、この意見に沿った対応がなされるものと考えています。

また、県が委員となっている「地域貢献業務計画等に関する沖縄会議」の中で、ユニバーサルサービスが維持されるよう、適切に対応していく考えであります。

次に、市町村合併の今後の対応と道州制への見解についてお答えします。

県内の市町村合併は、平成18年3月までに5地域17市町村について実現し、市町村の数は53から41に減少しましたが、現在のところ、合併の動きはありません。

なお、政府の第29次地方制度調査会は、麻生総理大臣に対し、平成の大合併については、合併新法の期限である来年3月末で一区切りとするのが適当と答申しております。

しかしながら、本県においては小規模町村が多く、財政基盤も脆弱であることから、今後とも市町村合併を含めた行政体制整備が必要と考えております。

また、道州制は、国、道州、市町村の役割分担と税財源の移譲など多くの課題があり、国民生活にも大きな影響を及ぼすことから、道州制の導入の是非や理念・目的等について、国民的な議論が重要であると考えております。

次に、タクシー規制緩和の見直しについてお答えします。

今国会において、国土交通大臣によるタクシーの供給過剰地域の特定地域指定、地域参入抑制や、タクシー増車の届け出制から認可制への変更などを盛り込んだ特定地域タクシー適正化・活性化特別措置法が可決成立したところであります。

県としましては、法施行に向けて今後制定される特定地域の指定基準等の政省令を踏まえ、タクシー事業者が安定的な経営を図れるよう、指導監督権限を有する沖縄総合事務局や関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型路面電車導入の取り組みと課題についてお答えします。

新型路面電車の導入については、膨大な事業コストや維持コストが必要であること等の課題や、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築、環境負荷軽減の観点などを踏まえ総合的に検討していきたいと考えております。

次に、大学院大学周辺整備事業の進捗状況と課題に

についてお答えします。

沖縄県では、世界じゅうから集まる研究者やその家族が快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして、平成19年度に周辺整備基本計画を策定しております。

周辺整備の実施に当たっては、道路や海岸、下水道整備などの公共事業とあわせ、住宅、教育、医療や商業施設など民間の活力を活用しなければならない事業が多く含まれております。

現在、昨年11月に設置された周辺整備推進協議会の中に、民間メンバーを含めた専門部会を設置し、その実施に向けた方策について検討を行っております。

沖縄県としては、今後、これら専門部会での検討結果をもとに、大学院大学メインゲート周辺のまちづくり整備や石川インター周辺の交通結節機能の整備、周辺住宅の確保など、それぞれが役割を果たしつつ、一体的に整備が進められるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、モノレール旭橋周辺地区市街地再開発事業A街区の進捗状況についてお答えします。

A街区の再開発につきましては、新たなバスターミナルのあり方について、関係者の合意形成が必要であります。

関係者間の協議につきましては、昨年の7月、那覇バスターミナル株式会社の全株式が新たな不動産会社に譲渡されて以降、しばらく行われていませんでした。

ことしの2月、今後の進め方についての協議を再開し、現在は、引き続きバス会社の運行責任者を含めた新バスターミナル計画の検討会を行っている聞いております。

次に、経済、雇用危機対策についての御質問の中の、平成20年度補正予算と今回の補正予算の効果と見通しについてお答えします。

沖縄県では、緊急総合経済対策として、平成20年度11月補正予算で約22億円、平成20年度2月補正予算で約206億円、平成21年度当初予算で約101億円を計上してきたところあります。現在は、その迅速かつ効果的な執行に全力で取り組んでいるところであり、成果は出てきつつあると考えております。

今回の「経済危機対策」に係る6月補正予算案では、企業会計等を含めて総額約372億円を計上しております。

経済波及効果を沖縄県産業連関表を用いて推計を行ったところ、執行が次回補正以降となる基金への積み増し分を除いた関連施策の支出総額約307億円に対

し、経済波及効果は約484億円、経済成長率を約0.7ポイント引き上げる効果があると試算しております。

また、雇用効果については1年で約3700人の創出があり、完全失業率を約0.6ポイント引き下げる効果があると試算しております。

次に、豊崎プロジェクトについての御質問の中の、豊崎プロジェクトの進捗状況と課題についてお答えします。

豊見城市地先開発事業の工事の進捗状況については、平成21年5月末現在、埋立工、護岸工、附帯工のすべてが完了しております。

また、土地の処分状況につきましては、現在、住宅用地、都市開発関連用地及び臨空港産業用地等の分譲が行われており、公募している土地面積に対する処分済みの面積の割合は80.2%となっております。

今後の課題としましては、住宅用地の分譲済みが48.8%となっていることから、住宅用地分譲への積極的な取り組みを行い、また、最近、臨空港産業用地において契約の解約があったことから、当該用地について再公募し、適切な企業の選定に向けて取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、後期高齢者医療制度に対する見解についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度いわゆる長寿医療制度については、高齢者の医療給付に必要な財源の安定的な確保のため、すべての医療保険者が支援することとして、長年の議論のもとに創設されたものであります。

同制度については、国民の方々や都道府県等の意見を踏まえ、徴収方法や保険料の軽減措置など、手厚い改善が図られてきております。

長寿医療制度は、皆保険制度を堅持し、高齢者に対し適切な医療を提供していくため、重要な制度であると認識しております。

続きまして、経済、雇用危機対策の御質問の中の、公的医療の安心サービスの整備及び医療・介護の人材育成についてお答えいたします。

県においては、経済、雇用対策における公的医療の整備として、県立中部病院と南部医療センター・こども医療センターのDMA T整備等を行う予定であり、また、病院事業局においては、八重山病院の耐震改修整備を予定しております。さらに、久米島病院の電子カルテ等の整備事業を実施することにしております。

人材確保については、女性医師バンク事業の実施や、地域医療再生計画に基づく施策を展開していくことにしております。

一方、介護分野の人材育成については、平成21年度より国の補助を受けて、介護福祉士等養成校の学生に対する修学資金の貸し付け、職場体験事業、潜在的有資格者等養成支援事業等を実施することとしており、福祉・介護人材の緊急確保、人材育成に努めていくこととしております。

介護職員については、賃金が低いことや仕事がきついなどを理由に転職する者が多いと言われており、県内でも人材の確保が課題になっております。

そのため、九州各県と連携して、介護人材の安定的確保のため、介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化を国へ要望したところであります。

続きまして、子育て支援サービス（保育所、学童）の取り組みと課題についてお答えします。

本県における保育施策の課題としましては、待機児童が全国に比較して非常に多いことであり、また、放課後児童クラブの課題としましては、大規模クラブの分割などがあります。

県におきましては、国の経済対策の一環として、平成20年度に「安心こども基金」を設置したところであり、当該基金を活用して、待機児童解消のための保育所整備や放課後児童クラブの整備などを市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、戦後処理問題についての御質問の中で、フィリピン残留日本人問題の名簿作成についてお答えいたします。

フィリピンに戦後の混乱で取り残されたとされる残留日本人の国籍・就籍問題については、一義的に国の所管する業務であると認識しております。

そのため、フィリピン残留邦人につきましては、県として具体的な情報を持ち合わせておりません。今後、国の対応を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問の中で、消費税率の引き上げについてにお答えします。

消費税につきましては、少子・高齢化がますます進展する中で、世代間の公平の確保や社会保障を初めとする公的サービスの費用を賄うための安定的な歳入構造の確保の観点から導入されたものであり、その役割は重要なものであると考えております。

今後の消費税の税率につきましては、社会保障費を

含めた受益と負担の関係や行政改革の推進などさまざまな観点から国において議論されているところであり、県といたしましては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、経済、雇用危機対策の質問の中で、私立学校の助成金の拡大についてにお答えします。

沖縄県では、私立学校を設置する学校法人等に対し運営費助成等の支援を行っており、平成21年度は24億9787万6000円を計上しております。

県内の私立学校を取り巻く環境は、少子化の進行など厳しい状況にあり、学校経営の健全性を高めるとともに、保護者の修学上の経済的負担の軽減を図ることが課題となっております。

県としましては、今後とも厳しい財政状況の中、私学教育の果たす重要な役割を踏まえ、所要の予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） それでは、経済、雇用危機対策についての、環境自然復元型公共工事への転換についてにお答えいたします。

自然復元型公共工事の取り組みとしては、海岸において美しい海や砂浜等の景観・環境に配慮し、緩傾斜護岸、養浜及び人工リーフ等の組み合わせによる面的防護方式で海岸施設の整備を進めております。また、河川においては、多自然川づくりや水辺に親しむ川づくりに鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、景観や環境等に配慮した工法による工事を推進し、県内企業が受注できるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、豊崎プロジェクトについての、契約保証金の返還の事例についてお答えいたします。

豊見城市地先の豊崎タウンにおける沖縄県土地開発公社の分譲用地の売買契約において、契約解除した後、契約保証金を契約相手方に返還しなかった事例は、これまで住宅用地で3件、臨空港産業用地で1件、計4件あります。

住宅用地については、資金計画が困難となったことによる契約相手方からの申し入れに基づく契約解除で、契約保証金の合計金額は729万4000円となっております。

また、臨空港産業用地については、企業の経営不振により土地売買代金の支払いがなかったことから、公社から契約解除したものであり、契約保証金は3億183万1000円となっております。契約解除後の公社の

会計処理については、事業外収益の雑収益となっております。

なお、その他の埋立造成事業について、契約保証金に係る土地売買契約の解除事例はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 経済、雇用危機対策との関連で、温室効果ガス削減の対応及び環境モデル立県についての御質問に一括してお答えをいたします。

国においては、ことし6月に地球温暖化対策における我が国の2020年の温室効果ガスの削減量、いわゆる中期目標として、2005年比15%削減を発表しております。

沖縄県では、今年度から現行計画を見直し、新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画（仮称）」を平成22年度に策定することにしております。

新たな計画の策定に当たりましては、環境省から6月中旬に示された計画策定マニュアルに沿って削減目標を設定するとともに、エネルギー政策などの関連施策との連携を図りつつ、本県の地域特性に配慮した対策の充実強化を図っていききたいと考えております。

次に、消費生活相談窓口の取り組み状況と課題についてお答えをいたします。

県では、ことし3月に消費者安全の確保に関する相談機能の強化、活性化を図るため、沖縄県消費者行政活性化基金を創設し、同基金事業を平成21年度から23年度まで行うこととしております。

県としましては、当該基金を活用し、課題となっております市町村の消費生活相談窓口の設置促進や、県民生活センターの相談機能の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 経済、雇用危機対策についてで、農林水産業の多角化についてお答えいたします。

農水産物の高付加価値化を図るためには、生産から加工、流通、販売まで一貫した対策を講じる必要があります。特に、生産の安定確保や品質の向上、低コスト化が課題となっております。このため、県としては、拠点産地の形成による生産供給体制の強化、ファーマーズマーケット等、農産物直売所の整備、モズク、紅芋、ゴーヤーなどの集出荷施設及び加工施設

の整備、耕作放棄地の再生利用による生産拡大と雇用の創出、県内外での販売促進キャンペーンの実施など、各種事業を実施しているところであります。

生産から加工、販売まで行っている事例としては、ゴーヤー、シークワサー、紅芋、子牛生産から肥育まで行っている石垣牛などがあります。地域の活性化に寄与しております。

今後とも、地域特性を生かした農水産物の生産振興及び高付加価値化を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進してまいります。

次に、昨年8月の「海ブドウ産地偽装」について、「海ブドウ産地偽装」の経過と対応についてお答えいたします。

平成20年8月の海ブドウの産地偽装については、対象事業者によるその原因の究明と再発防止策を講じるよう指示し、講じた措置について報告をするよう求めました。その後、平成20年9月10日に対象事業者から、「塩水入り塩蔵海ぶどう」製品を自主回収し、JAS法遵守に努める旨の報告がありました。

県としては、今後とも国などと連携した巡回指導、講習会などを各地で開催し、食品用表示の普及啓発を図り、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、経済、雇用危機対策についての御質問で、幼児教育の取り組みと課題についてお答えいたします。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要な教育と認識しております。

本県では、国の施策や平成15年度に策定された「沖縄県幼児教育振興プログラム」に基づき、幼稚園教員等の資質向上に係る研修会の開催や、2年保育・3年保育の拡充等の環境整備の促進を図ってきたところであります。しかし、2年保育・3年保育の実施率については全国平均に達しておらず、課題となっております。

県教育委員会としましては、幼児教育の重要性にかんがみ、3年保育の促進と幼児教育の充実を図るため、現在「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の策定に向けて作業を進めているところです。策定後は、市町村教育委員会を初め関係行政機関と連携を図り、子育て支援等の教育施策等を促進し、幼児教育の充実・振興に向けて努めていきたいと考えております。

次に、教育費の私的負担軽減についてお答えいたし

ます。

本県では、就学意欲がありながら経済的理由等により就学が困難な高校生に対して、授業料の減免制度による教育費の負担軽減や、奨学金制度の活用による就学支援等に取り組んでいるところであります。

給付型奨学金制度の導入につきましては、財源の確保や導入後における奨学金制度の継続等について課題があると考えております。

県教育委員会としましては、授業料の減免制度の適切な運用や、奨学金貸与制度の一層の充実を図ることなどにより、本県の有為な人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害のある子供たちの教育支援体制の整備についてお答えいたします。

障害のある子供たちへの教育支援体制を整備することは、特別支援教育を推進する上で重要な課題であると考えております。障害のある子供たちへの教育支援としては、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を設置し体制の整備を図ってまいりました。

また、すべての学校において特別支援教育にかかわる校内委員会が設置され、コーディネーターが指名されております。さらに、「特別支援教育理解推進事業」等により、コーディネーターの資質向上やスーパーバイザーの養成、管理職への研修等を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも幼・小・中・高等学校における校内支援体制を整備するとともに、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の一層の充実にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 戦後処理問題についての御質問で、旧軍飛行場用地問題の進捗状況と課題についてお答えいたします。

旧軍飛行場用地問題につきましては、その解決に向けて、県・市町村連絡調整会議で確認された取り組み方針及び解決指針を踏まえ、関係市町村及び国との調整を進めてきたところであります。

その結果、平成21年度から特別調整費を活用した特定地域特別振興事業を実施していくものとし、平成21年度は、那覇市の鏡水自治会及び宮古島市の七原、富名腰、腰原3自治会のコミュニティーセンター等の整備事業が両市において実施されているところであります。

平成22年度事業については、伊江村からカーフェ

リー建造の事業案、読谷村からビニールハウス等の農業関係施設整備の事業案が出されており、現在、両村と事業化に向けた調整を行っているところであります。

なお、課題となっている事業提案に至っていない地主会については、沖縄振興計画期間内での事業実施に向けて、県と市町村との連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 「海ブドウ産地偽装事件」の捜査結果についてお答えいたします。

本件「海ブドウ産地偽装事件」につきましては、所要の捜査を遂げ、本年1月22日、不正競争防止法（第2条第1項第13号）違反として、法人会社2社及び両社の代表者等3名を那覇地方検察庁に書類送致したところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 まず、旧軍用地問題からなんです、那覇地主会、面積が大きい地主会が未解決であるんですね。その地主会は、事業計画を那覇市へ提出されたということなんです、県の対応をお伺いいたします。

そして、22年度の事業計画で読谷村が挙がっているというお話でしたが、それは全地主会の総意なのか。一部地主会との合意というような言われ方もしているんですが、それでもその事業を進めていくのかということですね、読谷村の方は。この2つをお尋ねいたします。

豊崎の方で、解除した事例が4例あったということで、3例は住宅地、これが交通事故に遭ったの方と、そして契約者が病気になられたということの解除、そして住宅金融公庫からの借入れができなかったというこの3件なんですよ。公社の売買契約の解除がまずこの3件と事業者1件ということで回答されているんですけども、内容を見るとやむを得ない事情であり、契約者の責めに帰すべきではないというふうに思うんですよ。これは保証金は契約者に返すべきではないかと思うんですよ。

契約法の契約者当事者間についての法原則「信義誠実の原則」。これは民法第1条2項にうたわれています、「信義に従い誠実に行わなければならない。」と。この原則から派生するものが事情変更の原則であ

るんであれば、契約時の社会的事情や契約の基礎となった事情にその後著しい変化があり、契約の内容を維持し強制することが不当となった場合は、それに応じて変更されなければならないという事情変更原則の適応を、私はこの3例はやらないといけなかったんです。どうしてそれをやらないというのか。公社はイコール県であるはず。一般不動産の売買とは違うようなことをどうしてするのか。返還されない保証金は、公社の資料によれば、言われたように事業外収益、雑収入に挙がる。この雑収入は弱者から正当な理由なくして全部取ってしまった。これを県財政の一部として使うことは、私は県民の世論は納得しないと思うんですが、この辺をお伺いをいたします。

そして海ブドウ、これはことしの4月18日、日本経済新聞、那覇地検は17日までに、フィリピン産海ブドウを沖縄産と表示した販売、不正競争防止法違反の疑いで送検された2社を、起訴猶予処分とした。もう事件にならなかったということなんですよ、部長。

今、その問題を言うんですけども、じゃ、私がさきに執行部で述べたもの、35グラム4パック、これだけで事件性があるのかということを言っています。前回117トンあったと、そのうちの7トンだったと。じゃ、110トンどうなったのか調査してくださいと。じゃ、調査しますと言った。じゃ、その117トンそれがどうなったのか。そして、海ブドウの定義はあるのかと聞いたら、定義はないとおっしゃった。じゃ、その海ブドウの定義があるんであればお答えください。そして、117トンがどうなったんだということの調査が済んでいるんであれば、そのこともぜひお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 旧軍用地問題に関する再質問にお答えいたします。

2つあったと思います。大嶺地主会の提案について県はどう対応するか。それから、読谷の地主会は合意しているか、この2つのお尋ねだったと思います。

まず、大嶺地主会につきましては、特別調整費とは別枠で事業を実施するよう要望していることは承知しておりますが、これらの事業につきましては、事業規模が極めて大きく、さらに事業主体が明らかでなく責任が明確になっていないこと、そして要望する事業と

当該地域の活性化との関連が明らかでないことなどから、関係市町村としても国や県への説明が困難であるとしており、県としてもこの案では国へ要望できる事業案ではないというふうに考えております。

また、読谷村の事業につきましては、現在村と調整しているところであり、地主会も了解しているものと理解しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 再質問の住宅用地のケースでも契約保証金を取るのかという御質問にお答えいたします。

契約保証金は、契約書に契約を履行させるための契約履行の担保であります。特段の定めのない限り、契約が履行できない場合は、公平性の観点から契約に従って対応していただくことになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えいたします。

海ブドウの定義についてでございますが、海ブドウの定義は、主に「クビレズタ」など、ブドウのような形状をした「イワズタ」属の緑藻に対する商標でございます。

次に、輸入物のうち110トンの調査はどうなっているかということでお答えいたします。

偽装問題を受けまして継続して調査した結果、平成21年2月に産地偽装の業務改善指示がございました。

その後、産地偽装はございませんで、ほぼ調査を終わりました。ほかに産地偽装の問題はありませんでした。

以上でございます。

○當間 盛夫君 全然答弁になってないじゃない。110トンの海ブドウはどうなったのかと聞いたんだ。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） お答えいたします。

110トンの調査を行った結果、一部産地偽装がございましたが、そのほかについては産地偽装はございませんでした。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 それじゃ土地開発の方は、これは公がやる仕事じゃない。それは事情変更の原則があるわけですから、そのことでしっかりと公の仕事をやればいいわけですよ。そのことをお願いしたいと思えます。

農林水産、しっかりと海ブドウの定義は、皆さん前回ないと言ったんです。その調査をちゃんとやってください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 6 月26日

平成21年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成21年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成21年6月26日（金曜日）午前10時2分開議

議事日程第4号

平成21年6月26日（金曜日）

午前10時開議

第1 さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書

玉城ノブ子さん	中川京貴君	
座喜味一幸君	辻野ヒロ子さん	
具志孝助君	仲宗根悟君	
当銘勝雄君	渡久地修君	提出 議員提出議案第4号
前島明男君	瑞慶覧功君	
玉城満君	上里直司君	
奥平一夫君	吉田勝廣君	

第2 一般質問

第3 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書

日程第2 一般質問

日程第3 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで

甲第1号議案	平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
甲第2号議案	平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案	平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第4号議案	平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
乙第8号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第9号議案	沖縄県収用委員会委員の任命について
乙第10号議案	専決処分の承認について
乙第11号議案	専決処分の承認について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	3番	中川京貴君
副議長	玉城義和君	4番	桑江朝千夫君
1番	上原章君	5番	平良昭一君
2番	島袋大君	6番	仲村未央さん

7 番	照 屋 大 河 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
8 番	渡久地 修 君	29 番	嶺 井 光 君
9 番	瑞慶覧 功 君	30 番	赤 嶺 昇 君
10 番	上 里 直 司 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
11 番	奥 平 一 夫 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	33 番	前 田 政 明 君
13 番	當 山 眞 市 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
14 番	吉 元 義 彦 君	35 番	比 嘉 京 子 さん
15 番	座喜味 一 幸 君	36 番	新 垣 安 弘 君
16 番	佐喜真 淳 君	37 番	金 城 勉 君
17 番	玉 城 満 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
18 番	仲宗根 悟 君	39 番	翁 長 政 俊 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	41 番	池 間 淳 司 君
21 番	新 垣 清 涼 君	42 番	新 垣 哲 孝 君
22 番	山 内 末 子 さん	43 番	具 志 盛 夫 君
24 番	前 島 明 男 君	44 番	當 間 里 吉 君
25 番	新 垣 良 俊 君	46 番	新 嘉 米 宗 儀 君
26 番	仲 田 弘 毅 君	47 番	番 嘉 陽 一 馬 君
27 番	照 屋 守 之 君	48 番	番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	知 事 公 室 監 査 官	棚 原 政 忠 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	秘書広報統括監	黒 島 師 範 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	総 務 統 括 監	黒 島 師 範 君
知 事 公 室 長	上 原 良 幸 君	教育委員会委員	中 野 吉 三 郎 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	教 育 長	中 金 武 正 八 郎 君
企 画 部 長	川 上 好 久 君	公 安 委 員 会 長	幸 喜 徳 子 さん
文化環境部長	知 念 建 次 君	公 委 員 会 長	幸 喜 徳 子 さん
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	警 察 本 部 長	黒 木 慶 英 君
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	警 務 局 長	比 嘉 久 晶 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	人 事 委 員 会 長	伊 礼 幸 進 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	人 事 局 長	伊 礼 幸 進 君
企 業 局 長	宮 城 嗣 三 君	代 表 監 査 委 員 会 長	又 吉 春 三 君
病院事業局長	知 念 清 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	佐和田 清 君
会 計 管 理 者	名渡山 司 君	職 務 代 理 者	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	仲宗根 章 君
次 長	龍 野 博 基 君	参 事 兼 政 務 長	新 城 博 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君	調 査 課	知 念 正 治 君
課 長 補 佐	平 田 善 則 君	副 参 事	知 上 原 貴 志 君
主 査	佐久田 隆 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月24日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第4号「さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた教育委員会委員長比嘉梨香さんは、別用務のため本日、29日及び7月1日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び7月1日の会議に教育委員会委員中野吉三郎君、29日の会議に同委員会委員長職務代理者鎌田佐多子さんの出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた選挙管理委員会委員長阿波連本伸君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として選挙管理委員会委員長職務代理者佐和田清君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議員提出議案第4号 さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、さとうきび農業基本政策確立等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第4号「さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

----- ◆ ・ ・ ◆ -----
○議長（高嶺善伸君） 日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 おはようございます。

まず知事の政治姿勢についてであります。

(1)、次回総選挙における与野党逆転による政権交代の可能性はかなり高いものと見られております。野党政権を担う各党は、普天間移設問題についてはいずれも辺野古に反対であり、大きな流れは県外・国外ということでございます。知事はもとより基地の移設は県外がいいと、ベストだということをおっしゃってきた立場からすれば、これは政権交代による新政権は歓迎すべき立場にあるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2番、辺野古新基地建設に関して。

(1)、4月8日に行われた「移設協」においては、一体何を協議し、何が決まったのか。

(2)、環境アセスメント準備書について。

ア、アセス法施行令第9条はただし書きで、「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがある」ものは、法に言う軽微な変更ではないとしております。すなわちこれらについては環境アセスの方法書の手続に戻るべきものとしておるのであります。今回の準備書では、新たにヘリパッド4カ所、係船機能つきの護岸、汚水浄化槽等が追加をされております。また、昨年11月の追加資料の提出でも飛行機の種類の追加、920メートルと430メートルの誘導灯の追加、3カ所の洗機場、県内外の莫大な海砂の採取等がつけ加えられております。これだけ多くの追加事業が出たわけでありますから、当然これは法に従って方法書に戻るということが当然であります。県の見解を伺います。

イ、防衛省は、2007年6月から2008年3月までの間に、自衛隊の掃海母艦まで動員をして環境現況調査という事前調査を行いました。アセス法の趣旨は、事業の実施中の環境への影響はもとよりであります。事前の調査による環境への影響も当然に含むものとされております。このように方法書の洗礼を抜きにした大がかりな事前調査は明らかにアセス法違反であります。また、それによって得られた結果を準備書に使用することも手続上許されないものと私は考えます。県の見解はいかがでありますか。

ウ、施設の位置について6つのパターンの検討の結果、方法書と変更がありません。すなわち知事の主張する沖合移動は拒否をされているわけでありますが、知事はいかようにお考えか。

エ、それとの関連で、現建設計画での滑走路の位置は正確にはどこなのか。東経何度何分で、北緯何度何分なのかを示され、県の認識を示されたいと思います。

オ、オスプレイの配備についてはメディアの関係等々で2014年と言われております。SACO最終報告にも記載されていたことも明らかになっておりますが、環境アセスの一連の手続で全く触れられていない、このことについて県はどのような見解をお持ちか。

3、補正予算案についてであります。

(1)、国の予算15兆4000億円のうち県関係額は企画部の試算で総額1008億円となっております。うち県が451億円、市町村179億円、国直轄378億円、市町村、国直轄などの予算の内容及びこれらを貫く全体事業の目玉は何か。

(2)、県関連予算451億円のうち今回の補正は350億円、100億円はそれ以降の9月以降ということになる

と思いますが、知事のおっしゃる景気対策として大胆に使い切らないと景気浮揚にならないという立場はこれでは実現しないのではないかというふうに思います。知事はどういうお考えでありましょうか。

(3)番、県の経済対策補正予算の「目玉事業」は何か。

(4)、「障害者自立支援対策臨時特例基金」や「緊急雇用創出事業臨時特例基金」など、基金積み立てにおいて66億円、今回の補正予算での事業化は約30億円と積立金の半分にも満たない事業規模になっております。その理由と事業化予算の内容について説明をしてください。

(5)、喫緊の課題である「雇用対策事業約45億円」、「観光客誘致関連事業約40億円」は重要と考えます。その内容はどうか。これまでの事業との違い、また新たに工夫はあるのか。この予算の執行によって具体的にどのような雇用改善がなされるかを示されたし。

(6)番、福祉保健部関連予算を見ると、「特定不妊治療費助成事業」は約3500万円、「がん検診等管理事業費」80万円、「女性医師バンク事業」520万円、「母子家庭等自立促進事業費」530万円、何ともお寒い限りであります。緊急課題である「医師確保関連予算」はどうなっているのか。また、今回の補正予算は県民の命と暮らし、また安心・安全という最も重要な課題にこたえていないのではないか。どのような考え方で編成されたか見解を示されたし。

(7)、土木と農林の予算を合計すると約176億円で全体の半分は相変わらず従前型の公共事業、縦割り行政の中から予算化した内容であると思います。農林及び土木関係予算で新たな発想で内需拡大や緊急経済対策と呼ぶにふさわしい景気対策に実効性のある事業は何か、説明をされたし。

(8)番、「国直轄事業負担金」、これは全国的に議論になっておりますが、県の対応はどうなっているのか。また負担金について事業ごとにその状況を説明されたし。

(9)、県の「財政の中期見通し」では、平成20年度から23年度まで4年間で収支不足は1260億円、財源対策を図ってもなお880億円程度の収支不足が残るとしてありますが、今回の経済対策を受けて県債残高はどうか。また本県財政の見通しはどうか、具体的に説明をされたし。

4、県立病院のあり方についてであります。

(1)、経営形態の見直しについて。

アは削除をいたします。

イ、「独法」下と「全適」下で病院経営の相違点は何か。また地方独立行政法人のメリット・デメリットについて説明をしてください。

ウ、基本方針に言う「経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込み」とはどのような状態のことか、数値で具体的に示していただきたいと思います。

エ、再建計画の未達成の場合に備えて独法化に向けた取り組みとされておりますが、具体的にいつ、何を進めるか説明されたい。

オ、平成21年度で再建計画の目標が実現した場合、その取り組みはどうか。

(2)、経営の効率化についてであります。

ア、経営再建計画の要点は何か。3年間の目標を病院事業局長、具体的に示していただきたいと思います。実現の見通しはどうか、決意も含めて伺います。

イ、県立病院の経営悪化の原因の一つに政策医療があると思いますが、どう認識するか。また、中長期的にはどのような対応をするか。

ウ、一般会計からこれまでの繰り入れについてはどのような認識か。

エ、一定の期間――3年間ということですが――一定額の繰入金確保されますが、その後はどうなるのか。

(3)、県立北部病院の産婦人科診療体制についてであります。

ア、現在の体制はどうなっておりますか。

イ、安定的医師確保のために組織的、長期的な対応が必要と思うがどう対応するかということでもあります。知事の所見を賜ります。

5番、自殺防止のための施策であります。

(1)、直近5年間の自殺者の推移とその主な理由について。

それから(2)、県はこれらに対してどのような施策をとってきたか。その成果はどうか。

(3)、「沖縄いのちの電話」等民間のボランティア団体への助成についてであります。

ア、「沖縄いのちの電話」は、2008年の1年間で延べ1839人の相談員で1万件以上の電話を受け、そのうち自殺志向者は654件に達しております。まさに自殺予防の最前線で頑張っているボランティア団体であります。このような団体に対して、場所の確保や備品等県としてもできるだけの対応をしてもらいたいと思います。今回の補正予算で――これは国ですが――地域自殺対策緊急強化基金として100億円が初めて組み込まれております。恐らく沖縄県の配分が1億円ぐらい

にはなるんでしょう。それを有効に活用してぜひとも具体的な対応をしていただきたいと思います。県の対応をお伺いいたします。

イ、担当部長にはぜひこれらのボランティアとの交流や現場視察をして、現状の把握に努めていただきたいというふうに思っております。

6番、フィリピン残留日系人（県系人）問題についてであります。

私はこれは17年前からずっとやっておりますが、なかなか前に進みません。

(1)、残留日系人の数は1万人とも言われ、日系人が一番多いダバオを中心にその大半は県系人だと言われております。県の実態把握、きのうも質問が出ておりましたが、実態を把握しているのかどうか教えていただきたい。

(2)、NPO法人フィリピン日系人リーガルサポートセンターなどの尽力で、日系二世に日本の国籍を与える取り組みが行われております。このたび糸満市出身の中村さん、仲村渠さん3兄弟が新たに就籍を決定し、このたび16名の日系人が帰国をいたします。そのうち7名が県系人で来月の9日に沖縄にいらして、それぞれの親類にお会いするか、あるいは父親の情報を求める、こういう活動をする予定になっております。県としても積極的に関与をしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

玉城義和議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に係る御質問についてお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが緊急の課題であると考えております。

普天間飛行場の移設問題につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから県外移設は困難であり、一日も早い危険性の除去のためには、県内移設もやむを得ないものと考えております。

次に、補正予算の中で、市町村、国直轄などの予算の内容、主要事業についてという御質問にお答えいたします。

今回の「経済危機対策」では、沖縄県内に県計上、市町村計上、国直轄事業等を含めて総額でおおむね1000億円程度配分されるものと推計いたしております。

す。

「経済危機対策」は、経済の底割れのリスクという短期的な危機、そして世界経済の大調整という構造的な危機への対策を基本といたしており、これに基づいて具体的施策が構成されております。

主な事業を挙げますと、底割れの回避といたしましては、国や県による緊急雇用創出事業や中小企業の資金繰り支援などが挙げられております。「成長戦略－未来への投資」としましては、国直轄の大学院大学の整備や市町村による子育て支援事業などが挙げられております。さらに「安心と活力の実現」としては、道路、港湾などの社会基盤の耐震化などが挙げられております。

これらの事業を迅速かつ着実に実施することにより、経済の底割れのリスクを回避し、成長軌道に乗せ、安心と活力ある社会を実現すべく力を注いでまいりたいと考えております。

次に、補正予算に係る御質問の中で、直轄事業負担金に関する県の対応いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

全国知事会は、直轄事業負担金につきまして負担金の算定基準や内訳明細の速やかな情報開示、そして現行制度の早急な改善などを国に求めています。これを受け、国からは負担金の内訳明細が示されておりますが、地方負担の対象範囲や基準が不明瞭であることから、県といたしましては今後さらなる情報開示と説明を全国知事会と連携をして国に求めていきたいと考えているところでございます。

次に、県立病院のあり方に係る御質問の中で、独法と全適の病院運営の相違点についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

地方独立行政法人制度の基本理念として、業務の公共性、透明性及び自主性が定められておりますが、このような基本理念を実現するため、地方独立行政法人制度には、自己責任、ディスクロージャー、業績給与制の導入など地方公営企業法では法定されていない仕組みが取り入れられております。したがって、地方独立行政法人と地方公営企業とでは、病院の運営において次のような相違があると考えております。

まず、中期目標、中期計画及び年度計画に基づく業務の運営とこれに対応した評価委員会による評価、報告制度が法定されていること、2つ目には、地方公共団体から独立した法人格を有するため、意思決定に際して地方公共団体内部の関係組織との調整等が不要となること、第3に、地方公共団体の財務、組織、人事制度等を定める地方自治法及び地方公務員法などの適

用を受けないため、法人みずからが構築した制度のもとでの業務の運営が可能となること。

次に、病院事業を地方独立行政法人化した場合のメリットの主なものとして、次のようなことがあると考えております。

まず第1に、地方自治法が適用されないことから、薬品及び診療材料等の物品購入に関しても長期継続契約が可能となります。この結果、より低廉な価格で材料の調達を行うことが可能となり、より効率的な経営が可能になると考えております。

第2に、地方公務員法が適用されないことから、独自の非正規職員制度を構築することが可能となります。この結果、医事業務等に係る委託職員を直接雇用にかえることにより、経費の縮減が図られる等効率的な経営が可能になると考えております。

3つ目に、地方自治法及び地方公務員法が適用されないことから、知事の事務部局との均衡を考慮することなく、独自の給与制度を構築することが可能となります。この結果、人材の確保、職員のモチベーション及び法人の業績なども考慮しました独自の給与制度の構築が可能になると考えております。

4つ目には、県庁内部の関係機関との調整が不要となるため、迅速な意思決定を行うことができるほか、法人独自の判断で職員の定数を決定し、採用することが可能となります。この結果、経営環境の変化に対しても適切な対応を行うことが可能になると考えております。

5つ目には、病院長を法人の理事に任命することにより、法人の意思決定に際して病院現場の考えを的確に反映させることができるものと考えております。

第6に、本県の病院事業の場合、承継する負債の額が資産の額を大幅に超過すると見込まれることから、法人を設立する際、県から法人に対し約60億円から160億円の出資を行うことが義務づけられます。この結果、病院事業の財務基盤は格段に強化されるものと考えております。

最後に、地方独立行政法人化した場合のデメリットとしましては、評価委員会に関する事務、会計監査人の監査に要する経費、新たな事務及び経費が発生することだと考えております。

次に、同じく県立病院に係る御質問の中で、21年度で目標が実現した場合の取り組みについての御質問にお答えいたします。

経営再建計画は、第1に、約100億円の資金不足の解消、第2に、各病院の経常損益での黒字化を平成23年度に達成することを目標として設定いたしております。

す。これを平成21年度末までにすべて達成することができるのか疑問なしとしませんが、仮にこの目標が平成21年度ですべて達成された場合でも計画期間である平成23年度までの各年度の決算や給与制度の見直しなど課題解決に向けた取り組みの状況について検証をし、平成24年度以降も持続的な経営の健全化が達成できるのか検討する必要があると考えております。

したがいまして、その間は地方独立行政法人への移行に向けた取り組み作業を進めることになると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 辺野古新基地建設に関しての御質問で、4月8日に開催された移設措置協議会についてお答えいたします。

4月8日の第9回協議会では、環境影響評価準備書などについて、関係大臣、関係市町村長からそれぞれ発言がありました。知事からは、複数案の比較検討結果を見ると、準備書の事業計画案よりも他の案が生活環境や自然環境への影響が少ない項目もあることから、可能な限り沖合などへ寄せることは可能であると考えている旨申し上げました。防衛大臣からは、今後出される準備書に対する知事意見等も勘案し適切に対応したいとの発言がありました。また、知事からは、普天間飛行場については、移設までの間であれ、ヘリ等の運用を極力低減することにより、危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、3年めどの閉鎖状態の実現につなげる必要がある旨申し上げました。官房長官からは、危険性の除去、騒音の軽減等についてさらに検討を加速させるとの発言がありました。

同じく辺野古新基地建設に関しての御質問で、準備書における6つの検討ケースについてお答えいたします。

今回提出された準備書において、方法書に対する知事意見を受けて、代替施設の位置に係る複数案が検討されたことについては評価いたしますが、検討の結果、準備書において対象となる事業計画案は方法書と同様であり、建設位置の沖合などへの移動がなされていないことについては残念であります。

6つの検討ケースの比較検討結果を見ると、準備書の事業計画案よりも他のケースが生活環境や自然環境への影響が少ない項目もあることから、今後さらに検討を重ね、地元の意向や環境に十分配慮しつつ、沖合などへ寄せることは可能であると考えております。

同じく滑走路の位置についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、滑走路の位置については、環境影響評価準備書2の5ページに示された図のとおりであるとのことであり、正確な経度・緯度については示されておられません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 辺野古新基地建設に関して、ヘリパッド等が追加されたことによる手続の再実施についてお答えいたします。

アセス法及び条例で定める「軽微な修正」につきましては、事業諸元と一定の数値的要件が規定されており、埋立事業に係る事業諸元は「埋立区域の位置」で、飛行場事業に係る事業諸元は「滑走路の長さ」と「飛行場区域の位置」であります。

準備書において追加・修正されたヘリパッドや汚水処理浄化槽などは、これらの事業諸元ではないことから、手続の再実施は必要となりません。

次に、事前調査の法的取り扱いについてお答えをいたします。

環境影響評価とは、環境影響評価法第2条で定義されているとおり、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行って環境保全措置を検討し、環境保全措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます。そのため、調査そのものの実施による環境影響は含まれません。また、環境影響評価は、予測の精度を上げるため、専門家や地域住民等から幅広く有益な環境情報を収集するために住民等からの意見聴取手続を定めており、そうした趣旨からも環境影響評価のための調査手法として文献調査は認められております。

次に、準備書にオスプレイの記載がないことについてお答えいたします。

平成21年6月15日付で、事業者から県へ準備書についての住民等の意見概要及びそれに対する事業者見解が送付されてきたところですが、事業者は、オスプレイの沖縄への配備について、これまで外交ルートにより累次にわたり米側に確認しているところ、従来より具体的に決まっていないとの回答を得ていることから、オスプレイについて環境影響評価の対象としていないとの見解を示しております。

県としましては、提出された準備書について科学的、客観的に適切なものであるか十分に審査し、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 補正予算案についての御質問の中で、景気浮揚を実現することについてお答えいたします。

今回の補正予算案は、世界的な景気失速の影響を受け、厳しい状況にある本県経済の下支えを早急に図るため、特に緊急に実施する必要がある雇用対策や観光推進対策などを中心に、過去最大規模の「経済危機対策」に対応し、国庫ベースで総額312億円を計上しています。さらに今後、多年度を視野に入れた包括的な対策を切れ目なく実施するため、9月補正におきましても、基金造成事業等を中心に追加して「経済危機対策」を加速してまいりたいと考えております。

次に、今回の補正予算の主要事業についてお答えします。

今回の「経済危機対策」に係る6月補正予算案では、現下の経済情勢を踏まえて、雇用対策、観光推進対策を初め健康・長寿、インフラ整備等の対策を実施することとしております。

主要事業としては、沖縄県緊急ジョブトレーニング事業、観光客誘致緊急対策プロモーション事業、沖縄県食肉センター整備事業などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） おはようございます。

補正予算案についての項目の中の、障害者自立支援特別対策事業の内容等についてお答えいたします。

国は、「経済危機対策」として、各都道府県に設置されている障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増すため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付することとしております。

県としては、当該交付金を受け入れ、障害者自立支援対策臨時特例基金に25億6500万円を積み立てるための積立金として補正予算を提出しているところであります。

国から交付される当該交付金は、福祉・介護人材の処遇改善及び事業所の新体系移行の促進のための新たな事業に充てることとされており、当該事業に係る国の交付金交付要綱が明らかになり次第、事業を実施するために予算化することとしております。また、既存の基金を活用した事業については、事業者の新体系移行の促進を図るための施設の改修及び増築等に必要な

補助金として1億6000万円を補正予算に計上しているところであります。

同じく補正予算案についての御質問の中の、医師確保関連予算と福祉保健部予算編成の考え方についてお答えいたします。

福祉保健部の6月補正予算案については、国の「経済危機対策」に伴い実施される健康・長寿、子育て支援や、安全・安心確保のための各種施策のうち、国や関係機関との調整が整い予算化が可能なものについて計上したところであります。このため、介護職員の処遇改善や老人福祉施設等の介護基盤の整備、地域医療の確保等に係る予算については、国や関係機関との調整を経て、今後改めて予算案を提案することとしております。

なお、医師確保関連予算については、地域の医療課題の解決に向けた地域医療再生計画の策定後、今年度中に地域医療再生基金を造成することとしており、当該基金を財源として同計画に基づく医療機能の強化、医師確保等になお一層取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、県立病院のあり方の御質問の中の、経営改善が実現した状態についての質問にお答えいたします。

経営改善が実現し持続的な経営の健全化が達成される見込みとは、適切な繰り入れを行った上で救急医療、離島医療、小児・周産期医療等地域において必要とされる医療を安定的に提供していくため、必要な人的・物的投資を適切に行い、かつ長期借入金等を返済できる程度の経常利益を持続的に確保することができるとの状態で指すものと考えております。

なお、具体的な数値については、評価委員会（仮称）において定めることとしております。

同じく独法化に向けた取り組みについてお答えいたします。

平成24年4月を目途として、地方独立行政法人に移行する場合、次のような取り組みを行う必要があると考えております。

まず、平成21年度からは定款、中期目標及び業務方法書等の作成作業を始める必要があります。

次に、平成22年度からは地方独立行政法人評価委員会の設立準備（条例制定・委員の選任）、財務規程等各種規程の制定作業及び情報システムの整備作業を始める必要があります。

最後に、平成23年度からは総務大臣の認可を得るための手続、法人の登記手続、関係条例の制定作業、法人役員の任命、法人が承継する資産及び負債の評価に

関する事務を始める必要があると考えております。

次に、自殺防止のための施策についての御質問の中の、直近5年間の自殺者の推移とその主たる理由についての質問にお答えいたします。

本県の過去5年間の自殺者数は、警察統計によると、平成16年341人、平成17年359人、平成18年400人、平成19年347人、平成20年337人となっております。

主な理由としましては健康問題が最も高く、次が経済生活問題、家庭問題の順となっており、数年この傾向が続いております。

次に、自殺対策の施策と成果についてお答えします。

県では、平成20年3月に策定した「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき自殺対策に取り組んでいるところであります。

現在までにうつ病や自殺に対する正しい知識の普及啓発、かかりつけ医うつ病対応力研修事業等の人材育成や多重債務と心の健康相談の同時開催等による関係機関との連携などにより自殺対策を進めてまいりました。

また、圏域別自殺対策協議会を設置し、身近な地域における早期発見体制を強化したところであります。その結果、県民の自殺予防意識の普及が図られてきたものと考えております。

次に、ボランティア団体への助成と意見交換等について一括してお答えいたします。

沖縄県においては、総合的な自殺対策を推進する観点から、「いのちの電話」など民間ボランティア団体を含む関係団体で構成する「沖縄県自殺対策連絡協議会」を設置し、自殺に関する課題を共有するとともに、その対策について意見交換を行っているところであります。

「いのちの電話」の活動につきましては、自殺予防に大きな役割を果たしており、特に、現下の経済情勢においては極めて重要な相談窓口として機能しているものと認識しております。

今回、国の経済緊急対策の一環として「自殺対策緊急強化事業」が予定されていることから、これらの対策の中で、民間団体に対する支援等についても検討していきたいと考えております。

次に、フィリピン残留日系人問題についての御質問で、フィリピン残留日系人の実態と県が積極的に関与することについて一括してお答えいたします。

フィリピンに戦後の混乱で取り残されたとされる残留日系人に係る国籍就籍問題については、一義的に国の所管する業務であると認識しております。そのた

め、フィリピン残留日系人、県系人の実態につきましては、県としては把握しておりません。

現在、県では、援護法や各種弔慰金支給法、戦没者の遺骨収集事業等の業務を行っておりますが、フィリピン残留日系人の問題につきましては、国の方針や動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） おはようございます。

補正予算案について、観光商工部関連の基金事業についての御質問にお答えいたします。

今回の経済対策において、沖縄県では国から追加交付予定の交付金40億円を緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増すこととしております。

基金の積み増し分につきましては、平成21年度から23年度までの3年間で各種の雇用創出事業に充当することとしておりますが、沖縄県の厳しい雇用情勢の改善を早期に図るため、今年度に半分の20億円を活用することとしておりまして、その内訳は県事業分12億円、市町村事業分8億円となっております。

次に、同じく雇用対策事業と観光客誘致事業の内容等についての御質問にお答えします。

補正予算に係る雇用対策事業としては、雇用のミスマッチを解消する総合雇用対策事業、雇いどめなどの失業者を対象とした緊急ジョブトレーニング事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しを行う事業などがあります。

これらの事業では、民間職業紹介所を活用するなどこれまで以上にきめ細かなマッチングの実施、雇いどめなどによる失業者に対して職場訓練を実施するなど、現下の厳しい雇用情勢の改善に取り組むこととしております。また、観光客誘致事業としては、秋以降の沖縄観光の需要喚起を目的として、「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」を計上しております。

具体的には、現在実施しているキャンペーンを継続するとともに、新たに国内外の旅行会社やマスコミ関係者などの沖縄招聘や、団体の誘客を図るため企業インセンティブセミナーを開催いたします。

なお、雇用改善の見込みにつきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金40億円を活用して雇用創出効果の高い事業を実施することにより約3500名程度の改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） おはようございます。

補正予算案の中で、農林水産部における「経済危機対策」についてお答えいたします。

農林水産部の「経済危機対策」に係る補正予算は、総額94億4973万7000円を計上しております。

その主な事業としては、BSEやHACCPに対応し、安全で衛生的な食肉供給体制を確立するための沖縄県食肉センター整備事業で57億1786万4000円、製糖工場の製造コスト低減、砂糖の品質向上などのための製糖設備緊急整備対策事業で19億2179万円、さとうきび経営安定対策の要件整備に向けた支援体制強化のためのさとうきび経営安定化支援事業で9449万9000円、農産物、水産物の販売促進や加工品開発などを行うシークワサー緊急消費拡大対策事業及び県産水産物販売促進緊急対策事業で5492万8000円などとなっております。

これらの事業で85名の新規雇用創出が図られるなど、地域産業の活性化に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 補正予算案についての土木関係予算で、景気対策に実効性のある事業についての御質問にお答えいたします。

土木建築部関係の補正予算案は、総額84億5224万円を計上しております。

主なものとしては、地域活性化臨時交付金を活用した電線共同溝整備事業費12億1384万円を先島地区で実施するほか、久志海岸等の海岸施設費など72億1800万円を計上しております。

また、雇用対策関係として、観光アクセス道路の修景美化事業2040万円を計上しております。これらの事業を早急に実施することにより、地域経済への波及効果があるものと考えております。

同じく補正予算案についての、事業ごとの直轄事業負担金の状況についての御質問にお答えいたします。

土木建築部の平成21年度当初予算では、道路、ダム、港湾、空港の4直轄事業に係る負担金を計上しております。

平成21年度6月補正予算案に計上している直轄事業負担金については、緊急経済対策として実施する道路と空港の2事業の整備等に係る負担金であり、その内訳は、国道58号、国道331号等の1億8300万円、那覇

空港の9400万円であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 補正予算案についての質問の中で、経済対策を受けて県債残高及び県財政の見通しについてお答えいたします。

6月補正予算で県債は23億1350万円を計上しており、これを含めた県債残高は、21年度末で6647億円になる見込みであります。

計上している県債はすべて国の「経済危機対策」に対応するものであり、その元利償還金は後年度、地方交付税により措置されることとなっております。しかしながら、本県財政は毎年度多額の収支不足が生じていることが見込まれるなど厳しい状況が続いております。

こうした財政状況を改善していくため、現行の行財政改革プランに基づく財政健全化策を引き続き進めていくとともに、今年度、新たなプランを策定し、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院のあり方についての御質問の中の、経営再建計画の要点と実現見通し及び決意についてお答えします。

経営再建計画の要点は、平成23年度までに不良債務及び資金不足を解消し経常収支の黒字化を図るという3つの目標を、国の制度の活用や一般会計の支援など具体的な財源の裏づけのもとに立案したところにあります。

不良債務の解消については、公立病院特例債の活用により平成20年度において達成しております。

約100億円の資金不足の解消及び経常収支の黒字化の達成に向けては、一般会計繰入金を増額が図られたほか、給料の調整額を廃止したところであり、現在、診療材料費、薬品費の経費縮減プロジェクト等の経営効率化に取り組んでいるところであります。

また、新たに病院長の執行権限の強化を図るなど、病院事業局と病院現場が一体となって不退職の決意で経営再建に取り組んでいるところであります。

続きまして、県立病院の経営と政策医療についてお答えします。

県立病院の経営悪化の要因は、診療報酬の低率改定、民間医療機関が充実してきたこと等による患者数

の減少傾向、減価償却費の増嵩、給与費における離島経費の増嵩等複合的な要因が挙げられます。

政策医療の実施に当たっては、総務省の通知に基づいて一般会計から繰り入れが行われていることから、政策医療の実施が経営悪化の要因とは一概に言えないものと考えております。

今後は、経営再建計画の実行によって安定的な経営基盤を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、これまでの一般会計繰入金についてにお答えします。

一般会計繰入金の算定に当たっては、総務省の通知に基づく対象経費についてはおおむね適正に繰り入れが行われてきました。一方、総務省の通知に基づかない離島増嵩経費や本庁経費等については予算措置がなされておりました。

これらの経費は病院事業を運営していく上で必要な経費であることから、予算措置の必要性について関係部局と協議してきたところであります。

続きまして、経営再建期間後の繰入金についてお答えします。

平成21年度から平成23年度までの経営再建計画中においては、一般会計繰入金が定額措置されることになっております。その後については、「県立病院のあり方に関する基本構想」において、「県が提供する政策医療の内容・範囲及びそれに係る財政負担の基本方針を定める」とされており、一般会計繰入金の基本的な方針についてもその中で検討されるものと考えております。

続きまして、県立北部病院の産婦人科診療体制についてお答えします。

北部病院の産婦人科については、平成21年5月にこれまでの4人体制から3人体制になったことから、夜間・休日の救急診療を制限しております。

そのため、病院事業局としては、従来の方法に加え、産科婦人科学会等へのホームページに医師募集の案内を掲載するなど、あらゆる手段を活用して医師確保に努め、産婦人科医師4人体制の再開を早期に実現してまいりたいと考えております。

続きまして、医師確保についてお答えします。

病院事業局においては、医師の確保を最も重要な課題と位置づけており、大学との連携強化、臨床研修の実施、産婦人科医等の専門医派遣事業の実施、ドクターバンク等支援事業との連携などあらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

今後は、新たに福祉保健部が策定する地域医療再生

計画も踏まえ、医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○玉城 義和君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 国民の非常に強い関心のある次期衆議院選挙で野党連立政権ができた場合に、恐らく普天間については見直しになるということが各政党の政策であります。それについて知事の意見と合うのではないかと、どう思うかと聞いているわけであります。これお答えください。

それからフィリピンの残留日本人（県系人）の件ですが、県は私の以前の質問に対しても、消息調査を実施していくという答弁をしているわけですね。だから、ぜひ国に任せないで県系人がたくさんいるわけですよ、ダバオを中心にね。これはぜひやっていただきたいということを申し上げているので、改めて知事なり部長の答弁を求めます。

それから9月に来県する残留県系の方々、これは7名参りますので、知事、ぜひ面会をしていただいて激励と実情をお聞きをしていただきたいと思いますので、ぜひ時間をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから自殺の防止についてであります。過去5年間の自殺者数は、これは1780名、これは伊是名村の人口1788名に匹敵するんですね。5年間で伊是名村の人口が全部なくなっているぐらいの大変な事態なんですよ、これ。私は、そういう意味では県に私は危機感が足りないというふうに思っております。ことしに入って既に155人が亡くなっているんで、これはもう大変なことですよ。

人は好きこのんで自死を選ぶわけではないので、追い詰められて追い詰められてどうしようもない、そういうことでありますので、ここはひとつそこに至るまでの苦悩を考えると、まさに私は思い余るものがあります。少しでもこれは共有しなければいけないと思います。県は危機感を持って、もっときっちと効果の上がる対応をしていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

それから「いのちの電話」についてですが、これは県の有効な対策を出せない中に、これから手首を切り

ますよというそういう非常に修羅場の電話対応をしているんですね。その団体が5坪か6坪ぐらいのところで電話を何台も置いて、事務所も置いてやっているんですよ。そこにもう少し援助の手を差し伸べてほしいと、こういうふうに申し上げているんで、別にこれはぜいたくな話をしているわけじゃありませんので、ぜひその辺の対応は知事、これは知事から温かい気持ちのお答えをいただきたいと思います。

それから県立病院のあり方についてであります、私はこれは形態と効率化というのは一体のもので本来あるべきだろうと。これを病院事業局と福祉保健部に分けたところがどうも私は納得がいけないので、これは二重構造になってしまっているわけですね。これは県はどういうふうに認識しているかということであり

ます。それから、23年度までに独法化に向けて諸作業を進めると部長は言っておりますが、これは幾らぐらい予算がかかるものか明らかにしてもらいたいと思います。

それから、先ほどの答弁で部長の方は、現行で経営するための条件として、必要な人的・物的な投資を適切に行い、かつ長期的借入金等を返済できる程度の経常利益を持続的に確保することができる状態と、こう言っていました。

一方、病院事業局長は、1つ、不良債務を解消する、2、約100億円の資金不足を解消する、3番、23年度までに各病院の黒字化を達成すると。2つの基準が出ているわけですね。これはダブルスタンダードなのか、あるいは同床異夢なのかよくわからない。

そこで事業局長、事業局の3つの目標の達成は可能であるか。同時に、知事部局の言う、今言った条件はそれによって実現可能か、そこををはっきりお示しいただきたいと思います。

同時に知事、事業局のこの3つの目標が達成できた場合に、現行のその制度で全適のままで存続するというので理解してよろしいかどうか。これは両方からお答えをいただきたいと思います。

北部病院は、金・土・日・祭日など産婦人科がまだ休診になっております。院長の個人的な努力等々ではもう限界なんですね。組織的に長期的に、やっぱり政策的にこれは対応を打たないとまた同じことが起こるんですよ。そこところはひとつ性根を入れてやっていただかないと、これはもう北部振興どころの話じゃなくなりますので、ひとつ御答弁ください。

それから滑走路の位置、アセスメントですが、位置が確定してないと。私はびっくりしましたね、これは

場所が決まってないということですね。これは大変な問題で、決定されてなくてアセスが可能なんですか、これは。見解を賜ります。

それから、知事のおっしゃる沖合移動については、この前の方法書、準備書ではいろいろ検討したが、どうも違いはないと、こういうことです。中曽根さんも浜田さんも政府案が一番正しいと言っているわけですね。それで知事、このアセスをやり直さずに知事の方策が実現する可能性があるのかどうか、これもひとつ教えていただきたいと思います。

それから部長、軽微な変更と考えているというそのことですね、県は。だから変更はないと。この根拠を示してください。法令9条に言うのは、こういう軽微なものでないときは、この軽微に当たらないものは、これはやり直さなきゃならぬと、こうわざわざ書いているわけであって、あなたの答弁は答弁になっておりません。

補正予算については、これは山ほど聞きたいことがあります、時間がありませんので聞けませんが、ぜひもう少し各部局を超えた私は政策立案をしないといけませんね。

雇用についてだけ聞きます。どの分野でいつまでに、どれぐらいの雇用が確保できるか、もうちょっと具体的にお教えをいただきたいと思います。

○中川 京貴君 議長、ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城議員の再質問に答弁させていただきますが、私の勘定で十三、四あるものですから、そのうち私の方で3つ、4つだけ答弁させていただいて、あとは部局長等に任せたいと思います。

まず第1に、政権がかわったときに、再編について意見が政党によって違いがあるけれども、普天間の移設については私はこれまで県外がベストだけれども、現実問題やむなしという趣旨の言い方をしてきましたが、どうもこれでは御満足でないというふうに実は再質問でも受けまして、あえて申し上げますと、県外がベストだということはいつも申し上げてきております。しかしながら現実、これまで長い経緯があって、しかも普天間の基地があつたままでは周りが全部学校であるとか、住宅にぎっしりとか囲まれている中

でこのまま放置しておくわけにはいかんでしょうと。ですから、危険性を早期に除去するためには、名護市やその地域の人たちが受け入れていただけるというときに移すのが最も現実的だと私は申し上げてきているわけですし、これが政権が仮にもしかわって、もし新聞報道等で伝えられているようなことになったときにはどうなるかというのを私に聞かれても、私は今申し上げた私の考えはまだ危険の除去という点では、当然主張すべき考えだと自分でも確信いたしております。

それからフィリピンのダバオの関係で7人の方に面会せよと。これは喜んで議員の御紹介もいただきながら、面会したいと思います。ぜひ打ち合わせしたいと思います。これが3つ目ですね。

それから、この「沖縄いのちの電話」に対する手を少し差し伸べたらどうかという点で、ちょっとこれは実務的な面もございます。気持ちとしては、これもぜひもう少しお話を聞かせていただいて検討させてください。

それから県立病院の、病院事業局それから福祉保健部でいろんな意見の交換をやってまいりました。それは違う部分もあったでしょうが、今は完全に1つになっておりますけれども、こういう事態の発生は局が部が2つに分かれているからではないかという御趣旨の御質問だったと思いますが、これは私考えてもみなかったものですから、いずれまた時間をいただいて、ぜひ議員のお話を聞かせてください。

それからもう一つ、この病院事業局が言う3つの目標を達成したらそのまま今のままで継続するかと。

これは何度も申し上げましたように、要するに今のままでこういう経理的に100億オーダーの累積赤字、それから運転資金が欠落してくるというこういう状態というのは、普通はこれは破産に近い状態ですよ。これをもう一回我々はお金を投入して――これは議会の御承認が要りますが――まず経理的な面では荷を軽くしましょう。そして、これは基本方針の中である書いてございます。その中でやっぱり職員の意識の改革であるとか、経営人材の育成であるとか、給与体制の見直しであるとか、人事管理の見直しであるとか、さらに県立病院の機能をまず見直さんといかぬだろうとかいろんなことをやらんといけません。そうでないと、そりゃお金を投入すれば経理的な面では形はよくなりますよ。ですが、これだけだと、高い評価を受けている地域医療の中で、しかし仕組み、やり方についてやはり親方日の丸とは言いませんが、やっぱりきちっとしたその改良・改革をしっかりとやらないと、このままもちますかという意見はあの審議会のメンバーの皆さま

ん――いろんな方入っておられますよ――金武町長も沖縄市長も入っておられて、そういう行政の部門、それから医術の部門、研究の部門、お医者さんの部門、いろんな方が入って出た意見の中で、やっぱりこれは独法化を目指すべきではないかというのはもういろんなことを研究した上でのことです。

ですから、ぜひともこれはよく見ていただいて、お金を投入してもう一回経理的にきれいにしていく以上、我々が提供しているこの地域医療が確実に継続していけるためには、どんな内容の改良・改革をし、新しい皮袋とまでは言いません、形を整えるかという点を全くネグる、研究しないというのはやっぱりおかしいと思うんです。

ですから、これは今の継続も検討しますという方針になっているわけですし、だからと言って独法化を排除するというわけにはいかないと僕は思っております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

フィリピン残留日系人の以前質問した件で、消息調査を実施していきたいというふうに答弁したという件に関しての質問にお答えいたします。

その後、県としまして厚生労働省へ確認いたしましたところ、フィリピン残留邦人の問題を扱う部署というのが特定、設置されていないという状況でありまして、国からの情報提供等がないため、県においては調査を行うことが困難でありました。そのため、消息調査については実施しておりません。

今後、国の動向を注視しているところであります。

続きまして、県立病院の独法化作業の予算は幾らかという質問にお答えいたします。

承継する資産及び負債の評価に関する費用及び電算システムの改修経費等が必要になりますが、現時点では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 再質問にお答えしたいと思います。

全適下での病院運営に係る病院事業局の考え方について述べたいと思います。

先ほど申し上げましたように、病院事業局において

は、平成23年度までを経営再建期間と位置づけ、それに向けて鋭意取り組んでいるところであります。

また、新たに病院長の執行権限の強化を図るとともに、4月に開催した第1回経営改革会議において経営再建計画実行宣言を行い、病院事業局と病院現場が一体となって不退転の決意で経営再建に取り組んでいるところであります。

したがって、経営改善が実現した状態とは経営再建計画の3つの目標を達成することにより、県民に適切な医療を持続的に提供できる安定的な経営基盤を構築することにあると認識しております。

続きまして、北部病院の医師確保についてお答えします。

病院事業局においては、医師の確保を最も重要な課題と位置づけており、大学との連携強化、臨床研修の実施、産婦人科医等の専門医派遣事業の実施、ドクターバンク等支援事業との連携等、あらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

繰り返しになりますが、今後新たに福祉保健部が策定する地域医療再生計画も踏まえ、医師の確保に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず、軽微な修正に関する根拠についてお答えをいたします。

準備書において、ヘリパッド4カ所や汚水処理浄化槽などが追加され、護岸が係船機能つきに修正されたりしておりますが、これら軽微な修正に係る事業諸元ではなく、政令第9条第2項第2号で規定する軽微な修正に係る事業諸元以外の修正に該当するものであります。

施行令第9条第1項で規定する軽微な修正につきましては、括弧書きで相当な程度を超えて環境影響が増加するおそれについて規定されておりますが、同条第2項第2号で規定する軽微な修正に係る事業諸元以外の修正につきましては、軽微な修正で規定されている相当な程度を超えて環境影響が増加するおそれについては規定されておられません。そのため、ヘリパッドや護岸等の追加修正は手続の再実施の要件に該当しないことになります。

次に、滑走路の位置が緯度・経度で正確に示されなくてもアセスはできるのかという御趣旨の御質問にお

答えをいたします。

環境影響評価制度は、環境影響評価の結果を事業計画や環境保全対策に反映させることにより、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくことをねらいとしており、手続の過程で事業内容が修正されることを前提とした制度であります。そのため、環境影響評価を行う段階での事業諸元は、適切な調査、予測、評価が行われる程度の熟度でよく、滑走路の位置についても確定した緯度・経度まで求められるものではありません。

なお、免許等の申請の際には緯度・経度まで確定した熟度の事業計画が求められるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 普天間飛行場移設に関する再質問で、アセスをやり直さなくて知事の沖合移動の実現は可能かのお尋ねでございました。

県が求めているのは、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から可能な限り沖合などへ寄せてほしいということです。

今後、環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境あるいは自然環境に十分に配慮する観点から知事意見を述べるようになっておりまして、その具体的な位置については、普天間飛行場移設措置協議会において協議されるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 分野ごとの雇用効果についてお答えをしたいと思います。

現在、昨春秋以降からの世界的なこの金融危機によって、輸出事業・企業を中心としまして国内景気や国内経済が急速に悪化したことは御承知のとおりだと思います。

沖縄県につきましては、輸出産業がない、それから円高の影響による景気の悪化が本土より若干おくれてくるといふふうに見ております。

また沖縄県は、2次産業に占める割合が全国の半分というふうなこともございまして、他県でよく見られるような業績不振による大量解雇というふうな状況は顕著にはあらわれない構造にはなっているわけですが、しかしながらここに来まして国内の景気悪化の心理的な影響もありまして、徐々にその観光客の減

少等全体的な波及が出てきているというふうに見ております。

このような状況の中で、現在昨年からその経済対策関連予算の迅速かつ効果的な執行ということで、各部署で全力で取り組んでいるところであるわけですが、現在取り組んでいる事業としてこれまで約700億円投下をすることになります。公共部門では、昨年平成20年当初予算で1421億円ほど計上しているわけですが、それを約200億円程度上回る金額をこれまで補正を含めて計上しております。さらに、21年度上半期の執行率は80%と過去最大の執行率ということで取り組んでおります。

それからまた、今般、最低制限価格を実質的に90%引き上げるといふことで、公共部門については徐々に効果が出てくるだろうというふうに見ております。

さらに、20年度末に県外で倒産等で失業した方々を対象に緊急的に各自治体で賃金職員として採用した方々が約570人、それから今般の当初予算、それから6月補正で雇用再生特別事業基金、それから緊急雇用創出事業臨時特例基金で約1289人ほど雇用を見込んでおります。

それから落ち込みが厳しい観光部門ですが、これについては2月補正・当初予算それぞれ計上した予算をただいま執行しているところでございますけれども、この予算関係につきましては、観光宣伝誘致強化費として平成20年の3億8000万円に対して昨年11月以降から今回6月補正まで約18億円計上しております。おおむね4.76倍、こういうふうな効果が徐々に出てくるだろうというふうに想定をしています。

分野ごとの雇用効果というふうなものは、今試算をしていないわけですが、6月補正予算に関する試算の中では、おおむね6月予算の計上分のうち実際に支出をする金額307億円の効果として、経済波及効果は約484億円、それから経済成長率を約0.7ポイント引き上げる効果、雇用効果として年間で約3713人ふえるだろうというふうに見ております。結果として、完全失業率を約0.6ポイント引き下げる効果を持つというふうに試算をしているところであります。

官民一体となって経済対策のこの効果を速やかに発揮できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

質問に入ります前に、私、知事にまずお礼を述べさせていただきますと思います。

来る6月30日、宮森小学校のジェット機墜落事故から50年目を迎えます。ことしは、節目の年に当たるといふことで、50年間のこの苦しみ、悲しみ、関係者が絞るようなこの苦しみ、悲しみを証言してくれる遺族の皆さんがいらっしゃるということもあります。二度と起こしてはならぬ惨劇を将来にわたって語り継がなければならないと毎年平和集会が開催されますが、特にことしの節目に当たりまして、知事の出席を私、昨年の議会で要請いたしました。ことしは本会議の開催中ということで参加が望めないのではと思っておりましたが、昨日、参加の決定の報告を受けました。

これに対しまして、これまで慰霊祭・集会に知事が出席したということは、恐らく残っている資料の中では見当たらず、初めての出席だということになるかと思います。そういった意味で、特段の配慮をいただきまして、本当にありがとうございます。

どうか、その30日、犠牲になった子供たち、遺族、関係者に心よりの哀悼の意と子供たちの前で平和のとうさを訴えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは一般質問を行います。

知事の政治姿勢について伺います。

今回の大型補正予算、政府・与党は、これまでの補正予算を含め景気の上向き、暗雲の中から光が差し込んできたと述べておりますが、果たして国民の感覚として経済の上昇を実感としているとはとても言えないのではないのでしょうか。

その内訳は独立行政法人、公益法人などの天下り先に約3兆円もの予算が投入され、天下っている約900人の役人を温存する予算になっています。また、46基金に約4兆3000億という予算、公共事業に1兆9000億、施設整備費、漫画館などの箱物に約3兆円という内容になっております。

これだけ厳しい経済状況、一方では母子加算の廃止、派遣切りにおける失業者の増大、非正規雇用者が厳しい環境、生活に悲鳴を上げている、今まさに助けを求めている国民に意味のある形でその支援が届かない。その分配さえもできない政府は、もはや末期症状だと言わざるを得ません。一刻も早く大政奉還を望むところであります。

そこでお尋ねいたします。

(1)点目の約14兆円の補正予算、県経済、県民への経済効果につきましてはこれまでの質疑の中で細かい答弁がありましたので、そのポイントといつごろまでか、そのめどについてお聞かせください。

また、今後の県財政に及ぼす影響につきましても、先ほど総務部長の方からありました。行革の立場からの影響についてだけをもう少し具体的にお聞かせください。

さて、総選挙が近づいてまいりました。どんなに遅くとも9月末、10月までに新政権が誕生している確率が高くなりました。特に沖縄の基地問題、負担軽減の実現に県民の多くが期待を寄せていることを実感としています。

民主党は、辺野古への普天間移設が基地の固定化になること、沖縄の負担強化になること、白紙に戻し、しっかりとオバマ政権と議論をしていく用意をしています。くしくも、米下院軍事委員会にて普天間移設拒否の条項が盛り込まれた法案が可決されたことは、今後大きな波が確かなうねりとなってくる兆示ではないでしょうか。

(2)点目の米軍再編問題ですが、普天間アセスについても県民から多くの意見が述べられている中、10月の知事意見、知事の決断の日が迫ってまいりました。

さて、政権交代が実現した場合、普天間移設は県外という案に対して、知事の見解をお聞かせくださいということですが、先ほどありましたが、仮定ではあっても現実性を帯びてきた現在、次の政策転換をしっかりと検証し準備をしていくことが知事の責務ではないでしょうか。

次に、基地問題についてです。

今回はアスベスト問題です。

(1)点目に、4月に宜野湾市のキャンプ瑞慶覧から排出された廃棄物から石綿（アスベスト）が検出され、その搬出については、政府、地元宜野湾市にも連絡がなかったようですが、その内容、経緯についてお聞かせください。

(2)点目に、駐留軍労働者のアスベスト被害の実態調査について伺います。

アスベスト業務に従事していた人は、将来肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあると言われていています。しかし、潜伏期間が長くアスベストに起因する疾病だという特定が大変に難しいとされています。また、既に退職者がその対象になる例が多く、その実態をしっかりと把握し、早期対応が求められています。

国会での糸数慶子議員への政府答弁が報道でありましたが、私が調査した数字と若干違いがありますので、改めてお尋ねをいたします。

ア、労災申請者の件数について。

イ、認定件数について。

ウ、申請後の死亡者件数について。

エ、相談件数について。

(3)点目に、在沖米軍施設・区域から搬出される廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物の処理量をお聞かせください。

3、地球温暖化対策について伺います。

2020年までに日本の温室効果ガス排出の中期目標を15%とする方針が示されました。しかし、世界各国からは90年比8%の減に対する日本への厳しい批判が出ております。深刻な地球温暖化にもかかわらず、経済産業界のあつれきに配慮した消極的な政府は、オバマ政権のグリーンニューディール政策に追従する世界との国際競争に立ち向かっていけるのか危惧するところでもあります。

世界の中でおくれている対策のさらに本県は、全国よりおくれているというゆゆしき問題を抱えております。

本日の朝刊の論壇に、沖縄から始まる新エネ時代、「沖縄が真の日本モデルに」という積極的な県の取り組みを期待する記事が掲載されておりました。

温暖化対策、正念場を迎えてきました。

5点伺います。

(1)点目、本県のCO₂削減目標の見直しが計画されているようですが、その理由、背景をお聞かせください。

(2)点目に、地球温暖化防止実行計画の県内自治体の策定、自治体が8市町という報道がありました。対策の指針となる計画が策定されないその状況を危惧しているところです。具体的な状況を伺います。

(3)点目に、新エネルギービジョンの策定が進められております。目標期限が近づきました。現在の状況を伺います。

(4)点目に、沖縄振興計画の総点検、見直しが行われる中で、エネルギー政策はどう点検されているのか、また21世紀ビジョンにどのように反映されていくのか、概略をお聞かせください。

(5)点目に、今補正予算にもありますスクールニューディール、調べてみますと、高い補助率で太陽光発電の整備ができるようですが、その導入計画を伺います。

4点目に、公安行政について伺います。

県警は、ことし4月性犯罪対策強化のため、生活安全全部内に声かけ事案や公然わいせつの対策に当たる「子ども・女性安全対策係」を新設したと発表がありました。その「子ども・女性安全対策係」について伺います。

(1)、この「子ども・女性安全対策係」が新設された背景と理由をお聞かせください。

(2)点目の、体制はどうなっているのか。また、現在までの活動実績はどうか伺います。

(3)点目に、学校や関係機関との連携も重要だと思いますが、どのように行えるのか伺います。

次に、飲酒運転根絶条例について伺います。

飲酒絡みの事故はさらに罰則が強化されました。県内の飲酒絡みの事故は、取り組みの強化にもかかわらず全国ワーストワンが続いております。

県議会では、議員発議で条例の制定を進めているところですが、一日も早くという意見も多い中、より実効性の高い条例制定に向け慎重に幅広い議論が交わされております。

(1)点目に、これまで以上の県の強固な取り組みが不可欠だと認識をしております。県の見解をお聞かせください。

(2)点目に、防止策として飲酒疑似体験ゴーグルを活用した交通安全教育と飲酒運転防止インストラクターが効果的だと伺いました。その実態についてお聞かせください。

6点目に、選挙についてです。

全国的にどの選挙でも投票率の低下の傾向にあり、政治離れ、選挙離れと民主主義の根幹が揺らぐ危機に陥る事態です。特に、若者の投票率の低下は心配です。昨年那覇市長選挙、その投票率が50.566%のうち、20歳から29歳の投票率がわずか28%という結果が出ております。政治への参加意識が自治の確立につながる社会をつくっていくという観点から伺います。

(1)点目に、本県の直近の選挙の投票率の傾向を伺います。

(2)点目に、投票率のアップに向けての対策がどのようなになっているのか伺います。

7、教育行政について伺います。

特別支援教育制度が19年度より完全実施となりました。違いを認めて、頑張りを認めて、しっかりと連携をし支援をしていく体制づくりが重要ですが、関係者からはまだまだ支援体制の確立が十分ではないとしております。現状を伺います。

(1)、特別支援学級の設置を望む児童生徒の実態を障害種別にお聞かせください。

(2)点目に、通級指導は障害の区分、程度に応じた指導を行う上で大切だと思います。通級指導のための現在の状況を伺います。

(3)点目に、高校生の発達障害についてもその状況があらわれてきて問題です。社会に出る前の大事な時期です。高等学校における特別支援教育体制を伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの山内末子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の山内末子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に知事の政治姿勢の中で、補正予算の経済効果、経済に及ぼす影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の6月補正予算案では、国からの配分等が明らかとなりました内閣府一括計上事業などを中心に国庫ベースで総額約312億円を計上いたしております。さらに今後、県計上、市町村計上、国直轄事業等を含めて総額でおおむね1000億円程度配分されるものと推計いたしております。

沖縄県予算に限っても、平成20年度11月補正予算での約22億円、そして平成20年度2月補正予算での約206億円、平成21年度当初予算での約101億円に、今回講じます過去最大規模の「経済危機対策」を加えますと約700億円の財政出動が行われることに相なります。

この対策に官民が連携をして全力で取り組むことによりまして、現下の厳しい経済状況の改善はもとより、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保など大きな成果が得られるものと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部における普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えております。早期に危険性を除去

をし、騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが緊急の課題であると考えます。

普天間飛行場移設問題につきましては、県外移設がベストだとは思いますが、米軍再編協議の経緯などから県外移設は困難であり、一日も早い危険性の除去のためには県内移設もやむを得ないものと考えております。

次に、飲酒運転根絶条例に係る御質問で、飲酒運転根絶対策の取り組み状況に係る御質問にお答えいたします。

県は、交通安全運動を総合的に推進するため、112の関係機関・団体で構成いたします「沖縄県交通安全推進協議会」を設置し、飲酒運転の根絶を重点事項に掲げ、その対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、「沖縄県交通安全推進協議会」に「飲酒運転根絶対策部会」を設置するとともに、飲酒運転根絶対策事業として県民を対象とした講演会の開催、企業や団体等による「飲酒運転根絶宣言」を実施するなど積極的に取り組んでいるところでございます。

飲酒運転根絶には、県民一人一人の意識を根本から変えていくことが肝要であります。また、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転根絶の活動を推進することが重要であることから、今後とも施策の強化に努めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢についての質問のうち、補正予算が今後の県財政に及ぼす影響についてお答えします。

県は、国の「経済危機対策」と歩調を合わせ、緊急課題に迅速かつ的確に対応するために必要な予算を措置したところであります。補正予算の財源としましては、公共事業等の実施のための各種補助金のほか、新たに創設された臨時交付金が措置されるなど、極めて厳しい地方財政に配慮されたものとなっております。

また、公共事業等の実施のために充当する県債の元利償還金につきましては、後年度、地方交付税により措置されることとなっております。しかしながら、県財政は毎年度、多額の収支不足が生ずることが見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

県としましては、今後の地方財政の動向を注視しつつ、現行の行財政改革プランに基づく財政健全化策を引き続き進めていくとともに、今年度新たなプランを

策定し、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題についての御質問で、石綿が検出された経緯等についてお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧の住宅空調ダクト撤去工事に伴い、4月上旬に読谷村及びうるま市の事業所に搬入された廃棄物について県及び沖縄労働局が調査したところ、石綿が検出したことから、これらの廃棄物をキャンプ瑞慶覧内に戻し適正に保管させるとともに、4月24日及び5月15日に米軍基地への立入調査を実施し、廃棄物が適正に保管されている状況を確認しております。また、請負業者に処理計画書の提出を求め、許可を取得した業者により運搬、処分を行うことを確認しております。

次に、基地内から排出される廃棄物の処理量についてお答えをいたします。

基地内から排出される廃棄物のうち、一般廃棄物の処理は県内の一般廃棄物処理業者に委託されております。その処理業者に照会したところ、平成20年度は2万7600トンを受け入れ処理したとのことであります。

産業廃棄物につきましては、十分な把握ができない状況にあることから、現在、牧港補給地区内の財産処理販売事務所に對し情報提供の依頼を行っているところでございます。

次に、地球温暖化対策についての御質問で、CO₂削減目標の見直しについてお答えをいたします。

県では、地球温暖化対策推進法の改正など対策の強化が求められていることから、新たな「沖縄県地球温暖化対策実行計画（仮称）」の平成22年度策定に向け、今年度から作業を進めているところでございます。

新たな計画の策定に当たっては、環境省から6月中旬に示された計画策定マニュアルに沿って、削減目標を検討することとしております。

次に、地球温暖化防止計画の策定状況についてお答えをいたします。

地球温暖化対策推進法では、地方公共団体は、率先してみずからの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を抑制するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定することとなっております。県内では、沖縄県、那覇市、糸満市など9団体において当該計画が策定されており、市町村の策定率は約19.5%となっております。

す。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 基地問題について、駐留軍労働者の石綿被害の実態調査についてお答えします。

財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターのアスベスト関係相談事業実績によると、事業を開始した平成17年12月から平成21年3月までの労災申請者が19名、労災認定者が12名、労災申請後の死亡者が1名及びアスベスト関係相談が延べ748件となっております。

次に、地球温暖化対策について、エネルギービジョンの策定状況についてとの御質問にお答えします。

沖縄県エネルギービジョン（仮称）については、昨年度、調査検討委員会を設置し、エネルギーの現状や今後の需要見通しに関する調査を取りまとめたところであります。

今後は、当該調査結果や国の施策の動向を踏まえ、県民の意見等を聴取した上で、年度内をめどに沖縄県の産業振興につながるビジョンとして策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 地球温暖化対策についての御質問の中の、エネルギー政策の総点検とビジョンへの反映についてお答えします。

沖縄振興計画では、「新エネルギーの導入等を促進するとともに、自然エネルギー供給モデル地区の形成を図る。」としており、総点検の中では、太陽光発電が平成12年末の1500キロワットから平成21年2月末時点で1万7000キロワットに、風力発電が同9500キロワットから1万9000キロワットの導入状況となっております。

新エネルギーの課題としては、導入コストが高いことや出力が不安定なことなどが挙げられております。

環境とエネルギーの問題については、沖縄21世紀ビジョンにおける重要な柱の一つとして認識しており、現在、沖縄県振興審議会総合部会において検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは地球温暖化対策についての御質問で、スクールニューディールの導入

についてお答えいたします。

県教育委員会においては、国の「経済危機対策」として示された学校施設の耐震化、エコ改修及びICT環境整備を内容とする「スクール・ニューディール構想」の具体策について取り組んでいるところであります。

学校施設の耐震化等については、県立学校については当初予算で措置して整備しており、今回は、小中学校で整備を推進するために内閣府一括計上補正予算として25億円が措置されたところです。その中で、太陽光発電設備についても整備する計画となっております。

また、県立学校施設のエコ改修事業として、照明設備の省エネ化を推進しているところであります。

さらに、ICT環境整備として、全県立学校の地上デジタル放送への対応を進めるとともに、「第3次沖縄県教育情報化推進計画」に基づき、すべての教員1人1台のコンピューターの整備について取り組んでいるところであります。

次に、教育行政についての御質問で、特別支援学級についてお答えいたします。

平成21年度における特別支援学級について、市町村教育委員会より申請のありました学級数は489学級、児童生徒数は1404人で、そのうち設置した学級は427学級で1304人を受け入れております。

当該校で受け入れることができなかった児童生徒数は、障害種別に知的障害で35人、難聴4人、肢体不自由1人、言語障害4人、自閉症・情緒障害51人、病弱・身体虚弱5人、計100人となっております。

それらの児童生徒につきましては、市町村教育委員会と連携し、その学校に既に設置されている特別支援学級の活用及び近隣校との連携、拠点校への通学、特別支援教育支援員の活用等、当該児童生徒に適切な指導がなされるように努めております。その結果、100人のうち76人が近隣校や拠点校の特別支援学級等に通学し、最終的には1380人を受け入れ、残りの24人は支援員の活用等により対応しているところであります。

次に、通級指導の状況についてお答えをいたします。

通級による指導は、通常の学級に在籍している言語障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など特別な支援を必要とする児童生徒を対象に通級指導教室を設置し、自立活動に関する指導やコミュニケーション指導、教科の補充指導などを行っております。

なお、実施状況につきましては、平成21年5月1日現在、県内に19教室設置されております。自校での通

級が190名、他校への通級が87名、計277名を対象に通級指導が行われているところであります。

次に、高等学校における特別支援教育の体制についてお答えいたします。

特別支援教育につきましては、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が在籍するすべての学校において実施されることになっており、高等学校におきましても体制の整備が進められているところであります。現在、県内すべての高等学校において、特別支援教育にかかわる校内委員会が設置され、コーディネーターが指名されております。また、特別支援教育理解推進事業等により、コーディネーターの資質向上やスーパーバイザーの養成、管理職への研修等を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも高等学校における校内支援体制を整備するとともに、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 「子ども・女性安全対策係」設置の背景についてお答えいたします。

県警察におきましては、本年4月1日、警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課に「子ども・女性安全対策係」を設置いたしました。

近年、全国的に子供や女性被害者となる殺人・強姦などの凶悪事件や無差別殺傷事件など、国民に不安を与える重大事件が依然として発生しております。また、本県においても、過去5年間に声かけ事案が232件、強制わいせつ事件が330件、強姦事件が108件、公然わいせつ事件107件が発生するなど厳しい状況にあります。

子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者の平穏な日常生活を突如として破壊し、地域住民に著しい不安を生じさせるものであることから、その未然防止は喫緊の課題であります。

この種犯罪については、事件発生の前段階で、いわゆる声かけ、つきまとい、公然わいせつ等のいわゆる前兆事案が発生していることが少なくありませんし、また、声かけ等の事案は回数を重ねるにつれて犯行の態様や程度がエスカレートしていく傾向にあります。

このような前兆事案が発生した場合は、被疑者の検挙はもとより、検挙に至らない場合であっても、行為者を特定し、あるいは再発のおそれのある場所周辺での警戒活動を行うなどして、重大事案に至る前の兆し

の段階で指導・警告等の措置を講ずるいわゆる先制的・予防的活動を行わなければなりません。このような活動を専門的かつ継続的に行うために専従の係を設置したものであります。

次に、対策係の体制と活動実績についてお答えいたします。

「子ども・女性安全対策係」の体制は、担当補佐――警部でございますが――以下14名で、うち女性警察官を3名配置しております。

本年4月1日の発足以後、現在までの活動実績は、声かけ事案、盗撮未遂事案の指導・警告9件、迷惑防止条例――これは卑わいな行為の禁止であります――この迷惑防止条例違反等の検挙が3件のほか、現在捜査継続中の事案が数件あります。

一方、予防的活動として防犯意識の高揚を図るため、犯罪情報等を携帯電話やパソコンに配信する「安心ゆいメール」や「県警ホームページ」を活用して、声かけ事案等の発生、検挙状況についての情報発信、学校等関係機関との情報交換などを実施しているところであります。

次に、学校や関係機関との連携についてお答えいたします。

子供や女性を犯罪から守るためには、警察、学校、家庭等が協働して地域社会一体となった取り組みを進めることが重要であります。

県警察におきましては、平成21年の活動重点の一つとして、「子どもと女性を犯罪から守るための諸対策の推進」を掲げ、通学路周辺における登下校時間帯を中心とした街頭活動の強化であるとか、保護者、学校、地域住民、防犯ボランティア団体等が行う防犯パトロールの支援、声かけ事案等不審者情報の迅速かつ正確な把握と情報の共有化、DV・ストーカーへの適切な対応のための関係機関との連携などの対策を推進しているところであります。

今後とも引き続き子供と女性の安全を確保し、県民の不安感を払拭するために新設された同係を中心に、学校・関係機関等と一層緊密に連携しながら諸対策を推進してまいります。

次に、飲酒疑似体験ゴーグルを活用した交通安全教育と、飲酒運転防止インストラクターの実態についてお答えいたします。

飲酒疑似体験ゴーグルは、飲酒の状態での視覚的なゆがみ、反応時間のおくれを体験できる交通安全教材として、本県では平成16年から導入し交通安全教育に活用しているものであります。

現在、警察本部、警察署及び沖縄県交通安全協会連

合会に66個備えつけ、企業、事業所、地域、学校、イベント会場等において子供から大人までを対象に、同Googleを活用した交通安全教育を実施しております。昨年は218回、延べ1万1517人、本年は5月末現在で85回、延べ4233人を対象に実施しております。

同教材を体験した方々から、言葉や想像だけでなく、飲酒時の状態を体感することで飲酒運転がどれだけ危険なものなのかを知ることができた等々好評であり、今後も交通安全教育で積極的に活用していきたいと考えております。

次に、飲酒運転防止インストラクターの実態についてであります。

同インストラクターは、特定非営利活動法人「ASK」、正式名称は「アルコール薬物問題全国市民協会」でございますが、日本損害保険協会の助成を受け、平成20年度から3年間の限定で日本全国で1000人をめどに養成しているものであります。

当県では、昨年5人の方が飲酒運転防止インストラクターとして認定され、現在、職場や地域等においてアルコールの基礎知識、運転を前提にした正しいお酒の飲み方、アルコール依存症の早期の発見・治療の方法を広く指導する活動をしており、本年は43人の方が同講習を受講していると聞いております。

県警察といたしましては、引き続き飲酒疑似体験Googleを活用した参加体験型の交通安全教育を推進するとともに、飲酒運転防止インストラクターと連携を図りながら、飲酒運転による交通事故の加害者となる人を1人でも出さないよう、各種対策を推進してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者 佐和田 清君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君）

山内議員の御質問にお答えいたしますが、その前に、本日は、委員長が別用務のため本会議に出席できませんので、甚だ僭越ではございますけれども、かわりに委員長職務代理者の私、佐和田からお答えをいたします。

それでは御質問の、最近の投票率の傾向及び投票率の向上に向けた対策についてお答えをいたします。一括してお答えいたします。

沖縄県選挙管理委員会の管理する選挙の近年の投票率につきましては、60%から50%台で推移をしております。全国と全く同様の傾向にあります。

その対策としまして、当委員会におきましては、常時啓発と選挙時啓発を実施しております。

まず、常時啓発といたしましては、県及び市町村の明るい選挙推進協議会との共催により、一般県民を対象とした各種研修会を県下全域において毎年開催して地域のリーダーを養成するとともに、児童生徒を対象とした選挙啓発ポスターの募集事業、市町村の明るい選挙推進協議会の設置促進など各種の事業を展開し、選挙及び政治に関する県民意識の高揚に努めているところであります。

次に、選挙時啓発といたしましては、テレビやラジオによるスポットコマーシャルの放送、新聞広告の掲載、チラシ及びポスターなどの印刷物の配布や掲示、広報車による放送、街頭における啓発物資の配布などさまざまな媒体を活用して投票の呼びかけを行っているところであります。

当委員会としましては、今後ともあらゆる機会を通してより効果的な啓発事業を展開し、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん それでは再質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢の件ですけれども、政権交代をした場合の知事の見解について、知事はあくまでも仮定の話にはお答えできないという姿勢のように受けとめました。私は、先を見据えてあらゆる政策の準備をすることが政治の役目だと考え、再質問をいたしております。

民主党がオバマ政権と米軍再編について交渉する際、地元も国も県外移設を求めれば、現在の普天間の移設の閉鎖状態の解決につながっていくのではないかと考えております。

そこで、あえてお尋ねをいたします。

政権交代が実現の際には、これまでの知事の発言を修正すること、そういうことは想定できないのか伺います。

2点目に、政策展開を考えていけるのか伺います。もう一度お願いいたします。

昨日、大阪の橋下知事あるいは横浜市長たち、地方から国に物申す首長グループが結成されました。税金を有効に使う、国の言いなりにはならない、地方への負担ははっきりとノーと言う首長グループの誕生ということで、これは今まさにこれからの日本が大きく変わっていく、そういう地殻変動の始まりではないかと期待をしているところでございます。

知事、沖縄こそこれまでの基地問題、地位協定の問題、財政問題、本当に声の届かない政府でした。その政府のしがらみから解き放される大きなチャンスが今訪れているのではないかと、私はそういう気概を持って大きな決断、覚悟を決める、そういう時期に来ているのではないかと、県民も知事に対して期待を大きくしているものだと思います。その点について知事のもう一度の御答弁をお願いいたしたいと思います。

それからアスベストの問題につきまして、この問題、相談件数が748件、それに比べまして労災の請求件数が19件と少ない。さらに、認定件数が12件とさらに少なくなっております。そういう現象がなぜ起きるのか。それは、アスベストに関する専門的な医師が沖縄には大変少ないというふうに聞いております。そういう観点、それからアスベストがどういう被害をもたらすのかということの啓蒙活動、周知が徹底されていないこと。それともう一つ、相談窓口が少ないということ、そういうことがあると思いますが、そういうことについての対応策について、県として今後どのように推進していくのか、もう一度お願いをいたしたいと思います。

それから地球温暖化対策についてです。

この問題、本当に今大事な問題だと思っております。この温暖化対策については、省エネルギーでまずCO₂の削減、それから新エネルギーの二本柱だと言われておりますが、県全体としてその実態をとらえ、それを把握しながら有効な項目をしっかりと整理をしていく、体制を整理していく、総合的にできる形がまだつくり上げられてないのではないかと、そういうふうに私は受けとめております。

そういった意味で、県民をその気にさせるには、まず市町村がリーダーシップをとっていく。そのリーダーシップをとっていくための指針である実行計画、これがまだ県内では19.5%の策定率ということになりますと、本当にそのリーダーシップが市民に対してとれるのかと考えていきます。それで、市民・県民をしっかりとリードしていく市町村で策定をしっかりとっていく。それをリードしていくのがやっぱり県知事の役目でございます。県知事がしっかりとそこを策定に向けて大きなリーダーシップ、指導性を発揮していかなければならないと思います。

人が足りない、予算が足りないのでありましたら、今回の低炭素革命の予算など検討する余地が大いにあるのではないかと思います。その辺をもう一度策定に向けてそういう予算が使えるのかどうか、もう一度お願いいたしたいと思います。

それから安全行政につきましては、県警本部長、新しく本部長になりました。体格も大変よくて、大変頼もしく思っておりますが、沖縄の風土や慣習、文化、それだけに犯罪も特徴的だと思います。そういった意味で、安全対策については独特なことも構築せねばならないかと思っておりますので、ぜひ今後の取り組みについて、その意気込みをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 山内議員の再質問に答弁させていただきます。

4点ありましたが、初めの2点について。

まず、県外移設に係る再質問ですが、この点は先ほどから答弁させていただいておりますが、ベストは県外だとは思いますが、県内移設やむなしという基本の考え方は、やはり私の確信でもありますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それからもう一つは、地位協定の改定など、声の届く政府になりますようにと。

そうあってほしいと願っているところでございます。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） アスベスト関係の再質問についてお答えいたしたいと思っております。

県では、「財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター」と連携してアスベスト関係の相談に対応しているところです。こちらが沖縄県の総合的なアスベストの相談窓口と認識しております。

相談件数につきましては、事業が始まって、平成17年から始まっておりますけれども、17年が112件、18年度が139件、19年度が151件、20年度が346件と、相談件数は一応増加しております。

そのほか医師の問題、御指摘のとおり専門の医師がおりませんので、例えば基地を抱える横田あたりの、東京から専門の医師に来ていただいて相談等を対応しております。

今後、やはりアスベスト問題というのはなかなか難しいということもありまして、今後ともこちらを総合窓口として啓蒙活動も含めて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 地球温暖化対策についての再質問で、市町村計画の策定促進についてお答えをいたします。

県としましては、市町村の策定率向上に向けて引き続き担当課長会議等におきまして計画の策定を促すとともに、策定途中の市町村に対しましては、温室効果ガス排出量の算定方法に関する情報提供を行うなど、計画策定の支援を強化していきたいと考えております。

なお、今回創設されます「地域グリーンニューディール基金」が活用できるかどうか、基金事業の内容等を詳細に掌握して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） それでは意気込みについてお答えいたします。

既に御案内のとおりであります。本県は飲酒運転の検挙数が実数で全国でも非常に高い水準で推移しております。極めて憂慮すべき状況にあります。

また、刑法犯認知件数は平成15年から6年連続で減少しまして、数値を見る限り、いわゆる「指数治安」という言葉が適切かと思えますけれども、その陰では大変改善・回復しつつあるのもまた現実であります。他方で凶悪事件の発生など、県民が安全・安心を実感するまでに至らない状況にあるということもまた現実であると考えております。

また、いわゆる島嶼県と申しましうか、警察力のいろんな配分を考える意味で非常に難しい問題を醸し出す側面があることや、あるいは全国の米軍基地の約70%が沖縄に集中しているという他県にない事情が存在しているところであります。

着任して2カ月余りが経過しましたが、県民の期待と信頼にこたえられる警察であり続けるよう、県警察職員2800人とともに汗を流して取り組んでまいりたいと思っております。今後とも県民、議員各位の警察への御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 来るべき総選挙、必ず民主党は政権をとる覚悟でございます。

そのときは、沖縄の基地問題、県民世論をしっかりと受けとめます。ですから知事、その際は歩み寄り、

協力の姿勢で一緒に頑張ってまいりましょう。要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

まず最初に、糸満市小波蔵の不発弾爆発事故について質問いたします。

6月23日、沖縄戦終えんの地糸満市摩文仁で慰霊祭が行われました。再び沖縄戦の悲劇を繰り返させてはならない、譲ることのできない県民の平和への願いであります。しかし、沖縄戦が終結して64年たった今日においても県内においては不発弾による犠牲者が後を絶たず、県民の命と安全を脅かし続けています。

糸満市小波蔵で起きた不発弾爆発事故で、国は「県不発弾等対策安全基金」から見舞金750万円を支払うことを決めました。しかし、国の法的責任が不透明なまま処理されようとしています。

沖縄戦が旧日本軍による戦争目的遂行のためになされたものであり、爆発事故への補償は当然のこと、不発弾の磁気探査処理については、公共工事、民間工事についても、国が戦後処理の一環として責任を持って実施すべきであります。知事は、国の責任を明確にするよう強く訴えていくべきではありませんか、知事の決意を伺います。

2、米軍犯罪と女性の人権について。

先日、オーストラリア出身のジェーンさんが著書「自由の扉」贈呈のため沖縄県を訪れ、安里副知事と懇談しました。

ジェーンさんは2002年4月、神奈川県で米空母「キティホーク」所属の米兵にレイプされ、さらに被害を訴えた神奈川県の警察にセカンドレイプに遭い、深刻なPTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥りました。その後、性犯罪被害者の支援を行う組織を設立して活動を行っています。2008年に開催された米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民集会に参加し、ジェーンさんは多くの県民の前で訴えました。

「皆さんは、「由美子ちゃん事件」を覚えていますか。6歳の少女が強姦され殺されました。もし今日彼女が生きていたらほぼ60歳です。米兵は彼女の生きる

権利を奪ったのです。私も、生きる権利があります。」「被害者として米兵による犯罪はもう我慢できない、と訴えます。戦争は終わっていません。戦争はここにあります。」「私の事件のあとも何度も他の被害者が出ました。横須賀では女性が殺されました。」「もう私は、米兵による性犯罪被害者として、黙ってはいられません。だから今回沖縄に来ました。」「私はここに皆さんと立ってとても幸せです。」「これから前向きに平和のためにいっしょに手をつないでいきましょう。」。ジェーンさんは、「沖縄人たちがそうであったように。私はついに自由の扉を開いたのです。私の思いは、沖縄のひとたちといっしょにあり続けます。他の被害者のひとたちとともに。私たちの心はひとつ」ですと「自由の扉」で書き綴っています。

(1)、基地があるゆえに起きる米軍犯罪、基地のない平和な社会の実現こそが求められています。米軍犯罪の被害者ジェーンさんの書いた「自由の扉」をお読みになった安里副知事の御感想をお聞かせください。

(2)、被害者は、日本社会でどこに相談してだれに助けを求めていいかわからない、人権侵害とも言うべき事態に直面しています。国に24時間体制のレイプ緊急支援センターの設置を要請するとともに、沖縄県に支援センターの設置が必要であります。県の所見を伺います。

(3)、どんな犯罪であろうと助けと支援を求める被害者の立場に立った警察の対応が必要です。警察では被害者への対応について教育と訓練が必要不可欠です。対策について伺います。

(4)、米軍人による犯罪で、裁判の結果、有罪が確定したのに米国に逃げ帰った人は何名ですか。

(5)、日本政府が肩がわりした賠償金額、本人が責任を持って支払った金額は幾らですか。

(6)、犯罪者が米国に逃げ帰ったときに、どう責任をとらせるのか、とても重要なことであります。政府が外交権を行使して犯罪者に責任をとらせるべきであり、政府に強く要求していくべきであります。

3、辺野古新基地建設と環境問題について。

(1)、海砂採取について。

ア、沖縄県の海砂採取の登録業者数と、実際に砂利採取を行っている業者数、採取量を陸、海の区域ごとに5年間の推移について伺います。

イ、海砂採取の総量規制を行っている都道府県と、規制している量について伺います。

ウ、辺野古の新基地建設は、飛行場だけでも160ヘクタールの埋め立てになります。埋立本数は海砂建設

残渣、その他県外からの調達となっています。沖縄県における2006年度の海砂採取量の12.4年分に担当する膨大な量であります。環境省は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、瀬戸内海環境保全計画を策定しています。保全計画では瀬戸内海で海砂採取に当たっての環境への配慮が義務づけられています。県も、これらの大量の海砂の採取について環境に配慮して調査を行うべきではないですか。

エ、海砂採取は、県外からも調達するとしていますが、九州各県は総量規制を行っております。四国、中国の瀬戸内海沿岸では海砂の採取を全面的に禁止しています。県外の採取可能地域を明らかにしてください。

オ、準備書では、大量、急速な埋立工事を行う必要があるとして、事業実施区域の近傍にあり一般の交通にできるだけ影響を与えない場所から採取するとしていますが、その場所は陸上ですか。事業実施区域の近傍とはどこを指していますか。

カ、長崎県の壱岐市では、海砂を毎年300万立方メートル採取していますが、それによって唐津市漁協のアジなどの漁獲量が激減し、ことしは出漁さえできないとの水産被害が起こっています。沖縄近海で採取しようとしているのは1700万立方メートルであります。海砂採取の水産環境に与える影響について、どのように認識されていますか。

キ、海砂採取は、都道府県知事が採取計画の認可を行うとのことですが、これだけの膨大な海砂を採取することにより、沖縄近海の環境は大きく改変することになることは明らかであります。漁業や観光業にもはかり知れないほどの打撃を与えます。知事の御所見を伺います。

ク、沖縄県の豊かな海岸線を守るために、海砂採取の総量規制を行うことについて知事の御所見を伺います。

(2)、サンゴ、海草藻場について。

県内のサンゴ、海草藻場の破壊が進み、生態系にも大きな影響を与えています。サンゴ、海草藻場消滅の実態と影響、その改善策について伺います。

4、国保制度について。

(1)、資格証明書、短期保険証の発行件数について伺います。

(2)、国民皆保険制度は、保険証一枚でいつでもどこでも必要な医療を受けることができるのが大原則です。受診抑制、受療権の侵害につながる資格証明書、短期保険証の発行は中止すべきであります。

(3)、納付相談に来られていない県民に対し国保証を

市町村が窓口にとめ置きにしている実態について伺います。直ちに改善し、国保証を交付するように措置することについて伺います。

(4)、政府は、医者にかかりたいのに医療費の一時支払いが困難な場合、世帯主が市町村窓口でその旨を申し出れば、短期保険証を交付することができるとの見解を示しています。しかし、実際には保険料滞納を理由にした機械的な取り上げが起きております。県の見解を伺います。

(5)、失業給付金は非課税措置されているが、国保料の減免時に失業給付金を収入算定している那覇市などの市町村の実態と改善について。また、保険料算定時に収入認定している事例はないか、収入除外の是正をすべきであります。

(6)、ペナルティーを受けている市町村について、それぞれの内訳と普通調整交付金の削減額、国に対してペナルティー制度の廃止を求めることについて伺います。

5、中小企業の支援策について。

(1)、国・県のセーフティーネット、原油高騰対策支援資金の融資実績と、法人事業所、個人事業所ごとの実績について伺います。

(2)、資金繰りに困っている中小業者が制度を十分に活用することができない実態になっていますが、県の具体的な対策を伺います。

(3)、金融機関の貸し渋り、貸しはがしについての訴えが相次いでいます。例えば金融機関の内部規定によって、設備資金融資分が拘束される事態があります。「県制度金融研究会」、「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」等でどのような指導、改善策が話し合われているのか、今後の対策について伺います。

(4)、県の原油高騰対策支援資金・セーフティネット資金・県単の制度資金の融資条件を緩和し、中小業者が借りやすい制度に改善することについて伺います。

(5)、中小業者の仕事支援のために、県独自の「小規模・工事契約希望者登録制度」を実施することについて伺います。

(6)、住宅リフォーム制度の全国の実施状況と沖縄県独自の制度実施について伺います。

6、さとうきびの認定農業者制度について。

さとうきびの経営安定化対策の支払い対象は、認定農業者と一定面積以上の耕作者が対象とされ、それ以外は3年に限り生産組合への加入を条件に認められていますが、ことして終了します。しかし、特例農家の組織化は進んでおりません。沖縄農業の実態を無視した政府の経営安定対策は、完全に破綻しています。日

本共産党の政府要請の中でも、何割もの人がどっとやめるような改正はしないと答弁しています。沖縄農業を破綻させ窮地に追い込むさとうきび認定農業者制度は廃止し、生産者価格補償方式に戻すよう政府に要求すべきであります。その間、さとうきび生産者の所得補償を政府の責任で行うことについて知事の御所見を伺います。

7、環境問題について。

地球温暖化対策は急務になっています。二酸化炭素(CO₂)は地球温暖化の原因とされ、その削減を急がなければなりません。そこで注目されているのが、太陽光発電です。政府は太陽光発電を普及するために今年度から一般設備者用の一部を助成する制度を復活させました。地球に負担をかけない太陽光や風力発電など自然エネルギーの普及を進めています。国は、2020年に太陽光発電導入を現状の10倍、2030年に40倍にすることを目標にしています。県独自の助成制度を実施し、積極的に対応すべきであると考えますが、知事の御所見を伺います。

8、県水産海洋研究センターの移転改築について質問いたします。

養殖業の生産額は、平成14年から18年で66億から95億円で、本県漁業生産額でも重要な位置を占めています。しかし、研究の基礎となる施設の老朽化や排水条件の悪化により、研究環境は著しく悪化しており、新たな施設の整備が急務となっております。

(1)、早期移転改築を進めるべきであると考えますが、県の御所見を伺います。

(2)、現在の取り組みと今後の計画について伺います。

(3)、市民は、喜屋武地域への移転改築を強く要望しております。御所見を伺います。

9、真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害について。

真栄平南地区、真壁南地区における水害について、これまで2回にわたって政府要請も行ってきましたが、農家が納得のいくような原因究明と対策がなされておられません。農家の皆さんは、いつ湛水被害が起きるかと不安を抱えています。早急に徹底的な原因究明と抜本的な対策としての基幹排水の設備、被災農家への補償と救済を実施することについて御所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、糸満市の不発弾対策における国の責任に係る御質問について答弁させていただきます。

今般、国の速やかな対応により、新たに不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みが創設され、被害者への見舞金や施設等への支援金の対象範囲について適切に措置されたことに對し、高く評価いたしているところでございます。

沖縄県としましては、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきと考えております。

今後とも磁気探査及び不発弾等処理の全額国庫負担等について、引き続き、市町村等の関係機関と連携を図りながら国に要求してまいりたいと考えております。

次に、中小企業の支援策に係る御質問の中で、県単融資制度の条件緩和により中小企業者が借りやすくなることについての御質問にお答えいたします。

県単融資制度の条件緩和につきましては、経済対策の一つであります「原油・原材料高騰対策支援資金」におきまして沖縄県が補助を行うことにより、保証料をゼロにいたしております。また、「中小企業セーフティネット資金」におきましては、対象要件として利益率の減少を追加いたしますとともに、対象業種を760業種から781業種に拡大するなど融資条件を緩和し、より多くの中小企業者が活用できるよう努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子さん登壇〕

○副知事（安里カツ子さん） それでは玉城ノブ子議員の米軍犯罪と女性の人権についての御質問の中の、「自由の扉」を読んだ感想についてということでお答えしたいと思います。

性犯罪は、女性の人権をじゅうりんする重大な犯罪であり、決して許されるものではありません。

性犯罪被害をなくし、被害者の人権と尊厳が守られる社会を築くためには、関係機関及び地域社会が被害者の状況に十分に配慮し、連携・協力していくことが大変重要であると思います。

ジェーンさんが長い苦しみの中から立ち上がり行動しましたことは、被害に遭い、深く傷ついた方々へ生きる勇気を与えることと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍犯罪と女性の人権についての御質問で、性犯罪の緊急支援センターについてお答えいたします。

性犯罪被害者に対しては、県を初めとする関係機関においてさまざまな支援を行っているところでございます。

沖縄県におきましては、沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、適切な支援策の情報提供や関係機関を案内するとともに、広く県民に對し相談窓口の周知に努めております。また、「社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」や「強姦救援センター沖縄」においては、性被害に遭った女性からの電話相談、カウンセリング、警察や病院等関係機関との連絡調整や付き添いなどの相談支援を行っております。

沖縄県としましては、今後とも被害者相談や支援策の情報提供に努めるとともに、県警察等関係機関や民間団体等と連携・協力し、被害者の状況に十分配慮した支援等に努めてまいります。

次に、辺野古新基地建設と環境問題についての御質問で、海砂の採取に係る調査についてお答えをいたします。

事業者は、埋立土砂のうち約1700万立方メートルの土砂については購入するとしております。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取は、その目的と事業者が異なるため、環境影響評価法で定める「事業」の定義から判断して、本事業の環境影響評価に含まれるものではありません。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取による環境影響については、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切に措置されるものと考えております。

次に、海砂の県外の採取可能地域についてお答えいたします。

事業者は、準備書において沖縄県内の砂材等の購入のほか、県内における砂材の年間採取量や採取場所等を調査し、また、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや、県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うこととしており、採取場所については示していません。

次に、準備書で示された土砂採取区域の位置についてお答えをいたします。

事業者は、準備書において、埋立土砂のうち、おおむね200万立方メートルについて辺野古ダム周辺の埋立土砂発生区域から調達する計画としていますと記述しており、その理由として、事業実施区域の近傍にあり、一般の交通にできるだけ影響を与えない場所から採取するとしたところであると記述しております。

準備書には、辺野古ダム周辺における埋立土砂発生区域の位置と規模が示されており、土砂の採取面積は約30ヘクタールであると記述されております。

次に、サンゴ、海草藻場についてお答えいたします。

サンゴ礁や藻場は、重要な自然資源であり、多様な海の生き物の産卵・生息場所となっております。

近年、埋め立てなどの大規模な開発行為、世界的な白化現象、オニヒトデの食害、陸域からの環境負荷などにより、サンゴ、藻場などの自然環境への影響が懸念されております。このため、県では、事業者みずから自然環境に配慮して事業活動を行う「自然環境の保全に関する指針」の策定、陸域からの環境負荷を低減する「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定するとともに、オニヒトデ駆除事業など、サンゴ礁保全への取り組みを推進してきたところであります。また、今年度から県全域におけるサンゴ礁資源情報整備事業を実施し、サンゴ礁生態系の保全と持続可能な利用の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 犯罪被害者への対応と教育訓練及び対策についてお答えいたします。

県警察では、殺人、傷害、強姦等の犯罪による被害が発生し、専門的な被害者支援が必要な場合には、捜査員とは別に被害者支援要員を指定しまして、被害者や家族に対しまして、事案の概要、捜査状況の説明、被害者の要望等の把握、病院の手配や受診時の付き添い等の支援活動を行っております。

現在、被害者支援要員として警察本部及び警察署には計323人を指定しており、指定された者には県警察学校で研修を行い、警察本部の被害者支援担当者が支援活動の要領を指導するとともに、いわゆるロールプレイング形式の演習を行うほか、裁判官、検察官、弁護士、精神科医といった部外の専門家による講義を受けるなど、専門的な教養・訓練を施しております。

また、こうした被害者支援要員以外にも、性犯罪指定捜査員として女性警察官63人を指定し、捜査によるいわゆる二次被害防止に努めるほか、被害者や家族に精神科医または臨床心理士のカウンセリングを実施する「被害者等カウンセラー制度」により医療機関との連携を図るなど、被害者支援対策に万全を期しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍犯罪と女性の人権についての御質問で、米軍人等が日本で犯罪を犯した後、米国に帰国した者の数についてお答えいたします。

外務省に確認したところ、米軍人等による犯罪においてその被疑者などが米国に帰国した件数については把握してないとのことであります。

同じく米軍人の公務外の事件・事故に対する見舞金の支給実績についてお答えいたします。

米軍人等による公務外の事件・事故に関する被害者補償については、原則として加害者が損害を賠償することとなりますが、加害者に弁済能力がない場合などについては、日米地位協定第18条第6項に基づき、米国政府が慰謝料を支払うことになります。しかしながら、米国政府が不法行為を認めないなどにより同項の慰謝料が支払われない場合や裁判による確定判決額が米側の慰謝料提示額を上回る場合の差額分など、日本政府が必要に応じて被害者に対し見舞金を支給する制度があります。その額は昭和47年度から平成20年度までで約3億8200万円となっております。また、沖縄防衛局によると、米軍人等の公務外の事件・事故に関し、加害者本人が賠償した額については、承知していないとのことであります。

同じく帰国した米軍人に対する損害賠償についてお答えいたします。

県は、日米地位協定の抜本的見直しに当たって米軍人等の損害賠償については、日本国の裁判所の命令がある場合、米国の当局は、米軍の構成員または軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡すよう、軍転協や渉外知事会とも連携して日米両政府に求めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 辺野古新基地建設と環境問題についての中、海砂利採取の登録業者数、採取業者数及び5年間の採取量の推移についての御質問にお答えいたします。

沖縄県における砂利採取の登録業者は、平成20年1月末現在で230業者で、海砂利採取を行っている者は1砂利組合と1事業者であります。

海砂利の採取量につきましては、平成16年度約147万立方メートル、平成17年度約140万立方メートル、平成18年度約137万立方メートル、平成19年度約121万立方メートル、平成20年度約144万立方メートルで、

陸砂利は採取業者から経済産業省等に提出された砂利採取業務状況報告書の集計表によりますと、平成15年度約2万立方メートル、平成16年度約1万5000立方メートル、平成17年度約7000立方メートル、平成18年度約1万6000立方メートル、平成19年度約2万6000立方メートルとなっております。

続きまして、同じく辺野古新基地建設と環境問題についての、海砂利採取の総量規制についてお答えいたします。

九州各県における海砂利採取の総量規制の状況については、福岡県が年間400万立方メートル以内、佐賀県が年間130万立方メートル以内、長崎県が年間300万立方メートル以内、熊本県が年間20万5000立方メートル以内、鹿児島県が年間136万立方メートル以内の総量規制を行っている聞いております。

続きまして、同じく膨大な海砂利の採取が漁業や観光業に与える影響についてお答えいたします。

沖縄県では、砂利採取業の健全な発展と建設用骨材の安定供給に資することを目的に砂利採取法等関係法令に基づき、採取計画の認可を行っております。

砂利採取法においては、「他の産業の利益を損じないこと」も認可基準に含まれているため、採取計画の認可に際しては、関係漁業協同組合等の同意を得ることとしております。「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書」においては、埋立土砂の調達方法等について具体的に示されておられません。

県としましては、その内容が具体的に示された段階で関係法令に基づき適切に対処してまいりたいと考えております。

続きまして、海砂利採取の総量規制についてにお答えいたします。

沖縄県において、海砂利は建設用骨材などとして必要不可欠なものであります。

総量規制の必要性については、県内における将来の建設用骨材の安定供給と関係機関等の意向も踏まえ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業の支援策についての住宅リフォーム制度の実施状況についてにお答えいたします。

国土交通省が都道府県を対象に行った調査によると、平成19年度時点の住宅リフォームに係る取り組みで、都道府県独自の助成制度を設けているのは1都8県であります。沖縄県では実施しておりません。

なお、住宅リフォームに関する支援は地域住民と密着した市町村で実施することが効果的であると考えており、県としましては、全国の事例を市町村へ周知す

るとともに、県民への普及啓発を通じて住宅リフォームの促進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 辺野古新基地建設と環境問題の中で、大量の海砂の採取が水産環境に与える影響についてお答えいたします。

海砂を大量に採取した場合には、魚介類の産卵場や生息環境に影響が及ぶ可能性があると考えております。

次に、さとうきびの認定農業者制度の中で、さとうきび経営安定対策についてお答えいたします。

平成19年度から実施されているさとうきび政策は、WTO等国际規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で、経営の安定を図ることをねらいとしております。特に、さとうきびは、代替作物に乏しい自然条件にある本県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めていることから、品目別経営安定対策として講じられております。現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について国に対し強く要請してまいります。

次に、真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害についての中で、真壁南地区、真栄平南地区における湛水被害対策等の状況についてお答えいたします。

平成19年に発生した糸満市真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害は、日雨量1時間最大雨量とも記録的な豪雨であったことや、排水の処理を行うドリーネや沈砂池等に土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力を流入水が上回ったことによるものだと考えられます。そのため、真壁南地区、真栄平南地区の湛水被害は不可抗力であり、補償は困難であります。

県としては、湛水被害の解消を図るため、糸満市等と連携を図り、平成19年度から20年度にかけて浸透池

や沈砂池に堆積した土砂や雑物等の除去を実施したところであります。平成21年度では、上流側に位置する新垣地域において浸透池や沈砂池及び排水路等の整備を行う水質保全対策事業を採用しております。また、隣接する真栄平地域においても同事業を平成22年度採択に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、糸満市南部湛水地域対策検討委員会などの関係機関と連携し、排水路や沈砂池等の増設も含めた抜本的対策を行うため、地元の合意形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国保制度についての御質問の中の、資格証明書、短期保険証の発行件数についてお答えいたします。

平成20年6月1日時点における被保険者資格証明書の交付は332件、短期被保険者証は2万6608件となっております。

次に、資格証明書、短期保険証の発行の中止についてお答えいたします。

すべての医療保険制度は、保険料を主な財源として運営されており、被保険者が応分な負担を行うことで制度が維持されております。このようなことから、保険料を滞納している世帯につきましては、短期被保険者証の交付や被保険者資格証明書の交付が義務づけられております。しかしながら、子供への人道上の配慮から被保険者資格証明書の交付世帯においても中学生以下の子供への6カ月間の短期証の交付が義務づけられたところであります。

県としましては、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付に際しては、十分な説明、滞納実態及び家族状況等を踏まえた慎重な判断を行うよう市町村に周知を図っております。

次に、国民健康保険、被保険者証の窓口とめ置きの実態及び改善措置についてお答えします。

平成20年12月1日現在の国民健康保険被保険者証の窓口での未交付は8609件で、国保世帯数に占める割合は3.4%となっております。市町村では、滞納世帯の世帯主に対し、被保険者証の窓口交付を行う際に納付相談を実施し徴収の確保を図っております。また、納付が困難なケースにおいては、減免・徴収猶予や福祉施策への紹介など総合的な相談を行っております。

次に、医療費の一時支払いが困難な場合の短期保険証の交付に関する県の見解についてお答えします。

資格証につきましては、事業の休・廃止や病気など

保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について交付されるものであります。

国においては、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあるのかを把握し判断するよう示しており、県では市町村にその旨周知しております。

なお、平成20年6月1日時点の本県の資格証の交付件数は332件で、加入世帯に占める割合は0.13%で全国の1.6%に比べ極めて低い率となっております。

次に、失業保険金を国保税減免時に収入算定している実態等についてお答えします。

国保税の減免につきましては、市町村は条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し行うことができることとなっております。

減免の基準については、法令上の規定がなく市町村の裁量で設けることとなっております。減免の際の所得算定において失業給付金を対象としているのは13市町村となっております。このうち、一部市町村においては、失業給付金を減免の際の所得算定の対象外とすることを検討しております。

県としましては、失業給付金が国保税の賦課算定時の所得となっていないことや、雇用保険法で非課税扱いとなっていること等も踏まえ、市町村において減免基準について検討がなされるものと考えております。

次に、普通調整交付金のペナルティーを受けている市町村、削減額、国に制度の廃止を求めることについてお答えいたします。

国の普通調整交付金の減額は、平成20年度は14市町村で5億2256万8000円となっております。普通調整交付金の減額措置は、保険料・保険税の徴収について努力した市町村とそうでない市町村に対して、同率の調整交付金を交付することは公平を失するという考え方から設けられたもので、徴収努力を促す意味ではやむを得ないものと考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 中小企業の支援策について、国・県のセーフティーネット、原油高騰対策支援資金の融資実績と法人・個人事業所別の実績についてとの御質問にお答えします。

沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット貸付の平成20年度融資実績は、件数で271件、融資額で96億9670万円となっております。

県の中小企業セーフティネット資金は113件、融資

額約12億7300万円、原油・原材料高騰対策支援資金は116件、融資額約29億2200万円となっております。

なお、法人事業所、個人事業所別の融資実績については、取り扱い金融機関からの報告に含まれていないため把握しておりません。

次に、資金繰りに困っている中小企業者への県の対策についてとの御質問にお答えします。

県単融資制度は、これまで中小企業者が利用しやすくするために融資利率の低減、融資限度額の増額、融資期間・据置期間の延長、保証料の見直し、原則第三者保証人を徴求しないことなどの改正を随時行っておりまして、

最近では、経済対策として原油・原材料高騰対策支援資金で保証料を県が補助することにより事業者負担分の保証料をゼロにしたり、中小企業セーフティネット資金の対象業種を国のセーフティネット保証制度と連動させて、新型インフルエンザ影響関連業種の追加拡大を行っております。

今後とも中小企業者を対象とした県融資制度アンケート調査や県制度金融研究会での意見交換等を踏まえ実態を適切に把握し、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ってまいります。

次に、金融機関の貸し渋り、貸しはがしの今後の対策についてとの御質問にお答えします。

貸し渋り問題解決のために関係機関で意見交換を行う「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」等では、各商工団体等から審査に時間を要するなどの苦情相談の報告があり、貸し渋り解消策等についての意見交換がありました。また、国・県からは金融機関等に対し、中小企業者の資金繰り円滑化に関する要望を行っております。

貸し渋り、貸しはがし対策については、金融機関の監督官庁である金融庁が金融機関に対し「中小・零細企業に対する金融円滑化の要請」や「金融円滑化のための集中検査」などを実施しております。

沖縄県としても「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」を通して中小企業者の実情に応じた円滑な融資が図られるよう要望してまいります。

同じく中小企業支援策について、小規模・工事契約希望者登録制度の実施についての御質問にお答えします。

沖縄県は、中小企業者の受注確保について、国が定める「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従いその増大に努めており、市町村にも同様に要請しているところであり、いわゆる「小規模・工事契約希望者登録制度」が県内の5つの市町において実施され

ていることについては聞いておりますが、この制度を実施するかどうかは、各自治体の主体的判断によるものと考えております。

環境問題について、県の太陽光発電システム補助制度についてお答えします。

太陽光発電などの自然エネルギーは、地球温暖化対策や化石燃料にかわるエネルギーとして有効であると考えことから、県では、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、1件当たり2万円を補助する制度を4月から実施しております。

今後とも積極的に自然エネルギーの普及等を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県水産海洋研究センターの移転改築についての御質問の中の、早期移転の必要性、移転整備の取り組み及び場所について一括してお答えします。

水産海洋研究センターは、昭和49年に糸満市西崎に移転して以来35年が経過し、施設の老朽化に加え周辺地域の都市化による研究用海水の水質低下など、研究環境は著しく悪化している状況にあります。

このことから、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応するためにも、現在地からの移転整備が必要であると認識しております。

沖縄県としましては、平成21年3月に策定をした「水産海洋研究センター試験研究推進構想」に基づき、試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さなどの条件を整理し、第三者で構成する検討会議において移転先の選定等を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

まず、海砂採取についてでありますけれども、環境省が策定した「瀬戸内海環境保全基本計画」では、海砂採取については「あらかじめ当該海域の海砂利の資源量や採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査」して、「最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。また、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとする。」等の海砂採取についての厳密な規制があります。

1700万立方メートル海砂を採取するのに、何ら環境

への配慮が行われないということはどういうことでしょうか。事業者に環境調査を実施するよう要求すると同時に、県独自の調査が必要だと考えますがいかがでしょうか。

沖縄県海岸線保全環境基本計画を策定して、沖縄県の豊かな自然と県民の貴重な漁業資源の宝庫を守り、次の世代に継承すべきものであると考えますが、知事の御所見を伺います。

国保制度についてでありますけれども、保険料を滞納して資格証明書が発行されている世帯で、医療機関に行きたいのに医療費の一時払いが困難だと申し出れば、短期保険証を交付することができると政府は閣議決定をしております。医療費の一時払いが困難だと申し出る状況は、保険証を取り上げることでできない特別な事情に準ずるとの政府見解であります。ところが、実際には窓口に出ても滞納分の保険料を納めないと短期保険証を交付しないと機械的な対応をしている実態があります。県として、政府の閣議決定に基づいた保険証交付を実施するよう指導すべきではありませんか。

答弁願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 海砂の採取についての再質問にお答えいたします。

埋立土砂の調達につきましては、県内の砂材等の購入のほか、県外からの調達等も含めて具体的な検討を行う旨、準備書に記載されております。

土砂等の供給業者が行う採取等に係る環境の影響につきましては、当該業者が各種関連法令に基づき、必要に応じ適切に措置すべきものと認識しております。

事業者におきましても、埋立土砂の購入に当たりましては、供給元における土砂の採取が各種法令に適合していること、また環境への影響に配慮されていること等を確認するなど、埋立土砂の調達により環境への著しい影響がないように配慮されていくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国保制度についての再質問にお答えいたします。

医療費の一時支払いが困難な場合の短期保険証の交付に関する件についてです。

被保険者資格証明書に係る政府答弁書において、世帯主が市町村の窓口において医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行った場合は、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、市町村の判断により短期被保険者証を交付することができるとの見解を示しており、支払いが困難な実態にあるかを把握した上で市町村においては判断をしているものと考えております。

県としましては、国の通知に沿った取り扱いをするよう、今後とも市町村へ周知を図ってまいります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 知事、沖縄県は生物多様性に富んだ本当に自然豊かな海と、すぐれた景観に富んだ海岸線に囲まれ、県民は長きにわたってこの豊かな海の恵みを受け、自然を守ることで私たちの暮らしも守られてきました。しかし、近年、この多様な環境が埋め立てや赤土の流出等によって破壊が進み、豊かな資源が減少し続けています。

自然豊かな海を守り、海岸線を保全し、後世に引き継いでいくのは私たち県民の責務であると考えます。いま一度沖縄県の海岸線保全環境基本計画を策定して、豊かな生物多様性に富んだこの沖縄の海を守っていくということが必要ではないかというふうに考えるが、知事の見解を再度伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の玉城議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、確かに沖縄の自然環境、海を含む海岸線を含む環境が劣化し始めているという実感というのはあります。そして無論これは防災上の観点からの海岸の保全であるとか、それからまた生物多様性といいますか、自然環境保護という保護・維持・強化というような面からの指針であるとかいろんなものがありますし、いろんな国立国定公園系の保護・強化の方法もあります。そういう中で私たちは次に沖縄県の将来のビジョンを作成し、また今後の沖縄の振興開発計画の総点検、次への展開というのをやっております。

ですから、そういう中ででももう一度基本に戻って自然環境、特に海を含む生物多様性という視点からもっと保護といいますか、どういうふうに保護をし維持し強化していくかについては、しっかりと調査研究

をして展開できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 通告に従い一般質問を行います。

知事の政治姿勢について、県議会の100年決議に関して伺います。

(1)、県議会の100年決議についての知事の所見と、県政にどのように生かしていくのかお伺いします。

(2)、戦争の実相を後世に伝えていくためにどのように取り組んでいるか。

(3)つ目に、第32軍壕の調査、保存、文化財指定、公開について。

ア、県の保存計画の内容はどのようなものですか。その保存計画そのものも公開すべきであります。

イ、壕の全容の調査を行うことについて伺います。

ウ、戦後65周年の来年に向けて可能な公開方法を検討すべきではないでしょうか。例えば、壕の入り口の公開、壕の一部の側面に観察トンネルを掘り強化ガラスなど設置し、側面から壕内部が観察できるようにすること。また、守礼門前の広場での壕の図面や写真等の公開など、その気になれば方法は幾らでもあると思います。

(4)、戦争で焼失した県民の貴重な文化遺産の復元計画について。特に、御茶屋御殿、中城御殿、円覚寺の復元は重要であると思いますが、県のこれまでと今後の取り組みについて伺います。

2、県指定文化財について伺います。

(1)、県指定文化財がその位置づけに照らしてきちんと保全・保存されているか。その実態についてお伺いします。

(2)、首里当蔵町にある国学・孔子廟石垣が荒れ放題に放置されています。原因は何か。直ちに保全措置をとることが必要ではないでしょうか。

(3)、同孔子廟石垣の公開遊歩道の設置及び松崎馬場を復元することについて伺います。

3、米軍基地問題について伺います。

(1)、訓練水域と鳥島射爆撃場返還を求めることについて。

県も県議会もそろって返還を求めています。去年8月の我が党に対し、地方自治体等から要請があれば日米合同委員会に提起していくと防衛省は回答していました。しかし、ことしの5月20日の交渉で確認したところ、まだ日米合同委員会に提起していない。まだ事務レベルで意見交換している段階とすることがありました。沖縄の声を真剣に受けとめていないことがはつき

りしました。知事ももっと厳しく怒りを持って抗議し返還を求めるべきと思いますが見解を伺います。

(2)、九州や全国の米軍基地や自衛隊基地などでは、沖縄からの米軍機の移駐、訓練で爆音や基地被害がふえている実態があります。そこでは「沖縄の負担軽減のため」というのが理由にされています。しかし、沖縄では嘉手納基地に見られるように、F22戦闘機の事実上の配備や岩国や外国からのF15やF18の飛来などで爆音、負担はふえているのが実態です。知事は、このことをどのように認識しているのか。全国知事会、渉外知事会などでも沖縄の負担は減るところか増大していることを共通認識にするように努め、全国的な基地の強化をやめるよう政府に求めるべきではないでしょうか。

(3)つ目、那覇市上空の米軍機の爆音が早朝から増大していることについて伺います。

那覇市上空の米軍機の飛行ルートと飛行している米軍機の機種、飛行回数、爆音等についての実態を明らかにしてください。

騒音測定器は設置しているのか。していなければ早急に設置すべきであります。

早朝からの爆音で不安に思う県民も多くいます。県に爆音110番を設置して実態を把握すべきであります。

(4)つ目、思いやり予算、水光熱費について伺います。

2月議会で沖縄の米軍基地の水光熱費について思いやり予算で幾ら支出しているかを質問しましたが、県は答弁を避けました。全国の米軍基地の水光熱費のうち思いやり予算から支出している割合は、平成18年度で71.7%となっています。直近の沖縄の米軍基地の電気、水道、下水道料金等は幾らか。そのうち、思いやり予算から支出されているのは幾らになるか、再度質問します。明確にお答えください。

4、6月補正予算の県の経済対策について。

国の経済対策を受けての県の経済対策の予算となっていますが、車の買い換え、備品費など、本来当初予算や通常の補正予算で行うべきものではないか。現下の不況を克服する対策というより、これまでの各部署の事業の積み残しや、予算が確保できないでいたものを充てたということが否めない感じがしますが見解を伺います。

5、県の非常勤職員の賃金を物件費として扱っていることについて伺います。

(1)、県の21年度予算の中で人件費扱いの「人の数」、物件費扱いの「人の数」と金額を明らかにして

いただきたい。

(2)、6月補正予算中の物件費40億4000万円余に占める雇用に係る人数と額は幾らか。

(3)、正職員は「人件費」、非常勤職員は「物件費」扱い。物扱いでいいのか。

(4)、物件費として扱うことによって常用雇用の仕事でありながら非常勤職員に代替させている実態を覆い隠すものになっているのではないかと伺います。

(5)、予算、決算の統計上の区分としても改善が必要ではないか。県としての改善ができるのか。そうでなければ政府に改善を求めるべきではないかと伺います。

6、那覇市の生活保護の相談員、ケースワーカーが国の基準より不足している実態について、県としての対応を伺います。

7、雇用問題について。

(1)、沖縄県内と本土の県事務所での相談窓口の設置、相談員の配置、増員、緊急宿泊所の設置などをこれまで求めてきましたが、この間の取り組みと今後の対策の強化について伺います。

(2)、派遣切りなどで住居を失った方々への緊急宿泊所の確保、生活相談、雇用相談など自治体を実施する事業に国はやっと緊急経済対策で財政支援を行うことになりました。県は早急にこの事業も活用して対策を強化すべきです。

伺います。

8、最後に、我が党の代表質問の中の、後期高齢者医療制度との関連で質問します。

70年代には高齢者の医療費の自己負担は無料でした。その後、自己負担がどんどんふえてきましたが、その経緯と、現在の沖縄県での75歳以上の高齢者の数と自己負担額の合計は幾らになるか明らかにしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、沖縄県議会100年決議に係

る御質問にお答えいたします。

沖縄県の民主政治の根幹であり、地方自治のかなめである県議会が沖縄県民とともに幾多の苦難を乗り越え、今日の沖縄県を築き100年を迎えたことは感慨深いものがございます。

過酷な沖縄戦の体験や、長年にわたる米国統治と過重な米軍基地の負担などから、私たち沖縄県民は、命のとうとさと平和の大切さを肌身で感じており、沖縄から恒久平和の願いを発信し続けることは大変重要であります。

県議会とさらなる連携を図りながら、県民福祉の向上と郷土の発展を目指し、世界に誇れる平和な沖縄をつくってまいりたいと考えております。

同じく、政治姿勢の中で、平和行政の取り組みに係る御質問にお答えいたします。

悲惨な沖縄戦の歴史を正しく継承していくため、沖縄県では、沖縄全戦没者追悼式の開催及び平和宣言、平和の礎への刻銘、戦争体験者の証言映像の収録、平和学習等を実施いたしております。

今後も、沖縄戦の実相を正しく後世に伝えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題に関連して、鳥島射爆撃場に係る御質問にお答えいたします。

私は、去る6月3日に鳥島射爆撃場周辺海域を視察いたしました。船上で久米島町長や県漁業協同組合長会会長から、鳥島射爆撃場の状況やパヤオなどの漁場と漁業操業における影響等につきまして、直接、説明を受けたところでございます。

県としましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除並びに鳥島及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携をしながら求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、米軍基地問題の中で、嘉手納飛行場の騒音に係る御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形で負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。先日も地元嘉手納町議会からの要請がございました。

県といたしましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初

めとしました周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、強く要請をしたところでございます。

また、渉外知事会など関係機関と連携を図りながら、引き続き、基地負担の軽減につきまして、日米両政府に対し粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、第32軍司令部壕の保存計画についての御質問にお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦を指揮監督した軍事的中枢施設であることから、県では当該壕を重要な戦跡として位置づけ、平成9年度に「第32軍司令部壕保存・公開基本計画」を策定し、これまで県民の申し出に応じ公開してきました。

今後も要望があれば公開し、また、沖縄県行政情報センターの活用等、その公開の方法について検討していきたいと考えております。

次に、壕の全容調査についてお答えをいたします。

第32軍司令部壕の全容を明らかにするためには、磁気探査、測量、試掘調査、ボーリング調査等を行う必要があります。

沖縄県は、平成5年度から2カ年にわたり「旧第32軍司令部壕試掘調査業務」を実施し、第2坑道、第3坑道及び第5坑道で計約290メートルの試掘を行いましたが、司令部壕中央部付近の地山の痛みがひどく、司令部への到達を目前にして坑道埋没に遭遇し、途中で調査を断念した経緯があります。

当該壕は、予想以上に土質がもろく、また、南部撤退時に爆破され、戦後長期にわたり放置されてきたため、風化が進み、非常に不安定な状況にあります。さらに、当該壕は、首里城公園内、重要文化財保護地区、住宅地区内にあります。

これらの全容調査には多大な経費がかかる上に、工事ヤードが必要なため、地上部に影響をもたらすこととなり、調査に着手できない状況にあります。そのため、当面は岩塊の落下や亀裂の進行などを定期的に点検し、また、危険箇所には安全対策及び補修を行い、維持管理に万全を期していくとともに、32軍壕に関する証言や資料の整理・収集などを通して壕の把握に努めたいと考えております。

次に、32軍壕の公開についてお答えをいたします。

第32軍司令部壕を公開していくためには、坑道ごとに関係機関や地権者が異なり、また、安全確保上等の条件も異なることから、それぞれの関係機関や地権者と調整を図り、条件に応じて検討していく必要があります。

さらに、当該壕は予想以上に土質がもろく、公開には安全対策上多くの制約があり、多大な経費を要するため、当面は、壕の定期的な点検や危険箇所の補修を行い、維持管理に万全を期していきたいと考えております。

次に、米軍基地問題との関係で、騒音測定器の設置についてお答えをいたします。

県では、那覇空港周辺地域において、那覇市西、那覇市具志、豊見城市与根、糸満市糸満の4地点で年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。

平成19年度の測定結果で与根局が環境基準を超過しており、県においては、平成20年9月に国土交通省大阪航空局長及び航空自衛隊那覇基地指令に対し、航空機騒音の軽減措置をとるよう、要請を行ったところであります。

今後とも、航空機騒音の監視測定を継続するとともに、航空機騒音の軽減を関係機関に対し働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、知事の政治姿勢について、議会100年決議に関して問うの御質問で、御茶屋御殿、中城御殿、円覚寺の復元についてお答えをいたします。

首里城周辺の戦争で焼失した文化遺産の復元については、首里城の復元整備の進捗に伴い検討されてきました。国指定史跡の円覚寺については、平成9年度から5年間実施しました発掘調査の結果をもとに、平成14年度から年次的に復元整備を進めているところであります。

中城御殿につきましては、埋蔵文化財センターが発掘調査を実施しているところであります。復元につきましては、土木建築部で検討委員会を設置し、その跡地利用も含めて発掘調査の成果も踏まえ検討していくと聞いております。

また、御茶屋御殿につきましては、平成12年度から平成17年度まで発掘調査を実施し、一部に石垣等が確認できましたが、首里教会の敷地内であり、全体的な状況を把握するまでには至っていません。

現在、那覇市、沖縄県、沖縄総合事務局のそれぞれ

の企画部局、文化財部局、都市公園部局の担当者で構成するワーキングチームにおいて、復元に向けての事業化が可能かどうか意見交換を行っているところであります。

次に、国学・孔子廟の保全措置についてお答えいたします。

国学・孔子廟石垣は県立芸術大学と龍潭に挟まれ、円鑑池側からも見えにくく、文化財の適切な管理ができてない状況でありました。

県教育委員会としましては、7月上旬には除草等を実施し、文化財の適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 県指定文化財について、松崎馬場の跡地整備及び遊歩道の設置についての御質問にお答えいたします。

首里城公園区域内にある松崎馬場の跡地については、昭和62年度に策定した首里城公園基本設計において、「サービスエリアと博物館エリアを結ぶ管理機能を持った歴史の道として整備を図る」と位置づけられております。

しかしながら、博物館エリアは県立博物館が移転したことから、跡地利用を新たに検討することとしており、松崎馬場の整備についてもあわせて検討していきたいと考えております。

また、遊歩道の設置については、松崎馬場の跡地整備に時間を要することから、教育委員会と調整し、暫定的な整備も含めて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 米軍基地問題の御質問で、那覇上空の米軍機飛行の実態についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、米軍機の具体的な飛行ルート、機種、飛行回数等については承知していないとのことであります。

同じく騒音の実態把握についてお答えいたします。

県としましては、基地を提供している国の責任において、実態を把握できるような仕組みをつくるべきであると考えており、渉外知事会を通じ、米軍航空機の飛行に関する事前情報や騒音に関するデータを公表すること、航空機騒音に関する苦情処理制度の充実などを国に対し求めているところであります。

同じく米軍基地問題で、在沖米軍基地の光熱水料等についてお答えいたします。

県が把握している直近の在沖米軍基地における光熱水費等の1年間の額については、平成19年度の電気料金米軍関係売上高が約106億円、平成20年度の上水道料金が約26億6000万円、平成20年度の下水道料金が約5億4000万円となっております。

光熱水料等についての在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算による負担については、沖縄関係の経費が区分されていないため明らかではありませんが、議員から説明のありました思いやり予算負担割合71.7%を用いて試算しますと、電気料金が約76億円、上水道料金が約19億1000万円、下水道料金が約3億9000万円となります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 6月補正予算の県の経済対策についての中の、6月補正予算における備品等の計上についてお答えいたします。

今回の「経済危機対策」では、地球温暖化対策など中長期的な観点を持つ施策も含まれております。

公用車を環境対応車へ切りかえることは、このような施策として位置づけております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県の非常勤職員の賃金を物件費としていることについての質問のうち、平成21年度当初予算における人件費等についてお答えします。

平成21年度当初予算における人件費につきましては、審議会委員及び嘱託員等を含む特別職が5059人で約38億4000万円、一般職が2万3526人で約1908億9000万円となっております。

また、物件費に含まれております非常勤職員につきましては、平成21年6月1日現在で841人となっており、当初予算で約9億4000万円を計上しております。

同じく、県の非常勤職員の賃金を物件費としていることの質問のうち、物件費としている理由と改善が必要ではないかという趣旨の質問につきまして一括してお答えいたします。

非常勤職員の賃金を本県の予算上、物件費に区分していますのは、総務省において実施される地方財政状況調査——決算統計でございますけれども——の作成要領により物件費に区分されていることによります。

要領では、物件費に区分しているのは、非常勤職員は地方公共団体ごとに職務の内容、勤務形態の実情がさまざまであることから、全地方公共団体を統一的基準によって継続的に調査するという決算統計の趣旨によるものと伺っております。

したがって、本県のみで区分を改めることは困難であり、必要に応じ総務省において検討がなされるべきものと考えております。

同じく、県の非常勤職員の賃金を物件費としていることに関する質問のうち、常勤職員の仕事を非常勤職員に代替させているのではないかという点についてお答えいたします。

常勤職員の業務は、許認可事務や調整、企画・立案業務などであり、非常勤職員の業務は、文書受け付けや資料整理などの補助的・定型的業務であります。

これらの業務は、業務の難易度、複雑さにより責任や勤務時間などに違いがあり、非常勤職員が常勤職員の業務をかわって行えるものではありません。

県行政を円滑に推進するためには、常勤職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県の非常勤職員の賃金を物件費として扱っていることについての中で、補正予算に占める雇用者数と額についての御質問にお答えします。

今回の補正予算の物件費40億4000万円のうち、雇用に係る事業の主なものは、雇用再生特別事業基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業であり、その額は約21億円となっております。そのうち、人件費区分に相当する額は約13億7000万円で、雇用計画人数は約1400名となっております。

次に、雇用問題について。

県内外の県事務所における相談窓口の設置などと今後の対策についてとの御質問にお答えします。

県としては、昨年12月に東京・大阪・名古屋・福岡の各事務所及び労政・女性就業センターに緊急労働相談窓口を設置し、相談員5名を配置したところであります。

県外事務所においては、相談内容に応じてハローワークへの同行、簡易宿泊施設などへの入居手続、福祉事務所の紹介などの支援を行っております。

県外における宿泊所等については、4月以降の相談は2件にとどまっており、現地で対応できる状況と聞

いております。また、離職により沖縄県へ戻ってきた方の県営住宅への優先入居を行ったところであり、6月18日現在24世帯が入居しております。

緊急労働相談件数については、2月の38件をピークに、5月は5件と落ちついた状況にあります。

今後は、相談状況を踏まえ、労働関係機関等と連携・協力して適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 那覇市の生活保護の相談員、ケースワーカーが国の基準より不足している実態についてお答えいたします。

那覇市福祉事務所の生活保護のケースワーカーの数については、厚生労働省及び沖縄県の生活保護法施行事務指導監査において、社会福祉法に規定する標準数に足りないことを文書で指摘し、那覇市に所要の改善を求めたところであります。その結果、平成21年度はケースワーカー8名の増員が図られたところであります。

しかしながら、生活保護世帯の増加等により、依然として社会福祉法に規定する標準数を充足していないため、今後とも引き続き那覇市には監査等を通じて指導助言していきたいと考えております。

続きまして、雇用問題の中の、派遣切りなどで住居を失った方々への緊急宿泊所の確保、生活相談等の強化対策についてお答えいたします。

国においては、平成21年度補正予算で経済危機対策として、旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を借り上げて、解雇や派遣労働者の雇いどめ等により住居を失った人へ、宿泊所を提供する「緊急一時宿泊事業」を実施することとしております。

さらに、「緊急一時宿泊事業」の実施に伴い、利用者に対し個々の状況に応じた生活相談や就労支援等を行う「ホームレス総合相談推進事業」を拡充することとしており、沖縄県も関係市町村と連携し、これらの事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連の中で、高齢者の医療費の自己負担の経緯と現在の75歳以上の高齢者の人数、自己負担額の合計についてお答えします。

我が国における高齢者の医療費の自己負担については、昭和48年に70歳以上の高齢者を対象として無料化が図られましたが、その後の経済成長の鈍化や、人口の高齢化等による医療費の急増に対応するため、昭和58年に老人保健法が制定され、定額の負担が導入されました。その後、平成13年に月額上限つき定率1割負

担の導入、現役並み所得の方については、平成14年に2割負担、18年に3割負担への変更等、逐次見直しが図られました。

平成20年度からの75歳以上高齢者を対象とする長寿医療制度では、それまでと同様に現役並み所得者は3割負担、それ以外は1割負担となっております。

長寿医療制度の対象となる本県の75歳以上の高齢者人口は、平成20年10月現在でおよそ11万3000人であります。また、現在公表されている直近の平成18年度の老人医療費における自己負担額の合計額は約84億1636万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 大変失礼いたしました。

答弁に1つ漏れがございます。よろしく願いいたします。

県指定文化財についての御質問で、県指定文化財の保全についてお答えいたします。

県教育委員会では、各地域に所在する国・県指定文化財の現状を把握するため、文化財保護指導委員30名を委嘱し、毎月1回の巡視とその結果の報告を受け、当該市町村教育委員会と連携を図りながら、適切な保全に努めているところでございます。

以上でございます。

○渡久地 修君 議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 それでは、再質問させていただきます。

知事及び部長、6点再質問させていただきます。

まず、第32軍壕について。

県の策定したこの保存・公開計画、コピーしかもらいませんでしたけれども、読ませていただきました。大変勉強になりました。

この中で、皆さん方はこの保存・公開の意義、そして保存・公開の基本方針というのが策定されていますけれども、先ほどの説明はもうほんの1行ぐらいだったので、この公開の意義と公開の基本方針の詳細について再度質問します。

そして、この計画自体、情報公開とか何とか言っていましたけれども、私はインターネットでぜひ公開し

てほしいと思いますので、インターネットでの公開をやってください。

そして3つ目に、先ほど公開について落盤の危険があるとかいろいろ言っていました。私は中に入れなさいとは言っていないですよ。そういうことは一切言っていない。そして地権者の話もしてはいたけれども、昨日ですね知事、私、那覇市の教育長、文化財課長に連絡しました。城西小学校の校長とも連絡とりました。那覇市もぜひ公開してほしいと。校長先生も、ぜひこれは平和の学習の場として公開してほしいと。その際には自分たちは協力すると、大いにぜひ公開してほしいんだと、全面的に公開すると言っているんですよ。

私は、中に入れなさいとは言っていない。公開の方法は幾らでもあるはずだと。入り口を公開する、写真も張る、いろんな方法あるはずだと。その部分公開でもいいからやってくださいということを言っているんです。先ほどの消極姿勢は、知事が一番最初に答弁した100年決議、平和行政を進めていくというのと相反する答弁です。再度答弁してください。

御茶屋御殿、中城御殿、円覚寺の復元、これは県民の願いです。ぜひ、全力で取り組んでいただきたい。

中城御殿、今ですね、旧博物館がもう撤去されて更地になっています。県民の関心もあります。ぜひ私はここを復元して、尚家から那覇市に寄贈された国宝がありますね、今パレットくもじの歴史博物館に展示されていますけれども、ぜひこれは首里の中城御殿で展示していただきたいというのが多くの皆さんの願いです。ぜひこれについての見解を伺います。

知事、鳥島射爆撃場について。

私たち経済労働委員会、10月29日に視察しました。知事は6月3日視察された。で、あれから半年以上たっていますね。で、同行した新聞記者などから話を聞きました。新聞記者なども、半年前と地形が変わっていると。山がもう低くなっているんじゃないかという感想を持ったというんです。これについては、町長も漁協の組合長も知事に、町長なども、もう地形が半年前までと変わっていると、説明していたという話を聞いたんですけれども、知事、その話聞かれたと思いますけれども、あの島の形状、そして本当に今も爆撃されて地形が日々変わっている。このままではなくなってしまうんじゃないかと。このまま放置していいんですかということをお聞きしたいと思います。

私たちが5月20日防衛省に行きましたら、まだ日米合同委員会に提起していないんですよ。国は全然本気じゃないんです。知事、一体どうするつもりなのか、

もっと本気でやらないとだめだと思いますので、ぜひこれはもう全会一致の決議もありますので、本気で動いていただきたいと。

那覇市上空の米軍機の爆音について伺います。

那覇空港については、私は米軍機と言ったんですよ、米軍機。あれは民間機の話でしょう、自衛隊機。米軍機についてはですね、私は首里に住んでいます、儀保町。きょうも7時45分飛んでいました。夜中に飛ぶこともあります。皆さん、本当にこの爆音の実態をつかむ必要があると思います。公室長の答弁も国任せ、これではどうしようもないと思うんです。

皆さん、那覇市に爆音があると思いますか。これは質問するつもりなかったけれども、先ほどの答弁を聞いて質問しますけれども、那覇市の、普天間飛行場に係る防音工事をやっている学校の名前、全部言ってください。本当に那覇市に爆音がないのか、それを見たらわかります。

だから、私は本当に知事公室の役割というのは、ただ国とか防衛省に言うことだけじゃなくて、県民の爆音の負担、これをどう軽減するかという点で前向きに動いてほしいと思います。そういう意味では、私は測定器つけてもらいたい。そして爆音があったときの連絡窓口、これは110番とか何とかはいいですよ。とにかく電話番号、窓口つけて24時間、留守番電話でもいいですよ。夜中に爆音があったら、県民が電話かけて爆音がありましたということを言えるようにやっていただきたい。

5点目、思いやり予算。

知事に伺います。

沖縄の米軍基地、電気料金76億円、水道料金19億1000万円、下水道料金3億9000万円、合計99億円思いやり予算から出ているという試算でしたね。本当に私許せないと思います。その一方で、お年寄りの医療費70年代無料だったのが、自己負担どんどんふえていると、84億円自己負担。70年代は無料だったんですよ。この99億円削ればお年寄りの医療費無料にできるんですよ。私は思いやる相手が違うというふうに思うんですけれども、知事の感想をお聞かせください。

それから知事、物件費について知事の感想をお聞かせいただきたいと思います。

知事、これは「蟹工船」という本、（資料を掲示）

「おい地獄さ行くんだで！」という今若者たちに読まれているということですが、東京新聞の社説に、「「貧困」という言葉が二十一世紀のいまになって、頻繁に目につくようになりました。政治は国民の生活を守る責務がある。あらためて思い起こすべきと

きです。「あれから八十年近く。いまさらどうしたことか」小説「蟹工船」が再びブームと聞いて、作者の小林多喜二は草場の陰で驚いているでしょう。

不安定な雇用関係、屈辱的な取り扱い、働いても食えない若者らが、昭和初期に発表されたプロレタリア文学の傑作をわが事と受けとってるようです。」ということで、屈辱的な扱い、物扱いされていることに対してですね、今社会の批判が集まっています。

物件費という言葉、先ほどは総務省のいろんな説明ありました。私、広辞苑引いてみました、物件費とは何かと。広辞苑で引いたら、こうありました。「物件の購入のためにあてる費用。」と書いてあります。これの対極にあるのが人件費になっているんですよ。だから、これは幾ら統計と言っても、県の予算、決算で同じ職場で働いている人たちを物件費扱いしていいんですかということなんですよ。

ですから、これは改善をぜひ国に進言してもらいたいというふうに思います。知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地議員の再質問に答弁いたしたいと思うんですが、5つ6つありました御質問の中で、この3番目の久米島射爆撃場についての御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃったように、私は6月に半年以上おくられて行ってまいりましたが、おっしゃるように地形の変形は著しいというようなお話も伺ってまいりました。砲弾が地面に突き刺さっているような状態とかいろいろ見せていただきました。

確かにあのままでは海中に没する危険も否定できないという実感を持っておりますし、あそこまでに至るモズクの養殖場であるとか、久米島にとっては海産物産業の場所でもあるという点で、ぜひあれは早目に返還を要求したいというようなお話を重々と承ってまいりました。

この点は、前に要請を受けたときに我々も横田であるとか、政府、防衛、官邸、外務、いろいろ回ってまいりましたけれども、いい反応はいただいております。むしろ、実際に使っている米軍の方が、あれはあのままでは機能も使えなくなるのではないかなという趣旨の反応があったのが極めて印象的でした。

おっしゃるように、こういうものについては、「ホテル・ホテル」の海域であるとか、こういう海域についての返還についてはもっともっと実効性のあるやり方というのを我々も工夫をし、そしてできれば議会のお力も得てこれを現実に返還させたいというふうに考えておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 第32軍司令部壕関係で、基本計画に示されている意義と基本方針についてお答えいたします。

この基本計画の中で、「第32軍司令部壕保存・公開の意義」としましては、「第32軍壕は沖縄戦の実相を後世に正しく継承する「歴史の語りべ」として重要な戦跡であり、今日までの沖縄の運命を決定づけたともいえる歴史的価値のある遺産である。」という意義づけをしております。

基本方針としましては、「保存・公開に当たっては、平和を求めてやまない「沖縄のこころ」を基本に、国際平和の創造に寄与することを目指し、「平和教育・学習の場」及び「平和の発信地沖縄」の拠点施設として整備する。」という方針が示されてございます。

それから次に、保存計画をインターネット等で公開すべきではないかという御質問に対してお答えいたします。

公開の方法につきましては、先ほども御答弁いたしました沖縄県情報センター等、あるいはホームページ等への掲載方法等も含めて検討していきたいと考えております。

それから、部分公開についての御質問にお答えいたします。

部分的な公開につきましては、関係機関いわゆる地権者との調整、安全対策、あるいは財政的問題等解決すべき課題がさまざまありますので、検討事項としてとらえさせていただきたいと思っております。

それから、首里地域での米軍機の騒音増加の認識という御趣旨の再質問にお答えいたします。

那覇市に確認しましたところ、首里地域上空における米軍機飛行につきましては、客観的なデータ等はないが実態としては認識しているとのことでもあります。

首里地域の航空機騒音につきましては、今後、那覇市と情報交換を図りながら、騒音発生状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

那覇での米軍機の上空飛行についてでございますけれども、県としましては、市街地等における航空機の飛行制限などを日米間の合意事項として明記することを渉外知事会等を通じ日米両政府に求めてきたところであります。引き続き関係機関と連携を図りながら、航空機騒音の軽減について粘り強く働きかけていきたいと考えております。

2つ目に、思いやり予算を削減し福祉予算をふやすべきではないかとお尋ねでした。

いわゆる思いやり予算につきましては、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から我が国が負担しているものであると理解しております。

両者のあり方につきましては、米軍基地の負担のあり方等とあわせて、今後も国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城御殿の復元についての再質問にお答えいたします。

県立博物館跡地——これは中城御殿跡でもあります——それにつきましては、昭和63年3月に策定されました首里城公園基本設計におきましては、博物館を残し庭園や駐車場等の整備を行う計画となっております。しかしながら、その後に博物館の移転がございまして、それから民間駐車場の増設及びモノレールの開業など、社会状況の変化がございまして、

県におきましては、これらの社会状況の変化と、平成19年度から22年度にかけてやります文化財発掘調査の結果を踏まえまして、博物館跡地の望ましい利用について検討委員会を設置することにしておりまして、今後その中城御殿の復元可能性等も含めまして検討を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 非常勤職員の賃金の決算統計での区分を改めることに関する再質問にお答えします。

総務省と決算統計に関する意見交換の場があれば、しっかりと意見交換を行いたいと思っております。

以上です。

○渡久地 修君 議長、答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

現在、那覇市内で防音工事を行っている学校は、県立学校では那覇国際高校、小学校では6校、中学校では4校、幼稚園では6校、幼・小・中では16校となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 それでは再々質問させていただきたいと思います。

文化環境部長、客観的なデータがないと言っていたね、首里など那覇のこの米軍機の騒音についての。だから僕は測定器つけてほしいと言っているんですよ。だから、爆音110番やってくれないかと言っているんですよ。もうこれだったら、永遠とこんな客観的なデータがない、ないの議論が続く。だから、つけてくださいと言っているんです。だから、つけてください。もう1回質問します。

皆さん、これ何か御存じでしょうか。（資料を掲示） これは、クチャ。これは、知事、ニービ、石です。これはただの石です。

私、6月3日に旧32軍壕調査してまいりました。これ第5坑道、第3坑道、第2坑道を調査して中に入っ
てまいりました。首里城の真下にこのような戦争遺跡があることを知らない人も多くいると思います。ヘルメット、つるはし、スコップ、水筒なども残り、つるはしで掘った跡も残っていました。この石は、その第2坑道から持ってきた石です。

この石は学徒動員された学生、あるいは動員された住民の皆さんが掘った石の残りだと思います。これは、学生の姿、悲惨な沖縄戦も見たことだと思います。でも、この石は何時間見詰めていても何も語ってくれません。でも、この石が64年前こうだったということを語ることによって、これは平和の役割を果たすことができると思います。

32軍壕もこのままほうっておいたら、ただの構築物になってしまうかもしれない。しかし、皆さん方が言

うように、本当に貴重なものとしてきちんと保存・公開していただきたいということを私言っています。

仲里副知事は、あの悲惨な沖縄戦を体験された、この県庁の中ではもう唯一の人になっています。多分、最後の職員だと思います。ですから、そういう意味では県の行政に本当に平和行政を、この息吹を平和行政の魂を吹き込んでいく役割を私はぜひ担ってほしいと思います。その意味では、平和行政を推進していく、来年65周年になりますので、ぜひ先ほどの消極的なあの32軍壕の答弁ではなくて、ぜひ公開していく、そのために何ができるかを積極的に先頭に立ってやっていくという思いと決意をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 戦争を小学2年のころ体験いたしました。しかし、そういう体験者が県庁にも私一人になったことを大変寂しく思っております。

渡久地議員の質問にお答えいたしますが、第32軍司令部壕というのは、旧日本軍が沖縄戦を指揮した中枢施設であります。当時どのような過酷な状況のもとで戦争が行われたのか。その結果、どういう悲惨な結果を生んだのか。これを後世に伝えるために大変重要な戦跡であると、渡久地議員同様の理解をいたしております。

県におきましても、こういうような理解のもとに平成9年、先ほど説明申し上げました保存・公開基本計画を策定いたしております。しかし、これは部長から説明申し上げましたように、幾多の困難な、不可能に近いような問題もございまして、全体の復元・保存・公開をすることは、遅々として具体化されてない状況にございます。これは渡久地議員も御理解いただいていることと思います。

部分公開については、可能性はあると思います。ただし、今部分公開できる場所はというと、先ほど渡久地議員がおっしゃっておられたように、城西小学校の第2坑道、第3坑道に通ずるように、立坑がつくられております。通常は、これはふたをかぶせてかぎをして、安全管理上そのような管理をさせていただいているわけですが、そこか、あるいは渡久地議員も御案内のとおり第5坑口なんですね。そのほかに第1、第2、第3、第4、第5坑口まであったようですが、これは爆破されたり崩落したのか、どこだったのかわからない状況にございます。

したがって、その部分公開といってもその2カ所に限られてしまうわけでございますけれども、そこ

らあたりは、また、渡久地議員も御案内のとおり、第5坑口は地権者が、私有地になっておりますね。そこは傾斜地になっておりますから、そこに誘導路をどうやってつくればいいのか。人間がとまって見学できるようにするにはどういう広さが必要なのか、地権者との調整等の問題、それから場合によっては駐車場の整備も必要になるかもしれませんが、そこらあたりは大変難しい問題もございます。

それから、城西小学校の校地の中にある立坑、これは第2、第3の坑道につなぐために設けてあるところでございますが、そこはまた城西小学校の校地内になっておりますね。そういうことで、先ほど部長から答弁申し上げましたように十分な調整、それから安全管理なり、そういうようなもの等を考えていかなくちゃいけない課題・問題があるわけでありまして。

一番方法として考えられますことは、これは大田知事のころも御提言申し上げたことでありますけれども、パネル展示等で、あるいは写真を撮れる場所も限られておりますけれども、試掘調査をやられているのが290メートル程度ですから、あとは崩落の危険があって進めないと。したがって、その範囲内の写真というのは限られてしまう。これは第1、第2、第3坑道の周辺に重要な中核的な施設はあったわけですが、そこには至れない状況にあるわけですね。

したがって、今の得られている情報なり状況の中でパネル展示をして、それに図面を表示するにしましても限られた情報で、要するに正確な坑道の全体の把握、重要施設の分布の把握ができないわけですから、おおよその図面表示しかできないわけですが、そういうようなものは非常に簡単にやろうと思えば可能性がある、こう思いますね。

ただ、それをどこに設置するのか、そこはまた議論のあるところだと思いますね。平和祈念公園の資料館に展示すべきか、守礼門の近くでいいのか、それとも首里城の公園の中に設置した方がいいか、そこらあたりは議論の余地があると、こう思うんですが、可能性としてはそういうような形で重要な戦跡として後世に伝えていく。そして、戦争が二度と起こらないような教訓にしていく。世界の恒久平和を願うような県民の気持ちを表示していくと、こういうことは可能かと思っておりますので、そこらあたりの検討をさせたい、こう思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 首里地域への測定機器の設置に係る再々質問についてお答えいたします。

首里地域の航空機騒音につきましては、今後那覇市と情報交換を図り、騒音発生状況等の把握に努めていく中で、測定器の設置の必要性等についても那覇市を含め関係機関と調整を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき質問します。

1、初めは、米軍基地問題についてです。

辺野古への新基地建設問題は2014年までに完成させるとの日米合意の期限が迫っているために、最近の防衛局のアセスに関する手法は、なりふり構わず強引に進めるというような異常な事態が続発しています。それだけに、これ以上の基地負担は許さないという毅然たる態度が知事には求められています。

そこで質問します。

ア、防衛局の公共用財産使用について、その目的、内容について説明してください。それに同意をすると、防衛局の違法でずさんなアセスに加担したことにはなりません。

イ、辺野古・環境影響評価準備書には方法書に記載されてなかった事項が新たに記載されているのがありますが、その具体的な内容を説明してください。

ウ、環境影響評価準備書は専門家から、日本史上最悪の独善アセスと批判されていますが、その内容を知っていますか。それに対する知事の見解を伺います。

エ、普天間基地にはない施設で辺野古に新たに設置する予定の施設はどうなっていますか。それは移設ではなく、機能が強化された新基地建設ではありませんか。

オ、アセスは、事業実施区域周辺に及ぼす影響は総じて少ないものと判断していますが、なぜそう判断したのか科学的な根拠が示されていません。知事の見解を伺います。

カ、それは専門家（アドバイザー）の助言によるが、その助言の内容を公表させてください。

キ、県民に責任を持つ知事として、専門家の氏名の公表を求めるべきです。氏名を公表しないで建設ありきの結論を押しつけることは詐欺的手法だと考えます。知事の所見を伺います。

ク、県民の意見は欠陥アセスのやり直しを求めています。知事として県民意見を尊重してやり直しを求めるべきです。当然に知事意見の提出は拒否すべきです。決意を伺います。

(2)、戦闘訓練による爆音被害についてです。

米軍再編による訓練移転によって、知事は県民の負担軽減になると主張してきましたが、具体的に軽減になったと思っていますか。特に、嘉手納基地周辺における訓練による爆音は耐えがたい状況になっています。その実態はどうなっていますか。

(3)、普天間基地の危険性の除去について質問します。

ア、防衛局は、普天間基地の危険性除去で、日米両政府が07年に合意した施策について、すべてを実施し危険性の除去は終了したと発表しました。知事の見解を伺います。

イ、危険性の除去というのであれば、米軍に対して普天間基地にアメリカの安全基準を適用するように要求すべきではありませんか。

ウ、知事公約との関係で、改めて危険性の除去についてどのような取り組みをするのか明らかにしてください。

(4)、伊芸区の銃弾被弾について。

ア、米軍は、米軍の演習によるものではないと最終報告書を出していますがどう思いますか。

イ、伊芸区は演習場の撤去を決議しましたが、その内容と所感を伺います。

ウ、米軍演習によるものでないというのであれば、演習場に立ち入りして調査をすべきです。米軍は県議会の立入調査を拒否していますが、知事はどう対応していますか。

(5)、日米密約について。

ア、米兵犯罪に関する日米密約や、核持ち込みに関する日米密約等の存在が次々に明らかになってきます。政府にすべての密約の公表を求めるべきです。決意を伺います。

イ、米兵の公務中の犯罪は第一次裁判権が米軍にあり、通勤やホテルの出入りもお酒を飲んでも公務中になっています。裁判権が日本にある場合に、日本政府は密約によって裁判権を放棄しています。その実態はどうなっているか、県民に明らかにしてください。

ウ、沖縄において米兵の交通違反検挙数は復帰後何件ですか。そのうち公務証明書が発行され警察が捜査できなかった件数は幾らか。そのうち飲酒運転は何件ですか。

第2の質問は、ヤンバルの林道工事による自然破壊についてです。

共産党県議団は、これまで北部の林道工事を数回にわたって視察し調査してきました。そして、問題点について繰り返し指摘してきました。林業のためと称す

る林道工事は、林業の振興ではなく、林業土木が目的ではないかと疑わざるを得ない実態になっています。そのためにヤンバルの貴重な自然が破壊され、生態系が破壊され、すみかを奪われたヤンバルクイナが輪禍に遭って死ぬという悲劇が繰り返されています。そのような事態は何としても解決しなければなりません。

そこで質問します。

(1)、ヤンバルの自然を破壊している林道工事は今後中止し、事業計画の見直しを行うべきであります。

(2)、辺野喜楚洲線道路事業の中止理由と、村が再開した理由について明らかにしてください。

(3)、林道建設に関する環境省と文化環境部の意見の内容はどのようなものですか。それを尊重してきましたか。

(4)、県民意見の概要はどのような内容ですか。なぜ県民に公表をしなかったのですか。

(5)、林道における今回の雨による崩落は何カ所で、復旧工事に幾らの予算が必要か調査していますか。

(6)、知事の責務は、ヤンバルの森を世界自然遺産に登録を求めることではありませんか、決意を伺います。

第3の質問は、泡瀬干潟の埋立問題についてです。

那覇地裁は明確に、この事業は経済的合理性に欠けると判決を下しました。これは全国で無駄な公共工事の中止を訴えて頑張っている運動を励ますものになっています。そして多くの世論が歓迎しています。ところが、県と沖縄市は、明確な根拠も示さずに控訴をしています。しかも、沖縄市の中心市街地の活性化事業と大宣伝したミュージックタウンも企業誘致が成功せずゲームセンターが入居し、教育関係者から抗議される事態があり、さらにコリンザも企業の撤退で存亡の危機に直面しています。

そういう状況の中で、バブル期に策定した事業計画を推進するというのは納得できません。

そこで質問します。

(1)、控訴理由を県民に明らかにしてください。沖縄市のバブル期に策定した事業計画を推進するという立場では経済的合理性はない。その方針は既に破綻しているではありませんか。

(2)、去る6月15日の我が党の「東部海浜地区開発計画の廃止を求める」申し入れに対して沖縄市長は、行き詰まっている事業計画に「市だけの事業ではだめだ」と国に強く申し入れている。干潟の調査や生物を調査研究する「国の施設」を持ってきていただきたいと話をしています。これは、従来の事業計画の明確な破綻を認めたものであります。県は、沖縄市の事業計

画にどのようにかかわっているか明らかにしてください。

(3)、沖縄市の事業計画が破綻している以上、県の控訴理由は成り立たないのではありませんか。県民の納得できる説明を求めます。

(4)、埋立免許に生き物たちの保全が条件になっていますが、現在進められている工事はすべて生き物たちを生き埋めにしています。保全策はどうなっていますか。問題はありませんか。

第4の質問は、泡瀬ゴルフ場用地について、広大な商業施設の建設計画が進められている件についてです。

現在、県はどうかかわっていますか。

施設の規模・内容・事業主体について明らかにしてください。

この施設ができると、既存商店街に壊滅的な打撃を与えることになると、既存の商店街は心配しています。対策はありますか。

第5の質問は、県営住宅の管理についてです。

沖縄の住宅事情は深刻で、県営住宅に入居を申し込みながらなかなか当たらないという多くの苦情が寄せられています。そういう中で、高額所得者が生活困窮者を押しのけて入居しているという実態が明らかになり、一方、生活困窮者が当然減免措置すべきであるのに、それがなされずに強制的に追い出されるという事態があります。もっと公営住宅の設置目的に合った管理が求められています。

そこで質問します。

(1)、県営住宅使用料の減免措置の実態はどうなっていますか。

(2)、県営住宅使用料の滞納について、契約解除した件数は何件ですか。その中に生活困窮者で、当然減免の対象にすべき人は含まれていませんか。

(3)、基準を上回る高額所得者の入居者の実態はどうなっていますか。解決の道筋はありますか、説明を求めます。これは、県営住宅の管理について生活困窮者を救済する観点の欠如のあらわれではありませんか。

第6の質問は、公共工事についてです。

(1)、県発注の公共工事で、元請業者が倒産をした事例はありますか。その際、下請業者の救済はどうしているか。完成保証人との関係はどうなっていますか。

(2)、これは、公共工事参加資格を厳密にすれば防止できる問題です。県の責任は重大だと考えますが、どうですか。

第7の質問は、海軍病院の移設問題についてです。

宜野湾市の重要な埋蔵文化財が確認されている地域

に、海軍病院の建設計画が推進されている重要な事態が発生しています。これは宜野湾市民の宝というだけでなく県民の宝です。その保全のために力を尽くすべきです。

そこで質問します。

(1)、海軍病院の移設予定地はどのようなところですか。関係者の同意は得られていますか。

(2)、移設予定地は全域で埋蔵文化財が確認されています。県は、埋蔵文化財の保全のために全力を挙げて取り組むべきです。決意を伺います。

(3)、予定地の変更を政府やアメリカに求めるべきですが、決意を伺います。

8、次の質問は、教育問題についてです。

県の教育行政が全力を挙げて学力向上に取り組んでいますが、幾ら取り組んでも達成度テストの成績は上がらず、全国学力テストが2年連続全国最下位となり、それと比例するかのように青少年の非行はふえ続け、犯罪少年は全国平均の数倍という驚くべき実態になっています。教育行政が頑張れば頑張るほど、教育の荒廃が深刻になるということは、どこに問題があるのか根本から総括が求められていると思います。

そこで質問します。

(1)、「学力向上推進運動」の取り組みの現状について、問題点は何か明らかにしてください。

(2)、今年度の全国学力テストの結果はどうですか。

(3)、「教職員の勤務実態や意識に関する調査」を見ると、いかに学校現場が疲弊しているかを痛感します。その原因は分析していますか。多忙化解消の具体的な取り組みはどうなっていますか、具体的に説明してください。

(4)、秋田県の学力向上や、多忙化解消に向けての取り組みの教訓は何か。学ぶ点はあるか。

(5)、「指導・支援カルテ」について、個人情報保護条例に違反していると考えますが、所見を伺います。

(6)、現在の「指導・支援カルテ」の活用状況はどうなっていますか。

(7)、子供たちと向き合う時間の確保のためにもこれは廃止すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、米軍基地問題に関連する御質問の中で、手続の再実施、これは知事として県民意見を尊重してやり直しを求めるべきだという御趣旨の、手続の再実施と知事意見提出についての御質問にお答えいた

します。

事業者であります沖縄防衛局から提出されました普天間飛行場代替施設建設事業に係る準備書は、環境影響評価の手續の再実施は必要ないものと考えております。

県としましては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮いたしますとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえて、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題の中で、嘉手納飛行場の騒音に係る御質問にお答えいたします。

県が行っております嘉手納飛行場周辺の騒音測定では、砂辺地区と屋良地区におきまして、平成20年度の訓練移転時とその前後の騒音の発生状況を見ますと、騒音回数の減少は見られません。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては、前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要求しているところでございます。

次に、ヤンバルの林道工事に係る御質問で、ヤンバルの林道事業の中止と、事業計画の見直しに係る御質問にお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有しております。

このため、沖縄県では、森林を「水土保持林」、そして「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分をし、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることといたしております。

林道の整備につきましては、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要と考えており、地元の要望を踏まえ、自然環境に配慮しながら進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 米軍基地問題についての、平成21年5月に同意した公共用財産使用についてにお答えいたします。

沖縄防衛局の公共用財産使用の目的は、名護市字嘉陽から字久志に至る間の地先海域におけるサンゴ類調査及び海生哺乳類等海生動物の調査のため、県が管理している国土交通省所管の公共用財産を使用するものであります。

内容は、調査機器を設置するため海底を使用するので、使用箇所は79カ所、使用面積は2796平方メートル、使用期間は平成21年5月28日から平成22年3月31日までとなっております。

本調査は、沖縄防衛局の判断で実施する自主調査であり、環境影響評価法に基づく調査ではないと考えております。

続きまして、ヤンバルの林道工事による自然破壊についての、国頭村道辺野喜楚洲線道路事業の中止理由と、村が再開した理由についてお答えいたします。

辺野喜楚洲線は、国頭村辺野喜集落を起点とし、楚洲集落を終点とする全長約13キロメートルの村道であり、そのうち、楚洲集落側の未改良区間約1.8キロメートルについて2車線道路として村にかわり県が整備する予定でありました。しかしながら、採択条件である費用便益比が1を下回ることが判明したことから、平成16年12月の沖縄県公共事業評価監視委員会の審議を経て、県代行事業の中止を決定しました。その後、楚洲区長から国頭村長に対し、緊急迂回路及び生活道路としての強い整備要請があり、村では現道を利用しての1車線改良と待避所を組み合わせることによりコスト縮減を図り、平成19年度より整備を進めているところであると聞いております。

次に、泡瀬干潟問題について、控訴理由及び経済的合理性についての質問にお答えいたします。

県の控訴理由の要旨は、土地利用計画を検証することは行政の裁量の範囲内の行為であり、さらには、市長表明がなされたからといって直ちに中城湾港港湾計画や埋立免許等に変更を生じるものではなく、現時点においてもその効力を有しており、沖縄県による本件埋立事業の経済的合理性が失われるわけではないというものであります。

昨年11月の第1審判決において、平成12年の埋立免許時点の土地利用計画は経済的合理性を欠くとまでいうことはできないとなっております。

また、現在、沖縄市において平成12年の計画を検証するとともに、社会経済情勢の変化に対応し、より経済的合理性を高めるため土地利用計画見直し作業を

行っております。

同じく泡瀬干潟問題についての、沖縄市の事業計画への県のかかわりについてお答えいたします。

沖縄市は、東部海浜開発土地利用計画作成の進め方、計画の有効性、妥当性に対して指導助言を得ることを目的に、学識経験者、市内団体代表及び行政で構成される「東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会」を設置しており、県からは土木建築部長が委員となっております。

また、国・県・市で構成する連絡調整会議が設置されており、県としては、同委員会や連絡調整会議において、より経済的合理性を高めた土地利用計画となるよう、国と連携を図りながら市の見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

次に、県の控訴理由は成り立たないのではないかについてお答えいたします。

県としては、現在、沖縄市において進められている土地利用計画見直し作業は、平成12年の計画を検証するとともに社会経済情勢の変化に対応し、より経済的合理性を高めるために行われるものと認識しており、その作業をもって直ちに県の控訴理由が成り立たないとは考えておりません。

次に、生物に対する保全についてにお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業の実施に当たっては、埋立区域内に生育する高被度の海草藻場の移植及びオサガニヤドリガイやニライカナイゴウナの移動等の保全措置を講じるとともに、埋立予定区域及びその周辺に生育・生息するクビレミドロやトカゲハゼの保全に向けた調査研究を行っているところであります。

また、環境影響評価書におけるサンゴ類の保全措置については、相対的に高被度である生息被度10%から40%未満の区域の埋め立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図っております。

さらに、第Ⅰ区域内のサンゴについては、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることにはなっていないものの、サンゴの有効活用や保全の観点から沖縄市やNPO法人が主体となってその一部を移植しており、県も国とともに協力したところであります。

県としては、今後とも専門家等で構成する「環境監視委員会」等の指導助言を踏まえ、工事の実施による環境への影響を可能な限り低減するよう、環境保全に十分配慮していく考えであります。

次に、県営住宅の管理について、県営住宅使用料の減免措置の実態についてお答えいたします。

県営住宅の家賃につきましては、公営住宅法に基づ

き収入に応じて決定される応能応益制度であり、病気や失業などの理由により収入が著しく減少した場合に、一定期間減免措置を行っております。

平成21年5月末現在の減免措置数は48件で、うち新規が17件、更新が31件となっております。

同じく県営住宅管理についての、県営住宅使用料滞納による契約解除件数と減免の対処についてお答えいたします。

平成21年度において県営住宅使用料の滞納により契約解除を行った件数は、6月現在で18件となっております。

県営住宅使用料の減免措置は、病気や失業等の不測の事由により収入が著しく減少した場合において、当該入居者より申請があったときに適用されるものであります。

なお、減免措置の実績としましては、平成18年度25件、平成19年度19件、平成20年度64件となっております。

同じく県営住宅の管理についての、高額所得者の実態と県営住宅の管理についてお答えいたします。

高額所得者の認定基準は、「公営住宅法」、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき、県営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、直近2年間の月収が31万3000円を超える者とされております。

県営住宅入居者で高額所得者と認定した者は、平成21年4月1日現在18世帯であり、その後、自主退去等により6世帯が対象外となったため、6月19日現在の高額所得者は12世帯となっております。

高額所得者世帯については、法令の規定に基づき近傍同種の家賃を課すとともに、明け渡し請求を行っているところであり、県営住宅の適正な管理に努めているところであります。

続きまして、公共工事について、元請が倒産した事例や下請業者の救済等についてお答えいたします。

沖縄県発注の公共工事における元請業者の倒産件数は、平成19年度に3件、20年度に6件発生しております。

下請業者の救済につきましては、元請と下請の関係が当事者間の私的契約であるため、発注者が積極的に関与するには限界があります。

完成保証人との関係につきましては、平成8年11月に国から「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について」の通知を受け、平成9年4月から公共工事の履行保証を金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系へ移行し、それに

伴い完成保証人制度は廃止しております。

次に、公共工事参加資格を厳密にすることについてお答えいたします。

公共工事を発注するに当たっては、「沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領」等に基づき適正に選定しております。

一般競争入札においては、会社更生法及び民事再生法に基づく申し立てがないもの、指名停止を受けていないもの、経営審査事項審査を受けたもの。指名競争入札においては、経営及び信用の状況、当該工事の施工について技術的適正、手持ち工事の状況、不誠実な行為の有無等について検討し適格業者の選定を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地問題についての関連で、準備書で追記された事業内容についてお答えをいたします。

方法書段階の事業内容から追加された主なものは、ヘリパッド4カ所、洗機場の排水処理施設、汚水処理浄化槽などであり、その他の変更として、作業ヤードの大浦湾西岸海域の取りやめや海上ヤードの位置の変更、大型護岸の係船機能つき護岸への変更などがあります。

次に、準備書に対する専門家の批判についての御質問にお答えをいたします。

本事業に係る準備書について、元環境アセス学会長が批判していることは承知しております。

県としましては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、事業者が環境影響は総じて少ないものと判断していることについてお答えをいたします。

県としましては、事業者が実施した環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査をし、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、事業者への専門家の助言内容及び氏名の公表について一括してお答えをいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、基本的事項及び技術指針において、専門家等の助言を受けたときは、その内容と当該専門家等の専門分野を明らかにすることを定めております。しかし、氏名まで明らかにすることは求めておりません。

事業者は、予測・評価に当たって専門家等の助言を受けておりますが、その助言内容は準備書において示されております。

次に、ヤンバルの林道工事による自然破壊との関連で、ヤンバルの森の世界遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地となっている「琉球諸島」の重要な地域の一つであり、世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えております。そのため、県においては環境省が実施しているヤンバルクイナなどの保護増殖事業やヤンバル地域の国立公園化等に向けた取り組みに協力するとともに、マングースなどの外来種対策や県民向けパンフレットの作成、シンポジウムの開催等の普及啓発活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 普天間基地移設に関連いたしまして、新たに設置する施設及び新基地建設についてお答えいたします。

去る6月15日の第1回沖縄県環境影響評価審査会における沖縄防衛局の説明によると、現在の普天間飛行場にはない施設で代替施設に建設する施設は、係船機能つきの護岸、燃料栈橋、弾薬搭載エリアの3つであり、基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであるとのことであります。

県としては、キャンプ・シュワブに建設されるのは普天間飛行場のかわりの施設であり、普天間飛行場とは別に全く新しい基地を建設するものではないと考えております。

同じく平成19年8月に合意された諸施策に対する知事の見解についてお答えいたします。

平成19年8月の報告書に記載された諸施策については、危険性の除去につながる一つの方策であると認識しておりますが、県としては、これらの諸施策の実施が完了した後も3年めどの閉鎖状態の実現に向け、さらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

同じく米国の安全基準の適用についてお答えいたします。

米国防総省は、航空機の運用と整合性のとれた土地利用を推進することなどにより、航空施設と周辺地域社会との整合性・両立性を達成することを目的に、「航空施設周辺地域の土地利用に関する指針」いわゆる

るAICUZを作成しておりますが、AICUZは原則米国外においては適用されないと認識しております。

県としては、駐留部隊の一時的移駐や訓練の分散移転などヘリ等の運用を極力低減することにより、3年めどの閉鎖状態の実現を求めていると考えております。

同じく危険性除去の取り組みについてお答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

防衛省においては、平成19年8月の報告書に記載された諸施策を去る5月21日までにすべて実施し、今年度は航跡観測装置等を購入・設置した後、普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査を実施するとのことであり

ます。

県としては、訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

米軍基地問題に関連して、伊芸区の演習場撤去決議についてお答えいたします。

伊芸区においては、去る3月1日に区民総決起大会が開催され、実弾訓練の即時廃止、被弾事件の全容の早期解明及び実弾演習場の即時撤去が決議されております。

今回の事案については、伊芸区では過去に実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾がたびたび発生しており、地域住民に大きな不安を与えていることから、区民の皆様が米軍や演習のあり方に対し、不信感を抱くことは当然であります。

キャンプ・ハンセンにおいては、演習等に伴う騒音や事故のほか、特に最近では原野火災がたびたび発生するなどしており、この地域における過重な基地負担の軽減がなされなければならないと考えております。

同じく基地への立入調査についてお答えいたします。

銃弾事案の原因究明に当たって、県警は、米軍に基地内への立入調査を要請しているとのことであり、県としては、米軍に対し、県警の捜査に協力するよう申し入れているところであります。

次に、日米密約の公表についてお答えいたします。

政府は、平成19年12月、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し「合衆国軍隊構成員等による犯罪について、平成13年から平成18年までの間において、わが国

が有する裁判権を行使する第一次の権利を放棄したことはない。」と答弁しております。また、4人の外務事務次官経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言したとの報道について、敷中外務事務次官は去る6月1日の記者会見において、そのような密約は存在しないし、これは歴代の総理、外務大臣も繰り返し説明をしている旨発言しております。

同じく裁判権放棄等の密約についてお答えいたします。

裁判権放棄等の密約については承知しておりませんが、県は、従来から日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会の合意事項について速やかに公表する旨を明記するよう求めているところであります。

次に、海軍病院の移設問題についての御質問で、海軍病院の移設についてお答えいたします。

平成8年のSACO最終報告において、現在、キャンプ桑江にある海軍病院をキャンプ瑞慶覧に移設することなどを条件に平成19年度をめどにキャンプ桑江の大部分約99ヘクタールの返還が合意されております。

同病院の移設については、平成12年7月に移設先の宜野湾市がキャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受け入れを表明しており、平成17年1月には日米合同委員会において同地区に海軍病院及び関連施設を移設・整備することが合意されたところであります。

同じく海軍病院に関連いたしまして、海軍病院の移設先の変更についてお答えいたします。

県としては、戦後64年にわたり本県が負担している過重な米軍基地の整理縮小については、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、現時点では同病院の移設先の変更を求める考えはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 米軍の最終報告書についてどう思うかについてお答えいたします。

本件報告書では、県警察が特定した事案の日時と米軍の実弾演習が実施された期間と一致しないこと、弾道解析結果から跳弾としての流出する確率が極めて低いこと等を根拠とし、昨年12月13日に発見された弾芯は、演習場で行われた実弾訓練との関係がない旨の結論となっておりますが、県警察としては発見された弾芯が米軍が使用しているものと同種であること、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍当局と連携しつつ捜査を行っているところであり、

今後も引き続き事案解明のための努力を継続していかなければならないと思っていますところであります。

県警察は、現在米軍側が結論の根拠としている事項について、米軍側との間において協議等を重ねているところであります。

次に、復帰後の米兵の交通違反検挙数、そのうち公務証明書が発行され捜査されなかった件数、うち飲酒運転の件数についてお答えいたします。

県警察では、米兵のみを特定した統計はとっておりませんので、米軍人・軍属及びその家族を含めた交通違反検挙統計でお答えいたします。

昭和47年の復帰から平成20年までの37年間における交通違反の検挙件数は、359万4577件で、そのうち米軍人・軍属及びその家族の検挙件数は8万7264件、全体の約2.4%となっております。本年は、5月末現在で交通違反の検挙件数は2万4638件で、そのうち米軍人・軍属及びその家族の検挙件数は728件、全体の約3.0%となっております。

また、復帰後37年間における飲酒運転の検挙件数は、全体で30万3435件で、そのうち米軍人・軍属及びその家族の検挙件数は3108件、約1.0%となっております。

なお、本年5月末現在、飲酒運転の検挙件数は全体で762件で、そのうち米軍人・軍属及びその家族の検挙件数は28件、約3.7%となっております。

公務証明書につきましては、米側から検察当局に対して提出されることとされており、警察としてはその提出の有無等についてはお答えする立場にはございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤンバルの林道工事による自然破壊の中で、林道建設に関する環境省と文化環境部の意見の内容と対応についてお答えいたします。

林道建設に関する環境省の意見としては、1、保全措置については効果が確立されていないこと、2、既存の林道の環境調査を行い、その評価を踏まえた上で今回建設予定の林道について影響を評価することなどとなっております。

また、県の文化環境部の意見としては、1、自主アクセスの実施や自主的な事業説明会を検討し、専門家や地域住民の意見を反映されるよう配慮すること、2、赤土流出防止対策について、沈砂池等の最終処理対策を検討すること、3、計画中止を含めて検討すること

などの意見がありました。

林道建設については、環境省、県文化環境部を初め林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、林業関係者等との調整を踏まえ、5路線の中から、人工林が多く収穫時期などとなっている、環境への負荷の少ない、伊江原支線、伊江1号支線の2路線について、環境保全に配慮しながら、平成21年度から実施することを平成21年2月に方針として定めたところであります。

同じく林道環境調査に対する県民意見の概要と公表についてお答えいたします。

林道環境調査の結果に対する県民意見については、平成20年12月10日から平成21年1月9日までの1カ月間、意見を募ったところ、県内外から96名の意見がありました。この意見を集約すると、これ以上の林道建設は必要ない、ヤンバルは世界遺産の候補地だから保全すべき、楚洲伸尾線を中止せよ、林業は地域経済の重要な産業であり、産業基盤としての林道は必要不可欠であることなどとなっております。

なお、林道の建設方針については、県民からの意見も踏まえ決定したところであります。

県民の意見については、ホームページに掲載する予定でありましたが、林道建設方針の作成準備や関係機関との調整、また年度末等であったことなどから公表しておりませんでした。早急に公表することとしております。公表がおくれたことについては、対応が十分ではなかったことから、今後このようなことがないよう適切な対応に努めていく所存でございます。

同じく今回の林道災害の箇所数と復旧経費についてお答えいたします。

去る6月の豪雨による県営林道の施設災害は、嘉陽線、伊地線の2路線で発生し、556万5000円の復旧費用を見込んでおります。また、小規模なりの面崩壊が5路線、7カ所で発生し、183万円の復旧費用を見込んでおります。

なお、応急措置については、すべての路線で完了しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 泡瀬ゴルフ場用地の跡地利用について、泡瀬ゴルフ場跡地への商業施設の建設計画についてという御質問にお答えします。

北中城村は、「アワセゴルフ場跡地利用基本計画」を平成19年3月に策定し、その中で複合型商業交流施設ゾーンを設定しており、イオンモールと琉球ジャス

コ、アワセゴルフ場地権者会の三者が出店に関する協定書を締結しております。

泡瀬ゴルフ場跡地は、返還後、整備手法、整備主体、都市計画等に関する県との協議などのほか、大規模店舗については、開店日などの詳細が決まった段階で大規模小売店舗立地法に基づく県への届け出が必要となります。

泡瀬ゴルフ場は、現在のところまだ返還されていないため、跡地で予定されている大規模集客施設については、法的に県との調整を要する段階でないことから、その規模や内容等の詳細については把握しておりません。

次に、同じく商店街の対策についてお答えいたします。

大規模集客施設等の郊外への立地や商店街の魅力の低下などによる中心市街地の衰退が全国的な課題となっております。このため、国においては、中心市街地活性化法の改正などまちづくり三法による新たな仕組みを整備したところであります。

市町村が中心市街地活性化法に基づく基本計画を作成して国の認定を受けた場合、その計画による市街地の整備改善や商業活性化のための事業を集中的に実施することができます。現在、沖縄市が基本計画を作成中であり、県としては、同計画に基づく取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは海軍病院の移設問題の御質問で、海軍病院移設予定地の埋蔵文化財の保全についてお答えいたします。

埋蔵文化財包蔵地として周知されている場所において何らかの開発行為を行う場合には、事前に埋蔵文化財の記録を作成するための発掘調査を実施することが文化財保護法に明記されています。それに基づき、平成20年度から病院建物が建設される場所を中心に、記録保存のための発掘調査を実施しているところです。

県教育委員会としては、引き続き文化財保護法に基づき適切に対応していきたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問で、学力向上推進運動の問題点についてお答えいたします。

本県は昭和63年から、「知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、幼児児童生徒一人一人の学力を伸ばす」という目標を掲げ、学校、家庭、地域が一体となった学力向上対策を推進してまいりました。しかしながら、諸調査の分析結果から、規則正しい生活リ

ズムや朝食の摂取などの基本的な生活習慣の確立、児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築などに課題があるものととらえております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

平成21年度全国学力・学習状況調査の結果については、現在、文部科学省において集計作業中であります。本調査の実施に関するスケジュールによりますと、9月に調査結果が提供される予定となっております。

次に、教員の多忙化の原因と解消策についてお答えをいたします。

「教職員の勤務実態調査」に係る分析検討委員会からの報告によりますと、教職員の時間外勤務が常態化し、業務に負担感を持っていることがわかりました。

その原因の分析としましては、子供の状況の変化や保護者、社会からの要請が多様化・高度化していること、教職員の業務が日々の授業や生徒指導を初め学級経営、各種会議、事務処理、部活指導、家庭との連絡など、これまで以上に複雑、多岐にわたっていることなどが挙げられております。

県教育委員会としましては、定時退校日、ノー部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等の推進に努めているところであります。また、働きやすい職場づくりを目指して「負担軽減検討委員会」等を設置し、各学校の実情に合った取り組みを検討するよう通知したところであります。

次に、秋田県から学ぶ点についてお答えいたします。

秋田県の学力向上対策については、「わかる授業」の構築のための単元評価問題や学習状況調査等を活用した取り組み、少人数による指導方法、学校と家庭との連携・協力による家庭学習の取り組みなどが挙げられますが、多忙化解消に向けた取り組みについては把握しておりません。

県教育委員会としましては、秋田県の効果的な取り組みを参考に、本県の学力向上対策に生かしていきたいと考えております。

次に、「指導・支援カルテ」への所見についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、多くの市町村において、個人情報保護条例に基づく届け出がなされていないなど手続上の不備があったと理解をしております。

次に、活用実態についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、平成15年の北谷町での中

学生傷害致死事件を教訓として、不登校児童生徒の実態把握と児童生徒理解を図る観点から作成を依頼したものであります。

当カルテの作成活用によって児童生徒理解が深まり、個に応じたきめ細かな指導・支援がなされ、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に効果があったものと考えております。しかしながら、当カルテは、児童生徒の個人情報収集・作成することから、個人情報保護条例との整合性や保護者への周知と理解を得ることなどが課題になっていると考えております。

次に、カルテの廃止についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、個人情報保護条例との整合性、保護者への周知方法等に課題があるとの指摘等を踏まえ、学校、家庭、地域を含む社会全体で児童生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に立ち戻り検討する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、当カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討していただき、その提言を受け対応してまいりたいと考えております。

各市町村においては、それぞれの個人情報保護条例との整合性などについて慎重な判断や検討がなされているものと理解しておりますが、今後、市町村の求めに応じて県の検討委員会の提言を参考に、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 今、知事にこれをお見せしました。（資料を掲示） アドバイザーリスト、全部黒塗りです。

再質問します。

基地問題について。

私は、環境影響評価にかかわるアドバイザーの氏名を公表するように防衛局に求めましたが、拒否されています。

知事、これを見てください。（資料を掲示）すべて黒塗りされています。この人たちが、軍事基地を建設しても事業実施区域周辺に及ぼす影響は総じて少ないものと判断しているから問題はないという態度を防衛局はとっています。知事はどう考えますか。

2、防衛局は専門家というのであれば、影響は総じて少ないと判断した科学的な根拠を明確にすべきです。県民の疑問にこたえるべきです。えたいが知れな

い名簿を提出して県民に説明するというのは、県民を侮辱しています。知事として氏名の公表と科学的な根拠を防衛局に要求すべきですが、決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 助言を受けた専門家の氏名等についての再質問にお答えをいたします。

準備書では、資料編において専門家等の専門分野と助言内容が示されております。

環境アセス法及び環境影響評価条例との関係で言いますと、法では基本的事項において、条例では沖縄県環境影響評価技術指針において、専門家等から助言を受けた場合には当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることを定めております。しかし、所属や氏名まで明らかにすることまでは求めていません。これは専門家等から助言を受けるに当たり、中立性・公平性を保つためであると理解しており、本事案におきまして所属、氏名まで明らかにする必要はないと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 再々質問します。

専門家の名前を黒塗りして県民をだまして事業を進めるというのは、これまでもよく使われた手法です。

私は、ここに昭和59年度一般会計特別決算の議事録を持ってきました。（資料を掲示） その一部を紹介します。

新石垣空港の建設問題ですけれども、そのときも同じ手法が行われました。当初計画は白保の海を埋め立てて建設する計画でした。自然保護団体が貴重なアオサングが生息していると指摘をすると、当時の県政は専門家によるアセスを行っており、貴重なサングは生息していないから問題はないという態度でした。それで私は、白保の海を調査してきました。すると、すばらしいアオサング群落が広がっていました。昭和60年10月の決算特別委員会の議事録に詳しくありますので、ぜひ御一読を。

その一部を紹介しますと、環境調査で専門家であるかどうかというのは、その報告書の内容が信憑性があるかどうかということを見きわめる上で決定的に重要であります。その専門家の氏名を言えますかと聞く

と、当局は公表する考えはありませんと専門家の氏名公表を拒否しました。それで結局私がその現場を調査しましたら、サンゴの専門家ということで調査した新日気という会社の専門家は、写真で面割りをしましたら琉球大学の海洋生物学のアルバイト学生で、全くサンゴについて知らない人、この人を専門家だからといって詭弁を弄して、この白保の海に新石垣空港をつくらうとしていました。それで私が、新日気という会社のサンゴの専門家と言われる人とも話をしました。あなたの調査報告書は、貴重なサンゴが生息しているのに貴重なサンゴは生息していないというのはなぜそういう報告書を出したんだと。県は氏名を言えと言っても言わないけれども、私は調べてあんなの名前を突きとめた、どうしてかと。いや、嘉陽先生、私は海草の専門家ではあるけれども、サンゴは知りませんという答弁でありました。結局は、専門家、専門家でいろいろ法律を盾にとって公表しないけれども、とにかく答えありき、事業ありきで、そのためにだまして事業を進めるというやり方が現在の手法ですよ。だから、氏名を公表しないということは全くその報告書がでたらめだということを示すものです。全然責任持てない、県民に責任を持てない、そういうものだということとははっきりしています。

私が先ほど知事に見せたのはこの写真、泡瀬干潟の問題でありますけれども、（資料を掲示）この同じ日付でたくさんありますから1つだけ紹介しますと、2006年の通信基地、さきの干潟は非常に海草も豊かですけれども、こうなっている、何にもない。（資料を掲示）こういうのはすべて同じようなものです。だから、とにかく工事をするためにこの政府のやり方、内閣府のやり方は、今も工事による影響はありませんと言っているんですよ。こういう莫大な生態系が破壊されているにもかかわらず、影響ありませんという詭弁を県民に押しつけるというのは許されない。

そういう面では知事、こういう黒塗りをしたもので今度は意見書を求めてくると思いますけれども、ぜひそれは県民の良心にかけて拒否してください。

それからこういう手法に基づいて、でたらめ、インチキな調査結果で環境アセスされていますけれども、これに基づいて埋立免許を与えるということになると、これは大変な事態ですよ。そういう面ではこの専門家の名前を最後まで明らかにするように、そして専門家と言えどどこからどういうぐあいに聞かれても、その調査結果報告が自信を持てるのであれば、県民に堂々と説明すればいいですよ。公開の場で議論すればいいですよ。それもできない、こそこそして名前を言

わない。これはどこの馬の骨がつくったかわからないようなものでしょう。これを県民に押しつけるというのはとんでもない話ですよ。

それで知事が改めてこういう実態を許さないためにも、ぜひ政府に強く物を言って公表させてください、ということで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後6時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の再々質問にお答えしたいんですが、確かに議員のおっしゃる主張はかなり説得力あるという印象は受けます。

ただし、今、文化環境部長がお答えしましたように、氏名の公表はいろんな理由から要求は別にすることにはなっていません。そしていろんなコメントとか、この専門家の意見は、今度は我々がお願いしている審査会の専門家がこれをチェックしてまた審査会の氏名も公表されている専門の先生方がこれをチェックしますから、その意見といいますか結論をまってみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんばんは。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

通告に従い、一般質問を行います。

まず1点目、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄タイムス社と朝日新聞社が5月9日、10日に実施した世論調査によると、県民の68%が辺野古新基地建設に反対し、賛成はわずか18%にとどまっております。

そこで、以下伺います。

ア、調査結果は、新基地建設を進めることなく、世界一危険と言われる普天間飛行場の即時閉鎖・撤去を県民が強く望んでいるあらわれではないか。知事の見解を伺う。

イ、辺野古新基地建設について、地元名護市を含む北部地域で反対が76%と地域別で最も高く、その理由

として自然破壊を危惧する意見が最多であります。地元からの反対が根強いことを知事はどう受けとめているのか伺います。

ウ、県民の8割が防衛省のアセス説明を不信に思っている一方で、知事が主張する滑走路の沖合移動についても「評価しない」との意見が強い。新基地建設に伴う自然環境破壊について、知事はわずか数十メートルの沖合移動だけで県民、地域住民への説明責任が果たせると考えるのか伺います。

大きい2番目、うるま市における米国籍男児死亡事件について伺います。

(1)、2007年4月、米国籍の男児がうるま市内の自宅で義父に虐待を受けて死亡したとされる事件で、那覇地検は当時、証拠不十分で不起訴処分にしております。その義父がことし2月、米本国で殺人罪と暴行罪で起訴されています。

そのことについて、以下伺います。

ア、米本国での起訴を受けて改めて当時の捜査状況を振り返った場合、県警の捜査に不備はなかったのか見解を伺います。

イ、米側から県警に捜査資料提供の依頼はあったのか。捜査資料の提供の有無とあわせて伺います。

(2)、事件発生当時、死亡した米国籍の男児がその事件発生の約5カ月前にうるま市の路上で迷子として保護されていたことが社会問題となり、ここ県議会でも取り上げられています。

そこで伺います。

ア、通常の迷子として措置をした当時のコザ児童相談所の判断、対応に関する県当局の検証結果、その後の対応について伺います。

2007年の6月29日、第2回定例会において福祉保健部長の答弁であります、「下着姿との情報を得ながら、なぜ要保護児童と認識しなかったのか、もっと積極的な情報収集を行うべきではなかったのか、児童相談所の職員が現場に行き確認すべきではなかったのかなど、課題や問題点の整理を行っております。今後、その内容を外部専門家に示し、意見を聴取して対応策をまとめてまいりたいと考えております。」という答弁があります。その後の検証結果、対応策について伺います。

イ、過去に児童相談所や市町村担当課など関係機関において虐待が疑われる基地外居住米兵の子弟に関する相談を受けた、あるいは実際に保護した事例はあるのか。処理件数と対応状況について伺います。

ウ、米軍基地内の児童虐待対応機関と県や市町村、県警等との連絡・連携体制の構築状況について伺いま

す。

これも2007年6月29日の福祉保健部長の答弁であります、「基地内の関係機関とのネットワークがないため、今後、連絡会議を開催するなど、連携を図ってまいりたいと考えております。」との答弁があります。その連携体制構築状況について伺います。

(3)、コザ児童相談所への一時保護所設置の実現見込みについて伺います。

大きい3番、海上自衛官による強姦未遂事件について。

逮捕された容疑者は、海自佐世保基地所属の3等軍曹であり、海自の護衛艦「あさゆき」で洋上訓練を目的に10日にホワイト・ビーチに入港したようであります。10日に沖縄に来てホワイト・ビーチに入港し、沖縄に来たから飲みに行こうかということで、その晩そのまま飲みに行ったんでしょう。12時を過ぎて、シンデレラタイムを過ぎて、彼は4時ごろの逮捕になりますので、結局洋上訓練をすることはなかったということですが、このホワイト・ビーチについては、昨年来、米原潜寄港回数が過去最多である。あるいは米軍の原子力潜水艦に自衛艦が2人搭乗していたという、昨年そういう事実があります。そして、海上自衛隊の自衛官についても、米軍施設、米軍関係の軍港を除く民間空港への入港について、最近非常に問題になっています。この事件の後の去る6月21日にも竹富町西表島の上原港に海上自衛隊のミサイル搭載護衛艦が入港したばかりであります。

こういう状況に対して、海自の状況に対して県はしっかりと把握、監督・監視するべきだと考えますが、まず今回は、(1)番、過去3年における海上自衛隊艦船のホワイト・ビーチへの年間寄港回数と寄港目的の内訳について伺います。

大きい4番、津堅島訓練場におけるパラシュート降下訓練について。

(1)、去る6月11日、津堅島沖において無通知で実施された海兵隊のパラシュート降下訓練について、県が把握している事実関係と事後の対応について伺います。

大きい5番、中城湾港新港地区について。

(1)、西埠頭の稼働状況（取扱貨物量、種類、搬入先、搬出先）及び収支決算について伺う。

(2)、特別自由貿易地域の工業団地の分譲が一向に進まない原因は何か。また、隣接する新港地区工業団地に進出した企業には不満もあるようだが、港湾整備の完成年度はいつと説明してきたのか伺います。

(3)、新港地区に立地する企業（中城湾新港地区協議

会)から港(西埠頭・東埠頭)の整備についてどのような要請があるのか。東埠頭の早期整備要求はされているのか伺います。

(4)、新港地区東埠頭整備事業は、国は多目的ターミナル整備事業と呼んでいるが、この事業の経過、目的について伺います。

(5)、6月11日、中核施設の開所式が行われたI T津梁パークについて、民間I T施設入居に関して県の負担を抑える仕組みに企業が二の足を踏む状況があり、県の誘致担当からは家賃補助など新たな優遇策が必要という声もあるようですが、企業誘致、あるいは8000人の雇用創出達成の見通しについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 照屋議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、辺野古基地建設に関する世論調査結果の所見についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、この飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の強い願いであると考えております。

県といたしましては、この願いを早期に実現するためには、名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は得られるものと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、辺野古基地建設に関する地元意見の受けとめ方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設問題につきましては、これまで日米両政府・県・地元市町村の多くの関係者の皆様を検討と協議を積み重ねた結果、やむを得ない現実的な選択肢としてキャンプ・シュワブへの代替施設建設計画が進められているところであります。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえまして、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べるようになっており、これらの手続を経ることにより環境保全の視点が可能な限り取り入れられたものとなると考えております。

次に、中城湾港新港地区の御質問の中で、I T津梁パークへの企業誘致及び雇用創出の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄I T津梁パークの民間I T施設は、民間事業者

が整備します施設を沖縄県が15年間借り上げることで低廉な賃料の設定をしておりますが、昨今の経済危機によりI T企業の積極的な事業展開が抑えられたことから、いまだ整備に至っていない状況にあります。

しかしながら、6月11日の沖縄I T津梁パーク中核機能支援施設開所式を契機に進出を検討する県内外企業の視察が増加するなど、I T津梁パークに対する期待は高まってきております。また、企業の進出意欲をさらに高めるため、沖縄県では沖縄BPO事業拠点集積促進事業など、本土から仕事や企業を誘致するための取り組みを進めているところです。これらの事業と連動させることで民間I T施設の整備を促進し、沖縄I T津梁パークへの企業誘致と8000人の雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長(高嶺善伸君) 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長(上原良幸君) 知事の政治姿勢についての御質問で、沖合移動についてお答えいたします。

県としては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところであります。

代替施設の具体的な位置については、普天間飛行場移設措置協議会において協議されるものと考えており、県としては、今後とも地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、移設を早期かつ円滑に進めるため政府と協議していきたいと考えております。

次に、海上自衛官による強姦未遂事件についての御質問で、海上自衛隊の艦艇の寄港回数等についてお答えいたします。

海上自衛隊沖縄基地隊によると、ホワイト・ビーチ地区への海上自衛隊の艦艇の寄港については、平成18年度は92隻、平成19年度は78隻、平成20年度は49隻、平成21年度は6月末現在で19隻とのことであります。

なお、寄港目的については、艦艇の行動に関することなので回答できないとのことであります。

次に、津堅島訓練場におけるパラシュート降下訓練についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によれば、6月11日、津堅島訓練場水域において行われた米軍によるパラシュート降下訓練において、米兵1名が提供水域外に降下したとのことであります。

県は6月16日に本件について沖縄防衛局から連絡を受け、直ちに情報収集に当たるとともに、沖縄防衛局

及び米軍に対し、パラシュート降下訓練はSACO最終報告の趣旨に沿って伊江島補助飛行場で実施されるべきであり、今後このようなことがないよう配慮すること、また、連絡が事故発生の5日後であったことから、迅速に連絡をすることを申し入れたところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） うるま市における米国籍男児死亡事件についてお答えいたします。

初めに、県警察の捜査に不備はなかったのかについてであります。本件は、平成19年4月11日、事件当時8歳の男児がうるま市内の自宅で米軍人の家族である米国籍の義父から腹部等を殴打されて死亡したという事案であります。

所轄うるま署では、事件が発覚した直後から児童虐待という重大事案であるとの認識のもとに、必要な捜査体制をとり、米軍捜査機関とも連携しながら綿密な現場見分、検視、家族、近辺の方、病院関係者などからの事情聴取、関係先の搜索や証拠品の押収など必要な捜査を尽くして被疑者を通常逮捕し、身柄つきで検察庁へ事件送致したものであります。やるべき事項について捜査を尽くしたという認識でございます。

次に、米側から起訴に当たりまして県警に捜査資料提供依頼はあったのか、あるいは捜査資料は提供したのかについてであります。いずれも県警察に対してはございませんでした。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） うるま市における米国籍男児死亡事件についての御質問の中の、当時のコザ児童相談所の判断・対応に関する検証結果及び対応策についてお答えいたします。

当該事件の検証においては、下着姿の子供がいるという情報に対して要保護児童という認識を持たず、積極的な情報収集をしなかったこと、また、子供の安全確認を児童相談所職員が直接行わなかったことを問題点として整理するとともに、米軍基地内の関係機関との連携の必要性を課題として挙げております。

これらの問題点に対する対応策としては、すべての養護相談に虐待の視点を取り入れるなどの電話相談受け付けの見直し、緊急受理会議の参加構成人員の見直し、子供の安全確認の徹底、警察等関係機関との連携、米軍基地内の関係機関との連携、職員教育の徹底

という6点の対応策を挙げております。

県としましては、これらの対応策に取り組んでいたところですが、このたび、石垣市において発生した3歳の児童が虐待と思われる傷害により重体となっている事案につきましては、初期対応に不適切な部分があったと認識しており、大変遺憾に感じております。

過去の事件の検証が十分に徹底されていなかったことを深刻に受けとめ、同様な事件が繰り返されることがないようにさらなる対策を検討していく必要があると考えております。

次に、基地の外に居住する米兵の子弟に関する相談及び保護の処理件数と対応状況についてお答えします。

県児童相談所では、米兵の子弟に関する平成12年度以降の虐待相談件数が23件となっており、うち2件については一時保護を行っております。また、市町村では、平成17年度以降の虐待相談件数は2件となっており、一時保護の事例はありません。

一時保護以外の対応状況については、児童の状況を確認した上で在宅支援を行ったケースが大半であります。基地内の事案として米軍関係機関等が対応したケースも4件あります。

次に、米軍基地の児童虐待対応機関と県・市町村、県警等との連絡・連携体制の構築状況についてお答えします。

米軍基地内の相談機関と県との連携につきましては、当該事件を受け、米軍基地内の4軍の相談機関と県との連絡調整会議を設け、相互の連絡体制や支援体制について説明及び調整を行うとともに、基地内の緊急連絡先リストの提供を受けております。

現在、基地内相談機関へ児童の指導依頼を行うなどケースに応じた連携を図っておりますが、個人情報に係る情報提供や通訳の正確性の確保などの課題もあることから、引き続き調整を行うこととしております。

なお、基地内相談機関と市町村、県警との連携体制については、現時点で未構築であることから、県としましても、今後の調整を行う中で検討を行う必要があると考えております。

次に、コザ児童相談所への一時保護所設置の実現見込みについてお答えします。

コザ児童相談所管内の一時保護を要する児童については、中央児童相談所一時保護所との調整を行いながら、同保護所への入所、児童養護施設や里親への委託などにより対応しているところであります。

今後も児童養護施設や里親への委託の推進など、一

時保護委託先の拡充を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

コザ児童相談所への一時保護所の設置につきましては、これらの取り組みを行いながら、児童相談を取り巻く状況の変化を勘案して対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城湾港新港地区の西埠頭の稼働状況及び収支決算についてにお答えいたします。

中城湾港新港地区西埠頭の平成20年の港湾取扱貨物量は約93万トンであり、計画貨物量110万トンの約85%となっております。

その主な取り扱い貨物は、砂利・砂等の鉱産品が65万3000トン、金属くず等の特殊品が14万3000トン、化学肥料等の化学工業品が5万7000トン等となっております。このうち、海外との輸出入は8万8000トンで取扱貨物量の9.4%となっております。

また、収支決算については、平成17年度から平成20年度の4年間の合計は、岸壁使用料等の収入が約1億500万円、光熱水費等の支出が約1億800万円であり、約300万円の支出増となっております。しかしながら、使用料収入は増加傾向にあり、平成20年度で見ますと収入は約3100万円、支出は約2600万円で、収入が支出を約500万円上回っております。

同じく中城湾港新港地区についての、新港地区に立地する企業からの要請についての御質問にお答えいたします。

新港地区に立地する企業で構成する中城湾新港地区協議会から、平成20年度に西埠頭の港湾整備の充実、供用開始時の東埠頭の港湾活用計画の明確化、西埠頭と東埠頭の港湾内道路の開設等の要請がありました。また、東埠頭の早期整備については、同協議会から平成19年度に要請がございました。

次に、東埠頭の多目的ターミナル整備事業の目的と経過についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、沖縄経済の自律的発展を図るための拠点として、流通機能及び生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備しております。

東埠頭の中で国直轄で実施している区域については、新港地区立地企業の物流効率化を図り、さらに企業進出促進を図る観点から多目的国際ターミナルとして整備しております。

工事の進捗については、平成4年度から着手し、こ

れまでに水深11メートル岸壁の整備や泊地しゅんせつ等を実施しており、平成20年代前半に供用する予定であると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 中城湾港新港地区について、特別自由貿易地域の分譲が進まない原因と港湾整備完成年度の説明についての質問にお答えします。

特別自由貿易地域の分譲用地には、平成21年5月末現在で分譲済みは2.1%、買い取り条件つき賃貸を含めた分譲率は6.9%となっております。

分譲が進まない原因としては、分譲価格が高い、本土市場から遠隔で物流コストの負担が大きいことなどが考えられることから、沖縄県としては、分譲価格の減額制度、物流支援事業に加え企業立地サポートセンターによる日常的な操業支援など、さまざまな取り組みを行っているところであります。

また、港湾の整備については、西埠頭は平成3年から平成6年にかけて供用しており、東埠頭につきましては、平成22年度に一部供用開始する予定であると進出企業に対し説明してきております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 2007年のうるま市における米国籍男児死亡事件についてであります。

先ほど県警からは、米側から捜査資料の提供はなかった、捜査資料の提供もしてないということです。新たに沖縄で捜査があったとは考えにくいわけです。しかし米本国では起訴された、ちょっと不思議な気持ちになりますね。知事の言葉で言えば、ちょっと胸にすんと落ちてきません。

実は、去る5月14日ですが、米軍人の刑法犯における起訴あるいは不起訴の統計というのが法務省から発表されています。この事件があった2007年、不起訴率は実に約86%、翌年の2008年は90%を超える不起訴率であります。

先ほど国会答弁から、一次裁判権の放棄はなかったということですが、日本人の刑法犯の起訴率は約50%ということです。90%や80%、40%や30%も開きがあ

るこの実態に、基地が集中する沖縄においてたくさんの米軍との関係があります。この事件もそうですが、やっぱりこの数字をもって改めて地検や国に対してこの刑法犯に対する検証、そしてこの事件についても改めて知事は県民の権利とか安全を守る立場からしっかり警察や国、地検、当局にこの検証を強く求めていくべきじゃないかということで再質問を伺います。

それから、福祉保健部長に伺います。

八重山の事件について、質問をしましたが答弁いただきました。この通告をしたときに、やっぱり二度と同じような事件が起きないようにと議論をしたかったんです。しかし、通告の後、先ほど部長が答弁したように、八重山石垣で本当に悲しい事件が起きてしまいました。この検証が生かされたのかどうか、非常にこの八重山の事件とうるま市の事件は似ているんです。

数カ月前に迷子として保護された、しっかりと一般の人に保護されています。しかし、児相として対応がとれなかった。救えた命が、本当に助けられたんじゃないか。あるいは石垣の方では、傷つけられなくても済んだんじゃないかという気持ちでいっぱいです。同じような年ごろの子供を育てる親の立場としても、とてもこれは悔しい思いをしています。

きのう、初期対応に、初動体制についての部長コメントがありましたが、2005年に1歳半の児童が虐待死してしまう。その後、いろいろ提言を受けたりして対策が練られたようです。そのわずかに後にうるま市の事故です。そして今回の八重山の事件です。

先ほどコザ児相での一時保護施設の件もありましたが、しっかりと担当部として施設整備、そういうものができているのか。あるいは今回の八重山の分室においては、職員は兼務の職員が4人、全体で6人という数が報道されていますが、その人員の体制も含めて整っているのか。この両方の事件においても一時保護した一般の人たち、あるいはその判断を下してしまった児童相談所の人たちにとっても本当に苦しい思いをしていると思います。これも県がそういう体制をとり切れなかったばかりに苦しい思いを、責任を負うというような形を負わせてしまっていないかというふうなことで、改めてコザ児童相談所の一時保護施設の設置も強く要求しますが、八重山の事件に対して職員の体制、あるいは今回は分室について、養護施設ということで、仮にそこに一時保護をしているということでありましたと報道で聞いていますので、その辺、福祉保健部長の答弁をいただきたいと思います。

それから、津堅島沖のパラシュート訓練ですが、

きょう、うるま市の市議会最終本会議で抗議の決議がなされたようです。県が出している「沖縄の米軍基地」、うるま市の津堅島水域については、うるま市の市議会も指摘しておりますが、5・15メモによって「訓練場」とだけの記述になっており、水域は水陸両用訓練に使用するとあり、パラシュートの降下訓練には触れていないと。あるいは「訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。」というふうにされているんです、5・15メモで。実際、そこは漁業がされたり船が行き来する地域であります。今回通告がなかったという点を言ったわけですが、その点についてもあるいは訓練の通告についてもその後の報道からは好意的なものだと、津堅島の水域については。そういうふうな報道もありますので、その点について、うるま市議会、強く抗議して改善を求める決意があります。足並みをそろえて県もそういう立場にあるのか伺います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時0分休憩

午後7時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 再質問、2問お答えいたします。

まず、米軍人等の刑法犯のうち不起訴率が県民と比べて高いんじゃないかという御指摘だったと思いますが、米軍人等の不起訴に関する報道については承知しておりますけれども、那覇地方検察庁によりますと、米軍構成員等による事件について、我が国が有する第一次裁判権の運用においては、これまで警察官において法と証拠に基づき厳正公平な捜査・処理を行ってきたところであり、当然のことながら日本人による事件と米軍構成員等による事件とで起訴すべきか否かの判断に差はないということであります。

次に、津堅島訓練場水域におけるパラシュートの降下訓練についてでございますけれども、米軍の演習については、昭和47年5月の日米合同委員会合意に基づき、米軍は7日前までに沖縄防衛局に通告することとされており、同局は県・関係市町村及び漁業、警察等に通告内容を通知しております。

同日の訓練につきましては、6月2日に沖縄防衛局から一般演習を行う旨の通知がありました。また、パラシュート降下訓練ということじゃなくて、一般演習の中に降下訓練が入っているということでもあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、うるま市における男児死亡事件と今回の石垣市の事件につきましては、やはり最初に子供の安全確認、現認がなされてなかったこと、それと虐待という意識に至らなかったという初期対応にやはり不適切な部分があったということで、過去の経験が生かされなかったということで非常に遺憾に感じて大変申しわけなく思っております。

今後は、これらの事件の検証を、石垣市におきましての事件の検証を今後またやっていくことになりますが、その中で職員体制等も含めて今後どうすることがもっと対策を徹底していかなきゃいけないのかということを検証しながら、もう二度とそういうことが繰り返されないように努めていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 福祉保健部長、この通告をきっかけに2005年の件、2007年の件、今回の事件も22日に行われた委員会を傍聴しました。同じような答弁が繰り返されているんですね。本当に残念。そういう意味では危機的な状況、一刻を争う状況に対応できる体制づくりをしっかりとおつくりいただきたい。

それから、事件以来、まだ子供は意識が戻らず重体の状況であるようです、きょうもちょっと確認しましたが、ぜひ早い回復を求めるような言葉がいただければと思います。

それから知事、公平な捜査を行っている、判断をしているというそういう発言のようですが、実際数字が違うんですよ、僕が申し上げたように。その数字をもって改めて検証すべきと強く申し入れるべきじゃないかと言っているんです。先ほどのうるま市の事件も含めて、こちらで不起訴になったものが本国で起訴されているわけですから、不審に思うのは当たり前だと思いますので、その数字をもって改めての検証を強く求めていくべきじゃないかということですのでもよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の御質問は、確かに我々も何でこういう不起訴率の差が出てくるかという疑問をきちっと検証せよとこういうお話で、我々もそうだなという感を持っておりますので、もう一度こ

れはよく検証といいますか、調べてみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再々質問にお答えいたします。

今後、石垣の事件等につきましても改めて検証させていただきますが、被害に遭った児童については一日も早い回復を願っております。

それと、分室の体制につきましても、中央児童相談所本所からの支援を含めた方策の検討を行っていきたいと考えております。

また、コザ児童相談所への一時保護所につきましても、今回の事件を受けて、また外部専門家による検証も行っていくしますので、その提言も踏まえて改めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、こんばんは。

最後ですのでよろしくお願いします。

社大・結の会、瑞慶覧功です。

月日がたつのは早いもので、県議会議員となつてちょうど1年になりました。振り返って少し感想を述べたいと思います。

議員経験もない、そして性格的にもちょっと人見知りをするというところで、最初のころは不安も感じましたが、会派の皆さんや委員会の皆さんとの交流や研修活動で、少しずつ雰囲気にもなれて有意義な活動を行うことができました。心より感謝申し上げます。

本会議の感想としましては、議員の皆さんお一人一人が本当によく勉強なさっているなど感心させられます。知事や執行部に対するその的を射た鋭い突っ込み、中には皮肉にしかとれないような場面もあるわけですが、私も早く原稿を見ないで的を射た突っ込みや、中身のある皮肉を言えるようになりたいと思います。

それから知事を拝見しておりますと、何でこんなに突っ込まれたり皮肉られたりしながらも、大変な思いをして不思議に思うんですね。まだ電力にいらした方がよかったのではないかなと同情します。しかし、みずから選ばれた道ですので、来年の12月までは体に健康に留意されて頑張っていたきたいと思います。

では、質問に入ります。

初めに、基地問題について。

(1)、知事は6月の定例記者会見で、嘉手納基地への

F22戦闘機の再配備について負担軽減に向けた具体的な対応策を政府に求めるとしているが、具体的にどのような対応をされるのか見解を伺う。

(2)、去る2月27日、新嘉手納基地爆音訴訟の判決が出されたが、判決について知事の見解を伺う。

(3)、在沖米軍関係者4万416人のうち、基地外居住者が1万1810人で30%近くに上る。市町村の実態を把握しているか。そして月20万から30万とも言われる家賃はだれが支払っているのか。

(4)、基地外居住の米軍関係者は、住民登録をし、車庫証明の手続をする必要があるのではないかと、見解と実態を問う。

(5)、基地内住宅の実態と入居率を問う。

(6)、米軍関係者の危険なペット犬の管理について、県は市町村と連携を図って対応すべきではないか。

(7)、北谷町の砂辺地域は基地外基地化して問題になっていますが、知事は視察されたことがあるか。あれば所見を伺います。

(8)、新型インフルエンザ対策について。

ア、米軍基地から直接入る軍人・軍属の実数を把握しているか。

イの対策については割愛します。

(9)、国会で糸数慶子参議院議員の基地内のアスベスト使用についての質問主意書に対する政府答弁書で、政府は「具体的な施設名は明らかにできない」としているがなぜか。安全上、県は求めていくべきではないか。

2、労働行政について。

経済労働委員会では、6月8日に「沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情」に関連して、陳情者を参考人招致し意見交換を行い、開発校の現場を視察しました。ほとんどの委員は、開発校の雇用対策機関として果たす役割の大きさを実感したと思います。同時に、指導体制、人事のあり方に疑問を持っております。

伺います。

(1)、沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇いどめの問題について。

ア、県立職業能力開発校の果たしてきた役割を知事はどう評価されているか、見解を伺う。長くて3年の雇用条件で、資格を満たす指導員が集まるか疑問です。

イ、来年の3月いっぱい非常勤講師を10人解雇し、欠員をどのように補充するつもりか。補充できない場合はどうなさるのか。

3、農林水産業の振興について。

(1)、耕作放棄地の対策について。

ア、県内地域ごと（南部・中部・北部・宮古・八重山）の耕作放棄地の実態は。

イは割愛します。

ウ、地域協議会未設置市町村の対策は。

(2)、北中城村のアーサ養殖について。

ア、例年と比較して、ことしの県内の生産高と北中城村の生産高は。

2月の定例会において、アーサ不作と泡瀬地区埋立工事の因果関係について、今後、北中城村側の環境調査について国と調整をして検討をしていきたいとの答弁でした。

伺います。

イ、埋立事業の影響がないことを立証するための環境調査はなされたのか。

4、国際交流について。

私たち社大・結の会派は、3月下旬に3泊4日で石垣市、竹富町、与那国町の八重山圏域と宮古圏域を視察し、八重山圏域では行政サイドとの意見交換を行いました。

与那国町は日本最西端の町です。台湾からわずか111キロしか離れていません。かつて台湾の貿易で栄え1万2000人もいた人口が、現在は約1600人、8分の1に減っています。町は、国境交流に活路を見出そうと頑張っております。

2007年4月には、全国の自治体で初めて台湾に事務所を設置、昨年7月には町の国境交流事業が国の「地方の元気再生事業」に選ばれ、5000万の事業費で2月から姉妹都市の花蓮市と空路で3往復し、国境交流を成功させています。

(1)、八重山圏域と台湾花蓮市の交流について。

ア、八重山圏域と台湾の花蓮市が4月15日、「国境交流推進共同宣言」に調印した。知事の所見を伺う。

イ、航空路迂回改善の要請に対し、知事は積極的に取り組むべきと思うが、所見を伺う。

ウ、八重山圏域中学生の修学旅行、海外も補助対象への要請に対する見解は。

(2)、8月14日から16日開催予定の「2009沖縄伝統空手道世界大会」の進捗状況と、当初3500万円の予算が2000万円になった理由は。

(3)、沖縄国際映画祭について。

去る3月19日から22日の4日間北谷町において開催され、おかげさまで大成功をおさめることができました。2月議会では、県内外から約1000名、県内を含め4日間での総観客数は約7万5000人を見込んでいたとの答弁でしたが、ア、県外からの来沖者数と観客動員

数は幾らか。

イ、2010年の開催予定は。

5、社会問題について。

この自殺対策につきましては割愛します。玉城議員の答弁にありましたので割愛をします。

6、地域の課題について。

(1)、河川改修工事について。

白比川の上流は、1本は沖縄市、もう1本は北中城、中城村となっており、大雨になると北谷町域では川がたびたびはんらんし、農作物を洗い流し、住宅浸水や川沿いの道路の決壊も起きています。

ア、北谷町を流れる県の二級河川・白比川改修事業のおくれの原因は。

イ、たび重なる洪水被害への対策は。

7、福祉行政について。

(1)、県の保育所認可がペースダウンした原因と待機児童解消の目標は。

8、我が会派の代表質問との関連について。

(1)、ケビン・メア在沖米国総領事のたび重なる県民を軽視した言動に対し、知事は県民を代表して抗議するべきではないか、見解を伺う。

(2)、沖縄返還密約について。

ア、佐藤栄作元首相は、県民、国民、世界じゅうの人々を欺きノーベル平和賞を受賞したことになり、賞に値しないと思われるが、知事の見解を問う。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題の中で、F22戦闘機再配備への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県といたしましては、今後とも引き続き日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用など、嘉手納飛行場周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく基地問題の中で、砂辺地域の視察についてという御質問にお答えいたします。

現地視察につきましては、私は、これまで嘉手納飛

行場及び普天間飛行場を含む各米軍施設を視察をし、基地から派生するさまざまな問題の実情の把握に努めてきたところでございます。

北谷町砂辺地区につきましては、基地外居住者の増加に伴う問題が起きていると聞いており、私も状況を把握していきたいと考えているところでございます。

農林水産業に係る御質問の中で、耕作放棄地の対策について答弁させていただきます。

耕作放棄地の対策につきましては、19市町村で地域耕作放棄地対策協議会を設置をし、雑木等の除去、土壌改良、ハウスの整備や農地の利用調整などを行っております。

平成20年度におきましては18.3ヘクタールが再生整備され、さとうきび、パイナップル、シマナー、ソバなどが作付されております。また、地域協議会未設置の市町村につきましては、事業説明会等を開催し、7市町村で設立を予定いたしております。

沖縄県としましては、関係機関と連携をし、平成23年度を目途に350ヘクタール程度の耕作放棄地の再生利用を進めてまいる所存でございます。

次に、八重山圏域と台湾との交流推進に係る御質問にお答えいたします。

ことし4月15日に船舶や航空機の定期便の開設や相互往来による生活圏構築などを目指す「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏国境交流推進共同宣言」が発表されました。

これは、これまでの与那国町と花蓮市、そして宜蘭県蘇澳鎮と石垣市という姉妹関係が台湾東部と八重山圏域という圏域的な観光経済圏へと発展する基礎がつけられたものと理解をいたしております。

県といたしましては、今後とも台湾との人的・経済的交流の促進を図りたいと考えているところでございます。

次に、国際交流に係る御質問の中で、沖縄国際映画祭の来沖者数、観客動員数などなどの御質問にお答えいたします。

この御質問は、4の(3)のアとイが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

第1回の沖縄国際映画祭は、国内外から500人を超える映画監督、俳優、マスコミの方々のほか、多くの観客が来沖いたしました。また、4日間の開催期間中の観客動員数は11万人を数え、大きな盛り上がりとなりました。

第2回の沖縄国際映画祭は、来年3月中旬から下旬にかけて開催され、期間の拡大を初め、海外の映画祭との連携を図るなどさらなる内容の充実が予定さ

れております。

次に、メア総領事の言動に係る御質問にお答えいたします。

報道で伝えられる総領事の発言は、沖縄の基地形成の歴史的経緯や、今なお沖縄県に存在する広大な米軍基地に対する県民感情に配慮を欠いている面があるのではないかと考えているところでございます。

次に、佐藤栄作元首相に関する御質問にお答えいたします。

佐藤栄作元総理は、非核三原則や東アジアにおける平和の増大への貢献を理由としてノーベル平和賞を受賞されたと言われております。

佐藤元総理のこのような御功績がノーベル委員会によって評価されたものと理解をいたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、新嘉手納基地爆音訴訟の判決についてお答えいたします。

県としても、今回の訴訟を大きな関心を持って見守ってまいりましたが、損害賠償請求の範囲がW値（うるささ指数）75以上となるなど、原告の皆様の主張の一部が認められた判決になっております。日米両政府は、この判決を踏まえ、嘉手納飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

県としては、今後とも引き続き日米両政府に対し、嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく基地問題で、基地外居住者の実態等についてお答えいたします。

県内における米軍人等の施設・区域外居住者の人数については、防衛省から市町村別の居住者数が公表されております。また、米軍によると、基地外居住者に対しては、米国政府予算により住居手当が支給されているとのことでもあります。

同じく基地問題で、米軍人等の住民登録についてお答えいたします。

日本国籍を有しない者については、住民基本台帳法第39条により、同法に規定する住民基本台帳への記録等、同法を適用しないこととなっております。

また、外務省によると、米軍関係者が外国人登録をしていないことについては、日米地位協定第9条第2項の「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家

族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。」との規定により、外国人登録法の適用から除外されるとのことでもあります。

同じく基地問題で、基地内住宅の実態と入居率についてお答えいたします。

政府は、平成20年3月、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、「米側から、平成20年1月31日の時点で、沖縄県に所在する施設及び区域については、米政府が建設した住宅も含め、8139戸の住宅があり、そのうち6484戸に米軍の構成員等が入居しており、その入居率は約8割であるとの説明を受けている。」と答弁しております。

同じく、米軍基地から出入りする軍人等の実数についてお答えいたします。

県は、防衛省及び在沖米軍から、年1回、軍人・軍属・家族の人数等について情報提供を受けておりますが、県外の基地等から直接県内の米軍基地に入る人数については公表されておられません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 基地外居住の米軍関係者の車庫証明手続についてお答えいたします。

基地外に居住する米軍人・軍属などの車庫証明手続につきましては、平成16年の日米合同委員会の合意により、同年9月1日以降は車両の保管場所が米軍の施設・区域外にある場合には、我が国の車庫法に従って車庫証明書を取得することとなっております。

車庫証明については、申請された保管場所が適正に確保されているかを調査、証明するものでありますから、法律上に定められています車庫証明の申請時に提出される書類の様式には申請者の氏名、保管場所の位置、車両の規格が必要項目として記入されておりますが、職業は記載事項となっておりませんことから、申請者が米軍人・軍属なのかは把握できません。

また、車両の登録ナンバーにつきましては、車庫証明取得後に陸運事務所において登録されますことから、その実態については把握できません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 基地問題についての質問の中の、米軍関係者が飼っている闘犬種等の管理への対応についてお答えいたします。

米軍関係者が飼っている闘犬種を含め放し飼い等、管理が不適切な犬について、日ごろから沖縄県動物愛

護管理センターが市町村や県警と連携して捕獲を実施しております。あわせて飼い主に対する指導も行っており、平成21年5月に沖縄市でピットブルが逸走した案件を受け、県では、同年6月に在日米軍沖縄調整事務所長あて闘犬種を含む犬の適正な飼い方について指導を徹底するよう文書で依頼したところであります。

続きまして、福祉行政の御質問の中の、保育所認可がペースダウンした原因と待機児童解消の目標についてお答えいたします。

私立保育所の認可につきましては、平成18年度に17カ所、平成19年度に11カ所、平成20年度に8カ所となっております。

認可数が減少している要因としては、保育の実施主体である市町村財政が厳しい状況下にあることが考えられます。

平成20年11月に実施した待機児童実態調査では、保育所定員を平成20年4月時点より5400人程度ふやすことができれば、待機児童の解消が見込まれるという調査結果を得ております。

待機児童の解消については、平成20年度に保育所入所待機児童対策特別事業基金及び「安心こども基金」が設立されており、各市町村に対し、これら基金を活用した保育所の創設等を働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題との関連で、アスベストが使用されている施設名についての御質問にお答えいたします。

本件に関する系数参議院議員の質問において、国は、提供施設整備によりキャンプ・コートニー、嘉手納飛行場及びキャンプ瑞慶覧に建設された通信所等4棟の天井等に、建設当時、石綿含有率が5%以下の吹きつけロックウールが使用されていたと答弁しております。

さらに、具体的な施設名について沖縄防衛局に問い合わせたところ、米軍の施設の機能に関することでこれ以上は公表できないとのことでありました。

県としましては、アスベストに係る工事等が行われる際には、国内法令に準拠した通知を行うよう、関係機関へ申し入れを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 労働行政について、

職業能力開発校の役割等についての御質問にお答えします。

県立職業能力開発校においては、施設内での訓練のほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しております。

平成19年度においては、597名の入校者に対し、職業に必要な技能・知識を習得させることにより、就職率が84%になるなど雇用情勢の改善に重要な役割を果たしていると考えております。

次に、同じく非常勤講師の補充についての御質問にお答えします。

来年3月末で任期満了となる非常勤講師は10名おりますが、その後任の確保については、早期に公募を行うとともに、関係機関へ周知を行っていきたいと考えております。

また、欠員が生じないように、人材の確保を容易にするため、職業訓練指導員免許に関する周知や、職業訓練指導員試験の実施などにより、免許保持者をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、耕作放棄地の地域別の実態についてお答えします。

平成20年度の耕作放棄地全体調査の結果によりますと、沖縄県の耕作放棄地は2950ヘクタールで全耕地面積の7.5%となっております。

地域別では、北部地域が992ヘクタールで、全耕作放棄地面積の33.6%、中部地域が589ヘクタールで20%、南部地域が543ヘクタールで18.4%、宮古地域が476ヘクタールで16.1%、八重山地域が350ヘクタールで11.9%となっております。

次に、同じく北中城村のアーサの生産状況についてお答えいたします。

平成21年のアーサの生産量は、漁協からの聞き取り調査によりますと、県全体で80トン、北中城村では20トンとなっております。これは、過去5年間の平均生産量に対し、県全体では81%、北中城村では40%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 農林水産業の振興について、養殖アーサに係る環境調査の実施についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立工事に当たっては、濁りの流出を防止するため、汚濁防止膜を二重に展張しております。また、工事による影響を監視するため、汚濁防止膜の内側と外側及び埋立地周辺において水質調査を定期的を実施しております。

調査結果によると、工事現場からの濁りの流出は確認されていないことから、北中城村の養殖アーサ不作と工事の因果関係はないものと考えておりますが、これまで実施していない北中城村側における調査の必要性について、現在、検討しているところであります。

次に、国際交流について、航空路迂回改善の要請についてお答えいたします。

航空機の航空路は、国際民間航空機関の基準により定められており、国の専権事項となっております。

県としても、要請のある新たな航空路が設定されることにより、台湾東部と八重山圏域の人的交流が促進され、観光産業を中心とした両地域の発展が期待されるものと考えております。そのため、関係部局と連携し、どのような形で支援できるのか検討していきたいと考えております。

次に、地域の課題について、白比川改修事業についてお答えいたします。

白比川は、国道58号から上流大村橋までの整備区間約1キロメートルについて、平成13年度に事業着手し、平成20年度までに米軍施設用地を含め用地買収は完了しております。

県は、平成19年3月に米軍施設用地の返還申請を行っておりますが、米軍施設内にある建物の移転交渉について協議が難航しており、工事は未着手であります。

今後とも、地元北谷町の協力を得ながら、早期に整備ができるよう米軍や関係機関と協議を図っていく考えであります。

同じく、洪水被害への対策についてお答えいたします。

現在、米軍施設内にある建物の移転交渉が難航していることから、当面の措置としては、現河道の護岸のかさ上げや河床掘削など、出水時に対処するための暫定的な工法を検討しているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、国際交流についての御質問で、修学旅行の補助対象についてお答えいたします。

県内の中学校で実施される修学旅行の見学地につき

ましては、「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」に基づき、九州の範囲内で実施することとなっておりますが、所管の教育委員会において、特別な事情があると認めた場合には見学地の見直しができることとなっております。

修学旅行は、特別活動の「旅行・集団宿泊的行事」として学習指導要領に位置づけられており、そのねらいを達成するために、生徒の心身の発達に応じた日程や健康安全を確保するとともに、保護者の経済的な負担等を考慮する必要もあります。

そのため、今回の要請につきましては、当該市町村教育委員会の意見を十分に聞くなど、調整してまいりたいと考えております。

次に、空手道世界大会の進捗等についてお答えいたします。

「2009沖縄伝統空手道世界大会」には、世界43カ国から842名、県外からは166名の参加申し込みがあり、県内参加者を含めると6000名を超える盛大な大会が開催される見込みであります。

これまで沖縄県代表選手選考会や大会50日前イベント等を開催するなど、大会本番に向けて機運の醸成を図っております。

実行委員会予算については、当初、3500万円を見込んでおりましたが、その後の見直しにより2800万円となり、このうち2000万円が県補助金となっております。

今後、大会実施本部の設置及び総合リハーサルを計画するなど、大会の成功に向けて万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

基地問題についてですけれども、米軍関係者の30%近くが民間地域に住んでいて、そして、その家賃は先ほど米政府から出ているというふうにおっしゃっていましたがけれども、どう考えても今アメリカは軍事費の削減を図っているわけですから、あんなに基地の中は20%近くも空いている状況でそれだけのお金を出すとは思えない。また日米両政府、得意の密約というのはあるのかなと思っています。

伺います。

去年の質問の中でもあったんですけれども、基地外居住許可は、基地内住宅の居住率が95%に達しない限りは許されないと国会答弁されています。

伺います。

許されないというのであればチェックする機関があるはずですが、どこの管轄になっているか。この問題はとても追及しづらい問題です。なぜなら、ローンや生活のために米軍関係者に家を賃している町民もいるからです。しかし、最近では町外や本土の人間が投資目的で米軍関係の住宅を建てていると。新しく大きい。そして家賃は、だれかがほとんど出してくれる。ということで、古い住宅から新しいところへ引っ越すという現象も起きているわけです。

基地外住宅は宣撫工作の一環だと思うんですけども、でもどうせやるのなら、日ごろ迷惑をかけている地元の人間を対象にすべきだと思います。しかし、基本的には今の基地内住宅を空き家にしたりやり方は、税金の無駄遣いにほかなりません。先ほどもありました、1年前の答弁でもありましたけれども、8139戸の住宅のうちの8割、6484戸が入っていて、空き家が1655戸もあると。これは平均家賃25万で計算しますと5億円近く――1年ですね――無駄にしている計算になるわけです。

基地外住宅についてですが、民間地域に住むのであれば、当然、日本の法律に準じた手続を踏むべきではないでしょうか。米軍関係の大きな事件・事故絡みで日米地位協定がクローズアップされますけれども、日常の基本的なルールさえ守られてない現実が問題だと思います。

伺います。

米軍関係の基地外居住者のいる市町村との意見交換と、その対策はどうなっているか。そして知事、先ほど、まだごらんになってないと思うんですけども、知事にはぜひ砂辺の基地外基地の状況を視察していただきたいと思います。

基地問題が改善されない原因は、やはり日米地位協定にあると思います。沖縄の負担軽減を言うなら、日米地位協定の抜本的見直しが不可欠です。働きかけや交渉を繰り返すばかりではなく、よく粘り強く交渉すると、あるいは働きかけていくということの答弁が多いんですけども、やっぱり効果が見られないでは同じことを繰り返してもポーズに受け取られてしまうのではないかと。やっぱり両政府を突き動かすために具体的な県民運動を取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。知事の見解を伺います。

北中城村のアーサ養殖についてですけども、生産高が例年の半分以下、20トンまで落ち込んでいると。価格にすると1000万以上のマイナスになると思います。

6月3日の新聞によると、内閣府は環境調査で水質

汚濁は確認されていない、地元の漁民も原因がわからないとしており、工事の影響ではないと考えているとの見解を示したとあります。

先ほどの答弁を聞いていますと、県も同じ認識のようですけども、私が前回の議会で強く求めたのは、従来やっているそういう監視的な調査のことを言っているわけじゃないんですね。潮の流れの変化とか、あるいは養殖網に付着した泥の成分を分析するとか、そういうことを影響がないとするならば、それを立証すべきだということを言ったわけです。

やはりそれはぜひ、今から検討するというような話で何の前進もしてないので、これはおかしいんじゃないでしょうか。

もう時間がないので、最後に、ケビン・メア総領事の言動には多くの県民が怒っています。知事に更迭運動の先頭に立ってほしいとは申しませんが、沖縄の尊厳にかかわる問題は党派を超えて一丸となって目的を果たすまで主張し続けなければならないと思います。

日米地位協定、教科書問題、不発弾問題に対する政府の対応には誠意が見られません。沖縄問題をうやむやにさせないために、今こそ沖縄の尊厳をかけて県民は立ち上がるべきではないでしょうか。これは意見として終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時57分休憩

午後7時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の再質問に答弁させていただきます。

この砂辺地域を視察せよという御下命ですが、これはぜひ視察したいと考えております。

それから次の地位協定、その他についても、日米両政府にただ粘り強く要請する、要求するというだけではなかなか実効が出ないではないかというような、確におっしゃるとおりでして、これはある意味で文字どおり実効性ある措置というのをいろいろ考えて取り組んでまいりたいと思いますが、いずれにしても県議会の先生方と手を組んで、実効性ある措置というのをやっぱり編み出していく必要があるなど、つくづく考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 在日米軍が基地外に居

住するときの基準は何かというお尋ねでございました。

それぞれに空軍・海軍・陸軍それから海兵隊等々基準がございまして、例えば空軍ですと、兵長から3等兵までの単身者であって配属が3年に満たない者、及び特定重要配置に配属される者を除くすべての軍人というふうにそれぞれの軍ごとに基準があるようでございます。

それから基地外居住者について、今の問題含めてなんですけれども、市町村と意見交換を行う必要がないかというお尋ねでございました。

米軍基地から派生する問題の解決に向けては、県と米軍基地を抱える市町村で構成する軍転協で協議しているところであり、基地外居住者の問題につきましても意見交換を行っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 北中城村における調査についての再質問にお答えいたします。

北中城村側における環境調査については、現在検討中であります。いまして時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時2分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 6 月29日

平成21年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成21年6月29日（月曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第5号

平成21年6月29日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
甲第2号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
甲第4号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第4号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
乙第7号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
乙第10号議案 専決処分の承認について
乙第11号議案 専決処分の承認について

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	13 番	當 山 眞 市 君
副議長	玉 城 義 和 君	14 番	吉 元 義 彦 君
1 番	上 原 章 君	15 番	座喜味 一 幸 君
2 番	島 袋 大 君	16 番	佐喜真 淳 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	17 番	玉 城 満 君
5 番	平 良 昭 一 君	18 番	仲宗根 悟 君
6 番	仲 村 未 央 さん	19 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
8 番	渡久地 修 君	21 番	新 垣 清 涼 君
9 番	瑞慶覧 功 君	22 番	山 内 未 子 さん
10 番	上 里 直 司 君	24 番	前 島 明 男 君
11 番	奥 平 一 夫 君	25 番	新 垣 良 俊 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	26 番	仲 田 弘 毅 君

27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

3 番 中 川 京 貴 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 監 視 官 棚 原 政 忠 君
 秘書広報統括監 黒 島 師 範 君
 総 務 部 監 視 官 鎌 田 佐多子 さん
 財 政 統 括 監 視 官 金 武 正八郎 君
 教 育 委 員 会 長 安 里 昌 利 君
 職 務 代 理 者 黒 木 慶 英 君
 教 育 長 比 嘉 久 晶 君
 公安委員会委員 伊 礼 幸 進 君
 警 察 本 部 長 又 吉 春 三 君
 労 働 委 員 会 長 伊 礼 幸 進 君
 事 務 局 長 又 吉 春 三 君
 人 事 委 員 会 長 伊 礼 幸 進 君
 人 事 局 長 伊 礼 幸 進 君
 代 表 監 査 委 員 伊 礼 幸 進 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 11 号議

案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 一般質問を行います。

日米両政府の密約がアメリカの公文書で明らかになり、日本政府のかつての関係者も真実を述べています。核持ち込みについては、4 名の外務省事務次官経験者がその存在を認め、外務官僚が信頼する橋本、小

淵等の首相、外相には報告したと述べています。

また、沖縄返還に際する密約も2006年に返還交渉の当事者であった当時の北米局長が密約の存在をマスコミで証言しました。しかし、日本政府はいまだに密約の存在を否定し続けています。そのため、東京地裁裁判長から国側に対し、密約がないのであれば米国側の文書はどう理解するのかと厳しく質問されています。日本政府は、密約を開示すべきだと思います。

伊芸被弾事件については、吉田議員が2月定例会で、「弾は米軍のものだが、だれが撃ったのかいまだに不明という。アンヤレー、ウレー恩納連山に潜む「キジムナー」がはげ山にされたこれまでの恨みを晴らすために弾を撃って警告をしたんだらうか。」と述べ、「沖縄の伝統文化に基づいてユタさんに犯人捜しをお願いする以外にはないのではないか。」とまで述べています。

6月16日金武町議会は、キャンプ・ハンセン内レンジ7を含む伊芸地域の基地を全面撤去すること等の要請決議をしています。警察、政治、行政が力を結集し、解決したいものです。

嘉手納基地の騒音、爆音も負担軽減どころか、外来機がふえて以前よりひどくなっていると地元の中川議員から聞いております。中川議員には、米軍になめられてはいかん。騒音の激しい嘉手納、北谷両町で大規模な抗議集会をしたらどうかと私の方から闘うことを提案しています。

環境影響評価は、アセス逃れを画策し、後出しに次ぐ後出しを続け、オスプレイ隠しや県知事意見の複数年調査も意図的に無視しています。県は厳しい姿勢で臨むべきです。

農林水産部は、県営林道開設費に関する県民意見を6カ月以上も公表しませんでした。とりわけ2月定例会前に公表しなかったのは、議会の追及逃れと予算を通すためのこそくな手段ではないかと思います。

そこで質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、名護市真喜屋区の米軍セスナ機墜落事故で散布された消火剤による土壌汚染の調査費約45万円を日本政府が負担したことについて知事の所見を伺いたい。

(2)、今年度の知事訪米について、渉外知事会での訪米及び単独訪米の時期と要請内容を伺いたい。

(3)、(4)は取り下げます。

(5)、米国において日米両政府の密約文書が開示され、当時の外務省の責任ある高級官僚たちが密約の存在を認めているにもかかわらず、日本政府は否定し続けている。その中には沖縄返還にかかわる密約もあ

る。日本政府の対応について知事の所見を伺いたい。

2、基地問題について。

(1)、伊芸被弾事件について。

ア、米軍側は事件発生日は12月11日とし、3月に発表した最終報告書で米軍と被弾事件は無関係としていた。警察庁の西村審議官は衆院外務委員会で、「県警が12月10日と説明し米軍側の理解を得たと承知している」と答弁したが、米軍側は伊芸被弾事件について米軍演習によるものと認めているのか。

イ、事件発生日を12月10日と確認できたことを受けて後、県警は基地内立入調査を実施したか。

ウ、県は、演習の中止を含む訓練内容の見直しを求めているか。

(2)、嘉手納町が屋良で測定している08年度の騒音発生回数は、この5年間で最多を記録しているとのことである。県は、負担軽減が実現していると考えているか所見を伺いたい。

(3)、嘉手納町が要求している基地使用協定について、日本政府は米側と交渉していないとのことである。政府の姿勢について県の所見を伺いたい。

(4)、環境影響評価について。

ア、オスプレイ配備は、米軍ではSACO以来公然の事実である。オスプレイ隠しのアセスについて県の所見を伺いたい。

イ、1700万立方メートルの海砂使用について、採取区域及びその周囲の概況等を明確にしアセスを行うべきではないか、県の所見を伺いたい。

ウ、ジュゴンについて複数年調査を求めるべきではないか、県の所見を伺いたい。

エ、辺野古沿岸域のジュゴンの個体、個体群の維持及び沖縄県全体のジュゴン個体群の維持についての予測・評価はされているか。県は、ジュゴン個体群の維持についての予測・評価を求めるか所見を伺いたい。

オ、昨年3月10日の予算特別委員会で私の方法書やり直しについての質問に対し、「新たに埋立区域となる部分の面積が修正前の埋立区域の面積の20%以上であることが要件」と答えました。去る4月18日の新聞報道によると、県は町村信孝官房長官（当時）との水面下交渉で55メートルの2段階修正で110メートルの移動を求めたとのことですが、事実か伺いたい。また、55メートルの2段階は環境影響評価の範囲内修正（面積20%以内）が理由か伺いたい。

カ、最新の世論調査によると普天間飛行場代替施設建設に伴う環境影響評価について、防衛省の「環境に及ぼす影響は総じて少ない」との説明に対し、「納得できない」80%、「納得できる」7%となっている。

圧倒的多数の県民が「納得できない」と回答している事実について県の所見を伺いたい。

3、観光振興について。

(1)、世界同時不況と新型インフルエンザで沖縄観光が厳しい状況にある。今年度予算の沖縄観光特別対策事業費の3億500万円を有効な施策に充てることが求められている。3億500万円の主な用途について伺いたい。

(2)、海外富裕層の誘客について。

ア、中国の沿岸地域及び内陸部の富裕層への宣伝誘客活動について伺いたい。

イ、ロシアの富裕層への宣伝誘客活動も今後重要になると思う。ロシア富裕層への誘客活動について伺いたい。

(3)、県内では、英語、中国語、ハングル語、スペイン語の語学研修が長年実施されており、アメリカ、イギリス、中国、韓国、スペインで語学を学んだ人材も豊富である。しかし、ロシア語の人材は皆無に近い。ロシア語人材の育成も必要と思う。県の所見を伺いたい。

4、林道建設について。

(1)、県営林道開設費に関し、県民意見（パブリックコメント）の内訳や件数を長期間公表しなかった理由を伺いたい。また、県民意見の内容、内訳、件数について伺いたい。

(2)、森林緑地課が県文化環境部や環境省に意見照会を求めたことに対する回答（意見）の要旨を伺いたい。

(3)、林道建設実施の県方針は、県民意見及び県文化環境部や環境省の意見を踏まえた上での判断か説明を求める。

5、我が会派の代表質問との関連について質問します。

当銘議員の農業問題との関連、食料自給率改善の見通しと地産地消、とりわけホテルにおける県産農産物の利用状況を伺いたい。

仲村議員の沖縄学生会館再建との関連、教育委員会は学生会館の果たした役割を高く評価しているとのこと。当然のことながら、建設に前向きな姿勢で検討委員会を設置し対応していると思います。教育長の所見を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

新里議員の御質問に答弁させていただきます。

基地問題の中で、嘉手納飛行場の騒音に係る御質問

にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請したところであります。

同じく基地問題の中で、代替施設の移動距離に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、日米両政府が合意した案を基本にしながらも、地元の意向や環境に十分配慮する観点から、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということを政府に求めているところであり、110メートルの移動を求めたことはありません。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、セスナ機墜落事故の土壤汚染調査費についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、本件調査費は、「合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令」第3条の規定に基づき支出したとのことであります。

この件に関して、政府は、去る5月22日に照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対して、「省令第3条に基づく調査は、合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知ったすべてのものに対して行っており、我が国政府が日米地位協定第18条の規定に基づく請求を処理する上で必要なものであることから、我が国政府がこれに要する経費を支出するものであり、不適切な支出に当たらないものと考えている。」と答弁しており、県としても被害に対する速やかな対応が行われたものと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、知事訪米の時期等についてお答えいたします。

渉外知事会としての訪米は、現在会長県であります神奈川県と日程等について調整を行っているところであります。

訪米に際しては、沖縄県がこれまで要望してきた日米地位協定の見直しの中でも、特に環境問題等を中心に米国政府や連邦議会等の関係機関に対し過大な基地負担を担っている地元の声を伝え、理解と協力を求めたいと考えております。

また、県単独の知事訪米については、現時点において具体的な検討を行っておりません。

同じく知事の政治姿勢で、日米密約についてお答えいたします。

4人の外務事務次官経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言したとの報道について、戴中外務事務次官は、去る6月1日の記者会見において、そのような密約は存在しないし、これは歴代の総理、外務大臣も繰り返し説明をしている旨発言しております。

県としては、日米間の密約について承知しておりません。

次に、基地問題についての御質問で、キャンプ・ハンセンにおける演習中止等についてお答えいたします。

金武町伊芸区における銃弾事案について、県警は引き続き捜査中とのことでありますが、今後このような事故の再発防止を図るためには、原因の徹底究明が不可欠であり、米軍は県警の捜査に協力すべきであります。

県としては、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

同じく基地使用協定についてお答えいたします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は、地元の要望等を受けて、日米間で協議し、その実現に努めるべきであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 伊芸における流弾事案についてお答えいたします。

初めに、米軍側は米軍演習によるものと認めているかについてであります。本年4月1日米軍側が示した報告書では本事件は米軍の訓練との関係がないとしておりますが、その結論は現在も変わっていないものと承知しております。

県警察は、現在米軍側が結論の根拠としている事項について米軍側と協議等を行っているところであります。

次に、県警は基地内立入調査を実施したかについてであります。本年5月中旬から石川署長名の文書で在沖米海兵隊訓練担当責任者に対し現場調査を要請しており、現在米軍側とその協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題との関連で、準備書にオスプレイの記載がないことについてお答えをいたします。

平成21年6月15日付で、事業者から県へ準備書についての住民等の意見概要及びそれに対する事業者見解が送付されてきたところですが、事業者は、オスプレイの沖縄への配備について、これまで外交ルートにより累次にわたり米側に確認しているところ、従来より具体的に決まっていなかったとの回答を得ていることから、オスプレイについて環境影響評価の対象としていないとの見解を示しております。

県としましては、環境影響評価の結果が示された準備書について、科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査し、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、海砂採取に係るアセスの実施についてお答えをいたします。

事業者は、埋立土砂約2100万立方メートルのうち約1700万立方メートルの土砂について購入するとしております。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取は、その目的と事業者が異なるため、環境影響評価法で定める「事業」の定義から判断して本事業の環境影響評価に含まれるものではありません。

土砂等の販売業者が行う土砂の採取による環境影響については、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切に措置されるものと考えております。

なお、事業者は、辺野古ダム周辺区域において事業者みずから行う土砂採取については、関連工事として環境影響評価を実施しております。

次に、ジュゴンの複数年調査と個体群維持についての予測評価について一括してお答えをいたします。

県は、方法書に対する知事意見において、ジュゴンの生活史等に関する調査を複数年実施するよう求めたところであります。

事業者は、既往の調査結果や文献等の資料を勘案することによって、可能な限り生活史の把握に努めたとして既存文献等と現地調査結果を用いて予測・評価を

行っており、ジュゴンの個体及び個体群維持に対する影響はほとんどないと予測しております。

県としましては、ジュゴンについての環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査をし、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、県民の80%が環境アセスは納得できないとの世論調査についてお答えをいたします。

平成21年4月1日に県へ送付されてきた準備書においては、事業者である沖縄防衛局が実施した調査結果の概要や、予測・評価の結果、環境保全措置の内容等が示されております。

県としましては、事業者が実施した環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査する考えであります。そのため、準備書について知事意見を述べるに当たっては、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興について、沖縄観光特別対策事業の主な用途についての御質問にお答えします。

沖縄県では、昨今の不況に伴う観光客の減少を防ぐ対策として沖縄観光特別対策事業を実施しております。

主な内容としては、観光情報サイト「真南風プラス」を活用したキャンペーンや、首都圏を中心とする観光PRイベントの実施、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用したPRを実施するとともに、新規団体旅行客への支援制度を発足させたところであります。また、海外においては、特に中国からの誘客を図るため、富裕層会員制クラブを活用した観光セミナーなどを実施いたしました。夏までにはインターネットを活用した沖縄観光情報発信を強化するとともに、沖縄旅行関係雑誌記者や映像関係者招聘などに取り組んでまいります。

次に、中国の富裕層への誘客宣伝活動についての御質問にお答えします。

中国では、ことし7月から個人観光ビザ発給が開始されることになっております。

沖縄県では、中国の富裕層誘客を図るため、県内の旅行社等と連携し、北京市の富裕層向け会員制クラブ

で沖縄観光セミナーを開催したところであります。今後、上海市でも同様の取り組みを実施してまいります。また、経済発展の著しい内陸部では西安市でセミナーを開催したほか、秋ごろには成都市においても沖縄観光物産展を開催し、沖縄の魅力を発信してまいります。

次に、ロシア富裕層への誘客活動についての御質問にお答えします。

近年、多くのロシア人観光客が東南アジアのリゾート地を訪れており、海洋性リゾート地である沖縄への関心も徐々に高まっていると聞いております。現在、ロシア語の観光パンフレットの作成等に取り組んでいるところであり、今後は、日本政府観光局と連携を図りながら、ロシア人富裕層などの誘客に努めてまいりたいと考えております。

同じくロシア語人材の育成についての御質問にお答えします。

県内においては、ロシア語に対応できる人材につきましては、民間通訳5名のほか、沖縄県国際交流・人材育成財団のボランティア登録者が1名、県内大学のロシア人留学生が1名などと非常に少ないのが現状であります。

これらの人材の育成確保につきましては、今後のロシア人観光客の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道建設の中で、県民意見の公表と内容、件数についてお答えいたします。

林道環境調査の結果に対する県民意見については、平成20年12月10日から平成21年1月9日までの1カ月間県民に対し意見を募ったところ、県内外から96件の意見がありました。

件数の内訳では、北部5名、中南部85名、八重山1名、県外5名となっております。

意見の内容は、これ以上の林道建設は必要ない、ヤンバルは世界遺産の候補地だから保全すべき、楚洲仲尾線を中止せよ、林業は地域経済の重要な産業であり、産業基盤としての林道は必要不可欠であるなどとなっております。このうち建設の中止が87名、環境調査等が十分でないとの意見が7名、林業が必要との意見が2名でありました。

県民の意見については、ホームページに掲載する予定でありましたが、林道建設方針の作成準備や関係機

関との調整、また年度末等であったことなどから公表しておりませんでした。早急に公表することとしております。

公表がおくれたことについては、対応が十分でなかったことから、今後このようなことがないように適切な対応に努めていく所存であります。

同じく林道建設についての中で、環境省や文化環境部からの意見についてお答えします。

林道環境調査に係る環境省の意見としては、保全措置については効果が確立されていないこと、既存の林道の環境調査を行い、その評価を踏まえた上で、今回建設予定の林道について影響を評価することなどの意見がありました。また、文化環境部の意見としては、自主アセスの実施や自主的な事業説明会を検討し、専門家や地域住民の意見を反映されるよう配慮すること、赤土流出防止対策について沈砂池等の最終処理対策を検討すること、計画中止を含めて検討することなどの意見がありました。

同じく林道建設の中で、林道建設の実施方針についてお答えいたします。

林道建設については、環境省、県文化環境部を初め、林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、林業関係者等との調整を踏まえ、5路線の中から、人工林が多く収穫時期などとなっている、環境への負荷の少ない、伊江原支線、伊江Ⅰ号支線の2路線について、環境保全に配慮しながら平成21年度から実施することを平成21年2月に方針として定めたところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連で、食料自給率及び地産地消の状況についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成19年度の概算値で、前年よりも1ポイント増加し33%となっており、平成23年度の食料自給率目標を40%に設定しております。ホテルにおける県産農林水産物の利用状況は、平成19年度の重量ベースで28%の利用となっております。

県としては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、拠点産地の形成による生産供給体制の強化や農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進してまいります。特に、県産農林水産物の県内消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進計画に基づき、観光関連施設における県産食料料理フェアの開催や島野菜レシピコンテストの実施、学校給食等における県産食材の利用促進、直売所及び量販店等における販売促進、「おきなわ食材の店」登録の推進など、地産地消推進運動を幅広く展開しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは我が会派の代表質問との関連についての御質問で、沖縄県県外学生寮検討委員会の方向性についてお答えいたします。

沖縄学生会館については、老朽化によりやむなく閉寮したところでありますが、今後のあり方については県外学生寮の意義や必要性について改めて検証するとともに、その事業効果や財政的な負担等の観点から慎重に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 再質問を行います。

知事の政治姿勢の(5)、密約についてですが、私の質問は日本政府の対応について知事の所見を求めています。

答弁は、外務次官のこの答弁の内容、説明内容を長々と述べて承知していないと、こういう形で終わっていますが、もうこれだけアメリカでも明らかになって、そのアメリカで開示されることによって日本の外務省のかかわった皆さんがみんなその事実を認めて述べているわけですよ。それも裁判になって、裁判官からもう国の側は徹底的に追及されている。裁判官が徹底的に追及するというのはこれはもう珍しいことですよ。そこまで来ているときに、沖縄県の知事としてそれをどう見るのか、しかも沖縄にかかわる密約もあったわけですから、それを聞いているんで、せめて例えば第三者機関をつくって全容を解明すべきとかそれぐらいの姿勢を持つべきじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

それから伊芸の被弾事件の件ですが、金武町議会がレンジ7を含む伊芸の基地全面撤去を求めています。県にも強い姿勢を持ってほしいという要望があります。もう一步踏み込んだ姿勢が必要と思いますが、所見を伺います。

それから環境影響評価のジュゴンに関することです。

県は、1年以上前の平成20年3月10日の予算特別委員会で私の質問に対して、複数年調査のことについて私はこういうことを言ったんです。2014年の施設完成スケジュール、国はそれに合わせているので複数年調査をする気がないんじゃないのかと、1年で切り上げようとしているんじゃないのかということを私は言ったわけですよ。そのときに私は、それで防衛局とけん

かしてでも複数年調査をさせろということを話してきたわけですが、県は方法書、準備書、その都度必要な意見を述べますという答弁をしました。強い姿勢で臨むと理解していいかと言ったときに、そのように対応していきたいという答弁をしていたんですが、きょうのものはちょっとトーンダウンしてきたのかなという感じを受けました。ここは県の方としては、複数年調査必要だとずっと言い続けてきたわけですから、国はやろうとしていない。我々が予想したとおりになってきた。もっと強い姿勢で臨んで、複数年調査しなければやり直せというぐらいの姿勢を持つべきだと思うんですが、いかがですか。

それからジュゴンの最小個体が三、四年前までは5頭と言われていましたよね、いろんな調査で5頭。今回1年限りの調査をして最小個体数3頭と言っている。それからこれまでの環境省などの調査では、ジュゴンと藻場の広域調査という調査がありまして、平成17年までやって平成18年に報告が出ております。ここは専門家の名前もちゃんと出していますよ。どこかの黒塗りとはちょっと違うんですね、どっちが信頼できるかなんですが。この環境省などの調査では、平成17年3月7日にジュゴンが宜野座沖から辺野古沖へ移動していることを示すような中身が出ております。ですから、ジュゴンが突然いなくなった。一体何なのかと。むしろ米軍の演習激化やこの間のいろんな調査活動で騒々しくなって、ジュゴンは非常にそういうものに敏感なようですから、ジュゴンが来られない状況が作られてしまったんじゃないのかと、こういうことが専門家から言われています。その辺を県はどう認識しておられますか。

それから林道ですが、公表しなかった理由に、年末であったことや調整に時間がかかったと言っています。私はこれは理由にならないと思う。2月定例会までに1カ月以上あったんですよ。1カ月かかっても調整で手間取ってできませんでしたなんていうのは、これは理由にならない。どうもあのとき、野党がこの林道予算は認めないでおこうということでお互いに調整に入ったと。それをわかって、これを公表したらまずいなど、議会对策上困るなど。これを公表したらこれはもう反対されてしまうという皆さんのこそくな手段でやったんじゃないですか。本音のところをお聞きしたい。

それからさらに、この林道問題に関しては先ほど2路線について環境に配慮しながら建設を進めることを決めたと言っていますが、私が質問でも言っているように文化環境部、環境省、県民意見の圧倒的多数、90

何％は反対ですよ。そういうものを皆さん知っていながら、それでもなおかつ強引に林道建設を進めようとした。農林水産部は林業と自然との共生をうたっていますよ。現状は自然破壊そのものです。ごらんになればわかりますよ。

そういう状況の中で、皆さんがこのように秘密裏にしながら進めたのは、むしろ県は林道建設ありきの姿勢であったのではないかと思わざるを得ませんが、どうですか。

最後に、要望を行います。

観光振興についてですが、私は2年ほど前の3月に中国の海南島に行きました。海南島には、中国の内陸部の人たちがたくさん、1000名余りぐらい観光に見えていました。そしてロシアの人たちが来ているんです。どちらかというロシア富裕層かなと思われる人たちが来ておりました。中国の内陸部の人たちは、海を見に来ていました。海を見たことがない。海を見てもう大騒ぎしていましたね。それからそのロシアの人たちは――3月ですが、海南島は非常に暖かいものですから――泳ぎに来ていました。

それを考えると、実はこの海南島で私を案内した人は、海南島の海は世界で2番目に美しいと言っていました。1番はどこかというカリブ海と言っていました。2番はこっちだと言っている。私が見たところ、沖縄の方がはるかにきれいなんです、本人にはそう言いませんでしたが。

それから考えると、もう中国の内陸部の人たちも一定の中流階級の皆さんが海を見始めていますから、それをやはり沖縄に引き寄せる。それからロシアの人たちももう沖縄に来てもらうということをひとつこれから考えるべきだと思いますので、要望してこれは終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新里議員の再質問に答弁させていただきますが、6問ございましたが、その1問目につき答弁させていただきます。

この密約に係る御質問ですが、確かにこれは国政上の重要な外交問題とも言えると思います。したがって、国民に疑問が残ることがないよう、国政の場でしっかりとこれは議論をしてもらいたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 被弾事故についての再質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、伊芸区では過去にも実弾射撃訓練に伴います施設外への被弾がたびたび発生しており、地域住民に大きな不安を与えていることから、区民の皆様が米軍や演習のあり方に対し不審を抱くことは当然だというふうに考えております。原因の徹底究明が不可欠であり、米軍は県警の捜査に協力すべきであるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問で、ジュゴンに係る複数年調査の実施及び個体群についての再質問に一括してお答えさせていただきます。

事業者は、既往の調査結果や文献等の資料を勘案することによって、また航空機調査等の結果によってジュゴンの生活史、あるいは生息状況等を可能な限り把握したとしておりますので、その結果に基づく予測・評価が適切なものであれば、実質的に複数年の調査等を実施したものと同等とみなすことができます。

県としましては、事業者が行った環境影響評価の結果が適切なものであるかを十分に審査することとしており、環境影響評価の結果が適切なものではないと判断された場合は、再度複数年の調査等必要な調査の実施について意見を述べることを検討いたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

県民意見がおくれた理由についてお答えします。

県民の意見につきましてはホームページに掲載する予定でしたが、林道建設方針の作成準備や関係機関との調整、また年度末等であったことなどから公表しておりませんでした。早急に公表することとしております。

公表がおくれたことについては、対応が十分でなかったことから、今後このようなことがないように適切な対応に努めていく所存であります。

次に、県は林道建設ありきではなかったかについてお答えします。

林業は、ヤンバル地域において重要な地場産業であり、林業は木材の安定供給を図る上から必要な施設で

あると考えております。

県民意見については、林道建設環境調査の結果を公開し、環境保全措置について広く県民から意見を募ることを目的として実施されたところでありますが、県民の意見は林道建設に反対でありました。

林道建設については、環境省、県文化環境部を初め林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、林業関係者等との調整を踏まえ、これらを総合的に判断し、5路線のうち環境面積が小さくかつ環境への負荷が少ないことに加え、人工林が多く収穫適期が到来している伊江原支線、伊江Ⅰ号支線の2路線について21年度から建設すること、2路線の工事の施工に当たっては、環境モニタリング調査や環境保全措置の実施を行い、貴重動植物の移動、移植マニュアルを整備すること、残りの3路線については、2路線の環境保全措置の成果を踏まえ、環境保全に配慮しながら建設することを平成21年2月に方針として定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 発言通告に従い質問を行います。その前に、質問通告後に報道のありました県人材育成財団の海外派遣廃止、留学生廃止につきましては、通告しております教育行政ともあわせて極めて重要な問題であり、事前に議事課及び当局にも連絡しておりますので、質問したいと思います。

県人材育成財団の海外派遣問題についての経過と対応について、まずお聞きしたいと思います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、米軍再編と沖縄基地について質問します。

ア、仲井眞県政になって米軍基地の演習激化、原潜寄港回数、米軍犯罪など米軍基地関係の派生する問題で、県民負担の軽減になったものがありますか。

イ、グアム協定の関係で海兵隊員8000人、家族9000人の移転とのことであるが、沖縄県の資料では在沖海兵隊員は1万2402人、家族7598人から見ると海兵隊員は約4000人、家族はゼロとなるのか、知事の見解を問う。

(2)、核兵器廃絶問題について。

ア、オバマ米国大統領の核兵器廃絶への発言は心から歓迎するものです。アメリカに前向きの変化を促した根本の力は、被爆者の方々が核兵器のない、核戦争のない世界をと戦後一貫して訴え続けてきたことを初めとする、平和を願う世界の諸国民の運動の成果であります。

米国の核戦略体系に組み込まれている米軍基地の島、沖縄県知事として、核兵器緊急廃絶のための知事の対応を問うものです。

イ、核兵器緊急廃絶を目指す県庁一周の「核兵器廃絶・核トマホークくるな昼休みデモ」は、1984年2月から毎週金曜日の昼休みに行っております。26周年、1323回を終えておりますが、知事の感想を伺います。

(3)、日米密約問題について。

ア、核搭載した米軍艦船などの日本への立ち寄りを容認した核密約の存在が、これまでの複数の次官経験者から取材で明らかになったと報道されています。沖縄は米国の核戦略の重要な基地として強化されています。知事の認識と見解を問うものです。

イ、米軍犯罪に関する日米地位協定に関する密約について、知事の見解と対応を問います。

ウ、沖縄返還協定に伴う日米密約について、知事の見解を問います。

(4)、普天間基地問題について質問します。

普天間飛行場・普天間基地の3年閉鎖問題に関する知事公約の破綻は、この間の議論を通じて明白ではないでしょうか。この問題について、今後、具体的にどのように対応をされるのか、知事の見解を問うものです。

2、辺野古新基地建設問題について。

(1)、普天間飛行場の代替施設の環境アセス準備書について、以下質問します。

ア、普天間飛行場の代替施設の環境評価準備書に対する知事の見解と対応を問います。

イ、世論調査で県民の8割以上が反対している「方法書」に対する住民意見書は487通に対し、今回の「準備書」に対する意見書は5317通となっています。知事の認識と見解を問います。

ウ、2007年8月に提出された最初の方法書は事業内容がわずかな抽象的な記載で、どのような基地が建設されるのか、具体的内容が明記されていない方法書でした。知事に質問をしても具体的な回答が寄せられませんでした。そういう不法不当なものであったと思います。

方法書への住民意見の提出期限終了後の追加・修正で初めて、飛行機の種類にジェット機を追加、集落上空の飛行もあり得ると修正、920メートルと430メートルの誘導灯、3カ所の洗機場を追加、飛行機の弾薬庫を積みおろしする場所を追加、1700万立米の海砂採取などが判明しました。

今回の準備書では4カ所のヘリパッド、汚水処理浄化槽、係船機能つきの護岸、すなわち軍港等が追加さ

れているなど、環境アセス制度の趣旨を侵害する「史上最悪の独善アセス」と専門家は指摘しております。環境影響評価法第28条に基づき、方法書からやり直すべきであると思います。

エ、環境影響評価に係るアドバイザー専門家氏名を公表すべきであります。知事も公表を求めるべきではありませんか。

3、福祉・保健・医療行政について。

(1)、肺炎球菌ワクチンの接種への公的援助を行うべきではないか、公的援助の現状と当局の見解と対応を問うものです。

(2)、細菌性髄膜炎ワクチン（ヒブワクチン）の接種への公的助成について、現状と当局の見解と対応を問うものです。

(3)、安田診療所問題について質問します。

安田診療所の問題につきましては、この間取り上げてまいりました。そういう面で改めて安田診療所の再開の方向が村営ということで報道されておりますけれども、これまでの当局の対応と見解を問うものです。

(4)、公立病院改革ガイドラインについて質問します。

公立病院改革ガイドラインは、地域医療と自治体病院の根本にある医療制度の連続改善・医師養成抑制政策・地方交付税削減などについて根本的な見直しを行わないばかりか、安倍政権時代の「骨太の方針2007」をそのまま引き継ぎ、社会保障・医療費削減政策を推進しようとするものです。地域の医療崩壊という事態に対応する医師の確保のための具体策についてなどは全く触れられておりません。

主要な経営指標について数値目標を掲げた「経営効率化」、日赤など公的病院等を含む「再編・ネットワーク化」、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入、民間への事業譲渡や診療所化などを含む「経営形態の見直し」の3つが述べられています。自治体と自治体病院にとって最も重要な地域の医療の実態・課題をどのように把握し、それをどのように改善していくかという視点が全く欠落している中身であります。

ア、自治体の公的な責任の縮小・放棄につながり、地域医療が一層後退する危険がある公立病院改革ガイドラインについて当局の見解と対応を問うものです。

4、県立病院行政について。

(1)、県立病院のあり方について質問します。

ア、「県立病院のあり方に関する基本構想」は、最終的に「公立病院改革ガイドライン」の公立病院の公的な責任の縮小・放棄につながる独立法人化を目指す内容となっているのかお聞きいたします。

イ、病院事業局は、現行の公営企業法の全適の病院経営を継続する立場で取り組んでいるのか、見解と対応を問うものです。

(2)、定数条例の見直し。

医師、看護師等の医療スタッフの状況はどうなっていますか。また、その対応について当局の見解と対応を問うものです。定数条例を見直して、医療スタッフを正職員で採用できるようにする必要があるのではないのでしょうか。

(3)、看護体制について。

看護師の確保のためにも7対1看護体制を早期に実施することが必要ではありませんか。

5、浦添看護学校について。

(1)、浦添看護学校の役割と実績、国家試験合格率などの現状について。

(2)、浦添看護学校は再々の県議会決議にこたえて、私は県立看護学校として存続すべきであると思いますが、当局の見解を改めて問うものです。

6、教育行政について。

(1)、文化財保存行政。

国指定重要文化財・新垣家住宅の修復保存について、保存の進捗状況と予算割合について問うものです。

(2)、県立博物館・美術館の管理運営について。

ア、県立博物館・美術館での「アトミックサンシャインの中へin沖縄 日本国平和憲法第9条下における戦後美術」の展示で昭和天皇をモチーフにした作品を非展示としたことについて、見解を問うものです。

(3)、高校授業料の減免制度について質問します。

ア、授業料滞納による出席停止処分の生徒の状況と対応について問うものです。

イ、高校授業料の減免の状況について説明してください。

ウ、半額免除の内訳とその判断基準と運用について説明してください。

エ、授業料免除の条件について、「生活困難となった者の子弟」が減免の対象となっております。経済的困窮が要件であります。この本来の趣旨から「減免の条件に学業成績良好であること」の現規定の内容は削除すべきではないのでしょうか。

(4)、高校授業料の国際比較。

ア、OECD加盟国の中で、高校授業料を無償としている国々が圧倒的であるが、当局の認識と見解を問う。

(5)、ILO・ユネスコについて。

ア、「ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告」

について、当局の認識と見解を問うものです。

(6)、教職員評価制度について。

ア、評価結果を本人に文書で開示するとともに、内容の是正を求める苦情処理を制度化することについて。

イ、教職員評価制度について、恣意的・主観的評価を招く相対評価を行わないこと。学校目標・教職員目標の中に数値目標を押しつけないこと。

ウ、評価結果は処遇に反映させないこと。

以上のことについて、お答えをお願いします。

(7)、「指導不適切教員」認定制度について質問します。

ア、「指導不適切教員」認定の現状と対応について問います。

イ、「指導不適切教員」認定に際しては、判定委員会における本人の弁明の機会を保証すること。その際、同僚・弁護士の同席を保証する。また、校長からの具申内容を本人に開示するとともに、異議申し立て権を保障すること。当局の見解と対応を問うものです。

答弁によりましては、時間の許す範囲で再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、核兵器廃絶及び昼休みデモについてという御趣旨の御質問なんですが、1の(2)のアとイが関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県は、これまで核廃絶に向けて「非核・平和沖縄県宣言」を行っており、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行うとともに、マスコミを通じて訴えているところでございます。

核兵器廃絶に向け、国民一人一人がみずからの問題として取り組むことは大変重要なことであると思えます。

私は、世界で唯一の原子爆弾の惨禍を受けました被爆国の国民として、また、悲惨な地上戦を経験しました県民として、地球上から核兵器がなくなることを願っております。

次に、同じく政治姿勢に係る御質問の中で、3年めどの閉鎖状態の実現に関する御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を

極力低減をし、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

普天間飛行場の閉鎖状態の実現につきましては、去る4月8日に開催されました第9回移設措置協議会におきまして河村官房長官から、「危険性の除去、騒音の軽減等について、さらに検討を加速させたい」旨の発言がありました。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおきまして率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古基地建設問題に係る御質問の中で、準備書に対する見解という御趣旨の御質問にお答えいたします。

事業者であります沖縄防衛局は、調査結果の概要や環境影響評価の結果、環境保全措置の内容等を記載しました準備書を作成して、平成21年4月1日に県へ送付しております。

県としましては、環境影響評価の結果が示された準備書につきまして、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、県立病院に係る御質問の中で、基本構想と公立病院の責任についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

地方独立行政法人は、その地域において確実に実施されることが必要な公共性の高い事業を、効率的かつ効果的に行わせることを目的とし地方公共団体が設立する法人であり、公的な責任の縮小、放棄につながるものではありません。また、基本構想において示したとおり、平成24年度以降の病院事業の経営形態につきましては、現時点では結論を留保しているところであります。

医療は、県民の生命及び健康を守り生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは県の責務であると認識いたしております。

したがって、県立病院の果たすべき役割であり、また離島医療、救急医療、小児・周産期医療など地域において必要とされる医療は、仮に病院事業の経営形態が地方独立行政法人に移行した場合であっても、県が担うべき政策医療として位置づけ堅持していきたいと考えているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、基地問題の負担軽減についてお答えいたします。

航空機騒音などの演習の状況、米軍構成員等による犯罪検挙件数、原子力艦の寄港回数について、平成18年12月以降、目立った現象はなく、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員等が2014年までに沖縄からグアムに移転することが示されており、これが実現されれば基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

県としては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、グアム移転後の人数についてお答えいたします。

去る4月15日の参議院本会議において中曽根外務大臣は、グアム移転協定に言う海兵隊の数については、定員数で、その家族の数については要因の定員数を踏まえたいわば概数であり、グアム移転が実現した後の在沖海兵隊の定員は約1万人になると説明を受けているとの趣旨の答弁をしております。

同じく知事の政治姿勢で、日米の核密約についてお答えいたします。

4人の外務事務次官経験者が核持ち込みに関する密約の内実を証言したとの報道について、数中外務事務次官は、去る6月1日の記者会見において、そのような密約は存在しないし、これは歴代の総理、外務大臣も繰り返し説明をしている旨発言しております。

県としては、日米間の密約について承知しておりません。

同じく裁判権放棄等の密約についてお答えいたします。

裁判権放棄等の密約については承知しておりませんが、県は、従来から日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会の合意事項について速やかに公表する旨を明記するよう求めているところであります。

同じく日米の返還密約についてお答えいたします。

沖縄返還をめぐる日米密約については、政府は、平成19年5月、鈴木宗男衆議院議員の質問主意書に対し「沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第

67回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおり、沖縄返還協定がすべてである。」と答弁しております。

県は、密約の有無については承知しておりません。
以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 辺野古新基地建設問題との関連で、5317通の住民等の意見書についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る準備書に対し5317通もの意見書が提出されたことは、地元住民を初め県民・国民の関心が非常に高い事業であると認識しております。

県としましては、今後、知事意見を述べるに当たり、こうした住民等の意見にも十分配意するとともに、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、ヘリパッド等が追加されたことによる手続の再実施についての御質問にお答えいたします。

アセス法及び条例で定める「軽微な修正」については、事業諸元と一定の数値的要件が規定されており、埋立事業に係る事業諸元は「埋立区域の位置」で、飛行場事業に係る事業諸元は「滑走路の長さ」と「飛行場区域の位置」であります。準備書において追加・修正されたヘリパッドや汚水処理浄化槽などはこれらの事業諸元ではないことから、手続の再実施は必要となりません。

次に、事業者に助言した専門家の氏名公表についてお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、基本的事項及び技術指針において、専門家等から助言を受けたときは、その内容と当該専門家等の専門分野を明らかにすることを定めておりますが、氏名まで明らかにすることは求めておりません。

なお、専門家からの助言内容につきましては、準備書において示されております。

県としましては、環境影響評価の結果が示された準備書について、科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査をし、環境影響評価審査会の答申等も踏まえ、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉・保健・医療行政についての御質問の中の、肺炎球菌ワクチン接種への公的援助の現状と対応についてお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンのうち、主に高齢者の肺炎予防のためのワクチンに対する公費助成は、全国で102自治体が助成を行い、県内では2町で実施されています。いずれも平成21年度から助成を開始しましたので、県としましては、両町における接種状況や効果等について他市町村に対しても情報提供していきたいと考えております。

なお、乳幼児の髄膜炎等の感染を予防するための肺炎球菌ワクチン（通称七価ワクチン）につきましては、国内ではまだ承認されておりません。

続いて、ヒブワクチン接種に対する公的助成の現状と見解についての御質問にお答えいたします。

細菌性髄膜炎は、平成20年の県内の報告数が年間で30例となっており、一般的にその約6割がインフルエンザ菌b型の感染によるものと言われております。

インフルエンザ菌b型を予防するためのワクチン（ヒブワクチン）は、平成19年に国内で承認され、平成20年12月より接種が開始されました。

なお、接種方式は任意接種となっていますので、費用の公費助成については全国の状況を見守りたいと思います。

続きまして、安田診療所再開への対応と見解についてお答えいたします。

安田診療所の再開については、県としましては1次医療の責務を担う国頭村の主体的な対応を見守ってきたところであります。今回の診療所の再開については、同村が住民の要請に対してこたえたものと理解しております。

今後、安田診療所の設置や運営について、国頭村に対し適切に助言し協力していきたいと考えております。

続きまして、「公立病院改革ガイドライン」についてお答えいたします。

総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」の基本的な考え方は、改革を通じ公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることにあると理解しております。

県においては、今般「県立病院のあり方に関する基本構想」を策定したところであり、今後は、同基本構想に基づき、地域において必要とされる医療の持続的

な提供、県立病院の医療水準の向上及び病院現場の勤務環境の改善という改革の目的の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、浦添看護学校について、浦添看護学校の役割と実績及び国家試験合格率についてお答えいたします。

浦添看護学校は、県内で唯一、定員40人の2年課程看護第一学科を設置しており、准看護師が看護師国家試験受験資格を得るための教育課程を実施しております。また、看護師不足が見込まれている「看護職員需給見通し」を勘案し、平成21年度から定員80人の3年課程看護第二学科を設置し、看護師の養成を図っているところであります。

浦添看護学校は、昭和52年の開校以来、平成20年度までの間、2810人の卒業生を輩出しており、本県の看護職員の人材確保に寄与しております。

浦添看護学校の国家試験の受験状況については、例年高い合格率で推移しており、平成20年度の合格率は、2年課程全日制が100%、定時制が96.2%となっております。

浦添看護学校の存続についてお答えいたします。

浦添看護学校の存続につきましては、これまでの県議会の決議書等を重く受けとめ、庁内での検討を進めてきた結果、看護職養成の必要性から養成施設として継続していくことを決定したものであります。

県内の民間におきましては、4養成所、1大学で看護職の養成が行われており、民間による看護職の養成実績、学校運営のノウハウも培われております。

このような状況を踏まえ、県は、浦添看護学校を看護師養成所として民間に移譲することとし、平成20年2月に公募を行い、同年12月に移譲先を決定しました。平成21年4月には移譲予定先と基本協定書を締結し、現在、移譲に向けた事務を進めているところであります。

県としましては、今後、県と民間の役割分担を踏まえ、看護師養成所への運営費補助や看護教員の資質向上を目的とした講習会の開催、修学資金貸与事業の拡充などを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院行政についての御質問の中の、地方公営企業法の全部適用での病院経営についての御質問にお答えします。

現在、病院事業は地方公営企業法の全部適用下で運営されており、その運営責任を負っている病院事業局

としては、諸課題の解決に取り組む責務があります。

このため、経営再建計画を策定し、不良債務や資金不足の解消等を図るとともに、病院長への大幅な権限移譲、看護師採用試験における受験年齢制限の撤廃、病院専門職員や経営企画職員の採用試験の実施、7対1看護体制への移行に向けた具体的な検討、経営アドバイザーの活用及び体系的な研修制度の検討など、これまで指摘されてきた県立病院の諸課題に取り組んでいるところであります。

また、去る4月の第1回経営改革会議において経営再建計画実行宣言を行い、病院事業に携わるすべての職員が不退転の決意で経営再建に取り組むことを確認したところであります。

続きまして、医療スタッフの状況と定数条例の見直しについてお答えします。

県立病院の医療スタッフの状況については、6月1日現在、医師の欠員数は4人、看護師の欠員数は67人となっており、そのため、八重山病院の耳鼻咽喉科が診療休止、北部病院の産婦人科及び宮古病院の眼科で診療制限をしているほか、中部病院で52床、南部医療センター・こども医療センターで59床を休床しております。

病院事業局としては、医療スタッフの確保を最も重要な課題の一つであると位置づけ、あらゆる手段を活用して欠員の解消に取り組んでいるところであります。

なお、看護体制については、局内に看護体制検討チームを設置し、定数条例の見直しを含めて検討しているところであります。

続きまして、7対1看護体制の早期実施についての御質問にお答えします。

7対1看護体制については、急性期病院としての医療機能の向上はもとより、看護職員の業務緩和の面からも早期に実施する必要があると考えております。

このため、去る5月に「看護体制検討チーム」を設置し、看護師確保や病床規模の見直し、給与体系の検討、定数条例との関係など、経営再建と両立する7対1看護体制を実現するための諸課題の検討に着手したところであります。

7対1看護体制の本格実施に当たっては、定数条例や給与体系など経営再建への影響が大きい課題があり、慎重に検討する必要があります。このことから、7対1看護体制実施の影響を具体的に検証するため、遅くとも平成22年4月からは先行的に試験実施を行いたいと考えております。

現在、7対1看護体制移行に伴う看護師数や経営改

善の緊急性などを総合的に勘案して、南部医療センター・こども医療センターでの試験実施を検討しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、新垣家住宅の保存についてお答えいたします。

新垣家住宅は、伝統的な壺屋陶工の住宅形式を知る上で貴重なものとして、平成14年に国の重要文化財に指定されました。当初から保存・修理の必要性が指摘されていましたが、修理にかかる負担額や所有者が多数いることなどから同意が得られない状況でした。これまで所有者、那覇市、県が協議を続けていましたが、この3月の長雨と経年による腐食で倒壊しました。

登り窯の解体格納調査事業は、9月から事業に着手できるよう文化庁及び那覇市と協議を進めております。

今後の保存・修理については、母屋が老朽化で非常に危険な状況にあることからこれを先行し、作業場、離れ、登り窯、敷地内環境整備の順に行う計画で約5年間を見込んでいます。

なお、予算割合については、本年度は国庫補助を85%まで引き上げられるよう文化庁と調整中です。残りの額の補助率については、県及び那覇市でおおの7.5%としています。

次に、県立博物館・美術館で作品を非展示としたことについてお答えいたします。

「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」では、「博物館法」に基づき、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、」と設置の目的が示されています。

このたびの美術館での展示は、県が主催する企画展であり、美術館の責任で展示作品を選定したものであります。

選定に当たっては、教育委員会が所管します公的な教育機関において、学習指導要領等に基づき児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮するという観点から、子供たちが鑑賞・学習するには教育的配慮が必要であるとの判断に至ったものであります。

次に、授業料滞納による出席停止処分の状況と対応についてお答えいたします。

各県立高等学校においては、授業料を滞納している

生徒について直ちに出席停止をするのではなく、保護者に電話連絡や文書による通知、家庭訪問の上、納入方法の相談等さまざまな指導を行っております。

授業料滞納による出席停止の状況としましては、平成16年度569人で、1校当たり月平均0.7人、平成17年度448人で、1校当たり月平均0.6人、平成18年度320人で、1校当たり月平均0.4人、平成19年度332人で、1校当たり月平均0.5人となっております。

なお、平成20年度については、現在調査中であります。

次に、授業料減免の状況についてお答えいたします。

県立高等学校の授業料の減免については、経済的理由により授業料の納付が著しく困難な生徒に対して授業料の免除または減額を行うことにより、有為な人材の育成を図るものであります。

平成21年度の一括申請に係る減免承認者は4485人で、前年の同時期と比較して347人の増、減免率は9.7%、0.7ポイントの上昇となっております。

次に、半額免除の内訳等についてお答えいたします。

県立高等学校の授業料減免については、「沖縄県立高等学校等の授業料徴収条例」、「同条例施行規則」、「県立高等学校の授業料減免取扱要領」に基づき承認を行っているところです。

全額免除については、生活保護の所得基準に準じて基準を設定しているところであり、半額免除については、全額免除の基準のおおむね1.2倍の額となっております。

授業料の減免に当たっては、このほか、病気療養者・自宅外通学者の有無、学業成績等も踏まえて審査を行っているところであります。

平成21年度の一括申請に係る状況ですが、半額免除は1322人、前年度同時期と比較して140人の増となっております。

次に、学業成績に係る条件についてお答えいたします。

授業料減免を受ける際の条件として、授業料徴収条例施行規則第3条の2に、学業成績良好であることと定められております。

しかしながら、家庭の事情等により成績が減免の基準以下である場合においても、本人に勉学の意欲が見られ、改善が期待できる等の校長意見書がある場合には、弾力的に対応しているところであります。

次に、OECD加盟国の高校授業料についてお答えいたします。

高等学校の授業料の無償化については、各国の事情や諸条件が異なる中で、おのおの教育制度等によって定められているものと理解しております。

我が国においては、受益者負担の観点から、一定の授業料を負担していただいているものであります。

次に、「ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告」の見解等についてお答えいたします。

「ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告」は、1966年にILOも協力し、ユネスコがパリで開催した特別政府間会議において採択されたものであると認識しており、その対応については国において検討されるものと考えております。

次に、教職員評価システムに係る開示と苦情処理等についてお答えをいたします。

教職員評価システムについては、「学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資する」観点から、評価結果の開示や苦情処理等について規則等を定めております。

評価結果については、最終評価者が総合評価を職員本人に対して口頭で開示することとなっております。また、職員が文書による開示を求める場合にも、所定の手続を踏まえて文書で開示をすることとなっております。

評価内容の是正を求める苦情処理については、苦情申出書の提出を受けて、苦情審査委員会で適切に対応しております。

次に、システムの評価及び数値目標等についてお答えいたします。

教職員評価システムの目標設定及び達成状況の評価については、教職員の自己申告に基づき、管理職との複数回の面談を通した絶対評価を行っております。

また、数値目標については、教職員がみずからの業務課題の達成目標として設定しているものであり、評価者の適切で客観的な指導助言のもと、教職員の職能成長につながるものと考えております。

県教育委員会としましては、評価者研修会等を実施し、客観的かつ精度の高い評価がなされるよう努めてまいります。

次に、評価結果の処遇への反映についてお答えいたします。

教職員評価システムは、「幼児児童生徒の教育保障」、「教職員の資質向上」、「学校の活性化・説明責任の明確化」の3点を目的として実施しております。

教職員評価システムにおける評価結果の処遇面への反映については、国や他都道府県等の動向を総合的に

勘案しながら慎重に検討していきたいと考えております。

次に、指導が不適切な教員の認定等についてお答えいたします。

平成20年4月の教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、本県においても「指導が不適切な教員の認定の手続き等に関する規則」等を策定しました。

指導が不適切な教員の認定に当たっては、同規則等に基づき、校長が当該教員に通告するとともに、指導及び観察を実施し、教育委員会へ報告することとなっております。県教育委員会は、校長からの報告を受け、認定に関して審査委員会へ付議することとなっております。

なお、本県においては、平成20年度及び21年度における指導が不適切な教員についての報告はありません。

県教育委員会としましては、今後とも、信頼関係に満ちた明るい職場環境づくりを支援するとともに、教科指導や生徒指導の研修等を充実し、教員の資質向上に努めてまいります。

次に、指導が不適切な教員の見解と対応についてお答えいたします。

指導が不適切な教員の認定につきましては、当該教員の人権等に細心の注意を払うとともに、学識経験者、人権擁護関係者、保護者代表等から成る審査委員会の公正公平な審議に基づいて行われることとなっております。

また、認定を行う際にも、規則等により、教員の意見を述べる機会や校長からの具申内容の開示、異議申し立て権等が保障されております。

なお、規則等により、審査委員長が必要と認めるときには、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができることとされております。同僚や弁護士の出席についても、審査の必要性を考慮して、審査委員長が判断するものと考えております。

次に、国費海外派遣事業廃止に係る新聞報道についての御質問で、国費海外派遣事業廃止の経緯と対応についてお答えいたします。

平成9年度より開始した海外派遣事業は、沖縄県国際交流・人材育成財団が国からの補助を受け実施する高校生を対象とした「沖縄県高校生米国派遣事業」、大学生・大学院生を対象とした「沖縄県人材育成海外派遣事業」、一般社会人を対象とした「同時通訳者養成事業」の3事業であります。

「沖縄県高校生米国派遣事業」、「沖縄県人材育成

海外派遣事業」は、事業計画に基づき、平成23年度まで継続される予定と聞いております。

「同時通訳者養成事業」の募集の経緯につきましては、財団からの報告によりますと、1月に募集を開始し、2回の選考試験を経て3月17日に4名の合格者を内定しました。その後、3月末には、国から新規派遣が厳しいとの連絡が入り、そのことを受けて4月には事業の継続について要請をしてみました。しかしながら、5月末には、国の補助金見直しにより事業終了を伝えられたため、新規派遣は困難と考え、やむなく該当者なしとして受験生に通知したとのことであります。

財団としては、通知後の受験生や県民の反響を踏まえ、改めて検討したところ、これまで選考事務を進めてきたことや、受験生への影響を考慮して、該当者なしを撤回し、本年度に限り、自主財源で4名の合格者を派遣することとしたものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育行政の質問の中で、授業料の減免等の私立高等学校の状況についてお答えします。

初めに、出席停止処分等の状況ですが、県内には全日制の私立高等学校が4校あり、平成19年度と20年度の出席停止処分状況を調査しましたところ、授業料滞納を理由に出席停止処分をした事例はありません。

次に、授業料の減免状況についてにお答えします。

私立高等学校4校のうち、県の私立高等学校授業料軽減費補助金を活用し授業料を減免している学校は1校で、対象となった生徒数は、平成18年度が15人、平成19年度も15人、平成20年度が20人となっております。

なお、各学校では、それ以外に独自の奨学金制度を活用したり、学資負担者と相談の上延納を認めるなど、授業料の滞納に対応しているところでございます。

次に、授業料の半額免除と学業成績要件について一括してお答えいたします。

県が実施する授業料軽減費補助制度を活用した場合の軽減額は、県立高等学校の授業料相当額月額9900円でございますけれども、その額を軽減しております。これは授業料の約3分の1程度であります。

また、同制度は、学業成績を要件としておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 では、再質問させていただきます。

米軍再編の負担の問題でですね、陸軍がふえていると思うんですけれども、平成17年、18年度と比べて陸軍の状況はどうなっているかお答えをお願いしたいと思います。

知事、核兵器のことですけれども、核兵器廃絶ということで、昼休みデモにはもう少し心のこもった答弁があるかと思いましたが、26年続いておりますけれども、雨の日も風の日も台風の日もですが、こういうのもあるということで、後でまたもう一回御所見をお願いします。

核密約を含めて密約問題が3つありますが、知事、この日米、日本政府の密約問題に対して行政を預かる者としてどのような感想を持っているか。私は本当にひどいなと思います。

それとあと、核兵器の問題につきましては、知事、沖縄には核兵器が持ち込まれていると思いますか。そこを御感想をお願いします。

それから海兵隊の問題ですけれども、いわゆるグアムにですね、皆さん今まで8000人減るんだと、9000人減るんだと。この数字では、皆さんの資料では1万2000人なんです。当然県民は、残るのは4000人だなど。そしたら、米軍住宅も一戸大体6000万から7000万の超豪華なものをつくってあげると。部隊の家族もいなくなるんだと思っています。ところが、さっきありましたように、いや、これは定数なんだと、1万8000人なんだと。だから、減るのは8000人で1万人になるんだと。それも後は定数だから、グリーン安保課長は、いや、これはまたローテーションで回ってくるんだというようなことを言っていたということを伊波市長は国会の参考人の中で受けておりますけれども、これはだましの手口じゃありませんか。

皆さんは、負担軽減になるんだと言っておりますけれども、実質的には何ら変わらない。それはもう日米安保条約のもとで米軍が部隊を再編する権限があると。そういう面では全くこのグアム協定の中身というのは6000億円も日本の国民の税金を使うためのそういう非常に巧妙なだましの手口じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

そういう面で、外務省の見解じゃなくて、知事、皆さんそういうふうに言ってきたわけだから、この外務省の見解に対してどう思うのか、これを了とするのかですね、そこところははっきりお答えを願いたいというふうに思います。

アセスの問題につきましてはですね、ジュゴンを追
い出してあって、そしてまた飛行騒音のオスプレイや
タッチ・アンド・ゴーのことについても何にも触れて
いない。

それから、海砂の問題もうちは玉城ノブ子さんがや
りましたけれども、また専門家の公表についても嘉陽
団長がやりましたけれども、全く情報公開、アセスの
趣旨に反している。そして、海砂が1万7000立米もや
られると、沖縄の海浜が、自然が破壊される。産卵の
卵も含めて破壊される。そうすると、知事の立場は
ちょっと寄せてもらえばいいですということで、海も
破壊し、山も破壊し、そういう面では、何を考えてお
られるのかと。そういう面で、普天間の3年閉鎖云々
言いましたけれども、そういう面で私は知事のこの判
断というのは非常に間違っている。これは海を守り自
然を守る、そういうためにはこれはやはりやめるべき
じゃないかなと思いますが、改めて見解をお聞きしま
す。

それでそういう面で、私はやはり知事の「米軍再編
の確実な実施」というところが沖縄の状況が非常にひ
どいことになっている。3年閉鎖どころかですね、26
日ですか、知事、11機編隊の新聞を見てびっくりしま
したよ。あえてこの県議会が開かれている中で、知事
にあてつけかどうかかわからないんだけど、あれで
は3年閉鎖の状態どころじゃないですよ。かつてない
事態ですよ、かつてない事態。これについてどのよう
に考えているかお答えください。

県立病院問題につきましては、ガイドラインという
のは診療所を減らしていく。医者が不足しているから
病床を減らす、そういうことが目的なんです。そう
いう面では、独立法人を目指す。独立法人の職員は
公務員ですか、身分は公務員と同じですか。そこのと
ころをひとつ答えていただきたいと思います。

あと先ほどの人材派遣ですけれども、同時通訳。関
係者から電話がありまして、もう仕事もやめてこの海
外に入る勉強して同時通訳やりたいと。ところが、該
当者なしで来ていると、本当にショックだということ
なんです。これは本当に知事の公約にも反すると思
うんですよ、海外交流ね。そういう面で、今度同時通
訳勉強したかったと。そういう面では、これはちゃん
とした対応をもう一回明快な答弁をお願いしたいと思
います。

それで病院の問題で、安田診療所の問題ですけれど
も、これはぜひ実現してほしいと。それで僻地医療の
国の補助がありましたね。そういう面で、実際上の地
元の負担はそれなりのものだと思いますけれども、そ

この数字について改めてもう一回お答え願います。

それから、県立博物館・美術館の天皇モチーフの非
展示ですけれども、これはさきの学習指導要領のどこ
にそういうことが書いてあるのか。そこについてもう
少し具体的に指摘してください。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの前田政明君の再質
問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に
回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安里カツ子さん
は、別用務のため今日の午後、6月30日及び7月1日
の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 午前の前田政明君の再質問に
対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の再質問に答弁さ
せていただきます。

十二、三いただきましたが、初めの2、3、4につ
いて答弁させていただきます。

まず第1に、26年間、核兵器廃絶に向けてこの周辺
で頑張っておられるということについて、どういう感
想かという御趣旨の御質問ですが、核兵器の廃絶に向
けて国民一人一人がみずからの問題として取り組むこ
とは、大変重要なことであると考えております。26年
間、お疲れさまでございます。

次に、密約の件ですが、国民に疑問が残ることがな
いよう、国政の場で十分に議論してもらわないといけ
ないと考えております。

次に、核兵器が持ち込まれているのではないかと、知
事の感想はどうかという点ですが、政府においては、
非核三原則を厳しく厳守しているとしており、我が国
への核の持ち込みはないものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁
させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 前田議員の再質問にお
答えいたします。4つございます。

1つは、米軍再編で在沖陸軍の状況はどうなってい
るかというお尋ねでございます。

在沖米陸軍の軍人・軍属・家族数につきましては、平成17年が2420人、18年が2470人、19年に3900人となっております。

次に、グアム移転に伴う海兵隊の削減についてお答えいたします。

海兵隊の数が1万8000人から1万人になる、これは定数であります。実数は1万2000から3000人となっておりますが、これが将来どうなるか予測はできませんが、定数が1万人になるということは、実数の削減でも大きな意味を持つというのが政府の見解であります。

次に、普天間飛行場の代替施設の建設について、環境との関連でございますけれども、普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためにキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっており、これらの手続を経ることにより、環境保全の視点が可能な限り取り入れられたものになると考えております。

次に、普天間飛行場で編隊飛行が行われたが、負担軽減になっていないのではないかというお尋ねでございます。

県としては、従来から米軍の訓練等によって周辺住民に著しい影響を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも日米両政府に対しあらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

地方独立行政法人の職員は、公務員か公務員でないかという御質問にお答えいたします。

「県立病院のあり方に関する基本構想」では、一般型の地方独立行政法人への移行を想定しており、この場合、職員の身分は非公務員となります。

次に、安田診療所への助成についての質問にお答えいたします。

僻地診療所等への補助事業につきましては、市町村立の直営の診療所に対して国の補助金交付要綱に基づいて算出された設備整備費や運営について、国及び県

が補助する事業があります。

ちなみに、運営費につきましては、平成18年度の県立安田診療所の患者数の実績に近い竹富町立の補助額から見ますと、国頭村の負担はほとんど生じないものと考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、国費海外派遣事業の再質問についてお答えいたします。

同時通訳者養成事業の新規派遣について国際交流・人材育成財団としては、通知後の受験生や県民の反響を踏まえ改めて検討したところ、これまで選考事務を進めてきたことや受験生への影響を考慮して、該当者なしを撤回し、本年度に限り自主財源で4名の合格者を派遣することとしたものであります。

次に、県立博物館・美術館についての学習指導要領での位置づけについてお答えいたします。

小学校学習指導要領の第1章総則、「第1 教育課程編成の一般方針」において、「児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」とあり、同様な観点が中学校及び高等学校の学習指導要領に示されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 知事、非核三原則が守られているということでしたら、ぜひ沖縄県にいかなる核兵器も持ち込んではならないと、そういう知事の明快な表明をお願いしたいと思います。

学習指導要領は、基本的に各学校における教育活動に関するもので、県立美術館の社会教育の内容を縛るものではありません。どうして、学習指導要領が美術館の展示内容を規定するのですか。目的と趣旨の違う解釈と運用で昭和天皇のモチーフを、作品を非展示したことは表現の自由を侵害することになりませんか。答えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 沖縄も無論、日本の一つの地域ですから、非核三原則がある以上、当然沖縄には持ち込ませないというのは当然のことだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） では、再々質問についてお答えいたします。

県教育委員会では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校までの学校教育を預かっております。

教育の目標としましては、子供たちが社会において心豊かで、自立的に生きる力を培うことを目指しております。

学校教育において、公正公平な倫理的判断、道徳的信条、正義感や善悪の判断、生命の尊重や思いやりのある心などを初め、人間としての倫理観や思想、道徳、哲学などを形成する重要な時期に当たります。

県教育委員会としましては、それらのことをはぐくむために、心身の発達段階に応じて適切に教育的な指導をしていく必要があり、各学年や発達段階に応じて人を思いやる心や美しい心を持つ子供をはぐくむ観点に立って、児童生徒への教育的判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 陳情が出ておりますから、文教厚生委員会でこの点はしっかり審議してもらおうとして、教育長、学習指導要領は各学校における教育活動に関するものでありまして、県立美術館に社会教育の内容を縛るものではありません。こんな乱暴なやり方で表現の自由を侵害するということは許されない。そういう意味では、館長の対応も極めて責任が大きいということを表明して終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、こんにちは。

民主党の新垣安弘です。

通告に従って質問を行います。

1、初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、次期衆議院選挙は、国民にとっては政権選択を迫られる選挙になります。政党は、政権公約、政権政策（マニフェスト）を国民に提示し、支持と支援を求めますが、沖縄の将来と県民の暮らしを守る立場に立っておられる知事御自身は、どのようなことを中心に政権選択の判断をされるのかお聞かせください。

(2)、地位協定の改定は、政府の対米交渉の決意にかかっています。知事においては、まず、嘉手納基地に関して、嘉手納町など3市町が求めている使用協定の

締結に向けて三連協と連携し実現を目指すべきではないでしょうか。

(3)は取り下げます。

(4)、中国が沖縄に総領事館附属事務所の開設を検討しているようですが、政府内には安全保障上の問題に対する懸念があると思われます。知事の見解をお聞かせください。

(5)、将来の沖縄を担う人材育成についての知事の御所見と取り組み状況をお伺いいたします。

2、次に農業の振興についてお伺いいたします。

(1)、那覇浄化センターの再生水を島尻郡への農業用水とする国営土地改良事業は、頓挫したような状況になっておりますが、その原因はどこにあるのでしょうか。そして、今後どのように展開していくのでしょうか。

(2)、本島地域の農業政策として、さとうきびの将来性についてお伺いいたします。

(3)、若手就農者の支援と育成の取り組みはどうなっているのでしょうか。

(4)、牛の飼料の自給率向上に向けての取り組みはどうですか。

(5)は取り下げます。

(6)、建設関連業者の農業分野への進出を促す補助政策はありますか。

(7)、県食肉センターの屠畜施設整備を機に、南部におけるヤギの飼養をふやし、ヤギ文化の発展につなげる計画はありますか。

(8)、学校給食への地元特産品の割合をふやす取り組みと現状はどうでしょうか。

(9)、農業法人の現状についてお聞かせください。

3番目に、高等学校の再編等についてお伺いいたします。

(1)、南部農林高校と南部工業高校の再編・統合説明会において反対の意見も出されましたが、今後どのように進めていくのでしょうか。

(2)、久米島高校の園芸科の廃止と、特別支援学級の設置についてお聞かせください。

(3)、文部科学省と経済産業省資源エネルギー庁が連携し、全国の小・中・高校に太陽光発電設備の設置と、耐震化を図る際に国がほぼ全額に近い97.5%前後を負担し、改築を促進させる計画について伺います。計画の内容を伺います。

4番目は、幼児保育と教育の充実についてです。

(1)、2年保育と3年保育について。

本県の公立幼稚園は小学校ごとに設置され、他県に比べて評価されておりますが、2年保育や3年保育に

については他県に比べておこなわれていると言われております。何が問題なのかを把握した上で、推進のために保育所入所待機児童対策特別事業基金のような基金を、県が責任を持って国に対して求めていくべきではないでしょうか。

(2)、共働き世帯のために、ひたすら保育所の充実に邁進するだけでいいのでしょうか。3歳までは母子と一緒に過ごすことが両者にとってベストだという価値観、発想からの取り組みはありますか。

5番目に、離島振興についてお伺いいたします。

(1)、沖縄21世紀ビジョンにおいて、離島振興についてはどのように位置づけられますか。

(2)、久米島における海洋深層水施設の果たした役割と今後の可能性についてお聞かせください。

(3)、久米島における海洋温度差発電事業の実現の可能性と、県としての取り組みはどうなっておりますか。

(4)、離島の土木建築業関連の地元企業育成についての県の公共工事発注における配慮はなされているでしょうか。

(5)、座間味村の恒常的な水不足対策についての県としての取り組みはどうなっておりますか。

(6)、本島の高校へ通う生徒のいる家庭への支援制度はありますか。

6番目に、公共交通の政策についてお伺いいたします。

(1)、低炭素社会革命における公共交通改革への取り組みはどうなっておりますか。

(2)、党派を超えて鉄軌道や新型路面電車(LRT)の必要性が叫ばれているにもかかわらず、行政側の取り組みに積極的姿勢が見られないのはなぜでしょうか。

(3)は取り下げます。

7番目に、無届け有料老人ホームの実態についてお伺いいたします。

(1)、他県において事故が発生しましたが、県は県内の状況をどのように把握し指導しておられますか。

(2)、介護難民が生まれるとの指摘がありますが、本県における介護体制の整備はどうなっているでしょうか。

8番目に、生活保護世帯の現状についてお伺いいたします。

(1)、生活保護世帯が増加しておりますが、現状はどうでしょうか。

(2)、受給資格がありながら対象になっていない家庭があることも十分予想されますがどうでしょうか。

(3)、対象世帯が増加する中で、福祉事務所などの対応体制に問題はありませんか。

以上、御答弁を求めます。

○議長(高嶺善伸君) 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 新垣安弘議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、政治姿勢の中で、次期衆院選挙における政権選択の判断はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

来る衆議院選挙におきましては、基地問題や経済振興など、沖縄の抱える諸問題の早期解決に向け積極的に取り組んでいただける政権を期待するものでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、中国による沖縄への総領事館附属事務所の問題についてお答えいたします。

中国が沖縄に総領事館附属事務所の開設を検討している件につきまして、外務省によりますと、非公式にさまざまな検討をしていたということは事実としてあるが、正式な形での打診は日本側にはなされていないということであります。

県といたしましては、今後とも国の対応状況を見守りたいと考えているところでございます。

次に、農業の振興に係る御質問で、本島地域のさとうきび政策に係る御質問にお答えいたします。

さとうきびにつきましては、沖縄振興計画の中で沖縄県農業の基幹作物として位置づけ、農家経営の安定と生産振興を図っているところであります。また、国の「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、沖縄本島を初め島別に取り組み計画等を作成し、関係機関等と連携をして生産拡大に努めているところでございます。

沖縄本島につきましては、第1に、農業用水源の確保やかんがい施設、圃場整備等の生産基盤の整備、第2に、早期高糖性及び耐風性にすぐれた新品種の育成・普及、第3に、ハーベスターの導入等による機械化の促進、第4に、適期株出し管理の実施や補植技術の普及に向けた生産者大会の開催など、生産性の向上に取り組んでいるところであります。

次に、離島振興についてですが、離島における地元企業の優先発注に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、公共工事の発注に当たりましては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、地域要件を設定するなどの方法により、地元企業の受注の確保に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、地元企業で施工が困難な工事についても共同企業体方式により、地元企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、基地使用協定についてお答えいたします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府は地元の要望等を受けて日米間で協議し、その実現に努めるべきであります。

県としては、日米両政府が使用協定締結に努めるよう、地元市町村と連携していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、将来の沖縄を担う人材育成の取り組み状況についてお答えいたします。

本県が今後、持続的に発展していくためには、産業、福祉、医療、文化等の各分野において多様な人材の育成が極めて重要であると考えております。

中でも、経済・産業振興等を担う人材の育成につきましては、沖縄振興計画に基づく分野別計画等において各種施策を推進しているところであります。

具体的には、情報・観光の核となる人材やマーケティング能力の向上を初めとする人材の育成、産学官コーディネーターの育成、社会人や高校生の海外派遣研修、体験学習を通じた子供の科学力養成、青年農業者の育成など、幅広い分野での人材の育成を図っております。

県としましては、引き続き教育機関や産業界等とも連携をしながら、各分野における多様な人材の育成に取り組んでいく考えであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、離島振興のビジョンの位置づけについてお答えいたします。

離島の振興と国境離島を含む広大な海域の位置づけは、沖縄21世紀ビジョンにおける重要な柱であると認識しております。今後、教育、保健医療、交通、生活基盤の充実強化等の定住条件の整備や、離島の持つ潜在力の発揮等について検討してまいりたいと考えております。

次に、海洋深層水研究所の果たした役割と、今後の可能性についてお答えいたします。

海洋深層水研究所は、海洋深層水の総合利用の推進を図り、本県の産業振興に寄与することを目的に、水産及び農業分野での研究開発を行うとともに、工業利用を促進するため企業に海洋深層水を分水しております。

水産分野においては、クルマエビの母エビ養成技術確立して民間に技術移転したことから、クルマエビ種苗の約6割が海洋深層水を利用したものとなっております。農業分野においては、地中冷却による野菜類の栽培技術等を確立しております。また、海洋深層水の工業利用については、17社の企業が分水を受けて、化粧品、飲料水、食料品等の製造販売や海洋深層水温浴等に利用しております。

今後とも、海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発、工業分野における利活用を積極的に推進するため、民間企業や研究機関と連携をしてまいりたいと考えております。

次に、公共交通の政策についての御質問の中で、公共交通改革への取り組みについてお答えいたします。

県では、現在、環境負荷の軽減や交通渋滞緩和等を図る観点から、車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント、いわゆるTDM施策に取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みとしましては、ノーマイカーデー、パーク・アンド・モノレールライド、国際通りトランジットマイル、バス路線網再構築などであります。

次に、鉄軌道及び新型路面電車への取り組みについてお答えいたします。

県は、現在策定中の21世紀ビジョンを踏まえ「沖縄県総合交通体系基本計画」を見直すこととしております。

鉄軌道や新型路面電車の導入については、膨大な事業コストや維持コストが必要であること等の困難な課題がありますが、沖縄県の体系的な交通ネットワークの構築、環境負荷軽減の観点などを踏まえ、総合的に

検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興の中で、島尻地区国営土地改良事業地区調査の状況と今後の展開についてお答えいたします。

島尻地区国営土地改良事業地区調査は、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町を受益とする1548ヘクタールの農業用水を確保することを目的として、都市再生水を活用した事業化の可能性を検討しているところであります。

事業の実施に当たっては、水使用料金や維持管理費の農家負担、関係市町及び地元農家の合意形成、再生水製造プラント等の維持管理体制、県の事業費負担などの課題があることから、国は現計画での事業化について慎重に検討していると聞いております。

県としては、国の動向を踏まえ、地域の特性に合った集水ため池や河川取水などによる水源確保について、関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

同じく農業振興の中で、若手就農者の育成と支援についてお答えします。

県としては、若い農業後継者を育成するため、農業大学校による実践的な研修教育、就農サポート講座や夜間講座による基礎技術の習得、農業後継者育成施設や先進農家等での実践研修、農業機械や施設整備に必要な就農支援資金の貸し付け、農業改良普及センターによる農業経営技術の指導などの支援をしているところであります。

同じく農業振興の中で、牛の飼料自給率向上対策についてお答えいたします。

牛の飼料自給率については、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、平成27年度の目標を60%と定めております。

県としては、飼料自給率向上を図るため、草地基盤の整備、優良牧草の育成・普及、耕作放棄地などを活用した飼料作物の実証展示、さとうきび間作としての飼料作物栽培の奨励などに取り組んでおります。

また、JAや畜産会などで構成する県自給飼料増産戦略会議を通してリーフレットなどを作成・配布し、自給飼料増産の啓発活動を実施しております。

同じく農業振興の中で、南部でのヤギをふやす計画についてお答えします。

ヤギは、牧草などの粗飼料利用性にすぐれ、飼養管理も容易であり、豚と並ぶ沖縄の伝統的な食文化の一

つであります。

県としては、ヤギの生産振興を図るため、平成20年度から沖縄特別振興対策調整費を活用して、肉質・機能性調査、肉専用種の導入、肥育試験などの事業を実施しております。この事業の成果を踏まえ、南部におけるヤギの生産拡大を図っていく考えであります。

同じく農業振興の中で、農業生産法人の現状についてお答えします。

県内の農業生産法人数は、平成21年1月現在、371法人となっております。主な経営内容で見ますと、果樹を生産する法人が110法人、畜産が79法人、工芸作物が62法人などとなっております。

県としては、農業経営の効率化と経営管理能力の向上を促進するため、法人設立指導や経営診断等を行い農業生産法人の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 農業の振興について、建設関連業者の農業分野進出の補助政策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、厳しい経営環境にある建設関係関連業者の新分野進出を促進していくため、平成21年度新規事業として「建設業関連新分野進出支援補助金」を創設しております。当該事業は、例えば、建設関連業者が新たに農業分野等に進出し、その加工製品の販売を目指す取り組みなどを補助対象としております。

また、沖縄県産業振興公社に設置されている「ちゅらしま建設業相談窓口」では、建設関連業者からの新分野進出に際しての資金調達やビジネスプラン等の相談を受けており、平成20年度の分野別進出状況では、農業関連への進出については進出済みが13件、検討中が34件となっております。

なお、当相談窓口においては、補助事業や融資制度など各種支援制度の紹介もあわせて行っております。

次に、離島振興について、海洋温度差発電事業の県の取り組みについてとの御質問にお答えします。

久米島町では、海洋温度差発電実証試験プラントの誘致に向けて取り組んでいると聞いております。

県としましては、海洋温度差発電は現在研究開発段階にあり、新エネ法においても新エネルギーとして位置づけられてないことから、今後の研究成果等を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、農業の振興についての御質問で、学校給食における地元特産品の割合をふやす取り組み等についてお答えいたします。

学校給食に地元特産品を使用することは、児童生徒へ本県の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、産業振興を図る上で効果があると考えております。

学校給食での主な活用事例として、読谷村では「紅芋」、八重瀬町では「ピーマン」、北中城村では「アーサ」など、積極的に地元特産品を使用しております。

しかしながら、安価で年間を通じて安定した供給量の確保等が課題となっております。そのため、市町村においては、学校給食共同調理場や食材コーディネーター、J A、生産者等が連携し、地域食材の利用促進を行っているところであります。

県教育委員会としましては、「市町村学校給食担当者連絡協議会」等で県産食材の利用促進を行うとともに、今後とも学校給食への安全・安心な地元特産品の積極的な活用を推進してまいります。

次に、高等学校の再編等についての御質問で、南部農林高校と南部工業高校の再編・統合についてお答えいたします。

専門高校は、実社会に生かされる知識や技術の習得を大きな目的としております。近年、国際化・情報化、経済のグローバル化の進展により産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質・能力は多岐にわたっております。

このような観点から、専門高校に学ぶ生徒は、専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識・技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性などが求められる時代になってきたと考えております。

南部農林高校と南部工業高校の再編・統合については、農業と工業の専門性を維持するとともに、異なる専門分野も総合的に学べる学校を設置し、南部地域の振興に対応した新事業の創出や高度な経営技術に対応できる産業人材の育成を目指しております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きP T A、同窓会、地域住民等の理解を得て再編・統合を推進してまいりたいと考えております。

次に、久米島高校の園芸科の廃止と特別支援学級の設置についてお答えいたします。

県立高等学校の学科につきましては、地域の生徒数

の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して適正な設置に努めております。

久米島高等学校の園芸科につきましては、昭和35年に設置した農業科を平成2年に学科改編し現在に至っております。しかしながら、ここ数年、定員の過半数割れが続いている状況にあることから、現在、学校において同科の活性化や学科のあり方等について研究が進められております。

県教育委員会としましては、学校からの報告を踏まえ、地域の実情等を考慮しながら総合的に検討してまいります。

また、特別支援学級等の設置につきましては、特別支援教育の理念に沿って、高等学校における特別支援学校の分教室等に関する検討委員会を設置し、地域のニーズやその可能性について研究を進めているところであります。

次に、太陽光発電の設置と耐震化についてお答えいたします。

県教育委員会においては、国の経済危機対策として示された学校施設の耐震化、エコ改修及びI C T環境整備を内容とする「スクール・ニューディール構想」の具体策について取り組んでいるところであります。

本県においては、公立小中学校の太陽光発電パネル設置及び施設の耐震化等について、内閣府一括計上補正予算として25億円が措置されたところです。

今回の補正予算を活用し、太陽光発電パネル設置については、小学校18校、中学校9校、また、学校施設の耐震化については、校舎改築が小学校3校、中学校1校、体育館改築が小学校1校、幼稚園園舎改築が4園で実施する計画であります。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、環境を考慮した学校づくりや改築事業による耐震化に一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、幼児保育と教育の充実についての御質問で、2年保育、3年保育の実施に向けての具体的取り組みについてお答えいたします。

本県の幼稚園教育は、戦後の歴史的背景から1年保育が主流であり、国の施策である2年・3年保育の実施率は全国平均に達しておりません。2年・3年保育の実施については、公立幼稚園の設置者である市町村における施設・設備や人的配置等の財政面、並びに私立幼稚園との共存等のあり方に課題があるものと考えております。

県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して、幼児教育における地方交付税措置の

充実などを関係省庁に要請しているところであります。

次に、離島振興についての御質問で、本島の高校へ通う生徒への支援についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、北部合同寄宿舎には舎監を派遣するなど、離島から親元を離れて進学する生徒が安全で安心して学習や生活ができるよう支援を行っております。

また、経済的負担の軽減を図るため、授業料減免については、下宿代や帰省費等を考慮して審査がなされております。さらに、経済的理由により就学困難な生徒に対しては、沖縄県国際交流・人材育成財団の行う奨学金事業の活用を奨励しております。

今後とも、離島出身生徒に対する支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 幼児保育と教育の充実の御質問の中の、母子と一緒に過ごすことがベストだという価値観からの取り組みについての質問にお答えいたします。

子育てにおいて、親子がともに過ごすことは大切なことであると認識しております。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の基本目標の一つとして、「職業生活と家庭生活との両立の推進」を挙げており、その取り組みとして、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を目的に、育児・介護休業法の周知を図るとともに、同制度の普及定着を図るための育児・介護休業者生活資金貸付制度を推進しているところであります。

なお、育児・介護休業法については、先ごろ改正が行われ、3歳未満の子供がいる従業員を対象とする短時間勤務制度の導入や希望に応じた残業免除などが企業に義務づけられております。

県としては、多様な働き方の実現を通してできるだけ親子と一緒に過ごす時間が確保できる環境を整備するよう努めてまいります。

次に、離島振興の中の、座間味村の水不足対策についてお答えいたします。

県では、これまで座間味村の水不足対策について国庫補助を活用した海水淡水化施設の導入を働きかけてきましたが、住民合意が得られなかったことなどから事業化に至っておりません。

座間味村では、水問題について7月上旬を目途に村と住民との意見交換会を開催するとしており、県とし

ましては、その結果を注視しながら可能な支援策を講じていきたいと考えております。

次に、無届け有料老人ホームの実態について、無届け有料老人ホームの実態把握及び指導についての御質問にお答えいたします。

ことし3月に群馬県で未届けの有料老人ホームにおいて火災が発生し、死傷者が出るという痛ましい事故を受けて、県では有料老人ホームに該当する施設の届け出指導及び防火安全体制等の緊急点検を行ったところであります。

具体的には、市町村や福祉保健所等からの情報提供により4月末までに把握できた有料老人ホームと思われる25施設について緊急点検を行った結果、20施設が有料老人ホームに該当することが判明いたしました。これらの施設については、設置届け出の指導を行うとともに、消防署による消防用設備等の点検及び指導を実施しております。また、5月以降において市町村等から新たに情報提供のある22施設についても現在調査を行っており、有料老人ホームに該当する施設については設置届け出の指導を行うとともに、防火安全体制の整備についても消防署と連携して指導していきたいと考えております。

次に、療養病床の再編と介護体制の整備についてお答えいたします。

療養病床の再編については、医療の必要度の高い者が活用する病床を医療療養病床として残し、医療の必要度が低い者が活用する病床については介護保険施設等への転換を図るものであり、施設そのものがなくなるものではありません。

沖縄県では、平成21年3月に策定した高齢者保健福祉計画において、平成23年度までに療養病床のうち1228床を老人保健施設などへ転換する数値目標を掲げており、円滑な転換を推進してまいります。また、新たに特別養護老人ホームを301床、認知症対応型グループホームを315床整備するなど、利用者の状況に応じて適切な介護サービスが提供されるよう基盤整備を図ってまいります。

次に、生活保護世帯の現状についての御質問にお答えいたします。

平成20年度の生活保護統計によれば、沖縄県の被保護世帯数は1万6644世帯、被保護人員は2万4391人、保護率は17.44パーミルとなっております。平成20年度は、平成19年度に比べて被保護世帯数が912世帯、被保護人員が1112人増加し、保護率が0.75ポイント増加しております。

次に、生活保護の受給対象家庭についての御質問に

お答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る能力、預貯金、土地や家屋等の資産及び他の法律に定める扶助などによる各種施策を活用してもなお最低生活を維持できない場合に必要な保護を行うとともに、その自立の助長を図ることを目的として適用されるものであります。生活に困窮する者の中には、行政機関に相談することなく、福祉施策等による支援を受けていない者もいることが考えられます。そのため、福祉事務所には、市町村、ハローワークなどの関係機関や民生委員との連絡、連携を図り、生活困窮者の情報が相談窓口につながるような体制づくりを指導助言していきたいと考えております。

次に、福祉事務所などの対応体制についてお答えいたします。

福祉事務所の生活保護のケースワーカーの数については、社会福祉法の規定により県福祉事務所の場合は被保護世帯65世帯に1人、市福祉事務所の場合は被保護世帯80世帯に1人の割合で標準数が示されております。沖縄県では、標準数を満たしていない福祉事務所に対しては監査等で実施体制の整備をするよう指導しております。その結果、平成21年度に県福祉保健所で2人の増員、また市福祉事務所では10人の増員がありました。しかしながら、生活保護世帯の増加等により依然として標準数を充足していない福祉事務所があり、今後とも監査等を通じて指導助言していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 まず知事に4点ほどお伺いしたいと思っております。

1つは、政権選択の問題なんですが、知事は先日自公を支持していくということでおっしゃっております。今回、政権選択に関しては基地の問題、その他の問題・課題を早目に解決してくれる、そういう政権を期待するというふうに今おっしゃっておりました。今、自公政権ですから、衆議院選挙があって自公政権が続く可能性も大きいわけです。

そこで1つ、知事にこれはお尋ねしたいんですが、まずこれ直接的な質問はしていませんでしたけれども、地位協定について。

私は、何度もその地位協定に関しては、アメリカに知事が行くよりも政府が本来ならばこれをやるべきだと、政府の姿勢にかかっているとそういうことを申し上げてきました。そういう点で、今度の衆議院選挙に

おいて自公がマニフェストの中に地位協定の問題をどう書き込むのか、これは大変重要なことだと思います。そういう意味で、今その作業がされておりますから、できれば今週じゅうにでも地元の与党の皆さんとともに政権公約の中に地位協定のことをしっかり書き込ませるように要請すべきだと思いますし、アメリカに行くぐらいのことをやるわけですから、これはしなければならぬと思います。これはこの1週間ぐらいにやらないといけないんじゃないかと思います。

あともう1点、基地の使用協定の問題です。

これも何度か今まで何人かの議員から質疑がありましたが、これは知事も、知事公室長も軽く答えておられますが、私はこの使用協定は大変重要な意味を持つものだと思っております。これは嘉手納町が働きかけて4年間、いまだに政府は動かない。これは嘉手納町だけの話ではなくて、辺野古にも直接かかわる問題です。そういう意味でこの問題は知事にとっても大変重要な問題だと思っております。沖縄は各市町村がさまざまな基地問題を抱えております。久米島もそうでした。知事が4月3日に久米島に行かれて射爆撃場を視察して、たまたま翌日私も久米島に行ったときに町長も大変喜んでおりました。大変な気候の中、知事が直接見てくれたと。そういう意味で射爆撃場の問題も知事が直接引き受けたとそういうことだと私は受け取りたいと思っております。これはなぜなら、政府が相手であるし米軍が相手ですから、一町だけで解決できる問題ではありません。それと嘉手納もそうですね。嘉手納や三連協だけに任せられる問題ではないです、この使用協定の問題は。

そこで、この使用協定の問題がなぜ重要かといえますと、平成11年12月に岸本前市長が代替施設を受け入れるときの声明があります。少し読んでみます。

「沖縄における基地問題の長い歴史と諸般の情勢を鑑み、私はこのたびの普天間飛行場の代替施設の受け入れについて、これを容認することを表明致します。

そのためには、多くの前提条件が必要であります。

基本的には、住民生活に著しい影響を及ぼさないことであり、それを保証するものとして日本政府と名護市が、基地の使用協定を締結することであります。」「このような前提が、確実に実施されるための明確で具体的な方策が明らかにされなければ、私は移設容認を撤回するものであることを市民の皆様にお約束し、容認の意志を表明するものであります。」と、そういうふうに言っています。

その後、平成15年第1回の代替施設建設協議会が首相官邸で行われました。名護市長、近隣の首長さん、

稲嶺知事、そして各担当大臣が参加して会議が開かれております。この中の内容を見ても名護市長からも稲嶺知事からも使用協定をしっかりと頼むよということがほとんど、そしてほかの各大臣も使用協定にしっかりと取り組みますというふうに言っています。そういう意味で、これは大変重要な問題。嘉手納が4年間やっていまだにできない。ということは、嘉手納でできないことは辺野古でもできないということになると思います。そうすると、もし辺野古でできなければこれは辺野古を容認した名護市長、そして一部の市民の人たちにもう一回問わないといけない。岸本前市長は使用協定をやることを前提で辺野古を受け入れた。名護市の皆さん、使用協定を結ぶ気は政府はありませんよ。それでも辺野古を受け入れますかということを再度聞かないといけない、それが筋だと思います。それについてどう思いますか、知事の見解をお伺いしたい。

そういうことだから、この使用協定の問題は、嘉手納町や三連協に任せるのではなくて、県がしっかりと責任を持たないとこれは辺野古にも影響すると申し上げておきたいと思います。そのことに関しての知事の御見解をお聞かせください。

あと土建部長と農水部長にお伺いいたします。

先般、久米島町から地元企業育成の件で要請があったと思います。これは先ほど知事の答弁があったんですが、さまざまな配慮をしているということでありましたけれども、それでも地元から要請が来ました。ということは、県と総合事務局や防衛局との関係に見られるように、地元企業をちゃんと受注させてくれよと、そうやって防衛局に働きかけて防衛局がさまざまな手当てをして今度その受注率が上がったという結果が出たという話がありました。

そういう意味で、久米島からそのような要請が来たということは、今まで配慮が十分でなかったんじゃないかということが1点。今後、今回のこの要請の中身について土建部長、農水部長しっかりとこたえて、具体的な対策を講じて久米島の皆さんの希望にこたえられるような結果を出すことができるかどうか、そこら辺の御見解をお聞かせください。

あと教育長、久米島高校の園芸科は廃止とは決まっていけないというふうに受けとめています。これは離島振興との関係も、絡みもしっかりと観点に入れてやるべきだと思います。そしてその園芸科が前の科から名前を変えて園芸科になったと。時代に合わなくなったなら、地域のことをよく見据えて時代に合うような科の内容に工夫して生かすべきだというふうに思います。久米島には海洋深層水の施設もあるし、そこで農業の

こともやっているんです。そういう意味で、町からも残してくれという要請が来ていると思います。ですから、人数が減ったから廃止というそういう観点じゃなくて、離島振興というそういう観点から、そして中身を切りかえれば時代に合った中身にすれば生かせるということが可能だと思います。それについて見解をお聞かせください。

あと農水部長、島尻の再生水の利用の問題、これは先ほど知事の答弁の中で、国が慎重に検討しているから県もそれに合わせてやるというふうなことでありましたが、これは大変大きな事業なんです。私は、これはかねがね地域での説明会を見ていて、これはまずいなと思っていました。失敗するなと思っていました。案の定、これはほぼ失敗しつつあります。なぜなら、説明会でいわゆる受益者が乗ってくるような説明をしなかった、していなかったんです。国はやろうという姿勢はあったんです。一番問題なのは、県が南部の農業の将来を見通して、このプロジェクトを本当に生かさないとけないんじゃないかというそういう姿勢がなかった。姿勢がないものだから、地元の自治体にもそれが反映しなかったんです。この説明会の持ち方は、総合事務局もこれは認めていました。そういう点で、これは私は県の農林業に対する、農業に対する情熱があと一つ感じられなかった、この件に関しては。これはぜひ頭に入れておいていただきたいですね。これに関してもし違うということであれば、御答弁ください。

あと企画部長、公共交通の問題なんですが、LRTの問題とかこれも毎度毎度出てきます。ほとんど答弁は一緒。

私が言いたいのは、今、沖縄のレンタカーを電気自動車に全部変えたらいいんじゃないかとか、ハイブリッドカーが注文に間に合わないぐらい製造が追いつかないと。それぐらい今意識は変わっている、時代は変わろうとしているんです。そういう中で党派を超えて、鉄軌道、LRTをやるべきじゃないかという声が上がっているんです。そういう意味で――沖縄21世紀ビジョンに載せるからいいんじゃないか、やっていますよじゃなくて――もっと具体的に本格的にこれを突っ込んで前向きに取り組む必要があるんじゃないか。そこのところをもう一度御答弁をお願いいたします。

あと教育長、幼稚園の2年保育、3年保育、これと耐震化の問題を絡めて言いますが、沖縄の幼稚園は小・中・高校に比べて耐震化率が低いんです。今お伺いしたら、耐震化のことで幼稚園の建てかえが予

定されているのが4カ所というふうになっていました。私は、この政府の太陽光発電とか、その耐震化に対する補助もいっぱいあるわけですから、それと絡めて幼稚園の改築を一気にやっていく。その改築をやるときに、先ほども2年保育、3年保育、何がネックになっているかといったら、財政問題が一番ネックになっています。そういう点で、県がやらないといけないのは財政的なところをどうやって市町村に手当てをして幼稚園の2年保育、3年保育を進めるかということなんです。ですから、こういう状況の中でその補助制度も利用しながら、県内の幼稚園をその耐震化に切りかえていくときに作業をどんどんやって、その中で2年保育、3年保育ができるような園舎にしていく、そういう取り組みが必要だと思います。それに対して御見解をお聞かせください。

あと福祉保健部長、今厳しい情勢ですから、共働きの皆さんにとっては子供を預けて働きたい、保育所を充実させないといけない、もっともだと思います。しかし、保育所に子供を預けて働きに行く人は収入も得るし、その保育にかかる措置費も出ているわけですよ。しかし、多くのゼロ歳児、1歳児を自宅で見ている人たちは、働きに行かないから収入がない。措置費的なものが援助として来るかと言ったら、それも来ない。そういう意味で、少子化対策の点からもその保育所の充実だけに目を当てないで、自宅で子育てができるような支援にも力を入れないといけない。そうしないとこれは不公平だ。その自宅で子育てをできるような支援のあり方として保育ママの問題をしっかりと充実させているところもあるし、子育て支援センターを充実させているところもあるし、さまざまなやり方があると思います。そういう点でぜひその取り組みをよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の再質問に答弁させていただきますが、まず第1の地位協定に関して、これからの総選挙を考えたときに自公のマニフェストに入れてもらうよう要求したらどうかという御趣旨の御質問だったと思いますが、まさしく地位協定につきましてはこれまでも前の稲嶺県政を含め長い期間をかけて政府、日米両政府に我々はいろいろと抜本改定を申し入れてきたんですが、なかなか動かない。さら

に、先日はアメリカ政府にも申し入れてきたわけですが、動かないという点は確かに事実ですから、議員おっしゃるように今回の総選挙に向けて与野党どういうマニフェストをおつくりになるのか、こういう中にきちっと書いて取り組んでもらえるということになれば非常に一步前進だと思います。御提案として、きょうのところは受けとめさせてください。

それから2番目の使用協定ですが、これは特に普天間基地の移設の協議会では我々は、この使用協定というのは当然きちっとこれは結んでもらうものということで市町村、名護市も含め、その近隣の市町村も含めてこの使用協定をしっかりと結んでもらうということはある意味では前提にして話をしているところでございます。いい形で協定が結べるようにと考えているところでございます。

その他の御質問は部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 久米島町における公共工事の発注についての再質問にお答えいたします。

私どもも承知しておりまして、久米島町にはたしかAクラス以下の企業、業者しかないということであります。その際、私ども発注する場合は各ランク別ごとに工事の規模によって指名とかそういうことやっておりますけれども、数が少ない場合は、例えばBクラスの該当の工事であっても同じ町内からできるAクラスを入れたり、また逆の方法もあります。そういうふうなことをしまして、なるべく地元の企業の方を活用といいますか、受注機会を与えるようにしております。また、当然分離・分割発注、それから先ほど知事が答弁いたしましたように、技術的な大きな工事につきましてはJ V方式をとりまして地元企業が参加しやすいというふうに工夫をしております。

今後とも引き続き地元企業が受注できるように、分離・分割発注そういったことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 久米島町からの地元要望についてお答えいたします。

先般、久米島町から要望があったことについては承知しております。農林水産部としても土木同様、地元の優先発注がしっかりできるように各方面から検討をしていきたいと思っています。

それから、島尻地区の再生水利用についてお答えいたします。

島尻地区国営かんがい事業につきましては、県としても国とともに説明会に参加して地元の合意形成に努めてきたところでございます。しかしながら、先ほど御説明しました水使用料金や維持管理費の農家負担、関係市町村及び地元農家の合意形成、再生水製造プラント等の維持管理体制、県の事業負担などがございまして合意形成が図られていない状況にあります。

県としては、今後とも国と連携し、地域の実情に応じた水源の確保ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鉄軌道導入に向けた具体的な取り組み等についての再質問についてお答えをしたいと思います。

今年度は、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用いたしまして、鉄軌道及び新型路面電車を含む先進的な公共交通システムの導入調査を行うこととしております。さらに、先ほど申し上げましたように2032年を目標としている現沖縄県総合交通体系基本計画を見直すこととしておりまして、その中でその導入について総合的に検討していく予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 家庭で保育をしている親子への支援についての再質問にお答えいたします。

県で進めております「おきなわ子ども・子育て応援プラン」におきましては、すべての親子の支援を対象としております。

基本理念としましては、「～親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち～」を理念として、7つの基本目標のもとに施策を進めておりますが、その具体的な施策の一つに、「地域における子育ての支援」が基本目標として挙げられております。その中では、「子育てに関する相談」、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」事業等の子育て支援拠点事業の推進を挙げております。

今後ともこれら各種子育て支援策の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 2年保育、3年保育の実施と耐震化についての再質問にお答えいたします。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、義務教育、その後の教育の基礎を培う重要な教育として認識をしております。

2年・3年保育の実施につきましては、公立幼稚園の設置者である市町村における施設・設備や人的配置等の財政面並びに私立幼稚園との共存とのあり方に課題があると考えております。

施設整備については、国庫補助を活用し市町村と連携し整備を図っていききたいと考えております。

続きまして、久米島高校の園芸科についての再質問にお答えをいたします。

久米島高校の園芸科につきましては、これまで同科から町内外を初め農業分野で活躍する人材が輩出されていることは周知のことです。

久米島町においては、農業は基幹産業であることから、地域特性を生かした学科の配置と考えております。現在、学校においては同科の活性化や学科のあり方等について研究が進められております。

県教育委員会としましては、学校からの報告を踏まえ地域の実情を考慮しながら総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党の上里直司です。

まず知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、那覇空港の新貨物ターミナルビルの建設も今着々と進んでおります。このターミナルビルの管理会社の設立に県がどのようにかわるかについてお伺いをいたします。

続いて(2)、国内、国際線における旅客と貨物に係る公租公課について、その減免を政府に対して知事も要請をされておりました。私は、この新貨物ターミナルの運用開始の機をとらえて、年限を区切って思い切って無料化をすべきだと考えています。そのことを政府に要請すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(3)番目、金融特区の実績をどう評価し、その課題をどうとらえているかお伺いいたします。

続いて、観光客誘客についてお伺いいたします。

先週26日に5月の観光統計が発表され、入域観光客数が7カ月連続減少となったことが明らかになりました。国内経済の動向が沖縄観光に大きな影響を及ぼす

ということを如実に物語っております。これまでの観光客誘致の施策に加え、さまざまな角度から政策をとらえ直す必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

ア、平成20年度2次補正予算での誘客キャンペーンの予算とその効果及び実績についてお伺いをいたします。

続いて、イ、平成21年度当初予算及び補正予算における誘客キャンペーンの予算額、その内容及び目標についてお伺いをいたします。

続いて、ウ、観光統計のデータのとり方とその活用の仕方は妥当なのかどうかお伺いをいたします。

この議場でも観光客1人当たりの消費額についてさまざまな議論がされてきました。消費額をもっとふやすべきだというような議論が大方ふえており、長期滞在やMICEと言われたような観光施策の推進ということが議論されておりましたけれども、今回そうした角度から加えて観光消費額が1万円ふえていけば県経済にどのようなインパクトを与えるのか、そういうデータをまたはとっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

続いて、ヤンバルの森についてお伺いをいたします。

私は、今年度予定されている県営林道開設事業の開始は拙速であり、中断・中止すべきであると考えております。そこでこの県営林道開設の是非を再度検証すべきだと考えておりますが、以下のことをお伺いをいたします。

ア、事業開始に当たり県庁内での調整協議は行われたのか。また、その事業開始に至る手続においてパブリックコメントの実施、検討委員会の開催のあり方などに瑕疵があるのではないのでしょうか。

続いて、イ、予算計上された事業はいつ着手されるのでしょうか。また、当初計画からの変更はあるのでしょうか。

ウは取り下げいたします。

(2)、知事はヤンバルの森を国立公園にし、世界自然遺産登録を進める考えはありますか。また、実現については地元の理解が必要であります、それをどのように進めていくのかお伺いをいたします。

4、雇用行政についてお伺いをいたします。

(1)、職業訓練校における非常勤講師の取り扱いについて。

ア、知事は連合沖縄からの雇用対策の要請の席上、非常勤講師の取り扱いについてルールを見直したい旨の発言をされておりましたけれども、その中身についてお伺いをいたします。

イ、現在雇いどめの対象となっている浦添校における非常勤講師を来年度以降も雇用継続をする意思があるのかどうかお伺いをいたします。

ウ、訓練校における非常勤講師は公募に向かない嘱託員としてみなすべきではないのでしょうか。

(2)番目、独立行政法人雇用・能力開発機構廃止に伴い、宮古・八重山における委託訓練事業実施が見込まれておりません。県は早急にその対応について判断し、実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、図書館行政についてお伺いをいたします。

私は、去年の9月議会から3回続けて図書館行政について質問をしております。その中で提案などもさせていただきましたが、私の質問はいずれも平成18年3月に県立図書館がまとめた「今後の沖縄県立図書館の在り方」という内容をもとにして質問をさせていただきました。

そこで、教育長にこの図書館行政における「今後の沖縄県立図書館の在り方」の位置づけとその中身の進捗、達成度の検証が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、政策の提言もさせていただきます。

我が沖縄県立図書館の特色は、琉球・沖縄関係の郷土資料の収集であります。県立図書館に来ればどんな郷土資料も見つかるというような、いわば沖縄における国立国会図書館のような蔵書数及びその資料内容を充実させることが必要であるかと思っています。しかし、その収集には予算面の制約があり、思うようにはなっておりません。また、沖縄戦において県立図書館は文字どおり蔵書していた資料が灰と化してしまったことから、貴重な資料を収集するのは他府県以上に困難な状態であります。散逸した貴重な資料の収集は、県民の善意による寄贈に頼っている部分が多いのが現状であります。

県立図書館は、さまざまな困難に直面しながらも、私はあらゆる手段で資料を集める努力が必要ではないかと考えております。

そこで提案をいたします。

琉球・沖縄関係資料の充実を図る上で、地元出版社、印刷会社などの協力を得て、沖縄に関する書籍、雑誌類を国立国会図書館における納本制度のように、県立図書館へ納本・寄贈するような制度創設を検討していただきたいと思うのですが、教育長の見解をお伺いをいたします。

(2)、昨今、県立図書館の図書費がどんどん減少しております。これは沖縄県に限ったことではありません

が、この沖縄県立図書館においての10年間におけるこの図書費の推移についても伺いをいたします。

(3)つ目、知事は図書館を視察したことがあるでしょうか。私は、確かに図書館というものは社会教育施設の一つであり、教育庁がさまざまな施策を講じられていることかと思えますけれども、知事部局でもその活用について検討すべきではないかと考えております。見解をお伺いいたします。

6、「わらべうた」について伺いいたします。

私は、今年度の予算特別委員会の中でもこの「わらべうた」について質問させていただきました。沖縄における言語や文化がどんどん消滅をしていくという中で、沖縄の各地に豊富に残っている「わらべうた」、これを現代の中で採譜し、そして子育て支援や教育の中で生かしていくということが必要ではないだろうかというふうに考えています。

そこで「わらべうた」の言語、民俗、文化的な重要性について知事はどのようにお考えなのか、見解を聞かせてください。

(2)つ目、各地域で「わらべうた」集が発刊され、その発刊物やCDなどを保育施設、幼稚園などで活用されているようであります。「わらべうた」の採譜、発刊作業及びそれを生かす動きに県は支援すべきでしょう。現状での取り組みについても伺いをいたします。

7、教育行政について伺いいたします。

(1)、東京在及びその近郊における県出身者学生寮について伺いをいたします。

ア、沖縄学生会館が3月末に閉館いたしました、その存続に向けての進捗をお伺いいたします。

イ、教育庁は入寮希望者数を把握されているのでしょうか。また現在の入寮者について、専門学校生は何名いらっしゃるのでしょうか。

ウ、地域、学校に隔たりなく入寮させているのかどうか伺いをいたします。

(2)、クーラーの設置について伺いいたします。

ア、小・中・高におけるクーラー未設置教室はどれだけあるのか。暑い中、室温や湿度が上がり、子供たちの健康や集中力を阻害しているケースはありますか。それら問題解決に今回の補正予算で対応できないのでしょうか、伺いいたします。

8、科学技術の振興について伺いいたします。

先ほどの我が会派の新垣議員からも海洋温度差発電の質問をさせていただきました。エネルギー関連ということで観光商工部長がお答えになられましたけれども、そのお答えは研究開発段階にあるという答弁であ

りました。

そこでお伺いいたしますが、研究開発段階であれば、その研究開発をさらに進めていただくよう政府に要請するというので、この海洋温度差発電の実現に向けて取り組む考えはないかどうか伺いをいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新貨物ターミナルビル管理会社の県のかかわり方についてという御質問にお答えいたします。

那覇空港新貨物ターミナルビルは、ことし10月から展開されます国際物流事業の拠点となる公共性の高い施設でありますことから、県は、その管理会社に対して、今年度じゅうに持ち株比率25%の出資を行うことにより同社を支援することといたしております。

次に、政治姿勢の中で、今の事業に対して公租公課無料化についてはどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇空港発着の航空機に係る公租公課につきましては、現行の軽減措置の拡充を、私が先日、国や与党国会議員に対し要請したところであります。

国におきましては、沖縄振興計画全体の見直しの中で検討すべきとの意見も一部にございましたが、おおむね好意的な反応をしていただいたと思っております。

御提案の無料化につきましては、国の今後の対応状況を踏まえさらに検討してまいりたいと思います。

私の政治姿勢についての中で、金融特区の評価と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

金融特区は、平成21年1月1日現在、金融関連企業10社が進出をし607名の雇用を創出したしております。この秋にも新たな企業の進出や既存企業の拡張などが予定されております。

同地区の税制優遇措置につきましては、平成19年度に要件が緩和されたことにより、現在1社が認定を取得いたしております。今後さらに1社が認定取得を検討しております。

金融特区での雇用は、企業の進出、事業拡張により少しずつ着実にふえております。一定の評価ができると考えております。

今後、さらに企業立地を促進し、金融業務の集積を

図るためにはレンタルオフィスや通信環境の整備、そして人材育成などが課題となっておりますが、地元名護市と連携をして解決に努めてまいる所存でございます。

図書館行政に係る御質問の中で、知事部局の図書館活用についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県立図書館は、県民の教育と文化の発展に寄与する「知の拠点」であります。機会を見て視察を改めてしたいと思います。無論利用したことは何回かございます。

県の施策を推進する上で県立図書館を活用することは有効であると考えており、今後、いかなる活用ができるか検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光客誘客についての御質問の中で、20年度2次補正予算の効果と実績についてとの御質問にお答えします。

平成20年度2次補正予算におきましては、2月から6月における沖縄旅行需要の喚起を目的にキャンペーンを実施いたしました。

主な内容としては、首都圏における誘客プロモーションイベントやテレビ・ラジオ・新聞等マスメディアを活用した沖縄観光のPRを行いました。

世界的な不況やインフルエンザの影響を受け、沖縄への入域観光客数は依然として厳しい状況にあります。ゴールデンウィーク期間中における沖縄への航空旅客輸送実績は対前年比で5.4%増加するなど、キャンペーンの一定の効果があったものと考えております。

同じく観光客誘客関係について、平成21年度当初予算及び補正予算についての御質問にお答えします。

平成21年度の観光客誘致のための当初予算は、約8億7000万円となっております。また、観光客の減少傾向が続いていることから、補正予算に観光客誘致緊急対策プロモーションに係る経費7億5000万円を計上しております。

当初予算の主な施策として、県外・海外における誘客活動、コンベンションなどの誘致、リゾートウエディングの推進などに取り組んでおります。また、補正予算については、現在実施しているキャンペーンを継続するとともに、新たに国内外のマスコミ関係者の沖縄招聘や海外での沖縄観光セミナー開催など、さら

なる誘客に取り組んでまいります。

「平成21年度ビジットおきなわ計画」では、入域観光客数630万人を目標にしており、不況の折厳しい状況ではありますが、目標達成に向けて努力してまいります。

次に、観光統計データのとり方とその活用の仕方についてとの御質問にお答えします。

沖縄県では、毎年観光客を対象に空港の搭乗ロビーにおいてアンケート調査を行い、3年に1度は大規模調査として機内での調査を実施しております。

調査の主な項目としましては、旅行者の属性や旅行内容、観光消費額などとなっております。毎年の継続調査により沖縄観光の現状と課題を把握し、実態に沿ったより実効性の高い観光振興施策の立案及び実施に努めているところであります。

次に、観光消費額の伸び悩みの理由と消費額が1万円増加した場合の経済波及効果及びそのための施策についてとの御質問にお答えします。

観光客1人当たり県内消費額の伸び悩みの主な要因としましては、景気低迷による全国的な個人消費の停滞、家計における旅行関連支出の低下、旅行商品の低価格化の影響を受けていることなどが大きいものと考えております。

また、沖縄県が平成16年度に実施した経済波及効果の調査に基づいて試算しますと、観光消費額が1万円ふえた場合の県経済への効果を試算しますと、観光収入は約570億円、生産波及効果は約859億円、付加価値効果は約470億円増加し、雇用効果は約9900人の増加となります。

沖縄県としましては、MICEやリゾートウエディングなど付加価値の高い観光を推進するとともに、ニューツーリズムなどの体験滞在型観光メニューの拡充や離島観光の推進などに取り組むことにより、観光客1人当たりの県内消費額の増大を目指してまいります。

次に、雇用行政について、連合沖縄の要請に対する発言趣旨についてとの御質問にお答えします。

連合沖縄からの要請に対する知事発言については、「嘱託員の委嘱期間は1年以内とし、2回に限り更新することができる」とする県の統一したルールがある中で、何らかの方策について検討したいとの趣旨であります。

このことについて、職業訓練指導員を安定的に確保する観点から調整した結果、非常勤講師の公募に当たっては、現在勤務している方も任期満了後、再度応募し、公平に選考の対象とすることとしたところであ

ります。

同じく雇用関係で、浦添校非常勤講師の雇用についてとの御質問にお答えします。

沖縄県の嘱託員の任用は、「嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。」とする県の方針があり、浦添校の非常勤講師のみ異なる扱いをすることは困難であると考えております。

なお、非常勤講師の公募に当たっては、現在勤務している方も再度応募し、公平に選考の対象となるところであります。

同じく非常勤講師の募集方法についてとの御質問にお答えします。

沖縄県では、嘱託員などの採用手続の透明化を図る観点から、平成18年度から原則ハローワークを活用した公募を行い、幅広い人材の中からその職に適した能力と資格を有した職員の採用を行っているところであります。

職業能力開発校の非常勤講師は、指導員免許保持等が採用要件となりますが、平成21年3月末現在、職業能力開発校で実施している訓練科目に関する指導員の免許交付数は、県内で14職種で1825件あり、その他申請により免許交付が可能な方々を加えますと相当数の該当者がいることとなります。これらの方々に均等に非常勤講師の職に応募する機会を与える必要がありますので、非公募とする取り扱いが困難と考えております。

なお、公募に向かない嘱託員として指定されている職についても、県の方針である「嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。」との取り扱いは同様であります。

次に、離島における職業訓練の状況についてとの御質問にお答えします。

宮古・八重山地区における職業訓練は、平成20年度まで独立行政法人雇用・能力開発機構が求職者を対象にIT分野などの委託訓練を行ってまいりました。

同機構の今年度の当初計画では、離島での職業訓練の予定はありませんでしたが、現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、年度内に宮古・八重山地区での委託訓練を実施する方向で検討していると聞いております。

次に、科学技術振興についての中、海洋温度差発電についての御質問にお答えします。

県としましては、海洋温度差発電は現在研究段階にあり、新エネ法においても新エネルギーとして位置づけられていないことから、今後の研究成果を見守っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ヤンバルの森についての中で、林道建設に関する関係部局調整、県民の意見及び林道建設環境調査検討委員会の開催についてお答えいたします。

国頭村の県営林において、平成19年度から林道工事を着手したところ、工事中の一部路線からノグチゲラの営巣木が確認されたため工事を一時中断し、1年をかけて環境調査を実施しました。

環境保全措置の実効性を図るため、専門家による林道建設環境調査検討委員会を3回開催し、その内容について議事録を公開しました。また、環境調査結果については、関係部局に意見照会し、その意見に対し協議・説明を行っております。さらに、県民意見については林道建設環境調査の結果を公開し、林道建設における環境保全措置の内容に対する意見を募ったものであります。

なお、「沖縄県県民意見公募手続実施要綱」の定める対象は、県の長期計画、県民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定、広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定等となっております。

今回の県民意見の募集については、同要綱の対象に該当していないものと判断しております。

林道建設については、環境省、県文化環境部を初め林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、林業関係者等との調整を踏まえ、5路線の中から人工林が多く収穫時期などとなっている環境への負荷の少ない伊江原支線、伊江Ⅰ号支線の2路線について、環境保全に配慮しながら21年度から実施することを平成21年2月に方針として定めたところです。

同じくヤンバルの森についての中で、林道事業の計画変更と着手予定についてお答えいたします。

本年度予算計上された林道事業については、現在、工事の実施計画の作業を進めているところであります。

実施設計に当たっては、部内工法検討会や環境部署との調整を踏まえ適切な環境保全措置を講じることとしております。

伊江原支線については、林道建設環境調査検討委員会の意見を踏まえ、既存の作業道を利用した起点の変更作業を行うこととしております。工事の着手については、実施設計後の9月以降を予定しております。

なお、工事の実施に当たっては、環境部局及び林道工事環境監視委員会等と連携し、環境保全に配慮しな

がら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） ヤンバルの森についての御質問で、ヤンバルの森の世界自然遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地となっている「琉球諸島」の重要な地域の一つであります。

世界自然遺産に登録されるには、世界的に見て貴重な自然であること、その自然が国内法によって長期的に保護されていることが要件となっております。そのため、現在環境省がヤンバル地域の国立公園化に向けた調査や地元説明会等を通し、地元への理解と協力を求めているところであり、県も協力してきております。

県としましては、今後ともシンポジウムの開催やマングースなどの外来種対策に環境省と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、図書館行政についての御質問で、県立図書館のあり方の検証についてお答えいたします。

平成18年3月、県立図書館は、県民の教育と文化の発展と生涯学習の振興を目指すプランとして、「今後の沖縄県立図書館の在り方」を策定いたしました。そのプランに基づく取り組みの成果として、一括貸し出しのセットを活用した図書館未設置町村への支援や、沖縄県図書館総合目録システムの構築、新聞記事データベースの利用開始等があります。

課題としては、レファレンス業務の充実、郷土資料の公開などホームページの拡充があります。

県教育委員会としましては、「今後の沖縄県立図書館の在り方」の検証、これまでの成果と課題を踏まえ、県民の知的活動の拠点として県立図書館の充実に努めてまいります。

次に、琉球・沖縄関係資料の収集についてお答えいたします。

沖縄県立図書館には、郷土資料を収集・整理・保存するという大きな役割があります。現在、県立図書館においては、広く出版情報を収集し寄贈依頼を行っております。また、県立図書館のホームページにおいても県民へ寄贈の呼びかけを行っております。

御提案の納本制度については、国立国会図書館法で

定められた制度で、県で導入するに当たっては出版社の理解・協力などさまざまな課題があることから、貴重な御提言として承りたいと思います。

次に、図書購入費の推移についてお答えいたします。

平成11年度の図書購入費は3730万円、平成15年度は3205万9000円、平成20年度は1877万8000円となっております。厳しい財政状況の中ではありますが、効率的な予算の執行に留意し、図書館の蔵書の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、「わらべうた」についての御質問で、「わらべうた」の文化的な重要性についてお答えいたします。

「わらべうた」は、大正時代に大人が創作した童謡とは異なり、地域の子供たちの間で自然発生的に生まれた歌が伝承され、現在の子供たちにも受け継がれてきたものとされております。

沖縄の「わらべうた」は、オモロなどの古謡の特徴を残しながら各地域の方言で歌われています。「わらべうた」は地域の歴史や自然環境、社会風俗や生活習慣などを反映しており、貴重な文化遺産と考えております。

次に、「わらべうた」の採譜、発刊作業等への助成・支援についてお答えいたします。

人々の生活に根差した各地域の言葉で歌い継がれている沖縄の「わらべうた」を子供たちに伝承していくことは、大変意義深いことであります。

県内の幼稚園では、「わらべうた」を継承する研究グループが発刊した「わらべうた」集やCDを活用するとともに、「わらべうた」を継承する研究グループや個人を招いて研修会等が持たれ、内容の共有化が図られていると聞いております。

今後、県内各地に伝わる「わらべうた」の採譜調査やその保存・活用の方策等については、国の助成事業等の情報を提供するなど支援していきたいと思っております。

次に、教育行政についての御質問で、沖縄学生会館閉寮後の進捗についてお答えいたします。

沖縄学生会館については、老朽化によりやむなく閉寮したところであります。

今後のあり方については、庁内に設置した「沖縄県県外学生寮検討委員会」において、県外学生寮の意義や必要性について改めて検証するとともに、その事業効果や財政的な負担等の観点から慎重に検討しているところであります。

次に、東京近郊学生寮の入寮希望者等についてお答

えいたします。

平成21年度における入寮希望者は、東京都狛江市にある南灯寮の新規募集人数29人に対し39人の応募があり、東京都世田谷区にある沖英寮の新規募集人数11人に対し19人の応募がありました。

現在の入寮生のうち専門学校生の人数は、南灯寮が入寮生47人に対し3人、沖英寮が入寮生20人に対し1人となっております。

次に、入寮生の選考についてお答えいたします。

県外学生寮の管理運営は、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が行っております。入寮生の選考につきましては、同財団が定める募集要項に基づき公正公平に行っていると聞いております。

次に、小・中・高校のクーラー設置状況と補正予算での対応についてお答えいたします。

普通教室への空調設置については、平成21年4月現在、市町村立小中学校436校中213校、48.9%、県立高等学校60校中52校、87%の設置率となっております。

文部科学省の「学校環境衛生の基準」によると、最も望ましい夏場の教室内の温度は25度から28度としており、県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境の整備が必要であるとの考えから、市町村教育委員会と連携しながら空調整備を推進していきたいと考えております。

なお、今回の国の平成21年度補正予算を活用して、校舎改築による耐震化を3市町村4校で予定しております。その中の2校で空調施設の整備を計画しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 科学技術振興についての御質問の中で、科学技術振興の観点からの海洋温度差発電に関する見解についてお答えをしたいと思います。

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など新エネルギー技術の開発や実証試験等については、膨大な費用や高度な技術の蓄積が必要であるなどの理由から、主として経済産業省所管の「新エネルギー・産業技術総合開発機構」が国策として実施しているところであります。

海洋温度差発電につきましては、佐賀大学が先行して研究を行っており、久米島町にある海洋深層水研究所との連携研究を検討していると聞いております。

企画部としては、佐賀大学が行った研究成果等を調査・分析をし、海洋温度差発電の共同研究等の可能性

について検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは、再質問いたします。

金融特区について、知事からまずまずの評価だというふうに、まずまずの成功をおさめているようなニュアンスでありましたけれども、実は内閣府の副大臣の宮澤洋一さんという方が国会での質疑の中で、鳴り物入りで導入したのに、この成果は大変情けない状態だというふうに答弁されております。

それで、先週も我が民主党の喜納参議院議員からも質疑をしたときに、弾力的に制度運用を改変しなければならないというふうな答弁をされているんですね。やっぱりそういう意味では、そういう大臣がおっしゃっていて、県としてこの制度のどこが問題なのかということをもう少し精査をしなければならないというふうに私は思っているんですよ。皆さんの金融センター可能性調査、これは皆さんが実施をした可能性調査報告書でもかなりいいことを書いてあるんですね。これに基づいてどうあるべきなのかとか、これまでの政府の要請に対して国がこたえられなかった部分、ここをどうやって再度要請するのか、そのことについて改めて答弁をいただけないでしょうか。

続きまして、ヤンバルの森についてお伺いいたします。

農林水産部長がお答えされましたけれども、パブリックコメントは県民意見募集要綱の規定には基づいていない。これはパブリックコメントもどきじゃないですか。知事公室の広報課がこの要綱を定めておりますけれども、少しお伺いいたしますけれども、この農林水産部がやったパブリックコメントは、本当にその県民意見募集要綱の対象にはならないのかどうかお聞かせください。そして、こういう形で各部局がパブリックコメントもどきをホームページで、パブリックコメントですということが、本当に県の行政として正しい手続のあり方なのかどうかお聞かせください。

続いて、検討委員会の開催のあり方などに瑕疵があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。私、あるのかどうかと聞きましたけれども、ないとも言っておりますでした。3つほどお聞かせをいただきます。

まず、この議会でも先ほども他の議員からありましたけれども、開設ありきじゃないかという質問がありましたけれども、まさにこれは開設ありきの検討委員会だったんですよ。これは設置要綱の中には、林道工

事の開設に当たり環境調査結果を踏まえ云々かんぬんと書いてあるんですよ。つまり、この検討委員会は開設をするための検討委員会だったわけですね。

ということでお伺いいたしますけれども、この検討委員会は、まさに私が言ったとおり開設を目的としたものだったのかどうかお聞かせください。

続いてお聞かせいただきたいと思っております。この委員会の議事録を読ませていただきました。各議員から、さきに行われました環境影響評価調査について疑義が提示されております。調査の方法、調査の期間、さまざまな形で疑義が出されており、委員から反対という気持ちで参加をしている、またはこの委員会で何を求められているかわからないというお答えが質疑の中にありました。

そこでお伺いいたしますが、この委員会が出した報告書というものは、委員の総意によるものなのかどうか。

もう一つお聞かせください。この委員会の保全措置に係る報告書は開設を目的として、開設すべきだということで出されたものかどうかお聞かせください。

もう一つ、瑕疵について述べたいと思っています。

この調査報告書は1月20日に提出をされております。この1月20日に提出をされた後に国頭村の林業振興に係る、林道開設における委員会が開かれております。この委員会においてこれは提出されたのかどうかお聞かせください。

もう一つ、この報告書、実は20日に報告書が締め切られております。私も手に入れているこの報告書には、1月20日付で森林緑地課がスタンプを押して受け取りましたということで資料を受け取られております。しかし、この翌日に別の委員から、もう一つ意見があるから追加してくれというふうになされており、私の手元には20日付のこの報告書の中には21日の委員の皆さんからの提言が盛り込まれております。さらに、皆さん、その森林緑地課からいただいた資料によると、21年1月26日に最終報告の意見書の確認を行う。これは出して後に確認を行っているんですよ。1月27日に委員長と最終意見の調整を行うと。最終的に2月8日に意見報告書を各委員へ送付ということでなされておまして、こういう20日に報告書が出されて事後報告じゃないですか。こういうあり方って本当に正しいんですか。それをお聞かせください。

続いて質問をいたします。

教育行政について。

学生会館の進捗について、先ほどからも質疑がありましたけれども、教育長、これは必要なのかどうかと

いうのをまず教育長みずからお答えをいただきたいんですよ。

県出身者の学生、東京に行っている方は皆さんの資料によると500名以上いらっしゃるんですよ。それで、今、南灯寮と沖英寮の学生の在籍している専門学校生を見ますとわずかしはいないんですね。専門学校生は、大学の受験をされた方、大学生の希望者が満杯になって足りなくなったときには入れてあげるといふ形なんですよ。県内から随分と専門学校生が行かれていますけれども、そういう方も含めると、多くの入寮希望者がいるかと私は思っているんです。そういう意味では、まず検討委員会を開くのは結構ですが、でも、教育長としてこれは必要なのかどうか、まずお答えをいただきたいと思っています。

続きまして、クーラーの設置についてお伺いいたします。

実は、この質問をしましたのは、那覇市立の泊小学校のある2教室でクーラーが設置されておられません。1つの教室は先週ついたようであります。しかし、聞いてみますと、クーラー設置のために小学生が空き缶を集めてクーラーの設置費用に充てようとしていたようです。牛乳パックを回収してその費用に充てようとしたわけでございます。クーラーの設置をするために小学生がバイトしなければならないのかどうか、これはちょっとお答えいただきたいと思うんです。

もう一つ、教育長、私は、クーラーの設置とか空調設備というのをぜいたく品としてとらえてないかなと思うんですよ。そうじゃないと思うんですね。教育環境に必要なものだというふうにとらえ直さなければならぬと思うんですけれども、教育長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの上里直司君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の上里直司君の再質問に対する答弁を願います。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 上里議員の再質問、内閣府副大臣の発言についてと金融特区関連の御質問

にお答えします。

内閣府の宮澤副大臣が25日の参議院財政金融委員会において、金融特区の税制優遇措置の事前手続である事業認定の要件について、専ら当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人とする規定については、個人的見解と断った上で弾力的に検討しないといけないと思うと述べたことについては、新聞報道等より承知しております。

金融特区については、本県の産業振興の観点から、引き続き税制改正の必要性等について内閣府及び関係機関への要望を初め、地元名護市と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えいたします。

パブリックコメントは、要綱の対象にならないのかということの質問にお答えします。

県民意見については、林道建設環境調査の結果を公開し、林道建設における環境保全措置の内容に対する意見を募ったものであります。

「沖縄県県民意見公募手続実施要綱」の定める対象は、県の長期計画、県民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定、広く県民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定等となっております。

今回の県民意見の募集については、同要綱の対象に該当していないものと判断しております。

次に、検討委員会は開設目的かということに対してお答えいたします。

林道建設環境調査検討委員会は、林道工事の開設に当たり環境調査の結果を踏まえ、環境影響の回避、低減措置について指導及び助言を得るために設置しております。

次に、報告書は委員の総意によるものかについてお答えいたします。

意見内容については、委員全員に通知し了解を得ております。

次に、報告書は林道開設すべきというものだったのかについてお答えいたします。

報告書は、林道建設に当たり環境調査の結果を踏まえ、環境影響の回避、低減措置について指導及び助言を得るために取りまとめたものであります。

次に、1月20日に国頭村との会議をしたときに報告書を出したのかということについてお答えします。

委員会の報告書の概要を説明しております。

次に、1月20日付報告しているが、21日以降の意見も踏まえ、27日に取りまとめたとしているが、このようなやり方でよいのかということについての御質問にお答えいたします。

委員の意見を尊重して追加意見を入れて1月27日に委員長との調整をして取りまとめました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） では、クーラーの設置についての再質問で、クーラーの整備費用及びクーラーの必要性についてお答えいたします。

小中学校施設の空調整備については、設置者である市町村で対応すべきものと考えております。

那覇市の小学校の2教室においては、那覇市の教育委員会に確認したところ、1教室については今月に設置を終えており、残り1教室については改築予定の空調機器を活用し、8月までに設置する予定と聞いております。

クーラーの必要性については、県教育委員会としても、安全で快適な学習環境の整備が必要であるとの認識をしております。

今後とも、市町村教育委員会と連携しながら空調整備を推進していきたいと考えております。

次に、沖縄学生会館についての再質問についてお答えいたします。

沖縄学生会館は、千葉県周辺の大学で学ぶ本県出身の学生に住居を提供し、勉学に専念できる環境を整えることにより、これまで多くの有為な人材を育成してきました。

学生会館については、老朽化によりやむなく閉寮したところであります。今後のあり方については、庁内に設置した沖縄県県外学生寮検討委員会において今検証しているところでございます。

平成20年度の第1回では耐力度調査実施の確認及び今後の対応策の検討、第2回では耐力度調査結果を受けての対応の協議、第3回では次年度スケジュールの確認等を行っております。平成21年度の第1回では入寮状況報告、沖縄学生会館の今後についての討議、第2回では沖縄学生会館の今後のあり方についての討議を行っております。

今後のあり方については、県外学生寮の意義や必要性について改めて検証するとともに、その事業効果や財政的な負担の観点から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○上里 直司君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今回の意見聴取については、パブリックコメントもどきではないかということに対しての御質問にお答えいたします。

今回の県民意見につきましては、森林緑地課のホームページの中で林道環境調査の意見を公表し、意見を求めたものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 今回の林道に関しましてのパブリックコメントは手続上必要がないということです。それをいわゆるパブリックコメントということ幅広く意見を出していただくということで手続上必要ないけれども、公表して出したということで紛らわしいというようなことであれば、それは今後そういうことのないようにしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは、最後に1点だけお聞きします。

この環境調査検討委員会の報告書、さっき申し上げたとおり1月20日に報告書ができ上がっています。1月21日にある委員から追加意見が出ています。1月21日に報告意見案を一部修正し各委員へ通知、各委員へ委員会報告は1月20日付で行うとの報告を行う。つまり1月21日に出てきて、これ印鑑を押したのは1月21日じゃないですか。1月21日に印鑑を押して受け取ったと言っているにもかかわらず、1月20日の印鑑を押して受け取ったというふうにやることは、公文書の運用ルールからすると正しいやり方なのかどうか最後にお聞かせください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 報告書で1月21日の報告の中で、1月27日以降の委員から、追加の意見を入れて1月20日に報告したというのは好ましくないのではないかとということに対する質問についてお答えいたします。

報告書に関して、委員の意見を尊重して追加意見を入れて、1月27日に委員長と調整をしてまとめたところであります。

林道建設については、県民の意見、関係部局の意見、検討委員会の意見、国頭村林業関係者等との調整を踏まえ、平成21年2月に方針を決定しているところでございます。

そういう意味で、いろいろな意見を入れて取り入れて決定したところでございます。

以上でございます。

○上里 直司君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど1月20日の報告書について、21日以降の意見を入れることについて文書手続上どうなのかということについてお答えいたします。

この報告書につきましては、委員の意見を尊重して意見を入れて、1月27日委員長と調整して取りまとめたところでございますけれども、日付の手続などについては配慮が十分足りなかったんじゃないかと思います。今後、改めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 部長、配慮が足りないんじゃないですよ、大変な問題ですよ、これ。皆さんが林道開設を目的として進めたところにこうした瑕疵が出てきたわけなんですよ。もっと慎重にやるべきですよ。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、教育行政について伺いたい。

沖縄の自立に向けた自立的発展を支える人材育成の見地から、コンセプトを明確にした学校づくりを進めることとして県立学校の編成整備計画が進められています。

そこで伺いたい。

(1)、県立高等学校編成整備計画について。

ア、整備計画が実施をされて6年目を迎えますが、実施校について地域や学校、父母、教育委員会を含めて検証が必要と考えるが教育長の見解をお聞かせください。

イ、これまでの実施校の成果と課題について伺います。

(2)番目に、高等学校における定員割れと廃科の問題について伺います。

ア、定員割れ学科数と学校数、その特徴と原因について伺います。

イ、廃科とする基準とその可能性のある学科を抱える学校数は何校あるか伺います。

ウ、「適正な学科編成」について教育長の見解を伺います。

(3)番目に、県立宮古総合実業高校の統合による課題解決に向けて伺いたい。

ア、統合によって必要でない施設や古い施設の解体と必要な学校施設の新設計画、生徒がふえたことで狭隘となったグラウンドの拡張計画などについて取り組みをお聞かせください。

イ、両校間を隔てる市道の買い上げは、生徒の交通安全の確保や学校施設編成においても喫緊の課題となっています。宮古島市とどこまで話し合いは進んでいるか伺いたい。

それから、県内の学校視察でわかったことでありますが、家庭の経済的理由と思われる生徒の授業料の滞納問題や減免申請が増加をしています。その実態と委員会の対応を伺います。

次に、「教職員の勤務の実態・意識にかかる調査報告書」における改善策について。

ア、具体的改善策について、学校現場や教育委員会でどのように取り組まれ、どう実施されているかを伺います。

(6)、それから2004年進級規定の内規見直し問題についてお聞きしたい。

ア、前任の仲村教育長の1月9日の県立学校校長研修会における見直し検討発言や2月定例会での答弁を受けて、教育長として現場にどのように指示をしているか伺いたい。

学校現場に確認をしたところ、指示は今のところないというふうにお聞きしております。見直しの検討をするのか、検討するとしたらいつごろになるか明確に御答弁をいただきたい。

大きい2番目、県立病院の課題について伺います。

(1)、県立病院のあり方基本構想について。

病院経営に大きな影響があるのでちょっとお聞きをしたいと思っているんですが、診療報酬改定の病院健全経営の影響についてどのように認識をしているか伺います。

それから、「県が提供する政策医療の内容・範囲を見直し、応分の財政負担をする」としているが、どのような人選、そしてどのような機関で審議・決定をしていくのか伺います。

ウ、当初(案)では「県民の協力と市町村の経営参画」としていたが、「運営」としたのはなぜなのか。

エ、宮古病院の医療機能等の見直しでは、当初(案)においては消極的な発言にとどまっておりましたが、今回の構想では「改築に向けた取り組みを「推進」と非常に力強い表現になっています。その理由をお聞かせください。

オ、県が進める「行財政改革プラン」と公営企業法全適での人材確保を含めた人事制度のあり方はどうなるのか伺います。

それから、日本看護協会調べで、「過労死危険状態の看護師、全国に2万人」の見出しがあったり、あるいは医師の過労死など医療現場は大変過労死危険レベルの状態であると認識しております。今回の構想で、いつごろを目安にその危険レベルが下がるのかお伺いをしたいと思います。

キ、全適で十分経営改善できるとした病院事業局、さまざまな課題を挙げ、それを解決する方法として独法化が出てきたとする知事部局と、それぞれの主張に全く妥協点はないと思われておりましたが、今回の構想の決着に至った経緯について病院事業局長と福祉保健部長から答弁を求めます。

(2)、県立宮古病院の課題解決について伺いたい。

ア、脳神経外科医1人不足に加えて新たに眼科医師が不在となっております。その対応を伺いたい。医師の確保についても「人材確保チーム」の現場との連携についてもお聞かせください。

イ、移転・新築に向けた基本計画の策定、国庫要請

はいつになるのか。

ウ、宮古島市への支援要請の話し合いはどこまで進んでいるのか。

先日、病院事業局長が宮古で宮古島市長と話し合いになったというふうにお伺いしております。

それから大きい3番目、自殺対策について伺います。

(1)、沖縄県におけるこの5年間の自殺者数の推移と特徴について伺いたい。

(2)番目、県の自殺対策の取り組みについて伺う。

ア、最初に平成18年の県内における自殺者が400人と過去最多となりました。この5年間の自殺者がおよそ1800名、年間で平均で350名、1日およそ1人の自殺者が出ております。特に、30歳から50歳の世代が突出している現状について知事の見解と、今後どのように自殺者を減らしていくのか御意見を伺います。

イ、県の総合対策行動計画の取り組みの進捗状況についても伺います。

ウ、「沖縄いのちの電話」の現状と県の支援について伺います。

エ、20歳代後半の男性の自殺者の多さが全国にない沖縄県の特徴であるとの指摘があります。県として自殺防止に向けた実態調査が必要ではないか伺います。

オ、地域における相談窓口の充実と人材確保について実態はどうか。

カ、自死遺族対策について伺います。

4、環境行政について伺います。

(1)、県の温暖化対策について。

ア、目標値の達成どころかさらに大きく温室効果ガス排出を増加をさせている。現状と原因、今後の実効性ある施策について伺います。

イ、低炭素社会の実現を目指して、電気自動車やハイブリッド自動車の本格普及に向けて経済産業省が提案する「EV・pHVタウン」事業の調査地域に沖縄が採択をされました。今後、実施予定の提案募集を通じて選定を目指すこととなりますが、このタウン事業の説明と今後の推移、県の考え方についてお伺いをいたします。

ウについては割愛します。

エ、県の新エネルギーへの取り組みと展望について伺います。

5、宮古島市の課題について伺います。

(1)、下地島空港及び残地の利活用について。

ア、空港及び残地の利活用について、国・県及び宮古島市や関係機関を加えた協議会設置について県の見解を伺います。

イ、県の進める21世紀ビジョンに拠点空港として位置づけることについて県の見解を伺います。

最後になりますが、(2)、中央児童相談所の宮古分室の設置について見解を伺います。

宮古島市から届いた分室設置の要望について見解を伺う。

それから、この要望の中に相談者への対応や当事者への指導に関して、相談員のおの経験や独自の判断に基づき対応している部分があり、適切性、的確性、正当性の面から非常に不安を抱えながら対応しているとあります。そのことについても見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平議員の御質問に答弁させていただきます。

まず自殺対策に係る御質問で、30歳から50歳の年代の自殺の現状と対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、地域特性に応じた自殺対策を推進するため、「沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定し、多様な関係者が参画、連携、協同し、自殺対策に総合的に取り組んでいるところでございます。

沖縄県の自殺者は、年代別では30から50歳代の働き盛りが約6割を占めております。自殺対策は重要な課題であると認識いたしているところです。

また、自殺の原因・動機の半数以上が健康問題、経済生活問題である現状から、県ではメンタルヘルス対策と多重債務対策との連携した取り組みを重点的に実施しているところであります。

国におきましては、現下の経済情勢を受け、自殺対策をさらに強化するため、緊急経済対策の一環として「地域自殺対策緊急強化事業」を予定していることから、県におきましても同事業を活用し、自殺対策におお強力に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

同じく自殺対策に関連して、自殺総合対策計画の取り組みの進捗状況に係る御質問にお答えいたします。

「沖縄県自殺総合対策行動計画」におきましては、平成29年度までに平成18年度の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標として掲げております。

同計画におきましては、自殺の予防から遺族対策まで総合的に推進することといたしていることから、県におきましては、自殺の予防等に関する普及啓発や研修、また自死遺族への支援等を実施しているところであります。

自殺者の動向を見ますと平成18年400人、平成19年347人、平成20年337人と減少していますが、11年連続して300人を超える高どまりの状況にあります。

また、現下の経済情勢から自殺者がふえることが懸念されることから、県におきましては、「地域自殺対策緊急強化事業」を活用して、県民すべてを対象にした普及啓発と地域における自殺対応力強化を重点実施し、自殺対策に強力に取り組みたいと考えているところでございます。

次に、環境行政の関連で、「EV・pHVタウン構想」の推移と県の考え方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「EV・pHVタウン構想」は、電気自動車、プラグインハイブリッド車の本格普及に向けた実証実験のためのモデル事業であります。

沖縄県では、ことし3月に「EV・pHVタウン構想」の調査地域に選定されたことから、電気自動車等によります省エネルギー、二酸化炭素排出量削減の取り組みモデルの追加などの課題について、関係団体と連携をしつつ解決を図り、今年度予定されております国の「EV・pHVタウン構想」に応募することといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、県立高校編成整備計画の検証についてお答えいたします。

県立高校編成整備計画は、平成14年度から23年度までの10年間の計画であり、その推進に当たっては、国の文教施策の動向や本県の教育関連施策及び地域の情勢の変化等に応じて必要な見直しを行うなど継続的に点検を行っております。

平成19年度には、学校関係者、PTA、市町村の教育委員会、産業関係の代表や学識経験者等で構成する懇話会の協議報告書を踏まえ、編成整備計画の見直しを行いました。具体的には、中部地区への定時制・通信制独立校の見送り、総合工芸高校の中止、沖縄インターナショナル中等教育学校の継続検討などがございます。

今後、平成24年度からスタートする次期編成整備計画に向けて、現計画の検証を行うとともに、県全体や各地域の実情、生徒の実態等を考慮して検討してまいります。

次に、実施校の成果と課題についてお答えいたしま

す。

県教育委員会においては、平成14年3月に県立高等学校編成整備計画を策定し、総合学科、中高一貫教育校、情報教育中心校、総合実業高校など新しいタイプの学校等について年次的に整備を進めてきたところであります。

平成19年4月には、与勝高校内に併設型中高一貫教育校として、県立与勝緑が丘中学校を開校いたしました。

総合実業高校については、平成19年4月に、名護商業高校と北部工業高校を統合して名護商工高校を開校し、平成20年4月には、宮古農林高校と翔南高校を統合して宮古総合実業高校を開校いたしました。

実施校の成果としまして、入学志願者が増加し進路決定率も上昇していること、また、学校が活性化し各種大会の入賞者の増加や資格取得者の増加、さらに部活動生も増加しております。一方、中高一貫教育校における連携のあり方や、総合実業高校の施設・設備の充実等の課題があります。

今後、学校側と十分な意見交換を行いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、定員割れ学科数と学校数、その特徴と原因についてお答えいたします。

県立高等学校の入学定員につきましては、地域の生徒数の推移、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して適正な設定に努めているところであります。

平成21年度県立高等学校入学者選抜において、定員割れのある学校及び学科数は、43校、84学科となっております。定員割れの特徴については、専門高校や北部、離島地区に多く見られ、その主な原因としましては受験生の普通科志向や北部、離島地区の生徒数の減少、都市地区への進学などが考えられます。

次に、廃科とする基準とその可能性のある学校数についてお答えいたします。

県立高等学校における学科の廃科につきましては、県立高等学校編成整備計画において、定員の過半数割れが2年連続生じた場合、原則として募集停止を行うこととしており、現在、定員の過半数割れが2年連続生じている学科のある学校は2校となっております。ただし、離島・僻地等については、地域の実情等に考慮した適正な学科の配置に努めてきたところであります。

次に、適正な学科編成についてお答えいたします。

県立高等学校の学科編成につきましては、社会の変化や生徒の多様化に対応するため新しい学科の設置や特色ある学科改編を進めてきたところであります。

学科改編については、県立高等学校編成整備計画の基本方向において、県全体の定員の比率をおおむね普通科6、専門学科3、総合学科1とし、各地域においては実態に即してその割合を設定することとしております。

県教育委員会としましては、今後、地域特性を生かした魅力ある学校づくりを支援し定員確保に努めるとともに、学科や入学定員についても志願状況や生徒・保護者のニーズや地域の実情等を考慮して検討する必要があると考えております。

次に、宮古総合実業高校の施設整備についてお答えいたします。

県教育委員会においては、本年度に老朽化した普通教室を改築する計画にしております。現在、設計を発注しており、できるだけ早い時期に工事に着手したいと考えております。

また、統合により不要となった旧翔南高校の管理棟と特別教室棟の一部も老朽化しているため、解体撤去することにしております。グラウンドについては、今後、学校の意向等も踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、旧両校間の市道についてお答えいたします。

旧両校間の市道は、近隣住民の生活道路として使用され、授業の際にも生徒が横断していることから、生徒の交通安全対策として横断歩道が設置されております。また、道路に面している両校のブロック塀を撤去し、フェンスを設置することで見通しをよくするなど施設の整備も行いました。

なお、学校から生徒の安全上の理由により市道の学校敷地としての使用についての要望がありますが、市道は住民の生活道路となっていることや、学校周辺の道路開発計画の兼ね合い等の課題があります。

今後とも、市道の使用についていかなる方法があるかについて、宮古島市を初め関係機関等と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、授業料滞納や減免申請等についてお答えいたします。

授業料の減免申請の状況についてであります。平成21年度一括申請は6354人で、前年度の同時期と比較して454人増となっております。そのうち免除者は4485人で347人の増となっており、近年増加傾向にあります。

次に、授業料の滞納につきましては、毎月の納入期限までに納めていない例はありますが、年度末までには納入されており、年度をまたがる未収金はありません。

県教育委員会としましては、経済的理由により授業料の納付が著しく困難な生徒に対しては、今後とも随時授業料の減免申請を促すなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、教職員の勤務実態調査後の改善策についてお答えいたします。

教職員の勤務実態調査に係る分析検討委員会からの報告によりますと、教職員の時間外勤務が常態化し、業務に負担感を持っていることがわかりました。

県教育委員会としましては、具体的な改善策の取り組みとしまして、定時退校日、ノ一部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等の推進に努めているところであります。

また、働きやすい職場づくりを目指して負担軽減検討委員会等を設置し、各学校の実情に応じた取り組みを検討するよう通知したところであります。

次に、進級規定のその後の経緯についてお答えいたします。

県立高等学校における進級に関する規定については、生徒の身分や権利、将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、校内規定のあり方を慎重に検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、進級に関する現状や課題について、県高等学校長協会や県高等学校PTA連合会と意見交換を行ったところであり、今後は職員団体とも十分な意見交換を行うとともに、これらの意見を踏まえて総合的な観点から学校現場への対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県立病院の課題の項目の中で、診療報酬改定の病院経営の影響についてお答えいたします。

診療報酬のマイナス改定により、全国的にも経常損失を計上する病院事業が増加していることから、経営への影響はあったものと思料されます。なお、病院事業局の試算によると、平成18年度の診療報酬改定の影響額は約1億4300万円の収益減と見込まれております。

次に、政策医療の審議機関についての質問にお答えいたします。

県が提供する政策医療の内容・範囲については、福祉保健部が中心となり、病院等関係機関との調整を行った上で定めることとしております。

次に、市町村の運営参画とした理由についてお答え

します。

御指摘の箇所は、市町村を含めた地域全体で県立病院を支える体制を検討することが答申の趣旨であることを踏まえると、経営よりも、より幅広い参画のあり方をイメージできる運営の方が適当であると考え修正したものであります。

次に、「改築に向けた取り組みを「推進」とした理由についてお答えいたします。

御指摘の箇所は、病院事業局において、新宮古病院整備基本計画が策定されたことを踏まえ修正したものであります。

次に、過労死危険レベルについての質問にお答えします。

病院現場の勤務環境の改善については、重要な課題であると認識しております。このため、県立病院のあり方に関する基本構想においても、病院現場の勤務環境の改善を県立病院改革の目的の一つとして位置づけたところであります。

次に、「県立病院のあり方に関する基本構想」の策定についてお答えいたします。

県立病院改革の目的及びその必要性については、病院事業局と福祉保健部との間でもともと認識の不一致はありませんでした。

「県立病院のあり方に関する基本構想」の「経営形態に関する基本方針について」は、病院事業局と数回にわたる調整を行い、沖縄県医療審議会の答申を尊重するとともに、県議会の決議、市町村及び県立病院長の意見等を踏まえ、経営再建に対する病院事業局の取り組みについても考慮し策定したところであります。

次に、自殺対策についての御質問の中の、5年間の自殺者数推移と沖縄県の特徴についてお答えいたします。

本県の過去5年間の自殺者数は、警察統計によると平成16年341人、平成17年359人、平成18年400人、平成19年347人、平成20年337人となっております。

自殺の原因・動機については「健康問題」が最も高く、次が「経済生活問題」、「家庭問題」の順となっており、年次推移で大きな変動はありません。

全国と異なる特徴を人口動態統計から見ると、男性の自殺者の割合が高く、特に働き盛りの35歳から64歳男性の自殺率が高くなっております。一方、65歳以上の高齢女性の自殺率は全国よりも低い状況となっております。

同じく自殺対策の中の、「沖縄いのちの電話」への支援と現状についてお答えいたします。

「いのちの電話」の活動につきましては、自殺予防

に大きな役割を果たしており、特に、現下の経済情勢においては極めて重要な相談窓口として機能しているものと認識しております。

今回、国の経済緊急対策の一環として、「自殺対策緊急強化事業」が予定されていることから、これらの対策の中で民間団体に対する支援等についても検討していきたいと考えております。

次に、自殺防止に向けた実態調査についてお答えいたします。

本県においては、自殺に関する警察統計や人口動態統計等の収集分析を通して自殺の実態把握を行っているところであります。しかしながら、自殺未遂者等ハイリスク者や自死遺族等への実態調査は、プライバシー保護の問題や遺族感情等から難しい状況にあります。

国は、昨年10月に「自殺対策加速化プラン」を決定し、自殺の実態を明らかにするための施策として、「警察庁及び厚生労働省の自殺統計に係るデータを分析し、その結果を地方公共団体等で活用できるよう提供する。」こととしています。

県としては、これらの国から提供されるデータを活用して、自殺対策に今後とも着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、相談窓口の充実と人材確保についてお答えします。

自殺対策の相談窓口としては、総合精神保健福祉センターの「こころの電話」や各福祉保健所の「精神保健相談」などの県機関を初め、市町村の相談窓口や「いのちの電話」などの民間機関を含む相談窓口が多数あります。

県では、自殺対策の普及啓発や相談支援の充実のために民生委員や市町村関係機関等への研修会を実施して、相談支援に携わる人材の育成に取り組んでいるところであります。

次に、自死遺族支援についてお答えいたします。

自死遺族への支援として、平成20年3月に遺族による自助グループ「分かち合い」の会を立ち上げております。

県としては、「分かち合い」の会の開催場所の提供や遺族支援を行うファシリテーター養成などを通して自死遺族の支援を行っているところであります。

次に、宮古島市の課題についての御質問の中の、中央児童相談所宮古分室の設置についてお答えします。

県では、平成19年度に中央児童相談所八重山分室を設置しておりますが、近年、宮古地区においても児童虐待相談件数が増加しており、八重山地区とほぼ同じ

水準にあると考えております。

現在、宮古地区では、宮古島市役所及び宮古福祉保健所等において児童相談を受け付けており、継続して指導を要する要保護性の高いケースについては、中央児童相談所の児童福祉司による戸別訪問等で対応しております。

児童虐待相談については、迅速性を求められるケースに適切に対応する必要があることから、宮古地区における相談内容を詳細に分析し、児童相談所分室設置の必要性については、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院の課題の御質問の中の、行財政改革プランと公営企業法全適での人事制度についてにお答えします。

沖縄県行財政改革プランの推進項目である「定員管理の適正化」では、県全体で定員が削減される中で、病院事業局の定員の削減は行われておりません。病院事業局としては、業務の委託化を推進するなど、必要な職種の定員枠を確保してきたところであります。

また、平成21年度から臨任、嘱託職員等の人員配置の権限を病院長に移譲するとともに、民間経験者等を対象とした経営企画職員の採用を実施するなど、より効果的な体制の構築に取り組んでいるところであります。

なお、7対1看護体制の移行に伴う看護師等の確保については、看護体制検討チームの中で定数条例の見直しを含めて検討しているところであります。

続いて、「県立病院のあり方に関する基本構想」の策定についてにお答えします。

今般策定された「県立病院のあり方に関する基本構想」については、沖縄県医療審議会の答申を尊重するとともに、県議会の決議、市町村長及び市町村議会議長並びに各県立病院長の意見等を踏まえ、さらに経営再建に対する病院事業局の取り組みについても考慮し策定されたものと認識しております。

病院事業局においては、経営再建計画を策定するとともに、病院長への大幅な権限移譲、看護師採用試験における受験年齢制限の撤廃、7対1看護体制への移行に向けた具体的な検討など、これまで指摘されてきた県立病院の諸課題に取り組んでいるところであります。

また、去る4月に開催した第1回経営改革会議においては、経営再建計画実行宣言を行い、病院事業局と

病院現場が一体となって不退転の決意で経営再建に取り組んでいるところであります。

続きまして、宮古病院の医師不足についてお答えします。

脳神経外科については、診療体制安定化のため増員を図る必要があり、医師の確保に努めているところであります。眼科については、宮古病院の医師は不在ではありますが、ことしの5月から地元の2カ所の診療所と連携し、平日と夜間の救急診療を行っております。

なお、現在、眼科外来・救急診療の応援医師に関して県内医療機関と派遣の調整を行っているところであります。

また、病院事業局と各県立病院とは従来より緊密な連携体制をとっておりますが、今年度から新たに人材確保チームを設置するとともに、国の経済危機対策臨時交付金を活用した地域・離島医療確保モデル事業を行うこととしており、その事業の中で局と各病院が一層の連携を図っていく考えであります。

続きまして、宮古病院の改築に向けた基本計画策定及び国庫要請の時期についてお答えします。

新宮古病院の改築に向けた基本計画については、去る3月31日に策定し、現在、基本設計の準備を進めているところであります。また、国庫要請については、平成22年度の採択に向け調整を行っているところであります。

続きまして、宮古島市への支援要請についてお答えします。

宮古病院の改築に当たっての諸課題については、宮古島市に対して支援要請を行っているところであります。これまでの状況につきましては、病院建設のための用途地域の変更手続の着手、不足する駐車場の確保等について、前向きな回答をいただいているところであります。

また、市が運営している「休日・夜間救急診療所」を新病院内に併設することについては、運営体制の問題、医療法の問題等について協議を重ねているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問で、温室効果ガス排出の現状と原因、今後の施策についてお答えいたします。

本県の最新データとなる2006年度排出量は、基準年度レベルから14%増加しております。排出量の経年変

化を見ると、2000年度から2003年度までの3年間では年間平均約4%で増加しておりますが、県計画策定後の2004年度からは年間平均約0.4%の微増傾向となっております。

排出量増加の主な要因は、電気の排出係数の増加や人口・世帯数、自動車台数等の増加に伴う電気や燃料消費量の増加によるものであります。

沖縄県では、地球温暖化対策推進法の改正など対策の強化が求められていることから、今年度から現行計画を見直し、新たな計画を平成22年度に策定することにしております。新たな計画では、エネルギー政策などの関連施策と連携を図りながら、本県の地域特性に配慮しつつ総合的な地球温暖化対策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 環境行政について、新エネルギーへの取り組みについての御質問にお答えします。

県では、太陽光発電の一般家庭への導入に対する助成制度や、離島における風力発電等の導入事業などを通して、新エネルギーの普及促進を図っているところです。また、本県のエネルギー全般に関する取り組み方策を示す「沖縄県エネルギービジョン（仮称）」の策定に取り組んでおります。

なお、国においては、離島マイクログリッド事業等の経済危機対策事業が実施されることとなっており、県としては、県内離島での事業採択に向けて支援していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 宮古島市の課題についての御質問の中で、下地島空港残地の利活用に関する協議会の設置についてお答えいたします。

下地島空港残地の有効利用については、庁内関係課及び宮古島市で構成する下地島空港残地有効利用連絡会議において、宮古島市から県に提案されている「下地島空港等利活用計画書」の内容を検証し具体化するため、昨年9月にゾーンングごとに専門部会を設置し取り組むこととしたところです。

去る1月に、専門部会現地検討会を開催し、6月には農業の利用等専門部会及び観光・リゾート等専門部会の合同部会を開催し、ゾーンング面積や具体的な土地利用計画等について検討しております。

今後とも、連絡会議及び専門部会を中心に、宮古島市の具体的な土地利用方針等も踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

次に、下地島空港を21世紀ビジョンに拠点空港として位置づけることについてお答えします。

「沖縄21世紀ビジョン」では、アジア・太平洋地域との人的・物的なネットワークの構築に向けて、総合交通体系の整備の方向性について検討しております。

下地島空港については、沖縄振興計画等の総点検結果を踏まえつつ、ビジョンの実現に向けて検討していく新たな計画等の中で議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは、再質問を行います。

教育長にお伺いいたしますけれども、この整備計画の中における連携型中高一貫校についてお伺いいたします。幾つか学校を訪問させていただきまして、課題が相当あるのではないかなというふうに思いましたので、ちょっと質問させてください。

学校現場の声として、入学試験というハードルが排除されたことによる学習意欲の低下を一樣にお聞きしておりますけれども、これを何とかハードルを越えていきたいというためには、この連携型入試の改善についてぜひ必要ではないかという現場の先生方の声があるんですが、教育長の見解をお伺いいたします。

それから、連携型のこの中高一貫校については、やはり交流授業やあるいは合同行事等による過重な負担についても指摘をしておきたいと思えます。どうしても通常校とは違う連携中学校との交流や地域行事への参加等で、少ない職員での対応に負担が大きいとの声が出ております。これについて職員の加配が必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、連携中学校からの入学率がだんだん低下をしているという現状があります。どういうふうに打開をしていくんでしょうか、お聞かせください。

それから、学校統合についても特別不満があるわけではありませんけれども、先日、宮古総合実業高等学校の学校長や教頭の皆さんとちょっとお会いして意見交換をしてみましたけれども、統合についておおむね順調であるというふうな校長からの御意見も伺い、お答えもいただいたんですが、一方で職員や父母、あるいはPTA、同窓会の中ではまだまだ統合学校としての一体感を持つことができないという不

満の声があるということも、一応指摘はしておきたいと思っております。

そういうことで、これからの学校統合を進めるについては、どうしてもやっぱりみくもに定数割れだから、そういう決まりだからというふうなことで統合を無理に推し進めるということだけは、決してなさない方がいいのではないかというふうに思っています。これは、やっぱり地域やPTA、同窓会の意見もしっかり尊重しながら検討していただきたいというふうに考えますが、教育長の見解を伺います。

それから、定数割れについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、この入学定員の減少というのは、特に離島や、あるいは先ほど教育長が指摘をしておりました過疎地におきまして、あるいは北部地区におきまして、あるいは専門学科についてはかなりやはり想定をされていたのではないかなというふうに僕は思いますけれども、これは久米島高校の廃科の問題についてちょっとお伺いしたいんですけれども、地域の特性を生かした農林水産業の後継者育成という観点から考えれば、この学科の廃止は非常に慎重でなければならないというふうに僕は思います。地域の意向が尊重されるべきだと考えておりますけれども、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、定員割れの原因について、私は平成16年に行われた校区の見直しもかなり影響しているのではないかなと思うんですが、教育長の見解を伺います。

もう一つは、やはり沖縄の産業構造からして人材育成という観点からすれば、どうしてもやっぱり高等学校の適正な配置ということについて非常に慎重でなければならないし、また意欲的に進めなければならないというふうに思っておりますけれども、こういったことに教育長の考え方をお聞かせください。

それから、総合実業高校の古い施設、あるいは旧翔南高校の校舎の撤去というんですけれども、これはこの日程的なものができているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、旧両高校間を貫くこの宮古島市道についてですけれども、これはもう2年、3年前からこの市道を何とか県で買い取って学校有地としてしっかり活用して、この施設の編成とかあるいは子供たちの交通安全をしっかり守っていくということでも非常に重要だというふうに、2年ぐらい前からこれは取り組まれているはずなんです。これは宮古島市としても、こういう計画ではどうかというふうに持ちかけているんです、そういうふうに今検討していますという話では、これは納得いかないと思います。もう一度答弁をお願い

いたします。

減免申請の生徒の数がふえている、減免数も相当ふえているという話なんですけれども、私は、100年に一度と言われるこの経済危機の中で、各家庭大変な思いでいると思うんですね。そういう意味ではかなり今後この減免申請者の数はふえてくるというふうに思っているんですけれども、ちょっとここでお聞きしたいんですけれども、この学期途中で減免申請を許可することと、それから減免数の拡充を求めることについて柔軟な対応ができないか、教育長のお考えを聞きたいと思っています。

それから、教職員の勤務実態についてですが、学校現場においては時間外勤務を強要する実態が依然としてあると聞いております。超過勤務を当然視する管理職の存在もあります。そういう意味で改善策を、管理職に対する徹底を教育長の方からしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、超過勤務実態の把握と回復措置の徹底、これは時間外業務についての位置づけによって勤務時間割り振りの基準を明確にすべきではないかという考え方に基づいて、そのガイドラインに基づいて勤務時間の割り振り、代休管理を行えないか。

それから、年休取得の促進について、計画年休など管理職による年休取得の勧めはできないか。あるいは人員増やあるいは支援職員の配置によって校務分掌の相互応援体制の強化による休みやすい条件整備ができないか、お伺いをしたいと思っております。

それから、進級規定の内規見直しについて、教育長、いつごろをめどに検討していこうとお考えなのか、その時期についてもお伺いをしたいと思っております。

それから、病院の件でちょっとお伺いをしたいと思っているんですが、今回の病院改革が過重労働状態の早期解消、あるいは経営健全化の早期達成、県民が必要とする医療の持続的提供だとするならば、人材不足による病床閉鎖や休床で医業収益のマイナスや医療サービスの低下につながっております。現状を打開すべきではありませんか。人材確保を含めた人事のあり方や、あるいは定数条例の見直しが当然ネックになってくると思いますが、病院事業局長と福祉保健部長にその認識を伺います。

また、7対1看護体制を施行するについてさまざまな課題があるとの答弁がありましたが、どのような課題があるのか伺います。

それから、知事にお聞きしたいんですけれども、今度のこの基本構想では、課せられた改革の課題解決に

については現行の形態でも十分実現可能であると認識していると理解していいか、お伺いをしたいと思います。

それから、宮古病院につきましては、竣工までの事業計画と、そこに至るまでの課題が幾つかあるというふうにお聞きしておりますが、どういうことでしょうか、その辺についてもお伺いをしたいと思っています。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平議員の再質問のうち、県立病院に係る御質問で、現行のままでの経営形態での継続もあり得るかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、この件につきましては、この間発表させていただきました基本構想に書いてあるとおりでございます。そして今、病院事業局が一丸となって改良・改善に取り組んでおりますから、その結果に無論私も最大限期待したいとは思っております。そして独法化も含めた運営形態の最終的な形につきましては、今のところ先日も申し上げましたが、留保しておきたい。そういうことで経理面での支援もかなり膨大なお金も要りますが、これもぜひやっていきたいと思えますし、しかしながらあり方の基本構想にありますように、病院の機能とかネットワーク化、特に南部地域の医療圏におけるネットワーク化であるとか、それで経営そのものの中身そして人事給与システム、それから人材の育成、それから改革への意識などなどあそこに書いてありますように、取り組むべきものがたくさんございます。ですから、こういうことにしっかりと取り組んで諸課題を解決してもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。

ですから、今の直接のお答えとしては留保しております。決してその継続を否定はしていないというふうな意味で、検討すると表現してございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 県立病院の人材確保に対する取り組みについての再質問にお答えいたします。

医師や看護師等の確保につきましては、現在でも確

保のための諸施策に取り組んでいるところでありますが、人材確保について病院事業局の対応、結果を待つて部として対応できることについては適切に対応したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは医師不足、看護師不足、そういうことから生じてきた過重労働の問題についてお答えしたいと思います。

この医師不足、看護師不足という問題は、大変重要な問題であるというふうに認識しておりまして、その最も重要な課題の一つとしてとらえ位置づけて、あらゆる手段を活用してその解消に取り組んでいるところでございます。特に、今回の場合は看護師が足りなくて、南部医療センター・こども医療センターで59床、中部病院で52床という休床を行っております。

いずれにいたしましても、一番大事なことは、まず人がいなければ十分な医療ができないわけですから、その確保のためにあらゆる手段を用いてその人員の確保に努めていきたいというふうに考えております。また、看護師の場合は特に7対1のための定数条例の見直しも含めた検討を考えているところであります。

続きまして、7対1看護体制に移行するときの問題点ということについてお答えしたいと思います。

去る5月から看護体制検討チームを設置いたしまして、看護師確保の問題・課題、それから病床規模の見直し、今の病床で果たしていいのか、それに見合う十分な看護師が確保できるかという問題ですね。それから人をふやすことによって生じてくる給与体系との関連、いわゆる経営再建と両立させながらこのことは行っていないといけないわけでございますので、それを考えながら給与体系の検討も行わなければいけない。それから病院事業局は、その県の行財政改革の中の定数条例の中に入っているわけでありまして、そのことも踏まえて考えていくということが大変大事であろうというふうに考えております。それ以外に細かいことはいろいろありますけれども、またこれは後に述べさせていただきます。文教厚生委員会あたりでお話しさせていただきます。

それから最後に、宮古病院の建設に当たって何か問題点があるようなかというふうな御質問であったかと思えます。

今のところ、問題は全くございません。基本設計、実施設計を今年度中に行いまして、本体工事が平成23年3月から平成24年4月、約17カ月かけて行いまして、外構工事が平成20年6月から平成25年1月まで、

そして現在のところ平成25年の5月を開院予定としております。特に問題はございません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは奥平議員の再質問、15本にお答えいたします。

ちょっと漏れているかもしれませんので、そのときにはまたお願いいたします。

まず一番最初、入試制度のあり方についてお答えいたします。

連携型中高一貫教育は、現在伊良部地区、本部地区、久米島地区の3地区で実施しております。

連携型教育校の入試につきましては、一般入試と異なり、学力検査の影響を受けずにゆとりある安定的な学校生活の中で生徒の育成を目指すという観点から調査書、面接等の総合的評価による簡便な入試による選抜を行っております。簡便な入試については、本部地区から学力検査を用いた選抜方法の導入について要望が出されており、中高一貫の制度の趣旨との整合性など、総合的な観点から現在慎重に検討しているところでございます。まずこれが1番です。

次に、インターンシップ等のかかわりで人的加配についてということでございましたけれども、教育委員会といたしましては中学校と高等学校の連携の強化等を図り、計画的、継続的な指導のもと、安心して学べる豊かな学校生活の実現を図ることを目指し、全国中高一貫教育研究会等への派遣事業やジョブサポーター、中退加配、専任カウンセラー、スクールカウンセラー等の教員の加配措置や計画的な学校訪問による情報交換を講ずるなど、今後も引き続き連携を支援してまいります。

続きまして、入学者への対応、入学者が少ないという対応につきましてお答えいたします。

連携型における中学校から高校への入学志願率は、久米島高校で75%程度、本部高校で40から50%程度、伊良部高校で60%程度であります。併設型におきましては、平成19年度開校いたしました与勝緑が丘中学校の定員80名に対する志願率は、平成20年度1.9倍、平成21年度1.7倍となっております。

保護者、地域の意見を聞いて地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを進めてまいりたいと考えており

ます。

4点目、地域、父母との連携についてでございますが、これまで地域、父母との意見交換会や地域説明会を通し理解を得てきたところですが、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て推進してまいりたいと考えております。

次、5番目、定員割れ、生徒数の減少と学科の廃止についてお答えいたします。

県立高等学校の入学定員につきましては、地域の生徒数の推移、生徒・保護者のニーズ、地域の実情を考慮して適正な設定に努めているところであります。生徒数の減少の見込まれる地域につきましても、今後とも生徒・保護者のニーズ、地域特性を考慮していきたいと考えております。

次6番目ですけれども、久米島高校の園芸科についてお答えいたします。

県立高等学校の学科につきましては、地域の生徒数の動向、それから生徒・保護者のニーズ、そして地域の実情等を考慮して適正な設置に努めております。

久米島高校の園芸科につきましては、現在学校において同科の活性化や学科のあり方等について研究が進められております。

県教育委員会としましては、学校からの報告を踏まえ、地域の実情等を考慮しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして7番目、通学区についてお答えいたします。

県立高等学校全日制課程の普通科については、これまでの通学区を平成17年度から6教育事務所管内及び久米島地区の7つの区域に拡大しております。

そのメリットとして、自己の能力、適性、進路希望等に応じて高校を選択できること、これまでの高校選択数の是正、各高校が切磋琢磨し、より魅力ある学校づくりの推進などが挙げられます。また、課題としましては高等学校間格差の拡大や北部など僻地の高等学校における志願者数の減少などが懸念されておりますが、引き続き学校の特色や魅力ある学校づくりを推進することで解決を図ってまいりたいと思っております。

次に8番目、適正な学科編成、沖縄県の高等学校の学科編成につきましては、社会の変化や生徒の多様化に対するため新しい学科の設置や特色ある学科改編等を今進めております。学科編成については、県立高等学校編成整備計画の基本方向において、県全体の定員の比率をおおむね普通科6、専門学科3、総合学科1

として各地域においては実態に即してその割合を設定することとしております。

県教育委員会としましては、今後地域特性を生かした魅力ある学校づくりを支援し、定員確保に努めるとともに、学科や入学定員についても志願状況や生徒、保護者のニーズや地域の実情等を考慮して検討する必要があると考えております。

それから9番目、宮古総合実業高校施設整備の日程についてお答えいたします。

現在、普通教室の設計を発注しております。10月ごろをめどに工事に着手する予定でございます。

続きまして、市道の買い取りについてお答えいたします。

道路の買い取りについては、宮古島市や関係部局との協議及び財政状況等を考慮の上、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、年度途中に経済的に苦しくなった生徒に対する申請等についてお答えいたします。

県立高等学校については、年度中途において保護者の失業や病気等により経済的に困難になった生徒に対しても随時授業料減免の申請を受け付けており、学校においても経済的に困難な生徒に対し、減免の申請を行うよう促しているところでございます。今後とも適切に対応していきたいと考えております。

次は、教職員の負担軽減の取り組み等について一括してお答えいたします。

管理職が教職員の勤務実態を把握し、掌握し、業務の負担軽減に向けて意識を変えていくことは大変重要なことであると考えております。

県教育委員会としましては、現在各学校長に対し具体的な改善策を提示し、負担軽減検討委員会の設置を通知するなど、学校長の意識の高揚に取り組んでいるところでございます。

今後とも研修会等を通して管理職の意識の高揚を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

最後に、進級規定について今後の取り組みの具体的な時期について聞きたいということについてお答えいたします。

県立高等学校における進級に関する規定のあり方については、慎重に検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校の実態の把握や多様な視点から検証を行う必要があることから、学校現場や関係団体、さらには職員団体とも早急に意見交換を行い、それを踏まえて学校現場へ対応し

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

質問をする前に、知事と執行部の皆さんにお願いがあります。

私たち議員は、県民の視点に立って質問をしているわけですが、一連の流れを見ていると、どんな質問に対しても一くくりにして答弁しているようなことが見られます。そういうことで、県民に向かって答弁をしているつもりで頑張っていたきたいと思います。慎重に、誠意をお願いします。特に、知事についてはペーパーを読むのではなくて、御自分の言葉で答えていただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、嘉手納基地における訓練が他の基地に一部移っても、外来機の訓練が新たに実施され、結果的に騒音が激しくなっていることについて、知事の見解と今後の対応について伺う。

(2)、県は嘉手納基地の運用の改善を掲げているものの、何ら進展はありません。新たな外来機の訓練実施も県は一時的なものだからとか、訓練については安保上やめろとは言えないとか、議会答弁を繰り返してきました。そのことが問題解決につながらない。むしろ知事の姿勢に問題があるのではありませんか、改めて知事の所見を伺います。

(3)、確かに基地の提供や訓練については国の専管事項かもしれませんが、県民の安全を守ることを最優先しようとする知事の姿勢が感じられません。再度申し上げます。知事が強く訓練の中止について直接言及できませんか。また、伊芸区の区民や議会もキャンプ・ハンセンの訓練の中止と返還を求めています。そのことについてもあわせて所見を伺います。知事はしっかりとこたえていくべきではないのか、お尋ねします。

2、基地問題について。

(1)、辺野古アセスについてお尋ねします。

ア、そもそも辺野古が普天間の代替とする根拠は何なのか。当事者である県は、国と同じテーブルに着いての決定なのか、そのことについてお尋ねします。辺野古の新基地が普天間飛行場より負担軽減になるとの認識なのかお尋ねします。

それから、準備書が出された今の段階、現時点に対

してを私は問うておりますので、個別に一つ一つ答えていただきたいと思います。

まず騒音についてですが、(ア)、70W値で影響なしとする準備書への見解、本来やるべき騒音のアセス方法に沿ったものであるのかどうかについてお尋ねします。さきの方法書の知事意見ではピーク騒音レベルでの予測を求めているが、準備書では示されておりません。

(イ)、4つのヘリパッド併設についての騒音の予測が記載されていない。

(ウ)、国はオスプレイの将来配備の可能性は認めているものの、そのことが準備書に記載されていないことについての県の見解と、オスプレイの配備が後日明らかになった場合の対応をどうするのかお尋ねします。

(エ)、住宅上空をできるだけ飛行しないとしているが、その根拠は何か。

(オ)、施設間移動ルートは把握していないことについての見解と、飛行頻度も提示されていないことについての見解を伺います。

(カ)、固定翼機のタッチ・アンド・ゴーは絶対にないとの根拠は何なのか。

(キ)、墜落事故についての予測もありません。そのことについての県の見解をお尋ねします。

ウ、ジュゴンについて。

(ア)については削除します。

(イ)、ジュゴンはIUCN、環境省、沖縄県のレッドデータブックで絶滅危惧IA類であり、国指定天然記念物であります。準備書では絶滅の可能性や保護対策に関する考察がありません。それでも辺野古への新基地建設を推進するのか。沖合移動したら騒音の問題は幾ら軽減されるのか、数値で示してください。あわせて海洋生物への影響も伺います。

エ、1700万立方メートルの海砂採取に関連してお尋ねします。

(ア)、県は海砂の年間採取量をどう定めているのか、その法的根拠はあるのかお尋ねします。

(イ)は削除します。

(ウ)、当該事業に使用される県内周辺の海砂の採取は、公有水面埋立事業の一部であると認識します。採取の行為は当然アセスの対象になると考えるが、県の見解を伺います。

(エ)、海砂の調達先の記載もないことについての見解。

(オ)、多量の海砂の採取が環境に及ぼす影響を伺います。

(2)、普天間飛行場の危険性の除去についてお尋ねし

ます。

6月26日、普天間では11機のヘリが編隊を組んでの市街地を訓練しております。これでは危険性の除去にはほど遠く、3年以内の閉鎖状態とは全く逆行するものであります。

そこでお尋ねします。

ア、国は普天間飛行場の危険性の除去に関連して、その施策をすべて完了したとしているが、県との協議は行われたのか、またその施策内容を伺います。それに伴った予算額と施策についてどの程度の危険性が除去されると認識しているのかお伺いします。

イ、事業の一つである「クリアゾーンの拡充」として、高木の剪定やアンテナの撤去を掲げているが、それは米軍機の離発着を容易にするためのものであり、危険性の除去にならない。今求められているのは、米国内で遵守されている「クリアゾーンの基準」内に公共物の施設や住宅が存在している欠陥飛行場であることが問題であります。そのことを県は認識しているのか。認識しているならば、即普天間飛行場の閉鎖を強く国に対して求めるべきではないでしょうか、お尋ねします。

ウ、同じく、滑走路末端識別灯の設置の新設は、米軍機の機能向上に役立つものであり、むしろ夜間無灯火訓練を誘発させることにならないか。あわせて無灯火訓練の頻度を伺います。

(3)、伊芸区の流弾事件についてお尋ねします。

ア、その後の事件の経緯を県と県警に伺います。

イ、県警は、米軍関連の事件に対して、事件の共有を組織内外でどの範囲までできるのか、できなければその理由を伺います。

ウ、事米軍絡みの事件については、県や外務省との連携等をもって早期解決への努力が必要ではないのか、県と県警に伺います。

エ、米軍絡みの事件の解決に地位協定の壁が取りざたされるが、それ以前に行政の縦割りが事件をうやむやにさせることにはならないのか、県と県警に伺います。

3、医療・福祉行政についてお尋ねします。

(1)、県立病院のあり方に関する基本構想について。

ア、県立病院の再建運営の成果を見て、県は3年後に現形態の存続、または独法化の検討をするとの方針を出しました。その成果を判断するのに必要な情報開示について県の見解を伺います。

イ、毎年度、経営再建の成果の検証を専門委員会では評価しているが、その場合でも横断的な論議が必要ではないか県の見解を伺います。

ウ、経営形態以外の運営体制について6項目挙げてありますが、関係市町村とのかかわりも重要であります。その方針をどう位置づけていくのかお尋ねします。

エ、今年度、南部医療センターでテスト的に試行されるとしております7対1看護体制の看護師の採用は何名か。それは現体制内でのやりくりなのか、新たな採用になるのか、また正職員としての採用なのかお尋ねします。

(2)、児童虐待対策についてお尋ねします。

ア、児童虐待が全国に比べて沖縄県は突出して多い。背景に何が考えられるのか。また対応策をどう考えているのかお尋ねします。

イ、情報収集窓口でもある児童相談所の業務内容に適した組織体制・業務形態のあり方等環境整備は万全なのかお尋ねします。

4、教育行政についてお尋ねします。

(1)、「指導カルテ」についてお尋ねします。

これまで問題を抱えている子供たちを対象に、本人や保護者との了解のもとに指導要領に記載されていたものと理解します。しかし、今回問題になっている「指導カルテ」の導入については、2003年の痛ましい事件を発端にカルテが導入された。ここで問題なのは、すべての子供たちを対象に本人、保護者の知らないところで事細かにカルテに記載され、人権侵害のおそれがあることであります。

ア、西原町を皮切りに「指導カルテ」の廃止を決定した市町村の数とその理由、廃止を含め検討するとしている市町村の数とその理由を伺います。

イ、今回の「指導カルテ」作成の依頼が県教育委員会から市町村教育委員会を経由せずに、直接に管理権限のない市町村立の学校に業務命令したことに対しての説明を求めます。

ウ、県は条例に抵触するおそれがあるとして、6月3日に県立高校に対して運用を休止した。ところが6月10日になって、県個人情報保護条例に抵触しないと判断した。この間の経緯と根拠を示してほしい。

エ、「指導カルテ」の情報漏えい防止策はつくられているのかに対して我が会派の代表質問に答えたことが、金庫に保管していると言っております。金庫に保管したならば、日常的に使用されないのではないのか。それでは何の意味があるのだろうか。その件についてお尋ねします。

それから、カルテの共有範囲と保存期間についてお尋ねしますが、その保存期間についても我が会派の代表質問に答えていただいたのは、小学校6年生それか

ら中学校3年生の卒業後に廃棄すると答えておりますが、中学校からのカルテを求められている例もあることからして、本当にどのような状況で廃棄されているのか、その件についてもお尋ねしたいと思います。

オ、カルテが問題行動の改善や抑制に役立っているのか具体的に示してください。現実にはほとんど活用されていないと聞いております。カルテがなければ児童生徒への指導ができないのか。むしろ、先入観なしに真っさらな気持ちで接することが大事ではないでしょうか。

カ、一教師の偏見や思い込みで記載され、不当なレッテルを張り、教師間で引き継がれていくことに対してこれまで一度も人権侵害の危険性について考えたことはないのかお尋ねします。

(2)、教職員の実態調査結果の分析と対応について伺います。

5、林道建設についてお尋ねします。

(1)、林道建設事業について。

ア、今年度施行する予定の林道建設について、昨年12月からことし1月9日までの県民意見を募った目的は何なのか。96件の9割以上が建設に反対し、そして事業の白紙撤回を求めていることに対してどう判断し、分析したのか。

イ、環境省、県自然保護課、環境政策課等に対して意見照会をしながら、その意見をすべて反映させず、林道建設を実施すると結論づけたことについて説明を求めます。

ウ、環境省の示した「保全措置は客観的に効果が示されておらず、影響回避できると判断するのは困難」ということ、そして、県自然保護課の意見として「事業の計画中止も含めて再度検討すべし」との意見を受けて、今年度の事業は即中止すべきではないのかお尋ねします。

6、我が会派の代表質問との関連については削除します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、政治姿勢に係る御質問の中で、嘉手納飛行場の騒音についての御質問にお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐることは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機につきましては前回の一時配備から1カ月余りで再配備されることなどから、依然として目に見える形での

負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないとあらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し強く要請したところであります。

県としましては、今後とも渉外知事会や軍転協など関係機関と連携を図りながら、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に働きかけていきたいと考えております。

次に、基地問題の中で、海砂の採取がアセス対象外となること及び調達先の記載についての御質問にお答えいたしますが、これは御質問の2の(1)のエの(ウ)と、2の(1)のエの(ニ)が関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

事業者は、埋立土砂のうち約1700万立方メートルの土砂については購入するとしております。土砂等の販売業者が行う土砂の採取は、その目的と事業者が異なるため、環境影響評価法で定める「事業」の定義から判断して、本事業の環境影響評価に含まれるものではありません。そのため、準備書においては、購入土砂の調達先につきましても記載されておられません。

なお、土砂等の販売業者が行う土砂の採取による環境影響につきましては、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切に措置すべきものでございます。

次に、医療・福祉行政の中で、県立病院の経営再建の成果に関する情報開示と検証についてという御質問ですが、3の(1)のアと3の(1)のイが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

基本構想で示されておりますとおり、病院事業局が取り組む経営再建の成果の検証は、外部有識者で構成される評価委員会（仮称）が行い、その結果を公表することになっておりますが、成果を判断するために必要なデータにつきましても積極的に公表をしていきたいと考えております。また、経営改善が実現し、持続的な経営の健全化が達成される見込みがあるか否かの判断につきましては、この委員会の評価を踏まえ、関係部局等による検討を行う必要があると考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、基地問題に対する姿勢についてお答え

いたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国の平和と安全を守るため、現在の東アジア情勢を踏まえて構築された現実的な安全保障体制であると理解しております。

県としましては、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的安定が不可欠であること、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。

県は、これまで基地の整理縮小、事件・事故や騒音等の米軍基地から派生する諸問題の解決促進などについて求めてきたところであり、引き続き関係市町村とも連携を図りながら、機会あるごとに日米両政府に粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、キャンプ・ハンセンにおける訓練の中止等についてお答えいたします。

金武町伊芸区における銃弾事案について、県警は引き続き捜査中とのことでありますが、今後、このような事故の再発防止を図るためには原因の徹底究明が不可欠であり、米軍は県警の捜査に協力すべきであります。

県としては、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。また、伊芸区においては過去にも施設外への被弾がたびたび発生していることに加え、演習等に伴う騒音や事故のほか、特に最近では原野火災がたびたび発生するなどしており、この地域における過重な基地負担の軽減がなされなければならないと考えております。

基地問題についての御質問で、普天間飛行場の代替施設とする根拠及び負担軽減についてお答えいたします。

県は、キャンプ・シュワブに建設が予定されている施設は、現在の普天間飛行場の機能の一部を移すものであり、普天間飛行場のかわりの施設であると考えております。また、現在の普天間飛行場は市街地の中心部にあることにより、騒音など住民生活に深刻な影響を与えております。

キャンプ・シュワブに建設される代替施設は、航空機が住宅地上空を飛ばないようにするため2本の滑走路がV字型に配置され、海側から着陸し海側に離陸するなど、飛行経路がほぼ海上になるよう設定されていきます。

県としては、飛行経路の大部分が海上であるか、住宅地を含む陸上であるかによって地元住民の生活に与える影響は大きく異なるものと考えております。

同じく住宅上空の飛行についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、飛行経路については、名護市長及び宜野座村長から、集落地上空の飛行を回避するよう要請されたことを踏まえ、L字案からV字案に変更し、平成18年4月7日に両首長と基本合意を締結した上で、米側と交渉して合意したところであり、現在でも、そのような地域の上空の飛行を基本的に回避する方向で対応するとの認識に変わりはありませんとのことであります。

同じく施設間移動ルート及び飛行頻度についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、代替施設から他の施設への具体的な飛行経路については、米側の運用にかかわるものであり、現時点において具体的に決まっていなと承知していますが、代替施設を利用する米軍機が基本的に集落地上空の飛行を回避するとの方針については、これまでの米側との一連の協議を通じ、米側から理解を得ていると認識しているとのことであります。

また、代替施設における1日の標準飛行回数は266回とのことであります。

同じく固定翼機のタッチ・アンド・ゴーについてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、固定翼機については、米側から代替施設におけるタッチ・アンド・ゴーのニーズがあるとは聞いていないことから、準備書においてはタッチ・アンド・ゴーを想定せず、離陸・着陸のみを予測しているとのことであります。

同じく普天間飛行場代替施設建設とジュゴン保護についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、一日も早い危険性除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から知事意見を述べることになっており、これらの手続を経ることにより環境保全の視点が可能な限り取り入れられたものとなると考えております。

同じく危険性除去策についてお答えいたします。

平成19年8月の報告書に記載された諸施策については、去る5月に沖縄防衛局から諸施策の実施が完了したとの報告がありました。

その内容については、飛行経路に係る安全の向上、クリアゾーンの拡充、航空保安施設の機能向上などになっており、これらに要した額については3675万円と

のことです。

県としては、これらの諸施策については危険性の除去につながる一つの方策であると認識しておりますが、3年めどの閉鎖状態の実現に向けさらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

同じく普天間飛行場の即時閉鎖についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県として早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えており、即時閉鎖を求めることは現実的ではないと考えております。

また、県は、移設までの間であれ普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに求めているところであります。

同じく滑走路末端識別灯と夜間無灯火訓練についてお答えいたします。

滑走路末端識別灯については、普天間飛行場において航空機の飛行における安全のさらなる向上を図るために新設された航空保安施設であります。

滑走路末端識別灯と夜間無灯火訓練との関係及び夜間無灯火訓練の頻度について沖縄防衛局に照会したところ、訓練の詳細については承知していないとのことであります。

同じく基地問題で、金武町伊芸区の銃弾事案について一括してお答えいたします。

金武町伊芸区における銃弾事案については、現在、県警において捜査中とのことであります。

県としては、去る3月3日に外務省、防衛省及び海兵隊に対し県警の捜査への協力、詳細な調査内容や施設外への流弾対策の説明などについて早急に対応するよう申し入れたところであります。

今後、このような事故の再発防止を図るためには原因の徹底究明が不可欠であり、県としても引き続き米軍に対し捜査への協力を求めてまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地問題との関連で、航空機騒音の予測とピーク騒音レベルでの予測及

びヘリパッドに係る予測について一括してお答えいたします。

事業者は、航空機騒音に係る予測の結果、環境基準値の70WEC PNL以上の範囲に集落は存在しないと予測しております。また、事業者は、方法書に対する知事意見を勘案して、WEC PNLだけでなくピーク騒音レベルでも予測しており、ヘリパッドで行われるホバリングによる騒音の影響についても予測しております。

県としましては、航空機騒音に係るこれらの予測・評価結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査する考えであります。

次に、オスプレイの準備書への記載と、配備が明らかになった場合の対応についてお答えいたします。

平成21年6月15日付で事業者から県へ準備書についての住民等の意見概要及びそれに対する事業者見解が送付されてきたところです。

事業者は、オスプレイの沖縄への配備について、これまで外交ルートにより累次にわたり米側に確認しているところ、従来より具体的に決まっていなかったとの回答を得ていることから、オスプレイについて環境影響評価の対象としていないとの見解を示しております。また、オスプレイの沖縄への配備が環境影響評価の手続中に決定された場合は、沖縄県環境影響評価条例に基づき航空機騒音に係る環境影響評価が行われるものと認識しております。

次に、墜落事故の予測についてお答えいたします。

環境影響評価の項目は、大気質や水質などの環境要素と環境要素に影響を及ぼす工事の種類や埋立地の存在などの影響要因から選定いたします。この影響要因は、事業の基本諸元や立地条件等の一般的な事業内容から区分されるものであり、墜落事故はそれに含まれるものではございません。

次に、沖合移動した場合の騒音の低減、海洋生物への影響についての御質問にお答えいたします。

事業者は、事業計画案で環境影響評価を実施しており、具体的に沖合移動するとした案について予測していないことから、どの程度騒音が低減するのか示すことはできません。

事業計画案での環境影響評価においては、ジュゴンと海域生物への影響について予測・評価されておりますので、県としましては、その環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査し、環境の保全の見地から必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、大量の海砂の採取が環境に及ぼす影響につい

てお答えいたします。

海砂を大量に採取した場合には、魚介類の産卵場や生息環境に影響が及ぶ可能性があると考えております。

そのため、土砂等の販売業者が海砂を採取する場合には、当該業者が各種関連法令に基づき必要に応じ適切な措置を講じて環境の保全に配慮する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地問題について、海砂利採取量の決定及びその法的根拠についてお答えいたします。

沖縄県における海砂利採取は、砂利採取法、沖縄県海砂利採取要綱等に基づき認可を行っております。

同要綱は、認可に際し採取の区域、期間、面積及び関係漁業協同組合の合意等の諸基準を規定しております。

海砂利の年間採取量については定めておりませんが、一認可当たりの採取量について採取面積、掘削深度が規定されていることから、漁業権区域内においては20万立方メートル、区域外は60万立方メートルの範囲内での採取量となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 伊芸区の流弾事件についてお答えいたします。

初めに、その後の経緯ですが、県警察では事案の認知直後から発生現場の実況見分、関係者からの事情聴取、弾丸の鑑定等所要の捜査を行ってきたところです。

また、発見された弾丸様のものが米軍が使用している弾丸の弾芯と同種のものであることや、発見現場が米軍演習場の近くにあることなどから、米軍側と連携しつつ所要の捜査を行ってきたところです。

さらに、基地内での現場調査、米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところであり、今後とも鋭意捜査を継続し事案の解明を図っていきたいと考えているところです。

次に、米軍関連の事件に係る情報の共有の範囲につきましては、捜査上の支障等を勘案しつつ、必要性を個別・具体的に検討して判断し、可能な範囲で共有を行うこととしているところです。

次に、米軍絡みの事件については、県や外務省と連

携をとってはどうかについてですが、米軍の関係する事件の特性にかんがみ、県警察としては、県や外務省沖縄事務所等の関係機関と連携して対処することが必要であると認識しております。

今後とも関係機関と緊密に連携しつつ対処してまいりたいと考えております。

最後に、行政の縦割りが事件の解決をおくらせ、事件をうやむやにさせることにならないかについてであります。事件・事故の未然防止や解決には行政など関係機関との連携・協力が重要であると考えております。また、関係機関との間に御指摘の縦割りの弊害があれば事件の解決にも影響が出るものと考えております。

県警察においては、こういった弊害を生じさせないよう、関係機関に必要な情報を提供し協力を求め、関係機関がそれぞれの立場から事件の解明に向けて動けるように連携を強めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療・福祉行政の中の、県立病院の構想に関して市町村の運営参画についての御質問にお答えいたします。

県としましては、地域医療を安定的かつ効果的に提供していくためには、市町村を含めた地域全体で県立病院を支える体制を検討する必要があると考えております。

このようなことから、「県立病院のあり方に関する基本構想」の「経営形態に関する基本方針」では、「市町村に対し県立病院運営への参画について提案し、協議を始めることとする。」としております。また、「附属診療所の運営」では、「地元市町村の参画のあり方等についても検討を進めていく必要がある。」としております。

今後は、病院事業局と十分連携を図りながら市町村との協議を行っていききたいと考えております。

同じく医療・福祉行政の中の、児童虐待の背景及び対応策についてお答えいたします。

平成20年度に県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は408件となっており、前年度の440件に比べ32件、7.3%減少しておりますが、平成17年度、19年度に次いで過去3番目に多い件数となっております。依然として虐待相談件数は高い水準にあると認識しており、今後も早い段階での虐待の把握と適切な対応に努める必要があると考えております。

児童虐待の背景につきましては、一般的には育児に

対する認識の低さ、家庭の養育力の低下、地域社会の子育て機能の低下など、複合的な要因が重なっていると考えられており、本県も同様な状況にあるものと思われれます。

児童虐待の対策としましては、児童相談所等における対応とあわせて、未然防止のための子育てへの支援が必要であると考えております。このため、乳児のいる家庭へ保健師等が訪問して相談・指導等を行う「こんにちは赤ちゃん」事業や、養育支援訪問事業、育児の負担感を緩和するための地域子育て支援拠点事業の実施など、各種の子育て支援に取り組んでいるところであります。

次に、児童相談所の組織体制、業務形態についての御質問にお答えいたします。

増加する児童虐待等に対応するため、児童相談所においては継続的に体制の強化を図ってきており、平成17年度から21年度までの5年間で児童福祉司を12人、児童心理司を6人、虐待対応協力員等の嘱託員を10人増員したところであります。

あわせて、平成17年度には24時間対応の児童虐待ホットラインを開設し、19年度には中央児童相談所八重山分室を設置するなど、児童虐待への早期対応に努めているところであります。しかしながら、このたび石垣市において発生した3歳児童が被害者となる傷害事件においては、虐待情報に対する初期対応の徹底が課題となっており、また、児童相談所における休日・夜間の緊急対応の体制、宮古地区への分室設置の必要性等についても今後検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療・福祉行政についての御質問の中の、7対1看護体制実施に向けた看護師の採用についてにお答えします。

7対1看護体制については、去る5月に「看護体制検討チーム」を設置し、看護師確保の課題、病床規模の見直し、給与体系の検討、定数条例との関係など、経営再建と両立する7対1看護体制を実現するための諸課題の検討に着手したところであります。御指摘の点についてもその中で検討してまいりたいと考えています。

なお、看護師の採用について、今年度は採用試験を2回実施するなど、これまで以上に取り組みを強化しております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、「指導・支援カルテ」の廃止を決定した市町村とその理由についてお答えいたします。

6月26日現在、当カルテの廃止を決定したのは13市町村で、うち4町村は、今後も作成予定なしとなっております。また、多くの市町村で休止の措置をとり、今後については存廃を含め検討中としております。

廃止または休止及び検討中の理由としては、どちらも個人情報保護条例上の手続がなされていないことと保護者への周知に課題があったこと等であると聞いております。

次に、市町村立の学校への業務命令についてお答えいたします。

不登校児童生徒等の「指導・支援カルテ」の作成については、平成15年7月に県教育庁から各市町村教育委員会、教育長あてに依頼したものであります。それを受け、各市町村教育委員会は、管下の各小中学校に対し、当カルテの作成の周知を図り取り組んできたものであります。

その後、中頭教育事務所においては、当カルテの作成・活用及び記載方法等の周知のため、平成16年6月の校長研修会で指導助言の一環として依頼文書を配布したものであると理解しております。

なお、他の教育事務所においては、同様な依頼文書はなかったとの報告を受けております。

次に、県立高校の運用休止の経緯等についてお答えいたします。

「生徒理解・支援カルテ」につきましては、西原町における「子ども理解のための指導・支援カルテ」廃止の決定を受け、県立高等学校の当カルテについても関係法令との整合性を確認するため、6月3日に当面運用を見合わせる旨表明いたしました。

その後、6月10日に県行政情報センターから県立高等学校における生徒の生徒指導にかかわる記録事務が条例に基づき登録されているとの連絡があったことから、当カルテについてもその記録事務に含まれていると認識したものであります。

また、6月17日の県教育委員協議会においては、県立高等学校における当カルテの活用について、生徒指導上の有効性や教育的意義を評価する意見がある一方で、条例等との整合性や保護者への説明責任、周知方法などについて課題があるとの指摘がありました。その上で問題点を整理し、有識者を交えた検討委員会を設置して今後のあり方について検討することが確認さ

れました。

県教育委員会としましては、その提言を受け、外部有識者を交えた検討委員会を設置して、今後のあり方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、「指導・支援カルテ」の情報漏えい防止策等についてお答えいたします。

学校文書取扱規程によると、文書の保管に当たっては、常に紛失、火災、盗難等に対する予防の措置をとることや、特に秘密文書については特定の場所に施錠して保管しなければならないなどと規定しております。

「指導・支援カルテ」の管理責任者は、指導要録や出席簿などと同様、学校長であり、カルテは金庫に保管する等情報の漏えいが起こらないよう、厳重に取り扱っていると聞いております。

当カルテは、基本的には学校内での教育活動で活用されており、例外的に保護者や民生委員等の複数がかかわり、教育的支援が必要な児童生徒に関しては、ケース会議等で共通理解を図るため活用しております。その際には、会議終了後に活用した資料は回収するなど、その取り扱いに特段の注意を払っていると聞いております。

また、保存期間についての定めは特にありませんが、児童生徒の在学期間である小学校の6年間、中学校の3年間は保管し、卒業後は速やかに処分することとしております。

次に、「指導・支援カルテ」の効果についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、不登校児童生徒の実態把握と児童生徒理解の充実を図るため作成を依頼してまいりました。

当カルテの具体的な活用としては、教育相談や進級した際の児童生徒理解、関係機関との連携における共通理解のための資料等として活用されてきました。

当カルテの作成活用により児童生徒理解が深まり、個に応じたきめ細かな指導・支援がなされ、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応等に効果があったものと理解しております。しかしながら、当カルテは児童生徒の個人情報を収集・作成することから、個人情報保護条例との整合性や保護者への周知と理解を得ることなどが課題になっていると考えております。

次に、人権侵害の危険性についてお答えいたします。

「指導・支援カルテ」は、子供のよさの伸長と児童

生徒理解を図る観点から作成活用してまいりました。

当カルテは、児童生徒の趣味、特技や不登校の実態などを客観的事実に基づき記録し共通理解を図るものであり、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・支援など、具体的な教育指導に生かしてきたものです。決して児童生徒の人権を侵害し、不利益につながるような取り扱いはありませんものと考えております。

次に、教職員の勤務実態調査結果の分析等についてお答えいたします。

教職員の勤務実態調査に係る分析検討委員会からの報告によりますと、教職員の時間外勤務が常態化し、業務に負担感を持っていることがわかりました。

その原因の分析としましては、子供の状況の変化や保護者、社会からの要請が多様化・高度化していること、教職員の業務が日々の授業や生徒指導を初め学級経営、各種会議、事務処理、部活指導、家庭との連絡など、これまで以上に複雑多岐にわたっていることなどが挙げられております。

県教育委員会としましては、定時退校日、ノー部活動日の設定、会議の精選、報告書の簡素化等の推進に努めているところであります。また、働きやすい職場づくりを目指して負担軽減検討委員会等を設置し、各学校の実情に応じた取り組みを検討するよう通知したところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道建設で、県民意見を募った目的及び林道建設の実施について一括してお答えいたします。

県民意見については、林道建設環境調査の結果を公開し、環境保全措置について広く県民から意見を募ることを目的として実施したものであります。

これらの意見の内容は、これ以上の林道建設は必要ない、ヤンバルは世界遺産の候補地だから保全すべき、楚洲仲尾線を中止せよ、林業は地域経済の重要な産業であり、産業基盤としての林道は必要不可欠であるなどとなっております。このうち、建設の中止が87名、環境調査等が十分でないとの意見が7名、林道が必要との意見が2名でありました。

環境省の意見としては、保全措置については効果が確実でないこと、既存の林道の環境調査を行い、その評価を踏まえた上で今回建設予定の林道について影響を評価することなどの意見がありました。

また、文化環境部の意見としては、自主アセスの実

施や自主的な事業説明会を検討し、専門家や地域住民の意見を反映されるよう配慮すること、赤土流出防止対策について、沈砂池等の最終処理対策を検討すること、計画中止を含めて検討することなどの意見がありました。

林道建設については、環境省、県文化環境部を初め林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、林業関係者等との調整を踏まえ総合的に判断し、5路線の中から人工林が多く収穫時期などとなっている環境への負荷の少ない伊江原支線、伊江Ⅰ号支線の2路線について、環境保全に配慮しながら21年度から建設することを平成21年2月に方針を定めたところであります。

同じく林道建設について、今年度の事業を中止することについてお答えいたします。

林道の整備については、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のために必要と考えており、地元の要望等を踏まえ自然環境に配慮しながら進めていきたいと考えております。

なお、平成21年度の工事の実施に当たっては、事前に部内工法検討委員会、林道環境監視委員会、環境部局等との調整を図り、環境保全に配慮しながら実施していく考えであります。

以上でございます。

○渡嘉敷喜代子さん 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 普天間飛行場の一部が移されるということですがけれども、じゃ、港や給油エリアとか、それからオスプレイの問題も出てきます。そしてパラシュートも出てきます。それで辺野古が負担軽減になるのかどうか、もう一度お答えください。

それから知事、これまでの嘉手納の運用状況で効果がなければ別のことを考えなきゃいけないんじゃないですか。これまでのような答弁はやめてください。積極的なことをおっしゃってください。

墜落事故についての予測はないことについての答弁ですがけれども、普天間飛行場では事故があるわけですよ。ヘリが墜落しましたね。そういうことでもやっぱりこのこともアセスの中でしっかりと検証していかなければいけないんじゃないかと思います。

それから海砂の問題ですがけれども、1970年から72年

にかけてチービシで砂利を採取しております。そして砂利採取したときには10年間ではもとに戻ると言われておりますけれども、1984年、10年以上たって砂の移動によって、その近くの神山島の形がいびつになったというようなことが県の報告書に出ているわけですね。ですから大きなその環境への影響があると思います。そして、どの条例で環境アセスをするのかということをお尋ねしたいと思います。事業者が関係法案でアセスをすると言っていますけれども、じゃ、どの法案でされるのか。

それからもう一つ、県が海砂利採取をするときに、岸から1キロメートル、そして水深15メートルの範囲で砂をとるとしています。ところが、福岡県は岸から4メートルから5メートル、そして水深が45メートルから35メートルの範囲で砂利採取をしていますけれども、環境の影響はどちらの方が大きいのか、そのあたりも答弁をお願いしたいと思います。

普天間飛行場の危険性の除去についてですが、国がやりましたクリアゾーンの拡充なんです、だれのための危険性の除去なのか。米軍機なのか市民のための除去なのかについてもお尋ねしたいと思います。11機のヘリが編隊で組んでいるわけですね。そんな状況で閉鎖状態と言えるのかどうか。普天間飛行場が欠陥飛行場であるということをしっかりと認めて閉鎖をしていく動きをしていただきたいと思います。

それから警察本部長、レンジ7への立ち入りを申請しているようですが、じゃ、その許可を得るためにどのような、どことの連携をとっていかうするのか、そのあたりをお尋ねします。

それから、この流弾事件での唯一の証言者であります玉城ミツさんが亡くなりました。これは本当に基地の犠牲者だと言っても過言ではないと思います。そういうことで本部長は、就任して最初の仕事としてこの流弾事件についてしっかりと問題解決をしていくんだという決意を聞きたいと思います。

それから、子供たちは日々成長していくものです。そして新しいクラスになったときに、新しいクラスの子供たち、そして先生もかわるわけだから、ちょっとこれから頑張っていこうかなとする子供に対して、過去のそういう状況の中で色眼鏡で子供たちを見たとしたならば、本当に子供たちにとっては気の毒です。今回のカルテがすべての子供たちが対象であるということが一番大きな問題なんです。そのあたりをお尋ねしますので、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの渡嘉敷喜代子さんの再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので

休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時41分休憩

午後7時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の渡嘉敷喜代子さんの再質問に対する答弁をお願いします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷議員の再質問の中で、いろんなこの基地からの騒音その他が、いろいろ政府その他に要請をしても効果がないじゃないかという趣旨の御質問がございました。確かに、我々も何度も日米両政府に対して再編に伴う騒音などなどの効果とか県民の負担の軽減につながっているのかどうか、疑義があるというようなことは言っております。

しかし、日米両政府に県民の負担軽減ということは、確かにすぐに効果は出ているかどうか疑わしいんですが、それでもやっぱり言い続ける必要があると思いますし、さらに現地の市町村とも一緒になってこの負担の軽減、騒音などなどを含む負担の軽減については、強く申し入れを続けることが大事だと考えております。

確かに有効な手段とか効果がすぐに出る方法というのは今持っているかと言われたら、なかなか見つからない部分がないわけではありません。

しかし、これは何度も何度も申し入れをし、そして相手がやっぱり改善に踏み切るまでは粘り強くやるしかないと思いますし、また県議会の先生方のお力も得てぜひとも騒音などなど負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 普天間飛行場代替施設に関する再質問にお答えいたします。

2つございます。まず1つは普天間飛行場の機能の一部が代替施設に移ることだが、本当に負担軽減になるのかというお尋ねだったと思います。

普天間飛行場代替施設は、現在の普天間飛行場に比べ面積が480ヘクタールから205ヘクタール、滑走路は2800メートルから1600メートルになります。一方、施設についても基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであります。

また、飛行経路がほぼ海上になるよう設定されており、住宅地を含む現在の陸上での飛行に比べますと地元住民の生活に与える影響は大きく異なるものと考え

ております。

2点目でございます。

クリアゾーンの拡充はだれのためのものなのかと、閉鎖すべきではないかという再質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性については、同飛行場が住宅の密集する市街地の中心部に位置しており、万が一航空機事故が発生した場合に周辺住民に多大な影響を及ぼす懸念があります。

クリアゾーンの拡充等の諸施策については、危険性の除去につながる対応策であると認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず、墜落事故が予測されていないことについての再質問にお答えいたします。

墜落事故等の災害につきましては、環境基本法の環境保全の対象とはならないことから、先ほどお答えいたしましたとおりアセス法の環境影響要因に含まれないということでございます。

次に、海砂はどの法案でアセスを行うかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

土砂等の採取業者による各種関連法令に基づく環境保全は、必ずしもアセスの実施のことではなく、砂利採取に当たりましては、各事業の関係する法令に基づいて保全措置を実施する必要があるというふうに考えております。

なお、陸域での土砂等の採取につきましては、条例の対象事業種と指定されておりますので、対象規模以上のものにつきましては、同条例に基づいてアセスが実施されることになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 再質問の沖縄県と福岡県では距離とか基準が違うけれども、どちらの方が影響が大きいのかという趣旨の再質問にお答えいたします。

本県と福岡県では、海域の地形それから地質等が異なっております。ですから、海岸からの距離あるいは水深による環境への影響については比較できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 質問の順序は、まず、連携の具体的な相手方、それから抱負というお話でしたが、まず抱負の方から述べさせていただきたいと思っております。

警察の捜査に御協力いただきました玉城ミツさんがお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げます。

この事件は、住民の皆さんの日常の安心感にかかわる極めて重大な問題であるということに思いをいたしまして、事案の真相解明におお努力を傾注してまいりたいと思っております。

2番目の連携の具体的な相手方のお問い合わせであります。まさに今、先ほど申し上げました協議というのは現在進行形でありまして、米側と協議交渉を今重ねている真っ最中でございます。その真っ最中の段階において、いわばこちらの手のうちを明かすようなことは、私の捜査の責任者としての立場としてはここではないということを御理解いただければと思います。

その意味で、この問題に関しましては、いろんなことで機関等どういう形で連携できるか、あるいは捜査全体に対してお役に立てていただけるかを考えながら適切に対応したいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 渡嘉敷議員の「指導カルテ」についての再質問についてお答えいたします。

学校における教育指導においては、児童生徒理解が大変重要であります。

児童生徒理解とは、子供の内面の理解、心の理解であります。そして、取り巻く環境の理解、家庭や社会、親子関係の理解であります。そしてその子に必要な手だての理解のことです。

当カルテは、児童生徒一人一人を十分に理解し、個々のよさや可能性を伸ばすことをねらいとして作成してまいりました。そして、児童生徒のよさの伸長と課題解決が図られるよう指導方針を確立し、教育指導に生かしていくようお願いしてまいりました。

子供のよさや課題等を理解した上で、その子に必要な指導・支援についてかかわっていく教師たちが共通理解し、具体的な教育指導に生かしていくという意味で積み重ねてきたものであり、それぞれの教師が児童生徒に人としてよりよく生きてほしいという願いが込められた申し送りが支援カルテだと思っております。

しかしながら、当カルテは児童生徒の個人情報を集、作成することから、個人情報保護条例との整合性や保護者への周知と理解を得ることなどが課題になっていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 海砂についてですけれども、事業者が関連法案に基づいてやるというけれども、今の答弁ではアセスではないということですが、じゃあだれがアセスのそういうことをやるのか、再度お尋ねします。

神山島がいびつになったということも、そういう影響が出ているわけですね。どこでそのアセスをやるのか再度お尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 海砂についての再々質問にお答えいたします。

まず、海砂の採取につきましては、アセス条例の対象にはなっておりません。ですから、今普天間の海砂の1700万立方メートルにつきましては、事業者、それは購入するということで準備書に記載されておりますので、その購入の際には土砂等の採取業者により各種関連法令に基づいて保全措置がとられるべきであろうというふうに考えているということでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 あと2人ですのでよろしくお願いしたいと思います。

一般質問を行います。

第1点目は、島嶼防衛強化についてであります。

八重山では、2007年6月に与那国に米軍艦船が強行入港し、2009年4月には石垣港へ米軍艦船が同じく強行入港しました。また、ことしの6月には自衛隊ヘリが勧誘活動の一環として、搭乗体験と称して強制的に空港を使用し遊覧飛行をする行動をとりました。そして、今回西表島上原港へ自衛隊艦船の寄港であります。

このように、頻繁に先島、八重山への空港、港の米軍、自衛隊の軍事利用は、米軍再編で合意された日本の役割分担とも絡めて沖縄全体が軍事要塞化の着実な地ならしの動きだと言えます。

石垣市長は、石垣市は、平和宣言をしており、過密な空港や港に武器や火薬等を積んだ軍艦の入港は極め

て危険であり、観光面でも大きな悪影響を及ぼすとして市民の安全・安心を守るため反対をしてきております。しかし、政府は日米地位協定を理由に民間港への寄港を容認をしております。

こうした背景には、防衛庁が進める先島を含む南西地域への防衛強化の目的で陸上自衛隊那覇基地の旅団化の格上げと密接な関連があると思います。

次のとおり具体的に質問をします。

(1)、石垣港への米海軍掃海艦や自衛隊ヘリの空港利用について知事の見解を伺います。

(2)、陸上自衛隊那覇基地の旅団化格上げの目的と役割を伺います。

2点目は、古島団地（元郵住協）の建てかえ事業について伺います。

当古島団地は、戦後、県民の住宅難解消として、当時の琉球政府の許可を得て、県下52市町村の出資によって設立をされました。その後、老朽化が著しく、建てかえ事業の問題が発生をし現在のパークレー社に売却をし、再開発事業による建てかえ事業へと託されました。しかし、売却後3年経過しても何の進展もなく、入居者は不安な毎日を過ごしております。この建物は、海砂が使われ、塩分を多量に含んでいるため、鉄筋の腐食膨張が進行し、コンクリートの剝離、落下は相次ぎ、廊下やベランダは傾き、危険な状況であります。一刻も早く緊急的な修繕と建てかえ事業が求められております。

では、次のことについて伺います。

(1)、古島団地の設立の経過と県・市町村の役割を伺います。

(2)、当古島団地の劣化状況に行政から修繕勧告はないのか伺います。

(3)、元郵住協解散時に締結をした協定書の履行について伺います。特に第6条（団地運営）、第7条（再開発事業）、第13条（推進協議会設置）は守られているか伺います。

第3点目は、自治体の臨時、非常勤職員問題についてであります。

全国の自治体で臨時、非常勤などの非正規職員が全体の27.8%も占め、約60万人もいると推定をされております。地方財政の悪化を理由に、定数、人件費が削減をされ、安い労働力で補おうとしております。今、原則1年単位の不安定な身分と年収200万以下の官製ワーキングプアの実態が問題となっております。

次のことについて伺います。

(1)、県・市町村の実態（職種、人数、給与）を伺います。

ア、地公法第22条、一般職、臨時職員。

イ、地公法第17条、一般職、非常勤職員。

ウ、地公法第3条3項、非常勤嘱託職員。

(2)番目、問題と課題は何か伺います。

(3)、県の外郭団体の臨時、非常勤職員の実態を伺います。

4点目は、おきなわ女性財団「ていする」についてであります。

私は、去る2月定例議会で、同財団の図書館業務は独自の特性があり、専門的知識や経験が不可欠であり、3年や5年で契約がかわる指定管理の運営は人材育成の観点から弊害が大きいと問題点を指摘をしました。知念文化環境部長は、「早い時期に従来の管理委託制度へ戻すことの検討をする」と答弁をしております。その検討状況について伺います。

5点目の我が会派の代表質問との関連については割愛をします。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の御質問に答弁いたします。

島嶼防衛強化に係る御質問の中で、石垣港への米軍艦船の寄港に係る御質問にお答えいたします。

民間港湾は、民間船舶の運航施設として設置されたものであり、米軍は、緊急時以外は民間港湾等の使用を自粛すべきであるというのが県の一貫した方針でございます。

米軍基地が集中する沖縄県におきましては、米軍は、ホワイト・ビーチ地区などの米軍施設を使用すべきであると考えております。また、陸上自衛隊ヘリの石垣空港使用につきましては、当該飛行は、自衛隊の広報活動の一環として行われるものであり、定期便の運航に支障のない範囲内で使用することは差し支えないものと考えております。

同じく、島嶼防衛強化に係る御質問で、陸上自衛隊の旅団化の役割などについてという御質問にお答えいたします。

防衛省の説明によりますと、中期防衛力整備計画に基づき、陸上自衛隊は、即応性、機動性などを一層向上させるため、5個の師団、1個の旅団及び2個の混成団について改編を実施するとのことであり、沖縄に配備されている第1混成団の旅団化は、その一環であるとのことであり、これにより、事態対処能力や機動力などの向上が図られるとのことであり、

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 古島団地の建てかえ事業について、古島団地の設立の経過と県・市町村の役割についてお答えいたします。

旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会は、戦前の郵便貯金払い戻し問題解決の一環として、県内の53市町村から寄附を受け、昭和44年に設立された公益法人であり、その目的は、戦前の預金者の福祉向上と本県の住宅難の解消に寄与するものとしていました。

住宅事情が最も厳しかった那覇市において、同協会の3団地が計画され、古島団地は昭和47年に386戸が完成し、入居開始しております。平成17年3月に同協会は、株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに事業・資産譲渡を行った上で解散し、その後は当該事業者が管理運営し現在に至っております。

県の役割としては、同協会が解散するまでは指導監督官庁としての指導監督を行っており、また、評議員への就任や同協会の要請により専務理事などとして職員を派遣しておりました。

市町村の役割としては、同協会の理事、監事または評議員として解散から清算終了までは清算人として市町村長等が就任しておりました。

また、同協会が解散した現在は、県は、当該団地の推進協議会を設置して、事業者が行う再開発の事業が円滑に進捗するよう働きかけているところであり、那覇市は、県とともに推進協議会の設置に向けて関係者に働きかけているところであります。

同じく、古島団地の建てかえ事業についての中、古島団地の修繕勧告についてお答えいたします。

古島団地については、建築基準法第10条の規定に基づく那覇市からの勧告はありません。

なお、旧郵住協は、平成7年3月に那覇市長から同法第8条の規定に基づく、建築物を常時適正な状態に維持するよう建築物の改善通知を受けております。同協会は、この通知を受けて、平成7年から平成14年にかけて安全性の確保を目的に外壁剝離改修などの緊急修繕工事を実施しております。

同じく、古島団地の旧郵住協が締結した協定書の履行についてお答えいたします。

当該協定は、私法上の契約であることから、協定の履行については事業者が責任を負うものであり、協定の履行に関して、県としては行政権限による関与はできないものと考えております。しかしながら、県は推

進協議会の設置について、那覇市、事業者及び古島団地自治会に働きかけを行い、去る6月17日に4者による準備会議を開催したところであります。

なお、協定第6条「団地運営」及び同第7条「再開発」については、事業者の努力規定となっていることから、当該事業者に確認したところ、「団地運営」については、「建替えを控えており、安全上・衛生上、最低限必要な補修等を行っている」と聞いております。また、「再開発」については、「昨今の経済情勢の悪化により進捗が遅れている状況である」と聞いております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 自治体の臨時、非常勤職員問題についての質問のうち、地方公務員法第22条、第17条、第3条第3項に基づく県の臨時、非常勤職員の職種、人数、給与及び問題についてお答えいたします。一括してお答えします。

地方公務員法第22条に基づくいわゆる臨時的任用職員は、事務職1069名、技術職339名で、平成21年6月1日現在で合計で1408名となっております。平均の給料月額額は約22万3000円で、その他、一般常勤職員と同様の諸手当が支給されます。

同じく地方公務員法第22条に基づくいわゆる賃金職員は841人で、給与は時給810円となっております。

同じく地方公務員法第3条第3項に基づくいわゆる嘱託職員は、用地補償嘱託員やスクールカウンセラー、交番相談員など1750名となっております。

嘱託職員の給与につきましては、その職務内容や責任に応じて、支給方法や報酬額を決定しているところであります。

お尋ねの地方公務員法第17条が適用される非常勤職員はおりません。

常勤職員の業務は、許認可事務や調整、企画・立案業務などであり、非常勤職員のうちいわゆる賃金職員の業務は、文書受け付けや資料整理などの補助的・定型的な業務であります。

これらの業務は、業務の難易度、複雑さにより責任や勤務時間などに違いがあり、非常勤職員が常勤職員の業務をかわって行えるものではないことから問題はないと考えております。

いずれにしても、県行政を円滑に推進するためには、常勤職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していく必要があると考えております。

次に、同じ自治体の臨時、非常勤職員問題に関する質問のうち、県の外郭団体の臨時、非常勤職員の実態についてお答えいたします。

県では、公社等の指導監督要領を定め、外郭団体に対し指導監督を行っております。

指導監督の対象となる外郭団体には、財団法人や社団法人、株式会社などの形態があり、それぞれの団体ごとにさまざまな雇用形態が想定されます。

このようなことから、外郭団体における正規職員と非正規職員の数については把握しておりますが、臨時、非常勤職員の内訳や雇用形態等の詳細については掌握しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 自治体の臨時、非常勤職員問題についての御質問の中で、市町村における臨時職員、非常勤職員及び非常勤嘱託員の実態並びに課題と問題について一括してお答えいたします。

市町村における非正規職員の人数は、平成21年4月1日現在、地公法第22条に規定する臨時職員が約3800人、同法第3条第3項に規定する非常勤嘱託員が約2400人となっており、市町村全体で約6200人となっております。

なお、地公法第17条に規定する非常勤職員は該当がございません。

職種については、臨時職員は一般事務、保育士等26種、非常勤嘱託員は市税納付推進嘱託員、歴史資料整理員等189種となっております。

給与については、職種ごとにそれぞれ時給、日額、月額で定められており、各団体の条例・規則に基づき支給されております。

各市町村においては、それぞれの団体の実情に応じ、正規職員と非正規職員のそれぞれの役割を考慮しつつ、配置、業務内容等を総合的に判断し適正に任用を行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） おきなわ女性財団「ていりる」についての御質問で、男女共同参画センターの図書情報室についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県男女共同参画センターは、平成18年度から指定管理が始まっており、図書情報室についても指定管理の範囲に含まれております。

現在、図書情報室業務も含め、同センターの指定管理のあり方について、サービスの質の向上等さまざまな面から、モニタリングでの評価も参考にしながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再質問をします。

島嶼防衛についてであります。知事は、米軍については緊急時以外は自粛するというのが県の方針であるということを言っておりますが、これは2008年11月にも知事は米海軍の艦船ヘリが石垣港を使ったときにそういうことを言っておりますが、でも2009年4月から6月にかけて米海軍の掃海艦、あるいは自衛隊ヘリ、それから自衛隊等米軍が入ってきていますが、その後、知事はこれは緊急時以外はと言っていますが、この一連の動きは地位協定で言う緊急性に該当するものではないんですよね、知事。緊急性に該当するものではないけれども、じゃ、知事は一連のこの入港や空港利用にどういう態度をとったのかについて私は聞きたいと思っておりますので、これは改めて地位協定で言う緊急性に該当しないというのであるならば、知事は緊急時以外は認めないと言っているわけですから、どうしたんですかと私は聞いていますので、その答弁をお願いします。

それから、外務省が米軍艦船の入港は港湾管理者が制約することは機能を逸脱すると述べておりますが、港湾法に基づいて民間の経済活動を優先させることは当たり前であるし、民間船と武器やミサイルを装備する軍艦と同じに見ることは私はできないと思っておりますが、これは市長として当然民間の経済活動を優先するのが当たり前ではないかと思っておりますが、この港湾管理者が制約するのはできるのではないかと思っておりますが、外務省は間違っているのではないかと言っていますので、それへの知事の見解をお願いします。

それから、先ほど中期防衛計画の一環であるということではありましたが、即応性・機動性ということを含めて、これは国境を挟む軍事的緊張関係をつくることになるのではないかと聞いていますので、これが旅団に格上げされて装備が一段とF4からF15に機能強化されて、知事先ほどおっしゃっていましたが、これはやっぱり境界線に軍事的緊張関係をもたらすのではないかと聞いていますので、知事の見解を改めてお願いします。

それから、古島団地の建てかえ事業であります。役割と対応について答弁をもらいましたが、これは行

政の責任も含めて売却したからということで、その後の事業の責任放棄することが私はあってはならないと思います。

そして、先ほど修繕勧告はどうしたかということを知ったら、これは安全性の剥離のことも含めて直しましたと言っておりますが、以前に1号棟は耐久度調査が入ってこれは総合点数が3398点で、基準強度よりかなり下回って、学校の建物が5000点未満は取り壊すということになっているらしいんですが、構造耐久性保有度はかなり悪く、危険な建物ということで判定されたと思っておりますが、これは先ほど言った修繕をされてそれでいいのかということで私は聞きたいと思っておりますので、その答弁を再度お願いします。

それから協定書、これは最低限守られていると言っていますが、これは水回りの問題とか補修とかについて、住んでいる方々からするならば一向に連絡しても直してくれないという話なんです。話が合わないのではないかと思っておりますので、再度答弁をお願いします。

それから第7条ですが、再開発事業についてはもうおこなわれていると言っていますが、これは3年たって協定書の中において平成20年3月には再開発のめどを見せるといって協定書に交わされているんですよね。それから、那覇市の都市計画マスタープランとも調整を図りながらということを確認に言っているんですが、ただおこなわれているということの話では納得できないと思っておりますが、これも改めて答弁をお願いします。

それから13条ですが、推進協議会、これは去年の9月に前の山城統括監が早急に設置するということをやすこしは載ってますよね。1年ですよ、1年同じことを言っている。議会でも何回も聞いているがまた同じことを言っている、準備会ですと。どうなっているか明確に示してもらいたいと思っております。

それから協定書の履行ですが、この協定書は郵住協は解散をしているから、もうこれは消滅しているのではないかなという言い方なんです。これは当時、入居者や県民・市民の立場に立って協定書を交わすんであって、郵住協を解散をして協定書が消滅するということをわかりながら県は協定書を交わしたのかと私は疑問があるんですが、これはなぜそういうふうな方法で協定書を交わされたのかですね。これは入居者とかも入っていないで協定書が交わされていますが、そのことについての見解をお願いします。

それから、今でもブロックの剥離やあるいは廊下は傾いているんです、あの廊下が。そういったことの事故が、今何かやっぱりそれなりの災害があったら大変

な事故が起こりかねないと思いますが、知事は一回見てきたらどうですか、その辺の知事の見解をお願いしたいと思います。

それから、次の臨時、非常勤の件であります、総務省の地方公務員短時間あり方研究会、それから自治労の実態調査もすると、これが定職の約27.8%も非正規雇用がいると言っていますけれども、推定でも60万人いると。先ほどの答弁でも、県庁、市町村においてももうそれなりの数が話をされましたが、特に新聞紙上で問題になりました臨時教員の問題についてもこれが多数を占めておりまして、しかも病院事業局と教育庁が多数を占めておりますが、それについての定数内臨時任用と定数外の内訳を特に聞きたいと思いますが、臨時教員の場合に病休・産休の代替以外の実数は私は定数化すべきではないかと言いたいんですが、その実数を教育長の方からお願いします。

それから、臨時、非常勤職員に対して人事院が20年8月26日に給与の改定、通勤手当、期末手当を整備をするようにというこの通知を私は聞いているんですが、これはどのように各市町村、県庁も含めて整備をしたのか答弁をお願いしたいと思います。

それから4番目、女性財団「ていする」についてありますが、先ほど部長は簡単に検討していますということでしたが、あれほど議論をしながらこの女性の地位向上、男女共同参画の社会づくりとしての役割が大きい中において、これは収益性も見込めない段階で指定管理すべきではないのかということの話の中で、部長はこれは検討しましょうという話だったと思いますが、再度全国的な状況はどうか、それも含めて答弁をお願いします。

それから、21年度の予算でビデオや図書費が172万から64万円へと削減となり、108万円減額されているんですが、これはなぜか答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再質問にお答えいたしますが、まず、島嶼防衛の点で2点、関連いたしておりますので一括して答弁させていただきたいんですが、八重山地域、2008年、たしか与那国だったと思うんですが、米艦船の入港、それからことは石垣

への入港ですが、これは確かに緊急時以外は自粛すべきということ为先ほども答弁いたしました。そして、そういうことを言ってきたわけですが、これは地位協定上はそうはなっておりませんで、ある意味で彼らは入れるという、緊急時以外でも入れる、入港できるということになっておるようですから、私どもとしては、これは自粛すべきだということを実は言っておりまして、地位協定の抜本改定という中にこの件も実は入っております。

それから、港湾管理者でも最終的にはこれは拒否できないと言われておりまして、これは事実上、法律でも拒否できないということでございます。

そして3番目の方で、自衛隊の島嶼への配備などにつきましての御質問で、知事の見解いかんということですが、これは無論、特に島嶼地域につきましては、そのエリアの外交上の緊張を生まないような配慮というのは当然やるべきだし必要だと思うんですが、防衛上の観点からは日本の防衛上これは必要だということに判断されてなされる分については、これは今申し上げた緊張を生まない、そして防衛上必要だということに判断されているものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 崎山議員の再質問の中で、非常勤職員に対して人事院の通知を受けて通勤手当相当額、それから期末手当相当額を支給すべきでないかという御質問に対してお答え申し上げます。

確かに平成20年8月26日付で、人事院事務総長から国の府省に対して勧告がありまして、その中には通勤手当給与を支給すること、それから相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対して期末手当相当給与を支給することに努めることという向きの勧告がございました。

この勧告は府省に対しての勧告であり、地方自治体に対してはその勧告は拘束するものではございません。まして、地方自治法の中では嘱託職員やいわゆる賃金職員などの非常勤職員につきましては、地方自治法では手当を支給することはできないという規定になっておりますし、それを受けて県の人事委員会からも勧告はございませんでした。

それから、総務省サイドからもこの人事院事務総長の勧告を受けての是正方についての通知もございませんでした。その関係で、県としては、市町村も含めてでございますけれども、それに対する対応はしておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 男女共同参画センターの指定管理についての再質問についてお答えいたします。

現在、男女共同参画センター指定管理についての検討につきましては、平成21年度から平成22年度にかけて、指定管理者制度導入の適否、それから指定管理の範囲に図書情報室を含むかどうか、あるいは指定管理の公募の適否、指定管理期間等の検討を行うこととしておりまして、現在、指定管理者制度全般につきまして、女性財団や指定管理者、利用者・利用団体等との意見交換を行う準備を進めているところでございます。

男女共同参画センターから男女共同参画に関する多くの情報が提供され、県民の広報啓発に役立てるよう、効果的な図書情報室のあり方等について検討していきたいと考えております。

また、全国の男女共同参画センターの状況ですが――これは平成19年度の調査結果でございますが――全国で都道府県が設置する男女共同参画センター46施設のうち、指定管理者制度を導入しているのは24施設でございます。そのうち12施設が施設事業を一体化して指定管理者制度を導入しており、12施設が施設のみ指定管理者制度を導入してございます。その施設のみ指定管理者制度を導入している12施設のうち、6カ所は施設に図書情報室も含んでいるという調査結果が出てございます。

それから、ビデオ等の予算が削減されていることにつきましては、既存の図書・ビデオの活用を充実させていくことで経費節減に努めていくというように聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 崎山議員の教育委員会における臨時的任用教員の中で、定数内臨任は何名かの再質問にお答えいたします。

小・中・高校・特別支援学校における平成21年5月1日現在の定数内臨時的任用教員数につきましては、813人となっております。

以上でございます。

○崎山 嗣幸君 定数外は……。

○教育長（金武正八郎君） 失礼しました。

代替補充教員につきましては、小学校、中学校、高

等学校、特別支援学校で819人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時6分休憩

午後8時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 古島団地についての再質問にお答えいたします。

まず、1号棟の安全性についてでございますけれども、これについては修繕等について引き続き現状の把握に努めていきたいと考えております。

それから、水漏れがあって苦情を申し上げても対応してくれないということにつきましては、まだこれについても現状を把握しておりませんので、引き続き現状把握に努めていきたいと考えております。

それから、再開発事業がおくれていることについてでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、昨今の経済状況が非常に悪い状況になっていることで進捗がおくれている状況であるということでありま

す。それから、推進協議会につきましては、準備会が去る6月に立ち上がったばかりでございますので、早目に準備会から推進協議会に移行できるように努めてまいりたいと考えております。

それから、協定書について住民が入っていないのはなぜかということでございますが、これは事業とそれから資産譲渡に伴う協定書でございますので、関係者といいますか、それは旧郵住協と当該事業者だけに限ったということに理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど答弁漏れといいますか、一つ御質問、御提案といいますか、知事は見てきたらどうかという御提案に対しては、御提案として承っておきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 郵住協の問題については余りにも残念ですが、売ったから、行政は知らないという感じに受け取れてしょうがないんですが、順を追ってもう一回再々質問をさせてもらいたいと思います。

島嶼防衛については、知事は2008年11月にこう言っているんですよね。米海軍の艦船ヘリが石垣港を使用

したとき、「今後、緊急時以外は民間空港を使用しないよう強く求める」と言っているんですが、でもその後、米海軍の掃海艦が入ってきたんですが、知事は2008年そう言ったんだったら、その後入っているけれども強く求めたんですかと私は言っているんですよ。

それで、知事は緊急時以外はと、これは緊急性ではないですよ。急病人が発生したとか、何か米軍の艦船がこの石垣港や西表島に緊急事態で入らないといかんという理由はないんだけど、知事はそれはもう約束どおり、緊急じゃないから入るなということをするべきではないかと、私は1番目聞いているんですよ。その立場は、地位協定の関係は、地位協定は入れるというんでしたら、それは知事は地位協定は問題と言っているわけですから、そこは問題ということで入れるなということをおっしゃっていますので、強い姿勢を示したかということをおっしゃっている、これはもう一回済みません、お願いします。

それから、港湾管理者が制約できないと言っていますが、この港湾管理者もこれは港湾法、法律に基づいて日本のやっていることを、これは民間の経済活動より米軍が優先するということは、まさにこれは地位協定上問題があるので、知事はやっぱりそれは簡単に拒否できないということではなくて、問題があるということを含めて港湾法というか、しっかり守った形をとらないと、沖縄県民を守る知事として余りにも残念な姿勢ではないかと。

民間船と、大砲を積んで、ミサイルを積んでいる軍艦と一緒にできないんじゃないかということをおっしゃっているんであって、民間のやっぱり空港ですよ、港ですよ。それは港湾法が優先して、民間の県民や国民のために使うのが港であって、知事、先ほど米軍は米軍の軍港を使いなさいと言ったわけですから、これはしっかり港湾管理者も含めて、知事、兼務していますから、しっかり港湾法を守ってもらいたいと思っておりますが、再度これも答弁をお願いします。

それから古島団地の件ですが、1号棟は補強してありますという感じをおっしゃいましたが、これは先ほど私が質問したように、もう耐久度調査もされて、これはもう崩壊するような建物ですよ。私は廊下を歩いたんですよ。廊下は、ひさしが本当に傾いているんですよ、これ。歩けないぐらい怖いですよ、向こうは。何かあったら、やっぱりそこは災害がすぐ起こることであって、知事、わからないと思いますが、全部天井がバーンと落ちていっているんですよ、一回。これは、新聞記事に一回載っていたと思いますよ。天井が丸ごと落ち

ていますから。

だから、こういう危険な建物に何百世帯か住んでいるわけですよ。しかし、パークレーに売ったからといって、行政は関係ないと言ったって、事故が起これば行政の責任は大きいと思えますよ。だから、知事一回見たらどうですかと、何回もここで私が発言するよりは、もう知事が行って、パークレーにやっぱこれは言えないということは先ほど聞いたんですが、協定書が履行できないというところが問題あるんじゃないですか。これは入居者は入らないと言っても何で入らないのか含めてもう一回説明できませんか。

それから最後に、教育長、臨時教員の件は定数内の産休とか病休で休まれる方のかわりが813人と言っていましたので、それ以外の第22条の臨時教員がいっぱいいるんじゃないですか。この定数外の職員は、これは定数化すべきではないですかと私は言っているんですよ。これをお答え願いたいというふうに思います。

それから、女性財団「ているる」については108万減額をしていると。これは経費節減ですと言っていますが、これは女性の地位向上、男女共同参画の社会づくりとして専門図書の役割は大きいと、後退しているんじゃないかと。簡単にこれは108万減額しましたという話ではないんじゃないですか、これ。そういうことも含めて再度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時19分休憩

午後8時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 崎山議員の再々質問の中で、米艦船の入港につきましては、実は相当強い形で外務省にも文書で使用自粛を強く申し入れておりますし、特に、県としては、民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するために、今後とも日米両政府に対し、米軍による緊急時以外、民間港湾の使用自粛を求めていると思っています。

そして、確かに地位協定上のぎりぎりのところで制約があるんですが、今の米艦船の入港につきましては、文字どおり緊急時以外是自粛をしてくれというのを何度も申し入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 古島団地についての再々質問にお答えいたします。

まず、1号棟の老朽化の対応でございますが、これにつきましては、現場調査をいたしまして、そしてまた推進協議会の中で問題点として取り上げて話し合いをしていきたいと考えております。

それから、協定書のあり方についてでございますが、これは先ほども申しましたとおり、事業とそれから資産の譲渡についての当事者同士の契約であります。しかしながら、その協定書の中にも実施状況についての点検をするために協議会を設けるということになっておりますので、そういった運営上の問題等ありましたら、その協議会の中で話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 崎山議員の定数内臨時的任用教員を正規採用することはできないのかという再々質問にお答えいたします。

定数内臨時的任用教員の任用につきましては、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員定数の調整や、中長期的な計画による各年度の採用者数の平準化等により、やむを得ず行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 女性財団についての再々質問にお答えいたします。

女性財団につきましては、先ほども答弁しましたとおり、現在、指定管理者制度につきまして図書情報室のあり方も含めて検討しているところでございます。

また、今年度の管理運営につきましても、今年度の募集要項において年間50万円以上の図書・ビデオの購入に努めるよう記載しているところでありますので、今後女性財団及び指定管理者等と十分管理面等についても調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

もうしばらくおつき合ください。

社大・結、新垣清涼の一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、知事の政治姿勢について。

(1)、基地行政についてですが、仲井真知事が就任を

されてから2年と半年が過ぎました。米軍ヘリが沖縄大に墜落してから5年目の夏であります。

私たち宜野湾市に住む、普天間基地周辺に住む市民は、毎日爆音に悩まされ続けています。基地の存在を認める、そして、日本政府にも米軍にも強く意見をする、抗議をすることができない優しい仲井真知事が就任してからは、F15やF18のジェット戦闘機がたびたび飛来し、爆音の激しさと墜落の恐怖はさらにふえ続けています。

そこで伺います。

知事公約である3年をめどとする普天間飛行場の危険性の除去。あと半年で来ます。いつ実現するのですか。

次、辺野古新基地建設について。

環境アセス手続で沖縄防衛局は15日、準備書に対する住民らの意見概要と事業者見解を知事に送付しました。方法書の後出しや準備書の内容、これまでの事業者のやり方、特に方法書に対する知事意見はどのように生かされたのでしょうか。知事の見解を伺います。

次は省きます。

次に、米海軍病院移設予定地——宜野湾市にありますけれども——の文化財調査について伺います。

予定地は旧普天間集落があったところであり、集落跡地には当時の人々の生活をひもとく多くの埋蔵文化財があると思われます。開発行為の一部の調査が終わったからといって、海軍病院の建設が始められようとしているようです。

そこで、文化財保護法の趣旨から問題はないか、その進捗状況と調査の結果を伺います。住民説明会なども必要だと思いますが、今後の予定はどうなっていますか。保存方法などどうなっているか伺います。

次に(2)、福祉行政について伺います。

去る6月19日、「社会福祉法人緑樹会」理事長は、沖縄県警に緑樹会の職員である3名を金銭横領で告訴しました。県が指導監督する「社会福祉法人緑樹会」における金銭横領の疑いがある事実について、知事はその報告を受けていると思います。

平成19年4月の理事長任期満了に伴い、新理事長に徳本氏が選任されました。これに不満の前理事長が緑樹会の事務局を占拠し、緑樹会の経営を実効支配した。両者による裁判闘争となり、裁判の結果は、ことし平成21年3月31日に徳本理事長側全面勝訴の判決が下された。そして、4月に徳本理事長のもとで金城氏が新しく理事長に選任された。法務局へ登記の手続を済ませ理事長として出勤した金城氏だが、通帳の理事長名義の書きかえを行ったところ、金銭の持ち出し、

すなわち横領が発覚した。

今回の事態に陥ったことに対し、県はどのような指導を行ったのか。どの時点で、どのような指導を、どういう根拠で行ったのか説明をお願いします。それに対する知事の見解を求めます。

次に、県民医療の確保と充実について。

県民の命を守る県立病院の充実について伺います。

知事は、これまで県立病院のあり方を独法化ありきと進めてこられました。でも最近、県立経営での維持も探り始めたというふうに私は受けとめております。それでこそ県民の命を守る知事の姿だと思います。不採算医療を引き受け、たらい回しのない医療体制が充実している沖縄県、それはまさに観光立県としての必要条件でもあります。

そこで伺います。

医師や看護師が安心して、過重負担にならないで働ける環境・体制確保の方策はどうなっていますか。また、看護師不足による病床の休止が見られますが、そのことは県民医療と病院経営にどのような影響を及ぼすと思われるか。その対策はどうしますかお答えください。

次に、離島・僻地住民の医療の確保・充実について伺います。

離島だから仕方ないさ、僻地だから我慢しなさいではいけないと思います。そこに手を差し伸べるのが政治ではないのでしょうか。離島・僻地の医療体制は十分に確保されていますか。どのような計画があるかお示してください。

次に、教育行政について伺います。

県教育委員会の指導で導入された「子ども理解のための指導・支援カルテ」について、教育長の見解を伺います。

教育長は当初、廃止の方向で答弁をされておりましたが、またきょうの答弁を聞いてもこれから検討するんだという答弁をなされていますので、ぜひもう一度聞かせてください。

保護者から理解が得られないのはなぜなのか。教育現場では実際にどのようなことが起こったのか、それにはどのように対応してこられたのか伺います。

次に、青少年における薬物被害について伺います。その実態とこれまでの対応、そして今後の対策を伺います

次に、沖縄学生会館閉館後の跡利用について。

これまでの役割・実績を評価するのであれば、今後とも存続の方向で検討すべきだと思います。不必要だからではなく、答弁では老朽化による閉館であると答

弁されています。そういう意味でも、次代を担う人材を育成する立場での教育長の決意を伺います。

県立高校授業料の減免制度について。

この5年間の資料をいただきました。全額免除申請者、そして半額免除申請者の推移と実績についてはわかったんですが、どの程度のカバーをされているのか、そして今後新しく出てくる生徒たちのためにはどういう方策を準備しておられるのかお尋ねいたします。

次に、道路行政について伺います。

道路の維持管理について。

私たちの住む沖縄県は、視力障害者や車いすに優しい歩道整備がなされているのでしょうか。その普及率といえますか、施工率はどのようになっていますか。県道改修工事の必要性・優先度についてはどのように皆さんの方で手順を決めておられるのかお示してください。

次に、労働行政について。

雇用対策について伺います。

これまで失業者が多いためにいろんな取り組みがなされていると思います。その成果、そして今後の取り組みと目標について伺います。

なぜ、これを取り上げているかといいますと、産業支援センターに皆さんが委託されている事業についてお尋ねしたら、10月だとか11月に何か事業をするとかという話があるもんですから、こんなにゆっくりしていいのかなという思いでこれを取り上げております。

次に、観光行政について。

ア、イは省きます。

台湾東部と観光経済圏形成を目指す八重山市町村（石垣市、竹富町、与那国町）の取り組みについて、県の支援計画をお尋ねいたします。

次に、県カジノ・エンターテインメントの検討委員会の報告書について。

報告書が出されておりますが、その報告書に県の経済効果としてどのようなものが出ているのか。それから、県民の負担として何が、どういうことが報告書に出ているのかお尋ねいたします。

次に、文化行政については省きます。

離島行政について。

漂着ごみ問題について、その取り組みの現状と今後の課題について伺います。

次に、教育や医療の格差是正について伺います。

離島から本島の高校に学ぶ生徒や遠隔地からの生徒のために学生寮が整備されている学校は何校か。学生

寮がない学校で学ぶ生徒たちのために公的な学生寮が必要と思いますが、その計画はありますか伺います。

次に、我が会派代表質問との関連で、浦添看護学校の民営化はいつ、どこで、どのような議論で決められたのか、決めようとしておられるのか。そして県立病院の看護体制、7対1にするという今局長のお話もあります。そのために必要な人数はどのぐらいで、その確保はどのように実現されると計画されているのか。

浦添看護学校を卒業した生徒の最近5カ年間の就職先を見ますと、県立病院への就職者は18.2%です。この数字では看護師は確保できないんじゃないかと思っています。その理由は何が考えられるのか。今後、看護師確保の対策を示していただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

知事の答弁に先立ち知事公室長から発言の申し出がありますので、これを許します。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 緊急の事案が発生いたしましたので、お許しをいただき御報告させていただきます。

本日、沖縄県における最初の新型インフルエンザ症例の発生がありましたので、急遽午後8時に健康危機管理対策委員会を開き、記者発表を行いました。

発表内容は次のとおりです。

海外から帰国した20代の男性が6月29日より、咳、発熱の症状が出現し、検査の結果、新型インフルエンザA（H1N1）であることが判明しました。この症例は沖縄県内で最初に確認された新型インフルエンザの患者となります。

現在、患者は容体は落ちついているため、自室にて療養中です。接触者については、保健所が調査を行い、健康観察を行っております。

なお、今般の新型インフルエンザは、専門家の見解によれば比較的軽症な経過をたどることが多く、タミフル等も有効とされていますので、県民の皆様においては冷静な行動をお願いします。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） これより新垣清涼君の質問及び質疑に対する答弁に入ります。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、危険性

除去の方法についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

普天間飛行場の閉鎖状態の実現につきましては、去る4月8日に開催されました第9回移設措置協議会において、河村官房長官から「危険性の除去、騒音の軽減等について、さらに検討を加速させたい」旨の発言がありました。

県としましては、今後とも協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、方法書の後出しや準備書の内容などなど事業者のやり方に対しての知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

事業者であります沖縄防衛局は、調査結果の概要や環境影響評価の結果、環境保全措置の内容等を記載した準備書を作成して、平成21年4月1日に県へ送付しております。

県としましては、事業者が実施した環境影響評価の結果が科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査をし、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、文化財調査の進捗状況と調査結果についてお答えいたします。

沖縄防衛局からの依頼を受けて、平成20年度から22年度の期間で米海軍病院建設予定地内の施設建設を中心とした範囲の発掘調査を県立埋蔵文化財センターが行うことになっています。

平成20年度は、病院本体部の発掘調査を実施し、平成21年度は倉庫等の附属施設予定地の発掘調査を実施する予定であります。平成20年度の調査面積は約1万2500平米で、発掘調査の結果、部分的ではありますが、近世から近代の時期の井戸、畑跡等が検出されています。

また、それ以前のグスク時代から縄文時代晩期の時期の土器、石器などの遺物も確認されております。

次に、「指導・支援カルテ」に関する見解についてお答えいたします。

教育現場では、「指導・支援カルテ」の作成活用により、児童生徒理解が深まり、個に応じたきめ細かな指導・支援がなされ、不登校やいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応等に効果があったものと理解しております。

しかしながら、当カルテは、児童生徒の個人情報収集・作成することから、個人情報保護条例との整合性や保護者への周知と理解を得ることなどが課題になっていると考えております。

このようなことから、県教育委員会としましては、学校、家庭、地域を含む社会全体で児童生徒を育てるとの視点に立ち、もう一度原点に立ち戻り検討する必要があると考えております。そのため、外部有識者を交えた検討委員会を設置し、当カルテの意義や必要性、活用のあり方、条例との整合性等について総合的に検討していただき、その提言を受け対応してまいりたいと考えております。

次に、青少年の薬物被害についてお答えいたします。

青少年の薬物にかかわる補導人数は、県警の資料によりますと、平成18年はシンナーで7人、大麻で2人、平成19年はシンナーで2人、平成20年は大麻で1人となっております。

薬物被害対策としましては、「少年を守る日」の夜間街頭指導をPTA、県警等関係団体とともに実施し、繁華街やゲームセンター等を巡視指導するなど、有害環境の予防・改善に努めております。

去る6月5日に生徒代表、PTA、県警等関係9団体が一堂に会し、薬物の乱用防止に向けて各関係機関・団体がそれぞれの役割と取り組み内容を明確にするとともに、「薬物乱用防止共同アピール」を宣言いたしました。

県教育委員会としましては、県民総ぐるみで薬物乱用防止運動を展開し、青少年の健全育成を推進してまいります。

次に、沖縄学生会館の跡地利用についてお答えいたします。

沖縄学生会館については、老朽化によりやむなく閉寮したところであります。

同会館の今後のあり方については、庁内に設置した「沖縄県県外学生寮検討委員会」において、県外学生寮の意義や必要性について改めて検証するとともに、その事業効果や財政的な負担等の観点から慎重に検討しているところであり、年内をめどに結論を出してい

きたいと考えております。

次に、授業料免除申請者の過去5カ年の推移等についてお答えいたします。

県立高等学校授業料の減免に係る過去5年間の実績については、平成16年度、申請者5791人に対し、全額免除3709人、半額免除23人、平成17年度、申請者5333人に対し、全額免除3251人、半額免除558人、平成18年度、申請者5584人に対し、全額免除3240人、半額免除683人、平成19年度、申請者5749人に対し、全額免除3124人、半額免除959人、平成20年度、申請者6304人に対し、全額免除3194人、半額免除1242人となっております。

県教育委員会としましては、授業料減免制度の一層の周知徹底を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、僻地における教育の格差についてお答えいたします。

本県の公立小中学校は、全体の約4割が僻地指定を受けており、その多くが離島地域にあります。各学校においては、学習指導要領に基づき教育課程の編成がなされ、教育内容や授業時数の確保など、教育の機会均等の観点から、僻地においても一定の教育水準が保たれているものと考えております。

本県においては、遠隔学習支援システム「美ら島e-net」を導入し、学習情報の配信を行い、児童生徒の学習環境の改善を図るとともに、僻地教育講座や双方向で研修が受けられるグローバルエデュケーションネットワークを活用しての小学校外国語講座を実施するなど、教職員の資質向上に努めております。

県教育委員会としましては、今後とも、地域に僻地があっても教育に僻地があってはならないという思いで、地域の特性やよさを生かした教育活動を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 社会福祉法人における金銭横領の疑いについての御質問にお答えいたします。

当該法人においては、平成19年4月に法人内部の紛争があり、理事会及び評議員会がそれぞれ2つ存在する形となり、裁判で争われてきております。この間、裁判所により、本件の争いが解決するまで一方の理事会及び評議員会を暫定的に職務代行者とする和解が成立し、職務代行者による施設運営が行われてきたところであります。

そして、平成21年3月31日に第一審の判決が出され、職務代行者とは別の理事会及び評議員会側が勝訴し、敗訴した側が控訴しているところであります。今回の件は、第一審で勝訴した側が銀行の法人口座名義を変更し、施設運営を引き渡すよう要求したところ、第一審で敗訴した側が施設運営のための職員給与や取引業者への支払い等のための財源を確保するため、法人名義の通帳から引き出し、訴訟代理人の弁護士に預けたと聞いております。

県としましては、両者に対し、施設運営に混乱が生じないように、冷静な対応を呼びかけているところであり、司法の場で早期に解決されることを期待しております。

次に、離島・僻地住民の医療の確保・充実についてお答えします。

本県におきましては、離島・僻地で勤務する医師を養成確保するために、県立病院における後期臨床研修事業及び自治医科大学学生派遣事業等を実施しております。

また、今年度からの琉球大学医学部の地域枠7人の定員増に対応し、医師修学資金等貸与事業を拡大するなど中長期的な施策も講じているところであります。

さらに、県立病院と附属診療所を結ぶ「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を平成12年度から運用し、診療所の医師が県立病院の指導医へ相談できるようにしており、平成20年度には16診療所中11カ所を高速回線へ切り替え、通信速度の改善を図っております。

県としましては、引き続き離島医療の充実強化に取り組むとともに、今回、策定予定の地域医療再生計画において離島・僻地医療の充実を図る施策を検討していきたいと考えております。

次に、会派代表質問との関連の中で、県立病院への就業実績を踏まえた浦添看護学校の県立としての存続についての質問にお答えします。

浦添看護学校の調べによる過去5年間の浦添看護学校卒業者数は573人ですが、そのうち県立病院に就業したのは104人で18.2%となっております。

その他の内訳は、県立を除く公立病院の就業者が75人で13.1%、民間病院の就業者が337人で58.8%等となっております。

県としましては、県と民間の役割分担を踏まえ、浦添看護学校を民間に移譲することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、県立病院の充実についてお答えします。

県立病院は、地域の中核病院として、一般医療はもとより救急医療、小児医療、離島医療等を担っており、その基盤となる人材の確保は極めて重要であると考えております。

特に課題となっている看護師については、その確保対策に努めているところであります。そのため、正職員採用において受験年齢制限を撤廃するとともに、県内外の看護師養成校訪問や「ナースJOBフェスタ2009」等の就職説明会を行っております。

また、看護師の離職防止については、看護師の業務の軽減を図るための病棟クラークの配置や嘱託看護補助員の採用を進めるほか、育休明けや家族の介護を要する看護師に対して勤務時間の配慮を行っております。

さらに、今年度からは採用試験を2回実施することにしております。

また、局内に看護体制検討チームを設置し、看護体制の見直しを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢についての、視力障害者や車いすに優しい歩道整備についての御質問にお答えいたします。

県管理道路延長約1200キロメートルのうち、車いす同士がすれ違える2メートル以上の歩道設置の換算延長は約590キロメートルで、整備率は約50%となっております。特に、視覚障害者や車いす利用者の多い公共施設やモノレール駅等周辺の歩道において、段差の解消、スロープの整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を優先的に行っております。

今後とも、沖縄県福祉のまちづくり条例等に基づき、安全・安心な歩道整備を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての、雇用対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、「みんなでグッジョブ運動」において、雇用の創出、定着支援、ミスマッチの解消、キャリア教育の推進などを施策の基本方向として掲げ、関係機関と連携してこれまでさまざまな雇用対策を実施

してきました。

雇用対策の効果を平成15年から平成20年までの完全失業率、就業者数の推移で見ると、完全失業率は平成15年が7.8%、平成20年が7.4%とほぼ横ばいで推移しているものの、就業者数は平成15年が58万2000人、平成20年が60万人で1万8000人増加しております。

沖縄県としては、雇用情勢の改善を図るため、関連事業を早期に実施し、また県民運動としての「みんなでグッジョブ運動」の輪を広げ、完全失業率の全国平均化に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢で、八重山圏域と台湾との交流推進についての御質問にお答えします。

ことし4月15日に船舶や航空機の定期便の開設や相互往来による「生活圏」構築等を目指す「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏国境交流推進共同宣言」が発表されました。

同宣言では、そのほかに児童生徒の修学旅行、スポーツ・文化交流ツアーなどさまざまな取り組みが予定されており、県としてはこのような活動を支援するとともに、今後とも台湾との人的・経済的交流の促進を図っていきたいと考えております。

次に、カジノについての県の認識についての御質問にお答えします。

国際観光客などの多様なニーズに対応し、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめるカジノ・エンターテインメントは、沖縄観光にとって国際観光地としての地位を確立するための有効な手段の一つであると認識しております。一方、導入によりギャンブル依存症などの懸念される事項も想定されていることから、平成20年度調査報告書に「沖縄県の懸念事項に対する基本的な考え方」として必要な対策等を盛り込んだところがあります。

なお、カジノ・エンターテインメント検討委員会においては、県民の理解を得るためにもカジノ場への県民の入場については規制する方向で検討すべきとの一致した意見でありました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢についての御質問で、漂着ごみ対策の現状と課題についてお答えいたします。

漂着ごみは、地域住民や各種団体などのボランティアにより清掃され、市町村において埋め立てまたは焼却処理されております。しかし、市町村においては処理費用が大きな負担となり、またごみの性状が多岐に

わたることから、離島の処理施設では十分に処理できない状況にあります。

さらに、本県の漂着ごみは海外由来のものが多く、県や市町村において発生源対策を講じることが困難な状況にあります。

県としましては、国の補助制度等を活用しながら漂着ごみを適切に処理できるよう、市町村に対して指導助言するとともに、引き続き九州地方知事会等を通じて、発生源対策のための国際協力体制の構築や財政措置の拡充等を国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 先ほどインフルエンザについて取り下げをしたら、そういう発表があって大変残念です。ぜひですね、やはりそういった対策をしっかりとっていただいて、そして沖縄県は医療がしっかりしているから安心してどうぞいらしてくださいという、むしろそういうアピールにその沖縄の医療の体制を宣伝していただきたいなと思います。

社会福祉法人についてですけれども、部長は係争中なので見守りたいような答弁されておりますけれども、皆さんはこの17日に調査という形で県の方から3人の職員が緑樹会へ出向いていますね。そして、そのときに緑樹会の理事長は、ちゃんと法務局に届け出をして金城氏が4月5日に新しく理事長に選任をされて、6日には法務局に登記を行い、6月8日にはその手続が終了しているんです。法務局はちゃんとこれを受理しています。これは裁判の結果を含めてですね。そして、その足で金城氏は理事長として出勤をし、理事長として園の円滑な運営のためにその職責を果たそうということで出勤をして、そしてそういった通帳のことについて名義変更を銀行に行って行っています。これ6月の10日です。そして、6月16日にその銀行口座を点検したら、6月8日に1億5000万円、これが支店長小切手にかわっています。さらに、6月10日に2億1000万円が個人名義に移されています。先ほどお話がありました弁護士の個人名義にこの2億1000万円が移されています。

これは、部長、このことは正常なんでしょうか。

確かに、理事長について今係争中かもしれませんが、しかし現実問題として法務局が金城氏を理事長としてちゃんと認めているわけですから、そこでは裁判とは別にこの園を円滑に運営するためには、皆さんはその調査の中で話し合いで解決できないとか、

登記は先願主義であり、公示力はあるが公信力はないとか、それは登記されているだけで、お墨つきを与えるものではないとか。第一審の判決が出たからといって対世効が生じているというのはどうもおかしいとか、こういう発言をされているんです。

これは、調査ですか。それともこの件に対する介入ですか。御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後9時8分休憩

午後9時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 社会福祉法人に対する6月17日の件は、調査か介入かという御質問にお答えいたします。

6月17日は、こういう状況確認のための調査であります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 先ほどの職員の発言を私はここで述べました。

皆さんは、調査とおっしゃっているんですが、これ一方的な一方側に偏り過ぎたやり方だと思いますよ。19年の6月7日に沖縄県福祉保健部長名で文書が出されていますね。その内容について説明してください。

これは、公文書が出されています。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後9時9分休憩

午後9時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 その文書からしても皆さんは福祉保健部長名義で「社会福祉法人緑樹会の理事会、評議員会に対する県の見解について」ということで文書が出ています。

「貴法人の理事・評議員選出にかかる混乱した事態により、職員や入所者家族、地域関係者等へ影響を与え、施設運営にも影響を及ぼしかねない現状を鑑みると、非常に遺憾である。この度、貴法人から徴した法人理事会、評議員会の議事録の写しを基に、国の指導及び県顧問弁護士の助言に基づき、」云々で出されています。

これって本当に指導と言えるのでしょうか。皆さん

がやっているのは、指導ではなく介入です。今回も、先ほども申し上げました一方的な介入、これは絶対にあっていいことじゃないと思います。

知事、その事実を御存じだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後9時11分休憩

午後9時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 平成19年6月7日付で発送した部長名の文書につきましては、職員や入所者家族、地域関係者等へ影響を与え、施設運営にも混乱を生じかねない状況から、法人理事会や評議員会の議事録等を精査の上、県の顧問弁護士の助言に基づき見解を出したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後9時12分休憩

午後9時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 知事の見解をお伺いしたかったわけですが、このようにして係争中のときに県が一方側に肩入れするようなこういう文書の出し方、そして去る17日にも皆さんは調査という体制をとりながら、片方には何と言ったか話は聞いていないからわかりませんけれども、ある方からは話し合いで解決できないとか、こういうやり方、そして登記は形であってこれは何も効力を発しないというこういう発言、これいいんですか本当に。こんなことでは、県は指導する側に立てませんよ。登記そのものを否定するような発言は、これ絶対許せません。

皆さんは指導と言っていますけれども、これは一方側に肩入れするやり方です。こういうことはぜひ改めていただきたい。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後9時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 6 月30日

平成21年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成21年6月30日（火曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第6号

平成21年6月30日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
- 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第10号議案 専決処分の承認について
- 乙第11号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
副議長	玉 城 義 和 君	13 番	當 山 眞 市 君
1 番	上 原 章 君	14 番	吉 元 義 彦 君
2 番	島 袋 大 君	15 番	座喜味 一 幸 君
3 番	中 川 京 貴 君	16 番	佐喜真 淳 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	17 番	玉 城 満 君
5 番	平 良 昭 一 君	18 番	仲宗根 悟 君
6 番	仲 村 未 央 さん	19 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
8 番	渡久地 修 君	21 番	新 垣 清 涼 君
9 番	瑞慶覧 功 君	22 番	山 内 未 子 さん
10 番	上 里 直 司 君	24 番	前 島 明 男 君
11 番	奥 平 一 夫 君	25 番	新 垣 良 俊 君

26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君

37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 監 事 棚 原 政 忠 君
 秘書広報統括 黒 島 師 範 君
 総 務 部 監 事 比 嘉 梨 香 さん
 財政統括 金 武 正八郎 君
 教育委員会 安 里 昌 利 君
 教 育 長 黒 木 慶 英 君
 公安委員会委員 矢 野 昌 浩 君
 警察本部長 伊 礼 幸 進 君
 労働委員会 又 吉 春 三 君
 公益委員会 代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月12日から25日までに受理いたしました陳情34件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 おはようございます。

社民・護憲ネット、議席18番、仲宗根悟であります。

一般質問を行います。

さて、きょうはうるま市の宮森小学校墜落事故50周年ということで、知事はこの本会議が始まる前にティーウサーシに行かれたということですが、本当に御苦労さまであります。山内末子にかわりましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、県議会議員として1年を過ごさせていただきましたけれども、瑞慶覧議員からもございましたよう

にる説明がありました。皆さんから多くのことを学ぶことができました。本当にありがとうございます。今後もどうぞまたよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

この1年は地元のこと、そして地域のことを中心に取り上げてまいりましたが、私たち読谷村、地元といえば村政の重要施策の第1番目が一括払い下げを受けました読谷補助飛行場の跡利用の施策であります。きょう、こちらに用意しましたのが読谷補助飛行場の跡利用実施計画であります。（資料を掲示）

この策定に当たっては、旧地主はもちろんのこと、旧地主以外に耕作をしている方々も含めて、そして基本計画が始まりましたのがちょうど25年前、私も当時は読谷村青年団協議会の会長としてその一員に加えさせていただきました。各種団体、そして村民網羅しての文字どおり村民がつくり上げた跡利用計画であります。

この目的の第1番目は戦後処理であります。旧地主の一人一人の地主の皆さんに土地を帰属するというのが最大の目的であります。そのための準備として、今、道路でありますとかそれから圃場の整備ですとか、いろんな形で計画の推進に取り組んでいます。いろんな事業がこれから導入をされます。そしてその整備が進められてまいりますけれども、村民挙げて大きく期待を寄せております。どうぞ今後とも皆様の御協力をいただきたいというふうに思います。その事業推進が図られますよう、また御協力もあわせてお願いしたいなというふうに思い、具体的な質問に入りたいと思います。

まず最初に、警察行政に関してでございます。

暴走族関連でございますけれども、夜間・深夜に及ぶ騒音をまき散らしての暴走行為、沿線に住む住民の安眠を妨げるばかりか、危険きわまりない暴走運転、一般市民が重大事故へ巻き込まれる恐怖、その根絶に向け県警察ではあらゆる方法を用いて取り組まれていると思います。その施策について伺います。

(1)番目に、国道58号沿いにおける暴走族の現状とその対策について御説明をいただきたいと思います。

(2)番目に、今回の補正予算へ緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しての暴走族対策事業が計上をされております。相談員の配置による賃金のようにありますけれども、その相談員の役割、そしてどのような方々が当たられるのか、その内容について伺いたいと思います。

次に、観光行政に関してです。

本県の観光産業は、押しも押されぬリーディング産

業であり、本県の産業振興の推進に大きく寄与しております。2001年9・11アメリカ同時多発テロ事件の影響による風評被害、そのときの観光客の落ち込み以来の落ち込みになるのではないかとというように騒がれております。当時も「だいじょうぶさー沖縄」と、そのキャンペーンを展開したことによって入客数の回復につながったものと思います。今回の観光客の減少をどのように下げどませるか、その施策について伺いたいと思います。

米国の金融危機による世界不況、新型インフルエンザ等、数々の要因で観光入客数が減少傾向にあります。この危機的状況をどう打破するか、その取り組みについて伺いたいと思います。

特に、修学旅行の減少にどのような取り組みがなされているか伺います。

(3)番目、戦跡へ慰問団、各都道府県知事、そして県議会議長などが訪れ各都道府県慰霊祭が行われております。県はどのような対応を行っているか伺います。

3番目に、ヤンバルの森を世界自然遺産へ登録することに関してであります。

琉球諸島は、大陸と陸続きだったところに渡ってきた生物が独自の進化を遂げ、そのヤンバルにしか見られないノグチゲラやヤンバルクイナを代表とする固有種が多く生息し、生物多様性の高い自然の豊かな地域であります。この自然を未来へ残すべく世界遺産へ登録すべきだと考えますがいかがでしょう。

4番目、サンゴの保護対策に関してであります。

沖縄観光客満足度調査から見ますと、旅行前の期待度では沖縄の海の美しさが断トツでトップに挙げられております。また、沖縄来訪経験者アンケート調査では、沖縄の魅力の認知度のトップはダイビングと答えています。青い海と美しいサンゴ礁は、人の心をいやしてくれる貴重な財産です。この貴重なサンゴを守る取り組みについてお聞かせください。

(1)、サンゴの保護対策の施策を伺います。

(2)、そして、オニヒトデの駆除状況はどのように行われているか伺います。

最後に、環境行政に関してであります。

読谷村内における産業廃棄物安定型最終処分場より有害物質検出に係る事案についてであります。ア、昨年10月に県が実施をいたしましたその土壤中の有害物質調査に対する分析結果公表に数カ月要しております。その理由について伺いたいと思います。

イ、今回情報公開での入手になりましたけれども、なぜ情報公開での開示になったのか。積極的な開示ができなかったその理由についてもお聞かせいただきたい

いと思います。

ウ、住民みずからの土壌調査実施を今度は求めております。それについてはいかがでしょうか。

エ、改善命令が発出をされ、改善措置履行中にもかかわらず、完了を待たずして更新申請を許可したとしております。その許可条件を充足できる根拠をまず示していただきたいというふうに思います。

オ、改善完了検査に当たっては、住民側の意見も取り入れて行ってもらいたいというふうに住民側が求めていると思いますが、その点についていかがでしょうか。

カ、法定水質検査の方法についても異論が出ています。法では、浸透水は直接埋め立て廃棄物に触れた水を検査することになっていますが、実際には不透水層の地下水を採取しています。浸透水採取設備を設置して正しい検査をするよう、業者に指示するべきだと思いますが、県の見解を伺います。

キ、管理型についてであります。去る6月9日に副村長ほか、そして環境整備課長ほかとの話し合いの席で、管理型についても許可の方向で考えていると、決済待ちであるというような発言があったようであります。こちらは事業者、住民同席の場合でも同様の発言がありました。管理型については、県、業者ともに住民側へ説明責任を果たしていないこの時期にこういう発言はどういうことなのか、説明を求めます。

お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

仲宗根悟議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、観光行政に係る御質問で、危機的な状況を打破する取り組みについて答弁させていただきます。

沖縄県では、昨今の世界不況等によりますます厳しい状況の中、観光客の減少を防ぐ対策として、沖縄観光特別対策事業を実施いたしているところでございます。

具体的には、インターネットを活用しましたキャンペーンや、首都圏における観光PRイベントなどを実施いたしているほか、新規団体旅行客への支援制度を発足させたところでございます。今後とも秋以降に向けて航空会社、旅行会社、市町村等と連携をして、観光客の増加に向けた効果的な誘客プロモーションを実施してまいりたいと考えております。

なお、昨日、新型インフルエンザの県内発生が確認されましたが、今般の新型インフルエンザは、専門家の見解によりますと、比較的軽症な経過をたどっていることが多いこと、また、県内の医療体制も万全なこ

とから、冷静な対応を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ヤンバルの森を世界自然遺産へ登録することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

ヤンバルの森は、ノグチゲラ、ヤンバルクイナなど多くの固有種が生息・生育する極めて固有性の高い自然生態系を有する地域であります。この恵み豊かな自然生態系を保全し、次世代に引き継ぐことは極めて重要であると考えております。

世界自然遺産に登録されるには、世界的に見て貴重な自然であること、その自然が国内法によって長期的に保護されていることが要件となっております。そのため、県におきましては、環境省が実施しているヤンバルクイナなどの保護増殖事業や、ヤンバル地域の国立公園化等に向けた取り組みに協力いたしますとともに、マングースなどの外来種対策や県民向けパンフレットの作成、シンポジウムの開催などの普及啓発活動に取り組んでいるところでございます。

次に、サンゴの保護対策に係る御質問についてお答えいたします。

沖縄県では、サンゴ礁保全推進体制の構築を目指し、官民一体となりました「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を昨年6月に立ち上げたところでございます。また、今年度から平成23年度にかけまして離島を含めたサンゴ礁の全県調査を実施することといたしております。その中でサンゴ被度、優占する種などの状況を把握し、サンゴ礁の保全や再生の方策を検討していくことといたしております。

今後とも、サンゴ礁生態系の保全と持続可能な利用について積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

サンゴ礁の保護対策の中で、オニヒトデの駆除に関する御質問にお答えいたします。

現在、県内におけるオニヒトデの駆除は、漁業関係者及びダイビング関係者等によりボランティアで行われている状況にあります。そのため、オニヒトデが大量発生した場合には、ボランティアの継続した駆除活動が困難な状況となっております。

県といたしましては、観光資源、漁業資源及び生物多様性の観点から、オニヒトデが大量発生している八重山地域、発生の兆候が見られる宮古地域などの重要な海域におきましてオニヒトデ緊急駆除事業を実施することといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 国道58号沿いの暴走族の現状と対策についてお答えいたします。

県内の暴走族は、出身中学校単位に小グループで結成され、毎年解散や新旧交代を繰り返している状況にあります。本年5月末現在で37グループ、345人を把握しております。

暴走行為は、主に那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町及び嘉手納町の国道58号において、いわゆる期待族と呼ばれている暴走行為を見に集まる者たちと、携帯電話のサイトを利用して暴走場所や警察の取り締まり情報等を交換しながら、曜日を問わず深夜から未明にかけて繰り返されている状況にあります。

昨年1年間の暴走行為に伴う110番受理件数は3690件で、前年と比べ431件、13.2%増加しております。本年は、5月末現在1366件で、前年と比べ366件、21.1%減少しております。

那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町及び嘉手納町の国道58号沿いでの110番受理件数とその割合を見ますと、昨年は48%、1778件、本年は5月末現在で49%、664件と全体の約半数を占めております。

また、昨年、暴走行為で事件送致した者は25グループ、216人で、前年に比べ6グループ、13人の増加、本年5月末現在16グループ、83人で、前年と比べ2グループ増加、検挙人員については、プラス・マイナス・ゼロとなっております。

県警察におきましては、これら暴走族を根絶するため、白バイを投入した特別体制による取り締まり、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問、少年等に対する加入阻止及び離脱支援活動など、各種対策を講じているところであります。

さらに、地域と一体となった暴走族追放総決起大会、期待族が蝟集する駐車場やコンビニ等の管理者対策、警察官等で編成する安全学習支援隊を学校現場に派遣しての安全授業等を実施した結果、自治会やコンビニ等による暴走族及び期待族排除機運の醸成、中学生及び高校生に対する暴走族加入阻止等の効果が見られてきているところであります。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携し、暴走族の根絶に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」における暴走族対策事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、当初予算とは別に、国の緊急雇用対策の一環として暴走行為を敢行した少年等に対する安全教育、加入阻止及び離脱支援など各種対策

を推進する必要から、今回の補正予算事業として盛り込んだ次第であります。

本年5月末現在、暴走行為で事件送致した者は83人となっており、成人・少年別の内訳を見てみますと、成人が17人、20.5%、少年が66人、79.5%で、少年による暴走行為が大半を占めている状況にあります。

一方、暴走行為を繰り返す再犯率も高く、過去5年間で事件送致した949人の約4割に当たる368人が再犯者として検挙されております。

県警察におきましては、現在、暴走族対策要員として、少年問題等に知識を有する交通安全教育指導員2名を配置して、暴走族への加入阻止及び離脱支援活動を積極的に推進しているところでありますが、県警察といたしましては、暴走族への加入阻止及び離脱支援活動をさらに積極的に推進するため、今回の特例基金で交通安全教育指導員2名の増員を図り、暴走族構成員及び保護者との面談等による安全指導活動、学校及び職場等を訪問しての安全指導活動、暴走行為の事前情報など暴走族情報の入手活動等の充実により、暴走族根絶に向けた取り組みを強化していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政に関して、修学旅行対策についての御質問にお答えします。

新型インフルエンザの影響により沖縄への修学旅行を中止決定した学校は、6月11日現在7校、1292名となっております。

沖縄県としましては、中止を決定した学校を直接訪問し、次年度以降の沖縄修学旅行の実施を呼びかけてまいります。

また、今回影響のあった関西地区等において修学旅行説明会を開催するとともに、学校関係者を県内に招いて「沖縄修学旅行体験説明会」を開催し、修学旅行の誘致強化を図ってまいります。

なお、昨日、沖縄県内において新型インフルエンザ患者が確認されましたが、沖縄県としましては最新の情報の収集に努めるとともに、旅行会社など関係団体と連携を図り、修学旅行予定校に対し情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 観光行政に関しての御質問の中の、各都道府県が行う慰霊祭への県の対

応についてお答えいたします。

県では、県内で行われる各都道府県主催の慰霊祭への対応については内規を定め、各県の参列者の状況に応じた対応をすることになっておりますが、日程の都合により規定どおりの対応が困難な場合もあります。

戦没者のみたまに対し哀悼の意をあらわすために、案内を受けた際にはできるだけ内規に基づき参列するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政に関しての御質問で、読谷村の産業廃棄物処分場との関連で、分析結果の公表がおくれた理由と情報公開について一括してお答えいたします。

県が昨年10月に当該最終処分場から採取した土壌中の有害物質調査については、ことし2月に測定結果が判明しましたが、クロルデン類が処分場内で検出された原因に関する検討に時間を要したことから、結果の公表が3月に開催した住民説明会まで遅延したものでございます。

また、当該説明会において住民から廃棄物中の有害物質についても調査すべきと要望があったため、4月に追加調査を実施し、5月中旬には特に問題となる数値は検出されなかったことを口頭で伝えております。

なお、クロルデン類については一部に再分析が必要なことから、結果の確定に時間を要しているところでございます。

県としましては、追加で実施したこれらの調査結果を総合的に分析し住民に説明することといたしております。

次に、住民による土壌調査の実施についてお答えいたします。

住民みずから土壌を採取し調査を実施する意向につきましては、住民と事業者の話し合いの上で事業者の了解のもと実施されることが望ましいと考えております。

なお、県が平成20年10月に採取した土壌及び廃棄物中のクロルデン類及び重金属類調査結果では、特に問題となる数値は検出されておられません。

次に、更新許可をした根拠についてお答えいたします。

廃棄物処理法に係る産業廃棄物処分業の許可基準は、1つに、処分に適する施設を有すること、2番目に、処分を的確に行うに足る知識・技能及び経理的基礎を有すること、3番目に、役員等が欠格事由に該

当しないこと等となっており、当該事業者についてはいずれの基準にも適合していることを確認しております。

また、県が今回発令した木くず等の埋め立てに関する改善命令については、それを受けたこと自体は欠格事由に該当しません。しかしながら、事業者が当該命令に従わない場合、産業廃棄物処分業の許可取り消し処分の対象となります。そのため、県としましては、改善命令に対する事業者の対応状況を踏まえて更新許可の可否を判断することとし、3月26日の作業着手以降、立入検査を行い監視を行ってきたところですが、命令に従って作業が着実に行われていることを確認したことから、6月8日付で更新を許可したものであります。

次に、完了検査への住民意見の反映についてお答えいたします。

改善命令は、廃棄物処理法の処理基準に適合しない処理を是正させるものであり、その履行確認については法の内容に従い厳正に対処したいと考えています。

なお、県は、定期的に住民と合同で立ち入りを行い改善措置の履行状況を確認しているところですが、今後も引き続き住民の意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

次に、浸透水採取設備に関する指導についてお答えいたします。

事業者が当初浸透水採取設備を設置していた場所は、水がかれ十分な浸透水をためることができなくなったことから、現在の設備を利用しているということですが、より適切な場所での採取について事業者を指導していきたいと考えております。

次に、管理型最終処分場の許可に関する発言についての趣旨の御質問にお答えいたします。

当該事業者の産業廃棄物管理型最終処分場については、平成17年10月に設置許可申請が提出されておりますが、地域において合意形成を図る必要があるとの観点からこれまで手続を保留してきた経緯があります。しかしながら、廃棄物処理法に基づく許可の性質は羈束裁量であり、基準に適合していれば許可しなければならないと定められています。

県としましては、申請から相当の期間が経過していること等も踏まえ、平成21年2月27日付で発出した改善命令に対する改善状況を確認した上で判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは、順を追いまして再質問を行いたいと思います。

県警の暴走族の取り組みなんですけども、県警もまず地道な捜査に加えて地域一体となった対策がとられているようでありますけれども、立ち直り対策についても暴走族対策班を中心に展開しているというようなことであります。

彼らのその表現の仕方、そして発散したいそのエネルギーをもっと違う形でケアできるような方策というのは、まさに宜野湾市に見られたように、その地域力にかかっていると思いますね。どうぞまた宜野湾市の皆さんを中心に、至るところでこの地域力ができるような方策をぜひとられていただきたいなと要望申し上げたいというふうに思います。

次に、修学旅行対策についてですが、年間44万人もの修学旅行生があるとのことですが、その魅力づくり、そして受け入れ体制強化のための対策も取り組まれているんでしょうが、さきの風評被害とも変わった今回の状況であります。思い切った策というのを打つのも必要だと思いますが、その辺いかがでしょうか伺いたいと思います。

観光振興計画の中で、計画実現に向けた役割分担というのが、県の役割でありますとか観光・リゾート業界の役割、そして市町村・県というように書かれていますが、ホテル組合などは昨年より「ハイサイバッジ」など運動を展開しています。そして、私たち県民に対して、「「イチャリパチョーデー」の気持ちで本県を訪れる観光客に対して思いやりの心を持って温かくもてなすことが重要である。」というふうに役割を述べていますが、その県民に対してまだまだ伝わっていないような気がするんですが、その役割についての取り組みはどうでしょうか。そして、先ほどありました新規団体支援制度を活用してというふうなことがありましたが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

ヤンバルの森の世界自然遺産についてであります。地球上でこの琉球諸島の位置する緯度が乾燥地帯といいますが、この琉球諸島が大陸性気団と海洋性気団の前線帯で例外的に雨の多い地域となって亜熱帯性気候で独特な自然の形態をつくり出しているんだということですね。その地域にしかない固有種や生きた化石と呼ばれる生物などの希少種が多く生息している生物多様性の高い森を形成しているということです。

環境省、林野庁は、その世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高いというふう

に評価をしているわけですね。その貴重な財産を本当に未来へつなぐべく世界自然遺産登録になお一層の尽力をお願いしたいと、こちらでも要望をしたいというふうに思います。

サンゴの件なんです。緊急駆除事業も活用してというようなことでありますが、この際、もちろんその雇用対策事業も活用してその対策、駆除に乗られてはどうかというふうに思っています。こちらでもまた答弁をお願いしています。

産廃場の件です。

水質検査は、部長、現在の埋め立ての深さは約8メートルと言っているんですが、その地下水の採取が15メートルの深さの井戸から採取をしているということなんです。これは法律に基づく水質の検査ではまずないというふうに申し上げたいと思いますが、これまでの管理のあり方、指導のあり方、県の姿勢をまず説明を求めたいと思います。水質検査についてですね。

そして、改善措置履行中の更新許可です。他県では聞いたことがないと。一体、沖縄県の産廃行政はどうなっているのと、県外の専門家の皆さんは不思議がっているんです。私の方も問い合わせしてみました。そして改善措置期間中と更新の決定はリンクはしないと、あれとこれとは別だと私は言われました。私も不思議ですね。この辺について説明をお願いいたします。

これまで何度も指摘を申し上げてきましたけれども、この県の産廃場に係る環境行政の行政事務のあり方が余りにも私は無責任過ぎるというふうに思っています。

実は、その業者は5月の初めごろ、住民代表やあるいは村議3名に対して、地域住民の方々と紛争を続けながらこの営業をしては有益ではないと。そして管理型をあきらめて安定型を認めていただければ、安定型を肅々とやっていって、その住民の皆さんと和をもって営業していきたいというふうに模索をしていた。そのような折、環境整備課長が3度にわたって読谷村に入ってきています。落としどころはないですか。このままでは双方いがみ合うばかりですから、双方納得がいくように解決しましょう。納得がいくような形で解決しましょうという仲立ちということで住民側と会社側との話し合いの場が6月5日に持たれていますが、住民側、会社側双方の主張を述べられてその話し合いの真っ最中、課長は更新手続は6月8日付で決定であると。そして管理型についても9月の方でおろすというような発言をしたというんです。その今回課長のとった行動そのものというのが、県民の奉仕者

である公務員のあるべき姿では私はないと思います。結論ありきでありながら落としどころはないのですかなどと、あたかも住民、そして会社の間の和合を持つかのようなそぶりで全く許されるものではありません。和合どころか、住民と業者をさらに劣悪な状態に今陥れてしまっています。こうした行政対応ではこれまでの不信感がますます増大するばかりであります。今後、公共関与を進めようとする中で県民の皆さんへ理解を求めるべき立場である最前線の担当者としてのその姿勢がみじんも感じられません。

仲里副知事は、6月13日の琉球新報でこう述べていますね。行政内部から意識を変えて県民視点に立った行政を行うべきです。そこが徹底されていないと。前例踏襲になりがち。法律に依存する余り問題意識が希薄になっていますよというように県の職員を批判していますよ。まさにそのとおりだと思っています。この県民視点に立っていない担当者をどう思いますか、知事、答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 仲宗根議員の御質問の中で、前線の課長の対応についてを例として挙げておられまして、さらに副知事のインタビューといえますかコメントを引用してのお話の中で、県知事はどう思うかという点でございますが、今のその最前線の課長の点につきましては私、ちょっと聞いておりませんのであれしますが、ただ当然のこととしてお役人というのは、前例というのは当然大事にはいたします。しかしながら、前例だけではやはり現実に対応できない。県民目線、そして世の中が変化している環境をよく観察し見て問題解決に当たるべきで、前例踏襲だけではとてもだめだということを副知事は話をしたそうですので、そういう意味で私もまさにそう思っております。県民目線といいますか、そして現実の問題をリアルに把握していくという観察力と敏感な感性を持って問題解決に当たるのは当然のことだと思います。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目と夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目と夫君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

観光の思い切った策についてとの御質問につきましては、秋以降、インフルエンザ等の影響もまた懸念されるものですから、一応県として7億5000万円という補正予算を活用してきめ細かい対策をしていきたいと思っています。

その中でJCの全国大会とか世界空手道大会、こういった大きなイベントも予定されているし、一応9月の連休は好調だと受けている情報もありまして、それとあわせて修学旅行に対しても各種交換会とかシンポジウムなど、きめ細かい対策をやっていききたいと思っております。

それから、役割分担につきましては、前のいろんな運動につきまして、「美ら夏 沖縄 元気」ということでキャンペーンを今実施しているところでありまして、関係業界・団体とも連携して今後ともこのキャンペーンを広げていきたいなと思っています。

それと、最後に団体支援への助成制度につきましては、県内に来ていただく団体、例えば40名以上につきましては補助金を出すと。例えば一番大きいので200名以上の団体で3泊以上される団体につきましては50万円というような人数と宿泊数に応じて、対象としましてはバスの借り上げとか芸能アトラクション、そういったような費用に援助するというシステムをつくって今やっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まずサンゴ礁の関連で、緊急雇用事業も活用したらいかがでしょうかという趣旨の再質問にお答えいたします。

サンゴ礁の保全措置事業の中で、オニヒトデの駆除事業につきましては、今年度の補正の新規事業としてオニヒトデの緊急駆除事業を予定しておりまして、その中で3000万円余りの緊急雇用対策事業を活用して、オニヒトデの駆除事業を行う予定としてございます。

それから産業廃棄物処分場との関連で、水質検査のあり方についての御質問にお答えいたします。

浸透水採取設備の場所につきましては、当初は設置していた場所の水がかれ、十分な浸透水を採取することができなくなったことから、現在の場所にある設備を利用しているということをお答えいたしました。

その場所は、埋立地のふちにあるという状況になっているということですから、より適切な場所に設置すべきであるというふうに考えています。ただ場所を移

動させて設置させるのでは、以前同様に水がかれてしまう可能性があるものですから、今後場所を変更するに当たって、設置場所あるいは採取方法についても指導していきたいというふうに考えてございます。

それから、改善措置履行中の更新許可についての御質問です。

更新許可の根拠につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり許可基準がございまして、その許可基準に該当しているという状況にございます。

許可申請につきましても、昨年の6月に許可申請が出てきまして、その後にクロルデン類の混入という状況が出てきました。そのクロルデン類の改善の状況によっては、許可取り消し処分という状況も出てくるため、その除去等について改善命令を発出したところでございます。今現在、事業者がその改善命令に対する措置について適切に履行が確認されているということから更新を許可したということでございます。

それから、管理型についても含めての課長の行動云々ということについての趣旨の御質問にお答えいたします。

読谷村の産業廃棄物最終処分業、特に管理型の最終処分業の状況については、議員も現在の状況を御存じのとおり、何らかの形で地元の方で事業者、村、あるいは住民の方々がどういう形で話し合いをできるか、どういう形で方向性を見出せるかということについて、今県はいろんな形で話し合いの場をセットしていきたいと、あるいは共通する方針がどういう形で見出せるかということを一生懸命模索しているという状況であると。そのことについて課長がある面、精いっぱい動いている状況であるというふうに私は理解しておりますので、現在の状況をいかに話し合いの場が持てるような状況に持っていけるかということ。管理型最終処分場の許可につきましては、先ほど答弁いたしました羁束裁量でございますので、その基準に合致していれば許可をしなければならないという法の性格でございますので、ただその前に地元としてどういう話し合いの場が持てるかということについて、今県として動いているという状況であるということを御理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 産廃場の件ですが、御理解いただきたいということなのですが、どうも理解に非常に苦しみます。

再質問の中でもるる説明したとおり、あれが共通の

見出そうとする話し合いの場に出した発言なんですよかということなんですよ。その辺をもう少し皆さんも精査をしていただきたい。その際には、私たち住民側あるいは村の方々も含めて、聞き取り調査も行っていきたいと思っています。

このままでは、本当に処理施設の必要性和、そして地域住民環境における許容性というその調和をこのままではとれるはずがありません。いま一度産廃行政がどうあるべきなのか、そしてまた、職員のあるべき姿、どうあるべきかも含めて見直すべきだと私はそういうふうに思っています。

最後にお聞きします。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再々質問にお答えいたします。

産業廃棄物処理業、管理型の許可につきましては先ほど来お答えしておりますように羁束裁量でございます。行政を預かる身としては法律にのっとって一定の手続をしなければいけないということが前提でございます。

ただ、今おっしゃっている地元の合意形成、あるいは地元の中での話し合いにつきましては、県も精いっぱい配慮というか精いっぱいの努力をしていきたいというふうに考えているということで、管理型の処分場についてはこれまで県も努力してきたつもりでございます。

今おっしゃっている例えば課長のそういう言動等につきまして、ある面、熱心な余り、言動等についていろいろと反発等が出ているような状況でございましたら、それはそれで私もよく見ていきたいというふうに思います。

ただ、地元の中でどういう話し合いがなされるか、あるいはどういう方向性に持っていけるかということにつきましては、引き続き県として精いっぱい努力をしていきたいと思っておりますので、その面については御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは最後に、私はその行政事務を進める意味で大変憂う気持ちで言っております。これはもう読谷村の産廃場にとどまるような話ではありません。ぜひ、この辺も加味して、産廃行政のあり方、本当に根本から皆さん見直すべきです。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

一般質問に入ります前に、宮森小学校米軍機墜落から50年、あの悲惨な事件、私どもは二度と再びこういう惨事を起こさないためにも、一日も早い基地の返還と、そしてまた新基地はつくらせない、こういう思いを強くいたしております。児童11人を含む犠牲者17名の皆さん方に対して、哀悼の心をささげたいと思います。

それでは、質問をいたします。

まず最初に、南部国道バイパス凍結問題でございすけれども、南部国道凍結が突然降ってわいたように、4月1日の地元紙に掲載されました。沖縄の人口及び自動車台数1台当たりの道路延長は、全国平均の6割であり、道路延長1キロメートル当たりの交通渋滞による経済的損失は全国6位と高いわけであります。これは、本県に鉄軌道の恩恵がないことによるものであり、その上、今回の凍結問題は、全国一律の基準に照らした机上の費用便益の計算による算出の結果であります。

そのため、関係団体を初め、南部や沖縄全県域から怒りの声上がり、去る5月12日には凍結解除を求める南部地域住民大会、6月12日には県議会において全会一致による凍結解除決議、そして東京要請行動を6月17日に行いました。もちろん、知事も迅速に動いていただきました。その結果、6月18日沖縄総合事務局において事業評価監視委員会により、事業継続妥当との判断がなされ、南部国道3事業の凍結解除が確定したところであります。

しかしながら、県議会や地元自治体が求めている当初の計画どおりではなく、立体交差建設費等が縮減され不満の残る内容となっております。

以下質問いたしますが、(1)と(2)は取り下げておきたいと思います。

(3)から行きます。去る6月18日の事業評価監視委員会の審議結果について県の所見をお伺いいたします。

(4)、与那原・南風原バイパスは大幅な工法変更となっております。その影響についてお伺いいたします。

(5)、当初計画の立体交差工法の継続について県の考えを求めたいと思います。

(6)、費用便益上の算出方法について、県は国に改善を求める考えはないかお伺いいたします。

2番目の久米島・鳥島米軍射爆撃場返還についてでございます。

この件につきましては、私も何度か取り上げております。そして、私ども社大・結会派の代表質問でも比嘉京子議員から質問がありました。そこで、重複すると思いますけれども、やはりこれは大事なことでですから一般質問をさせてもらいたいと思います。

この射爆撃場返還について、これも(1)番目は取り下げておきたいと思います。

(2)番目から行きます。返還についての知事の決意を改めて聞きたいと思います。

そして、この射爆撃場地は劣化ウラン弾が埋没しております。その除去対策についてお伺いいたします。

次に、ジョブカード制度の運営状況について。

フリーターや母子家庭の母親の職業訓練と就職支援策として設立されたジョブカード制度の運営状況について質問いたします。

(1)、成果についてお伺いいたします。

(2)、今後の制度活用計画についてお伺いいたします。

次に4番目、運玉森地すべり問題でございす。

運玉森はこれまでもたびたび大小の崩落が起こり、流失した土砂が周辺地域に被害を及ぼしてきました。ことしはマリン・タウン内の水路の土砂堆積しゅんせつ工事が行われる予定となっておりますが、しゅんせつ後の土砂堆積や水質悪化を防ぐためには、運玉森の抜本的な対策、すなわち土砂流失対策が必要となります。

以下、質問いたします。

(1)、運玉森の土砂流失状況について説明を求めます。

(2)、対策事業計画についてお伺いいたします。

5番の害虫防除につきましては、取り下げます。

次に、6番目の県海砂採取について、これも(1)番は取り下げます。

(2)番から行きます。

沖縄県海砂採取についてでございます。

大量の海砂採取は、海浜や海域、漁場の保全あるいはまた、海底地形の変化に極めて重要な影響を及ぼすことが明らかになっていきます。静岡県や山口県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県の各県は採取総量に制限を設け、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県では全面禁止となっております。

質問いたします。

海砂採取による海浜の保全、漁場等への影響についての県の認識を聞きます。

県は、採取総量制限や採取禁止を検討する考えは持っていますか。お尋ねいたします。

次に、八重山食肉センター改築問題についてでございます。

私ども社大・結会派は、去る2月26日から29日まで八重山・宮古地域の行政視察を行いました。その中で老朽化した食肉センターを視察し、市を初め関係者から現状を聴取しました。

八重山食肉センターは昭和49年に建設され築34年が経過しており、修繕費等に毎年846万円かかり経営を圧迫しています。市としても新たな食肉センターの建設を計画していき、県の助成を求めています。ちなみにこの施設、実は御承知のように石垣牛ブランド、これは全国的にも非常に有名になっております。本土から多くの視察の要請が来るようでありまして、センターとしては断っていると聞いております。なぜならば余りにもみすばらしい。この施設を見せると風評被害が出るんじゃないかということで、非常に懸念しております。

そういうことで、ぜひ県の対応、助成を求めているのだきたいというふうに思っております。

質問いたします。

- (1)、現施設の現状認識をお伺いします。
- (2)、改築計画についてお伺いいたします。

次に、教育行政についてでございます。

この件につきましては、ほかの同僚議員からも質問がありました。また、文教厚生委員会に陳情も出ているようでございます。

(1)、県立南部農林高等学校と南部工業高等学校の再編統合についてでございます。

ア、両校の再編統合計画の本意を問いたいと思います。

イ、かつて、南部工業高等学校と南部商業高等学校の再編統合計画が破綻した経緯について聞きたいと思います。

次に、我が会派の代表質問との関連で、八重山での児童虐待問題でございます。

答弁の中で、福祉保健部長から、初期の不適切な対応があったということの答弁がありました。どういう不適切な対応であったのかお伺いいたします。

後でまた再質問をやるつもりですので、よろしくお願ひします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、南部国道バイパス凍結問題に関する御質問にお答えいたします。

去る6月18日に開催されました「沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会」におきまして、コスト縮減などによります費用便益比の見直しを行い、さらに地域振興や観光振興などの観点から3事業の事業継続が妥当であると判断されたところでございます。

これまで県議会の土木委員会の先生方や地元、そして県の要望してまいりました地域特性を踏まえ便益が考慮されたものであると考えております。

また、県といたしましては、国道3事業が早期に再開され、整備が促進されるよう連携をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、久米島・鳥島米軍射爆撃場に係る御質問にお答えいたします。

去る6月3日に鳥島射爆撃場周辺海域を視察をし、船上で久米島町長や県漁業協同組合会長から、鳥島射爆撃場の状況や、パヤオなどの漁場と漁業操業における影響等につきまして、直接、説明を受けたところでございます。

県といたしましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、鳥島射爆撃場や久米島射爆撃場の返還につきまして、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携をしながら、その返還につき求めていきたいと考えております。

次に、八重山食肉センターに係る御質問にお答えいたします。

これは、7の(1)と(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

八重山食肉センターは昭和49年に建設され、40年近くが経過し、施設の老朽化が著しく、また、狭隘のため再整備が必要となっております。

石垣市におきましては、平成21年4月に食肉加工施設建設計画検討委員会を発足させ、平成22年度までに同センターの再整備計画を策定する予定となっております。

沖縄県としましては、地元の意向や再整備計画を踏まえ、同センターの再整備ができるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 南部国道バイパス凍結問題についての、工法変更の影響及び立体交差工法の継続について一括してお答えいたします。

今回のコスト見直しに伴う主な工法変更について、与那原バイパスは、国道329号との立体交差を平面交

差に、南風原バイパスは第2環状線との立体交差を平面交差に、また、識名大橋のかけかえを拡幅へ変更するものであります。

両バイパスともに、立体交差から平面交差への変更に伴い、交差点での交通渋滞が予想されることから、事業の進捗や周辺道路整備による交通状況等を踏まえ、適切な時期に立体交差を再検討するよう国に要望していきたいと考えております。

同じく、南部国道バイパス凍結問題についての費用便益比の算出方法についてお答えいたします。

費用便益比の算出方法については、現在の3便益に加え、医療機関へのアクセス性の向上や地域経済への波及効果など、地域特性を踏まえた他の便益も加味すべきであると考えており、今後とも国に要望してまいります。

それから次に、運玉森地すべり対策及び砂防事業についての運玉森の土砂流失状況についてにお答えいたします。

与那原町与那地区においては、大雨による運玉森の斜面の一部が崩壊しているもので、現在、崩壊規模が小さいため、下流域への規模の大きな土砂流出はなく、人家等保全施設への被害は発生していない状況であります。

同じく、運玉森についての対策事業計画についてお答えいたします。

斜面崩壊対策としては、砂防事業によるのり面対策工や、土砂流出防止対策としての砂防堰堤等の工法が考えられます。

同事業は、砂防法に基づく砂防区域の指定が必要となるため、与那原町及び地権者の同意を得る必要があります。

このため、今後は与那原町と連携して、砂防区域の指定に向けて取り組んでいく考えであります。

続きまして、海砂採取についての海砂利採取による海浜の保全、それから漁業等への影響についてにお答えいたします。

沖縄県においては、海砂利等の採取が計画的に行われ、これに伴う海底の掘削等が海岸、漁場及び護岸等公共施設に支障を与えないように海砂利等の採取に関する基本的事項を「沖縄県海砂利採取要綱」に定めております。

同要綱においては、採取区域については、「海岸線等から1キロメートル以上離れ、且つ水深が15メートル以上の区域であること」などを要件としており、海砂利の採取に伴う海浜への影響に配慮しております。

また、漁場等への影響については、関係漁業協同組

合の同意や他法令に基づく許認可の状況等を確認するなど、その影響についても配慮しております。

続きまして、海砂採取についての採取総量制限や採取禁止の検討についてお答えいたします。

沖縄県では、海砂利は建設用骨材として必要不可欠なものであり、骨材供給の多くを専ら周辺海域の海砂利に依存していること等から、採取総量制限等については、県内における将来の建設用骨材の安定供給と関係機関の意向を踏まえ、慎重に対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 鳥島米軍射爆撃場の返還についての御質問で、劣化ウラン弾除去対策についてお答えいたします。

外務省によると、米軍は平成8年から平成20年まで、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾の回収及び陸域調査を実施しており、これまで247発の劣化ウラン弾を回収しているとのことであります。

県としましては、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾の早期回収等について、軍転協と連携し、国に対し要請を行っているところであり、引き続き国の責任において劣化ウラン弾の回収等、適切な対応を行うよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） ジョブカード制度の運営状況についてとの御質問の中で、ジョブカード制度の成果についてお答えします。

ジョブカード制度は、フリーター、正社員経験の少ない求職者が、経歴や学歴を記入したジョブカードを活用してキャリア相談や職業訓練を受け、正社員への就職活動に役立てるもので、平成20年度から厚生労働省の事業として始まりました。

県内においては、那覇商工会議所が同制度の円滑な推進を図るため、国から総括的な業務を受託し、「沖縄県地域ジョブ・カードセンター」を設置しております。

また、同センターは、沖縄労働局や沖縄県、沖縄県経営者協会などで構成する「沖縄県地域ジョブ・カード運営本部」を設置し、同制度の普及啓発等を行っております。

平成20年度の成果としましては、県内におけるジョブカード取得者数は1750人、協力企業は23社となって

おりますが、このうち、厚生労働省から訓練計画の認定を受けた企業はないと聞いております。

次に、同じくジョブカード制度の活用についてとの御質問にお答えします。

平成20年度に「沖縄県地域ジョブ・カード運営本部」において「ジョブ・カード制度沖縄県地域推進計画」が策定されております。

沖縄県としましては、同計画に基づき、沖縄県キャリアセンターへの来所者、県公共職業訓練の受講者等に制度の周知に努めるとともに、関係団体と連携し、ジョブカード取得者の企業内訓練の受け入れを奨励してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、南部農林高校と南部工業高校の再編統合の本意についてお答えいたします。

専門高校は、実社会に生かされる知識や技術の習得を大きな目的としております。

近年、国際化・情報化、経済のグローバル化の進展により産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質・能力は多岐にわたっております。

このような観点から、専門高校に学ぶ生徒は、専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識・技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性などが求められる時代になってきたと考えております。

南部農林高校と南部工業高校の再編統合については、農業と工業の専門性を維持するとともに、異なる専門分野も総合的に学べる学校を設置し、南部地域の振興に対応した新事業の創出や高度な経営技術に対応できる産業人材の育成を目指しております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て再編統合を推進してまいりたいと考えております。

次に、南部工業高校と南部商業高校の再編統合についてお答えいたします。

昭和62年策定の編成整備計画において、平成6年に南部商業高校と南部工業高校の再編統合による南部総合高校の設置が計画されました。

ところが、南部総合高校として、南部商業高校の敷地が狭隘であることや敷地の拡張が困難であること、さらには、南部地区の人口増加が予想されることなど

から計画が見直されております。また、平成8年の編成整備計画には再編統合の計画はなく、南部商業高校の学科改編が計画されております。

現編成整備計画については、策定される平成13年以前に案の一つとして検討されておりますが、両校とも校舎を建てかえる敷地がないことが課題となり、計画策定には至りませんでした。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 我が会派の代表質問関連について、児童虐待への対応についての御質問にお答えいたします。

石垣市で発生した3歳男児を被害者とする傷害事件につきましては、子供の安全確保を最優先とする点において、初期対応に不適切な部分があったと認識しており、今後、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中において検証を行うこととしております。

現在は、県内部での検証を進めているところであり、本事案の経緯等を詳細に整理するため、八重山警察署、県立八重山病院及び石垣市役所に対して、再度状況確認を行ったところであります。

あわせて、平成17年9月に行われた「児童虐待防止に向けての緊急提言」において、指摘された内容の実施状況についての確認作業等も行っております。

今後は、さらに検証を進め、体制上の課題やその対応策等について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 まず、南部の国道バイパス問題でありますけれども、私は特に与那原町という地元でずっと長い間生活し、現在も住んでおります。

このバイパスの今回の騒動、全く行政の手法が理解できない。本来ならば、当然事前に関係者や地元自治体といろんな調整を経てこれが公表される。しかし今回は、県にもいきなりこの通達に来る。ましてや、当該自治体も全く寝耳に水。こういう状況の中で、一体なぜこういうことが行政手法としてとられたのか、非常に不可解であります。

幸いにいたしまして、凍結は解除はされました。だがしかし、冒頭申し上げましたように、地元や県議会が望んでいるいわゆる当初の計画どおりこれが実行されない。このことは、果たして将来においてこの交通渋滞が解消されるだろうかと、むしろ新たな交通渋滞

が起きるのではないかということを地元の首長も評価委員会で意見を述べております。

そして、今与那原町、西原町、マリン・タウン事業が進行しております。（発言する者あり） ちょっと済みません、幹事長、静かにしましょう。

企業誘致や住宅用地の分譲が相当進んでおります。とりわけ商業施設や企業は、このバイパスを想定していることもありまして、この件につきまして非常に心配をしております。やはり、このバイパスの立体交差、これがなければこれからの企業誘致にも大きな支障が出るのではないかという判断を地元は持っております。

ましてや、マリン・タウン地区内には県の未利用の土地が2万7000坪あります。この土地利用も考えますと、やはり当初計画案どおりの立体交差、これは譲れないと私は主張しておきます。一たん工事が始まりますと、平面タッチに工事が始まりますと、将来はと言ってもなかなかこれは可能性は低いというふうに思っております。

私は、これから知事を先頭にして、ぜひこの立体交差の復活、このことをしっかりとやっていただきたいと思いますが、改めて決意をお伺いしたいと思えます。

次に、久米島・鳥島米軍射爆撃場でありますけれども、この件につきましては、知事もしっかりと対応し、日米両政府に強く要望しているということでありまうけれども、残念ながら去る6月11日の参議院の外交防衛委員会では、防衛省が米軍は返還を考えていないということで、これもある意味ではうやむやになるのではないかなという気がしますが、やはりもっともっと強力な対応、要請が必要であると地元の久米島の思いをしっかりと私はとらえていってほしいと思えます。

そして、劣化ウラン弾247発は処理されているということがございました。一体この247発というのは、何%の処理率なのか報告してください。

次に、八重山での児童虐待問題ですが、私はこの件に関しまして、福祉保健部長は初期対応にまずい点があったということで同じような答弁をしておりますけれども、どうもいろいろとこの代表質問でこれを取り上げられた。そして一般質問でも取り上げられた、同じような答弁しか出てこない。

ところが、この間のマスコミの報道によると、いろんなことが県の方からコメントされている。29日の新聞報道でございます。専門家の意見を導入していないと。その中に、また県青少年・児童家庭課のコメント

がございます。「分室は遠隔地にあり、中央、コザのように頻繁に直接指導を受けることが厳しい。また、分室が提言の後設置されたこともあり、検討していなかった」と。議会にはこういう要因となることは一切説明せずに、マスコミ報道で、ましてや議会中に、代表・一般質問中にこういうことが出ること自体、私は県の危機管理、担当の危機管理、とんでもないと。そして議会に説明する義務、これさえも全くできなくて、マスコミにはこういうリークされている。一体どうということなのかよくわかりません。

もう一度、福祉保健部長の答弁をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 鳥島の米軍射爆撃場との関連で、劣化ウラン弾の回収率が幾らかというお尋ねでございました。

外務省によれば、劣化ウラン弾の回収は、誤使用されました1520発のうち247発にとどまっているということで、回収率は約16%であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 国道バイパスの再質問で、立体化についてにお答えいたします。

この立体化につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、当面は平面といたしますけれども、今後の交通状況とか、また企業の立地状況、周辺の開発工法を含めまして、将来的にはまた立体化を検討することによって国に聞いております。また、将来的に言いまして、立体化を計画しているところにつきましては、用地買収は既に将来の立体化とあわせて用地買収もされるということでございますので、将来的に立体化を図る時期に来ましたらスムーズに立体化が図れるんじゃないかというふうに考えております。また、今後とも私ども道路ネットワークの観点から、県とそれから総合事務局と意見交換する場所がありますので、その機会をとらえまして県の方からもその辺についての意見を申し上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

児童虐待の事案の情報がマスコミ等に出て議会等に報告されていない、危機管理の体制が問題ではないかという趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、情報収集に時間を要するなど、危機管理の面で課題はあったものと考えております。また、本事案については県民の関心が非常に高い案件でもあり、マスコミからの取材に対して、確認できた事実等について必要に応じて提供したものであります。

なお、本事案の経緯については、6月22日の文教厚生委員会において説明を行ったところであり、今後も必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 まず、劣化ウランの除去問題でございます。

あと1300発余り眠っていると、まだ16%。大変なことでございますので、ぜひ早目の対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

本日、私も宮森小学校の追悼集会に参加させていただきました。50周年ということで、多くの子供たちが校庭に座って、知事、それから議長もあいさつをしました。

私自身まだ生まれてないことではあるんですけども、現校長先生が当時の小学校2年生であったということもあって、非常にこういう事故は我々県民としても二度と起こしてはいけないということを改めて感じました。

事故の概要の説明もあって、少し紹介しますと、昭和34年6月30日、嘉手納飛行場を飛び立ったジェット戦闘機が石川市街地から市立宮森小学校にかけて墜落した、世界航空史上まれに見る大惨事として世界各地で報道されたと。

それから、死者17名、児童11名、一般6名、重軽傷者が210名、児童156名、一般54名、住宅17棟、公民館1棟、3教室が全焼したと。また、住宅8棟、2教室が半焼したと。事故後、すぐに米軍は学校に到着し、負傷者をヘリコプターで北谷の軍病院へピストン輸送したと。また、市内の病院や近隣病院にも次々と負傷者が運び込まれたということですね。

当時、6月30日は県議会の、立法院議会の最終日を迎えていたんですけども、会期を1週間延期して対

応したというふうに記載しております。

まさに議会中にこういう惨事が起きたと。今でも県内の空に、上空を多くの飛行機が飛んでいる現状を、やっぱりこれは一刻も早くみんなで対応しないといけないんじゃないかなと思っております。

さらにもう一点、所見なんですけれども、先ほどから、また先日からもありましたように、石垣市で起きた児童虐待の、3歳児の重体について、実は前期の議会で、少子・高齢対策特別委員会でも吉田委員長を中心にかなり議論をしまっていました。2人の子供が以前に虐待で亡くなったという事故が起きて、大変なショックを受けた記憶がまだ鮮明に残っております。

それを受けて、本会議でもそれから特別委員会でもかなり議論をして、県としては平成18年9月に「児童虐待防止に向けての緊急提言」、識者の皆さんが提言をされたんですね、知事。これは知事、平成18年9月に提言をされてその中でいろいろ述べられているんですけども、一番最初に「具体的方策の実施状況」とあって、これは1番に、「子どもの安全確保の最優先」と書かれているんですね。「趣旨」は、「児童虐待の対応において、何よりも優先すべきことは、子どもの安全確保である。児童相談所は子どもの安全と福祉を最優先する機関であるとの自覚を持ち、迅速・的確な判断と対応ができるよう業務の見直しを図る。」ということが一番冒頭に持ってきているんです。

ですから今回この3歳児の子供が、新聞報道にもありますように、5月に一度保護されたんです。この子供がけがをしないようにしっかり保護をして、適切な措置をすれば防げたものであって、私は人災じゃないかなと思っております。

ですから、児童相談所の職員が何も怠けているということをおっしゃるはおりません。我々、文教厚生委員会は、分室も、それから中央児相もコザ児相も見えてまいりました。1人当たり60件ぐらいケースを持っていて、60件余りケースを持つと非常に厳しい現状なんです、虐待の相談件数をですね。以前は100件ぐらいあったんです。大分改善はされたんですけども、職員の皆さんが怠けているというわけじゃなくて、やっぱりここはいま一度知事を先頭に、これは非常に悲しいことだと思っていますし、今、特に経済状況が厳しい中で子育てしている親の皆さんも、子育て支援も含めて非常に厳しい状況の中で、離婚率も高い、それからいろんな要因がかさんで、結果的に子供にしわ寄せがいつているということをいま一度、児童相談所の体制だけでなく、全庁的な取り組みをお願いしたいなということを要望しておきたいと思っております。

それでは、通告に従って質問をさせていただきたいと思っています。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事公約の達成及び進捗状況を伺う。

ア、完全失業率の全国平均化、観光客1000万人誘致、普天間基地3年以内の閉鎖状態、待機児童ゼロ、認可外保育園への給食費助成、小学校の30人以下学級はどれも大事な公約ですが、現段階での達成状況と今後の見通しを伺う。

(2)と(3)はカットします。

(4)、ケビン・メア氏が沖縄総領事を退任し、次期日本部長に就任しますが、知事の見解を伺う。

2番、福祉・教育行政について。

比嘉教育委員長が就任されてから約半年になりますが、これまでの感想と今後の抱負をお伺いいたします。

(2)、2010年沖縄総体について。

ア、大会準備の進捗状況と課題を伺う。

イ、大会期間中何人の来県が見込まれるか。

ウ、宿泊施設等の確保は万全か。

エ、知事部局の支援体制を伺う。

(3)、発達障害児への取り組みを伺う。

(4)、県立沖縄ろう学校を単独校として存続させるべきではないか。

(5)、学童保育の課題と対策を伺う。

(6)、コザ児童相談所の課題と対策を伺う。

3番、医療行政について。

(1)、県立病院のあり方の方針を伺う。

4番、土木建築行政について。

(1)、米軍基地内の公共工事における県内業者の受注率を伺う。

(2)、国関係発注工事における県内業者の受注率を伺う。

(3)、県の公共工事の早期発注について伺う。

5番、黒木県警本部長就任に当たり、抱負を伺う。

6番、暴走族の現状と対策を伺う。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間基地3年以内の閉鎖状態の現段階での達成状況はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用

を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

普天間飛行場の閉鎖状態の実現につきましては、去る4月8日に開催されました第9回移設措置協議会におきまして、河村官房長官から「危険性の除去、騒音の軽減等について、さらに検討を加速させたい」旨の発言がありました。

県としましては、今後とも、協議会やワーキングチームにおきまして率直な意見交換を重ね、3年めどの閉鎖状態の実現に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、小学校の30人学級に係る公約の達成度についての御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、現在、小学校1年生、2年生で実施されており、公約の趣旨が実現されていると考えております。

今後につきましては、教育委員会の研究をまちたいと思っております。

次に、知事の政治姿勢の中で、メア総領事の日本部長就任に係る御質問にお答えいたします。

沖縄の現状をよく知る総領事が米 국무省日本部長に就任されれば、沖縄での貴重な経験を生かし、地元の声を米側にしっかりと伝え、基地問題の解決促進に寄与してもらいたいと期待はいたしております。

次に、医療行政についての御質問で、県立病院のあり方の方針に係る御質問にお答えいたします。

「県立病院のあり方に関する基本構想」は、県立病院の医療機能及び運営体制の見直し並びに公立病院等の再編・ネットワーク化に関する県の基本方針を定めております。

その概要を申し上げますと、県立病院の改革は、地域において必要とされる医療の持続的な提供、県立病院の医療水準の向上及び病院現場の勤務環境の改善を目的に行うことといたしております。

医療機能の見直しでは、北部病院、宮古病院及び八重山病院は、所在する保健医療圏において極めて重要な役割を果たしておりますことから、これらの病院が提供しております救急医療、小児医療、周産期医療等地域において必要とされる医療機能につきましては、県が政策的に確保をしなければならない医療として位置づけ、今後とも維持していくこと、また、南部医療センター・こども医療センターの母子総合医療機能以外の機能につきましては、所要の見直しを検討することといたしております。

運営体制の見直しにおきましては、経営形態に関す

る基本方針を定めたほか、意思決定の仕組みの見直しなど、経営形態以外の運営体制の見直しについて取り組むべき課題を整理いたしております。

県としましては、本基本構想で示しました改革に取り組み、県立病院の果たすべき役割であります離島医療、救急医療、小児・周産期医療など、地域において必要とされる医療を今後とも堅持していく考えております。

次に、県の公共工事の早期発注に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の公共事業の施行につきましては、去る4月24日に公共事業等施行推進本部を開催し、今年度の施行計画を決定したところでございます。当該計画においては景気後退を下支えする必要性等を踏まえ、上半期施行予定率を過去10年間で最高水準の80%程度を目標として設定をしております。現在、その着実な執行に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、完全失業率の全国平均化、観光客1000万人誘致の達成状況と見通しについての御質問にお答えします。

世界的不況のもと、経済、雇用を取り巻く状況は厳しいものとなっておりますが、完全失業率については、平成19年度7.4%、平成20年度7.4%の横ばい状態であります。

沖縄県といたしましては、雇用再生特別事業基金などを活用するとともに、継続して「みんなでグッジョブ運動」を推進し、一丸となって失業率の改善に取り組んでまいります。

一方、入域観光客数については、これまで堅調に推移しており、平成20年度は593万人で過去最高を記録しましたが、最近は景気低迷や新型インフルエンザ等の影響で沖縄観光を取り巻く環境は厳しく、昨年11月から前年同月比のマイナスが7カ月連続して続いております。

沖縄県といたしましては、緊急総合経済対策による誘客キャンペーンを実施し、観光業界との連携を深めながら戦略かつ効果的な誘客施策を展開し、将来の観光客1000万人の達成に向け引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の政治姿勢についての質問の中の、待機児童ゼロ及び認可外保育園への給食費助成の達成状況等についてお答えします。

沖縄県の平成21年4月1日現在の待機児童は1888人となっており、多くの待機児童がいることから、県ではこれまで保育の実施主体である市町村と連携してその解消に努めてまいりました。

待機児童の解消を目的として、平成20年度に「保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「安心こども基金」が設立されており、これらの基金を活用して、市町村が実施する保育所の整備等へ助成することとしております。

「保育所入所待機児童対策特別事業基金」では、平成23年度までの3年間で、13施設の認可化により885人の定員増を図る予定としております。また、「安心こども基金」では、平成22年度までの2年間で26施設の整備により865人の定員増を図る予定としております。

県におきましては、各市町村に対し、これら基金を活用した保育所の創設等を働きかけ、待機児童の解消に努めてまいります。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度からこれまでの牛乳代に加え、新たに米代の助成をしており、厳しい財政状況にはありますが、平成21年度も引き続き助成することとしております。

次に、福祉・教育行政の中の、発達障害児への取り組みについてお答えします。

発達障害児の支援については、市町村及び当事者団体等からの意見を踏まえ、県、市町村等の役割を明確にした「発達障害児（者）支援体制整備計画」や、計画的な人材確保を図るため「発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」の策定を進めているところであります。今後は、これらの計画に基づき、市町村と連携して支援施策を推進してまいります。

また、県の推進体制として、福祉保健部、観光商工部、教育委員会及び病院事業局の関係課・所で構成する「発達障害児（者）支援機関連絡会議」（仮称）を近日中に設置することとしております。

次に、学童保育の課題と対策についてお答えします。

放課後児童クラブの課題としては、71人以上の大規模放課後児童クラブの適正な人数規模への移行があり、県としても大規模放課後児童クラブを70人以下へ移行させるために、県教育委員会及び市町村と連携し、分割促進を図る必要があると認識しております。

このため、平成21年度においては、3市から申請のある8カ所の大規模児童クラブの分割を予定しております。

また、長時間開設加算等の国庫補助基準額の引き上げの課題については、現下の厳しい財政状況では困難であると考えております。

次に、コザ児童相談所の課題と対策についてお答えします。

コザ児童相談所の課題は、夜間・休日における児童虐待通告などに対する緊急対応の体制と、児童の一時保護への対応であると考えております。

このうち、夜間・休日の緊急対応については、負担軽減のための改善策について、児童相談所や関係部署と調整の上、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、児童の一時保護につきましては、児童養護施設や里親への委託の推進など、一時保護委託先の拡充を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、コザ児童相談所への一時保護所の設置につきましては、これらの取り組みを行いながら、児童相談を取り巻く状況の変化を勘案して対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 時間の都合もありますので、赤嶺昇君の質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） 皆様、こんにちは。

それでは福祉・教育行政についての赤嶺昇議員の御質問で、これまでの感想と今後の抱負についてお答えいたします。

1月に教育委員長を拝命してから、あっという間に半年が過ぎました。きょうは2回目の議会になります。たくさんの学び、そして御指導をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さてこの半年間、教職員の不祥事の発生や、「指導・支援カルテ」のあり方が指摘されるなど、多くの

問題に直面し、責任の重さを改めて痛感しているところでございます。また、少子化、価値観の多様化、社会構造の複雑化、携帯やインターネットを通じた情報のはんらんなど、子供たちを取り巻く環境は厳しく、児童生徒を健全に育成することや学力を向上させることは先生方や学校だけで解決できるものではないということを実感する毎日でもあります。

おととい、諸見里しのぶさんが見事な優勝を果たしました。最近のスポーツ・文化面での沖縄の若い世代の活躍は、目を見張るものがあります。学業面でも頑張っている子供たちがたくさんいます。一人一人の個性を輝かせ、可能性を広げるために我々教育委員会、そして大人がどんな環境をつくり、どんなサポートをしたらいいのか。そのために学校、家庭、地域や各機関がどう連携すればいいのかということをみんなで考え、協力し合う機運を高めていくことが大切ではないかと考えております。

就任以来、開かれた教育委員会、行動する教育委員会をモットーに、学校現場に足を運び、各団体の研修会や懇親会に参加するなど、直接の声を聞くことを積極的に進めてまいりました。今後も移動教育委員会を初め、市町村教育委員会、校長会、公安委員会との意見交換会などを予定しております。

平成19年の地教行法の改正を受けて、教育委員会の権限と責任が重くなったことを踏まえ、事務局を統括する金武教育長とは信頼関係と適度な緊張関係を保ちながら、教育委員が一丸となって沖縄県の子供たちの明るい未来のため取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様にもぜひお知恵と御協力をいただきたく、この場をおかりして御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは福祉・教育行政についての御質問で、全国高校総体の進捗状況と課題についてお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」の開催に向けては、知事を会長とする県実行委員会、各市町村長を会長とする市町村実行委員会、高校生一人一役活動推進委員会の3組織が既に整備され、円滑に業務を進めているところであります。今年度は各競技のリハーサル大会を実施しており、運営状況や各組織の連携等の確認を行っております。

課題といたしましては、県外選手等の航空座席及び宿泊施設の確保が必要であり、旅行業者7社で構成する「配宿・輸送センター」を設置し対応を進めております。また、大会が夏場の開催であり熱中症等対策が必要なことから、総合開会式の開催時刻の1時間繰り上げを決定したほか、熱中症予防商品の提供を検討しているところであります。

次に、大会期間中の来県者数の見込みについてお答えいたします。

平成19年度の佐賀大会を参考に試算しますと、県外からの大会参加者は選手が約2万6000人、監督・コーチが約7000人、大会役員と報道員が約3000人、合計約3万6000人を見込んでいます。

次に、宿泊施設等の確保についてお答えいたします。

平成19年10月1日現在の県内のホテル等の収容人員は、約6万3000人となっており、県外からの選手等約3万6000人の宿泊については十分に対応できるものと考えております。

宿泊施設の手配につきましては、旅行業者7社で構成する「配宿・輸送センター」で対応することとしており、基本的に競技開催地市町村及びその周辺地域において確保することとしております。

次に、知事部局の支援体制についてお答えいたします。

全国高校総体の開催準備に当たっては、県知事を会長として、部局長等を委員とする沖縄県実行委員会を組織し、全庁体制で業務を推進しているところであります。また、実務的な諸会議においては、関係する部局職員に審議・検討をお願いしているところであります。その他、競技施設の整備、大会の広報、行啓対応等、さまざまな面で知事部局等の協力を得ながら進めております。

次に、沖縄ろう学校の単独校としての存続についてお答えいたします。

学校教育法が改正施行され、従来の障害種別の盲・聾・養護学校は、複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度へと改められました。

複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めていきたいと考えております。現在、保護者等との意見交換を継続しております。

県教育委員会としましては、今後とも安全性や専門性確保についての具体策を示し、保護者等との十分な

意見交換を行うことで不安や懸念の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） それでは土木建築行政について、米軍基地内の公共工事における県内業者の受注率についてお答えいたします。

米軍発注工事における県内企業の受注率については、統計的資料等がないため把握しておりません。米軍が発注する建設工事については、昨年度は2月13日に土木建築部長が米軍に対し、県内企業への優先発注の要請を行ったところであり、今年度も早い時期にボンド制の緩和や建設工事の分離・分割発注による県内企業への受注拡大について要請を行っていきたいと考えております。

続きまして、同じく土木建築行政についての、国関係発注工事における県内業者の受注率についてお答えいたします。

沖縄総合事務局及び沖縄防衛局が平成20年度に発注した公共工事における県内業者の受注率は、沖縄総合事務局では、受注金額で48.6%、受注件数で80.9%となっております。また、沖縄防衛局では、受注金額で69.2%、受注件数で83.8%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 今後の抱負等についてお答えいたします。

まず、当県における治安上の課題についてまず御説明いたします。

3点挙げられると思いますが、1点目は、犯罪抑止についてであります。

県内の治安情勢は、「ちゅらさん運動」など県民を挙げた取り組みにより、刑法犯認知件数は平成15年から平成20年まで6年連続で減少するなど一定の成果が出てきております。しかしながら、平成21年5月末の刑法犯認知件数は、前年同期比でマイナス175件と引き続き減少傾向にあるものの、減少の割合は鈍化しつつあります。いわゆる下げどまりの兆候が認められます。同じことを続けているだけでは、減少はおろかりバウンドすら阻止できない時期が目の前に迫っている

のではないかという心配であります。

2点目は、少年非行問題についてであります。

平成20年中の県内の不良行為少年の補導人員は、少年人口1000人当たりで全国平均の約2倍もあるほか、刑法犯少年に占める中学生の割合が全国一高いなど、県内の少年非行は深刻な状況にあると考えております。根っこにおいて、暴走族の問題も重なり合うところが大いのではないかと思います。

3点目は、飲酒運転についてであります。

平成20年中の県内の飲酒運転に起因する交通事故件数は、人口1万人当たりで全国第2位、特に死亡事故に限りまして全国第1位というふうな数字になっております。やはり飲酒運転は極めて憂慮すべき状況にあると考えております。

仕事柄、どうしても社会の負の側面と申しますか、暗い面ばかり強調してまいりがちなわけですが、本県においては、ボランティアの皆さんの活動が非常に活発であり、非常に意気込みがすごいものがあります。そういった意味で、本県に大きな希望があるといったことを付言したいと思っております。

このほかに、米軍構成員等による事件・事故や尖閣列島に絡む領有権問題といった本県特有の治安上の課題が存在しております。

美しい自然と古きよき伝統を持つ沖縄を真に「安全・安心な県」にするために、2800名の県警職員とともに知恵を絞り、汗を流し、これらの課題に対処的に対応していきたいと考えております。今後とも県警察への御理解と御協力をお願いいたします。

次に、暴走族の現状と対策についてお答えいたします。

県内の暴走族は、出身中学校単位に小グループで結成され、毎年解散や新旧交代を繰り返している状況にあります。本年5月末現在37グループ345人を把握しております。

暴走行為は、主に那覇市、浦添市、宜野湾市などの国道58号において、いわゆる期待族と呼ばれている暴走行為を見に集まる者たちと携帯電話のサイトを利用して、暴走場所や警察の取り締まり情報等を交換しながら、曜日を問わず深夜から未明にかけて繰り返されている状況にあります。1年前ですと、大体土・日に集中していたんですけれども、最近はほぼ毎日というような状況でございます。

本年5月末現在、暴走行為に伴う110番受理件数は1366件で前年と比べ366件、21.1%減少しております。また、同じく本年5月末現在で、暴走行為で事件送致した者は16グループ83人で、前年と比べますと2

グループ増加、検挙人員については同数となっております。

学職別で見ますと、無職が34人、41%と最も多く、次いで学生が23人、27.7%、有職者が26人、31.3%となっております。学生23人のうち、21人が高校生ということで高校生が突出しております。

県警察におきましては、暴走族を根絶するため、警察本部と警察署合同による白バイを投入した特別体制による取り締まり、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問、少年等の自宅や学校等訪問による安全教育、加入阻止・離脱支援活動などの各種対策を講じているほか、地域と一体となった「暴走族追放総決起大会」の支援、期待族が蟄集する駐車場やコンビニ等の管理者対策——期待族が蟄集しますので、そこに入らないようにということで駐車場やコンビニの管理者にお願いしましてチェーンをしてもらおうとか——いろいろな措置を講じてもらっております。

それから、警察官等で編成する安全学習支援隊を学校現場に派遣しての安全授業などを行っているところであります。

その結果、自治会や地域住民における暴走族排除機運の醸成、あるいは中学生及び高校生に対する暴走族加入阻止等の一定の効果が見られてきているところであります。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携し、暴走族の根絶に向けた取り組みを強化してまいり考えてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 再質問を行います。

まず初めに、知事公約の中で、小学校の30人学級についてなんですけれども、1、2年生で実施しているということなんですけれども、教育長、中学1年生の30人学級もですね、実は非常に大事だというふうに聞いておまして、一気にできれば全小学校すべてやれば一番いいんですけれども、中1の学力の問題も含めて、30人学級は先にやった方がいいんじゃないかという意見がありますが、教育長の見解をお聞かせください。

それから、知事の大事な公約がたくさんある中で、毎回取り上げさせていただいているんですけれども、できればもうそろそろ知事選挙も来年の11月ですので、具体的な達成見込み、状況も含めて具体的な達成率も含めて示していただきたいということをこれは要望にしておきたいと思っております。

ケビン・メアさんが今回日本部長に就任するに当たって、期待しているという答弁をいただいたんですけども、この際ですから、訪米をするという予定もあるということであるんですが、やはりケビン・メア氏が日本部長に就任される前に、一度直接お会いして沖縄の実態を率直に意見交換をして、沖縄側の声を直接伝えることも大事じゃないのかと思いますが、その件についてお聞かせください。

高校総体の大会期間中の来県者ということなんですけれども、3万6000人、これは選手、スタッフの皆さんということだったんですけども、応援団とかその他たくさん来るといふうに、もっと大きい数というふうに聞いていますが、そのあたりもう一度御答弁ください。

それから、発達障害についてですけども、2月議会でも与野党問わず多くの議員が質疑をしました。その中で自民党の島袋大議員が非常に積極的に取り上げていただいて、しまいには当局に対して怠慢じゃないかという言葉も出るぐらい、私は真剣な姿勢だからそれぐらい厳しい表現だったんじゃないのかなということを率直に感じております。自民党の会派の皆さんで先進地を全部見てきているわけですね。県も今取り組みをしているんですけども、やはり同じ子供ですから、それぞれ行政の縦割りの中で対応してもなかなか厳しいんじゃないかなと思っておりまして、先ほど部局内で新体制をつくるということなんですけれども、やはりいま一度具体的にどうするかというもう整理をしないといけないんじゃないかなと思っています。

その中で、何点かお聞きします。

まず1点目は、乳幼児健診時での早期発見について、発見をする率が低いということですので、そのあたりどのようにされるのか具体的にお聞かせください。

それから、保育園、幼稚園等の職員が発達障害の気づきの支援がしっかり行えるような職員研修が必要だと言っておりますが、私立幼稚園、それから認可外保育園に対してもその対策もやるべきじゃないかと思いますが、その点もお聞かせください。

それから、個別的教育支援の指導計画——これは教育委員会だと思うんですけども——本県の策定率はどうかしているのかお聞かせください。

さらに、同じ発達障害児の学童期における二次障害として不登校があると言われているんですね。非常に不登校になっている発達障害を持っている子供たちがいるということですね、適応指導教室の県内の設置数、課題があればお聞かせください。

学童保育について何点か確認したいんですが、まず先ほど大規模学童対策について今精力的に取り組んでいることは評価したいと思っております。

浦添市も既に4学童を分割してさらに4つ残っているということで、ぜひとも補助対象外にならないようお願いしたいと思っています。

そのほかに私が課題として言っておりますので、私が課題と思うのはまず公設公営、公設民営、全国の数と、沖縄の場合の民設民営になっている数をまずお聞かせください。

それからあと1点は、今回放課後児童健全育成事業の基準単価は、国の通達が遅かったということもあると思うんですけども、単価が県が国に対して低くなっていると思うんですね。この基準単価がどうなっているのか。それから、長時間開設加算の話をされたんですけども、国に対して県は今何%の予算になっているのかお聞かせください。

コザ児相については、一時保護所については特に答弁は要りませんけれども、これはもう検討委員会の中でも積極的にこれはもう設置した方がいいということをおっしゃいますから、具体的にどのように検討されたのか、今後また聞いていこうと思っていますので、どういう形でコザ児相に対して一時保護所を設置されるのか、どう検討したのかということをお示ししていただきたいと思います。

さらに、土木建築行政について。

知事、米軍基地内の米軍工事の発注工事について、これはなかなか入手できないですよ数字は、向こうが発注する側ですから。ただ、向こうの建設業協会の皆さんだったりいろんな方々からいろいろ勉強させてもらおうと、やっぱり課題としては、これまで3年前から発注規模が大きくなってパフォーマンスボンドの価格引き上げにより、地元企業は参入が難しくなっていると。そうすると、全部県外の大手中堅ゼネコンが発注するようになっている現状があるので、今聞くとところによると、今年度中の工事も幾つか見込まれているということなんですけれども、このボンド方式も含めて、もう少し分割して県内業者が参加できるように、メアさんにもしお会いすることができたら、それも含めてお願いをして、これだけの基地の重圧に苦しめられていて、なおかつ県外業者がその受注をするということは問題じゃないかなと思っていますので、具体的になかなか数字は出してもらえないんですけども、どれだけの工事があって県内業者が本当にそれができるのか、これも確認していただきたいと思います。

聞くところによると、ハウジングの内装工事だったり、県内業者ができる仕事ばかりだと聞いていますので、ぜひともやっていただきたい。発注規模が今何棟も含めて発注するものだから、100億円とか150億円の規模で発注するものだから、県内業者が100億円の仕事をとろうと思ったら100億円のお金がないと参加できないと言っていますから、これをもう少し分割してやれば、本当に県内業者のためになるんじゃないかなと思っていますので、それについてお聞かせください。

最後に、暴走族対策についてなんですけれども、本部長、浦添の宮城に住んでいると思うんですけれども、暴走族が出たら積極的に見ていただきたいと思っています。県警本部長、浦添ですから、これは住民の皆さんが苦しんでいるんです。中には、本土から引っ越してこられてせっかくここに住んでいるんだけれども、もうこれ以上は住めないということで県外にまた戻ろうかという意見も出ておりますので、率直な感想も聞かせていただいて、どのようにこれ対策するのかもう一度御見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の再質問の中で、メア総領事へのサジェスチョンがいろいろございました。

私の考えは、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、沖縄の経験を生かして基地問題、その他沖縄とアメリカとの関係をよくするように沖縄の経験を生かして頑張ってもらいたいという期待と希望ですが。

あと今の御質問の中で、まず会ったかどうかということと、それから米軍発注工事の件について要請をしたかどうかと、これは御提言としてぜひ受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 米軍発注工事関係の再質問にお答えいたします。

米軍発注工事につきましては、入札参加書類等がすべて英文で書かれているということでありまして、これについての翻訳ができる人が必要であると。また、工事を進める中でも英語ですべてやりとりするということで、そうした英語に堪能な方といいますか、そう

いった技術系も確保するということが必要であるというふうに聞いております。

それから一番大きいかと思いますが、履行ボンドといいまして、これは10万ドル以上の請負工事について100%義務づけられるということであるようでございます。この場合に、県内企業、資力はちょっと弱いところがあるかと思っています。そういうことから、信用を取りつける方法とか、あるいはまた工事規模によって100%ボンドじゃなくて、40%、50%とかそういったものも可能じゃないかということも情報として出ております。

そういったことも踏まえまして検討しましたら、沖縄県の建設業協会等と関係団体と連携を図りながら、その中についての課題等の問題解決について研究をしていきたいと思っています。

また分離・分割発注することによって受注しやすくなると思いますので、引き続きそれについても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 暴走族の取り締まりに関する決意表明ということだと思いますけれども、暴走族の問題、今大きな問題が2つありまして、1つは、彼らも携帯電話を持っております警察の動きを逐一お互い連絡し合っているということで、逆に警察が来ないとおもしろくないような場合になると、逆に110番に電話してそろそろパトカーが来たらどうでしょうといった催促が来るような始末であります。110番にかけて、要するにパトカーが暴走族を追いかけるのがおもしろいといった期待族が実は大変多いということであります。

2つ目は、暴走族自体がいわゆる刑罰の威嚇力について全く無感覚であるということです。再犯率の高いことから明らかです。1回おきゅうを据えてもおきゅうが余り効かないんですね。

そういった状況の中で、警察の取り締まりもある種の限界もありますけれども、ただ現場における鎮圧ということはきちんとやっていかなければいけない。特に、老人ホームとか病院であるとか、そういうところの近くは、やはり何が何でもあの爆音をどろかせて夜遅く走り回させるようなことはさせてはいけないというふうに思います。

ただ、鎮圧と検挙はちょっとなかなか両立はいたしません。け散らしになりますけれども、鎮圧ということに当面そういった場所については優先してやってい

きたいと思います。

検挙については、正直申し上げて全部後ろのナンバープレートをはっきり返していますので、後ろから追っかけてもナンバープレートがわかりません。したがって、人定が割れません。これは、かなり長い間、いろんな形の情報を積み重ねて割り出すしかないので、かなり手間暇が要るような捜査になりますけれども、その捜査を地道にやって、幸いにして300数十人という暴走族が割れておりますので、そこに対する個別の、はっきり言ってそれは少年警察の分野になりますけれども、その対策を地道に続けていく形で、そういった暴走への参加を食い止めるといった活動もしていかなければいけないと思います。

そういう意味で、一つの事柄ではありますがけれども、多面的にアプローチしていかなければならない状況になっております。

とりあえず夜眠れないというのは私も大変困りますし、浦添の住民としてやはり暴走というのはちょっといかなものかと危惧しておりますので、その点しっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

まず発達障害の中で、乳幼児健診への取り組みについての御質問にお答えいたします。

現在は、市町村において3歳児を対象に集団方式による健診等を実施しておりまして、その中で保護者が記入した問診表に基づきまして、言葉や言語理解、精神発達、社会性、自立性に対する質問や、保護者が気になること、相談したいことについて確認し、その後医師による診断等が行われ、それから診断終了後はスタッフミーティングを行い、医師の判断や保健師と健診に参加したスタッフが観察した中から、気になる子について話し合い、要観察、要指導の子については、保健師の方も来所相談等による支援、心理相談、親子教室への紹介等を行っているところであります。

しかしながら、市町村においての取り組みにばらつきがあるということと、あと1歳6カ月健診とその辺の取り組みもまだ十分でない部分がございますので、今後発達障害児・者支援体制整備計画や人材計画の中で、きちんとした全県的に途切れのない支援ができるような形で取り組みができるようにしていきたいと考えております。

それから、保育園、幼稚園等認可を含めて、その職

員の研修についてという御質問ですけれども、21年度から公立や私立保育園所長会議、または認可外保育施設長会議の中で、発達障害者支援センター職員を講師とした研修を行っております。

今後は、発達障害児への支援につきましては、県・市町村等との役割を明確にした発達障害者支援体制整備計画や、人材育成計画の中で、個別にそれぞれの役割を明確にしながら研修等につきましても取り組んでいきたいと考えております。

次に、学童保育につきまして、公設民営、民設民営の全国と沖縄県との状況という御質問にお答えします。

本県の学童クラブの状況は、県内の公立の児童クラブは14カ所で全体の約6%となっており、民立のクラブは213カ所で約94%です。また、全国においては公立のクラブが約1万4000カ所で全体の80%、民立のクラブが全体の17%というふうになっております。

続きまして、児童学童クラブの運営費につきまして、開設日数250日以上の子の平成21年度の県の単価は、基準単価の方が平均して約99%となっております。長時間加算につきましては、平日分が63.9%、長期休暇分が63.7%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 赤嶺議員の30人学級の中学校1年生までの導入についてはどう考えているかについての再質問にお答えいたします。

30人学級の中学校1年生までの導入については、全国を見ても30人学級を導入している県が少ない状況であります。

導入に当たっては、他府県の動向や導入における効果等を研究してまいりたいと考えております。

次に2つ目、大会参加者以外の応援団については何人の来県が見込まれるかについてお答えいたします。

佐賀大会の資料によりますと、大会参加者以外の応援団については、応援の部員や保護者が大会期間中、約6万人程度来県したとの推計がされております。

次に、個別支援計画についてお答えいたします。

個別の教育支援計画については、障害のある要児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行う目的として策定をされております。

本県においても作成が進められておりまして、幼・小・中・高全体合わせまして県全体で43.2%の個別の

教育支援計画を策定しております。

次に、適応指導教室の数ですが、市町村11、県立1、計12の適応指導教室が設置されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 知事、メアさんの件については提言じゃなくて、会う気はありませんかと、改めてもう一度お聞きしたいと思っております。

それから高校総体の件なんですけれども、実は旅行社等の皆さんから聞くと、十二、三万人ぐらい来るんじゃないかという話を聞いているんですね。その際に、これは沖縄の観光産業にとっては非常に大事だと思っております、これは沖縄県に来る観光客のいわゆるリピーターが約70%と言われているんですね。1回来ると7割ぐらいは来ると。十二、三万人もし来るとしたら、これは今後の沖縄の観光にとって非常に大事だと思っておりますので、その位置づけとして知事の高校総体に向けての決意をお聞かせください。

学童クラブ、それから発達障害については、各部署も含めて、特に発達障害については全庁的にやっぱり示せるように、各親の会の皆さんとしっかり連携をとって対応していただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 赤嶺議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、総領事に会う気はないかという、ちょっと返答に困る議員からの御質問で、アメリカへ今度帰りますから別に会ってもいいんですが、私、直接まだ、前に赴任してきて時期の一、二年、一年強はしょっちゅうお会いはしていたんですが、その後少し疎遠になっていきますかね。ですが、これは一考させてください。17日に彼は行くというのは聞いております。

もう一つまたインターハイの件ですが、おかげをもちまして教育長を初めあらゆる分野の人々が大量でこの大会を一生懸命、今、成功に向けて取り組んでおります。そういうことでぜひこの大会を、私も責任者の一人として、やっぱり沖縄でやってよかったという高い評価が得られるよう、そしてまたその選手、関係者、先生方も含め応援団、御家族、いろんな方がお見

えになります。ですから沖縄でやってよかったねという評価が得られるよう、私も一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、県議会の先生方の御支援よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良です。

一般質問を行います。

先週の23日の慰霊の日、全戦没者追悼式に先駆けて行われた平和祈願慰霊大行進に参加いたしました。

平和のとうとさを語り継ぎ、南部の激戦地を慰霊する目的で、糸満市役所から平和祈念公園までの約7.5キロ、真夏を思わせるような暑い一日でありましたが、二度とあの悲惨な戦争をしてはいけないことを、一步一步改めて誓う行進であり、子供たちも、高齢者の方も、車いすの方も、平和を願う気持ちは一つ。途中、ケビン・メア在沖米国総領事が行進に参加しているところに遭遇し、遺族会の皆さん、一般参加者の皆さんと一緒に歩くことは大きな意味があり、絶対に沖縄の思いは伝わるはずだと感じていました。

しかしながら、その後の式典に、例年参加している遺族会会長の古賀誠選対本部長が不参加であり、後に東国原宮崎県知事と会っていたのが判明したことに、沖縄の戦後問題はもう終わっているのではないかと残念に思いました。知事は、その件をどう感じていらっしゃいますか。

それでも、南城市立大里北小学校の比屋根憲太君、祖母から教わった平和の心をつづった「平和のいのり」のうたは、目頭が熱くなるものでした。先人たちの苦勞があればこそ、今私たちが生きていられると。憲太君に負けないように頑張らねばと、改めて決意をする一日でありました。

来年は、ぜひ多くの県議と一緒に歩きたいものであります。

では、質問に入ります。

1点目、医療問題。

(1)、ドクターヘリについてですが、ア、島嶼県としての重要性は大きなものがあり、多くの命を救ってきた成果は多大な価値があると言えます。各県1機配備体制が見直されつつあり、厚生労働省の公的資金により運営されているドクターヘリ事業開始後、すぐに2機配備体制をしいた都道府県もあり、たくさんの離島を抱える本県、2機目のドクターヘリの必要性についてどう考えているのかお聞きしたい。

イ、資金難のために昨年の7月から運休していたN

PO法人「MESHサポート」運営の北部救急ヘリが
今月15日から再開いたしました。しかし、継続的な運
営費の確保はできていず先が見えない状態でありま
す。その対応支援策をどう考えているのかお聞きした
い。また、現在の浦添総合病院が運航するドクターヘ
リは、読谷村のヘリポートからの発進のため、北部地
域の国頭村、東村、大宜味村あるいは離島地域での救
命率を決定づける15分以内での治療開始は不可能な状
態であります。

ウ、この際、奄美圏域の離島をカバーする意味で、
鹿児島県と一緒にした取り組みが考えられないか、
知事の見解を求めます。

(2)、次に、県立北部病院の産科・婦人科医師不足に
ついてであります。

ア、24時間救急診療体制が3年8カ月ぶりに再開さ
れ安心したが、わずか3カ月で体制が崩れました。北
部病院の産科の現状をどう考えるか。

イ、平成20年7月に名護市女性ネットワーク23団体
の代表で、北部病院産科・婦人科完全再開を求める要
請があった。その席上で、完全再開には医師5人が必
要であり、また小児科と産科は特別待遇にしていきたい
との考えがあったが、その待遇はどうなっている
か。

ウ、現在、北部病院は総合病院としての機能を果た
しておりません。均衡ある発展のため、医療格差をな
くすることが大事であります。県は、北部の県民の命の
重さをどう考えているのか、知事の見解を求めます。

(3)、安田診療所再開についてでございますが、ア、
2007年に閉鎖された診療所が村営で再開する方針のよ
うであります。医療施設がない地元の不安を解消する
意義は大きい。これまで使っていた施設をそのまま活
用する意向だが、医療器具などは既に引き揚げてい
るような状態であり、再開にはどうしても県の支援が不
可欠であると考えます。県としてどう考え、どう支援
していけるのか、知事の所見をお伺いいたします。

2点目の環境行政。

(1)、PCB処理についてですが、ア、住民より、野
ざらしに放置されているPCBを含んだトランスの処
理についての苦情がありますが、トランスの回収の手
段・方法を教えてほしいと思います。

イ、万全策を講じているのか、大変疑問に思われて
いるようであります。

ウ、関係企業が責任を持って保管することになって
いるようですが、その実情をお聞かせ願いたい。実際
取り扱う関連企業はどのような種別があるのか。

エ、今回の6月補正、経済危機対策への対応で、安

心・安全確保等の中にPCB適正処理化事業というこ
とで、県立学校等に保管されているPCBを含んだ高
圧コンデンサの処分に要する経費で1200万円余が計上
されているが、その内容を説明してほしいと思いま
す。

(2)点目に、放射性廃棄物処理施設についてですが、
県内で建設の話があります。それは事実か。放射性廃
棄物処理施設について知事の所見をお聞きしたい。

(3)点目、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分
場についてですが、ア、最近、候補地の住民の反対の
立て看板等が目立つようになっており、事業振興に対
し不安があるが、現在の取り組みの進捗状況について
説明願います。

イ、また、3地域の住民説明会は行ったのか、住民
の反応はどのような状態なのかお聞かせ願います。

3、次に、地域再生制度についてですが、日本世論
調査会が実施した地域再生に関する全国調査の結果、
みずからが住む地域の将来に6割を超える国民が不安
を感じているとの回答がなされております。不安の主
要な理由は人口減少、高齢化の進展、地域経済の雇用
の悪化などであります。将来の不安は都市部よりも小
都市、町村でより深刻になっております。

地方では高齢化は加速し、地域の人口は減少し、グ
ローバル経済の対応のおくれは地域経済を疲弊させ、
派遣切りや賃金カット、新規雇用減は現実となってお
り、今や大学2年生から就職活動を展開しないといけ
ない状態になっております。

そのことを受け、内閣府は、地域の声を背景に各府
省の縦割りを越え、使い勝手のよい予算の仕組みを提
供、地域の人づくりの対応など地域のニーズに対応し
たメニューを用意して、意欲あふれた地域を応援して
いく地域再生制度を創設いたしました。

以下の点をお聞きます。

ア、地域再生制度の位置づけ、仕組みはどのような
ものなのか。

イ、地域再生の具体的な事例、支援策を挙げてほし
い。

ウ、地域再生事業に対する民間プロジェクトの課税
の優遇措置などはないか。

エ、沖縄県での活用例はあるか。あればその効果に
ついて説明願いたい。

4点目、観光行政について。

(1)、本部町水納島海浜利用と客引き行為について。

ア、従来より業者間のトラブルによる観光客からの
クレームなどがあり、依然として解決には至っていな
い。一体、取り組みの現状はどうなっているのか。

イ、観光商工部、土木建築部、沖縄県警の連携は十分にとられているのか疑問であるが、その見解を求めます。

5点目、農業振興について。

(1)、沖縄振興計画における農業農村整備事業の計画実績についてお聞きします。

ア、多面的機能を生かした農山漁村の振興整備で、田園空間整備事業の実施、進捗状況はどうなっているのか。

イ、沖縄振興計画策定時の目標に対し、赤土等流出防止対策施設整備事業の実績が上がらない原因は何か。観光立県を推進する中で、海域への赤土流出の最大の要因は、農地からの流出が大きいと言われている中で事業の実施が進まないということでは困る。その理由を説明願いたい。

(2)は取り下げます。

6点目、松くい虫被害について。

以前の答弁で離島被害はないと言っておりましたが、伊平屋村で確認され、駆除したようであります。現在の離島への被害状況は確認されていないのか、今後の離島を含めた対策方を聞きたい。

7、教育行政について。

(1)、名桜大学の公立大学法人化に向けての対応について伺います。

ア、公立法人化のメリット・デメリットは。

イ、公立大学法人化までのスキームはどうなっているか。

ウ、名桜大の公立大学法人化の必要性について、その見解をお聞きしたい。

(2)、次に、親族間の事件件数から見る教育のあり方についてですが、ア、平成20年度の警視庁犯罪情勢の中から、殺人の被疑者と被害者との関係別検挙件数を見てみると、実に親族が49.8%と半数近くあり、また親子間の数字は24.6%にも上ります。さらにびっくりしたのは、沖縄県の平成20年度の統計では、親子間が44.4%で、親族間になると72.2%にも上ります。幼児教育からの抜本的な教育崩壊と言われても仕方がないが、教育長の見解をお聞きしたい。

(3)点目に、凡事徹底の取り組みについてですが、ア、前教育長が意欲的に取り組んできた凡事徹底の取り組みに対する教育長の見解をお伺いしたいと思えます。

8、警察行政について。

(1)点目、鹿児島県との災害協定について伺います。

平成18年1月25日、奄美諸島での災害を想定して、沖縄県警と鹿児島県警は住民救出などに迅速に対応す

るために、県域管轄を超えた災害協定を結んだようであります。奄美諸島で災害が発生した場合、距離的に近い沖縄県警にいち早く駆けつけてもらい、災害者救出や救援物資搬送など支援を受ける協定と聞いているが、以下の点をお聞きしたい。

ア、奄美諸島及び公海上の災害協定の内容について詳細の説明をお願いします。

イ、初動救助に対し大幅な時間短縮になると思うが、それぞれの各島々までの鹿児島からの所要時間、沖縄からの所要時間を示してほしい。

ウ、奄美圏域でのこれまでの出動実績はあるか。

エ、同じような災害協定を結んでいる都道府県があるか。

オ、県警察として災害時支援に対する見解を伺います。

(2)点目に、右折、左折矢印信号表示廃止による交通渋滞についてであります、以下の点をお聞きします。

ア、最近都市部において、交差点における矢印信号表示灯が撤去されているがなぜか。

イ、タクシー運転手に聞いてみると、以前より渋滞の度合いが大きくなっていると言っていた。交通渋滞に拍車をかける行為にならないか。

ウ、県内全域に及ぶものとなるのか。

(3)点目に、昨年12月に起きた金武町伊芸区の被弾事故の捜査状況についてお聞きします。

事件から半年も過ぎたが、いまだ全面解明がされていない。国会での対応、県警の対応姿勢に対し、地元は怒りをあらわにしております。

以下の点を聞きます。

ア、以前、県警の担当の記者会見で、ライフリングマークいわゆる線条痕についての確認ができないとの発言があったが、それは事実か。線条痕がないなら、ライフル銃以外の重機関銃の可能性があります。

イ、機銃はライフル銃なのか、徹甲弾なのか、県警の説明を求めます。

ウ、これまでの捜査進捗状況について伺います。

エ、県議会の抗議決議に対する5月12日付駐日米国臨時代理大使からの書簡で、事件発生日時の差異など、海兵隊の実弾射撃訓練とのかかわりを否定しているが、沖縄県警の見解を賜りたいと思えます。

9、我が会派の代表質問との関連について。

豊崎プロジェクトの土地開発公社との契約保証金問題ですが、やむを得ない事情で契約を解除したにもかかわらず保証金が返還されないことは、民法第1条の2項「信義誠実の原則」、また民法第543条「履行不

能による解除権」の立場からおかしいと思います。契約者の責めに帰すことができない理由による契約解除であることから、保証金の返還をすべきと思うが、民法上の観点から見解を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁させていただきます。

農業振興に係る御質問の中で、田園空間整備事業の実施状況についてという御質問にお答えいたします。

田園空間整備事業では、都市との交流による農村の活性化を目的に、地域の伝統・文化を生かした各種交流施設を整備しております。

沖縄県では、南城市において「稲作発祥と湧水の郷」をテーマに、平成12年度から17年度まで水田復元などを行っているところでございます。また、本部町及び今帰仁村では「水とふれあう里づくり」をテーマに、平成15年度から21年度まで湧水源や棚田の復元などを行っております。さらに、多良間村におきましては「八月踊り」に代表される伝統・文化の継承・発展をテーマに、平成20年度からコミュニティ施設等の整備に着手したところであります。

沖縄県としましては、今後とも市町村と連携し、伝統・文化を生かした農村地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、松くい虫に係る御質問で、松くい虫防除対策についての御質問にお答えいたします。

伊平屋村におきましては、平成9年度に松くい虫被害が発生しておりましたが、徹底防除の結果、それ以降は確認されておられません。現在、離島における松くい虫被害は、北大東村、南大東村で発生しておりますが、他の離島では確認されておられません。

松くい虫防除対策につきましては、保安林等の保全松林や幹線道路周辺において伐倒駆除及び樹幹注入等を実施いたしております。また、松材の移動規制によります侵入防止対策や抵抗性松の育成、天敵昆虫による防除技術の開発など、総合的な対策を講じているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療問題についての中、ドクターヘリの2機目の必要性についての質問にお答えいたします。

本県におけるドクターヘリは、沖縄本島全域と本島

周辺離島を運航範囲としており、県内人口の92%をカバーしております。

ドクターヘリの複数配置については、平成20年8月末にまとめられた厚生労働省のドクターヘリ導入促進検討会の報告書において、運航実績等を評価した上で、段階的に効率性等を十分に分析の上、中長期的な配備計画の中で検討を行うことが適当であるとされております。

本県のドクターヘリも運航を開始したばかりであり、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究させていただきたいと考えております。

次に、北部地域の民間ヘリ救急に対する支援についての御質問にお答えいたします。

ドクターヘリ事業に対する国の補助は、救命救急センターであることが要件となっており、北部地域で再開された民間救急ヘリについては、国庫補助の対象には該当しないものと判断されます。

国庫補助事業においては、県負担分の2分の1を特別交付税が措置されることとなりますが、2機目の導入については、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究させていただきたいと考えております。

次に、奄美圏域を対象にすることについてにお答えいたします。

現在、県が補助事業として行っているドクターヘリ事業では、平成20年12月1日の事業開始から平成21年6月16日までの搬送実績153件のうち26件は鹿児島県域からの搬送であります。

鹿児島県からの依頼を受けて、与論島及び沖縄永良部の急患をドクターヘリで沖縄県内の医療機関に搬送しております。

次に、安田診療所再開への支援についてお答えします。

安田診療所の再開について、県としましては、1次医療の責務を担う国頭村の主体的な対応を見守ってきたところであります。今回の診療所の再開は、同村が住民の要請に対してこたえたものと理解しております。

今後、安田診療所の設置や運営について、国頭村に対し適切に助言し協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療問題についての御質問の中、北部病院の産科の現状についてにお答えします。

北部病院の産婦人科については、これまでの4人体制から3人体制になったことに伴い、去る5月から夜間・休日の救急診療を制限しております。そのため、大学医局への働きかけや人的ネットワーク等これまでの取り組みに加え、産科婦人科学会のホームページに医師募集の案内を掲載するなど、早期に24時間体制の救急診療が再開できるよう医師確保に努めているところであります。

続きまして、小児科と産科の特別待遇についてにお答えします。

全国的にも医師不足が指摘されている小児科や産科の待遇については、現在、福祉保健部において産科等を専攻している後期研修医に対する医師修学資金貸与事業を実施しております。

病院事業局としては、産科医等の確保に対する支援措置や専門医派遣事業等国の制度の活用を含め、小児科・産科等の医師の確保に努めたいと考えております。

続きまして、北部病院の機能の確保についてにお答えします。

北部地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供することは、北部病院に課せられた使命であると考えております。そのため、医師を初めとした医療スタッフの確保を最も重要な課題の一つとして位置づけ、北部病院の機能が十分発揮できるよう、可能な限りの取り組みをしているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問で、PCB含有トランスの処理方法、関連企業等について一括してお答えいたします。

沖縄県内では、電力会社や製糖工場、学校、病院など175事業者がPCBを含有するトランス等の廃棄物を保有しております。

これらのPCB廃棄物保管事業者は、「廃棄物処理法」及び「PCB廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」で、適正な保管と保管状況を毎年県知事に届け出ることなどが義務づけられております。

適正な保管方法としては、倉庫などの施設できる場所において不透水性床材を使用し、他の廃棄物が混入しないよう仕切りを設置することなどにより、流出・飛散防止を行う必要があります。

県は、毎年、保管等に関する届け出が行われているかどうかチェックするとともに、保管場所の現地調査を実施し、不適切な状況が確認された場合は改善を指

導するなど、保管状況の把握・監視を行っております。

次に、公共関与事業の進捗状況と住民説明会について一括してお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地につきましては、総じて厳しい意見が寄せられています。

県では、住民説明会の開催及び先進的な事例となる県外処分場の視察の実施に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

処分場の整備に当たっては、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えており、関係自治体や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、環境行政についての御質問で、PCB適正処理事業についてお答えいたします。

PCB適正処理事業は、県立学校7校及び県立博物館・美術館で保管されている高濃度のPCBを含んだコンデンサの適正な処理を行うため、国が認可した施設で処理を行うものであります。

事業費は、収集・運搬及び処理に係る経費で1205万2000円となっております。

次に、教育行政についての御質問で、教育崩壊についての所見についてお答えいたします。

「童神」という沖縄の歌の中にもありますように、子供は天からの恵みです。どの親も暑い夏の日には涼風を送り、寒い冬が来れば懷に抱いて、生まれた我が子を祈りを込めて育てております。

子供にとって親とは、この世に生を受けたときから無償の愛情を注いでくれる存在であり、すべての愛情の原点であると思います。その絶対的な愛情関係で結ばれている親子間でこのような痛ましい事件が起きていることに対し、教育に携わる者として大変憂慮すべき問題であると認識をしております。

親族、親子間における重大犯罪をなくすためには、何よりも親子間の愛情を醸成すること、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念や人間として相手を思いやる心を育てることが大切だと痛感しております。

次に、凡事徹底の取り組みについてお答えいたします。

前仲村教育長が掲げたあいさつをする、靴を並べる、清掃をする、時間を守るなどの当たり前のことが

当たり前のできる凡事徹底の取り組みは、学校教育や家庭教育などあらゆる教育活動を通して推進されております。このことにより、子供たちの基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成が図られ、知育・徳育・体育のバランスのとれた生きる力をはぐくむ上で大きな成果を上げてきたものだと考えております。

県教育委員会としましては、特に心の教育が重要であると考えており、引き続き凡事徹底の取り組みを教育のあらゆる場で推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 環境行政について、放射性廃棄物処理施設の県内建設及び知事の所見についてという御質問に一括してお答えいたします。

放射性廃棄物処理施設については、現在、原子力発電環境整備機構が建設地の選定に当たっており、全国の市町村を対象に公募を行っているところであります。

応募については、県知事の意見も求められますが、県内の市町村で検討している市町村は現在ありません。

県としましては、施設の建設については、市町村等の動向を踏まえ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 地域再生制度に関する御質問の中で、地域再生制度の位置づけ及び仕組みについてお答えいたします。

地域再生制度は、地域の活力再生を目的として平成17年度に地域再生法に基づいて創設された制度であります。

この制度は、雇用創造や企業誘致などに関する具体的取り組みを盛り込んだ「地域再生計画」を地方公共団体が策定し、国の認定を受けることにより税の優遇措置や交付金が受けられるなどの内容となっております。

次に、地域再生制度の支援策についてお答えします。

地域再生制度の主な支援内容は、職場体験講習や専門家による雇用セミナーの開催など雇用創造の活動支援、企業誘致など会社による地域再生の活動支援、道路や港、污水处理施設の整備のための交付金などとなっております。

次に、地域再生制度における課税の優遇制度について

てお答えします。

地域再生制度では、「民間の力による地域再生」を促進するため、地域再生に役立つ事業に対する投資について課税対象控除が受けられるなど、税制上の優遇措置が設けられております。

次に、活用例及びその効果についてお答えします。

これまで沖縄県内では18件の地域再生計画が認定されており、そのうち12件が雇用創造の活動支援関係事業となっております。また、土地開発公社が先行取得した土地の用途範囲拡大に関する計画が2件、その他が4件となっております。

その効果につきましては、市町村において人材育成のための各種研修会、講座等が開催され、雇用の拡大に寄与し、また、土地開発公社が保有していた土地の売却が促進されたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 観光行政についての、水納島海浜における業者間のトラブルに対する取り組みの状況についてお答えいたします。

水納島海浜につきましては、海水浴シーズン中に北部土木事務所が週1ないし2回の巡回・指導を行っているところであります。しかしながら、業者の行動を常時監視することは極めて困難であることから、地元本部町が関与することで問題解決を図ることができないか、本部町と協議しているところであります。

続きまして、同じく観光行政についての、関係機関の連携についてお答えいたします。

水納島海浜については、これまでも沖縄県、本部町、沖縄県警等が問題解決のために意見交換等をしてきたところですが、同海浜の安全・快適な利用と活性化のため、本部町の呼びかけにより「水納ビーチ活性化連絡協議会」の設立準備会が6月に開催されたところであります。

同協議会には、地元からは商工会、観光協会、自治会が、それから沖縄県からは土木建築部、観光商工部、沖縄県警が参加することとしており、県としては問題解決に向け、同協議会において関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

続いて、我が会派の代表質問との関連について、「信義誠実の原則」と「履行不能による解除権」についてお答えいたします。

民法第1条第2項の「信義誠実の原則」は、一般に社会生活上一定の状況のもとにおいて相手方の持つであろう正当な期待に沿うように一方の行為者が行動す

ることを意味するものです。

この原則のもとで契約当事者は契約を履行することになりますが、契約後に売り手である債務者が履行不能になった場合に、民法第543条の「履行不能による解除権」に基づき買い手である債権者は契約を解除することができるものであります。

今回の沖縄県土地開発公社の住宅用地の土地売買契約の解除事例においては、売り手である公社は履行不能にはなっておらず、民法第543条は適用されず、買い手の土地代金の支払いが困難等となったことから、任意に公社に対して契約解除の申し入れが行われ、契約に基づき支払い済みの契約保証金が公社に帰属したものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興で、赤土等流出防止対策の整備実績についてお答えします。

農地からの赤土等流出防止対策としては、土木的対策として、水質保全対策事業等により圃場勾配の修正、沈砂池等の整備を行っているところであります。平成20年度までの実績は5252ヘクタールで、平成23年度までの整備目標1万2300ヘクタールに対し42.6%の達成状況となっております。

達成状況の低い要因としては、圃場勾配修正等の整備に係る単位面積当たりの事業費が高いこと、施設用地の取得に時間を要していることなどによるものであります。

このような状況を踏まえ、国は、平成20年度から低コストで効果のある土層改良工や暗渠排水工の施工の制度拡充を行っております。

県としては、現在、この工法等を活用し、赤土等流出防止対策の目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 教育行政に係る質問のうち、名桜大学の公立大学法人化のメリット・デメリットについてお答えします。

一般的に公立大学法人化は、設立団体である地方公共団体の施策と連携した教育・研究が実施できるなどメリットがあると言われております。

具体的なメリット・デメリットにつきましては、学校法人名護総合学園と設立団体となる地方公共団体において、大学の運営や財務面の分析など十分に検討す

る必要があると考えております。

次に、法人化までのスキームについてお答えします。

名桜大学は学校法人が設置する大学であり、設置者を公立大学法人とするためには、まず設立団体となる地方公共団体において公立大学法人の定款と出資等について議決をし、県知事に申請して公立大学法人の認可を受ける必要があります。また、並行して学校法人の解散と設置者の変更について、学校教育法及び私立学校法に基づき文部科学大臣の認可を得る必要があります。

次に、必要性についてお答えします。

少子化の進行など社会経済情勢の変化により私立大学を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しておりますが、名桜大学の運営形態を公立大学法人とする必要性につきましては、学校法人名護総合学園と設立団体となる予定の地方公共団体において、そのメリット・デメリットを勘案の上、十分に検討される必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 鹿児島県との災害協定の内容についてお答えいたします。

沖縄県警察と鹿児島県警察は、平成18年1月4日に、奄美諸島において大規模災害が発生した場合における支援活動についての覚書を交わしております。

これは、鹿児島県本土から遠隔地にある奄美諸島において、死傷者多数の大規模災害等が発生した場合、警察法第60条に基づいて鹿児島県警察が奄美諸島と地理的に近接する沖縄県警察に援助要請を行い、沖縄県警察の支援のもとに、被害の拡大防止や救出救助活動を迅速に実施することを目的に締結したものであります。

次に、鹿児島及び沖縄から各島々までの所要時間についてお答えいたします。

鹿児島県本土から最も遠い与論島までの所要時間は、警察用航空機、――これはヘリコプターですが――ヘリで鹿児島空港から約3時間かかるのに対しまして、那覇空港からは約35分、警察用船舶では、鹿児島港から約9時間20分かかるのに対し、本部町渡久地港からは約1時間30分となります。

また、鹿児島県本土と沖縄本島とのおおむね中間に位置する奄美大島までの所要時間についても、警察用航空機、ヘリコプターでは、鹿児島空港から約1時間50分かかるのに対しまして、那覇空港からは約1時間

40分、警察用船舶では鹿児島港から約6時間かかるのに対し、同じく本部町渡久地港からは約5時間となります。

次に出勤実績について、これまで鹿児島県警察からの本覚書に基づく援助要請がなされたことはありません。幸いにしてこれまでに大規模な災害が発生していないということでもあります。

次に、同様な災害協定を結んでいる都道府県についてお答えいたします。

本県以外で大規模災害発生時における相互協力を締結している例は、平成17年12月27日に締結された長崎県警と福岡及び佐賀両県警察間の覚書があることを承知しております。

次に、災害時支援に対する見解についてお答えします。

大規模災害等が発生した場合、被害の拡大を防止し、一人でも多くの人命を救出救助するためには迅速・的確な初動対応が求められます。

多くの離島を抱える両県警察が管轄を超えて相互に支援活動を行うことは初動対応上、極めて重要であると認識しております。

次に、右折、左折矢印信号表示廃止による交通渋滞についてお答えいたします。

矢印信号については、これまで右折、左折専用車線がない直進と右折、左折の車線が混在する交差点にも交通渋滞対策として設置しております。しかし、右折、左折専用車線がない道路の場合、前方に停車した直進車が後続車に進路を譲るため、停止線を越え交差点内に進入することにより交通事故の危険性が高まることとあわせて、直進するため停車中に後方の左折車両からクラクションを鳴らされトラブルになったという多くの県民や観光客から意見が寄せられており、こうした交通事故やトラブルの未然防止を図る必要から見直しをすることとしたものであります。

次に、渋滞に拍車をかけているのではないかということでありますが、今回の見直しで若干の渋滞は認められますが、交通事故やトラブルを未然に防止するため、見直しは必要であると考えております。

次に、見直しが県内全域に及ぶのかという点につきまして、現在、県内に2013基の信号機が設置されておりますが、そのうち今回の見直しの対象となるのが、左折の矢印信号が33カ所、右折の矢印信号が40カ所の計73カ所で、信号機全体の3.6%について見直しを行うこととしており、うち13カ所については、既に見直しを実施しております。

県警察といたしましては、今後とも道路における危

険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、道路管理者と協議しながら必要な対策を実施する所存であります。

次に、金武町伊芸区における流弾事案の捜査状況についてお答えいたします。

初めに、ライフリングマーク——いわゆる線条痕と言われるものでありますが——発見されたのは弾芯、いわゆる弾丸の芯の部分であり、同部分には線条痕（ライフリングマーク）はもともと刻印がされないものであります。

次に、ライフル銃なのか、徹甲弾なのかについてありますが、鑑定では、ライフル銃でも徹甲弾でもなく、機関銃で使用される「M33B A L L50口径の弾芯と同種のものである」との結果が出ております。

次に、捜査の進捗状況についてお答えいたします。

県警察では、事案の認知直後から発生現場の実況見分、関係者からの事情聴取、弾丸の鑑定等所要の捜査を行ってきたところであります。また、発見された弾丸様のものが、米軍が使用している弾丸の弾芯と同種のものであることや、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍側と連携しつつ所要の捜査を行ってきたところであります。

さらに、基地内での現場調査、米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところであり、今後とも鋭意捜査を継続し事案の解明を図っていくこととしております。

次に、駐日米国臨時代理大使からの書簡で、米軍の訓練とのかかわりを否定していることについて見解はどうかについてであります。

同書簡は、事案が発生したとされる日時には米軍の実弾演習は行われていなかったとしつつ、弾道解析結果から、跳弾として流出する確率は極めて低いとしているものと承知しておりますが、県警察としては、発見された弾芯が米軍が使用しているものと同種であること、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍側と引き続き連携しつつ、事案解明のための捜査を継続しているところであります。

なお、県警察は、現在、米軍の報告書の結論の根拠としている事項について米軍側と協議等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 まず、ドクターヘリの件ですが、これまで実績、必要性がこれだけ実績として上がっているのにまだ1機目の状況を見てからという考えなの

か。奄美圏内までをカバーするようなことで、鹿児島県との協定を結びながらやったらどうかという提言でありましたけれども、奄美圏内でも26件の搬送をしているということでありまして、先ほどの沖縄県警と鹿児島県警の災害協定と同じように、当然医療協定を結んでもいいものだと思います。それだけ私たち沖縄県と鹿児島県は特殊な地域であると、島嶼県であるという共通の点がありますので、そういう面では2県で要請等もすればかなりの説得力が国に対してもあるんじゃないかと思いますが、その辺の考えを知事にお聞きしたいと思います。

それと、県立北部病院の産科・婦人科の医師不足でありますけれども、これは安心して子供を産めないではなく、このままだと子供をつくるができない状況になってしまいます。若い夫婦にとっては、まさしく医療格差であると言っても過言ではございません。北部地域からの人口減少、人口流出につながり、県土の均衡ある発展にはならないと思います。

県が政策的に支援していかなければ、もう病院事業局長の範囲を超えているものだというふうに私は認識しておりますので、改めていま一度この対応、改善策の見解を求めたいと思います。

それと、安田診療所の件でありますけれども、この点は村営で再開するというのは改めて地域住民の思いを県に伝えようという意向なんですよ。それに十分な支援策を行っていけるかどうか、これからが県の考えることだと思いますので、その点を北部東海岸の交通の便が悪い地域でどうしても必要だという認識を持たれているかどうか、いま一度お聞かせ願います。

それと放射性廃棄物処理施設についてですが、全国で公募をしているということでもありますけれども、先日業者がある離島村に来て、説明を受けておることが本会議の議事録の中にも残っております。そういう面では、沖縄県に対してその業者が来ているということは事実でありますので、知事のはっきりした考え方をお聞きしたいと思っております。

それと水納島の問題、もうこれは5年も前からの問題であります。何の進展もない。そしてまた、対応の一貫性がないということでもあります。地元もその対応にはとまどっておりまして、特に土木建築部の港湾課の努力が全く見えない。先ほど部長の話では、「水納ビーチ活性化連絡協議会」設立に向けた準備会があったと申しましたが、6月11日に行われております。そのときに一番肝心の港湾課が出席していない。呼びかけ人は港湾課であったと伝えられておりますけれども、いま一度その辺の見解をお願いいたします。

それと、赤土等流出防止対策施設整備事業でありますけれども、これは目標数値にはるかに届いていないのは、最初から事業費の配分が少なかったんじゃないかと私は思っておりますけれども、観光立県として海のきれいさが一番の我々の自慢でありますので、そういう面では畑地からの赤土流出に対しては大変気になっているものでありますので、いま一度その辺の考えをお願いします。

それと豊崎プロジェクトの問題。

100%出資の外郭団体であります。公共の公社が行うべき対応とはとても思えません。弱い立場の方をさらにどん底に突き落とすような行動は県民の理解、納得は得られないものだと思います。

私は、民法上の基本原則「信義誠実の原則」、そして「事情変更の原則」、あるいは民法第543条のただし書きを私は言っているわけです。このただし書きの件は、いわゆる履行の定めを契約書にうたっていたとしても、民法上の観点から契約者の責めに帰すべき行為ではないということが明らかになっているわけです。その辺を私は言っておりますので、いま一度その条文に関しての対応、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ドクターヘリの件で、再質問にお答えいたします。

鹿児島県との協定についての御質問についてですが、ヘリコプターの運航距離との関係で、現在可能な範囲で協定を結んでおります。

鹿児島県においてもドクターヘリの導入を検討しておりますので、その状況も踏まえて協力できるものは今後とも協力していきたいと考えております。

次に、安田診療所への支援についてでございますが、安田診療所の再開につきましては、1次医療の責務を担う国頭村の主体的な対応を見守ってきたところであります。

今後、村立として再開した場合の補助事業についてでございますが、診療所等の補助事業は市町村立の直営の診療所に対して、国の補助金交付要綱に基づいて算出された設備整備費や運営費について、国及び県が補助する事業がございます。

なお、平成18年度の県立安田診療所の患者数の実績

に近い竹富町立の補助額から見ますと、国頭村の負担はほとんど生じないものと思われます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 北部病院の産婦人科医師の確保についての再質問についてお答えしたいと思います。

北部病院の産婦人科医の確保は、大変重要な課題としてとらえておまして、その医師の確保に努力しているところでございます。

先ほどは、大まかな医師確保の私たちの取り組みについて述べましたが、今回はもう少し詳しく述べてみたいと思います。これだけ私たちが努力をしているということを御説明したいと思います。

まず最初にやっていることは、県内外の大学医局への働きかけでございます。それから、人的ネットワークによる医師の確保を図っております。また、病院事業局、各県立病院にホームページがありまして、それで医師の募集を行っております。さらに、後期研修医を育てまして、5年次から7年次の医師を養成し、県立病院の配属を考えて行っております。さらに、専門医派遣事業などを実施して医師の確保に努めております。これはいずれも病院事業局がやっていることでございますけれども、それ以外に福祉保健部では、沖縄県離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施し、さらに奨学金制度による県内勤務医師の確保事業を行っております。

以上のようなことに加えまして、さらに今年度からは国の経済危機対策臨時交付金の活用による病院事業局としては、地域離島医療確保モデル事業を行う予定でありまして、福祉保健部ではまた別に地域医療再生計画による医師確保事業というものを今年度から予定しております。

以上のような努力をして私たちは一生懸命産婦人科医師の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 再質問にお答えします。

環境行政について、放射性廃棄物の県内施設等についてお答えします。

現時点で、全国で応募している市町村は1カ所もないと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 水納島の件についての再質問にお答えいたします。

港湾課はなぜ呼びかけ人になっているのに参加しなかったかというふうな趣旨の質問だったと思います。

当水納ビーチの活性化連絡協議会というのは、本部町の呼びかけによって会議がなされたものでございます。6月17日でございます。その当時、港湾課も出席する予定でございましたけれども、当日、緊急な用務が発生したために参加しておりません。

しかしながら、土木建築部としましては、水納港を所管する北部土木事務所の職員が出席していること。また、港湾課と本部町は会議前日までに当該準備会の議事等について意見交換をしておりますので、問題解決について強い意思を持つものであります。決して消極的であるということではございませんので、御理解賜りたいと思います。

それから豊崎の件でございますが、繰り返すようでございますが、今回の件につきましては住宅用地の土地売買契約の解除事例でございますが、これは売り手である公社は履行不能になっておりません。ですから、民法第543条に適用されないということでございます。

そういうことでございますので、契約解除は買い手からはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

赤土対策の事業費予算が少なかったのではないかとこの御質問にお答えいたします。

赤土等流出防止対策における水質保全対策事業の実施予算の確保につきましては、実施状況を見ながら国と調整を行っているところでございます。

しかしながら、施設用地の取得に時間を要していることなどがございまして、おくられている状況にあります。

今後はしっかり国と調整しながら予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 ドクターヘリの件ですけれども、鹿児島県との医療協定を結んで、島嶼県である複雑さを

ぜひ2つの県で国等に要請すれば、厚生労働省の公的資金も何らかの形で変わってくるんじゃないかなと、そういう観点からぜひ両県で要請をしてみたいかかということをお聞きしているわけでありまして、その辺をお願いします。

それと、放射性廃棄物処理施設、業者は沖縄県に来ているわけです、明らかに。その点で県としての考え方を伺っているつもりでありますので、再度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ドクターヘリに関しての再々質問にお答えいたします。

鹿児島県との協定ということでございますが、先ほども申し上げましたように、ヘリにつきましては運航距離との関係でどうしてもカバーできない部分がございます。そういうことで、現在についても運航可能な部分については協定でもって協力しております。

今後、鹿児島県のヘリとかそういう導入の状況等情報を交換しながら、今後協力できる分は今後とも協力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 放射性廃棄物処理施設の再々質問にお答えします。

最初にお答えしたとおり、県としましては施設については、市町村の意向等も踏まえて対応していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ほとんどの方が所見で暗い話をされるので、明るい話をしようかなと思ったんですけども、100周年の話をちょっとやっぱり触れないといけないなと思ひまして、この議会100周年、100年前はヤマト世だったんですよ。ヤマト世からそしてアメリカ世になったのが64年前。それで、64年から37年たってまたヤマト世になってきた。

それで、今からちょっと触れたいのは、ヤマト世からアメリカ世になった時の話なんです。これ石川での話なんですけれども、皆さんよく御存じだと思いますが、小那覇舞天さんという方、御存じでしょうか。もう山内さんなら地元だから。

この小那覇舞天さん、実は照屋林助さんの師匠でございます。戦後間もないから、あたりは焼け野原。

それで掘っ立て小屋がぼつぼつぼつぼつできているわけですね。そこで夕方になりますと、この小那覇舞天さんは歯医者さんです、すごい歯医者の方だったらしいんですよ。

何かと言いますと、当時は多分歯医者の器具もない。かなり麻酔を効かしたりというよりも、ペンチと歯カカジャーぐらいしかなかったんじゃないかなと思うんですよ。

そんなときに、どこに行きたいの。舞天先生のところに行くって、みんな舞天先生のところに歯を見せに行く。そうすると、歯を抜かれるのは痛いから、舞天先生は踊ったりして、歌ったりして、笑わすんですね。子供は、ワハハハハと笑っているすきに歯をびしっと取りよつたらしいんですよ。これはもう名人芸だったと。

その舞天先生が夕方、歯医者の治療を終えた後、外に出て行って、林助、マジュンアッチュンドーということで掘っ立て小屋に明かりがともるじゃないですか、一軒一軒どこともなしに、コンコンコン。中から出てきて、ヌーヤイビーガヤー、グスージサビラ。お祝いしようよ。

戦後間もないということは、家族の中で亡くなった人たちがたくさんいるときに、お祝いしようよ。そうしたらそこのおうちにいた人が、何でお祝いできるね、親戚も死んでるし、家族も死んでるのにお祝いできるわけないでしょう。イチヌクタルスージサビラ、生き残ったお祝いをしよう。みんなと一緒にウッチントウーしてたらだめだよと。歌ったり踊ったりしてこの沖縄を盛り上げていかないといけないんじゃないかということで、歌ったり踊ったりして慰問して回ったのが有名な「命のお祝い」。これ、全国的にも知られています。

この100周年のいろんな資料を調べてみて、この世ガワイのはざまでやっぱりこの歌とか芸能がですね、やっぱりウチナーンチュの心を相当励ましている。今この沖縄には何千、何百という芸能がいまだに息づいているという、毎回僕はその紹介をさせていただいているんですが、言いたいのは何か。僕らは余りにもそれを身近に感じ過ぎてそれをありがたく思っていないところがちょこっとあるんじゃないかと。灯台もと暗しではないかなという感じがしているんですね。

だから僕らは、その歌と芸能に励まされたという歴史をやっぱりしっかりと持ちながら、ちょっと文化的な質問をさせていただきますので、聞いていただきたいなと思います。

さて、質問させていただきます。

まず1番目ですが、県内のプロスポーツに対する県の対応について。

去年ですね、琉球ゴールデンキングスが見事に優勝いたしました。それもぶっちぎりの優勝でございます。

そういう県内のプロスポーツ団体に対して、県はどういう支援をしているのか。どういうコラボレーションをしているのかというのをちょっと紹介していただきたい。

2つ目です。

来年の高校総体についてなんですが、(1)に関しては取り下げます。

(2)のボクシング競技についてちょっと質問させていただきたいと思います。

実は、皆さん御存じの方もいると思いますが、ことしの早い時期だったんですけれども、U15、15歳以下のボクシングの試合で、先天的に右手のひじから下が生まれたときからないK君という子がボクシング大会に出たんです。両方にグローブをはめてしっかりリングで戦って、結局彼は――私は見に行きましたけれども――ノックアウト勝ちしました。

彼が今高校1年生。高校1年生で、彼の夢はインターハイに出たい。ところがですね、やはりいろんな関係機関からは、彼が出場できないというふうなお達しが来たそうなんです。

これはどういう理由かと。後で再質問のときに紹介させていただきますけれども、県の教育委員会、教育長、その事実を把握しているかどうかというのを伺いたいということです。

次、3番。

県立芸術大学について。

(1)、卒業生の就職率についての現状と課題を紹介していただきたい。

(2)、学科再編の必要性について考えているかどうか答えていただきたい。

4番、東部海浜開発関連。

(1)、特別自由貿易地域について現状と課題をお聞きしたい。

(2)、新港地区について現状と課題をお聞きしたい。

(3)、物流拠点としての現状と課題をお聞きしたい。

(4)、東埠頭及び周辺インフラ整備についてお聞きしたい。

5、県の離島振興について。

(1)、県担当の役割と課題についてお聞きしたい。

次6、国の農工商等連携事業計画について。

(1)、県の対応についてお聞きしたい。

(2)、県独自の多角的な事業展開をしているかどうか。要するに、担当部局が3つも4つもダブって進行させているプロジェクトがあるかどうか。これがもしあるんでしたら紹介していただきたい。

7、「国際サンゴ礁年」について。

去年は「国際サンゴ礁年」だったんですが、沖縄県でいろんなイベントが行われたと思うんですが、県の評価と課題をお聞かせください。

8、国際線ターミナルについて。

(1)、改築の必要性についてあるのかないのか、予定があるのかないのかお聞かせください。

9、世がわり400年について。

これは僕はもう毎回ライフワークのように言っているんですが、世がわり400年ってこととして終わりますからね。やっぱりこれは歴史的にも文化的にも他府県との交流という意味でも、絶対にやらないといけないイベントだと思っているんですが、県はその準備をしているかどうかお聞かせください。

10、泡瀬ゴルフ場跡地利用についてお聞かせください。進捗状況ですね。

11、公契約について。

(1)、県の公共調達契約・公共事業契約・公共労働契約の現状。

要するにどういうことが言いたいかといいますと、最近やっぱり契約もだんだんだんだん圧縮になってきて、やっぱり人件費が一番最初にカットされていくという。まともに人件費で計上しているんだけど、契約書に。それを本当にそういうふうな人件費が払われているかどうかというチェック機関が県の中にあるかどうかお聞かせください。

(2)、県独自の条例の制定について。

要するに、今公契約、国の公契約基本法条例に向けて各県でいろんな公契約に準ずるそういうアクションが起こっているんですね。それを県はどの程度把握して準備をしているのかどうかお聞かせください。

12、これは取り下げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城満君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の玉城満君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁いたします。

第1に、県内のプロスポーツに対する県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

琉球ゴールデンキングスを初め県内プロスポーツチームの活躍は、県民に夢と希望を与えております。

沖縄県では、県内のプロスポーツチームがホームゲームで県の施設を使用する場合、施設使用料を減免しておりますほか、広報活動等の支援を行っております。

今後とも、県内外への情報発信を強化するとともに、県が実施する観光プロモーションとの連携など、県内プロスポーツを応援する機運の盛り上げを図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、東部海浜開発に関係する御質問で、東埠頭及び周辺インフラ整備に係る御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の東埠頭は、平成22年度末に水深7.5メートル岸壁3バースの供用を予定いたしております。また、新港地区内の臨港道路は、平成20年度に臨港道路7号線が県道16号線に接続しており、平成22年度までに新港地区内のすべての臨港道路を供用する予定であります。

新港地区へのアクセス道路として、県道沖縄環状線、具志川沖縄線を供用しており、さらに沖縄北インターチェンジへのアクセス強化を図るため、現在県道36号線の整備に鋭意取り組んでいるところであります。

これらの周辺インフラ整備により、新港地区への交通アクセス機能が向上し、あわせて港湾機能が強化されることから、新港地区への企業立地等が促進されるものと考えております。

次に、首里城明け渡し400年についてという御質問に関連して答弁させていただきます。

1609年の薩摩による琉球侵攻から400年の歴史的事実に関連して、事業を実施することにつきまして検討いたしているところでございます。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、来年開催の高校総体についての御質問で、高校総体のボクシング競技についてお答えいたします。

現在、ハンディを持ちながらたくましくボクシング競技に打ち込んでいる生徒がいることを承知しており、とてもすばらしいことであります。

ボクシングは、こぶしで相手と激しく打ち合い、生命の危険を伴うスポーツということもあり、その安全性から競技を統括する連盟・協会の判断が尊重される必要があります。

高校総体におけるボクシング競技は、日本アマチュアボクシング連盟競技規則に準じて行われております。

県教育委員会としましては、本人、保護者、指導者等と競技団体が十分に話し合い、共通理解が得られるよう促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 県立芸術大学についての御質問にお答えいたします。

まず、卒業生の就職率に関する現状と課題についてお答えいたします。

県立芸術大学のことし3月の学部卒業生121人のうち、就職希望者が60人で、そのうち就職した者が33人、就職希望者に対する就職率は55%となっております。

芸術系大学を卒業した学生の受け皿としての企業・職場が少ないことが課題となっております。そのため、就職支援策として沖縄県キャリアセンターなど関係機関と連携を図りながら、就職活動セミナーや個別相談などを行っているところでございます。

次に、学科再編の必要性についてお答えいたします。

県立芸術大学におきましては、その設置目的である沖縄の芸術・文化の継承・発展と、それらを担う有為な人材を育成するため、授業科目等の充実に努めているところであります。

芸大におきましては、現在、学内の教員を中心に「沖縄県芸術大学改革推進委員会」が設置され、自主的・主体的に改革への取り組みを行っているところであり、学科再編の必要性についても議論されていくものと考えております。

また、芸大と文化環境部で組織する「沖縄県立芸術大学連絡会議」を設置しており、大学を取り巻く現状と課題について双方が共通認識を持ち取り組むこととしております。

次に、「国際サンゴ礁年」についてお答えいたします。「国際サンゴ礁年」の評価についてお答えいたし

ます。

国際的な協力の枠組みである「国際サンゴ礁イニシアチブ」においては、サンゴ礁についての理解を深めてもらうこと等を目的として、2008年を「国際サンゴ礁年」とし、世界各地や日本国内でさまざまな取り組みが行われました。

県内におきましては、名護市や石垣市などでサンゴ礁の保護に関するイベントやシンポジウム等が開催されています。

このような「国際サンゴ礁年」を契機とし、県内におけるサンゴ礁保全の機運がより一層高まったことから、ことしもサンゴ礁写真展や音楽イベント等が継続して開催されることとなっております。

県としましては、今後ともサンゴ礁生態系の保全と持続可能な利用について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 東部海浜開発について、特別自由貿易地域の現状と課題についての御質問にお答えします。

特別自由貿易地域については、これまでの企業誘致活動の結果、平成21年5月末現在で分譲用地に6社、賃貸工場に19社の合計25社が立地し、約450名の雇用の創出があります。

沖縄県としては、分譲価格が高いこと、本土市場から遠隔で物流コストの負担が大きいことなどの課題を踏まえ、分譲価格の減額制度、物流支援事業などに加え、企業立地サポートセンターによる立地企業への日常的な操業支援など、さまざまな取り組みを行っているところであります。

同じく東部海浜開発の、新港地区への企業の進出状況等についてお答えします。

特別自由貿易地域を除く中城湾港新港地区工業用地は、平成21年5月末現在、分譲対象面積102.6ヘクタールに対し97.1ヘクタールが分譲済みであり、分譲率は94.6％となっております。同地域には94社が立地し、約2100名の雇用の創出があります。

次に、泡瀬ゴルフ場の跡地利用についての御質問にお答えします。

北中城村は、地権者の意向や住民の意見を踏まえ、平成19年3月に「アワセゴルフ場跡地利用基本計画」を策定しております。

この計画において複合型商業交流施設ゾーンを設定しており、昨年6月にイオンモールと琉球ジャスコ、

アワセゴルフ場地権者会の三者が出店に関する協定書を締結しております。

県としましては、この取り組みが法的に県との調整を要することとなった段階で、まちづくり三法に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、公契約について、県の契約の現状についての御質問にお答えします。

県の物品調達につきましては、出納事務局において、本庁で必要な文具類等を中心に物品調達基金により集中調達を行っており、可能な限り県内業者に発注するよう配慮しております。

平成20年度の契約件数は1691件、金額は約2億1900万円となっております。

次に、公共工事の契約につきましては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などや、労働者保護のための法制度等に基づき建設労働者の賃金等が確保されるよう、建設業者に対し法令遵守などの徹底を図っているところであり、最低制限価格制度も導入しダンピング防止に努めております。

なお、土木建築部においては、平成19年度から総合評価方式を一部試行実施しており、評価項目には、ボランティアによる地域貢献度も評価対象としております。

同部における平成20年度の公共工事の発注件数は1041件、金額は約556億9000万円となっております。

また、総務部において契約を締結している庁舎等の警備及び清掃業務委託につきましては、入札参加業者に労働基準法、最低賃金法などの労働法規を遵守する旨の確約書の提出を義務づけ、さらに最低制限価格を設定して労働者に適正な賃金が支払われるよう配慮しております。

平成20年度の契約件数は8件、金額は約1億5600万円となっております。

次に、同じく公契約について、県独自の条例の制定についての御質問にお答えします。

本県における公契約条例の制定につきましては、国における公契約法の制定の動向を見守りつつ、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 東部海浜開発関連について、物流拠点としての現状と課題についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保する物流拠点としての役割を担っておりま

す。しかしながら、当地区は、不定期の航路しかなく、背後の立地企業で取り扱う貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされております。このため、中部地域の貨物を中心とした定期航路の就航へ向け、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島の振興についてに関する御質問の中で、離島振興に関する県担当の役割と課題についてお答えいたします。

県は、離島振興を県政の重要課題と位置づけ、「沖縄振興計画」及び「新沖縄県離島振興計画」に基づき、生活基盤の整備や交通・通信基盤の整備など、各分野にわたる施策・事業について全庁的に取り組んでいるところであります。

また、離島振興の総合的な調整等を行う企画部においては、内閣府と連携をしながら、地域資源を活用した施策等を実施するとともに、石油製品輸送等補助事業などの県単補助事業を実施するなど、離島地域の活性化を推進しているところであります。離島振興の諸施策は各部局にまたがることから、効果的な推進を図るためには、関係部局間の連携や国及び離島市町村との連携が重要であると認識しております。

県としては、今後とも関係部局間の連携を強化するとともに、国及び離島市町村と十分な調整を行い、離島の振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、国際線ターミナルの御質問の関連で、国際線ターミナルの改築の必要性についてお答えいたします。

国は、昨年10月に策定した「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」において、現国際線ターミナルの狭隘化や老朽化に対応するため、固定スポットが多く、旅客の利便性にすぐれたフィンガー方式による新ターミナルを整備することとしております。

県としては、新国際線ターミナルの早期整備に向け、事業主体の那覇空港ビルディング株式会社及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 国の農商工連携事業で、農商工連携に関する県の対応についてお答えします。一括してお答えいたします。

農水産物の高付加価値化を図るためには、生産から

加工、流通、販売まで一貫した対策を講じる必要があります。このため、県としては、拠点産地の形成による生産供給体制の強化、モズク、紅芋、ゴーヤーなどの集出荷施設及び加工施設の整備、農林漁業者と中小企業者の連携を支援する農商工連携プロデューサー事業など、各種施策に取り組んでいるところであります。

農商工等連携における新商品開発としては、「読谷漁港採れ立て新鮮魚類を活用した「読谷かまぼこのブランド化計画」」、糸満市喜屋武産ニンジンと八重瀬町産ピーマンを活用した総菜・加工品の開発、モズクペーストを用いた機能性調味料の開発・販売などが取り組まれております。

今後とも、農林水産業及び中小企業団体等で構成する「沖縄地域農商工連携推進協議会」等と連携し、商品開発や販路の拡大など農商工連携の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 まず1つ目ですが、そのプロスポーツとの連携についてなんですけれども、このプロスポーツ、先ほど紹介していただきましたけれども、今琉球ゴールデンキングスが平均3000人動員しているんです。平均3000人動員して、それでもやっぱり黒字化しない、あれだけ強いチームがですよ。これはやはり、企業がちょっとスポンサーになるには今の経済危機という状況がある中で、県がもう少し入り込んだ形で支援していただきたいなと思います。

そうすることによって、今度はその支援するだけじゃなくて、今最近テレビでも紹介されておりますけれども、各小学校、中学校を回って、しっかり彼らがそこでワークショップというか、トレーニングしているわけですね。そういう意味では、教育長、今彼らがやっていることというのはすごいことなんです。もう本当にスター選手が来て生のプレーを見られる。そして握手ができる。これだけで僕はもう青少年育成になるんじゃないかと。

それとやはり、要するに県外に飛び立っていきますので、観光産業としてもすごくメリットがあると思うんですね。だから、そのツアーも兼ねてやっていただけるとすごくいいんじゃないかと思っています。そういうところに取り組んでいただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、ボクシング競技。

彼は本当に強いんです。僕、彼の試合を見たんです

よ。見て、なぜ彼が出場できないのかということで、この日本アマチュアボクシング連盟の方から返事が来ているんですね。報告書、この会議の中の報告書なんですね。特別な問題はなかったが、片腕の選手について、インターハイに参加できないかとの質問を受けたことがあった。ボクシングは、両手両足のある人を前提としているので、競技は不可能であるというふうに片づけているんです。

ところが、ボクシングは両手両足、彼は両手両足あるんです。たまたま右手がここから先がない。だから、両手はあるんです。ルール上、リーチが短い・長いルールはうたわれてないんですね。

それともう一つ、競技者は、管理下の連盟公認医師から競技に支障のないことを証明されなければならないと、この2つだけなんです。

だから、僕ら、やっぱり教育委員会を中心に一生懸命そういうふうな運動していけば、彼が、もしインターハイの予選に出場することができれば、やっぱり今までハンディを抱えてきている人たちのすごく夢と希望を、彼が鏡となって皆さんの代弁をしてくれる。それで、かわりに達成してくれるということの意味合いは僕は大きいと思いますので、真剣に取り組んでいただきたいなと思います。

続きまして、県立芸術大学なんですけど、就職率55%。いいですか、僕はこれ、詳しい内容を見せていただきましたが、向こうで学んだものを起点に就職している人というのは、もう10%にも満たないんですね。これが一番の問題なんです。県立芸大で、ああいふ沖縄の文化を学んで、それが吐き出せる職場がないというのが一番問題なんです。

提案なんですけれども、やっぱりいろんな地方自治体には文化振興課とか文化課とかあるわけで、そういうところにどんどん送り込む。やはり沖縄の文化を彼らは4年間学ぶわけだから、文化行政でも生かす方策を僕は県も考えていただきたいなと思いますので、その辺のところをひとつよろしくお願いいたします。

それとやっぱり施設をつくって、彼らの受け皿をつくる。その中で沖縄の文化をどんどんどんどん育成して発展させていく。そして、最終的には観光とのリンクもうまく彼らを生かす方法があるかと思うので、これはもう県立芸大のために皆さん頑張っていたきたい。

そして、なぜ再編の話をしたかと言いますと、やはり立ち方だけじゃなくてその文化事業、いろんな行政の仕組み、そういうことも教えるような、そういうカリキュラムを入れると、文化行政としても人材として

十分生かせるんじゃないかなと思っておりますね。

あと、東部海浜開発関連なんですけど、やっぱり物流拠点にならないと困るんですよ。なぜかと言うと、那覇のあの混雑ぶりですね、那覇の混雑ぶりがあるからこそ、向こうは中部の物流拠点にしたいというふうにつくったはずなのが、今何で那覇におろして向こうに持ってくるか。接岸料が高いと。接岸料が高いんだったら、それをどうすれば物流拠点としてなり得るか、県はどの程度やっぱりそれを支援すればできるのかということを目に取組んでいかないと、やはり企業誘致にもすごく支障を来すと思うんです。そういうことを心配して、なかなかチビがヒンギテイル人がいるんですね。これは、早目に取組んでいただきたいと思います。

それと、県の離島振興についてですけど、これは例えば地域・離島課から、かつては一島一担当。これどういうことかといいますと、今離島は過疎化と高齢化が進んでいます。そんな中、どこかでやはりこの島の起爆剤、新しい個性をつくらないといけないときに、担当が、一担当が行って、本当に2年、3年しっかりこの担当が付き合って、そこに受け皿をつくらすということを今やらないと、やっぱりもう高齢化していく人たち、担当がしょっちゅうかわったり、はい、次どここの部署のだれだれです、どここの部署のだれだれですと来たら、多分この離島の人たちも、余り一緒になってやれるというムードができないんじゃないかなと思っていますので、その辺のところひとつ考えていただきたい。

それとあと、サンゴの件なんですけど、このサンゴの件は、なぜかと言いますと、今いろんなところでNP Oとかできて、サンゴに対して皆さん本当に真剣に考えている。ところが、たくさんで過ぎてどこにその資金を上げたらいいかかわからない。だから、県が責任を持って協会をつくってやっぱりやらないと、今いろんな人たちが出てきて、本当にこの人たちに渡しているのか、資金を渡しているのかというふうな今現状になっているみたいなんですね。その辺のところをひとつよろしくお願いいたします。

それと、やはり僕は先ほど各部署の連携事業がふえてきた中、もうこの際、沖縄県は「チャンプルー事業部」というのをつくったらどうかなと思うんです。

この3つも4つもまたがるような部局同士で、これは私たちの部局、これは私たちの部局というのが余りにも多過ぎるもので、やっぱりここにMDを1人置いて、間に立つ人が1人いて、その人がいろいろと調整して、やっぱり「チャンプルー事業部」、それをつ

くって、いろんな今からの時代に対応できるような部局を一つつくっていただきたいと思います。

だんだんだんだん時間なくなってきた大変なっていますけれども……。

あと、首里城明け渡し400年。

これもぜひやっていただきたい。歴史・文化・交流、もうこの3点です。これは、もう奄美も含めて取り組んでやっていただきたい。グスクを使っていたきたい。

泡瀬ゴルフ場跡地利用なんですけど、先ほどまちづくり三法の話がされました。このまちづくり三法、広域調整という項目が入ってます。ところが、今の県のガイドラインではこの広域調整ができない。要するに、既得権に関することに対しては介入してはいけないというのがあるんですね。

ところが、ここを開発したおかげでここが死ぬという、今までの開発のこの過ちをいま一度考えて、そのまちづくり三法のやっぱり沖縄県に合った条例を絶対つくるべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

以上です。やはり足りなかったです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 玉城議員の再質問にお答えしたいと思います。

2件ありまして、まず、プロスポーツへの支援についてお答えします。

琉球ゴールデンキングスにつきましては、コンベンションセンターの使用料の50%減免など、その他広報活動など連携してやっているところではありますが、この琉球ゴールデンキングスも含め、ほかのプロスポーツなども観光に相当貢献してきておりますので、やはり何らかの支援策等についてはまた改めて検討していきたいと思っております。

次に、泡瀬ゴルフ場の跡地利用の関係で、条例制定できないかという御質問については、県独自の条例の制定については、需給調整が禁止されていることや大規模店舗を誘致したい自治体もあること、地権者、消費者などに影響があることなど、さまざまな側面があることを考慮する必要があります。

他県では、関係市町村の意見を聞くなどの広域調整を行う規定を盛り込んだ条例を制定しているところも

ありますが、現行の法体系のもとでは出店の規制や店舗面積の調整等はできません。

県としましては、まちづくり三法を適切に運用して対応するのが基本であると考えており、現在条例を制定する予定はありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、玉城議員のボクシング競技に関する再質問についてお答えします。

ハンディを持ちながらたくましくボクシング競技に打ち込んでいる生徒がいることは、やはりとてもすばらしく誇りに思っております。

県教育委員会としましては、本人そして保護者、そして指導者、県ボクシング連盟、日本アマチュアボクシング連盟が十分話し合えるよう促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 玉城議員の、中城湾港新港地区が物流拠点になるためにはという再質問にお答えいたします。

物流拠点になるためには、定期航路が必要不可欠であると考えております。そこで、平成20年2月の沖縄国際物流戦略チームによりまして、中城湾港における流通加工港湾の実現に向け、新港地区に定期航路を就航させる社会実験を行うことが提言されております。

この具体的な検討を行うために、関係者から成る作業チームを設立し、社会実験の実施に向けて検討を行っているところでございます。

今後とも、新港地区に定期船が就航できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県の離島振興についての再質問にお答えいたします。

各島ごとの担当職員を配置することについてということでございますけれども、離島振興というのは県の最重要課題であるというふうに考えております。各島ごとの担当を設けることについては、離島振興を推進していく上での効果等を考慮しながら検討しなければならないものと考えております。

県としては、今後とも関係部局間の連携を強化するとともに、国及び離島市町村と十分な調整を行いなが

ら、離島の振興を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 「チャンプルー部」をつくったらどうかという御提案の趣旨の質問でございますけれども、確かに横断的で機動性に富んだ、より効果的な組織は必要だと思っております。

ネーミングは別にしまして、例えば、農商との連携であるとか、先ほど御提案のありましたスポーツと観光の結びつきとか、そういった観点から検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問にお答えいたします。

まず、県立芸大の件についてでございます。

県立芸大につきまして、平成21年3月の学部卒業生が121名おります。先ほど答弁いたしましたとおり、そのうちの就職が33人でございます。ほかに進学が36人、あるいは作家・演奏家活動等が5人、求職活動や進学準備が35人、その他12人という内訳になってございます。

大学側として学生への就職支援につきましては、教職課程を設置してございます。ほかに学生が卒業後も生活を安定させつつ持続的な芸術活動が行えるよう教員免許、あるいは学芸員資格を取得させるようにしているということで、学生の就職支援に努力しているところでございます。

議員の提案の県の就職支援につきましては、先ほど申しました芸大との連絡会議を今、部と芸大との間に設けておりますので、その席上において芸大側とも意見交換、調整、検討を行っていききたいというふうに考えております。

それから次に、サンゴの保護対策についての御質問にお答えいたします。

県では、昨年6月に「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を官民一体となった形で立ち上げてございます。その中で、サンゴ礁保全推進体制の構築を図るということで、サンゴ礁の保全や再生の方策も検討していくことにしてございます。

県としましては、そういうサンゴ礁保全推進協議会も利活用しながら、サンゴ礁の生態系の保全と持続可能な事業について積極的に取り組んでいきたいという

ふうに考えてございます。

それから、首里城400年についてでございます。

先ほど知事から答弁をいたしましたとおり、400年の歴史的事実に関連して、議員のおっしゃる歴史・文化・交流の3点も踏まえて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 発言通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番、文化行政。

「琉球国は南海の勝地にして 三韓の秀を鍾め、大明を以て輔車となし、日域を以て唇齒となし、此の二つの中間にありて湧出せる蓬莱島なり 舟楫を以て万国の津梁となし、異産至宝は十方刹に充滿し、」、1458年、第1尚氏6代目尚泰久王があらわした「万国津梁の鐘銘」であります。まさしくけんらんたる琉球王朝文化をあらわした名文であり、我が琉球国は独自の文化をもって諸外国と交易し、文化力をもってさらに文化を高めてきました。琉球古典芸能を初めとする芸能文化は、他府県に比べて群を抜いており、観光立県とあわせて文化立県としての位置づけも重要かと考えます。首里城や国立組踊劇場はある意味で王朝文化の象徴であり、一方、庶民文化の拠点としての郷土劇場も必要と考えます。

県民や観光客が気軽に、身近に沖縄の伝統芸能に触れ得る文化の拠点としての観点から、郷土劇場の設立を訴え、質問いたします。

(1)、東町会館が閉鎖され、同時に県立郷土劇場も閉館となりました。

ア、東町会館及び跡地の利活用について伺います。

イ、芸能文化関係者の間から郷土劇場の建設を求める声が多くありますが、知事の所見を伺いたい。

(2)、多良間島及び水納島の県立自然公園指定へ向けた取り組みと見通しについて伺います。

2、低炭素社会構築への取り組み。

新三種の神器と言われるエコカー、エコ家電、太陽光発電システムの導入は、沖縄の気候風土や車社会の観点からも積極的に取り組む価値の高い施策であると考え、以下の質問をいたします。

(1)、太陽光発電システムの導入に対する補助制度で県は先着300件を対象としておりますが、県公衆衛生協会は2009年度1000件を目標としております。県も1000件まで引き上げられる目標を設定できないか伺います。

(2)、公用車及び民間企業等の環境対応車への買い換え促進について、県の方針、取り組み及び公用車の管理運用について、現状と将来展望について伺います。

3、教育行政。

(1)は取り下げます。

(2)、沖縄空手古武道記録製作委員会が製作したDVD「空手とその起源」を見て思うに、沖縄が生んだ武術、文化としての誇りを感じました。この中で沖縄という極めて特殊な地理的・歴史的状況、いわゆる尚真王による刀狩り、薩摩藩による禁武政策という厳しい環境の中で、その武術と思想が伝承され、今や世界160カ国以上に普及し、その愛好家は5000万人以上と言われている。この世界のKARATE-MANたちも沖縄空手の真髄、武術と思想を会得したいと沖縄に思いをはせているのではないかと想像いたします。

よって、空手発祥の地、沖縄を世界の空手のメッカとしての殿堂の建設は大変意義深いものがあるものと考えます。幸い今年8月14日から16日までの3日間、沖縄空手道振興会の設立を記念して、海外43カ国842名の選手及び関係者、県内外から5500名余の参加のもと、「2009沖縄伝統空手道世界大会」が開催されます。この機会に沖縄空手道・古武道を正しく継承・普及・発展させていくための拠点づくりの一環として、沖縄空手殿堂構想を提案し、知事の所見を求めます。

(3)、奥武山にある県ボクシング会館のリフォーム及び設備の拡充について。

かつて多くの名選手を生んだ県ボクシング会館の老朽化が著しいわけであります。建設に携わった関係者の熱意とボクシングにかける思いを考えると、再びこの施設から名選手を出したいという思いを感じます。したがって、その関係者の思いと再びボクシング王国構築のためにも、この施設のリフォーム及び設備の拡充が必要だと考えます。関係者と相談の上、何らかの措置ができないのか県の考えを伺います。

(4)、文化庁は去る5月20日、国連科学教育機関いわゆるユネスコの「無形文化遺産」リストに県内の重要無形文化財「組踊」と重要無形民俗文化財「多良間の豊年祭（八月踊り）」の登録を提案すると発表され、多くの県民が喜びと誇りを持って見守っております。ぜひとも登録されることを願うものであります。知事、教育長の所感並びに今後の対応、取り組み等がありましたら伺います。

(5)、「港川人骨化石」の「発見出土地」の国の文化財指定について。

これまでも何度か取り上げてきましたが、一向に国

指定への取り組む意欲が感じられません。国指定への課題は多々あると思いますが、県と八重瀬町で連携した取り組みの中で課題解決の道は開けるものと考えます。周辺環境の変化も考えますと、早目に国指定への方針決定をした上で、プロジェクトチームを立ち上げ、調査費もつけて取り組めないでしょうか。知事、教育長の所見を伺います。

4、福祉行政。

(1)、社会福祉施設の耐震化、スプリンクラー整備施設に対する優遇融資拡充について。

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な方たちが入所される社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備事業の推進について、国・県の補助に加えて融資率及び貸付利率等の優遇措置が拡充されますが、これらの事業推進に当たっての取り組みについて伺います。

(2)、緊急雇用創出事業（基金）の拡充いわゆる3000億円により、雇用創出効果30万人と厚労省は試算しているが、本県における効果はどれぐらいか。介護福祉を初め各分野にわたっての試算がありましたら、できるだけ具体的に御説明願います。

(3)、介護職員処遇改善交付金（仮称）に対する対応及び効果について。

事業規模4000億、職員1人当たり1万5000円程度の賃金引き上げに相当すると言われる介護職員の処遇改善交付金の活用による県内の事業者や職員の予測される数や効果等について伺います。

(4)、介護拠点等いわゆる特養あるいは老健施設、グループホーム等の緊急整備事業による県内施設の整備について、県の取り組みと見通しについて。県内の施設は老朽化もあり、緊急整備事業を活用した施設の整備の現状や取り組みについて伺います。

(5)、障害者自立支援対策臨時特例交付金が拡充され、福祉・介護人材の処遇改善、新体制移行促進について県の取り組みと期待される効果等について伺います。

(6)は取り下げます。

5、農林水産業。

(1)、「うまんちゅ協働の花と緑の美しい島づくり事業」の一環として、本部町八重岳の桜並木の間植事業を実施できないか。または本部町とタイアップして別メニューでの桜並木の間植事業は考えられないか伺います。

(2)、さとうきび経営安定対策制度の緩和見直しについて、国への働きかけを含めた取り組みの状況及び見通しについて伺います。

(3)、平成21年度農林水産関係補正予算概要は、新規34件を含む75件が示されております。これらの事業について、県や市町村の取り組みについて概要の説明を求めます。

(4)、(3)の中から以下の質問をいたします。

ア、雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業の利活用について。

国は同事業の枠を800億円追加し、21年度は過去3年間で最大の約1700億円を確保できるとしております。この事業の利活用による雇用拡大及び経済波及効果等について伺います。

イ、新規就農定着促進事業について。

新規就農者の経営の早期安定により、将来の担い手を育成する事業であります。国は毎年1万2000人程度の新規就農者を目指すとしており、本県の取り組みについて伺います。

ウ、優良繁殖雌牛更新促進事業について。

畜産業振興に重要な施策であり、県の目標及び取り組み等について御説明ください。

エ、地域資源利用型産業創出緊急対策事業（太陽光パネルの設置、農林バイオマス3号機などについて）。

自然エネルギーやバイオマスを活用した省エネ、省コスト化と地球温暖化防止を推進する事業であり、沖縄にとって潜在力の高い事業と考え、県の取り組みについて伺います。

オ、緑の雇用対策について。

「森林の緊急雇用」、「トライアル雇用」による緑の雇用拡充について、事業内容及び雇用効果等について御説明ください。

6、離島振興。

(1)は取り下げます。

(2)、離島医療費対策について。

離島住民にとって医療問題は大変重要な課題であります。例えば妊産婦の健診、長期通院患者にとっては、医療費に加え交通費や宿泊費等、その他の費用負担もあり、本島との医療負担の格差はいかんともしがたいものがあります。知事がいつも言われるユニバーサルサービスの視点、安心・安全の確保の視点からも医療問題の解決に向けた取り組みは大変重要と考え、以下の質問をいたします。

ア、離島医療費特別助成制度の創設について。

イ、妊婦健診が14回無料となりますが、離島における妊婦健診に対する対応についてどのように実施されるか伺いたい。

ウ、ITを使った遠隔医療体制の現状と将来展望に

ついて伺います。

(3)、与那国においては、祖納港を重要な拠点港として整備してきましたが、北風になると湾内に大きな長周期のうねりが入ってきて、港湾内の静穏度が確保できない状況にあります。将来、国際交流拠点港として期待される同港の改善は、島民にとって急を要するものと考え、祖納港湾内の静穏度改善に向けた沖合防波堤整備事業の取り組みについて伺います。

(4)、田原川の二級河川への格付及び河川整備について。

去年の大雨における河口付近の浸水被害は、地域住民にとって多大な損害と将来への不安を残しました。しかしながら、町の財政での整備は厳しい状況にあり、田原川の二級河川への格付によって県による整備をお願いするものでありますが、県の見解を伺います。

(5)、久米島町への光ファイバー敷設事業について。

現在の通信施設の容量での情報格差は否めません。例えば観光資源の超目玉であります東北楽天イーグルスの春季キャンプは、久米島を全国に売り出す絶好の機会ですが、現在の施設では動画による配信ができず、せっかくの資源が十分に活用されていません。その他にも島民生活を豊かにする通信網の整備は必要不可欠なものと考え、県の取り組みについて伺います。

(6)、各島々の特徴を生かした畜産振興について。

各離島における主な産業は、農業、漁業、そして観光産業であります。とりわけ農業においてはほとんどの島がさとうきびと畜産という構図であります。1年じゅう通して緑の牧草が収穫できるのに加え、島独特の植物が繁茂しており、これらの資源を活用しない手はありません。したがって、各島々の特徴を生かした飼料センター、例えば濃厚飼料と各島々の粗飼料を配合したTMRセンターの設置が必要かと考えます。もう一つは、競り施設のない島においては、施設がないがための負担と不利益が畜産業の振興を妨げている要因の一つであると考えますが、県の対応について伺います。

(7)、さとうきびの島である南北大東島における畜産業の振興は、必要不可欠の産業であると考えます。さとうきびの梢頭部やバガスの利活用は畜産業に反映され、家畜から排せつされるふん尿は堆肥の原料としてさとうきび畑に還元され、畜産業とさとうきびは不可分の産業と考えます。したがって、南北大東両村の畜産振興について両村当局と連携した取り組みはできないものか、県の考えを伺います。

(8)、島の診療所に対応できない重病人や患者の搬送は、生命の維持にかかわる重要な問題であります。中でも、夜間の急患搬送は危険を伴い、安全性を高める必要性から、南北大東両空港における滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は早急に行う必要があり、県の対応について伺います。

(9)、北大東港江崎地区の岸壁整備について。

入港船舶の安全の確保、効率的な荷役作業を行うためには、岸壁の嵩上げと延長を行う必要があり、その整備について県の対応を伺います。

(10)、我が党は、離島航路は生活航路であり産業振興にとっても重要であるとの観点から、離島住民6763名の署名を添えて、前参議院議員遠山清彦氏と一緒に国土交通大臣及び沖縄担当大臣に離島航路料金の引き下げ等の要請をしました。離島航路は道交法上にも海の道路としての位置づけから、道路特定財源の運用が可能だと考えます。

ちなみに、「長崎県は、道路特定財源の一般財源化に伴い本年度創設された「地域活力基盤創造交付金」を活用し今秋、離島航路運賃を引き下げる社会実験に乗り出す。基幹航路を2割程度値下げし、交流人口の増加や経営への影響などを検証する。全国初の取り組みで、九州運輸局は「離島の構造的な課題の解消に向けた画期的なアイデア」と評価。九州は離島を抱えた地域が多く、注目されそうだ。」。さらに長崎県は近く、「必要な交付金の額を詰めた上で、その獲得を目指して計画を国土交通省に申請する。国交省は前向きに対応する見通し。」であるとこのように西日本新聞に報道されております。

この実例が示しますように、離島航路の料金引き下げは可能だと考えます。離島住民の生活支援策及び離島振興の観点から、県を挙げて取り組む課題であるとの考えを申し上げ、知事の所見を伺います。

以上、一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 糸洲議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、文化行政の中で、郷土劇場の建設に関する御質問に答弁させていただきます。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で、郷土劇場は重要なものと認識をいたしております。早急に調査研究をスタートさせたいと考えております。

次に、多良間県立自然公園の指定に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成20年度から3カ年計画で多良間県立自然公園の指定に向けて取り組んでいるところでございます。

平成20年度は、多良間村の植生やサンゴ礁等の自然環境基礎調査を実施いたしました。今年度は、調査結果を踏まえ、自然公園指定に必要な公園計画書等の原案を作成し、地元調整を行った上で平成22年度に指定する予定にしております。

次に、教育行政に関する御質問の中で、沖縄空手殿堂に関する御質問にお答えいたします。

沖縄空手・古武道記録製作委員会が作成しましたDVD「空手とその起源」を視聴し、空手発祥の地としての沖縄に改めて誇りを感じた次第でございます。

沖縄空手殿堂につきましては、基本的なコンセプト、用地や建設費の確保、そして管理運営体制などの課題があることから、この件も調査研究をスタートさせたいと考えております。

次に、同じく教育行政の中で、ユネスコ無形文化遺産登録推薦に関する所感に係る御質問にお答えいたします。

沖縄が誇ります「組踊」と「多良間の豊年祭」がこのたびユネスコの世界無形文化遺産の候補として推薦されましたことは、日本にとどまらず、これは人類共通の宝物として認められたことであります。この上ない喜びと感じております。

県といたしましては、今後とも無形文化遺産への登録に向けて全力で支援してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、本部町八重岳における桜の植栽についてという御質問にお答えいたします。

「うまんちゅ協働の花と緑の美しい島づくり事業」は、年じゅう沖縄らしい花や緑と香りいっぱいの美しい島づくりを目指し、全島的な「一島一森づくり」を展開するための事業でございます。

沖縄県としましては、本事業を活用し、本部町八重岳の桜並木の景観維持を図るため、地元と連携をして桜の植栽に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、北大東港江崎地区岸壁整備に係る御質問にお答えいたします。

北大東港江崎地区は、北大東村の住民生活と産業を支える重要な港湾であります。岸壁の高さが低く、また船舶に対して岸壁長も不足し荷役効率が悪い状況であります。

県といたしましては、これらの状況を改善するた

め、岸壁の嵩上げや延長が必要であると考えております。現在、平成22年度からの整備に向け国と調整を進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 文化行政の質問のうち、東町会館及び跡地の利活用についてお答えします。

那覇東町会館は、建築以来32年余が経過し、維持管理等に多大な経費を要すること等から、行財政改革プランにおいて廃止することとし、ことし3月31日で会館を閉鎖したところであります。また、平成19年1月に建物耐久度調査をしたところ、構造上危険状態にある建物と評価されております。

今後は、これらのことを勘案し、売却、処分することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 低炭素社会構築への取り組みの、県の太陽光発電システム補助制度についての御質問にお答えします。

沖縄県の補助制度は、一般家庭を対象に1件当たり2万円を助成するものです。4月から募集を開始し、300件の募集に対して6月22日現在で194件の申請件数となっています。

今後の追加対策については、申請状況や国の支援策の動向等を見きわめつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政の、緊急雇用創出事業拡充による雇用創出効果についての御質問にお答えします。

今回の経済対策において、沖縄県では国から追加交付予定の交付金40億円を緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増しし、基金事業を拡充することとしております。

当該事業の拡充により新たな雇用創出効果として、平成21年度から23年度までの3年間で延べ約3500名の雇用創出を見込んでおります。

なお、具体的な事業としましては、マンガース北上防止対策事業――主にこれは捕獲などですけれども――これに24名、精神障害者ジョブサポート事業――精神障害者のサポートとして雇用の自立を目指すサポート役として10名など多岐にいろいろまたがる事業を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 低炭素社会構築への取り組みについての御質問で、環境対応車への買い換え促進についてお答えいたします。

県では、環境保全率先実行計画及びグリーン購入調達方針に基づき、公用車への環境対応車の導入を進めるとともに、環境フェア等のイベントにおいてハイブリッド車の展示を行うなど、県民への普及を図ってきたところであります。また、電気自動車及びプラグインハイブリッド車の普及についても、「EV・phvタウン構想」に再度応募し、今後、取り組みを実施する予定でございます。

県では、これらの取り組みを通して、引き続き、低炭素社会構築に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 会計管理者。

〔会計管理者 名渡山 司君登壇〕

○会計管理者（名渡山 司君） 皆さん、こんにちは。

去る4月1日付で会計管理者を拝命いたしました名渡山でございます。

地方自治法を初め関係法令にのっとり、適正かつ迅速な会計事務の執行に誠心誠意努めてまいりたいと存じています。議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは糸洲朝則議員の低炭素社会構築への取り組みの中の、公用車の管理運用についての質問にお答えします。

公用車の購入、買い換えにつきましては、公用車の効率的な管理運用の観点から、平成19年6月に「公用車の管理運用方針」を策定してまいりました。同方針では、国庫補助金等で購入するものを除いて、原則としてリース化方式を導入することとしております。

今回の環境対応車への買い換えにつきましては、国の経済危機対策の一環として示されました低炭素・循環型社会の構築に対応しまして、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして経年化した車両の買い換えを行うものであります。

今後とも国庫補助金に伴う購入、あるいはリース方式による調達いずれにしましても、環境対応車による公用車の管理運用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政の御質問で、ボクシング会館のリフォーム等についてお答えいたします。

奥武山ボクシング会館は、昭和57年度に県の補助を受け、沖縄県体育協会が建設した施設で、現在、沖縄県アマチュアボクシング連盟の会員などにより利用されているとのことでもあります。

沖縄県体育協会は、「体協会館」の改築等を検討するため、「沖縄県体育協会将来構想計画」を策定する予定であり、同計画を策定する中で、奥武山ボクシング会館の改築等についても検討がなされるとのことでもあります。

県教育委員会としましては、沖縄県体育協会による将来構想計画の策定を受けて対応を検討してまいりたいと思います。

次に、無形文化遺産リスト登録提案に関する所感等についてお答えいたします。

このたび、ユネスコの世界無形文化遺産に、本県の「組踊」と「多良間の豊年祭」が候補になりましたことは、日本の能や歌舞伎と並び「日本の宝もの」となり、大変感銘を受けております。

このことは、県民にとって大きな喜びであり、特に、青少年への自信と誇りをもたらし、郷土の伝統文化を愛護し、保存・継承する意欲をはぐくむ上でまことに意義深いものであります。

県教育委員会としましては、文化庁と連携を密にとりながら、無形文化遺産への登録、両文化財の保存・継承と活用により一層努めてまいりたいと考えております。

次に、港川人骨化石及びその出土地の国の文化財指定についてお答えします。

港川人骨出土地の文化財指定につきましては、八重瀬町が町指定を手始めに国指定を目指して取り組んでおり、県教育委員会としても全面的に支援しているところであります。また、人骨化石の文化財指定につきましては、人骨化石のみで国の指定文化財となっている例がないことから、出土地と一体のものとしての指定が可能かどうかなど十分な検討を行うことが必要であると考えております。

県教育委員会としましては、地域の文化財は地域において適切に管理し、保護・活用していくことを基本に、八重瀬町の意向も十分に尊重しながら、港川人骨化石及びその出土地が早期に文化財指定が受けられるよう、八重瀬町及び文化庁との調整を密に図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政の中の、社会福祉施設等の耐震化等に対する優遇融資拡充についてにお答えいたします。

沖縄県が対象施設に実施した調査によると、県内の社会福祉施設等において耐震化及びスプリンクラー整備が必要と見込まれる施設は、耐震化整備が237件、スプリンクラー整備が38件ございます。

県では、これらの施設について、国の平成21年度補正予算に計上されている「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」及び「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を活用し、事業者に対し施設整備の実施を促していく予定であります。

施設整備に伴い必要となる自己資金の調達については、新たに予定されている優遇融資制度に関する情報を各市町村や関係機関を通じ、事業者へ提供することにより、社会福祉施設整備の耐震化等が促進されるよう努めてまいります。

次に、介護職員処遇改善交付金についてお答えします。

介護職員処遇改善交付金の財源は、全額国費であり、その交付方法は、各都道府県において基金を設置して実施します。そのため沖縄県では9月議会に基金条例及び補正予算を提出することとしております。

交付額は、常勤の介護職員1人当たり月額1万5000円の賃上げに相当する額で、沖縄県の事業規模は平成21年10月から平成24年3月までの2年半で約40億円と推計されており、介護職員の処遇改善に効果があるものと考えております。

次に、緊急整備事業による県内介護施設の整備についてお答えいたします。

県では、第4期介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画において、県が補助を行う広域型の特別養護老人ホーム160床を初め市町村が補助を行う小規模特別養護老人ホーム141床、認知症対応型グループホーム315床、その他小規模多機能型居宅介護事業所等を整備する計画であります。

これらの整備については、国の介護基盤の緊急整備特別事業等により、県の施設整備費補助に対する地方財政措置の拡充や、市町村交付金の拡充及びスプリンクラー整備を行うこととしており、当該事業の積極的な活用を図っていく考えであります。また、今回の緊急整備においては、第4期計画の1年分を上乗せした整備を目標としており、市町村に対しては第5期以降の需要を見通した整備についても検討をお願いしてい

るところであります。

今後、県の補助金及び市町村交付金等の所要額を把握し、9月議会に基金条例及び補正予算を提出していく予定であります。

次に、障害者自立支援対策臨時特例交付金の拡充等についてお答えいたします。

国は、経済危機対策として、各都道府県に設置されている障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増すため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付することとしております。

この交付金は、福祉・介護人材の処遇改善、事業所の新体系移行の促進のために交付されるものであり、県としても当該交付金を受け入れ、基金に25億6500万円を積み立てるため補正予算を提出しているところであります。

福祉・介護人材の処遇改善については、福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要にこたえるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に対し平成21年10月から2年6月間の助成を行うものであります。

事業所の新体系移行の促進については、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図るための事業を実施するものであります。

次に、離島振興の中の、離島医療費特別助成制度の創設についてお答えいたします。

離島地域における医療の確保を図るため、県におきましては、宮古及び八重山病院を初めとして16カ所の離島診療所を設置・運営するとともに、与那国町や竹富町の町立診療所に対して運営費等の補助を行っております。また、宮古・八重山地域におきましては、宮古病院及び八重山病院からの僻地巡回診療事業を実施しております。さらに、離島医療の情報格差是正を図る「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用しているほか、陸上自衛隊や海上保安庁の協力を得て、医師等の添乗による離島からの急患搬送を実施しております。

県としましては、このように離島地域の医療の確保についてさまざまな施策を講じているところであります。

新たな助成制度の創設については、厳しい状況にあると考えており、現在実施している施策を今後とも充実強化していくこととしております。

次に、離島における妊婦健診への対応についてお答えいたします。

離島におきましても、すべての市町村で14回の公費

による妊婦健診が実施されております。

多くの離島町村では、妊婦健診に係る渡航費や宿泊費等を助成し、受診を促す工夫をしております。また、妊婦に対し、島内の診療所と連携した妊婦相談等の実施や、県立病院産科医師の巡回による健診等を実施し、妊婦が安心して出産を迎えられるよう支援が行われているところであります。

次に、遠隔医療体制の現状と将来展望についてお答えいたします。

沖縄県では、平成12年度から離島・僻地診療所等の診療支援を目的として「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用しております。離島診療所から県立病院へのレントゲン画像の送信等による診療相談及び遠隔講義や遠隔会議を配信する多地点テレビ会議システムを運用しております。さらに、平成20年度には11カ所の離島診療所を高速回線へ切りかえ、通信速度の改善を図っております。

今後は、地域医療再生計画を策定するに当たり、遠隔医療支援情報システムの高度化についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政について、さとうきび経営安定対策についてお答えします。

平成19年度から実施されているさとうきび政策は、WTO等国际規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で経営の安定を図ることをねらいとしております。

特に、さとうきびは代替作物に乏しい自然条件下にある本県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めていることから、品目別経営安定対策として講じられております。

現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっています。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒しまたは搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、引き続き関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた対象要件の緩和・見直し等について国に対し強く要請してまいりま

す。

同じく農林水産業で、農林水産関係補正予算に係る県・市町村の取り組みについてお答えします。

県としては、国の農林水産関係補正予算を活用して、沖縄県食肉センター整備事業、製糖設備緊急整備対策事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、広域漁港整備事業などを補正予算として計上しております。

また、市町村、農林漁業関係団体と連携して、耕作放棄地再生利用緊急対策、農用地有効利用支援整備事業などを実施する予定となっております。これらの事業について関係機関と連携して説明会を開催するなど、事業の利活用を図ってまいります。

同じく農林水産業で、スーパーL資金等の無利子化事業の活用についてお答えします。

雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業は、認定農業者がスーパーL資金等を借り入れて、規模拡大や新規分野への取り組みなどによる新たな雇用に結びつく設備投資などが対象となります。

内容としては、農家の金利負担を軽減するために、国の利子助成とあわせて、県・市町村が上乗せをして無利子化となる事業であります。

同事業の活用により、30名から50名程度の雇用を見込んでおります。

県としては、引き続きこの事業の周知徹底を図るために、市町村や融資機関など関係者と連携し、地域ごとに説明会等を開催するなど、当該事業の利活用を進めてまいります。

同じく農林水産業で、新規就農定着促進事業についてお答えします。

新規就農定着促進事業は、新たに農業経営を開始した青年農業者に対して、国が地域の担い手協議会等を通じて就農支援を行うものであります。

具体的には、農業用機械の購入や施設整備等に係る費用に対して400万円を上限に補助率2分の1以内の助成を行います。また、補助残の自己資金については、無利子の就農支援資金を借り入れることが可能です。同事業の申請状況は、6月現在で17名、4500万円を見込んでおります。

県としては、引き続き市町村と連携し事業の周知を図るとともに、助成金の申請時に必要な就農計画の認定を行い、経営の安定化を図ってまいります。

同じく農林水産業で、優良繁殖雌牛更新促進事業についてお答えします。

優良繁殖雌牛更新促進事業は、農業団体などが事業主体となり、遺伝的にすぐれた肉用繁殖雌牛を購入

し、農家に貸し付ける場合に、1頭当たり20万円を上限として購入費の一部を国が助成する事業であります。同事業により2年間で1200頭の優良繁殖雌牛の更新を見込んでおります。

県としては、農家に対し当該事業の積極的な活用を促進し、能力の低い繁殖雌牛の更新を図っていく考えであります。

同じく農林水産業で、地域資源利用型産業創出緊急対策事業についてお答えいたします。

地域資源利用型産業創出緊急対策事業は、農山漁村における間伐材などのバイオマスや太陽光などをエネルギーに変換する施設を整備する事業であります。

県としては、国と連携し市町村や関係団体等への説明会を開催するなど、当該事業の周知を図っていきたいと考えております。

同じく農林水産業で、森林の緊急雇用、トライアル雇用についてお答えいたします。

森林の緊急雇用及びトライアル雇用は、現在実施されている緑の雇用担い手対策事業を拡充するもので、全国森林組合連合会が事業実施主体となり、各都道府県の森林組合等を支援する事業であります。

森林の緊急雇用は、森林組合等が里山再生、森林の維持管理、森林病虫害駆除等に要する経費を支援する事業であります。また、トライアル雇用は、森林組合等が都市部等の求職者に林業現場における就業実態の理解を図るために要する経費を助成する事業であります。

県としては、雇用機会の拡大を図るため本事業を積極的に活用し、雇用が促進されるよう森林組合等と連携し取り組んでまいります。

次に、離島振興で、離島での畜産振興についてお答えします。

県では、離島の畜産振興を図るため、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入などを実施しております。

伊江島においてはTMRセンターを設置し、飼料自給率の向上を図っているところであります。

また、競り施設のない離島については、肉用子牛を出荷する生産者に対し輸送費の負担軽減を図るため、輸送費相当分を奨励金として交付しているところでございます。

今後とも関係機関と連携し、離島の畜産振興に努めてまいります。

同じく離島振興で、南大東村及び北大東村の肉用牛の振興についてお答えいたします。

南大東村及び北大東村の肉用牛は、平成20年12月末現在、南大東村で3農家、708頭が飼養されております。

すが、北大東村では飼養されておりません。

肉用牛の振興につきましては、さとうきびの生産拡大や地力増進を図る観点からも重要であると考えており、今後、地元からの要望を踏まえ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島振興の、祖納港湾内の静穏度改善に向けた整備についてお答えいたします。

祖納港は、平成17年度までに水深5.5メートル岸壁及び防波堤西等の整備が完了しております。

静穏度改善については、平成18年度に概略的な調査を行ったところであり、同調査結果を踏まえ、今年度は現地調査及び解析を行い、関係機関と協議を行う予定であります。

続きまして、田原川の二級河川への格付及び河川整備についてお答えいたします。

田原川は、与那国町管理の準用河川であります。町では、現河道の流下能力や河川整備の必要性等の調査を進めており、調査結果がまとまり次第、県としては町との協議を図っていく考えであります。

二級河川への格上げについては、町の意向や河川整備の必要性、費用対効果、県管理の必要性などを総合的に判断していく考えであります。

続きまして、南北大東両空港の滑走路灯及び滑走路中心線灯の設置についてお答えいたします。

空港の照明施設については、航空法の規定により夜間着陸等を行う空港において整備をすることになっております。

南北大東両空港については、8時から18時までの昼間の着陸用空港として運用していることから、滑走路灯及び滑走路中心線灯の整備は行っておりません。しかしながら、南北大東島における夜間急患輸送の際には夜間照明が必要となることから、今後、関係機関との調整を図りながら、照明施設の整備手法等の検討に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島振興に関連する御質問の中で、久米島町への光ファイバー敷設事業についてお答えいたします。

情報通信基盤整備は民間主導で行われるのが原則ですが、採算性の問題から民間による整備が進まない離

島地区において、「沖縄県離島地区ブロードバンド環境整備促進事業」を実施し、久米島町においてもADSLサービスが提供されています。さらに、光ファイバーなど超高速な環境を整備する場合には総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」を活用することが可能です。

県としては、久米島町が同交付金を活用して光ファイバー敷設事業を実施する場合には、技術的支援を行うなど、離島のより高度な情報通信基盤の整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、離島航路に対する公的支援の拡充についてお答えいたします。

県は、これまでも国や市町村と協調して、燃料費高騰などによる経費増大や輸送量の減少により厳しい経営状況にある離島航路事業者の欠損額を補助し、離島航路の維持確保に努めております。

国においては、離島航路の経営環境の悪化に対応し、地域活力基盤創造交付金を活用した公設民営化や省エネのための船舶建造への補助、事業者の経営改善や航路サービス向上を図る取り組みの支援など補助制度の拡充が図られたところであります。

県としましても、国や市町村と連携してこれらの施策を推進するとともに、さらなる制度の拡充を国に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 自民党の島袋大でございます。

本日のトリは自民党のマドンナが控えておりますので、しっかりと私もスピーディーに進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1番目、発達障害児支援について。

(1)、本年度補正予算の中で、障害者自立支援特別対策事業費25億6500万円が予算化されておりますけれども、その中で発達障害児支援の予算処置はされているのか伺います。

(2)番目、2月議会で提案しました職員の先進地への視察研修について伺います。

(3)、県としては発達障害児支援のための予算処置について、市町村と連携して取り組む必要はないか伺います。

次に、沖縄県海外留学生派遣受入事業についてお聞きしたいと思います。

当事業は、海外在住の県出身者子弟及びアジア諸国から優秀な人材を県内の大学に留学させ、日本・沖縄の文化を理解し県民との交流を深めてもらうことによ

り本県と移住先国及びアジア諸国との友好親善を図ることが目的だそうであります。

そこで、何点かお伺いします。

ことしの当事業の予算規模と、これまで何名の留学生が当事業を活用したのでしょうか、お聞かせください。

次、先月には、ことしの県費留学生が安里副知事を訪れ懇談したとの記事を目にしたんでありますけれども、沖縄県の歴史的、そして地理的特性を考えますと、大変すばらしい事業だと私も認識しております。しかしながら、1点気になることがあります。それは、当事業を活用したいいわゆる卒業生、国内で就職した方もいるでしょうし、本国に戻った方もいらっしゃるでしょう。その方々がどのような活動をされているのか、卒業後のフォローを県は把握しているのでしょうか、お聞かせください。

次、観光振興について。

かりゆしウエアの推進についてであります。

今月1日からクールビズが解禁され、もちろん沖縄県は「かりゆしウエアの日」ということで、県民にもしっかり定着し、またさまざまな工夫をされたかりゆしウエアが販売され、大変すばらしいことだと思います。個人的にはこの積み重ねが、ひいては先ごろ決定しました「温室効果ガス15%削減」に資するものだと考えますし、そういう意味では、沖縄県は今後ともエコの先進県として取り組めると考えております。

今回、「かりゆしウエアの日」に関連しまして、知事がさまざまなところで普及促進に関して汗をかいたことを私は高く評価をするところでございます。

5月25日に内閣府におきまして即売展覧会、そして琉球料理フェアを開催し、5月28日には麻生総理、河村官房長官にかりゆしウエアを贈呈するとともに、クールビズ解禁一発目の閣議にて全閣僚がかりゆしウエア着用を要請。6月1日には、自民党本部で即売展示会を開催し、2日には閣議で全閣僚がかりゆしウエアを着用。知事がかりゆしウエアの普及推進に力を入れたおかげで、その時期は報道、全国紙でも大々的にアピールされたものだと認識しております。

1点だけ残念なのは、政権交代と言っている民主党の鳩山代表が、全閣僚がかりゆしウエアを着用したことをパフォーマンスだと述べております。私は、これだけ地方自治体が苦しい中で、沖縄県の地場産業の推進に全力を尽くした知事に対して、こういう政権交代を担う代表者がこういう発言をしているのかなというふうに感じたところでもありますので、ぜひ民主党でもかりゆしウエアの普及促進に力を入れてくれればと

期待をしておるところでございます。

少し話が脱線しましたが、仲井眞知事、一連の活動を通して本土でも大分かりゆしウエアが定着してきたことを感じたと思うんですけれども、今後、このかりゆしウエアを全国的に普及推進させていく知事の決意のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

次、美ら島沖縄大使についてであります。

ア、現在何名を認証し、どのような活動をしているのか伺います。

イ、県としては観光振興の発展のためだと思いますが、県全体にどのような効果が見込まれているのか伺います。

4、道路行政についてであります。

(1)、県道東風平豊見城線についてであります。

豊見城市、八重瀬町、南風原町、与那原町、南城市、糸満市の6市町の広域事業で、火葬場及びセレモニーホールとして南斎場建設を豊見城市内の現火葬場付近、県道バイパスから饒波川を挟んだ豊見城城址の南側になりますが、既に住民説明会も終え、今年度中には場所を決定し平成24年度供用開始の予定だそうです。しかし、この予定場所は道路がいまだ未整備なため交通渋滞が予想されます。

そこで、豊見城市としては、アクセス道路として県道11号線の高安橋付近から建設予定場所までの区間を、市道饒波川線として整備をするそうであります。

そこで、豊見城市として県に対し、饒波川線の延長線に当たる県道東風平豊見城線の法線の決まっていない上田交差点から八重瀬町までの区間を早期に道路整備していただくよう強い要望があったと思います。

そこで伺います。

6市町の県民が利用する南斎場が供用される平成24年度に向け、費用対効果の調査から事業完了までの最短でのタイムスケジュールについて伺います。

(2)、豊見城中央線現県道11号線の真玉橋からとよみ小学校付近までの区間は事業着手されており、とよみ小学校付近からメゾン大勝までの区間は、平成20年度に事業認可を取得し、21年度中に実施設計と住民説明会まで完了させたいと、地権者説明会で報告されたと聞いております。

残りのメゾン大勝から上田交差点までの区間は、豊見城市の中心市街地土地区画整理事業が正式に中止になれば、県としても着手できないことは認識しておりますが、豊見城市としては、同路線内の中心市街地土地区画整理事業の正式中止を平成22年度に予定しているそうであります。

そこで伺いますが、豊見城市の区画整理事業の中止が正式に決定した際には、県としては即事業認可取得に向け作業できるのか、それともできないのか。できないのであれば、その理由と現段階で示せる事業完了までのタイムスケジュールを伺います。

次、警察行政について。

(1)、通行・駐車禁止除外指定車について。

ア、2007年10月から許可する業種の範囲が変わったと聞きますが、選定する業種の基準は何か伺います。

イ、今まで許可された業種に対する告知はあったのか伺います。

ウ、追加業種の余地はあるのか伺います。

エ、申請先はどこになるのか伺います。

(2)、運転代行業務についてであります。

ア、公安委員会から認可を受けている業者の数を伺います。

イ、実際に稼働している業者の数を伺います。

ウ、オートバイ代行業務についてどのような見解を持っているのか伺います。

エ、運転代行業務について意見交換や指導などを行っているのか伺います。

オ、社会的地位の確立のため、代行協会の設立を考えなければならないと思いますが、見解を伺います。

済みません、県費留学生について、(3)番ですね。

県の東京事務所等を中心に年に一度卒業生を集めて懇親会等を開き意見交換をすることはできないか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員の御質問に答弁させていただきます。

観光振興に関する御質問の中で、かりゆしウエアの全国普及についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

かりゆしウエアにつきましては、県ホテル旅館生活衛生同業組合や県衣類縫製品工業組合など、関係業界の長年にわたる御努力により今日の普及に至ったものと考えております。最近では、クールビズがスタートする最初の閣議での着用等、政府による支援を初め、国会議員を中心としたかりゆしウエアを広めるためのイベントの開催等により、沖縄のブランドとして定着しつつあります。関係各位の御支援に感謝しているところでございます。

そのほか、新たな動きとしましては、大手旅行代理店の全国店舗や県外大学職員の制服として採用された

ことを初め、県内で開催される全国規模のコンベンションやリゾートウエディングで着用されるなど、全国的な普及が広がりつつあります。

それにしましても、まず県内では県議会が率先をして、議員の先生方が率先してかりゆしウエアを開会中に着用していただける状態をつくっていただいたということが極めて大きな普及のエンジンになっていると思いますので、今後ともひとつぜひ一緒になって普及のための御指導を賜りたいと思います。

次に、同じく観光振興の中で、美ら島沖縄大使の認証数に係る御質問にお答えいたします。

美ら島沖縄大使は、経済や文化等各分野にわたって現在91名が認証されております。

各大使の活動としましては、各種テレビ番組への出演を初めかりゆしウエアイベントなど、県行事への参加により沖縄をPRしていただいているところでございます。最近では、プリンセス天功さんや長澤まさみさんを認証しており、今後とも各大使の御協力を得て広く沖縄の情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

同じく観光関係の御質問の中で、美ら島沖縄大使の県全体への効果いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

美ら島沖縄大使の活動としましては、沖縄の自然、歴史、文化を初め観光、特産品等の魅力を広くPRすることにより、沖縄のイメージアップを図ることを主な内容としたしております。したがって、美ら島沖縄大使に各分野で広く活動いただくことは、観光振興のみならずさまざまな分野において沖縄県のイメージアップに大きな効果があるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 発達障害者支援についてお答えいたします。障害者自立支援特別対策事業費についての御質問にお答えいたします。

障害者自立支援特別対策事業に係る補正予算は、福祉・介護人材の処遇改善、事業所の新体系移行の促進のため、基金に25億6500万円を積み立てる積立金であり、発達障害児を支援する事業のためのものは含まれておりません。

次に、先進地視察についてお答えいたします。

視察につきましては、6月上旬に担当職員を滋賀県及び京都府に派遣し、早期発見・早期支援の体制、県と市町村の役割分担及び発達障害者支援センターの運

営方針等について調査いたしました。

両府県における早期発見に対する取り組みとその体制については、現在県が策定を進めている「発達障害児（者）支援体制整備計画」及び「発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」と共通する部分もあることから、両計画を推進する上で両府県の取り組みについても参考にしていきたいと考えております。

次に、発達障害児支援のための予算措置を行うことについてお答えいたします。

県と市町村との連携については、現在、市町村及び当事者団体等の意見を踏まえ、県・市町村等の役割を明確にするため「発達障害児（者）支援体制整備計画」を策定中であります。

今後は、同計画に基づき市町村等と連携し支援施策を推進することとしております。予算等の確保については、原則として、各事業主体が対応を検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、県費留学生についての御質問で、県費留学生の予算規模と派遣人数についてお答えいたします。

県におきましては、国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、沖縄県国際交流・人材育成財団に委託して、高校生を対象とした「高校生の国外留学生派遣事業」、大学生・社会人を対象とした「国外留学生派遣事業」を行っております。

平成20年度の予算は、「高校生の国外留学生派遣事業」に1364万6000円、「国外留学生派遣事業」に6259万9000円となっております。

派遣人数については、平成20年度までに高校生190人、大学生・社会人599人を海外に派遣したところであります。

次に、留学後の活動状況等についてお答えいたします。

県費留学生の帰国後の調査では、高校生の場合、そのほとんどが大学へ進学し、卒業後は公務員、医師、報道関係者、教員等として活躍しております。社会人の場合は、それぞれの職場に復帰し、知識と経験を生かして職務に貢献しております。

県といたしましては、本県の発展に寄与できる有為な人材の育成という派遣留学の意義等にかんがみ、事前オリエンテーションを行うとともに、帰国後は報告書の提出を依頼するなど、その後のネットワークづくりに努めているところであります。また、沖縄県国際

交流・人材育成財団を通して帰国後の動向を調査するなど、活動状況の把握に努めているところであります。

次に、留学後の意見交換についてお答えいたします。

県費留学生が留学後に互いの留学体験や近況等について情報交換することで活動の輪を広げていくことは、意義のあることだと考えております。

東京等での情報交換の場を設定することについては、留学後、それぞれが進学や就職などにより一堂に会することが困難であると考えております。

県といたしましては、今後は沖縄県国際交流・人材育成財団と連携を図りながら、留学後のネットワークづくり等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県費留学生について、留学生受入事業の予算と留学生人数についてお答えします。

沖縄県海外留学生受入事業の平成21年度の予算は2530万9000円で、今年度の留学生12名を合わせ、これまで南米を初め中北米、アジア諸国等14カ国1地域から554名を受け入れております。

同じく留学後の県のフォローについてとの御質問にお答えします。

留学生は帰国後、特に南米地域においては留学生会に属し、各国県人会等の活動に積極的に参加しており、沖縄と各国のかけ橋として重要な役割を果たしております。

県では、平成16年度に県人会等を通じて留学生の現況調査を行いました。その結果、留学中に学んだことが仕事に役立っていると回答した割合が66%を占め、留学後、各国の地域社会において弁護士や日本語教師等として活躍しております。そのほかには留学中にできた友人・先生方との交流を続けていると答えた割合は82%、帰国後の県人会活動への参加率も70%となっております。

また、平成20年度のブラジル・アルゼンチン移住100周年の折にも、留学生OBとの意見交換会を実施したところであります。

同じく留学生の懇親会の開催について。

留学生の出身国は、14カ国1地域にまたがっており、一堂に会することは厳しいと思われませんが、県としましては、インターネット等を通じた交流を促進するための環境整備等に努めてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路行政についての、東風平豊見城線の整備スケジュールについてお答えいたします。

東風平豊見城線は、八重瀬町友寄から豊見城市豊崎に至る約9.1キロメートルの一般県道で、現在、豊見城市上田交差点から豊崎地先までの約4.7キロメートル区間において、平成10年度から整備を推進しているところであります。

上田交差点から八重瀬町までの区間については、現在事業中の区間の進捗状況や今後の交通量及び地域開発の動向等を踏まえて検討していきたいと考えております。

続きまして、同じく道路行政についての豊見城中央線の上田交差点までの事業スケジュールについてお答えいたします。

豊見城中央線の高安入り口付近から上田交差点までの約660メートルについては、当初、豊見城市の中心市街地土地区画整理事業で整備する予定となっておりましたが、事業費の増大や地権者との合意形成が困難との理由で事業の中止が市の公共事業評価監視委員会において了承されております。

県としては、豊見城市が進めている区画整理事業の中止に伴う法的手続や代替整備案との整合を図りながら、現在実施中の街路事業の進捗状況を勘案し、早期の事業化に向け取り組んでいく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） まず、通行・駐車禁止除外指定車についてお答えいたします。

通行・駐車禁止除外の指定は、道路交通法に基づき都道府県公安委員会が行う交通規制の一つで、本県でも県公安委員会規則に定めております。

平成18年に駐車秩序が社会問題となったことから、その確立を図るため道路交通法が改正施行され、これを受けて全国的に公安委員会規則を見直したものであります。

見直しに当たっては、駐車禁止等の規制から除外することは、交通の危険や渋滞を惹起するおそれが高く、国民生活に影響を及ぼすものであることにかんがみ、その対象となる車両は限定的な範囲とせざるを得ないことから、全国的にその基準を緊急自動車等公共

性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務、または身体障害などで歩行が困難な方、またはその輸送用務に使用する車両とし、当県においても電気、水道、ガスなどの日常生活に不可欠かつ緊急に対処しなければならない修復工事車両などを規制の除外対象とした内容の公安委員会規則改正を行い、平成19年10月19日に施行したものであります。

次に、今まで許可されていた業種に対する告知があったのかについては、対象外となった方々に対する個別の告知は行っておりません。

しかし、規則の改正を広く県民に知っていただくために、県広報や県警察のホームページ、各警察署の窓口などを通じて周知を図ったところであります。

次に、追加業種の余地はあるのかとの御質問につきましては、社会情勢の変化などにより新たに通行・駐車禁止除外指定の必要性を検討すべき業種が出た場合には、同業種が指定基準に該当するか否かを個別に検討し判断することになります。

次に、申請先についてであります。各警察署または警察本部交通部交通規制課を経由して申請することとなります。

次に、沖縄県公安委員会から認定を受けている自動車運転代行業者数と実際に稼働している業者数について一括してお答えいたします。

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき、沖縄県公安委員会から認定を受けている自動車運転代行業者数は、本年4月末現在で482業者、1358台であります。

認定を受けている業者が実際に稼働しているかどうかについては把握しておりません。

次に、オートバイ代行業務についてどのような見解を持っているかについてお答えいたします。

通称オートバイ代行は、客の依頼で有償により貨物用軽トラック等の荷台にバイクを積み込み、客を助手席に乗せて自宅まで送り届ける行為であります。

こうした行為は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に定める営業の用に供する自動車を随伴させていないことから、自動車運転代行業とはいえず、これを有償で行えばいわゆる「白タク行為」となり、道路運送法第4条第1項違反となります。

県警察といたしましては、このような形態でバイク代行を営んでいる業者がいれば、法に基づき厳正に対処していくこととなります。

次に、運転代行業務についての意見交換や指導を行っているのか、運転代行業協会の設立についての見

解について一括してお答えいたします。

運転代行業は、飲酒運転防止対策の一翼を担っていることから、その社会的役割は重要であると認識しており、県警察ではこれまでも代行業者のモータープールの設置支援や居酒屋等における運転代行の利用促進など関係機関に働きかけてきたところであります。

また、運転代行業適正化協議会や関係官庁などの各種会議に出席し、運転代行業務の適正な運営の確保や業界の活性化等について意見を交換するとともに、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき代行業務を適切に運営しているか報告を求めているほか、立入検査を行うなど指導助言しているところであります。

なお、運転代行の適正な運営等を確保するために指導取り締まりも行っており、これまで運転代行業者の無認定営業や無免許運転で19件検挙しております。

次に、代行協会の設立についてであります。平成15年に自動車運転代行業の発展向上と適正な運営を確保することを目的に、「沖縄県運転代行業適正化協議会」が設立されており、同協議会に対しては、交通事故防止に向けた意見交換を行うなど支援をしております。

今後とも内閣府沖縄総合事務局陸運事務所、沖縄労働局労働基準監督署の関係監督官庁と連携して、業界のさらなる健全化と活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 それでは再質問します。

順に行きます。

1番目、発達障害児支援についてであります。

(1)番目の内容では予算は含まれていないと言っていますけれども、何ですか。答弁の方、またお願いしたいと思っております。

(2)番目は、先進地の方に視察に行っていたということで大変ありがとうございます。しっかりとまた各職員の皆さんと議論をして、整備検討委員会でもしっかりと諮って議論していただきたいなというふうに思っております。

(3)番目です。

整備計画委員会を立ち上げていろいろやっていると思っております。このホームページを開いたら、障害者支援体制整備委員会の委員8名の皆さんでいろいろ議論をされていると思っております。その中で、発達障害児支援体制整備計画案を議論をして、福祉保健部

長を中心に音頭を取ってやっていると思っております。

議事録もしっかりとホームページを開いたら、その整備検討委員会の議事録がきちんとしっかりと載っております。これだけやはり沖縄県全体で問題になっているところを速やかにそういう形で検討委員会に諮っていただいて、議事録までしっかりとホームページに載せていただいているのは、非常に県民の皆さん方には御理解を得てもらえると思っております。

非常にいいことであります。しかし、僕の方からまた1点だけ要望というか、その辺を議論をしてほしいんですけれども、8名の委員がいます。しかし、この委員の要請の中に、第4条で委員会の委員15名以内で、次の各項に上げるもので構成するということで、福祉保健部長が認める者を選べるというふうになっております。この8名の皆さんが議論をしている議事録も見ましたが、懸命に頑張っていると思っております。しかし、その中で今市町村と連携しなくちゃいけません。市町村といろんな議論をしてやっていかななくちゃいけないこの計画でありますから、父母の皆さんも、各種団体父母の皆さんがあるんですね、父母会が。その父母会の皆さんの1団体の代表者を今入れてありますよ。その1団体の代表者の方々が残りのこの父母会の皆さんの代表として入っているわけでありまして、その皆さんがもっと意見を深くまとまって代表で出ているんだったらいいんですけれども、中にはそうなっているかなというふうに疑問視する議事録も書かれておりました。ですから、幅広い意味で見るためにも、この父母の皆さんの意見も統一、意見をまとめるためにも何名か入れていただければ幸いじゃないかなと思っております。

また、学識経験者とか保健師の皆さんも入っておりますけれども、実際に発達障害に関して非常にプロと言ったら言葉は悪いですが、いろいろな面で適している人材の方々も数多く民間の病院でやっている方々もいると思いますから、そういう方々も中に入れて、中身を見たらやはり県は早目に動かそうという気持ちはわかりますけれども、早目に動かして後がついてこなくちゃ大変なことになりますんで、しっかりとその分時間をかけるのは時間をかけてもいいと思いますから、すばらしい計画にするためにもそういうことも取り入れてやった方がいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺の答弁も福祉保健部長の方からまた御見解の方よろしくお願いします。

次、観光であります。

非常にですね、知事、頑張ってください。しかし、

知事が長澤まさみと見たことのないような笑顔でテレビに映っているのを見て、僕もいいなというふうに思ったんですけれども、やはり91名の方々が「美ら島沖縄大使」に認定されております。ですから、この広報活動のPRをするのであれば、全員91名がかりゆしウエアをつけて、沖縄のかりゆしウエアをつけようぜとか、沖縄の特産物を食べましょうとか、そういう広報活動にして全国にばらまくとか、いろんなところに旅行会社を中心に張るとかですね。91名いるんだけれども、どういう活用をされているとか我々県民にはまだまだ把握されていない面がありますから、そういったものもろもろできるのであれば、臨機応変にやってほしいなと思っていますけれどもよろしくお願いします。

次、県費留学生についてでありますけれども、先ほど答弁聞きました。受け入れ体制も高校生あるいは外国人の方々も留学している点も聞きました。しかし、僕が気になっているのは、この県費事業に関しましては知事、私がなぜこのようなことを聞くかと言いますと、当事業は理念的にも大変すばらしい事業でありますし、そこでもう一つ加えてほしいのは、この高校生が留学して1年間海外に行ったんですよ。結果というのは、自分の母校に行って公表すればいいわけですよ、自分の体験談を。大学生でもそうですよ。一般でもそうです。自分の母校に行って、この1年間体験したことを言えればいいんですよ。それだけ子供たちに対する夢と希望を与えるためには、そういう活動をしてほしい。

あと外国人が留学する場合、今県の方で把握していない面もあると思いますけれども、東京の海外の大使館の職員になった人がいるんですよ。この非常に厳しいときに、外国の方々が沖縄県にお世話になったと。この1年間のおかげで私はこういう地位まで来ましたよと。私が何かできることはありませんかねと、私が沖縄に対する恩返しはできませんかねというのが多いんですよ。これがまさしく知事が政策で訴えている人間力ですよ。この人材育成するために非常に必要なことだと思っておりますから、それをまた東京の方で一堂に集まってやることはできないかというふうに私はちょっと提案しておりますけれども、その辺の検討もお願いしたいと思っております。

道路行政についてであります。

東風平豊見城線については、平成24年度に南斎場が完成する予定なんですよ、豊見城市に。ですから、道路交通渋滞とか、部長、把握しながらといいますけれども、どう見てもあそこ完成したら道路渋滞しますの

で、しっかりとその検討もまたお願いしたいなと思っております。

あと豊見城県道11号線でありますけれども、この路線の地域は、平成2年に都市計画決定され、その間地権者は19年もの間、土地利用の制限を受け、家を立てたくてもできないため、とりえず補修で対応しているという状況なんですよ。築40年以上の建物は多額の費用がかかるため、経済的損失や精神的なダメージが大きくなっております。

そういう意味でも豊見城市の区画整理事業が中止になった際には、翌年度には事業認可取得に向けて取り組むべきだと思いますが、見解の方をお願いします。

次、警察行政であります。

本部長、駐車禁止除外指定車についてであります。これ要請が来たのは、業者は葬儀屋さんです。葬儀業者というのは、今まで各警察本部で認可取れたんですよ。駐車禁止とか駐停車禁止ですね。今、各所轄の管轄でそういった形で許可を取るんですよ。沖縄県というのは、島上、だれかが亡くなったら我々エーカヌチャーだから、我々葬儀社使いなさいとか葬儀会社を使いなさいとか、本部で亡くなった方でも那覇の業者が行く場合があるんですよ。そのために本部署まで取りに行かないといけないんですよ。

ですから、葬儀屋さんの方々が言っているのは、今まで沖縄県の県警本部の中でしっかりと取れたものを、先ほど本部長も業種によっては検討する余地があるかもしれないと言っておりましたから、その辺は沖縄特有の事情があります。そういう葬儀会社の皆さん方は、今までと違ったような状況で所轄の地域で取り入ってる状態でありますから、今までどおり県警本部が中心となってそれを取れるようなシステムでできないか。すぐの答弁では難しいと思いますから、しっかりとまた持ち帰ってやっていただきたいなと思っております。答弁もお願いします。

続いて、代行の件であります。

代行は、知事、観光客1000万人を目指しております。この運転代行というのが大変問題になっているんですよ。バイク代行、これは違反ですよ。バイク代行、違反。バイク代行は違反ですよ。バイク代行、あるいはレンタカーが年間これだけ来ている中で、沖縄の那覇市内で飲んで、ホテルに帰るときはレンタカー業会の皆さんも運転代行使っております。居酒屋さんも運転代行使ってくださいと言っております。無許可の運転代行が多いんですよ。1つだけ任意保険と対物対人取って1台だけ、残りの4台は取っていない状況なんですよ。これがまさしく今沖縄の現状なん

ですよ。それをしっかりと観光立県沖縄という中で、運転代行もしっかりと踏まえて、運転代行の協会をつくるべきだと私は思っております。そうすることによって、問題も軽減してくると思っております。

ですから、これがしっかりと運転代行とタクシー業界とレンタカー業界がしっかりとなくなっていけば、沖縄県のリピーターが70%さっきいると言っていましたから、一度来た沖縄で問題が起きたら二度と来ませんよ。それをしっかりと行政としても協会を立ち上げるというような気持ちがあると、音頭を取ってほしいというふうな形でありますので、また答弁の方もお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの島袋大君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の島袋大君の再質問に対する答弁をお願いします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 発達障害についての再質問にお答えいたします。

今回の予算の中で、発達障害へ使えないかという御質問ですけれども、今回は基金への積立金の積み増しのための経費でございますので、その歳出のための予算ではございません。

ただ、この積立金、基金の使途といたしましては、福祉介護人材の処遇改善と、それから事業所の新体系移行の促進のための経費、それと人材育成事業に使える経費ということで使途が限られております。その中で、新体系移行に向けた支援の中で、例えば発達障害者を対象とした障害福祉サービス事業所を設置する場合等については、サービスに必要な改修・増築等、基盤整備に資するための補助が可能であると考えております。

また、人材育成事業につきましては、現在、助成の対象が限られていることから、今後助成対象の拡大について国に要請していきたいと考えております。

次に、体制整備委員会の委員の増員についての質問にお答えいたします。

当該計画を推進していく中で、増員については検討してまいりたいと考えます。

なお、計画案の策定に当たっては、市町村の意見も聞いており、また、「親の会」の皆様とは現在、意見交換を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 再質問にお答えします。

外国人留学生が東京に一堂に会することについての再質問についてお答えします。

留学生自体が世界14カ国1地域にまたがっているため、やはり一堂に会することは難しいと思われますが、県としては、インターネットのメーリングリストなどの整備でコミュニケーションがとれるような環境をつくって対応していきたいと考えております。

次に、「美ら島沖縄大使」についての御質問ですが、現在91名の「美ら島沖縄大使」、経済、文化、芸能などさまざまな分野の人が認証されております。

「美ら島沖縄大使」の広報活動等については、議員の御提案も含めて検討し、沖縄のさらなるPRに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路行政の東風平豊見城線の再質問についてお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、東風平豊見城線、今、上田交差点から豊崎まで事業中でございまして、その方をまずは加速をしていきたいと思っています。

それから南斎場ですか、そこへのアクセス道路として市道の饒波川線もございまして。そういったこともある関係から、この東風平豊見城線の起点であります八重瀬町とも関係ございますので、今後は豊見城市、それから八重瀬町と調整をしながら事業化に向けて検討していきたいと考えております。

それから、次の豊見城中央線でございしますが、上田交差点の慢性的な交通渋滞は承知しております。この交通渋滞を解消する――路線全体もそうなんですけれども――一番やっぱり交差点の改良が優先的に行われるべきだというふうに認識しております。

したがって、豊見城の中心市街地の区画整理事業の中止が決まったわけでございますが、あと手続として都市計画の変更、それから区画整理事業の変更等がございまして、それらの手続が済み次第、早期に整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 2点ありまして、1点目が葬儀葬祭業者の件であります。

これは、物を運ぶということという形というのは嫌な言い方なんですけれども、遺体搬送業と呼んでおります。あくまでもそういった仕分けなんですけれども、制度の建前から申し上げますと、やはり先ほどの基準、全国的に統一的な基準ですが、公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務というその基準からすると、やはりどうしてもこの葬儀葬祭業者に關しましては、該当はしないというふうに判断せざるを得ないんですが、先ほど、さすがに沖縄の細長い付き合いがありまして、那覇市内から本部の署長のところに許可を取りにいくのかという、確かにごもつともな御指摘でありますので、そこで建前とそういった現実に申請される方の便宜の問題、うまくかみ合った方法があるんじゃないかと思っておりますので、そこは研究させてください。若干時間をいただきたいと思ひます。

2点目は、業者さんの団体をつくったらどうかという話でありまして、これは代行業者の団体ですけれども、実は、警察という立場から申し上げますと、代行業者との関係では規制をする立場です。違反があれば取り締まる立場です。場合によっては逮捕もします。刑務所にも送るように手続します。そういう立場の人間が、ちょっと確かにそういう積極行政というのは大変おもしろい分野ではあるんですけれども、はっきり言って分を過ぎていっているというような感じがいたします。

でありますから、そういった議員の御提言があったことについては、まさにそういった規制の関係でつくられております、先ほど申し上げました運転代行業務適正化協議会、この場でこういった御意見、御提案があったことは私どもの方から御紹介するといったことで、私どもとしては精いっぱい努力かなと思ひますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん こんにちは。

きょうの質問者のしんがりです。大変お疲れでしょうけれども、最後までお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

本定例会は、県議会100周年に当たり、初日は次代を担う県立芸大の皆さんの琉球古典音楽の大合奏によ

り花を添えていただき、すばらしい幕あけでした。

また、このような節目にこの議場で皆様と一緒に一議席を担っていることを大変うれしく思ひ、そしてまた、これまで100年間もかかわってきた多くの皆さんの御尽力に感謝をしながら感無量でございました。

それから本議会は、人事異動で金武教育長、それから黒木県警本部長、そして新部局長の皆様の決意表明もあり、大変心強く思っております。どうぞ、知事、三役をしっかりと支えていただき、すばらしい県政運営をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、所感を述べながら一般質問を行います。

1、まず、環境行政について。

1998年から毎年、先島で海岸の漂着ごみの調査を続けておられる山口晴幸防衛大教授が、このほど、ことしまでの12年間で漂着ごみの量が約6倍にふえていることを示す報告がまとめられました。また、漂着ごみのうち外国製ごみの漂着度合いは約4.2倍増加しており、とりわけ中国製ごみが10.3倍の急増ぶりを示しています。その多くのごみは中国、韓国などから来るといふことは、この問題は沖縄県のみで解決できるものではなく、また、我が国のみでも解決は不可能であると考えます。

このような中、国においては、本国会で緊急の景気対策や雇用対策の中で環境政策として「地域グリーンニューディール基金」を創出し、漂着ごみなどの対策も講じられているようです。

そこで、この基金において漂着ごみに関する取り組みがどうなっているのか、次のことについて伺ひます。

(1)、海岸漂着ごみ対策について。

ア、本県の漂着ごみの現状と八重山圏域の現状はどうなっているのか伺ひます。

イ、環境政策として「地域グリーンニューディール基金」を創出し、漂着ごみに關しどのような対策が講じられるのか伺ひます。

ウ、漂着ごみは、本県のみで解決できるものではありません。国がどのように対応しているのか、また、県としてどのように考えているのか伺ひます。

(2)、次に、オニヒトデの駆除に対しては、ダイビング事業者の皆さんに絶大なる協力をいただひており、これからオニヒトデの産卵時期に入るので早急に駆除しないとイケないとのことですが、今回のオニヒトデ緊急駆除事業については時宜にかなった対策だと思ひます。

ア、そこで、八重山、宮古、本島周辺海域におけるオニヒトデの駆除状況と支援について伺ひます。

(3)、次に、地球温暖化対策について。

緊急に対策をとらないと豪雨増加による洪水や台風の強大化による高潮の被害、熱中症による死者増などによって、今世紀末の日本の被害額の増加が最大で年計約17兆円になるとの予測結果を環境省が5月29日に発表しています。八重山の石西礁湖のサンゴ白化など、地球温暖化の影響は沖縄にも深刻な影響を及ぼしています。県民の生活の周辺から温室効果ガス削減を心がけなければいけないと考えます。

そこで、次の件について伺います。

ア、2020年までの日本の温室効果ガス排出削減中期目標「2005年比・15%減」が示されました。本県として、目標に向けどのような取り組みが求められるのか伺います。

イ、本県と県内市町村における地球温暖化防止実行計画の策定状況と削減目標に向けた取り組みについて伺います。

ウ、温室効果ガス排出量の削減について、家庭から排出されるCO₂を削減すれば相当緩和されると言われますが、県の対策はどうなっているのか伺います。

2、観光行政について。

新型インフルエンザ流行で修学旅行を中止するなどの影響もあり、本県の観光客も急減してしまいました。県外での誘客催事も積極的に進めなければならないと考えます。

(1)、そこで、今回の沖縄観光特別対策事業について、具体的にどのように進めていくのか伺います。

(2)、また、県が離島地域の活性化を目的に内閣府と連携して導入した離島地域広域推進モデル事業について、八重山地域を国際観光拠点づくりとして事業展開するようですが、どのような取り組みをしていくのか伺います。

3、農林水産行政について。

(1)、石垣港区域におけるヨットハーバーの整備について。

石垣港は日本最南端の港湾であり、東南アジア方面から初めに、または最後に立ち寄る港であり、県内外はもちろんのこと、いろいろな国のヨットが多数寄港し、地元の皆さんとの交流を深めています。

石垣島を中心とした八重山諸島海域は、サンゴ礁の美しさ、島々に残る文化、伝統芸能、自然は、ヨットマンあこがれの南海のクルージングスポットなのです。食料、燃料、飲料水等の補給が可能で、空港があり、コンタクトに便利な絶好の位置にあり、今後も石垣島に来訪するヨットは確実に増加するものと考えられます。

また、八重山ヨット倶楽部の所有艇は16艇あり、県内外、海外から石垣島へ訪れるヨットの支援、交流、海の日体験セーリング、ジュニアヨット教室、また、隔年ごとに開催する石垣－台湾間のヨットレースなどの活動を行っており、ことしも5月4日に第7回大会が盛会裏に終了し10年目の節目を迎えました。

しかしながら、いまだに石垣港におけるヨットの安全な係留場所がなく活動に支障を来しており、観光・リゾート地として石垣島観光の大きなダメージになっています。知事の公約にも、「景観や自然環境に配慮したヨットハーバー機能を本島と各離島に整備します。」とあり、先日、知事が八重山来島の際、直接要請を受けておられますので、ぜひ知事の答弁を求めたいと思います。

そこで、石垣港の再編で農林水産部所管の計画の中で、ヨットを安全に係留できる施設の整備について伺います。

ア、石垣港区域の遊漁船の実態と係留施設の状況について伺います。

イ、漁港区域（県の遊休海面）にフィッシャリーナの整備計画について伺います。

次に、与那国町には簡易屠畜場があり、「と畜場法施行令」第3条2項における県知事の許可を受けて屠畜を行っていましたが、BSEを契機に全国一律基準により島内での屠畜ができなくなり大変支障を来しております。現在は石垣島へ搬送し、1頭につき約7万円の経費がかかります。

牛肉を使った食は島の文化の一つであり、祝い事や法事、町の行事には欠かせない地域コミュニティーを形成する上でも、食の安全面から考えても島内での屠畜が望ましいのです。

(2)、そこで、与那国町屠畜場が再開できるよう県の支援について伺います。

4、離島振興について。

「離島力おきなわ」、「離島・過疎地域の振興で世界に誇れるユニバーサルサービスをめざします。」との知事公約どおり、熱い思いを寄せていただき、各離島を回り諸問題解決のために御奮闘しておられることに心強く思います。どうぞ今後とも、離島振興なくして沖縄県の発展はないという思いで御支援をよろしくお願いいたします。

離島・過疎地域の活性化のためには、基盤整備が必要であり、人、物、情報などの交流を活発にすることが離島振興につながっていくものと考えます。そのためにも、特に航路補助を強化し交通アクセス網の維持確保が必要であります。

そこで伺います。

(1)、経済対策関連の「交通・離島対策」事業の中で、離島航路対策で、燃料費高騰に伴う補助対象航路事業者への欠損額に対する補助は必要だと考えるが、県の計画を伺います。

(2)、離島航空路線対策として、燃料分も補助対象とする運航費制度の見直しについて伺います。

(3)、次に、竹富町新エネルギー施策の推進について。

竹富町は、東洋のガラパゴスと評される豊かな自然環境を有し、県内初の国立公園に指定された地域です。このかけがえのない豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継いでいくため、平成14年度に策定した「ゼロエミッションアイランドばいぬ島竹富町（地域エネルギービジョン）」により、各種の環境保全施策を積極的に推進しております。

今後も引き続きこれらの環境問題に対処するため、自然エネルギーである太陽光・水力・風力発電整備等の推進を初め、環境に優しいクリーンエネルギーを活用したまちづくりを目指しております。

竹富町7つの有人島が島々の特性を生かし、地域の合意や法的規則、環境への影響等も配慮しながら、需要と供給が結びついた小規模・分散型のエネルギーのモデル地域として各種エネルギーの包括的な実証実験場としての発展が図られるものと思慮します。ぜひ、竹富町新エネルギー施策の推進に県の強力な御支援をお願いし、次の件について伺います。

ア、波照間島における新エネルギー事業導入計画支援と高率補助について伺います。

イ、各離島の風力・太陽光・波力・クリーンエネルギーの導入支援について伺います。

ウ、公共施設等の新エネルギー導入支援について伺います。

今回の経済対策関連事業として「安全・安心確保等」部門で、「電線類地中化事業」の離島地域における電線類地中化を推進するための予算化を高く評価いたします。先島地区は、毎年のようにやってくる台風対策のために早目に推進していただくことを強く要望します。

(4)、そこで、離島における電線類地中化の進捗状況と今後の取り組みについて、特に台風襲来が多い八重山地域について伺います。

次に、与那国町の妊婦健診について伺います。

与那国町は、県立八重山病院の産婦人科医師により出張妊婦健診を行っており、年間約70名の方が受診しております。しかし、ことし1月以降は八重山病院の

産婦人科医師不足のため実施しておりません。先日、与那国で妊婦の皆さんから切実な訴えがありました。与那国としては、できれば産婦人科医師の派遣を希望しており、いま一度見直していただきたいと思います。妊婦の離島であるハンディと不安を解消し、安心して子供を産み育てることができるよう、一日も早い対応をお願いします。島嶼県沖縄における堅実な地域医療確保は不可欠であり、ぜひ地域に根差した医療体制の構築をよろしくお願い申し上げ、次の件について伺います。

(5)、与那国の県立八重山病院産婦人科医師不足による妊婦健診中止についての実態と今後の見通しについて伺います。

5、教育行政について。

去る4月15日に台湾を訪問した石垣市、竹富町、与那国町の3首長と台湾花蓮市長は、台湾東部地域との直行交通ルートの定期化の実現を目指すことを盛り込んだ「国際交流推進共同宣言」に調印し、観光や教育、文化、経済産業の交流を推進していくことになりました。

その手始めに、修学旅行やスポーツの交流、産業視察のツアーなどの実施に努めることとなり、その中でも、早速5月20日付で県教育長あてに八重山市町会と花蓮市長の連名で修学旅行の要請を行っております。この件につきましては、平成13年6月にも石垣市教育委員会から当時の津嘉山教育長へ要請した経緯もあり、長年の夢でもあります。八重山地域の中学生の修学旅行地を、国際社会に生きる人材育成と国際理解を図る視点から、ぜひ特段の御配慮を賜りたいと存じます。

それでは、次の件について伺います。

(1)、修学旅行地の見直しについて。

ア、中学生の修学旅行地の九州から台湾への見直しについて見解を伺います。

イ、県教育委員会の規定における修学旅行に対する国庫補助（高度僻地修学旅行費）基準の対象にできないのか伺います。

(2)、次に、サッカースタジアムの早期建設について。

先日、サッカーの日本代表が2010年に南アフリカで開催されるワールドカップの出場権を獲得し、日本じゅうが大いに沸き返りました。

今やサッカーは野球と肩を並べるほどの人気スポーツに成長しており、県内でも小・中・高校生から社会人、そして女子やシニアの年代と多くの県民がサッカーを楽しんでおり、その競技人口は1万5000人を超

え、ビーチサッカーやフットサルなど、今後ますます競技人口はふえる傾向にあると考えます。

現在、プロ野球の公式戦ができる野球場を那覇市奥武山に建設中で、県民の大きな期待が寄せられています。ぜひ次にサッカー専用スタジアムを整備することにより、Ｊリーグ等のプロの公式試合を沖縄に誘致することが可能となり、また、Ｊリーグのチームや日本代表、各国の代表チームなどが沖縄で合宿すれば観光客誘致にも期待でき、県のスポーツ振興や観光・リゾート産業の振興に大いに貢献できるばかりか、沖縄の子供たちに大きな夢と希望を与えるものだ確信いたします。この件につきましては、以前にも質問いたしましたが、その後の進捗状況について伺います。

ア、県は、サッカー競技場整備に関する調査検討連絡会議を３回も開催し、報告書もでき上がっているようですが、その結果を踏まえサッカースタジアム建設に向けて今後どのように進めていくのか伺います。

イ、県サッカー協会が経済効果や維持管理等を含め、奥武山陸上競技場跡に「おうのやまの杜サッカースタジアム整備計画」を陳情していますが、そのことについて県はどのように考えているのか伺います。

ウ、本県は、平成24年には復帰40周年を迎えます。その記念事業としてサッカースタジアム建設を推し進めるのはどうでしょうか、知事の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、環境行政に係る御質問で、「地域グリーンニューディール基金」によります漂着ごみ対策についてという御質問にお答えいたします。

「地域グリーンニューディール基金」は、漂流・漂着ごみの回収・処理や発生源対策に係る事業も対象として含まれております。

県としましては、同基金を活用し漂着ごみを回収・処理できるよう、市町村等と調整しながら事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

同じく環境行政に係る御質問で、中期目標に向けた県の取り組みいかんという御質問にお答えいたします。

国においては、ことしの６月に地球温暖化対策における日本の2020年の温室効果ガスの削減量、いわゆる中期目標として、2005年比15%削減を発表いたしております。沖縄県では、今年度から現行計画を見直し、

新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画（仮称）」を平成22年度に策定することにしております。

新たな計画の策定に当たりましては、環境省から６月中旬に示されました策定マニュアルに沿って削減目標を設定いたしますとともに、太陽光発電などのエネルギー政策などと連携を図りつつ、沖縄県の地域特性に配慮しました対策の充実強化を図っていきたいと考えております。

次に、農林水産行政の中で、石垣漁港のフィッシャリーナの整備計画の内容についての御質問にお答えいたします。

石垣漁港のフィッシャリーナの整備計画の内容につきましては、漁村再生交付金事業により76隻の収容が可能な施設整備を計画いたしております。総事業費は6億7000万円で、事業工期は平成21年度に着手をし、平成24年度での完成を予定いたしているところでございます。

次に、離島振興の中で、八重山地域の電線類地中化の今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

八重山地域におきましては、近年、大型台風の直撃により電柱の倒壊があり、緊急輸送道路の確保や電力の安定供給の観点から、電線類地中化が強く求められております。

八重山地域では、これまで国道390号、県道白浜南風見線、そして町道大枳線で約2.8キロメートルの地中化を実施いたしております。

今回の緊急経済対策補正予算案におきましても、八重山地域に約6億円を計上し、国道390号の約1.2キロメートルを整備する予定でございます。また、平成21年度からスタートいたします新たな無電柱化計画におきましても、八重山地域の電線類地中化を推進していきたいと考えているところでございます。

次に、教育行政に係る御質問の中で、サッカースタジアム建設についての御質問にお答えいたしたいと思います。

サッカースタジアム建設につきましては、先般、教育委員会から先進地の調査結果等を取りまとめた報告書の説明を受けたところでございます。同報告書によりますと、建設のためにはさまざまな課題がまだ残っております。引き続きもう少し詳しい調査研究を行う必要があると考えているところでございます。これはまた、私の公約でもありまして、何とか実現に向けて頑張りたいとも考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境行政についての御質問にお答えいたします。

まず、漂着ごみの現状についてお答えいたします。

沖縄県における漂着ごみは、内閣府や環境省によりごみの種類や数量などが調査されており、漁業用の浮きやペットボトル等のプラスチック類が圧倒的に多いことや、海外由来のごみが多いことが確認されております。

また、八重山圏域については、環境省が平成19年度から20年度にかけて実施した「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル事業」において、石垣島及び西表島の一部海岸を調査しており、他の離島と同様にプラスチック類が多いことや、中国や韓国などの近隣諸国から排出されたごみが冬場に多く漂着していることが確認されております。

次に、漂着ごみに係る国の対策と県の考えについてお答えいたします。

国におきましては、市町村が行う漂着ごみの回収・処理に対する補助制度に加え、特に漂着量の多い海岸などでは「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル事業」等を実施し、漂着状況の調査や処理方策の検討を行っております。

漂着ごみ対策については、近隣諸国への対応を含めて国が責任を持って取り組むべき課題であり、県としては、引き続き九州地方知事会等を通して、国に対して財政措置の拡充などを要望してまいりたいと考えております。

次に、オニヒトデの駆除事業と支援についてお答えいたします。

オニヒトデの大量発生している八重山地域においては、漁業関係者やダイビング関係者等のボランティアによる駆除活動及び環境省のグリーンワーカー事業による石西礁湖内の駆除事業が行われている状況にあります。

また、オニヒトデの大量発生の兆候が見られる宮古地域などにおいても、ボランティアによる駆除活動が行われておりますが、ボランティアでの継続した駆除活動が困難な状況となっております。

このため、県としては、観光資源、漁業資源及び生物多様性の観点から、オニヒトデが大量発生している八重山地域、大量発生の兆候が見られる宮古地域などの重要な海域において「オニヒトデ緊急駆除事業」を実施することといたしております。

次に、地球温暖化防止実行計画について、県内の実

行計画の策定状況と取り組みについてお答えいたします。

地球温暖化対策推進法では、地方公共団体は、率先してみずからの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を抑制するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定することとなっております。

県内では、沖縄県、那覇市、糸満市など9団体が当該計画を策定し、電気、燃料使用量の削減などのエコオフィス活動や、施設の省エネ化などの取り組みを進めております。

次に、家庭に対する県の対策についてお答えをいたします。

温室効果ガス排出量の削減につきましては、本県のCO₂排出量の約22%を家庭部門が占めていることから、各家庭における取り組みが重要であります。

県では、市民団体、事業者団体、行政等129団体で構成する「おきなわアジェンダ21県民会議」等と連携し、1人1日1キログラム削減のエコライフを目指し、「県民環境フェア」等の普及啓発活動を通じて、環境家計簿や省エネ家電、エコドライブの普及を図るなど家庭における取り組みの促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、沖縄観光特別対策事業についての御質問にお答えします。

沖縄観光特別対策事業は、夏場の観光需要喚起を目的として実施しております。

具体的には、観光情報サイト「真南風プラス」を活用したキャンペーンや、首都圏を中心とする観光PRイベントの実施、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用したPRを実施しております。また、新規団体旅行客への支援制度を発足させたところであります。

海外においては、特に中国からの誘客を図るため、富裕層会員制クラブを活用した観光セミナーなどを実施いたしました。

今後も引き続き航空会社、旅行社、市町村等と連携して、観光客の増加に向けた効果的な誘客プロモーションを実施してまいりたいと考えております。

次に、離島振興について、波照間島の新エネルギー事業導入計画等についてお答えします。

波照間島においては、「島嶼地域におけるエネルギー自給システム構築調査事業」により、本年度、新たに可倒式の風力発電や既存の発電設備と連携するた

めの系統安定化装置を設置し、自然エネルギーを導入する予定となっております。

当該事業は、沖縄振興特別調整費を活用したエネルギー自給システムのモデル事業として、国が10分の8を負担し、残り10分の2を県と民間事業者が負担するものであります。

次に、県内離島の自然エネルギーなどの導入支援についての御質問にお答えします。

離島における自然エネルギーなどの導入については、沖縄振興特別調整費を活用した波照間島のモデル事業のほか、民間事業者による南大東島への可倒式風力発電の導入事業、宮古島市や与那国町などによる離島マイクログリッド事業への公募申請があります。

今後は、波照間島の事業成果等を踏まえて、民間事業者や地元自治体と連携し、国の補助事業等を活用して県内離島への自然エネルギーの導入を促進してまいります。

同じく離島振興について、県内公共施設等への新エネルギー導入支援についての御質問にお答えします。

公共施設等への新エネルギー導入については、経済産業省など国の補助事業として、公立学校や自治体への太陽光発電、風力発電、クリーンエネルギー自動車の導入支援等があります。沖縄県においては、これらの補助事業等を活用して公共施設への新エネルギー導入を促進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光行政についての御質問の中で、離島地域広域連携推進モデル事業の取り組みについてお答えいたします。

県は、離島市町村が連携し課題解決に取り組むことにより離島の活性化を図ることを目的として、平成20年度から八重山地域及び宮古地域を対象に離島地域広域連携推進モデル事業を実施しているところであります。

八重山地域の今後の取り組みとしては、3市町の観光関連事業者や有識者等で構成される「戦略推進委員会」を設置し、「目指すべき国際観光地のイメージ」や「マーケティング戦略」などの検討を行い、「八重山地域国際観光拠点づくり戦略」を策定することとしております。また「アジア市場研究会」、「欧米市場研究会」及び「受入体制研究会」の3つの研究会を設置し、「国際観光商品の開発」、「モニターツアーの実施」、「受入体制改善の取組」などを行うこととしております。

次に、離島振興についての御質問の中で、燃料費高騰に伴う離島航路事業者の欠損額補助についてお答えします。

離島航路補助制度は、燃料費、船員費、船舶リース料等の運航費と、旅客・貨物運賃等の収益との差額、いわゆる欠損額を補助するものであり、原油価格高騰により生じた欠損についても補助対象となっております。

今後とも、離島航路の実情を踏まえて、国及び市町村と協調し、その維持確保に努めてまいります。

次に、離島航空路の運航費補助制度の見直しについてお答えします。

県においては、6道県で構成する離島航空路問題協議会等を通して、燃料費を補助対象とすることなど、補助制度の見直し及び拡充を国に要望しているところであり、引き続き各県と連携し、その実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 農林水産行政についての、石垣港の遊漁船と係留施設についてお答えいたします。

石垣港港湾管理者である石垣市によりますと、石垣港浜崎地区を利用している遊漁船等の状況は、係留施設においては収容隻数が50隻であり、待機者が23名とのことであります。また、陸置き施設においては収容隻数は290隻であり、待機者が17名と聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、与那国町屠畜場の整備についてお答えいたします。

与那国町食肉処理場は、現在、簡易屠畜場として豚及びヤギの屠畜が行われております。

牛については、国内でBSEが発生した平成13年9月以降、屠畜が中止されており、再開するには新たにBSE対応施設として整備する必要があります。

国等の補助事業による牛の屠畜施設の整備については、1日当たりの処理能力が豚換算でおおむね500頭以上の規模であることが採択要件となっております。

しかしながら、与那国町食肉処理場は1日当たりの処理能力が10頭となっており、採択要件を満たしていないことから、事業の導入が難しいものと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 離島振興についての御質問の中の、与那国町の妊婦健診についてにお答えします。

八重山病院から与那国町への産科医派遣については、医師不足によりやむなく本年1月より中断しているところであります。現在、早期の再開に向けて医師確保に努めているところではありますが、与那国町とも協議の上、医師が確保されるまでの間、助産師を派遣し、妊婦健診を行うこととしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、修学旅行地の九州から台湾への見直しについてお答えいたします。

県内の中学校で実施される修学旅行の見学地につきましては、「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」に基づき、原則として九州の範囲内で実施することとなっておりますが、所管の教育委員会において、特別な事情があると認めた場合は見学地の見直しができることとなっております。

修学旅行先の選定に当たっては、特別活動の「旅行・集団宿泊的行事」として学習指導要領に位置づけられていることから、そのねらいを達成するために生徒の心身の発達に応じた日程や健康、安全を確保するとともに、保護者の経済的な負担等を考慮する必要もあると考えております。

これまで九州圏外に修学旅行地を選定する場合は、当該市町村教育委員会と調整を行ってきたところでありますが、今回の修学旅行地を九州から台湾へ見直しすることにつきましては、当該市町村教育委員会の意見を十分に聞くなど調整してまいりたいと考えております。

次に、高度僻地修学旅行費補助についてお答えいたします。

高度僻地修学旅行費補助は、僻地における義務教育の円滑な実施に資することを目的として、市町村が修学旅行に要する経費の一部を負担した場合に国が補助するものであります。

国の補助金交付要綱では、旅行先についての制約がないため、台湾など海外への修学旅行であっても補助対象となるものと考えております。

次に、サッカースタジアム建設についてお答えいたします。

サッカースタジアム建設につきましては、関係部局及び「社団法人沖縄県サッカー協会」で構成する「サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議」において、先進地調査等についての報告書を取りまとめたところであります。

同報告書によりますと、建設のためには、用地の確保や運営主体、管理運営費等多くの課題があることから、引き続き調査研究していく必要があると考えております。

次に、県サッカー協会からの陳情についてお答えいたします。

県サッカー協会からは奥武山陸上競技場に専用サッカースタジアムを建設することについての陳情があります。

奥武山陸上競技場については、県と那覇市との「奥武山野球場の整備に係る覚書」に基づいて、将来的に那覇市へ移管する予定となっております。したがって、県サッカー協会から陳情のあった奥武山陸上競技場跡のサッカースタジアム整備につきましては、要望の趣旨を那覇市に伝え、話し合ってみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

特に、ヨットハーバー機能のフィッシャリーナ整備については、今年度の事業採択ということで大変うれしく思います。ありがとうございました、知事。

それから、二、三点質問したいんですけれども、与那国町の屠畜場再開についてですけれども、これも現場を視察してまいりましたけれども、これまで簡易屠畜場として建物もまだあって、豚の屠畜はまだやっているんですね。そういう意味で、今休止となっている牛の屠畜ができないということですね。それをぜひ「と畜場法施行令」の2条の構造設備の基準を満たせばできるんじゃないかということで、例えば前回の中川議員の一般質問の中でヤギの屠畜の問題がありまして、当時当局の答弁では、費用対効果の問題で厳しいと先ほどの部長の答弁のようにおっしゃっていましたが、それでは簡易屠殺場としての要件が満たされればそれが可能だと思えるんですけれども、それを満たすにはやはり経済対策の今回のその事業をぜひ取り入れていただいて、南部の食肉センターには57億円も

ついていますので、そのおこぼれでもいただければとか、また追加経済対策でもぜひお願いしたいと思います。再答弁をお願いいたします。

それからサッカースタジアムの早期建設について、知事の公約の「スポーツの振興」の中で、「本格的な専用サッカー競技場と練習場の整備につとめ、Ｊリーグの誘致を目指します。」ということですので、あと３年後の平成24年の復帰40周年の記念事業としてめどづけていただければ知事の公約も実現できるものと思いますけれども、再度知事の答弁を求めたいと思います。

それから与那国の妊婦健診についても早期の再開に向けてと言っておりますが、助産師の派遣では厳しいのでぜひ早目に医師の派遣をお願いしたいと思って再度その答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 辻野議員の再質問にお答えいたします。

サッカー場につきましては、今教育長からお話がありましたように、教育庁の中でこの何年か研究をしていただいております。

ただ、私もこれを公約に掲げ、何とかこういう御時世でなかなかお金の面、それから実際つくって後のメンテナンスといいますか、この運用をどういうふうに効率的にやっていくか。さらにもう一つは、こういう教育的な施設にあわせて練習場をむしろたくさんつくってスポーツアイランドという形でスポーツ産業という形のアプローチがいいかも含めて、おっしゃるように復帰40周年に間に合うかは別にしまして、こういう中で何とか実現できる方策についてもっともっと研

究して何とか芽が出るように頑張りたいと思いますので、ぜひいろんなまたお知恵をかしてください。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質問にお答えします。

与那国町食肉処理施設の整備についての御質問にお答えします。

与那国町食肉処理場の整備については、どのような対応ができるか関係機関等と連携して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 与那国町の妊婦健診についての再質問についてお答えします。

現在、八重山病院の産婦人科医は４人しかいないため、どうしても与那国の妊婦健診まで手が回らないと、５人以上いないと八重山での業務が十分できないということで助産師を派遣するということになったのでありまして、八重山病院長にはできるだけ早目に産婦人科の医師を送れるような状況にしていきたいと強くお願いしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明７月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 7 月 1 日

平成21年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成21年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成21年7月1日（水曜日）午前10時1分開議

議事日程第7号

平成21年7月1日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで（質疑）

第3 陳情第114号、第121号、第125号、第136号及び第141号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案まで

- 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 甲第2号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について
- 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第10号議案 専決処分の承認について
- 乙第11号議案 専決処分の承認について

日程第3 陳情第114号、第121号、第125号、第136号及び第141号の付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	10番	上里直司君
副議長	玉城義和君	11番	奥平一夫君
1番	上原章君	12番	吉田勝廣君
2番	島袋大君	13番	當山眞市君
3番	中川京貴君	14番	吉元義彦君
4番	桑江朝千夫君	15番	座喜味一幸君
5番	平良昭一君	16番	佐喜真淳君
6番	仲村未央さん	17番	玉城満君
7番	照屋大河君	18番	仲宗根悟君
8番	渡久地修君	19番	崎山嗣幸君
9番	瑞慶覧功君	20番	西銘純恵さん

21 番 新 垣 清 涼 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん

35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 知 事 公 室 長 上 原 良 幸 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 知 念 建 次 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 名渡山 司 君

知 事 公 室 監 査 官 棚 原 政 忠 君
 秘書広報統括 黒 島 師 範 君
 総 務 部 監 査 官 中 野 吉三郎 君
 財 政 統 括 監 査 官 金 武 正八郎 君
 教育委員会委員 翁 長 良 盛 君
 教 育 長 黒 木 慶 英 君
 公安委員会委員 宮 城 和 博 君
 警 察 本 部 長 伊 礼 幸 進 君
 労 働 委 員 会 員 又 吉 春 三 君
 公 益 委 員 会 員
 人 事 委 員 会 長
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 11 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 おはようございます。

海と緑と光あふれる南城市の嶺井光です。

きのうは、うるま市の宮森小学校への米軍ジェット機の墜落追悼行事がありました。私は、当時小学校 4 年生でした。先生から当時お話を聞いたときに、大変な衝撃を覚えた、こういう記憶がよみがえってまいりました。

今、子供あるいは孫たちが小学生の年齢になっていくこの時期になって、再びこういう恐怖感を持たせちゃいかぬなという思いをいたしました。そういう意味では、やはり米軍基地の整理縮小にしっかり取り組まなければならないというふうに感じたところでございます。

暗い話ばかりでもなんですから、一つ明るいニュー

ス。

去る4月の中旬から6月の下旬まで、南城市の琉球ゴルフクラブの隣あたりで「ひまわり園」をつくった方がおりました。ヒマワリは、光輝く明るさ、あるいは元気というのをイメージするすばらしい花であります。もう花の時期は終わったんですけれども、今、主は種をお上げするという事を言っておりました。どうぞ南城市には歴史豊かな名所がたくさんあります。あるいはランチの店、コーヒーショップもたくさんありますので、楽しみにお出かけいただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従って質問を行います。

まず、多様な人材の育成と文化の振興について。

(1)、学校教育の充実についてであります。

本県は、教育推進計画において学力の向上を図るため、みずから学ぶ意欲を育て、豊かな表現力と粘り強さを持つ幼児・児童生徒を育成するとともに、学校、家庭、地域社会の連携のもとに、豊かな心をはぐくむこと。また、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会、情報化社会で活躍する心身ともに健全な児童生徒を育成することを掲げております。

このような中、小学校6年と中学校3年を対象に行われた全国学力テストで、本県は全国最下位という結果となっております。

学力問題は、本県の戦後一貫した懸案事項であり、官民挙げて学力向上に懸命な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、依然として現状は厳しい状況にあります。

学力向上を効果あらしめるためには、教員の多忙化の解消など教育環境の改善が必要であると考えます。

教育は、本県の将来を担う人材の育成につながります。国際社会や情報化に対応した人材の育成は、経済の自立を目指す本県にとって最も重要な課題であり、そのためには、教育に対する思い切った投資が必要ではないでしょうか。

以下、伺います。

ア、学力調査2年連続全国最下位の結果を受けて、今後どのような取り組みをしていくのか伺います。

イ、学力向上のためには、少人数指導が必要と考えます。30人以下学級に向けた小学校全学年への取り組みについて教育長の考えを伺います。

ウ、文部科学省の教職員増員計画は、主幹教諭を中心にふやすことになっております。他府県を含めた現状はどうなっているか。また、本県の増員効果を伺います。

エ、教師がゆとりを持って子供としっかりと向き合

える環境をつくるのが大切であると考えるが、対応を伺います。

(2)、次に、高等学校編成整備計画について伺います。

編成整備計画によると、中長期的な視点に立ち、新しい学科の設置等、生徒の立場に立った魅力ある学校づくりを推進するとしております。また、総合実業高校の設置目的に、新事業の創出や高度な経営・技術にも対応できる産業人の育成を図るとしております。そのことを目指すならば、より専門教育に特化した再編統合がベストではないでしょうか。

農業は国のもととも言われます。世界的な食糧難の時代が来るとも言われております。このような中、日本の食料自給率は40%以下であり、国民の食料生産を担う立場からも食料自給率向上に向けた農業政策は重要な施策であります。

農林高校はその担い手を育成する教育機関であり、情報化や技術が高度化する中、農業経営の形態も会社や法人化によるものがあり、近代農業として工業系の技術を習得することも必要だと考えます。むしろ、農林高校として専門教育に特化する中で工業系の科目を履修させ、すぐれた人材をつくるべきであります。

そこで伺います。

ア、現在の編成整備計画では、単に地域ごとの数の整理のみを重視した感があります。学校種ごとの再編統合を含め、子供たちに学校に対する魅力を与えるものにすべきではないか、見解を伺います。

イ、編成整備計画の中で、総合実業高校としての統合・再編が、北部では商業と工業、宮古では水産と農業、南部では工業と農業、一貫性がないのはなぜなのか説明を求めます。

ウ、高度な経営・技術に対応できる産業人材を育成するには、より専門分野に特化した再編が必要ではないか。

エ、南部農林高校へ南部工業高校を再編・統合し、将来は南部商業高校の統合を検討するとしております。これからも少子化による生徒数の減少は続く中で、長期的な視点に立って那覇・南部、県全体を含めた再編・統合に見直しをするべきではありませんか。

次に、文化の振興について伺います。

沖縄の伝統空手は、古くから武器を持たない平和を愛する心を重んじ祖先が護身術として、また、心身を鍛錬する武術として継承・発展してきました。今や世界に5000万人もの空手人口が広がっております。

今回の世界大会は、沖縄伝統空手道振興会の設立を記念して開催されるものであり、世界各国の愛好家と

の交流を通して沖縄空手道・古武道を正しく継承し、普及・発展させるための拠点づくりを目指しております。本場空手発祥の地として、本県の伝統文化に誇りを持ち、県民挙げて歓迎し成功を願うものであります。

世界空手大会が8月に開催されますが、本番に向けた準備態勢はできておりますか。また、行政として県はどのようにかかわっているか伺います。

高等学校総合体育大会について。

平成16年度から取り組んできた競技力向上対策の成果と施設整備について伺います。

次に、農林水産業の振興について。

(1)、経済危機対策の底力発揮・インフラ整備として南部食肉センター、養鶏ふ卵施設の整備が予算化されました。詳細事業についてお示しをいただきたいと思ひます。

(2)、次に、さとうきび価格制度について。

平成19年度から新たなさとうきび経営安定対策がスタートしております。これも原材料価格と交付金の2段方式となりました。

交付金については、1ヘクタール以上の大規模農家や認定農業者、基幹作業委託などを対象要件としております。しかし、要件基準を満たさない農家が80%を占める実態を考慮して、今3年間の特例として生産組織への加入を条件に交付金を認めております。

これまで本則要件への誘導に取り組んでおりますが、いまだに6割の農家が交付金対象に該当しない見通しであります。

本県は島嶼県であり、県土面積が小さく、小規模零細な生産基盤でありながらも、長年、さとうきび生産によって地域社会が形成されてきております。

このようなことから、さとうきび価格制度について農家が安心して再生産できるよう制度の見直しを強く求めるべきであります。

ア、交付金対象要件の緩和・見直しにどのように取り組んでいるか。

イ、経営安定対策交付金の特例期間の延長に向けた取り組みを伺う。

ウ、基幹作業の収穫作業に集中脱葉施設利用を認めるべきではないか。

エ、基幹作業の収穫作業の搬出に積み込み作業を認めるべきではないか。

オ、受託事業者の育成と緩和が必要と考えるが、対応を伺います。

(3)、北海道から導入する乳用牛と家畜改良センターの育成牛の実態と、導入牛の助成の充実・拡大につい

て伺います。

(4)、畜産業の飼料自給率の現状と飼料高騰に対する対策を伺います。

(5)、農業用水の確保について。

ア、大城ダム整備の進捗状況、また、どのような課題があるのか伺います。

イ、かんがい排水事業玉城西部地区貯水池の進捗状況を伺います。

(6)、漁業の振興について。

ア、モズクの消費拡大として地産地消にどう取り組んでいるのか。学校給食への地元食材としての消費状況を伺います。

イ、モズクの海外への消費戦略を伺います。

次に、福祉政策について。

仲井真知事の公約、「高齢者が楽しく愉快に安心して生活できるシステムの構築」、「長寿世界一復活プロジェクトの実施」、「障がいを持つ人の自立と社会参加への取り組み」、「出産・子育てにやさしい島おきなわの実現に向けて」など、「健康、医療、福祉力おきなわ」、「子育て力おきなわ」、これらの施策について、以下伺います。

(1)、母子家庭支援について、医療費助成の現物給付の課題と取り組み状況を伺う。

(2)、低所得者層の教育支援について、就学援助の実態を伺う。

(3)、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの実態について伺う。

(4)、子育て支援について、若者が安心して子育てできる県の施策を伺う。

(5)、高齢者福祉計画における特別養護老人ホーム等の整備について県の対応を伺います。

4、道路事業について。

(1)、国道凍結解除について。

本県は、鉄軌道が整備されている他の都道府県とは違い、陸上交通のほとんどを道路に依存しており特異な車社会であります。道路延長の現状は、人口及び自動車台数当たりで全国平均の60%にとどまっており、慢性的な交通混雑が発生している状況にあります。

このような中、国は、国道329号与那原バイパス、南風原バイパス、国道331号中山改良の事業を一時凍結することを発表しました。これらの道路は、企業誘致などまちづくりや災害対策、病院へ通じる住民の命と暮らしを支える大切な道路であります。便益を全国画一に評価する今回の考えは、到底認められるものではありません。

これまで凍結解除に向けて住民大会や関係機関の要

請行動が行われ、事業評価監視委員会においても凍結解除を支持しており、早期の整備を期待しております。

ア、与那原バイパス、南風原バイパス、中山改良の凍結解除が実現の方向であるが、当初計画の立体交差や歩道設置の実現にどう取り組むか伺う。

イ、費用に対する便益はどう高めていくのか伺います。

(2)、南部東道路について。

ア、事業着手に向けた取り組みを伺います。

以上が通告による質問でありますけれども、質問通告の後、6月29日に発生しました郵便局強盗未遂事件で、逮捕された容疑者が県職員であったことがマスコミで報道されました。

この事件は、全体の奉仕者であるべき県職員が逮捕されるという極めて重大な事件であることから、事前に質問の内容、これを議事課及び執行部に連絡をしてあります。緊急質問として伺わせていただきたいと思います。

精神疾患で休職療養中とはいえ、公務員の信用を失墜させる極めて遺憾な事件であります。県は、この事件に対しどのように対応をするのか、考えを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

嶺井光議員の御質問に答弁いたします。

第1に、農林水産業に係る御質問の中で、県食肉センターと養鶏ふ卵施設の整備についてという御質問にお答えいたします。

施設整備の内容としましては、屠畜処理棟及び屠畜・解体処理機械施設等で57億1786万4000円の補正予算を計上いたしております。これは食肉センターですね。そしてまた、沖縄養鶏ふ卵場移転整備事業につきましては、家畜伝染病の防疫対策を強化するため、全沖縄ブロイラー生産組合が事業主体となり、ふ卵施設の移転整備を行うものでございます。3億2019万円の補正予算を計上いたしております。

同じく農林水産業の中で、モズクの地産地消、そして学校給食での消費状況いかにという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県もずく養殖業振興協議会と連携をしまして、「モズクの日」における量販店での販売促進、そしてモズクメニューの普及、講演会の開催などに取り組んでいるところでございます。

学校給食でのモズクの消費状況は、平成19年度で36

トンとなっております、ここ数年は横ばいの状況でございます。このため、平成21年度は6月補正予算により消費拡大普及員の配置、新商品の開発、地産地消コーディネートによる学校給食等での消費の拡大を進めていきたいと考えております。

同じくモズクの海外への消費戦略はどうなっているかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成7年度から中国などにおきまして国際見本市への出展や量販店での試食販売など、モズクの海外市場の開拓を行っております。

平成21年度は、中国の深圳や香港におきましてモズク中華レシピの普及や商談会への出展、そして試食やパンフレットの配布などを行いモズクの消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、南部東道路の取り組みに関する御質問にお答えいたします。

当該道路につきましては、平成18年3月に南風原南インターチェンジから南城市つきしろまでの約8キロメートルが整備区間に指定され、これまで着工準備調査として予備設計や環境影響調査等を実施してきたところでございます。

今後、都市計画決定など所要の手続きを進め、平成22年度の本格着工に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、残るつきしろから知念までの区間につきましては、引き続き南城市と連携を図りながら調査検討を進めていく考えでございます。

最後になりますが、29日のこの事件に係る緊急の御質問をいただきました。お答えいたします。

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保につきましては、これまで機会あるごとに周知しその徹底を図ってきたところでございます。今回、このような事件を起こしたことはまことに残念であり、県民の皆様へ深くおわび申し上げる次第でございます。今後、詳細を把握した上で厳正な処分を行いたいと考えております。

また、いま一度襟を正し、再びこのような不祥事件が起こることのないよう万全を期し、公務員に対する信頼の回復に努めてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、学力向上対策の今後の取り組みについてお答えいたします。

本県における学力向上にかかわる主な課題としまし

ては、「わかる授業」の構築と「基本的な生活習慣の確立」の2つが挙げられます。

本年度は、「わかる授業」を構築するために、授業づくりを具体的に支援する「教科コーディネーター」の配置や中学校の国語及び数学担当教諭の指導力の向上のための「授業改善プロジェクト」などを推進してまいります。また、基本的な生活習慣の確立のために「早寝早起き朝ごはん」の取り組みの強化を図っているところでもあります。

県教育委員会としましては、本庁、県立総合教育センター及び6教育事務所がそれぞれで推進している取り組みのなお一層の連携強化を図るとともに、取り組みを検証するため学力向上対策推進本部を立ち上げたところでもあります。

今後とも、市町村教育委員会、各学校及びPTAなどとの連携を一層強化することで県民総ぐるみによる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、30人学級についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から小学校1・2年生で実施しております。

30人学級につきましては、当面、小学校低学年で実施し、3年生以上の少人数学級については、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、30人学級制度設計検討委員会で研究してまいりたいと考えております。

次に、主幹教諭の配置状況と効果についてお答えいたします。

全国における平成20年度の主幹教諭の配置状況につきましては、12都道府県において1万2908名となっております。平成21年度文部科学省では、小中学校において448名の定数増を行っております。

本県では、平成21年度に小学校3校、中学校3校、高等学校5校、特別支援学校1校に主幹教諭を配置したところであり、小中学校には計6名の加配措置がありました。

主幹教諭の設置により教員の負担軽減、子供と向き合う時間の確保など、働きやすい職場づくりにつながるものと考えております。

次に、教師が子供と向き合える環境をつくることについてお答えをいたします。

県教育委員会としましては、教師がゆとりを持って子供としっかりと向き合える環境をつくることは大変重要であると考えており、学校行事の精選、調査文書の軽減等を図っているところでもあります。

また、新たに配置した主幹教諭等を学校運営におい

て機能的に活用することで教員の負担を軽減するとともに、子供一人一人に対しきめ細かな指導をする時間を確保できることが期待できます。

さらに、大学生や退職教員等の学習支援ボランティアの活用、地域人材の活用等、地域ぐるみの学校教育支援体制づくりを推進しているところであります。

次に、県立高校編成整備計画についてお答えをいたします。

平成14年3月に策定した「県立高等学校編成整備計画」は、国際化・情報化等社会の急速な変化に対応するとともに、生徒の特性の多様化に適切に対処し、「生きる力」をはぐくむことに重点を置いて魅力ある学校づくりを推進することを目指しております。また、学校の活性化を図るため、学校規模の適正化を行うものでもあります。

これまで編成整備を行った成果として、入学希望者の増加や進路決定率の上昇、部活動が活発になるなど、多くの効果があらわれております。

今後とも、生徒の視点に立った魅力ある学校づくりを目指して本県教育の推進に努めてまいります。

次に、総合実業高校の設置についてお答えいたします。

専門高校の再編・統合は、農業・工業・商業・水産業など、それぞれ専門の知識・技能を身につけると同時に、他の専門分野も学ぶことができる特色ある学校づくりを目指した総合実業高校(仮称)として再編するものであります。

再編に当たっては、各地域の振興策や人材育成などを踏まえ、学校規模、生徒の実態等を勘案し、効果的な教育が展開できる専門分野の組み合わせを考慮しております。

北部地区では、情報通信や加工製造業などの地域振興策との関連から、工業・商業の教育に関する再編を行いました。宮古地区では、自然環境を生かした農業や水産業と連携した産業を促進するため、農業・水産業・商業に関する再編を行いました。島尻地区では、都市近郊地域の特性を生かした産業の拠点産地化を促進するため、農業・工業の教育に関する再編を行うこととしております。

次に、専門分野の特化についてお答えいたします。

これまで各専門高校においては、特色ある学校づくりを目指した学科改編により専門分野に特化した再編を行っております。一方、近年の各種専門技術が融合した産業に対しては、その産業に対応できる人材育成を図るため、関係する専門高校の再編・統合が必要であると考えております。

この再編・統合については、関係する各専門分野を中心として他の専門分野も学ぶことができ、異なる専門分野の資格も取得することができるようになります。

次に、県立高校編成整備計画の再編・統合の見直しについてお答えいたします。

南部農林高校と南部工業高校の再編・統合については、農業と工業の専門性を維持するとともに、異なる専門分野も総合的に学べる学校を設置し、南部地域の振興に対応した新事業の創出や高度な経営技術に対応できる産業人材の育成を図ることを目的としております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒をはぐくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て再編・統合を推進してまいりたいと考えております。

次に、世界大会の準備態勢と県のかかわりについてお答えいたします。

「2009沖縄伝統空手道世界大会」には、世界43カ国から842名、県外からは166名の参加申し込みがあり、県内参加者を含めると6000名を超える盛大な大会が開催される見込みであります。これまで沖縄県代表選手選考会や大会50日前イベント等を開催するなど、大会本番に向けて機運の醸成を図っております。

今後は、通訳ボランティアスタッフの募集や総合リハーサルを開催するなど、本番に向け万全を期してまいります。

県としましては、大会実行委員会の会長を知事が務め、事務局を県教育委員会内に設置し諸準備を推進しているところであります。また、7月中旬には実施本部を設立し全庁体制で支援してまいります。

次に、全国高校総体に向けた競技力向上対策等についてお答えいたします。

「美ら島沖縄総体2010」に向けて、平成16年度に競技力向上対策事業年次計画を策定し、選手の育成強化に取り組んでまいりました。

その成果としましては、ことし5月に開催された県高校総体の個人種目181種目において、強化選手の優勝が71種目、準優勝が61種目となっております。さらに、今年度開催された全国規模の大会の個人種目において優勝が2種目、3位入賞が2種目、九州高校総体等において優勝が2種目、準優勝が3種目など、次年度本県で開催される「美ら島沖縄総体2010」においての活躍が期待されます。

また、競技会場の施設につきましては、既存施設を

有効活用することを基本としております。

県においては、現在、奥武山水泳プールの改築や県総合運動公園陸上競技場などの改修を行っており、平成22年1月までにはすべて完了する見込みであります。

今後とも関係機関・団体等と連携し、競技力の向上と競技施設の整備に鋭意取り組んでまいります。

次に、福祉政策についての御質問で、就学援助の実態についてお答えいたします。

就学援助を受けている児童生徒については、平成20年度の実績を調査中のため平成19年度で申し上げますと2万1490人となっており、近年増加傾向にあります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しております。

今後とも、教育の機会均等の確保のため必要な就学援助が行えるよう、働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、さとうきび経営安定対策の特例期間、集中脱葉施設の利用、積み込み及び受託組織などの要件緩和・見直しについて一括してお答えいたします。

さとうきび経営安定対策の支援対象の中で、基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた基幹作業等の要件緩和・見直し、本則移行に必要な期間の確保などについて国に対し強く要請してまいります。

同じく農林水産業の振興の中で、北海道導入牛と家畜改良センターの育成牛についてお答えいたします。

平成20年度に県内酪農家が北海道から導入した乳用牛はおおむね500頭で、そのうち200頭に対し、1頭当たり8万円を補助しております。また、家畜改良センターからの払い下げ頭数は106頭となっております。

平成21年度については、北海道からの導入牛100頭に対して、1頭当たり8万円、酪農家の自家育成牛50頭に対して、1頭当たり6万円を補助することとして

おります。家畜改良センターからの払い下げ頭数は115頭と増加する計画となっております。

今後とも、乳用牛の導入牛に対する支援を強化し、酪農経営の安定を図ってまいります。

同じく農林水産業の振興の中で、飼料自給率と飼料高騰対策についてお答えします。

本県における平成20年度の牛の飼料自給率は57%と推計しております。

その内訳は、配合飼料などの濃厚飼料自給率が4%、牧草などの粗飼料自給率が82%となっております。

飼料高騰対策としては、優良牧草の育成・普及、草地の適正な肥培管理、分娩間隔の短縮などに取り組み、生産性の向上に努めているところであります。また、配合飼料価格が異常高騰した場合、畜産経営への影響緩和を図るため、配合飼料価格安定基金から補てん金が交付されることになっております。

同じく農林水産業の振興の中で、南城市の大城ダム整備の進捗状況等についてお答えします。

大城ダムは、施設の老朽化に伴う災害の発生が懸念されたことから、県営ため池等整備事業により平成19年度からダム改修に着手し、現在、洪水吐きを施工中であります。

工事では、仮締切堤の基礎地質に関連する工法検討に時間を要しておりますが、早期に工法を決定し、事業工期である平成23年度までに改修工事を完了する予定であります。

同じく農林水産業の振興の中で、南城市雄樋川地区貯水池の進捗状況についてお答えします。

南城市雄樋川地区の貯水池整備については、県営かんがい排水事業により、平成17年度から平成23年度までに14基の貯水池を設置し、約14万7000トンの水の確保を図る計画であります。

平成20年度までの進捗としましては、4基の貯水池を設置したところであり、事業費ベースで46.8%の進捗率となっております。

残りの貯水池については、平成23年度までに完成できるように取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉政策についての御質問の中の、母子家庭に対する医療費助成の現物給付についてお答えします。

現物給付方式に変更した場合、新たな事務費が発生するとともに、国においては国民健康保険に係る国庫

支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の健全な財政運営に支障を与えることが予想されます。

現物給付方式への移行につきましては、実施主体の市町村の意向等を踏まえ、引き続き慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、地域活動支援センターの実態についてお答えします。

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターは、障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他の便宜を供与する施設であり、県内において届け出されている施設は平成21年4月1日現在で47であります。

そのほとんどが職員配置基準や利用定員要件を満たした小規模作業所が移行したもので、市町村が委託する地域生活支援事業を実施し、地域における障害者の自立支援の拠点としての機能を発揮しているところであります。

次に、若者が安心して子育てできる県の施策についてお答えします。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、「～親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち～」を基本理念に、各種の子育て支援に取り組んでおります。

具体的事業としては、市町村と連携し、待機児童解消のための「保育所定員の増」を初め、地域で子育てを支援するための拠点となる「地域子育て支援拠点」の整備や「ファミリー・サポート・センター」の設置、放課後児童の健全育成のための学童クラブの設置等を推進しております。

また、県単独の事業として、乳幼児の健康の保持増進を図るための「乳幼児医療費助成事業」、認可外保育施設の入所児童の処遇向上を目的とした「新すこやか保育事業」を実施してきたところであります。

今後とも、関係部局を初め市町村、関係団体等と連携して各種子育て支援事業を着実に実施し、若者が安心して子育てできる環境の整備に努めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム等の整備についてお答えします。

県では、高齢者保健福祉計画に基づき県が補助を行う広域型の特別養護老人ホームを平成22年度に南部圏域に100床、平成23年度に中部圏域に60床整備することとしております。平成22年度整備予定の南部圏域の100床については、ことしの8月ごろに公募を行い、社会福祉審議会等の審議を経て10月ごろまでには整備主体となる社会福祉法人を決定していきたいと考えて

おります。

また、市町村が補助を行う小規模特別養護老人ホーム141床、認知症対応型グループホーム315床、その他小規模多機能型居宅介護事業所等の整備について、国の介護基盤の緊急整備特別事業等を活用し、市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路事業について、国道3事業の当初計画どおりの実現についてお答えいたします。

今回の見直しに伴う主な工法変更について、与那原バイパスは、国道329号との立体交差を平面交差に、南風原バイパスは、第2環状線との立体交差を平面交差に、また、識名大橋のかけかえを拡幅整備へ変更するもので、中山改良は現道の歩道を利用した道路幅員の縮小などとなっております。

しかしながら、工法変更により、両バイパスは交差点での交通渋滞、中山改良は利便性の低下が予想されることから、事業の進捗や周辺道路整備による交通状況等を踏まえ、適切な時期に再検討するよう国に要望していきたいと考えております。

続きまして、費用便益を高める取り組みについてお答えいたします。

去る6月18日に開催された「沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会」においては、コスト縮減などの費用便益比の見直しに加え、地域振興や観光振興などの観点から3事業の事業継続が妥当であると判断されたところであります。

県としましては、現在の3便益に加え、医療機関へのアクセス性の向上や、地域経済への波及効果など、地域特性を踏まえた他の便益も加味すべきであると考えており、今後とも国に要望してまいります。

以上でございます。

○嶺井 光君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 高等学校編成整備計画について伺います。

同窓会、あるいはPTAとの話し合いをしっかりとやって理解を求めていくという答弁だったんですけれ

ども、調べた限りでは去年の12月、設置基準計画の教育長決裁だとか、教育委員会への報告も既になされているんですよね。その後にPTAとか同窓会との話し合いが持たれたりしている。ちょっと前後がおかしいんじゃないかと、そういう気がしております。

そういう内部手続を進めているということは、もう統合ありきという考えなのか、そこら辺についても一度答弁願いたいと思っています。

少子化の現象で再編もやむなしということは理解しますが、やっぱり専門性に特化した教育カリキュラムをしっかりと与えるべきじゃないかと。そういう中で、それぞれの専門高校で魅力を持つような教科の再編、あるいは学科の再編等もすべきじゃないかなというふうに考えております。

次に、農林水産部長、導入牛について、去年はたしか100頭を200頭に、途中で補助の対象を増額しましたよね。今回は、自家育成についても50頭を対象にすると、これは大変ありがたいかと思っています。今農家は、飼料高騰、いろんな面で大変苦戦しております。乳牛を県民に、学校給食に供給する、健康を守る大変重要な産業でありますから、しっかり生産者が生産に打ち込めるような施策をぜひ緊急経済対策、9月の補正でもいいですから対応していただきたい。よろしくお願いして終わります。

答弁もぜひお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 北海道からの導入牛の支援についての再質問にお答えいたします。

北海道からの導入牛の支援につきまして、今後、関係機関・団体と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 嶺井光議員の再編・統合の実施についての再質問で、今後PTA、同窓会と話し合い、コンセンサスを得る用意はあるのか、それとも予定どおり行うのかという再質問にお答えいたします。

専門高校は、実社会に生かされる知識や技術の習得を大きな目的としております。また、専門高校に学ぶ生徒は専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場

面で応用できる多様な知識・技術、創造力、そして職業人としての自立性、豊かな人間性などが求められる時代になってきたと考えております。

県教育委員会としましては、これまで培ってきた両校の伝統の上に、将来の本県の産業を担う生徒はよくむため、引き続きPTA、同窓会、地域住民等の理解を得て、再編・統合を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 一般質問いたします。

議会100周年、御苦労さまでした。

沖縄県議会は、他府県におくれること30年でありますが、その30年間、沖縄の民衆を代表して東風平の謝花、ヤンバルの当山がいろいろと当時の権力者の奈良原県知事と闘ってまいりました。30年おくれたの議会だったですから、その前にもし議会が開設していたら、東風平の謝花とヤンバルの当山は、奈良原にどう対決したんだろうかとそう思って悔しくてなりません。また、議会のさまざまな議会史が戦争で紛失していることに対しては、非常に残念だなと。当時の県議の思いが我々になかなか伝わってこないところが非常に残念だと思います。

ちょうど6月30日、宮森小学校でジェット機が落ちました。私はちょうど中学3年生、私の中学生時代は昼休みは自分のうちで御飯を食べていたものですから、親子ラジオで宮森小学校にジェット機が落ちたよということで、臨時ニュースをぼんぼんぼんぼんやるわけですね。なぜか私は、おやじの自転車で宮森小学校に駆けつけたんです。そうしたら、あの小学校が真っ黒けに焼けて、鶏も真っ黒焦げになっているわけですね。そしてガソリンのにおいというか、鼻がぴんぴん、異臭といますか、また目も非常に痛くなって大変だったのを覚えています。

また、その宮森小学校の事件を通してですね、沖縄の原水禁運動だとか、あるいは復帰協が結成されたとか、それを契機として沖縄の大衆運動が誕生していったという、また原水禁運動が宮森小学校から那覇まで歩いていったということもあるようであります。

そういうことでは、この50年を通してのこれまでの歴史、これに向き合うことも大事なのではないかと考えております。

また、私が最近感動したことは、アフガニスタンで亡くなった伊藤さんのペシャワール会に対しての文書であります。読ませていただきます。

「私が目指していること、アフガニスタンを本来あるべき緑豊かな国に、戻すことをお手伝いしたいことです。これは二年や三年で出来ることではありません。子どもたちが将来、食料のことで困ることのない環境に少しでも近づけることができるよう、力になればと考えています。甘い考えかもしれないし、行ったとしても現地の厳しい環境に耐えられるのかどうかもわかりません。しかし、現地に行かなければ、何も始まらない。そう考えて、今回、日本人ワーカーを希望しました。」と。

これは2008年8月25日、アフガニスタンで凶弾に倒れた伊藤和也さんのペシャワール会への志望を提出した文書であります。何か非常に今私たちが政治に向き合って、それから今の政局を見ていると、どうもこの伊藤さんの遺志とはかけ離れたところで議論されているのではないかなとそういう思いがしております。

沖縄の平和賞がこのペシャワール会に贈呈されたことを、私も県民の一人として誇りに思います。県の当局の皆さんにも心から感謝を申し上げたいと思っております。

以下、質問いたします。

特に質問については、基地問題については、丁寧に答えていただきたいと思います。県警も担当部局もお願いをしたいと思います。

1、知事の政治姿勢について。

知事の任期は残すところあと1年と5カ月、知事は通産省、民間会社の社長などを歴任をしてきたが、これまでの2年半、対政府、対国会、対米政府などと交渉してきましたが、大きな壁に阻まれているように思えてなりません。それを突破するためにはどうすればよいか。

以下の件について、知事の思いを伺います。

- (1)、基地問題（地位協定）。
- (2)、予算要求（産業振興と雇用対策）。
- (3)、県に所在する政府機関及び米政府機関。
- (4)、国会議員に対して。
- (5)、内閣に対して。

大きい2、経済雇用対策について。

世界的な経済不況や現在の社会経済情勢を踏まえて、国は「経済危機対策」に対応するために財政支出で15兆4000億円、事業費で5兆8000億円を追加した。

そこで、以下の点について伺います。

- (1)、県に対する財政措置は県の要請にこたえているか。
- (2)、県の類似県と思われる青森、岩手、秋田、山形、和歌山、鳥取、長崎、大分、鹿児島、島根、徳

島、高知、佐賀、宮崎等への財政措置を明らかにし、各県の施策について参考にするべきものがあれば明示をされたい。

(3)、国はGDPの押し上げ効果2%、需要拡大による雇用創出40万から50万人と想定をしているが、県の予測はどうなっているか。

(4)、国は雇用保険を受給していない離職者が職業訓練を受ける期間、生活できるよう月10万から12万円の給付と貸し付け（上限8万円）を行う「訓練・生活支援給付金制度」を創設したが、これに係る県の対策はどうなっているか。

(5)、今後の経済活性化と雇用対策は従来の発想と取り組みでは前進しないと思う。国の3回に及ぶ施策を受けて大胆な発想と財政措置で推し進める必要があると考えるが、知事の決意を伺います。

大きい3、基地問題について。

跡地利用は地主を初め市町村にとっては自立経済を進める上で非常に重要なことである。まさに跡地利用なくして返還なしと言わざるを得ません。

そこで伺う。

(1)、SACO最終報告の進捗状況と返還された土地の利用状況について。

(2)、これらの土地に対する財政措置はどうなっているか。

(3)、これまで普天間飛行場、ギンバル訓練場、キャンプ桑江、恩納通信基地、那覇港湾施設、読谷補助飛行場などへの跡地利用及びそれにかかわる財政措置はどうなっているか。

(4)、伊芸区への流弾（被弾）事件から6カ月以上も経過したが、いまだに全容が解明されていないことは不愉快であり、県警の捜査と政府の解明に対する姿勢に疑問を持たざるを得ない。一体、現状はどうなっているのか、今後県警と県はどう対応するのか伺います。

(5)、那覇市で米兵によるひき逃げ事件が発生したが、事件の内容と現状はどうなっているか明らかにされたい。

(6)、ギンバル訓練場のヘリパッド移設について。

ア、現在移設のための工事に着手しているが、工事費と規模はどうなっているか。

イ、那覇防衛局は、ヘリパッドの移設に関する金武町の説明会（中川区）において、ブルー・ビーチに現存する3つの離着帯を一つにまとめてヘリパッドを移設するので、より騒音が軽減されると説明したようだが、その真相を明らかにしてもらいたい。

ウ、私はオスプレイが配備されることは確実だと考

えており、中部・北部訓練場の各ヘリパッドで訓練する可能性があると判断しますが、県はどう判断しているか。

(7)、県道104号線の移設について。

米軍は億首ダム建設に伴う一部返還に際し、県道104号線をダム湖近くに移設を要求し、県も町も容認した。

そこで伺う。

ア、移設に伴う道路建設費は幾らか。

イ、移設に伴う道路の面積と土地購入費は幾らか。

ウ、県道104号線があることによって米軍の演習は抑制されていたが、移設されることによって県道104号線沿いに点在するガンポイントが使用され、新たな施設が建設される可能性が大である。したがって、県は何らかの方法でこれに対処すべきと考えるがどうか。

(8)、米軍再編に伴って海兵隊8000人とその家族9000人がグアム移転すると発表したが、私は数字の欺瞞性を指摘してまいりました。海兵隊は実数で沖縄からのぐらゐの隊員が移動するのか明らかにすべきだ。

大きい4、億首ダム建設について。

(1)、億首ダムの着工が大幅におくれた原因は何か。

(2)、億首ダム建設に伴う町を初め関係団体の要請事項にどう対処しているか。

(3)、億首ダムの土地の購入費と面積を伺う。

(4)、返還された面積は何平方メートルか。

大きい5、沖縄科学技術大学院大学について。

(1)、県及び恩納村を初め関係団体の協力のもとで、強力な要請行動によって各党の理解を得て法案の成立の見通しが立った。今後の計画と知事の決意を伺います。

(2)、恩納村は、大学院大学に広大な土地を無料提供し、村や沖縄県の青少年の夢実現と学術文化を中心にした自立経済に向けた村づくりに努力しているところである。これに対して県はどのような施策があるのか伺う。

6、北部振興について。

県も、北部12市町村も北部振興の継続を要請したが、これは県民を初め各党の強力な支援と結束のもとでなければ成功しないと考えます。北部振興継続に関する知事の決意を聞きたい。

7、教育について。

子供たちの基礎学力の向上は非常に重要と認識している。幸い、「ふるさと雇用再生特別基金事業」などを実施しているので、これらを活用して基礎学力習得のための教員の配置を実施したらどうか。

答弁によって、また後で質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、就任して2年7カ月です。日米地位協定の見直しなど、大きな壁にぶつかっているのではないかと御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、なかなかこの地位協定を含め、個別の基地の騒音であるとか、また返還であるとか、再編に含まれている返ってくる予定のもの以外は、今のところ政府からきちっとした返答は一切もっておりません。

私の方法は、文字どおり愚直に日米両政府に繰り返して要求しているところではありますが、これは私どものやり方を含め戦略も戦術も含めて少しやらないと、ある政府ではパンドラの箱をあけるようだ――僕はあけたらいいじゃないかと実は言っているんですが――全く動かない状況というのは何らかの形でブレイクスルーしたいと考えておりますが、ぜひ議会のまたお知恵もいただきたいと考えているところでございます。

それから同じく政治姿勢の中で、まず幾つか御質問がございますが、1つは、例えば県内に所在する政府機関に対する思いはどうかと。

いろいろあります。特に県庁の中で足りないのは金融関係であるとかエネルギー、それから運輸行政に関する部分がありません、労働関係も大分縮小してありません。そういうのが総合事務局であったり、いろんな出先機関として通信事務所もそうですが、あります。ですから、これらの機能というのは、いずれそう遠くない時期に、やっぱり県で集約した方が効果的な行政ができるのではないかと私は考えております。そういう時期はそう遠くないのではないかと。

ただ一方で、本来国がやるべきことがまだまだ残っているという見方もできますので、そういう意味ではほかの県並みにやるべきことはもっと徹底してやってもらいたいというのはあるんですが、しかしある時期にはやっぱりそれは、地方分権とも相まって県ないしは市町村で持つべきものがかなりある。ただし、これまではそれぞれの地方支分局よく頑張っていたと私は一定の評価は無論しております。

それから、国会議員に対する思いなどどうかという点ですが、なかなか個別のことは申し上げにくいんですが、ただ沖縄県選出で衆参両院11人の与野党の先生がおられて、11人の力が一緒になっていないなとい

う、分散しているなという感じは非常に感じます。ですから、ほかの県によっては国に対するときには与野党一緒になって行動されるという県もあるやにうかがっております。ですから、いろんな形でもう少しこの11人が一緒になるテーマについては、一緒にやることは非常に意味があるのではないかと思います。特に、教科書問題なんかのときにはかなり大きな力を発揮していただいたと思っております。

それから、内閣に対する思いはどうかという点ですが、これはなかなかこれも申し上げにくいところがあるわけですが、ただ私が2年7カ月県知事をやっている間に、総理大臣が3人おかわりになり、防衛大臣が6人かわりですね、なかなか何と言いますか、きちっとした物事の対応というか取り決めが難しいなという、ないしはなかなかできないなという実感は持っております。そして、世の中がそういう今状況にあるのかは別にして、少しかわり過ぎの感がないわけではありません。なかなか意思の疎通というか、意思決定がお互いにしにくいという状況にはございます。これが率直な気持ちはどうかということに対するお答えでございます。

それから、無論私の基本的な対応の仕方というのは先ほども申し上げましたように、私は愚直な性格ですから、愚直に日米両政府に言い続ける。ただし、戦術的にはもう少しブラッシュアップする必要は物すごく感じております。

次に、経済雇用対策、これも私の任期中に失業率は全国並みに持っていきたいということなど目標を示してまいりました。そういう中で、こういう経済状況になってもう少し大胆な発想で取り組んだらどうかという御趣旨の御質問だと思います。

この件につきましては、今我々ももう少し決定的な政策が打ち出せないかというのを勉強している最中でもあります。ただ、今回の景気対策を絡めた経済活性化といいますか、そして雇用対策というのは非常に古典的な昭和30年代、40年代に使われたと思われるような雇用対策とか考え方が浮上してきている感もございます。ですから、そういう意味では、この際日本の景気も底を打ったというような見方も一部出ております。そして仮に、日本全体の景気が常態に戻ったとしても、今まで展開されておりますいろんな雇用対策、経済対策については可能な限り沖縄県ではある一定の成果が出るようむしろ据え置いてやっていきたいと考えているところでございます。この大胆な部分というのは、いましばらくお待ちいただきたいと考えているところでございます。

そして科学技術大学院大学につきましては、おかげをもちまして6月11日に衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、自由民主党、公明党、民主党、社民党、共産党の全委員が賛成していただきまして、「沖縄科学技術大学院大学学園法案」については参議院に送られております。報道によりますと、きょう、あすには参議院でちょうど今度の総選挙の前に間に合って通していただけるのではないかと考えております。こういう点でも各政党、今申し上げた政党すべての議員が賛成していただき、内容的にも改善をしていただいたことに心から感謝申し上げる次第です。参議院もきょう、あすぜひ全政党が賛同して進めていただくことを希望いたします。そして、我々もこの大学院大学のねらいというのは、当時の稲嶺さんの時代に私も産業界にいましたが、これを魚じゃなくて釣りざおをという表現がありました。かなり大きな釣りざおで、将来にわたる釣りざおだと思っております。

そういうことで、沖縄の経済社会の自立に向けた大きなマシンといいますか、組織になり得ると考えておりますので、県としても一生懸命この成果を生かせるよう、これがいい目標どおり成長していき、目標を達成できるよう応援をしてまいりたいと考えておりますし、婦人団体、PTA、それから学術団体、政党も含めて113団体、110強の団体がすべて参加していただいて、この大学院大学の県民会議ができております。この当初の気持ちを一致させて、いい成果が出るように県も皆さんと一緒に頑張ってまいりたいという決意でございます。

次に、北部振興に係ることで、県知事の決意いかんということ、無論、私どもはまだまだ北部につきましては、これまで同様振興策の継続は必要だと思っておりますが、沖縄振興計画の中では、北部、中部、そして南部、宮古・八重山と5つの圏域に分けて振興計画ができております。あと2年半でこの振興計画も終わりますが、そういう中で各地域、圏域の経済、社会、文化、いろんな面での展開、発展に加えて、やっぱり地域間のバランスというのもどうしても必要だと思います。そういうことで、北部が非常に今元気に各市町村頑張っておられますが、見習ってというのは変ですがあわせて中部、南部、そして宮古・石垣地域もあと残り2年半ぐらいの期間に加えてまだまだ長期にわたっていろんな振興策を私ども県も一生懸命考えて展開していきたいと思っております。ルック北部に近い、北部を見よというのに近い感じで今元気があります。振興策の延長は当然だと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、産業振興と雇用対策の予算要求についてとの御質問にお答えします。

県は、観光関連産業、情報通信関連産業などのリーディング産業における産業振興と失業率改善に向けた雇用対策のため国庫予算等の確保に努めております。その結果、仲井真知事就任後、平成19年度から平成21年度までの3年間で、観光商工部の国庫予算額を見ますと合計約14億9800万円増額しており、平均26%増と予算面では大きく伸びております。これを活用して各種施策を講じて、産業振興の面では一定の成果を上げておると考えております。

また、国の「経済危機対策」に対応し、雇用関係基金合わせて132億6000万円を確保したところでありますが、引き続き雇用対策の拡充強化と自立型経済の構築に向けた産業振興の予算要求に国と連携しながら全力で取り組んでまいります。

次に、経済雇用対策について、「訓練・生活支援給付金制度」についての御質問にお答えします。

国においては、雇用保険を受給できない方がハローワークのあっせんにより、職業訓練を受講する場合に給付金の支給を行う「訓練・生活支援給付金制度」を7月から開始する予定となっております。

この事業は職業訓練と生活支援を兼ね備えた有効な施策と考えており、県としましては、同制度の活用を促進するため沖縄労働局と連携するとともに、県が実施するメディアコンプレックス型助成金活用促進事業などにより、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） それでは、吉田議員の御質問にお答えします。

経済雇用対策についての御質問の中で、県に対する財政措置についてお答えいたします。

今回、国が実施する「経済危機対策」では、景気の底割れを防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげていくための時宜を得たさまざまな施策が講じられております。

沖縄県においては、この「経済危機対策」を活用し、現下の県内の経済情勢を勘案して、雇用対策や観光推進対策を初め、健康・長寿、子育て支援、地域活

性化、安全・安心確保等の対策を実施することとしたものであります。

今回の予算案の中には、緊急的に雇用安定を図るための各種基金を初め、沖縄県が要請してきた食肉センター整備事業や地上デジタル放送推進事業などの大規模な事業についても予算措置が講じられております。

次に、県の類似県の財政措置についてお答えいたします。

御質問のあった類似県について調査をしたところ、国庫ベースで最も金額の多い県は鹿児島県でありました。沖縄県は、15県中第5位となっております。

また、施策につきましては、各県においても基本的には「経済危機対策」の骨子に沿いながらも、地域の実情に応じたさまざまな事業を実施することと聞いております。

沖縄県においてもこれらの情報の収集に努め、効果的と思われるものは参考にして積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、経済効果の予測についてお答えします。

今回の「経済危機対策」に係る6月補正予算案では、企業会計等を含めて総額約372億円を計上しております。

経済波及効果を沖縄県産業連関表を用いて推計を行ったところ、執行が次回補正以降となる基金への積み増し分を除いた関連施策の支出総額約307億円に対し、経済波及効果は約484億円、経済成長率を約0.7ポイント引き上げる効果があると試算しております。

また、雇用効果については1年で約3700人の創出があり、完全失業率を約0.6ポイント引き下げる効果があると試算しております。

次に、基地問題に関する御質問の中で、SACO合意施設の跡地利用状況についてお答えいたします。

返還されたSACO合意対象施設のうち、安波訓練場は、国頭村が策定した跡地利用計画に基づき、体験、滞在、保養、交流型の新たな観光振興を図る取り組みが行われております。

読谷補助飛行場については、読谷村が策定した跡地利用実施計画に基づき、土地改良事業等が実施されております。

同じく読谷村内の楚辺通信所については、旧集落の整備事業採択に向けた取り組みが行われており、瀬名波通信施設についても、読谷村の支援・協力を受け、地主会を中心に、土地改良事業の導入に向けた取り組みを進めているところです。

北谷町のキャンプ桑江北側地区については、平成16年3月に、桑江伊平土地区画整理事業の認可を受け、

現在、事業が進められております。

次に、SACO合意施設への財政措置についてお答えします。

SACO合意対象施設の跡地利用に係る財政措置としては、跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるための調査等に要する経費として、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費の補助制度が設けられており、県や各市町村において有効に活用されているところであります。

また、既に返還された施設については、返還後の地権者への支援措置として、軍転特措法における最長3年間の給付金制度や沖縄振興特別措置法の特定跡地給付金制度が設けられております。

さらに、キャンプ桑江北側地区における土地区画整理事業、読谷補助飛行場における県営の土地改良事業などの従来の補助事業や、ギンバル訓練場の跡地利用に対しては「沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業」が実施されるなど、各市町村において補助制度が活用されております。

次に、各跡地利用及び財政措置についてお答えします。

普天間飛行場関連については、中南部圏域全体を見据えた土地利用の検討を行うと同時に、平成18年から19年にかけて、県と宜野湾市により、跡地利用基本方針及び「跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を策定し、現在、各分野別に詳細な検討を進めているところであります。

ギンバル訓練場については、金武町が掲げる「ウェルネスの里づくり」に向け、返還予定跡地に医療施設やリハビリ関係施設等を整備する計画が進められております。

キャンプ桑江の北側地区については、現在、土地区画整理事業が進められており、また、同南側地区については、平成17年に「キャンプ桑江南側地区まちづくり基本構想」が策定され、現在、地権者の合意形成活動等に取り組んでいるところであります。

恩納通信所跡地については、「ふれあい体験学習センター」等が整備されているほか、恩納村の支援を受け、地主会と民間事業者が連携したリゾート施設等の整備計画が検討されているところです。

那覇港湾施設については、平成19年に地権者等に対する合意形成活動の全体計画が策定され、現在、この計画に沿った諸活動を進めております。

読谷補助飛行場跡地では、主に農業的利用として土地改良事業等が実施されております。

これらの跡地利用に係る財政措置については、地権

者への支援措置として給付金制度が設けられており、また、跡地整備の推進に当たっては、跡地利用計画策定経費としての大規模駐留軍用地跡地等利用推進費や、土地区画整理事業、土地改良事業等の既存補助制度が活用されております。

次に、億首ダム建設についての質問の中で、億首ダムの着工が大幅におくれた原因についてお答えします。

事業主体である国によると、「億首ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書」締結までに関係地権者等との調整に相当の日数を要したこと、また億首ダムの建設予定地の一部が米軍提供区域内に位置することから、米軍側との返還合意に関する調整に相当の時間を要したこと等により、億首ダムの竣工予定年度が平成13年度から平成23年度に変更されたものであると聞いております。

なお、平成20年度末時点における事業の進捗状況は、全体事業費約490億円に対し、執行済み額は約250億円で約51.0%の執行率となっております。

次に、億首ダム建設に伴う町を初め関係団体の要望事項の対応についてお答えします。

億首ダム建設に伴う金武町等からの要望事項については、関係機関との調整を踏まえ、平成18年8月に「億首ダム本体工事に関する覚書」を締結しました。平成18年度より国・県・金武町及び地元水系3区で構成する「億首ダム六者連絡協議会」において、当該覚書に基づき各要望事項の進捗に関する協議を行い、事業の円滑な執行に努めているところであります。

次に、億首ダムの土地購入費、面積及び返還された面積について一括して答弁いたします。

事業主体である国によると、億首ダム関係の用地取得予定面積は約101ヘクタールで、用地及び補償費は約121億円を見込んでいますと聞いております。

また、返還予定面積は74.8ヘクタールとなっており、億首ダム完成後、米軍、国の立ち会いのもと面積を確定し返還される予定であります。

次に、沖縄科学技術大学院大学に関する質問の中の、自立経済に向けた県の施策についてお答えします。

沖縄科学技術大学院大学の開学に向けては、周辺整備を初め地域クラスターの形成など、県や地元市町村、関係機関が連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

周辺整備については、昨年11月に周辺整備推進協議会や専門部会を設置し、門前町地区や交通センター地区などの整備に向け、民間のメンバーを含めた組織で

検討を行っております。特に、インターナショナルスクールの設立については、昨年7月に締結したうるま市、民間企業、沖縄県の3者による基本合意に基づき、平成23年4月の開校に向けて取り組んでおります。

また、地域クラスターの形成については、健康、医療、創薬などの産業振興を念頭に、沖縄県においてゲノムシーケンサーを整備し、大学院大学や県内外の研究機関等と連携しながらバイオ関連の研究に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地問題についての御質問で、SACO合意の進捗状況についてお答えをいたします。

SACOで合意された11施設の返還については、これまでに安波訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設及びキャンプ桑江の北側部分が返還されております。また、去る6月15日の日米合同委員会において、ギンバル訓練場の返還の条件であります消火訓練施設の移設整備が承認されるなど、その他の施設についても返還に向けた作業が着実に進められております。

同じく基地問題で、銃弾事案の今後の対応についてお答えいたします。

金武町伊芸区における銃弾事案について、県警は引き続き捜査中とのことでありますが、今後このような事故の再発防止を図るためには、原因の徹底究明が不可欠であり、米軍は県警の捜査に協力すべきであります。

県としては、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

同じく基地問題で、ギンバル訓練場のヘリパッド移設の工事費等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、ヘリコプター着陸帯については、一辺約45メートル四方の中に約30メートル四方の撤去可能なランディングマットを敷くものであり、工事費は約4600万円とのことであります。

同じく、ヘリパッド移設の内容についてお答えいたします。

ギンバル訓練場の返還条件の一つとして、ヘリコプター着陸帯の金武ブルー・ビーチ訓練場への移転が予定されております。

沖縄防衛局によると、ブルー・ビーチ訓練場にある

既存の3つの着陸場所に加え新たに着陸帯を移設・整備するのではなく、過去に使用していたとされるヘリコプター着陸帯を整備し、これまで同訓練場の複数の場所で行われていた訓練が、基本的に今後はこの新たな場所で実施されることになる。また、この新たなヘリコプター着陸帯は、ギンバル訓練場やブルー・ビーチ訓練場の既存着陸場所と比べて住宅地域から遠くなり、地元の騒音等の負担は軽減されることとなることとあります。

次に、同じく基地問題で、オスプレイについてお答えいたします。

オスプレイの配備については、浜田防衛大臣は、去る4月21日の会見において、現時点で米側から配備について何ら説明はない旨発言しております。

県としては、引き続き情報収集に努めてまいります。

同じく基地問題で、県道104号線の移設による影響についてお答えいたします。

国によると、当該移設は現況機能の維持を目的としたものであるとしており、基地機能の強化につながらないものと考えております。

県としては、新たな施設の建設については承知しておりませんが、地元金武町と連携を密にしながら適切に対応していきたいと考えております。

同じく基地問題で、グアムに移転する海兵隊の人数についてお答えいたします。

去る4月15日の参議院本会議において中曽根外務大臣は、グアム移転協定に言う海兵隊員の数については定員数、その家族の数については要員の定員数を踏まえたいわば概数であり、グアム移転が実現した後の在沖海兵隊の定員は約1万人になると説明を受けているとの趣旨の答弁をしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 流弾事件の現状はどうなっているのか、今後県警はどう対応するかについてお答えいたします。

県警察では、事案の認知直後から発生現場の実況見分、関係者からの事情聴取、弾丸の鑑定等所要の捜査を行ってきたところであります。また、発見された弾丸様のものが、米軍が使用している弾丸の弾芯と同種のものであることや、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍側と連携しつつ所要の捜査を行ってきたところであります。

さらに、基地内での現場調査、それから米軍関係者

からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところであり、今後とも鋭意捜査を継続し事案の解明を図っていくこととしております。

次に、那覇市で発生した米兵によるひき逃げ事件の内容と現状についてお答えいたします。

お尋ねの件は、平成21年4月4日午前6時3分ごろ、那覇市松山1丁目4番3号先の通称松山交差点において、在沖米海兵隊員の運転するYナンバーの普通乗用自動車が泉崎方面から泊方面へ向け進行中、横断歩道を青信号で横断中の歩行者3名をはね、救護等の措置をとることなく現場から逃走した事案であります。

この事件については、所要の捜査を実施して、本年5月13日に自動車運転過失傷害及び道路交通法違反——これは救護措置義務違反ではありますが——で那覇地方検察庁へ事件送致しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 基地問題についての、県道104号線の移設に伴う道路建設費及び道路の面積、土地購入費についてお答えいたします。一括してお答えします。

県道104号線のつけかえ工事については、億首ダムの建設に関連し事業主体の国が行うこととなっております。

国によりますと、道路建設費は約17億円、そのうち用地費及び補償費は約7億円、道路の面積は約6ヘクタールを見込んでいることとあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育についての御質問で、「ふるさと雇用再生特別基金事業」などを活用した教員の配置についてお答えいたします。

「ふるさと雇用再生特別基金事業」は、民間企業やNPO法人などが対象となっており、県教育委員会としましては、「緊急雇用創出事業」を活用することとしております。

市町村教育委員会においては、本年度は6市町村が小中学校に教員の補助員や個別学習指導員として16人を配置しており、県教育委員会としましては、当事業の積極的な活用を他の市町村教育委員会へも依頼したいと考えております。

県立高等学校においては、進路や就職指導を支援するジョブサポーターとして40校に延べ80人を配置する

予定であります。特別支援学校への配置についても「緊急雇用創出事業」の活用を検討しているところがあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 県の経済危機対策ですが、その予算なんですけれども、私は14県全部調べましたけれども、沖縄県はその予算の一番上だけ計算して、全国平均が362億円、沖縄が349億7000万円。1人当たりに直しますと2万5300円、他府県は3万3200円。ですから、私は、この経済対策予算は県の要望にこたえているかという話をしたんですね。

そしてもう一つは、雇用対策で沖縄県がどういう形で雇用対策をしているか。特に、この訓練学校ですね、訓練学校も全部調べましたら、学校数で大体沖縄県は2校なんだけれども、予想は大体大分、鹿児島、島根、徳島県あたりは4校持っていて、平均大体この類似県と言われるのが3校持っているんですね。

それから、学卒者をいわゆる訓練しているというのは、大体沖縄県が250名で、全国は295名を訓練をしています、訓練学校で。それから離職者訓練、これは沖縄県は離職者多いわけですから、549名に対して全国が421名。こういう形で訓練学校ももっとやっぱり強化すべきじゃないのかなというのが私の意見。

それから、例えば看護学校ですね、この看護学校も調べましたら、看護学校の総定員で、沖縄県は2210名、これが平均で大体全国平均が2364名。自治体がどれぐらい訓練しているかという、沖縄県は480名で全国よりは少々高くて466名ですね。

また国立大学、沖縄県は240名なんです、琉球大学。それから、15県の類似県は平均は433名。だから琉球大学はかなり看護の部分が採用人数が少ないなという。これは、後でどうぞ吟味してください。後で皆さんに資料を渡したいと思えますから。

ですから私は、いわゆる雇用対策とかいろいろ言う場合に、やっぱり子供たち、青年をいかに育てて仕事につかせるかというのが、失業者が多いところでは一番重要だと思います。

それから国の対策ですね、8万円とか12万円出して、国は雇用保険のない人たちを雇用しているんだということ。これは、沖縄県は独自でもその雇用基金を使ってやるべきじゃないかというのが私の意見なんです。国がやっているそれを広報宣伝するというだけじゃどうにもならぬ、これは国の施策なんだから。僕が聞いているのは、沖縄県の独自の施策としてどうあ

るべきかということを知っているんで、この辺をちょっと説明してください、部長ですね。

基地問題ですね、もう3分しかありませんから、僕は基地問題でもう本当に議論したいんですけども、ちょっと時間がない。

今ここに、これはいわゆるM2の50口径。これがしんちゅうでこうして巻かれています。（資料を掲示）

恐らく伊芸区に落ちた写真はしんちゅうが取れて、こういういわゆる芯ですね、芯がこれやっていますね。

そうすると、僕らが今県警にお願いしたいのは、この報告書における標的であるとか跳弾はないとか、この中で言っているわけです。だけど、これはいつでも標的に当たるとこれがむけるんですよ、簡単に。むけるわけです。結局こういうふうになっちゃうわけですね。だから、僕らが言っているのは、これを発射をして何かの物体に当たって跳弾をして伊芸に移ったんじゃないかというのを僕は推測するわけです。これは鋼ですよ、これ。だから、そういうことで私は県警に米軍とのさまざまな議論ですね、これをやってもらいたい。

それから7トン車ですね。これは何メートルなのか、7トン車から弾を撃っているわけだから。しかも8000発ですよ、2日で。こういう8000発を2日で撃っているわけですよ、7トン車で。あれは何メートルあるかと。しかも射角制御装置、これがついているかどうか。そういうことを県警、ぜひ答弁をお願いしたい。

それから知事公室長、県道104号線は、あれがあったからいわゆるガンポイントで演習しなかったわけだよ。あれが取っ払われると、そこにあるガンポイント、ヘリパッドね、全部使う可能性があるわけよ。だからそこをどうするか。歯どめかけんといかぬじゃないかというのが私の意見。これにどう答えるか。

後で質問します。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

ただいまの吉田勝廣君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の吉田勝廣君の再質問に対する答弁を願いま

す。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 吉田議員の米軍演習等に係る再質問にお答えいたします。

県道104号線越えの実弾演習については、S A C O合意により同演習の本土移転が実施され、平成9年以降、事実上廃止されたものであります。

このたびの県道104号線のつけかえに伴い、同演習が再開されることはあってはならないと考えており、今後とも地元金武町と連携を密にしながら適切に対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 吉田議員の経済対策に係る再質問についてお答えをしたいと思います。

吉田議員の再質問の中で、経済危機対策予算の総額の話がございました。吉田議員が調べられたデータによりますと、国庫ベースでは先ほど申し上げましたように15県中5位でございますけれども、総額では6位となっております。上位5県の予算がかなり大きいというふうなこともありまして、平均予算額を引き上げている状況になっております。

予算総額につきましては、県債それから基金など財源の問題、それから国庫の計上時期、本県は9月にまた200億程度計上する予定でございますけれども、そういうこともございまして内容を今後分析をしてみたいと思います。

いずれにしても、現下の厳しい経済状況に対応するためには、今後とも予算の確保に努める一方、計上した予算を速やかに執行してできるだけ早急に県経済を浮揚させ、県民生活にしみ渡るような効果が出るように努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 同じく県内産業の振興について、雇用保険を受給していない者を対象とした県独自の事業についてとの再質問にお答えします。

沖縄県独自の事業として、沖縄県緊急ジョブトレーニング事業を21年度から実施しており、補正予算案を追加して約2億2000万の事業費となります。

この事業は、雇用保険の給付を受けていない者で、雇い止めなどによる失業者を対象に協力事業所における3カ月間の職場訓練を支給し、訓練生には1日につ

き6000円の訓練手当を支給するものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 吉田議員の御指摘の点につきましては、まさに捜査の内容に関するものであり、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、県警察としましては、基地内での現場調査、米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところでありまして、御指摘のありました跳弾の可能性、7トントラックの件、重機関銃までの高さ、射角制御装置の有無など、当時の訓練の状況を含め事案の解明を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 伊芸区の被弾事件から6カ月、これが解決しない限り、県はぜひとも米軍に対して演習の中止を申し入れて、捜査に協力をして、圧力をかけるべきじゃないかと私は思いますけれども、知事の決意を聞きたいと思っております。

それから、私たちはいつも基地に依存をしているわけですが、基地に依存することなく自立していくためには、ブルー・ビーチなど開発可能性のあるところは返還すべきではないかと考えております。だから、基地アクションプログラムでのあれはどうなのかとか、そういうことをぜひお願いをしたいと思っております。

それから、県警本部長ですね。ぜひとも県警の威信をかけて米軍とやり合って、それから外務省や防衛施設庁ともやり合ってぜひ明確にしてもらいたい。

それから10日という日時ですね、これは玉城さんが証言しているわけですから、玉城さんの霊にも報いるような形で、10日というやつを必ず究明をしてお願いをしたいなと思っております。

再度の答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

即時といえますか、演習の中止を申し入れよという御意見ですが、私も議員のお気持ちよくわかります

し、演習の中止をすぐに申し入れたい気持ちもここら辺まであるんですが、今県警の皆さんがまだ調査中であり、その結果どうしてもそれをまちたいと思っています。原因究明が先ではないかと思っていますので、それをまちたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 基地跡地の有効利用を図るためにも返還を促進すべき、アクションプログラムをつくって促進すべきではないかというお尋ねだったと思います。

当然に大変な開発可能性のある基地も多いわけですから、そういうものをきちんと調査しながら、同時に実際の返還に関しましては、SACOの合意事項等を着実に実施すべきと。段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的ではありますけれども、御提案のアクションプログラムを可能性等含めて、これから21世紀ビジョン等々将来のビジョンづくりの中で、御提言のことにつきましても承っておこうと思っています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 県警と米軍の事案発生日の食い違いはどうなっているかという点であります。県警では、被害関係者からの事情聴取等、所要の捜査結果から、事案発生日を12月10日と特定しております。12月10日を当初から発生日として米軍側と各種会議、各種照会等を行っているところであります。したがって、12月10日に間違いありません。

それから、抱負ということでございますが、この事件は、住民の皆さんの日常生活の安心感にかかわる重大な問題であることに思いをいたしまして、事案の真相解明になお努力を傾注してまいりたいと思っています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 皆さん、こんにちは。

島尻郡区選出の自民党の新垣良俊でございます。

質問の前に、皆さんにお願いを申し上げたいと思います。

実は、去る6月27日からいやしの島・渡名喜島を中心に撮影されました映画「群青」が全国で公開されました。主演は、「美ら島沖縄大使」に選ばれた長澤まさみさん、そして玉城満県議も居酒屋の主人宮城守役

で出演しています。渡名喜島の美しい自然、それからすばらしい風景、島の人の温かさが見られる映画でありますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。

今議会は、島尻郡区そして郡区離島地域の問題を取り上げていますので、執行部の期待の持てる御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

では、通告表に基づいて一般質問を行います。

1、離島・過疎地域の振興について。

(1)、離島の生活基盤整備について。

ア、元一般県道久米島一周線、現在は県道宇根仲泊線の旧具志川村の仲地から字宇江城に向かって施工されている道路拡幅整備事業が計画どおり進捗していないように見受けられるが、事業期間までの完成の見通しと施工できない理由を伺いたい。

イ、久米島航路は兼城港を発着地として、島民を初め観光客の送迎施設そして生活物資の入荷を扱う重要な港湾であります。現在の港湾施設の老朽化を考えると、将来、船舶の大型化に対応することが困難と思われるが、当局の御所見を伺いたい。

ウ、久米島町の中央・新興通りは商業地域の中心地として発展してきました。しかしながら、道路幅員の狭さが足かせとなり、これまで地域発展を阻害してまいりました。そこで、道路拡張を推進すべきだと思うが、拡張計画について御所見を伺いたい。

エ、渡名喜村への足は船舶のみであります。しかし、北風が4メートル以上吹いた場合、港への入港はできません。そのため、生活物資の入荷に支障が出て、島民の生活にも大きな影響が出ています。そこで、その対策について御所見を伺いたい。

オ、8年連続で給水制限が実施されるなど座間味村の生活用水不足は今や恒例となっています。財政難の折、自衛隊の民生支援制度を活用して、農業用水池の跡地を利用し貯水池を造成して、生活用水を少しでも確保しようという記事が3月中旬ごろ掲載されておりました。そこで、仮に海水淡水化事業を導入するにしても、その建設、将来にわたる維持管理を考えると、村の財政状況から困難であると思われますので、企業局の事業で本島から座間味村まで海底送水管を敷設し生活用水を供給することはできないか、御所見を伺いたい。

カ、粟国空港は島民生活を支え、地域振興を担う重要な役割を果たしております。しかしながら、平成21年6月1日から路線を一時運休することになっているようですが、航空路線の確保が現在どうなっているか、また、空港拡張整備の状況について伺いたい。

キ、史上最大規模の経済対策補正予算で、国や県は

長い間懸案になっていた本島と南北大東島を結ぶ海底ケーブル敷設が決定した。従来、東京の放送の一部しか視聴できなかった両村では県内のほかの地域と同じ番組が視聴できることは情報格差の解消が図られたものと思っている。そこで、供用開始後のケーブルの維持管理費は年間どれぐらいの費用になるのか。またその費用については国が負担すべきものと解するが、所見を伺いたい。

ク、離島の小規模自治体の道路整備は県代行事業としてやっていると思いますので質問をいたしますが、離島地域で築30年以上経過している橋梁が何カ所あるか。また、その橋梁の耐力度調査を実施したことはあるか伺いたい。

(2)、離島の生産基盤整備について。

ア、久米島のカンジングダムの完成で、農業用水の安定的供給が図られ、農産物の生産量、生産額が順調に伸びております。一方、維持管理費に年間2000万円余の経費がかかっている現状にあります。将来の農業振興を図るためにも効率的な維持管理が求められます。そこで、自然エネルギーを活用した設備を導入することで維持管理費を削減する方策はないか伺います。

イ、久米島町にある既設のため池、畑かん施設の改修は、農作物の生産性の向上・効率化・安定的な農業経営の確立を促進させるためにもぜひ整備すべきだと思うが、御所見を伺いたい。

ウ、久米島町旧仲里村の銭田川（排水路）は、毎年、大雨時のはんらんにより農作物の被害、土壌流出、民家への浸水被害が発生するため、農業従事者の生産意欲の低下につながり、地域農業の大きな妨げになっている。早急に改修を行い農業経営の安定を図るべきだと思うが、御所見を伺いたい。

エ、防風・防潮対策で防風林の植林が行われているが、特に離島は台風の常襲地で農産物等に大きな被害を及ぼすことから、防風対策は喫緊の課題である。離島での防風対策の取り組みについて伺いたい。

(3)、離島の産業振興について。

ア、離島の観光は、離島経済の活性化を図るための重要な産業であり、離島の特色や文化を生かした観光資源の開発が必要である。離島の観光資源が十分に生かされていないように思うが、県の観光部局と離島の自治体間で、観光資源の開発に伴う何らかの協議等が行われているか伺いたい。

イ、渡名喜村の漁港整備工事に使用される防波堤のブロック製作については、これまで村内で製作が行われていたが、生コンプラント施設に試験検査施設が設置されてないという理由で本島で製作し渡名喜村の現

場に運んでいる状況であります。地元でのブロック製作は、村の経済に大きな役割を果たしていた。現在、試験検査施設も整備され、今後の漁港整備工事には村内で十分対応が可能であります。そこで、地元でできるものはできるだけ地元に戻し、地元の雇用の創出や産業の振興に貢献すべきだと思うが、御所見を伺いたい。

ウ、現下の社会経済情勢の中、若年労働者の雇用は非常に厳しい状況にあります。産業を創出することで、離島出身の若年労働者のUターンを図り、島の資源を活用することでさらに雇用の機会を拡充できないか伺いたい。

エ、離島振興は、島が自立することであると同時に住民の知恵と島の資源を生かすことだと思う。付加価値の高い魚、貝、例えばナマコ、ウニなどの養殖場を建設することで水産業の再生や産業創出が図られ、雇用と島の活性化につながっていくものと確信します。

そこで、養殖場建設について御所見を伺いたい。

2、農林水産行政について

(1)、さとうきびの生産振興について。

ア、平成19年産からさとうきび政策が見直され、生産者の手取り額は、取引価格（原料代）と経営安定対策（甘味資源作物交付金）による収入である。交付金の対象生産者になるための一定の要件は、大規模農業政策で我が県には適合しない政策だと思うが、御所見を伺いたい。

イ、八重瀬町は、本島ではさとうきび生産高では上位に入る。1200戸余のさとうきび生産農家がいるが、60%以上が60歳以上の高齢者である。さらに1戸当たりの生産面積が30アールから50アールの小規模生産者であります。来年度産から本則要件に移行しますが、現在、特例として交付金の対象になっているが、生産農家からは対象要件の緩和と新制度の5年間の延長を求める声が多い。その対応策について伺いたい。

ウ、A-4の対象要件は、A-1、A-2に該当する生産者組織または4.5ヘクタール以上の収穫作業面積を有する受託組織・サービス事業体にさとうきびの基幹作業（ア、耕起・整地、イ、株出し管理、ウ、植えつけ、エ、収穫のうち、いずれか1作業）を委託しているさとうきび生産者は、例えば八重瀬町東風平農業機械施設管理センター、具志頭農業機械銀行が受託する場合は対象となるのか伺いたい。

エ、東風平農業機械施設管理センター・具志頭農業機械銀行が基幹作業を受託する場合、オペレーター、作業機械の確保は十分か。また、作業機械を補助対象で導入できるか伺いたい。

(2)、農業用水源施設整備について。

ア、湧水や地下水に恵まれず、また、農業用ダムの建設にも地理的に困難である地域について、当局はどのような方法で農業用水の確保を図るべきと考えるか、御所見を伺いたい。

イ、琉球石灰岩の採掘跡地を農業用水源貯水施設として活用することが可能であるか。また、農林関係の補助事業採択を導入することが可能かあわせて伺いたい。

ウ、イの採掘跡地は本島南部地区の国営地下ダムのファームpond近くにあります。そこで、採掘跡地を利用した貯水施設建設が可能であれば、ファームpondから分水、取水することは可能か。また、ほかに集水する方策があれば伺いたい。

(3)、耕作放棄地について。

ア、農作物が過去1年以上作付されず、農家が数年間のうち作付をする予定がない土地のことを言うが、県内の耕作放棄地を地域ごとにお示しください。

イ、県内で利用できない耕作放棄地で草刈りや整地など、また基盤整備をすれば利用可能な放棄地の面積は幾らか。農地復元が困難な放棄地の面積は幾らか伺います。

ウ、食料自給率向上のために耕作放棄地の解消が非常に重要であると思うが、利用可能な放棄地が耕作地になったら自給率は幾ら上昇すると考えられるか伺います。

エとオは取り下げます。

(4)、沖縄県食肉センターの改築について。

ア、経済危機対策を受けて、食肉センター整備に57億円余の建設費が計上されました。そこで、同センターの施設整備計画について伺いたい。

イ、現在、豚と牛の屠畜処理施設は整備されています。しかし、平成14年度からヤギの屠畜処理が名護市食肉センターで実施されています。南部のヤギ生産農家から改築を機にヤギの屠畜処理施設整備の要望が強くなりますが、整備計画について伺いたい。

ウ、現施設は増改築を行いながら日産屠畜能力アップを図ってきました。今回の改築で、衛生管理向上と処理能力、冷凍冷蔵庫保管能力、污水处理施設等の能力アップを図り、食肉の安定供給に努めるべきと思うが、施設能力アップの計画を考えているか伺いたい。

3、土木建築行政について。

(1)、県道整備について。

ア、与那原町東浜から国道331号まで延長1300メートルの県道糸満与那原線が開通し、地域の生活道路というだけでなく、既存集落への連結や旧佐敷町、旧知

念村方面への交通の利便性を図る役割を担っています。現在の県道糸満与那原線と与那原町港区（国道331号との交点）から旧大里村古堅・福原まで計画の延長を図り、南部横断道路として整備できないか伺いたい。

イ、県道糸満与那原線と県道48号線の交差する稲嶺十字路の旧玉城村から那覇向けに朝夕の渋滞が激しく、地域から早期整備の強い要請もあつたと思いますが、十字路改良工事の進捗状況について伺いたい。

ウ、県道南風原与那原線は、朝・休日には上り線で東部消防本部前まで渋滞している。原因は、町道3号線との交差点に右折帯がないために渋滞が起きて、さらに渋滞を避けるために周辺集落の生活道を通り抜けるため交通安全上問題が起きている状況にある。十字路改良工事が進まない理由と今後の対策について伺いたい。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣良俊議員の御質問に答弁いたします。

離島・過疎地域の振興に係る御質問の中で、久米島町カンジンダムの維持管理費の軽減に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、久米島町カンジンダムの維持管理費の軽減を図るため、平成22年度新規採択に向けて自然エネルギーを活用しました太陽光発電施設などの整備を計画しているところであります。太陽光発電施設の導入によりまして維持管理にかかる電気代につきましては、年間約2500万円に対して800万円の軽減が見込まれているところでございます。

同じく離島・過疎地域の振興に係る御質問の中で、久米島町の銭田排水路の整備の御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、久米島町銭田川周辺における農地や宅地等の湛水被害の解消を図るため、県営かんがい排水事業により、平成21年度から銭田排水路の整備を行うことといたしております。現在、土地改良法に基づいた事業認可の手続を行っているところでございます。

同じく離島・過疎に係る御質問で、若年労働者のUターン及び雇用機会の拡充についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、「体験滞在交流促進事業」や「自然・伝統文化を活かした交流促進事業」など、地域の資源を活用しました諸施策を実施し、産業の振興

を図っているところでございます。また、情報通信基盤の整備を推進し、IT関連事業の創出を図るなど、若者の雇用促進に努めているところでございます。

県としましては、引き続き、地域の資源を活用した諸施策や新たな産業の創出に取り組むことにより、産業の振興や雇用の創出を図り、若者のUターンや定住の促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、2の(4)のア、イ、そして同じくウが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。県食肉センター整備計画と屠畜処理能力に係る御質問でございます。

沖縄県食肉センター整備事業は、安全で衛生的な食肉供給体制を確立するため、沖縄県食肉センターが事業主体となり、豚及びヤギの「屠畜施設」の整備を行うものであります。

施設整備の内容としましては、「屠畜処理棟」及び「屠畜・解体処理機械施設」など57億1786万4000円の補正予算を計上しております。屠畜処理能力は、豚が1日当たり1200頭で、年間30万頭で現状維持、そしてヤギは1日当たり10頭で年間2500頭の計画となっております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島・過疎地域の振興について、旧久米島一周線の道路拡幅整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

旧久米島一周線の宇根仲泊線道路整備事業は、歩行者の安全確保の観点から歩道を設置するものであり、平成14年度に事業着手し平成22年度の完成を目標に推進しております。平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約59%になっておりますが、用地取得において、相続手続のおくれなどから工事に着手できない箇所があります。

県としましては、久米島町の協力を得ながら鋭意地権者との交渉を進め、早期完成に努めていく考えであります。

続きまして、兼城港における大型船舶への対応についてお答えいたします。

兼城港は、平成15年度までに岸壁や防波堤等の港湾施設整備が完了しております。整備済みの2000トンクラスまで対応できる水深5.5メートル耐震岸壁は、平成24年度に就航予定の1000トンクラスの船舶に対応可

能な施設であります。

なお、老朽化している水深4.5メートル岸壁につきましては、今後補修・補強工事を検討していく考えであります。

続きまして、久米島町中央・新興通りの拡張整備計画についてお答えいたします。

主要地方道久米島空港真泊線の中央通りと新興通りについては、現道拡幅整備に対し地元の同意が得られなかったことからバイパス整備に変更し、平成10年度に整備を完了しております。その後、平成14年度の合併に伴う久米島町建設計画において、商店街活性化策として現道拡幅整備が提案されております。このため、県は、平成16年度に将来交通量や、整備手法及び費用対効果等、拡幅整備の可能性について調査した結果、交通量のほとんどがバイパスへシフトし交通量が少なく、また、拡幅に伴う事業費が膨大なため費用対効果を満たすことができないことから、当該通りの拡幅整備については極めて困難と判断しております。

県としましては、今後、歩行者の安全確保の観点から交通安全事業等による整備の可能性について検討する考えであります。

続きまして、粟国空港の拡張整備の状況についてお答えいたします。

粟国空港の航空路線の維持確保は、離島振興と地域住民の生活安定を図る観点から重要であり、後継機種として就航が予定されているDHC8型機に対応するため、現空港の滑走路長を800メートルから1200メートルに拡張する必要があると考えております。そのため、平成19年度から航空需要予測や空港施設計画等の基礎調査を実施しており、今年度は拡張整備に向けたパブリックインボルブメントの実施を予定しております。

今後は、用地取得同意の見通しや費用対効果及び環境への影響等を勘案しながら、早期の拡張整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、離島地域における築30年以上経過した橋梁についてお答えいたします。

沖縄県が平成20年度に実施した橋梁点検調査によると、離島地域の橋梁は105橋あり、築30年以上経過している橋梁は25橋であります。そのうち、10橋については、補修、耐震補強工事を完了しております。

県としましては、残りの15橋についても計画的に耐力度調査、補修、耐震補強工事を実施し、離島地域の安全・安心な生活基盤を確保していく考えであります。

続きまして、土木建築行政についての南部横断道路

の整備についてお答えいたします。

与那原町港区から旧大里村古堅・福原までの道路整備については、現在整備中の国道507号津嘉山バイパスや調査中の南部東道路など、当該地域の主要幹線道路の整備に伴う南部圏域の交通量の変化や地域開発の動向等も踏まえて、今後、検討していきたいと考えております。

同じく稲嶺交差点改良事業の進捗状況についてお答えいたします。

県道48号線の稲嶺交差点改良事業は、慢性的な交通渋滞の解消と歩行者の安全確保を目的に、平成15年度から事業着手し、平成23年度の完成を目途に進めており、平成20年度末の進捗率は、事業費ベースで約43%であります。今年度は、用地取得を鋭意進めるとともに、県道48号線の右折帯設置工事を予定しております。

県としては、南城市や地元自治会等の協力を得ながら、早期完成に努めていく考えであります。

続きまして、県道南風原与那原線と南風原町道3号線との交差点改良事業の進捗状況についてお答えいたします。

県道南風原与那原線と町道3号線との交差点は、交通渋滞が激しい状況にあることから、交通の円滑化と交通事故防止を目的に交差点改良事業を実施しております。

当該事業は、平成20年度に事業着手し、平成23年度の完成を目途に進めており、今年度から事業説明会を行い、用地買収を進めることとしております。

今後、早期完成が図られるよう、南風原町と連携し、地元自治会等の協力も得ながら事業を推進していく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 離島・過疎地域の振興の中で、渡名喜漁港の整備についてお答えいたします。

渡名喜漁港は、冬場の強風時には航路口で発生する波浪により欠航が頻発している状況があります。そのため、平成元年度から平成23年度までの計画で、沖防波堤の新設や消波ブロックの設置、航路の拡張等の整備を行っているところであります。さらに、平成22年度からは今後予定されているフェリーの大型化に向けた岸壁の改良等の整備を行う予定であります。

同じく久米島町におけるため池、畑かん施設の改修についてお答えいたします。

久米島町の老朽化したため池については、県営ため池等整備事業により計画的に改修を行ってきたところであります。また、畑地かんがい施設については約700ヘクタールの整備が行われており、引き続き計画的に整備してまいります。

県としては、今後とも改修の必要な施設については、関係機関と連携を図りながら事業の導入について検討してまいります。

同じく離島での防風林整備についてお答えします。

県においては、台風等による農作物等への風害並びに潮害を軽減するため、農林水産業振興計画に基づき計画的に農地防風林の整備を推進しているところであります。さらに、農地防風林の重要性についての普及啓発を図るため、毎年11月の第4木曜日を「防風林の日」に制定し、防風林関連行事を開催しております。

今後とも、関係機関と連携を図り、農地保全整備事業等により農地防風林の整備に取り組んでまいります。

同じく渡名喜村内でのブロック製作についてお答えいたします。

渡名喜漁港の沖防波堤改良工事におけるブロック製作については、経済性、工期の短縮、品質の確保、ブロックの設置作業の効率化等を総合的に勘案し、渡名喜村内でできるよう検討してまいります。

同じく離島における養殖場の建設について。

県としては、養殖業の振興を図るため、モズク、クルマエビ、海ブドウ、魚類などの養殖技術を開発し、12カ所の養殖場の整備を行っております。

今後とも、地元の要望を踏まえ養殖場の整備を進めるとともに、ウニ、ナマコなど新たな養殖技術の開発に取り組んでまいります。

次に、農林水産行政についての中で、さとうきび経営安定対策の要件緩和と延長についてお答えします。一括してお答えします。

平成19年度から実施されているさとうきび政策は、WTO等国际規律の強化に対応するため、施策の対象となる担い手を明確にした上で経営の安定を図ることをねらいとしております。特に、さとうきびは代替作物に乏しい自然条件下にある沖縄県の基幹作物であり、地域経済においても重要な地位を占めていることから、品目別経営安定対策として講じられております。

現行の経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

基幹作業のうち、収穫については平成20年産より見直しが行われ、刈り倒し、または搬出のみを委託した場合も支援対象となったところであります。この見直しにより、本則要件を充足する生産農家割合は、現状の4割から5割程度に拡大することが見込まれます。

県としては、すべての生産農家が経営安定対策の支援対象となるよう、関係団体と連携し、機械化のおくれなど地域の実態を踏まえた基幹作業や受託組織等に関する要件の緩和・見直し、本則移行に必要な期間の確保などについて国に対し強く要請してまいります。

同じく作業委託による要件充足と受託組織の支援について一括してお答えします。

さとうきび経営安定対策では、収穫作業面積4.5ヘクタール以上の機械銀行等サービス事業体に耕起・整地、植えつけ等の基幹作業のいずれかを委託した農家は本則要件で支援対象となっております。

東風平機械施設管理センターと具志頭農業機械銀行は、サービス事業体としての条件を満たしており、これらの受託組織に作業を委託した農家は支援対象となります。

また、さとうきびの作業受託組織の育成強化を図るため、オペレーター養成研修や農業機械の導入等の支援を行っております。

同じく本島南部地域の水源整備について一括してお答えします。

県としては、八重瀬町を含む南部地域の農業用水の確保を図るため、地域ごとの地形・地質特性を踏まえ、小規模な河川、湧水からの取水施設の整備、地表水を集水した貯水池の整備、採石場跡地を活用した貯水池の整備等について関係機関と連携し検討してまいります。

なお、国営地下ダムの農業用水を受益対象以外の農地に供給することについては、今後国と調整してまいります。

同じく耕作放棄地の地域ごとの実態についての質問にお答えします。

平成20年度の耕作放棄地全体調査の結果によりますと、沖縄県の耕作放棄地は2950ヘクタールで全耕地面積の7.5%となっております。

地域別では、北部地域が992ヘクタールで全耕作放棄地面積の33.6%、中部地域が589ヘクタールで20%、南部地域が543ヘクタールで18.4%、宮古地域が476ヘクタールで16.1%、八重山地域が350ヘクタールで11.9%となっております。

同じく耕作放棄地の利用可能な面積と困難な面積についての質問にお答えいたします。

耕作放棄地面積2950ヘクタールのうち、利用可能な面積は2237ヘクタールで、復元が困難な面積は713ヘクタールとなっております。

同じく耕作放棄地の解消による自給率の向上についてお答えします。

本県の食料自給率は、平成19年度の概算値で33%となっております。

耕作放棄地で利用可能な面積2237ヘクタールにおいてさとうきびを栽培したと仮定すると、食料自給率は4ポイント上昇し37%と試算されます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 4月に企業局長を拝命いたしました宮城でございます。

企業局の業務は、安全な水を安定的に供給することでございます。もとより微力ではございますが、全力で取り組む所存でございますので、議員各位の御指導と御支援をよろしくお願いいたします。

離島・過疎地域の振興についての中、企業局事業として本島から座間味村へ海底送水管を敷設して生活用水を供給することについてお答えいたします。

沖縄本島から座間味村まで海底送水で水道用水を供給する場合、約47キロメートルというかなり長距離の海底への送水管の敷設と、増圧ポンプ場の整備が必要となります。その整備には多額の費用が見込まれる上、海底送水管が国内でも類を見ない延長のため、費用対効果のみならず敷設工事、維持管理上も技術的な課題が多く非常に厳しいものと考えております。

なお、水道事業につきましては、水道法で原則として市町村が行うこととなっており、座間味村では、7月上旬に村と住民との意見交換会を開催すると聞いております。

企業局としましては、その結果を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、粟国路線の確保についてお答えします。

琉球エアークommューター株式会社が就航していた那覇―粟国路線は、利用客の低迷による欠損金の増大や運航乗務員の確保が困難なことなどから運休となりましたが、その後、大阪の第一航空株式会社が同路線を引き継ぎ、6月19日から1日2往復4便の不定期便と

して運航を行っております。

次に、同じく離島・過疎地域の振興についての中の、本島と南大東島を結ぶ海底ケーブルの維持管理費についてお答えします。

本島と南大東島を結ぶ海底光ケーブルと関連施設の年間の維持管理費は、現行の衛星放送の維持管理費として負担している約9000万円の範囲内で賄っていきたいと考えております。

国による費用負担については、現行の衛星放送の維持管理費についても財政支援措置を要望しているところであり、引き続き海底光ケーブルについても要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 離島・過疎地域の振興について、県と離島自治体との観光資源の開発に係る協議等についてとの御質問にお答えします。

沖縄県では、優位性のある観光資源を活用した各地域の主體的な取り組みを促進・支援する「観光まちづくり支援事業」を実施しております。同事業により、離島市町村においても県と地域の行政、関係団体、関連事業者などとの間で、観光振興の課題や新たな観光メニューの拡充、特産品開発など、地域の観光資源を活用した取り組み等について協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 二、三点再質問をしたいと思います。

実は今、観光商工部長からお話があったんですが、これは提言でありますので、質問通告表では観光資源の場所等について市町村と協議したことがありますかということなんですが、実はこれは旧仲里村が字島尻から字儀間までの林道事業で整備したところがありまして、延長6200メートルのうち4100メートル、その両側に桜が植栽されています。この桜が約1000本以上あるんじゃないかということでは言われていますが、2000本近くもあるんじゃないかという話もあります。楽天がキャンプしていますので、2月の開花ですよ、桜は。そしてキャンプも2月1日にキャンプインしますので、同時にその1000本桜とキャンプのツアーといいますか、そういうツアーも考えたかどうかということでもありますので、ひとつまたお考えをお願いしたいものです。

それから、食肉センターの件ですが、これは昭和46年の10月ですか設立されておりますが、今回57億の大きな建設といえますか、計上されてはいますが、毎回毎回、増築増築をやっていたんですが、今回の事業費で改築がないように、生産農家、それから職員にも安心してできるような施設をぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 再質問にお答えします。

久米島町においては、食物アレルギー対応型旅行商品の造成などの支援もやっておりまして、このキャンプと桜の抱き合わせについても地元と連携して対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 物すごい数の睡魔が議員の皆さんの周りをうろついているようです。どうぞその睡魔を追いかけていただく、それに身をゆだねてもいいかと思えます。

今回は議会100年、議会ロビーでは琉球政府、立法院議会の写真が展示され、小さな政府、小さな立法院議会に見えましたが、戦後復興、ウチナーンチュの人権の確立、自治の確立に心血を注いだであろう、相当な激論を交わしたであろうと、大先輩たちに改めて敬意、尊敬の念を感じました。

今、この節目にこの議場にいることを、辻野議員同様に私もうれしく思っております。しかし、少し気になることがありまして、議員全員で100年後に飲むという古酒に一升瓶をささげました。25度があつたり40度の酒があつたり、いろんな銘柄の酒を入れたんですが、これが本当にいい味になるのか、不思議でたまりません。ぜひ3年後ぐらいには試しに飲んでみる必要があるんじゃないかなと気になって仕方ありませんが、いかがですか、議長。だめでしょうね。

通告した一般質問を行います。

1、商店街活性化について。

かつてにぎわった商店街、特に中部では沖縄市・旧コザ、北部では名護、商店街はもがき苦しみ悪戦苦闘

をしています。

伺います。

(1)、まちづくり三法を活用した商店街や中心市街地の活性化について、市町村の取り組み状況と県の支援策について伺います。

(2)、県下の空き店舗率の状況はどうか伺います。

(3)、特に顕著に空き店舗がふえてきた地域について、その地域、その要因について伺います。

(4)、各種空き店舗対策で成功例はあるのか。あるところのその成功の要因を伺いたい。

(5)、イオンモール大型ショッピングセンター進出について。

ア、沖縄市及び北谷町への影響を想定しているか伺います。

イ、影響ある地域商店街への新たな支援策を講じることができるか伺います。

(6)、少子・高齢化に対応した商店街や中心市街地づくりについて、県の基本的な考えを伺います。

2、土木建設行政について。

(1)、新規事業・沖縄市安慶田地域区画整理事業について。

ア、これからのスケジュールを伺います。

イ、総面積、総予算額を伺います。

ウ、地域の要望等を受け入れる体制はあるのか伺います。

3、中城湾港について。

(1)、那覇港との適正な機能の分担は推進しているのか伺います。

(2)、中城湾港を自動車関連製品の取り扱い拠点とするその取り組みについて伺います。

ア、その可能性と実現に向けての県の戦略をお伺いします。

4、警察行政について。

(1)、沖縄署移転についてであります。

これは予算特別委員会でも質疑はしましたが、新県警本部長に現在の沖縄署の所在地の環境を認識していただきたく改めて通告をいたしました。100メートル先に諸見小学校、200メートル先にはコザ中学校、反対方向にはゲート通りがあり、500メートル先には嘉手納空軍基地第2ゲートがあります。

ア、これからのスケジュールをお伺いをいたします。

イ、跡地の計画に地域の要望等を受け入れる体制はあるか伺います。

5、我が党の代表質問との関連について伺わせていただきます。

これは米軍直接発注工事についてであります。

代表質問への答弁では、英文、英訳、相当な見積もり作成とかに英語が必要だと。それがネックの一つだと言っておりましたが、そういった事務的なネックは商工会議所、商工会、あるいは協力会等で技術的なことはクリアできます。最大のネックは、履行ボンド制にあるんです。それをどうクリアをするか、その方法を研究しているのか、代表質問では伺っていたように思いますが、そこで私からも改めて伺います。

履行ボンド制等をクリアできる研究はしているのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 桑江議員の御質問に答弁いたします。

土木建設行政に係る御質問で、新規事業・沖縄市安慶田地域区画整理事業に係る御質問ですが、このアとイが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

安慶田地区土地区画整理事業は、沖縄市が事業主体となり、平成21年度に国庫補助事業として採択されております。総面積は約8.8ヘクタール、総事業費は約67億円となっております。

平成21年度は事業計画の策定を行い、平成22年度は仮換地の指定を行う予定であります。平成23年度以降、支障となる物件等の除却及び道路整備工事等を順次行い、平成30年度の事業完了を目指していると聞いているところでございます。

次に、中城湾港の御質問で、中城湾港を自動車関連製品の取り扱い拠点とすることという御趣旨の御質問にお答えいたします。

中城湾港を自動車関連製品の取り扱い拠点とすることにつきましては、これまでトヨタを初めとする自動車関連企業等への誘致活動を行ってまいりましたが、物流コストの負担が大きいことや周辺産業や基盤技術の集積がなされていない現状もあって誘致には至っておりません。

今年度は、金型や表面処理産業等の製造業を下支えるサポーティング産業誘致のための賃貸工場を整備する予定であります。これを呼び水として機械装置製造業等の集積につなげていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 商店街・中心市街地の活性化について、まちづくり三法を活用した市町村の取り組みと県の支援策についてとの御質問にお答えします。

現在、那覇市と沖縄市が中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成に取り組んでおり、国の認定を受けると、その計画による市街地の整備改善や商業活性化のための事業を集中的に実施することができます。

県においては、商店街振興組合指導事業により、セミナーの開催や派遣研修などによる商店街の組織強化や後継者の育成等を支援しております。

次に、空き店舗率の状況についての御質問にお答えします。

平成19年度商店街実態調査によりますと、沖縄県内の空き店舗率は10.8%で、直近の5年間ではおおむね横ばいで推移しております。

次に、空き店舗がふえた要因についてお答えします。

商店街実態調査の平成19年度と平成14年度の空き店舗率を比較すると、名護市、沖縄市、宜野湾市などが高くなっております。

その理由としましては、郊外への大型店舗の進出、商店主の高齢化や売り上げの減少による廃業の増加、魅力ある店舗づくりがなされていないことや駐車場不足などが挙げられております。

次に、空き店舗対策の成功例についての御質問にお答えします。

空き店舗対策につきましては、沖縄市の空き店舗を活用して開設された「商店街交流ひろばコザBOX」や「銀天大学」が、商店街のコミュニティー機能の向上などに一定の成果を上げており、この取り組みは平成21年3月に中小企業庁の「新・がんばる商店街77選」にも選定されたところであります。

そのほか、国際通りの商店街では、「トランジットモール」や「一万人のエイサー踊り隊」などの実施により多くの観光客を引きつけ、空き店舗率は低い水準で推移しております。

同じく大型店舗の進出による沖縄市、北谷町への影響と地域商店街への支援策についてとの御質問に一括してお答えいたします。

大規模集客施設の立地による近隣市町村への影響につきましては、一般的に商圈の変化に伴う既存商店街の売り上げの減少などのマイナスの影響と、相乗効果による地域活力の向上などのプラスの影響が考えられますが、個別・具体的な影響については想定しておりません。

現在、沖縄市が中心市街地活性化法に基づく基本計画を作成中であり、国に認定されると商業活性化のための事業が集中的に実施されることから、県としましては、同計画に基づく取り組みを支援してまいりたいと考えております。

同じく少子・高齢化に対応した中心市街地づくりについての御質問にお答えします。

少子・高齢化社会では、多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちづくりが重要であります。

国においては、中心市街地活性化の基本的な方向性を「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」とし、まちづくり三法による新たな仕組みを整備しております。

県としましては、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成や、これに基づく諸事業の実施などの取り組みを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建設行政についての、地域要望の受け入れ体制についての御質問にお答えいたします。

安慶田地区については、地区内権利者を中心とした安慶田土地地区画整理事業推進協議会が平成17年度に発足しており、ワークショップの開催や先進地の事例調査などを行ってきたと聞いております。

土地地区画整理事業の実施においては地域住民の協力が不可欠であり、沖縄市としては、今後とも地元自治会や同推進協議会と連携を図りながら、住民参加のまちづくりに取り組んでいく考えであると聞いております。

続きまして、中城湾港について、那覇港との適正な機能の分担についての御質問にお答えいたします。

那覇港は、物流・人流の中心的な拠点港湾として本県の経済社会活動を支えており、国際物流関連施設の立地及び国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾としての機能を担っております。

一方、中城湾港新港地区は、沖縄本島中南部の東海岸における物資の円滑な流通を確保するため、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾としての機能を担うこととしております。しかしながら、新港地区は不定期の航路しかなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされており、機能分担が不十分な状況となっております。

県としては、適正な機能分担を推進するため定期航

路の就航に向け関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、我が党の代表質問との関連について、米軍発注に係る課題解決についてお答えいたします。

米軍発注工事への県内企業の入札参加については、入札参加申請書類等を翻訳する必要があることや、10万ドル以上の請負契約に100%の履行ボンドが義務づけられていること等の課題があると聞いております。

県としましては、基金設立がボンド制度の目的になじむか、合理性はあるかなど、クリアすべき課題があると考えており、ボンド制度を含め諸課題への対応について、今後、沖縄県建設業協会等と連携を図りながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 沖縄警察署移転スケジュール及び移転後の跡地計画について一括してお答えいたします。

沖縄警察署正面に位置する県道20号線の拡幅工事に伴う県企業局コザ庁舎跡地への沖縄警察署移転事業については、平成21年度中に同跡地の用地取得を行うこととしております。そして、平成22年度から平成24年度までをかけまして新庁舎を建設し、平成24年度中に移転を完了する予定であります。

次に、移転後の跡地計画についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現所在地は治安のかなめの地であることから、警察署移転後も一定の警察力を存続させる必要があると認識しております。

また、沖縄市長及び沖縄商工会議所会頭から、大型交番の設置に関する要請をいただくなど、地域の強い要望がありますことから、県警察におきましては、今後県財政当局に対して大型交番のような警察施設設置の必要性を積極的に説明していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 再質問をいたします。

商店街活性化について。

旧コザはシャッター通りとやゆされる町であります。郊外大型ショッピングセンター、半径5キロメートル以内に量販店、中型スーパーが幾つもある。現状の商店街には駐車場が不便であって、それはもう太刀打ちができないのは当然。自治体、商工会、商店街、組合などがいろんな策を打っているんですが、焼け石

に水のような感じもします。努力はしているんです。

一方、大型店イオンモールが進出することに当たっては、北中城村がもう区画整理組合設立準備会を開設しました。沖縄一のすごい町を実現させたいと、村長は抱負を語っている。企業側は、中部圏の起爆剤になること間違いのないと言っている。そして地域に貢献したいと、自信のあるコメントをしている。

中部全体から見ると確かに底上げになるし、私は活力が出てきていいことだとも思っているんです。けれども、既存のこの商店街が苦しむだろう、これから困難に向かうであろうということはもう目に見えている。どうぞ県もしっかりとこれまで貢献してきた商店街の皆さん、新しい商店主の皆さんとひざを交えて今後どうするか、この困難をどんなふうに迎えて太刀打ちするかというものを、沖縄市あるいは北谷町の若い商店主の皆さんとひざを交えてその対策に乗り込んでいただきたいと思います。

いろんな小口資金制度とか融資制度とか、そういったものだけを与えるのではなくて、一緒に研究して、その旧市街地、古くからある町の商店街をさらにさらに生かし続けていこうという努力を商店街の皆さんとともにやっていただきたい。伺いたい、いかがでしょうか。

それから次に、ボンド制について。

ボンド制に基金という言葉が部長から出てきて大変喜んでおります。それが創設できないか、さらに一緒になって研究していただければなと思っております。これは緊急経済対策で雇用や公共事業に投ぜられる今回の補正予算、年間、ことしでも上半期に8割を発注するというこういうことは必ず効果があらわれてくると思います。かつてない多くの経済対策でその景気を上げる策ですが、しかし、考えてみますと当然のことながら思うんです。数年後にはその揺り戻しがあるでしょう。そして一方では民主党がもし政権をとったら、公共事業をやらないと言っているんですから大変なことになります。ですから、今のうちにその米軍発注の経済に手が入られるようなそれを研究していってもらいたい。

300億とも500億とも言われている基地内工事があるんです。それに当然のことながら、将来においても基地の中に沖縄県の企業を入れて経済活動をさせる努力と研究をしてもらいたいと思います。そして分離・分割発注、地元優先活用をお願いしますと米軍に言っているということですが、よくよく研究してくださいよ、もっと。もっと研究してください。いろんな細部に分かれているんです。契約事務所等がいろいろあり

まして、陸軍、海軍、空軍、環境局とか6つか7つぐらいの契約発注する場所があるんです。ここに個別に要請に行っていただきたい。その仕組みも研究して、その数年後に来るであろうと思われるまた危機のときに対処するのに今から準備をしていただきたい。どうですか、知事の見解を伺います。

中城湾港の件であります、第2次社会資本整備計画とか20年度から第3次社会資本整備計画にも何度も何度も出てくるのは、那覇港との適正な機能分担を図らなければならないとずっと言っている。ところが、今、IT津梁パーク、あるいはFTZ、そういう整備といいますか条件はそろっているんですが、港湾機能としての設備投資がまだまだなされてない。そう使われてないから定期航路がないから金を、設備投資がしにくいんだというのではなくて、ぜひとも今後のためにも今設備投資をすれば、この中城湾港も相当な機能を持つ港になるし、これが中部の経済のかなめの港なんです。そして、那覇港とすみ分けることがどれだけメリットがあるかというのは、もう既に五、六年前から出されている。10%から18%を那覇港の機能が集中しているものをこの中城湾港に分ける。強権を発してでも1割ぐらいでも向こうに移転させたらいいですよ。そうすることによって相当なコスト削減、例えば、年間1500万円の輸送量のコストが軽減される。つまり、那覇に来る物流の道路が混み合わなくなる、CO₂も削減される、そういったことが報告されています。

私は、そういったことも提言をしながら少しいらついているのは、この中城湾港を自動車関連製品の取り扱い拠点にするという質問項目を上げて、これはどういうことですかと担当が来たんです。しっかりと皆さん、情熱を持って努力する態度を見せてもらいたいです。皆さんは、この中城湾港に有識者、あるいは地域の方々を含めて委員会をつくって、そして座談会等研究会を開いてマネジメント研究会をつくって、そこで提言をしてもらう、その報告書をまとめる、パンフレットをつくる。それで役目は終わりですか、そうではないはずですよ。ここで提言されたもの、マネジメント研究会で出されたこと、そういったものを着実に一つ一つこなして行って、成果を上げる努力をしてもらいたい。自動車物流拠点にするというのは随分前から言われているんです。なぜそれが気がつかなかったかということに大変不満を感じております。

今後の中城湾港にかける意気込みを、この中でもう一度お伺いさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、米軍発注の仕事について、おっしゃるように300億円とも500億円とも言われているそうですが、大部分がヤマトの大きな企業に持っていかれているというのも長い間の歴史の所産の面がないわけではありませんが、彼ら米軍自身も周辺の地域とのいい関係をつくりたいという強い希望は前から表明しているようですから、先ほどのボンド制は後で部長が答弁いたしますが、そういうことの研究も含め、私どもの調べた感じでは20ぐらいの発注機関があるというふう聞いております。そこらについてきちっと効果が出るような対応を、ぜひ議員のお力も得て行動したいと思いますが、いま少し研究、まとめる時間をいただきたいと思います。

それから6番目ですか、自動車の部品であるとか組み立てであるとかという工場の誘致の可能性について、今現在はGMだトヨタだという自動車産業が非常に苦境にありますからなかなか難しいんですが、昨年、この100年に一度と言われるリーマンブラザーズの事件がスタートする前に私はトヨタの社長にお目にかかって、実は工場誘致について少し時間をかけてもいいからまとまった形で、特にトヨタグループには何千人という沖縄の若い人が行って働いていますから、それをそのままこちらへ持ってくれば、それなりにいい形で仕事ができますという話をやり、資料を渡しお願いしたその後こういう経済ショックといいますが、これが来ております。落ちついたところに、改めてまたいろんな形でやっぱりこういう総合アセンブリー産業のきわみみたいなものというのは、しかも大勢の一つの工場で3000人、4000人、2000人という大きな単位の若者の働く場所ですから、豊田市でやろうと沖縄でやろうと私は同じだと思います。可能性が無論ありますから、私も頑張りたいと思います。また、お力添えよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 古くからある既存商店街の支援にも積極的に取り組んでももらいたいという再質問にお答えします。

商店街の活性化のためには、地域の主体的な取り組みが重要であります、県としましては、地元自治体や商店街と連携しながら、引き続き中心市街地の活性化に向けて対応して取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 米軍発注工事の関連での再質問にお答えいたします。

米軍基地内での米軍が発注している工事につきましては、情報によりますと技術的にはそんな難しいものでもない、沖縄県内の業者で十分対応できるというふうに聞いております。

問題は、ボンドの問題がありまして、問題といえますか信用保証を取りつける、100%というふうに3年前からなっているというふうに聞いております。これについても、割合の引き下げができないかということがまず解決策として考えられるんじゃないかと思えます。

そういうことで、あるいは信用保証につきまして基金が活用できないかということもありますし、あるいはまた民間の金融機関の方からの取り付けはできないか、そういったことも含めまして、今後建設業協会と一緒に研究していきたいと思えます。また、議員の方もノウハウをかなりお持ちのようでございますので、ひとつ御助言をいただければと思えます。

それから、中城湾港についてでございますけれども、これはまずは整備中のところがございまして。東埠頭の岸壁はできているんですけれども、泊地のしゅんせつがまだです。ですのでまず22年度の一部供用を目指して取り組んでいるところでございます。

それからまた、埠頭の上屋等の整備についても今国に要望しているところでございまして、22年度から整備を図っていききたい。そういうことで、まずは定期航路を就航させることが一番大事なんじゃないかと思えます。そういうことによりまして、那覇港への荷物、運んでいる物を少なくすることができますので、そういったものでまず定期航路が就航できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 知事の大変いいといえますか、前向きな答弁で満足しております。

トヨタに関してはずっと努力していただきたいと思います。期待をさせていただきます。

そしてまだ中部、中城湾港の件ですけれども、定期航路も大変難しいんですよ、現実には。ですから、もう狭隘な那覇港ですから、先ほど言ったみたいに18%とは言いません。1割ぐらいでも強制的に事業者を中城湾港に移転をさせる。メリットつきで移転をさせる

とか、そういった施策もとっていただきたいと要望をいたします。

そして黒木県警本部長、沖縄市の状況であります。が、認識はいただいていると思うんですが、実際に見た方がいいですよ。あのゲート通りのかわい、しかも週末夕方から夜にかけて兵隊の皆さんが行き来をして楽しんでいる。ぜひあの雰囲気、週末これから楽しもうといっているところ、そこに小中学生が塾の帰り、クラブ活動の帰りに行き来をしている。これが沖縄市・コザの町なんです。それが悪いとは言いません。そういう環境ですから、ぜひ見に来ていただきたいと思えます。その際には、私と玉城満議員で御案内をいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の沖縄21世紀ビジョンの策定についてでございます。

本土復帰後、本土との格差是正を図る第3次にわたる沖縄振興開発計画、さらに自立型経済の確立に向けた新たな沖縄振興計画が推進をされ、本県の振興・発展に大きく貢献をしてきました。そして今、平成23年度で完了する振興計画にかわる新たな沖縄県づくりの指針が求められており、沖縄21世紀ビジョンの策定に大きく期待をするものであります。

そこで伺います。

(1)、沖縄21世紀ビジョンの意義と目指す方向性を再確認をさせていただきます。

(2)、県民意識の反映と進捗状況。

(3)、沖縄21世紀ビジョン策定と国政との連携。

2、平成23年度宇宙技術と科学の国際シンポジウムの沖縄県開催について伺います。

4月29日に沖縄県の石川会館で約700名の子供たちを集めて、沖縄県の子供たちと国際宇宙ステーションで仕事をする若田光一宇宙飛行士との交信事業を開催をさせていただきました。直接沖縄の子供たちから5名選んで、若田光一宇宙飛行士に対して質問を行い、ダイレクトで沖縄の子供たちにメッセージを伝えるというふうな内容で、恐らく沖縄ではこのようなイベントは今後開催は非常に難しいんじゃないかなというふうなことでありますけれども、これは我々も含めた地域の方々が実行委員会を組織してそのような取り組みをしたわけであります。

そこに、我が日本国の宇宙技術の第一人者である的

川泰宣先生に特別講演をいただいたわけでありすけれども、その的川泰宣先生との座談の中で、平成23年度の「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」については、沖縄県で開催する方向で進められているというふうなことをいただきました。その後、県の方にも連絡をいただいて、仲井真知事から記者団に正式にその内定の発表がございました。

そこで、お伺いをさせていただきます。

改めて、(1)、沖縄県開催の意義。

(2)、内定とその進捗状況。

(3)、今後の取り組み。

(4)、この国際シンポジウムは、宇宙技術の研究者やあるいは技術者が世界各国で研究をしている成果を出し合いながら、世界の宇宙技術の振興・発展に努めるというふうなことでありますけれども、そのような国際シンポジウムに合わせて、ぜひ県内でも実行委員会を組織して宇宙展やあるいは今、国際宇宙ステーションで仕事をしている若田光一宇宙飛行士の講演会など、県民に夢と希望を与えるイベントの開催を提言をさせていただきます。御見解を賜ります。

3、県立病院の経営再建及び経営形態の見直しについて。

(1)、病院事業局、病院長、病院職員は当事者として、そしてまた福祉保健部、県知事は県民の医療福祉の総責任者として、また県議会は県民にかわり県執行部をチェックし、県民医療を推進する立場からそれぞれが覚悟を決めて問題解決に努め、県民に対して責任を果たすべきであると考えます。仲井真知事の見解を伺います。

(2)、また、県民は現在の県立病院の機能や医療提供体制が維持できれば県立であろうがその他の経営形態であっても構わない、このことが本音ではないでしょうか。これからの県立病院再建については、批判や責任転嫁ではなく、立場を超えて協力体制をつくり、県民医療を守る経営に変えていく実践と経営形態の見直しについても真剣に考える時期に来ていると思います。知事の見解を伺います。

(3)、病院事業の再建のためには、職員の意識の改革や実践も大変重要であります。そのような中、県職労や病院職労、このような形で、今「沖縄県は県民医療の公的責任を放棄するな」というこのような看板が県立病院の周辺、構内、北部病院の道路の周辺、中部病院の構内、駐車場、南部医療センターの駐車場、周辺道路、こういうふうな批判の看板が立てられております。(資料を掲示) 私は、この県立病院の再建については、みずからの職場である県立病院の危機的な状

況を県職労やあるいは病院労組がどのようにとらえて、再建のための協力体制について現状はどうなっているのか、そのことについてお伺いをさせていただきます。

(4)、経営再建の大きなポイントは、各病院ごとの経営を改善していくことが大変重要になるわけでありす。病院長を経営責任者として職員一体となった取り組みができれば再建は不可能であります。

ア、全職員に経営改善の意識の徹底及び数値化の徹底。

イ、病院ごとの毎月の月次決算による経営状況のチェックと改善。

以上について伺います。

(5)、経営再建は、平成21年度、平成22年度、平成23年度の決算状況が大きなポイントとなると考えるものであります。収支を黒字化することができなければ、県立病院としての継続は不可能であると考えます。

ア、収支、黒字化への取り組み及びチェック体制。

イ、減価償却費も含めて、損益を見なければ経営の本質から離れると考えるものであります。御説明をお願いします。

(6)、経営を継続していくためには、経営者、幹部、そして職員として常にその責任が問われ、資質向上や経営技術の向上が求められます。今、社会に存在する企業は、自由競争の中で継続して存在し、お客様や社員に対して責任を果たすために日々大変な努力が行われているわけでありす。公の企業経営についても、このことが今求められていると考えます。

そこで、ぜひ経営の勉強をしていくために、沖縄県の中小企業家同友会、あるいは沖縄県の倫理法人会、さらには沖縄県経営者協会に入会をしてしっかりその経営を学んで実践をしてほしいと提言をするものであります。

4、沖縄県勢発展のためにうるま市政との連携について。

沖縄県政の抱える企業の立地、雇用の促進、失業率の解消、経済の活性化、さらには大学院大学を核にした科学技術の振興及び観光入客1000万人等、あるいはまた健康・長寿の沖縄県づくり、多くの課題解決のためにうるま市の存在は大変大きなものがあると考えます。それぞれの課題についてうるま市と連携を強化して進めることができれば、沖縄県政はさらに発展していくものと確信をいたします。

そこで伺います。

(1)、I T津梁パーク事業を初め中城湾港地区への企業の立地、雇用の促進、経済活性化についての連携。

(2)、沖縄科学技術大学院大学の開学や運営に伴う周辺整備も含めた連携。

(3)、世界遺産や現代版組踊阿麻和利、エイサー、闘牛、自然などの資源を活用した観光入客増の連携。

(4)、うるま市は、健康・長寿のまちづくりが推進をされ、本県全体の健康・長寿についても連携が可能であると考えます。御見解を賜ります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋守之議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、沖縄21世紀ビジョンの関連で、ビジョンの意義と目指す方向性についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性などを明らかにするもので、沖縄県として初めて策定するものであります。

目指すべき将来像の実現に向けては、課題と目標を共有しながら県民一体となった取り組みを進めていくことが重要であると認識をいたしております。

豊かな自然や歴史、伝統、文化など、沖縄のよさを守り継承するとともに、新しい時代に対応した社会システムの構築や、産業経済の変革などに積極的に取り組み、沖縄の進路を改めて切り開くビジョンを策定してまいりたいと考えております。

特に、この3次、4次にわたる沖縄振興計画によりまして、この沖縄県が今那邊にあるかということも含め、私どもの位置についても47都道府県の中で、今やこのA、B、Cと――東京はちょっと別格にして――東京を除きますと約15、15、15でCグループの真ん中まで来ているのではないかという説もいろいろあります。いろんな指標をよくチェックしながらこれから先のビジョンを描き、方向性を出していこうとこういうことでございます。

次に、同じく沖縄21世紀ビジョンに関連して、県民意識の反映と進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、これまでパンフレットやテレビの特別番組により周知に努めてまいっております。さらに、アンケート調査や高校生の作文コンテストを実施いたしましたほか、地域フォーラムを何回か開催をしシンポジウムなどいろいろとり行っております。

これらの県民意見につきましては、分析及び集約作業を現在進めております。目指すべき将来像やその実現に向けた取り組みの基本方向などに反映させてまい

りたいと考えております。現在、こうした県民意見を踏まえまして、素案の作成に向けた作業を進めているところであります。

今後、沖縄県振興審議会及びその総合部会などにおきまして議論を深めながら、10月ごろをめどに取りまとめ、所要の手続を経て本年中に策定したいと考えているところでございます。

同じく、沖縄21世紀ビジョンですが、国政との連携についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

ビジョンで描きます沖縄の将来像の実現に向けましては、沖縄の優位性を発揮するためのさまざまな施策の展開や、制度の導入などがまだ必要であると認識をいたしております。また、離島の振興、さらに駐留軍用地跡地の利用、そして対策など、国の責務により推進すべき重要課題もあります。国の支援・協力を得ながら、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、県立病院につきましの御質問の中で、県立病院の経営再建及び経営形態に関する見解についてとまいしょうか、この3の(1)と3の(2)がおおむね関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

御指摘のとおり、県立病院の改革は県全体が一丸となって取り組むべき課題であると考えております。

県立病院の改革は、病院事業の極めて厳しい経営状況を踏まえ、県民からの評価も高い、県立病院の政策医療の提供を末永く続けていけるようにしようと考えたことが発端でございます。

このようなことから、県立病院の改革は、第1に医療提供体制の持続的な確保、第2に県立病院の医療機能の水準向上、第3に病院現場の勤務環境の改善などを目的として行うことといたしております。

改革は、病院現場の職員にとっても、県にとりましても、負担と不安を伴うものでありますが、すべての関係者がそれぞれの立場を超えて一致団結して改革に取り組むことにより、改革の目的を実現したいと考えているところでございます。

病院事業の経営形態につきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、効率的で健全な病院経営を行い、改革の目的を達成するためにはどのような経営形態が望ましいのかという視点から検討を行い、県民の論議を深めることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中城湾港新港地区への企業の立地等における連携について、特にIT津梁パークを初めとする中城湾港地区への企業の立地等について市・県の連携につ

いてという御質問にお答えいたします。

うるま市と沖縄県の連携につきましては、平成20年度に共同で企業立地促進法に基づきます「うるま市企業立地促進基本計画」を県内で初めて策定をし、連携を図っているところでございます。

また、立地企業の相談支援窓口としまして特別自由貿易地域内に沖縄県が設置しました「企業立地サポートセンター」の運営管理をうるま市へ委託するなど、当該地区への産業集積及び雇用創出の促進に取り組んでいるところでございます。

今後とも、IT津梁パークへの企業誘致や特別自由貿易地域への企業の集積、雇用の拡大、経済活性化に向けて連携を強めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 平成23年度「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」の沖縄県開催についての御質問の中の、沖縄県での開催意義についてお答えいたします。

「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」は、国内外の宇宙工学、科学などの研究者、技術者が、宇宙活動の活性化や次世代の人材育成に貢献することを目的に、2年に一度、日本で開催される国際会議であります。参加者は、海外20カ国からの参加者200人を含む約800人の予定となっております。

同シンポジウムが沖縄において開催されることは、「コンベンションアイランド沖縄」を国内外にアピールするとともに、宇宙に関する国内外の学術研究者と沖縄科学技術大学院大学を初めとする地元の学術関係者・企業との交流が深まることで新たな産業創出や、開催を契機に児童生徒及び県民に科学への興味・関心を喚起させるものと期待しております。

次に、開催決定と進捗状況、今後の取り組みと提言について一括して答弁いたします。

平成23年度「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」の開催については、昨年度からの沖縄県の誘致活動により、ことし3月、同シンポジウム組織委員会から沖縄県での開催が内定され、5月に正式決定がなされております。

沖縄県での開催決定を受けて、現在、関係部局において役割分担等の協議を行っており、今後、御提言を参考に、宇宙飛行士等の講演や関連したイベント等の開催についても検討をし、児童生徒及び県民に科学へ

の興味・関心を高めるための事業等について調整をしてまいりたいと思います。

また、平成21年7月5日から茨城県つくば市において開催される第27回「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」にも参加し、沖縄県での開催に万全を期したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院の経営再建及び経営形態の見直しについての御質問の中の、県立病院の経営状況に対する職員等の認識と協力体制についてお答えします。

病院事業局では、経営再建計画の策定に当たって6つの県立病院において説明会を開催し、約800名の職員の参加のもと経営再建に取り組む共通認識の醸成に努めてまいりました。また、労使交渉においても、経営再建の重要性、緊急性を十分に説明し、給料の調整額の廃止について労働組合と合意に至ったものであります。

4月に開催した第1回経営改革会議においては、経営再建計画実行宣言を行い、病院事業に携わるすべての職員が不退職の決意で経営再建に取り組むことを確認したところであります。

続きまして、経営改善目標の数値化と経営状況のチェックについてお答えします。関連しておりますので、一括してお答えします。

経営改善目標の数値化については、経営再建計画を踏まえて、各病院ごとに減価償却費を含む経常収支の黒字化、未収金の縮減、病床稼働率、入院単価、薬品費縮減額などの数値目標を設定しており、経営改革会議においてこれらの数値目標の進捗管理を行っております。

続きまして、収支黒字化への取り組みとチェック体制、並びに減価償却費を含めた損益についてお答えします。関連しておりますので、一括してお答えいたします。

病院事業局においては、経営再建計画を策定し、平成23年度までに、減価償却費を含む経常収支の黒字化を図ることとしております。このため、一般会計繰入金の増額が図られたほか、給料の調整額の廃止、各種加算の取得、診療材料費、薬品費の経費縮減プロジェクトの実施等、収支の改善に努めているところであります。

また、これらの取り組みについては、経営改革会議において進捗管理を行うとともに、昨年度設置した外

部有識者等で構成する「県立病院経営効率化アドバイザリー会議」において、専門家のアドバイス等を受けながら経営の効率化に取り組んでいるところであります。

続いて、各種団体への入会についてお答えします。

現在、各県立病院では「日本病院会」、「全国自治体病院協議会」に、また、病院事業局は「全国病院事業管理者等協議会」に参加して、公立病院の運営のほか、民間病院の運営ノウハウも含めて情報収集及び経営改善に努めております。

沖縄県中小企業家同友会等の各種団体への加入については、民間の経営努力や創意工夫に学べとの観点からの御提言として受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄県勢発展のためのうるま市政との連携について、うるま市の資源を活用した観光入客増の連携についてとの御質問にお答えします。

うるま市の世界遺産や現代版組踊阿麻和利、エイサー、闘牛等は質の高い体験滞在型観光を推進していく上で有望な観光資源であり、観光情報サイト「真南風プラス」等において積極的に情報発信を行っております。

また、沖縄県では、うるま市や観光関連事業者等との意見交換会を実施しているほか、うるま市の観光まちづくり推進協議会へ参加するなど連携を図っております。

さらに、今年度より地域の文化資源を活用した新たな誘客イベントの創出を公募により支援する「文化資源活用型観光戦略モデル構築事業」を実施しており、うるま市へも同事業への参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） うるま市政との連携についての御質問の中の、うるま市の健康・長寿のまちづくりと県との連携についての御質問にお答えいたします。

県においては、「健康おきなわ21」を策定し、「チャージングおきなわ」をスローガンに健康・長寿の維持継承へ向けた取り組みを推進しております。

うるま市においても、平成19年3月に「健康うるま21」が策定され、「つくろう 広げよう 健康の力」をスローガンに健康づくりが推進されております。また、同市内にある財団法人「おきなわ健康長寿研究開発センター」では、健康講演会や運動機能向上プログラム等を実施していると伺っております。

県としましては、中部福祉保健所が「うるま市健康づくり推進協議会」に参加し支援を行うなど、地域ぐるみの健康づくり活動を推進するため連携を図っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 御質問の中で、ちょっと回答をまだしていないのがございましたので、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

沖縄県勢発展のためのうるま市政との連携についての御質問の中で、大学院大学の周辺整備を含めたうるま市との連携についてお答えいたします。

大学院大学の周辺整備等については、平成19年度に周辺整備基本計画を策定し、世界じゅうから集まる研究者やその家族などが快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインを定めております。

同計画では、住宅、教育、交通基盤や商業施設など8分野についての整備方針が示されており、特に、うるま市においては、石川インター周辺の交通結節機能を整備する交通センター地区を、早急に整備すべき先導プロジェクトとして位置づけ、その実現に向け取り組んでいるところであります。

また、インターナショナルスクールの設立については、昨年7月に締結したうるま市、民間企業、沖縄県の3者による基本合意に基づいてそれぞれが役割に応じ、平成23年4月の開校に向けた取り組みを行っております。

沖縄県としては、今後とも国や県、関係市町村、民間とも連携をして、周辺整備を含めた各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質問を行います。

沖縄21世紀ビジョンについてです。

沖縄県の自立型経済の確立に向けて、沖縄科学技術大学院大学を核にした科学技術の振興・発展は大変重要であると考えるものであります。沖縄21世紀ビジョンにおける科学技術の振興の位置づけについてお伺い

をいたします。

次に、20年先の長期にわたるビジョンの策定でありますけれども、大変意義のある構想であります。しかしながら、時代が急速に変化していく中で、社会の変化への対応も大きな課題であると考えてるものであります。見解を伺います。

道州制も含めた現在の都道府県やあるいは市町村のあり方、役割も大きく変わっていくことが予想されます。沖縄21世紀ビジョンにどのように反映させていかれるのか、御見解を賜ります。

次に、「宇宙技術および科学の国際シンポジウム」についてでございます。

先ほど企画部長からも御案内ありましたように、ぜひこの機会に沖縄科学技術大学院大学の研究者と、そして宇宙技術の研究者との交流、連携の場をつくっていただくように要望します。

同時に、世界各国から集まる宇宙技術の研究者に対して、我が沖縄県、基地返還後の跡利用にぜひ仮称世界宇宙技術開発センターの設置等を提言できるような、そのようなことを進めていただきますように提言を申し上げます。御見解を賜ります。

病院事業についてお伺いをいたします。

先ほどの県職労と病院労組の看板の件ですけれども、実はこの看板、先ほど病院事業局長は、病院長も職員も不退転の決意で取り組んでいく、800名の説明会をして労使交渉もしっかりやって合意に至っているというふうな御案内でした。

ところが今、宮古、八重山、南部医療センター、中部病院、北部病院のこの周辺、こういう看板が至るところに立っております。（資料を掲示）「沖縄県は県民医療の公的責任を放棄するな」という批判、これは構内に、中部病院もそうですけれども、駐車場の入り口、病院の建物の入り口、裏口、全部こういうふうな看板が上がっております。これは県民、病院を利用する側は駐車場から入っていくとこの看板が目につくようになっている。この独立行政法人化に対しても反対しようというふうなことも含めて、先ほど病院事業局長から提言ありましたように、不退転の決意で病院の再建に取り組むというふうな御説明がありましたけれども、実態はこういう形で全部、6つの病院にこういう看板が上がっている。その周辺道路にも上がっている。この件についてぜひ病院事業局長と仲井真知事の見解を伺いたいわけであります。

同時に、病院長は毎日出勤してこの病院構内の看板を目にしているはずであります。職員の駐車場にも「県民医療を放棄するな」という看板があり、入り口

にもあるということですから、だからこの看板を恐らく病院長は見ているはずなんです。だからこういうことについて、病院事業局とどういう連携、意見交換をして、あれほど800名も集めて労使も一緒に取り組んでいこうというふうな取り組みをやったにもかかわらずこういう看板があるというのは、非常に不思議な感じがするわけですね。ですから、そのようなことを確認をさせていただきます。

同時に、そういう取り組みをしてやっているにもかかわらず、職員や組合が本当にこういう形で事実としてあるわけですから、本当に病院の再建の取り組みができるのかということですね。先ほど言いましたように病院事業局を中心に病院長、職員が中心です。我々は応援団です。我々も、私もそうですけれども、自民党もぜひ3年間病院長を中心に病院事業局を中心に、病院再建のために頑張れというお願いをいたしました。これは、同時にこれまで長年にわたって県立病院として県の職員が一生懸命に取り組んできて、そのプライドも含めて3年間で何とか立て直して、これまで同様県立で県民の病院事業を担っていただきたいというそういう期待のあらわれであります。

そのことも含めて、ぜひ病院事業局長や知事の見解を承りたいわけでありますけれども、同時にもうこの看板、撤去した方がいいんじゃないかなと思うんですよ。私が前から通告してもう2カ月近くなるんですよ。こういう看板を政治的に利用しているのかどうかわからんけれども、こういう形で純真に、県の病院事業局も仲井真知事も含めて病院再建に取り組んでいるにもかかわらず、こういう看板が病院の構内にそういうふうなものがあるというそのもの自体が異常事態であります。県民を混乱に巻き込んで事実と絶対相反するようなこと、そういうことはまかりならぬわけであります。ぜひそのことも含めて、病院事業局長、知事の答弁もお願いをしたいわけであります。

この看板、この那覇市役所の隣にもあります。この周辺にもあります。なぜかわからんけれども、那覇市議会議員選挙でも争点になっていませんか。国政選挙でも、守ろう中部病院ということで国会議員選挙に立候補するという人たちがそういう講演会もやる。何事かという話ですよ。これはやっぱり病院長を中心に県も含めて病院再建をするというのが今の事態じゃありませんか。そういう形で選挙とか政治に利用される県立病院のありようは異常な事態であります。ぜひ、県知事もそのことも含めて御見解をお願いをいたします。

最後のうるま市との連携についてでありますけれども

も、今うるま市には「財団法人おきなわ健康長寿研究開発センター」が設置されておりまして、健康・長寿に関する研究がなされております。

その附属機関として未病ケアセンター事業というのがございます——「江洲クリニック」ということでありますけれども——そこも沖縄県の健康・長寿日本一を復活しサポートさせていただくという崇高な理念を持っての開設であります。ぜひとも今後ともその連携を深めて、沖縄県の健康・長寿づくりに生かしていただくように願うわけであります。

御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの照屋守之君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の照屋守之君の再質問に対する答弁をお願いします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の再質問に答弁させていただきます。

県立病院の周辺に県の公的責任の放棄というような表現の看板・ビラなどが立てかけられているという点に対しての知事の考え、所感いかんという御質問にお答えいたします。

この県立病院の再建につきましては、県立病院が今赤字でにっちもさっちもいなくなりつつあるというのは、もうこの間公表いたしましたとおりでして、病院のあり方を含め、基本方針というのを先日発表したとおりです。

ですから、それに沿ってきちっとこれから県も対応していこうと、経理的なきつさは埋めていこう、そして改良・改善を、病院の中も関係者、職員も全部で取り組んでいこうということで、改革はすべての関係者がそれぞれの立場を踏まえ、そして党派を超えてしっかりと一丸となって取り組んでいこうということであります。

そういう中で、こういうビラや看板が出るということは全く理解に苦しむところでして、病院に対する県民の信頼を逆にむしろ失いかねないかというのを大変危惧しますし、大変実は残念なことだというのが私の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） それでは、再質問の立て看板張り出し等に関する件についてお答えいたします。

これまでもお答えしたとおり、病院事業局、病院長及び職員が一体となって経営再建に取り組むことを確認しながら、再建計画を実行に移しているところであります。

看板や張り出しの設置については、病院の施設管理の観点から適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） それでは、21世紀ビジョンの中で、科学技術の振興、それから時代潮流への対応、道州制、地方分権をどう考えていくかというふうな趣旨の再質問に対してお答えをしたいと思います。

ビジョンの基本的な時代状況の認識としまして、まず1つは、我が国は本格的な少子・高齢化、人口減少社会が到来する中、社会経済の急速なグローバル化への対応を迫られるなど、大きな転換期を迎えておりまして、沖縄も決して例外ではないというふうに考えております。

それからまた、地方分権改革が進展をしまして、次年度、来年の末には「新地方分権一括法」が出るという話もございます。それから、道州制議論も活発化しております。

こういう中で沖縄振興計画も2012年3月に終了すること、それから大規模な米軍基地の返還が迫っていることなど、本県を取り巻く環境も大きく変化しつつあるというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、沖縄の将来像をどのように描いていくのか、課題と目標を県民全体で共有していくことが重要であるというふうに考えております。

豊かな自然、それから歴史、伝統、文化など沖縄のよさを守り継承しながら、かつ科学技術の振興を初めアジアとの人的・物的ネットワークの構築など新しい時代に対応した社会システムの構築、それから、地域の活性化につながる産業経済構造の変革などに積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

現在、県民から広く意見を聞き、それを集約をし県審議会の場で審議をしているわけでございますけれども、沖縄のこの進路を切り開き、同時に我が国経済社会の活路も探るような思い切ったビジョンを策定をし

てまいりたいというふうに考えております。

次に、大学院大学などの研究者と、それから宇宙のシンポジウムに参加する研究者の交流等についての再質問にお答えしたいと思います。

各国から集まる研究者と県内研究者との交流を深めるよう、今後この機会をとらえまして検討をしてまいりたいというふうに考えます。

それから、宇宙技術開発センターについては、関連部局とも連携をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） おきなわ健康長寿研究開発センターとの連携についての再質問にお答えいたします。

健康づくりは、市町村を初め地域や個人が主体的な実践を図る取り組みが重要であります。

おきなわ健康長寿研究開発センターとは情報交換をしながら、今後とも健康・長寿の取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 県立病院の再建については、非常に厳しい課題がございます。

これからも我々は県議会議員として、そしてまた仲井眞知事、そして病院事業局長、そして職員、組合の皆様と力を合わせてしっかり取り組むことを決意を表明して終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 公明党・県民会議の前島でございます。

一般質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

ちょうど50年前の昨日、1959年6月30日午前10時40分ごろの出来事です。

米軍ジェット戦闘機が当時の石川市の住宅地に墜落、機体が宮森小学校を直撃し、児童11人を含む計17人が犠牲になった痛ましい事故であります。私にとっても忘れることのできない衝撃的な事故であります。

私事で恐縮ですが、事故の起きる3カ月ほど前の3月中旬に、奄美大島の旧名瀬市——現在、奄美市でございますが——の鹿児島県立大島高校から読谷高校2

年に転校して間もないころでございました。だからよく覚えております。

奄美の田舎から出て来た私にとっては、沖縄って怖いところだなという印象が強く残っております。私にとっても忘れ得ぬ50年であります。

米軍・軍属による事件・事故はいまだに後を絶ちませんが、基地の整理縮小を図り、一日も早く以前のような平穏な日々が訪れることを願ってやみません。

そして、あの事故で亡くなられたみたまの御冥福と御遺族の御多幸を心からお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1、総務部関連でございます。

本県では、昭和60年の「沖縄県行政改革大綱」以降、5度にわたる行政改革により事務事業や公社など、外郭団体の見直し等の取り組みを行い、大きな成果を上げてきたことは高く評価をするものであります。しかしながら、依然として厳しい財政状況や沖縄振興計画の終了など、本県を取り巻く環境の変化に適切に対応するためには、より一層の行財政改革が求められているわけであります。これまでも行政内部での評価見直し等は行われておりますが、徹底した外部のチェックが必要との考えから、次のことを伺います。

(1)、行財政改革について。

ア、今日まで行ってきた行財政改革の総括を伺いたい。これは外部評価であります。

イ、新たな行財政改革プランの基本的な考え方、策定に当たっての取り組みを伺いたい。

ウ、素案策定もしくは点検、修正、最終取りまとめの段階で、行財政改革のエキスパート——いわゆるこれは外部であります——の提案を導入する考えはないかを伺います。

大きな2番、観光商工部関連でございます。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した、100年に一度と言われる経済不況は世界じゅうを襲い、日本とて例外とせずのみ込んでしまった。今、産業界は戦後始まって以来の未曾有の厳しさを味わわれております。そこで、国としても、このままほうっておけば大変なことになるとの懸念から、もろもろの緊急対策を講ずることになりました。特に、雇用問題は深刻であります。何十万、何百万人という労働者が職を失い、住むところさえも確保できない状況が出てきております。

そこで次のことを伺います。

(1)、雇用状況の改善のための緊急対策について。

ア、住宅・生活対策はどうなっているか。

イ、雇用維持対策はどうなっているか。

ウ、再就職支援対策はどうなっているか。

エ、内定取り消し問題への対応はどうなっているか。

(2)、観光客誘致緊急対策について伺います。

ア、観光客誘致緊急対策プロモーション事業について。

美ら島沖縄大使の活用はどうなっているか伺います。美ら島沖縄大使の制度が創設されて5年を経過しておりますが、どのような活用がなされているのか伺います。

ある県では、観光や特産物のPRはもちろんのこと、定期的に意見交換会などをもって行政への提言や提案も行って大いに貢献されているとのことであるが、我が県はどういう状況か。また、今後も大いにふやすべきだと考えるがどうか。現在は91人ですが、1県当たり4名ないし5名程度は必要ではなかろうかというふうに思っております。そうすると大体200名前後になるものと思いますが、ふやす考えがあるかどうか伺います。

イ、道路観光案内サイン整備事業についてであります。外国人観光客の利便性向上のための表示を、外国人が理解しやすいように改める考えはないか。このことについては、多くの方々から聞かれます。道路標識のみならず、モノレールの案内もしかりです。これから多くの外国人を誘致しようというのに恥ずかしい限りであります。外国人がわかるように英語と中国語、韓国語の案内標識に最低改めるべきだと考えるがどうか。

(3)、県立職業能力開発校について伺います。

公共職業訓練校に求められているのは何か。それは、企業に入って戦力となる人材を養成することにあります。現場ですぐに使える技術・技能の習得が望まれ、即戦力の要望が特に強い。そこで、実践的で即戦力の人材育成を目指すには、何よりも指導員の資質や能力発揮が問われます。そのような観点から、我が県の職業能力開発校の今日までの実績を見てみますとすばらしい成績を上げてきております。それは指導員たちの熱意と指導力のたまものと言っても過言でないでしょう。

ところが平成18年、突然、非常勤指導員の雇いどめ問題が起こった。過去においては、長い人で70歳まで20年間勤務した方もおります。これは資料は、名前は黒でつぶしてありますけれども、県知事、副知事にも差し上げてございます。現在では、長い人では18年間も継続して勤務してきた非常勤講師を、平成19年度から「2回以上更新(3年以上勤務)」している非常勤講

師」を雇いどめする旨、通知がなされました。

このことは、採用当時の約束とは全く違うわけであり、彼らを採用する時点では、70歳までも勤務できるからとの約束であったとのことでもあります。そういうことであれば、当時の安定した職場を思い切って離れて、若者の人材育成に自分の将来を託したわけであり、本来であれば、正規の職員で行うべきところを、人件費節減のためかどうかわかりませんが、非常勤講師で常時賄っているわけであり、職業能力開発校の講師は、一般事務職や単純作業員等とは違って、免許や資格を持った人でなければ学生を指導できないわけであり、

行政側は、雇用機会均等の美名のもとに公募に踏み切ろうとしておりますが、それはそれでよしとしても、長年頑張ってきた人々はそれなりの実績を評価して定年までは継続すべきではないかとの考えから、県議全員にこの問題を知っていただくために、あえて一般質問として取り上げた次第であります。

そこで、次のことを伺います。

ア、職業能力開発校の非常勤職員は、地公法3条3項3号で特別職と位置づけられている。非常勤講師は期限が定められていないはずであるが、何ゆえ設置規程に期限を定めたのか伺いたい。

イ、平成18年3月16日の総務部人事課第1438号通達で、公募に向かない嘱託員一覧表(平成18年4月11日現在)が発表されているが、その中に職業能力開発校の非常勤講師は含まれていない。加えるべきと考えるがどうか。

ウ、沖縄の現在の失業率を見た場合、職業能力開発校の規模を拡大すべきと考えるがどうか。

(4)、中小企業支援について伺います。

100年に一度と言われる未曾有の経済不況の中で、最も経営に困窮しているのが中小零細企業であります。倒産する企業も後を絶ちません。そのような状況を憂慮して、国も思い切った施策を打ち出してきました。それが無担保・無保証で借りられるもろもろの貸付制度や共済制度であります。ところが、現実には思うように借入れもできずに困り果てた業者も大勢おられます。沖縄の経済活動を支えているのは、中小零細企業です。今日の不況を回復していくためには、何としても積極的な支援が必要であります。

そこで、次のことを伺います。

ア、セーフティネット貸付制度の利用状況はどうなっているか。

イ、中小企業倒産防止共済制度の利用状況はどうなっているか。

ウ、マル経融資制度の利用状況はどうなっているか。

大きな3番、農林水産部関連について伺います。

(1)、シークワサー緊急消費拡大対策についてであります。

シークワサーは、平成12年のテレビ番組「あるある大事典」で取り上げられ、大反響を呼びました。おかげで出荷量も右肩上がりに伸び、当時の3倍から4倍にもなっております。しかし、今日では販売量が伸びず、苦慮している状況にあります。知名度は既に全国版になっていると思うわけですが、何ゆえ販売が伸びないのか、対策はどう考えているのか伺います。

ア、販路拡大の手法を伺いたい。

イ、加工品対策はどうなっているか。

ウ、一時期ブームになったシークワサーがなぜ売れなくなったのか、原因は何だと思いか伺います。

(2)、養殖漁業の現状と今後の対策について伺いたい。

とる漁業からつくる漁業への転換が叫ばれてから久しいわけですが、確かにモズクや海ブドウなどの海藻類の養殖は比較的伸びておりますが、魚類の養殖がいまいちじゃないかと思われますので、大いに力を入れるべきではないかの観点から質問をいたします。

大きな4番、土木建築部関連について伺います。

(1)、河川管理道路の整備についてであります。

浦添市を中心とする15キロ内外には、那覇市を初め4市4町の県民約70万人、全体の約53%が住んでおります。牧港川中流周辺には、「浦添大公園」が存在し、浦添市民のみならず、多くの県民の憩いの場として大変親しまれております。牧港川の中流（浦添大公園）から下流（国道58号）までを整備し、「浦添大公園」と一体化できれば、県内どこにもない「ヘルシー・ロードパーク」——これは仮称であります——が実現し、県民の健康管理にも大いに貢献できるものと期待するものであります。

そこで、次のことを伺います。

ア、整備率は幾らか。また、完了予定年度はいつか。これは牧港川についてであります。

イ、牧港川の中流（浦添大公園）から下流（海）までの整備計画はどうなっておりますか。

ウ、ヘルシー・ロードパーク構想——仮称であります——について伺います。

このことについては、牧港川の中流から下流（国道58号）までの兩岸の管理道路の整備の折に、歩道と並行して花木を植えて、四季折々の花が咲き乱れ、人々

の心を和ませるような遊歩道整備ができないか伺います。

(2)、下水道の整備について伺います。

ア、大事な観光資源である海を汚染する原因の一つが生活雑排水だと言われておりますが、本島西側中部地区市町村の整備状況はどうなっているか。また、県の積極的な対応が望まれるがどうか伺います。

(3)、県営住宅の今後の新設計画はどうなっているか。

私の知人に、10回申し込んで10回くじを引いたけれども、いまだに入居できない人がおります。これは事実であります。その人だけでなく、多くの人から県営住宅はもうつくらないのかと聞かれます。低所得の方々にとっては県営住宅に入るのが夢なのであります。需要はまだまだあると思いますが、新しくつくる考えはありませんか、伺います。

大きな5番、文化環境部関連についてであります。

(1)、牧港川中流沿岸に設置されている産業廃棄物集積所、（資料を掲示）これが先ほど持ってきた、この場所でございます。これは、牧港から高速へ入る取りつけ道路ですね。これはバイパスです。そこにこんなみっともない施設があるわけです。

浦添市のだ真ん中にあのようなみっともない施設があること自体、不自然であり、同時に恥ずかしい思いをしているので、どこか別の場所に移して、そこをフラワーパークとして整備し、浦添大公園と一体化したものに、市、県民の憩える場所にしたい。そして、先ほど質問したヘルシー・ロードパークと一体化したらどうかとの考えから、以下の質問を行います。

ア、現状認識を伺いたい。

イ、県の行政指導状況を伺いたい。

ウ、有害物を確認するための土壌や空気中の検査はどうなっているか。

エ、町のだ真ん中にあのような施設があること自体、みっともないと思うがどうか。また、他所へ移転させる考えはないか。

大きな6番、福祉保健部関連であります。

(1)、出産・子育て支援の拡充について。

少子化時代はなぜ到来したのか。その原因を究明せずして問題は解決しません。根本原因は、夫婦が共働きをしなければ生活できないような給与体系こそが大きな原因の一つであると考えます。ならば、それを変えるのが先決問題だと考えますが、しかしながら、なかなかすぐにできることではありません。できることから手をつけることが大切であります。そこで、国も何とかして出産、子育て支援をしなければ、国の存続

にかかわる重要な問題だとの認識になったと思われます。

そこで、次のことについて伺います。

ア、子育て支援サービスの緊急整備はどうなっているか。

イ、中小企業の子育て支援促進はどうなっているか。

7番、我が会派の代表質問に関連して伺います。

金城議員の福祉保健部関連で4番の(3)、女性医師バンク事業についてであります。

県内の女性医師で離職者は何人で、復職希望者は何人か。また、最も復職しやすい条件をどう考えているか。例えば、勤務時間を五、六時間にするとか、あるいは病院内に保育所を設置するとか、それも一つの方法だと思いますがいかがでしょうか。

5番目に、農林水産部関連でモズクの養殖業振興についてであります。

ありとあらゆる努力をしておられることは承知しておりますし、高く評価しております。ここで私が提案したいのは、日本本土と中国における著名な料理研究家とタイアップして、その土地土地の人々の口に合った料理のメニューを開発することが消費拡大を図っていく上で最も大事なことでないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、モズクのトップセールスマン、いわゆる「モズクマン」を育成し、年じゅう営業をしてもらうことが大事だと考えます。モズクが全国ブランドになってもこれ以上営業の必要はないと言われるまで、北は北海道から南は九州・鹿児島まで、物産展会場や百貨店、スーパー本店めぐりを繰り返すことが大事だと考えますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前島議員の御質問に答弁いたします。

まず、総務部関連についてという中で、行財政改革の総括に係る御質問にお答えいたします。

平成18年度から実施いたしております現在の行財政改革プラン期間中の財政効果につきましても、当初の目標318億円を上回り451億円が見込まれるなど、おおむね計画どおり進捗しております。

外部の有識者で構成します沖縄県行政改革懇話会におきましても了承されたところでございます。しかしながら、この間、県の行財政を取り巻く環境は変化いたしており、加えて、財政の中期見通しでは約1260億円の収支不足が見込まれ、県財政の硬直化により県民

へのサービスの提供に支障を来すことが懸念されます。

このため、現行プランの目標達成に全力を尽くしますとともに、新たな飛躍に向けての基礎となります財政基盤の確立を目指す新たなプランを策定をし、さらなる行財政改革に取り組んでまいり所存でございます。

次に、観光商工部関連の御質問の中で、「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、秋以降の沖縄観光の需要喚起を目的として、補正予算に「観光客誘致緊急対策プロモーション事業」を計上いたしております。

具体的には、現在実施いたしておりますキャンペーンを継続いたしますとともに、新たに国内外の旅行会社やマスコミ関係者等の沖縄招聘や団体の誘客を図るため、企業インセンティブセミナー等を開催いたします。また、美ら島沖縄大使の方々とのさらなる連携が重要であります。沖縄県が実施するイベントへの参加や、テレビ番組などへの出演を通して、沖縄観光の活性化へ御協力をいただきたいと考えているところでございます。

次に、農林水産業の関連でございますが、シークッカーの消費拡大対策についての御質問ですが、この3の(1)のア、イ、ウが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

シークッカーにつきましては、健康志向も相まって生産量が拡大いたしておりますが、近年、景気の悪化やブームの落ちつきにより消費が低迷いたしている状況でございます。

沖縄県といたしましては、「沖縄県シークッカー消費推進協議会」と連携をし、新たな加工品開発や販路拡大に取り組みますとともに、2602万1000円の補正予算を計上し、緊急的に支援策を講じることといたしております。

具体的には、第1に「シークッカーDAY」制定イベントの開催、第2に県内外の量販店等での試飲イベントの開催によります販売促進、第3に新商品の試作開発などを行ってまいり考えてございます。

次に、同じく農林水産関係でございますが、養殖漁業の現状と今後の対策いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、熱帯性の温暖な海域に囲まれた立地条件を生かし、モズク、クルマエビ、海ブドウ及びヤイトハタなどの養殖が各地域で営まれております。平成19年における養殖の生産額は、モズク、海

ブドウなど海藻類が約31億円、クルマエビが約29億円、魚類が約1億円などで、合計で約74億円となっております。

沖縄県では、養殖業の振興を図るため、第1に、種苗生産技術の開発、第2に、モズクの生産安定技術の普及指導、第3に、ハタ類の防疫体制の強化と魚病対策、第4に、海ブドウ養殖における衛生管理対策などに努めているところでございます。特に、ヤイトハタにつきましては、平成21年1月にワクチンが承認され、その増産が期待されているところでございます。

土木建築部関連の御質問で、本島西側中部地区市町村の下水道整備状況と県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、本島西側中部地区で下水道事業を実施している市町村は、読谷村から浦添市までの2市2町1村であります。平成19年度末の当該地区における下水道人口普及率は、本県全体の65%を上回る84%となっております。

海の汚染は生活雑排水流入が原因の一つと考えられることから、引き続き関係市町村と連携をし、未整備地区の整備促進と下水道への接続率向上を図り、重要な観光資源であります海の水質保全に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 総務関連の質問で、新たな行財政改革プランの基本的な考え方等についてお答えします。

新たな行財政改革プランは、本県の行財政を取り巻く環境に適切に対応するため、県の役割を明確にし、県民ニーズを的確にとらえた満足度の高い行政サービスを提供する行政体制の整備と、それを支える持続可能な財政基盤の確立を目指すことを基本としております。

また、策定に当たっては、より一層の選択と集中を図り、効果の明示など県民にわかりやすいものにする、策定過程や進捗状況等を公表するなど透明性を確保すること、県民の意見を反映し、県民と協働して策定していくことなどに留意してまいります。

次に、行財政改革の策定段階でのエキスパートの提案導入についてにお答えします。

新たな行財政改革プランについては、県民意見を反映させるため、外部の有識者で構成する「沖縄県行政改革懇話会」に検討を依頼しております。

また、素案策定時から懇話会のもとに弁護士や公認会計士などで構成する専門委員会を設置し、より専門的な観点から集中的に検討するなど、これまで以上に専門家の意見を取り入れた新たなプランを策定することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工部関連について、住宅・生活対策についてどうなっているかという御質問にお答えします。

国においては、雇用保険を受給していない者への職業訓練期間中の生活を保障するため、「訓練・生活支援給付金」として、単身者へは月10万円を、扶養家族を有する者へは月12万円を支給することとしております。また、長期失業者や住宅を喪失した就職活動困難者に対し、国が14都道府県において民間職業紹介事業者への委託により、生活・就職活動費の支給等を行う住居・生活支援等もことし8月から実施することになっております。

なお、県の住宅対策としては、離職により沖縄県へ戻ってきた方の県営住宅への優先入居を行っており、6月18日現在、24世帯が入居しております。

次に、雇用維持対策についての御質問にお答えします。

国における雇用維持対策として、これまでの雇用調整助成金制度に加えて、昨年12月から中小企業緊急雇用安定助成金制度等が創設されております。これらの制度は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主などがその雇用する労働者を一時的に休業・出向させた場合に賃金等の一部を助成するものであります。

本県における利用状況は、沖縄労働局によると平成21年5月末現在で88件の休業等の実施計画届が受理されており、うち23件について支給申請が行われたとのことであります。当該助成金は雇用の維持に有効な制度であることから、県としては、企業等への周知を積極的に推進してまいります。

同じく、再就職支援対策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、再就職支援対策を含めた総合的な雇用対策事業として、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」の積み増し分40億円を加えた約45億円の経済対策関連の補正予算案を今議会に提案しているところであります。

主な事業としては、雇いどめなどによる失業者を対象に職場訓練を行う「緊急ジョブトレーニング事

業」、民間職業訓練機関で離職者の職業訓練を行う「緊急委託訓練事業費」、求職者と求人のマッチングを促進する「総合雇用対策事業」などとなっております。

次に、内定取り消し問題についての質問にお答えします。

沖縄労働局によると、平成21年6月19日現在で県内学卒者の採用内定取り消しを行った事業所は、県内1社、県外6社が把握されており、その人数は、大学・短大等20人、高校1人、専門学校3人となっております。

現在、内定取り消しを受けた学生のほとんどは新たな企業への就職や進学が決定しているとのことであります。

国は、当該問題への対応として、内定取り消しを行った企業名の公表など指導を強化するとともに、学卒者を採用後直ちに休業等させて雇用維持を図る場合も雇用調整助成金の対象とする特例措置などを行っております。

次に、外国人が理解しやすい道路観光案内サインの整備についての御質問にお答えします。

道路観光案内サイン整備事業では、外国人を含めた観光客の利便性向上を図るため、主要な観光地に係る道路案内標識の整備を行う予定であります。

整備に当たっては、道路管理者から成る沖縄ブロック道路標識適正化委員会が作成した「著名地点道路案内標識マニュアル」に従い、ローマ字表示やピクトグラムの活用により、外国人が理解しやすい標識整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、浦添職業能力開発校関係の、非常勤講師設置規程の条項についてお答えします。

嘱託員の任期については、法律上明文の規定はありませんが、総務省通知や過去の判例によれば、毎年度予算を措置した上で職の設置がなされることなどから、原則1年以内とされております。

嘱託員の更新回数は、総務部通知により「委嘱期間は1年以内とし、2回に限り更新することができる」と定められていることから、「職業能力開発校非常勤講師設置規程」につきましても、同様の期限を定めたものであります。

次に、同じく非常勤講師を非公募とすることについての御質問にお答えします。

平成18年3月16日付人事課長通知により、公募に向かない嘱託員として49の職が指定されておりますが、職業能力開発校の非常勤講師については指定の対象となっております。

職業能力開発校の非常勤講師は、指導員免許保持者が採用要件となりますが、平成21年3月末現在、職業能力開発校で実施している訓練科目に関する指導員免許の交付数は、県内で14職種で1825件あり、その他申請により免許交付が可能な方を加えますと、相当数の該当者がいることとなります。これらの方々に均等に非常勤講師の職に応募する機会を与える必要がありますので、非公募とする取り扱いは困難であると考えております。

なお、公募に向かない嘱託員として指定されている職についても、県の方針である「嘱託員の委嘱期間は1年以内とし、2回に限り更新することができる」との取り扱いは同様であります。

次に、職業能力開発校の規模の拡大についてとの御質問にお答えします。

県立職業能力開発校においては、施設内での訓練のほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しております。職業能力開発校の施設内訓練の規模の拡大については、新たな設備の導入や人員の確保が必要となるため、今年度じゅうに策定する職業能力開発校の再編整備計画の中で総合的に検討してまいります。

一方、民間への委託訓練につきましては、厳しい雇用情勢の中、離職者の早期就職支援のため、約1億3000万円の委託訓練経費を補正予算案に盛り込んだところであります。これにより、当初予算に比べ20コース、定員425人が増加し、職業訓練機会の提供の充実に努めているところであります。

次に、「セーフティネット貸付制度」の利用状況についての御質問にお答えします。

平成20年度における沖縄振興開発金融公庫の「セーフティネット貸付」の融資実績は271件、融資額で96億9670万円、平成19年度と比べて175件、約64億5000万円の増加となっております。

県の「中小企業セーフティネット資金」は113件、融資額約12億7300万円、平成19年度と比べて104件、約11億5000万円の増加となっております。

次に、中小企業倒産防止共済制度の利用状況についての御質問にお答えします。

沖縄県内における中小企業倒産防止共済制度の利用状況については、平成19年度の加入件数は107件、貸付件数37件、貸付金額3億6795万円となっており、平成20年度の加入件数は179件、貸付件数47件、貸付金額4億7365万円となっております。

なお、加入事業者の業種別内訳については、平成19年度は建設業が43件、40.2%、製造業が18件、16.8%、

平成20年度につきましては建設業が59件、33%、製造業が24件、13.4%となっております。

また、貸付件数の業種別内訳については、平成19年度は建設業が19件、51.4%、製造業が4件、10.8%、平成20年度は建設業が29件、61.7%、製造業が4件、8.5%となっております。

次に、マル経融資制度の利用状況についての御質問にお答えします。

平成20年度の小規模事業者経営改善資金融資制度いわゆるマル経融資の実績は1244件、70億7540万円となっており、平成19年度に比べて件数で78件、融資額で約21億8000万円の増加となっております。

また、平成21年4月から貸付限度額が1000万円から1500万円に拡大され、貸付期間・据置期間も延長されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築部関連の、牧港川の河川管理用通路の整備状況と中流から下流までの整備計画について一括してお答えいたします。

牧港川は、浦添市牧港から字当山の県道宜野湾南風原線の陽迎橋に至る指定延長3300メートルの二級河川であります。

管理用通路の整備については、河川改修とあわせて整備しており、牧港から県道那覇宜野湾線までの約800メートルの区間を平成6年度までに完了しております。その地点から上流側の浦添大公園までは、山づけて下流能力も高く、河畔林が群生して自然環境が豊かであることから整備の計画はありません。また、浦添大公園内の當山橋から上流の勢理橋までの約400メートルについては、平成15年度までに完了しており、残りの陽迎橋までの約300メートルについては、平成21年度に完成する予定であります。

それからヘルシー・ロードパーク構想についてお答えいたします。

議員御提案のヘルシー・ロードパーク構想については、地元自治会や地域住民から河川管理用通路を散策路や遊歩道として利活用する要望があれば、関係するNPO法人などとも連携してワークショップ等を開催し、住民参加型による水辺に親しむ川づくりを検討していきたいと考えております。

同じく土木建築部関連について、県営住宅の今後の新設計画についてお答えいたします。

現在、県営住宅の整備は老朽化した団地を順次建てかえることとしており、当面、県営住宅の新設計画は

ありません。

なお、「沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、建てかえ実施中の団地は4団地、636戸、実施予定団地は2団地、190戸となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化環境部関連についての御質問で、牧港川の産廃処理施設の現状と県の対応について一括してお答えいたします。

牧港川中流沿岸で瓦れき類の破碎を行っている事業者等につきましては、周辺住民から騒音・粉じんについて苦情があり、ことし1月以降、平日及び休日の監視を行うなど指導を強化しております。また、周辺地域において騒音・粉じん測定を実施したところ粉じんの飛散が確認されたことから、スプリンクラーの設置など対策の強化を指導しているところでございます。

県としましては、今後も監視・指導を継続するとともに、廃棄物処理法等関係法令に基づき、厳正に対処していきたいと考えております。

次に、有害物質の検査についての御質問にお答えいたします。

当該事業所につきましては、周辺住民からアスベスト飛散が懸念されるとの相談があったため、平成19年12月に大気中のアスベスト濃度を測定したところ、一般環境大気と同程度であり、特に問題となる数値ではありませんでした。また、これまで中央保健所及び環境整備課職員が立ち入り等を行った際、アスベスト等の有害物質が含有すると考えられる産業廃棄物の持ち込みや破碎行為は確認されておられません。

次に、施設の移転についての御質問にお答えをいたします。

廃棄物処理法におきましては、直接的に移転を命令することはできません。そのため、県としましては監視・指導を継続するとともに、同法に基づき厳正に対処していきたいと考えております。

なお、当事業者においては、現在、瓦れき類の破碎施設について、中部地区の工業団地への移転作業を進めているとの報告を受けているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関連についての御質問の中の、子育て支援サービスの緊急整備についてお答えします。

県では、国の経済対策の一環として、平成20年度に

「安心こども基金」を設置し、同基金を活用した待機児童解消のための保育所整備を進めているところであります。

今般、国においては、平成21年度補正予算で「安心こども基金」の拡充を行っており、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実、ひとり親家庭等への支援拡充、社会的養護の拡充などの新しい事業が盛り込まれております。

県においても、当該基金を活用して市町村と連携しながら、子供を安心して育てることができる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業の子育て支援についてお答えします。

次世代育成支援対策推進法においては、民間企業等を対象に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」を策定することとなっております。策定が義務づけられている従業員301人以上の企業については、県内では84社すべてで策定しており、策定が努力義務となっている従業員300人以下の企業については、平成21年3月末現在で173社が策定しております。なお、法律の改正により、平成23年4月以降については、策定義務づけが101人以上の企業にまで拡大されることとなっております。

今後も、関係機関と連携しながら子育て支援の取り組みの拡充を図ってまいります。

次に、我が会派の代表質問に関連しての御質問の中で、県内の女性医師の離職者数等についてお答えいたします。

県内の女性医師の離職者及び復職希望者の正確な人数については把握しておりません。また、沖縄県が平成18年度に県内の病院に勤務している女性医師を対象にアンケート調査を行った結果では、女性医師が就業するために必要な支援策として、院内保育所の整備、出産、育児休暇後の再就業に対する支援、代替医師の確保等となっております。

なお、女性医師については、全体の医師数に占める割合は増加傾向にありますが、出産、育児を契機に休業または離職するため、就業者数が減少すると言われており、今後は復職支援が重要だと考えております。そのため、今年度から実施する沖縄県女性医師バンク事業において、改めて女性医師の状況把握と必要な支援策を検討し、就業促進を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 我が会派の代表質問に関連しての中で、料理研究家によるモズクメニューの開発及び全国的な営業活動について一括してお答えいたします。

県では、モズクの消費拡大を図るため、モズク養殖業振興協議会と連携し、「モズクの日」における量販店での販売促進、県内外の料理研究家などと連携したモズクメニューの開発・普及、香港・中国のレストランにおける中華メニューの開発などを行っております。さらに、平成21年度は6月補正予算を計上し、全国PRによる販売促進や料理学校と連携したメニュー開発、量販店へのフードアドバイザーの配置による料理方法の普及、地産地消コーディネーターによるホテル、学校給食での県産食材の利用促進などに取り組むこととしております。また、モズク大使の活用や関係団体と連携し、モズクのメニュー開発や全国PRによる消費拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 質問に入る前に所感を述べたいと思います。

今、政治に求められているのは、一日も早く景気回復を実現し、国民に安心と活力を提供する、そのことが最重要の課題と考えます。

政府・与党は昨年9月以降の世界同時経済危機に対し、2008年度第1次及び第2次補正予算、2009年度当初予算で総額75兆円の景気対策を実施しました。さらに2009年度補正予算では56.8兆円の新経済対策も決定し、需要拡大へ連続して政策を打ち続けています。

今、その効果があらわれ始め、中でも総額2兆円の定額給付金は支給が始まると歓迎の声が相次いでいました。生活資金の一部として家計を助け、地域限定の振興券やプレミアムつき商品券と連動し景気回復に大きな効果があったと考えます。私の住んでいる地域のある年配の方から、御夫婦2人で4万円の給付があり、孫におもちゃを買い、家が明るくなった。少ない年金で生活している者にとって今回の定額給付金は大変助かった、来年もやってほしいとの声が寄せられました。率直な思い、御意見だと思えます。

また、中小企業への資金繰り支援策としてスタートした「緊急保証制度」も30兆円まで拡充し、4月末現

在、県内では3599社、金額にして727億円が活用されています。そのほか、雇用対策として雇用調整助成金制度、失業給付を受けられない人への職業訓練期間の生活支援、地方自治体による雇用創出特別事業等、総合的な取り組みが展開されています。また、エコカー減税は、メーカーや車種によっては5月の国内受注が前年比3割増、発売から1カ月で月間目標1万台が18万台突破と効果があらわれ、私も過日、那覇市内の新車販売店を訪ねたところ、予約をいただいても生産が追いつかず、半年後にしか車を引き渡せない、昨年の厳しい状況から少しずつ好転しているとのことでした。そして5月15日からスタートした省エネ家電購入に伴うエコポイント制度も新たな家電需要の拡大が期待されています。まだまだ厳しい経済環境、雇用情勢ではありますが、今回の総合経済対策が確実に景気回復につながり、国民生活を守ることになると確信し、質問に入ります。

1、初めに、経済・雇用対策についてお尋ねします。

本県は99%が中小零細企業と言われ、多くの県民がそこで働いています。その中小零細企業が元気で頑張っていることが県経済の発展につながり、安定した雇用の確保、県民の豊かさに直結すると考えます。県は、昨年3月「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、これまで以上に中小企業関係者と連携を密にし、施策の充実を図るとしています。条例が制定されて1年余りが経過し、関係団体から実効性ある条例への取り組みが求められています。また、中小企業への支援策、県単融資制度の利用促進について、融資条件の緩和、執行率の検証、制度の周知不足等課題が指摘され、県はアンケート調査を行い、問題点の抽出、企業ニーズの把握を図り、企業が求める融資制度に見直すとしています。

今回の国による経済対策は、中小企業・零細企業への資金繰り支援、雇用対策に多くの予算が配分されていますが、県の単独事業も含めすべての取り組みが確実かつ実効性あるものとなれるよう、県は関係団体や現場の声をしっかり受けとめ、施策に反映させることが重要と考えます。

そこで、質問します。

(1)、県単制度融資について、利用者から保証料の軽減や借入れ条件の緩和等の声が寄せられています。執行率の検証、制度の周知を含め県の対応を伺います。

(2)、「原油・原材料高騰対策支援資金」の拡充内容及び周知の取り組みを伺います。この事業は県が保証

料を全額補てんするという事で、利用者の皆さんから大変喜ばれており、拡充が求められています。

(3)、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に関連する関係機関との連携、意見の反映等の取り組みはどうなっているか。条例に基づき中小企業振興会議、地域部会が開催されていると思うが、状況をお聞かせください。

(4)、緊急ジョブトレーニング事業の内容、効果を伺います。

(5)、緊急委託訓練事業費の内容、効果を伺います。

(6)、景気低迷で新卒者の就職率や就業者の離職率が懸念されています。現状と対策を伺います。

(7)、国が実施しているトライアル雇用の取り組み状況を伺います。

(8)、雇用のミスマッチ解消並びに安定した雇用確保の取り組みを伺います。多くの県民は、安定した収入、正規雇用を求めています。県の対応をお聞かせください。

(9)、県独自のトライアル雇用を実施できないか伺います。

2、水産振興についてお尋ねします。

県の水産振興、漁業振興は、農業振興と比較して取り組みが弱いとの声が寄せられています。担当部局は、喫緊の課題及び中長期的戦略も含め、先進地域の調査、関係団体との連携等、精力的に取り組み、水産立県沖縄を構築していただきたい。それが沖縄の産業振興、自立経済につながるものと考えます。

そこで質問です。

(1)、沖縄近海は全国でも優良の漁場と言われ、沖縄産のマグロや魚介類等のブランド化を図る取り組みが重要と考えるが対応を伺います。

(2)、県内外への流通・販売・加工対策の強化はどうなっているか伺います。

(3)、先進地域への調査や関連機関との連携強化が必要と思うが、取り組みを伺います。

(4)、漁業振興の後継者、人材の確保はどうなっていますか。

(5)、糸満市より県水産公社の存続と糸満市への県漁連の市場移転の要請が出されていますが、県の対応を伺います。沖縄県行財政改革プランの中で、水産公社は統合清算の計画ではありますが、計画に基づく環境整備、条件の解決がいまだ進んでいないように思います。今後の対応をお聞かせください。

大きな3番、福祉行政についてお尋ねします。

(1)、妊婦健診完全無料化の県内実施状況。

(2)、妊婦健診無料化に関連し、与那国町や南北大東

村等本島や宮古島市、石垣市で診察する交通費（飛行機等）、滞在費の支援が必要と考えるが、国への要望を含め県の対応を伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、がん検診の受診率向上及び公費負担の拡充を市町村と連携し、県が積極的に取り組む必要があると思うが対応を伺います。

(5)、発達障害児支援について。

ア、2月議会で県は「途切れのない支援」が必要としているが、取り組み状況、課題、対策を伺います。

イ、先進地域への調査はどうなっているか。

ウ、障害児等療育支援事業の内容、効果を伺います。

エ、南部医療センター・こども医療センター「こころの診療科」の現状、今後の対応はどうなっているか伺います。

大きな4番、環境・土木行政についてお尋ねします。

(1)、太陽光発電を含め新エネルギーの導入促進はどうなっているのか、策定計画及び効果を伺います。

(2)、家庭用の太陽光発電システム購入への県の支援対策補助金は、国や那覇市と比較して少ないと思うが、拡充できないか伺います。

(3)、台風被害で頻繁に電柱が倒れる地域(離島等)から電線類地中化の早期実施が求められています。取り組み状況を伺います。

(4)、県営住宅の空き部屋対策はどうなっているか。那覇市内で昨年抽選に当たった方が1年経過しようとしているが1番、2番の方がいまだ入居できない状況です。全体の総数、空き部屋数、1年以上、半年以上の空き部屋数、対策を伺います。

(5)、主要交差点のバリアフリー化が進む中、那覇市古波蔵交差点の歩行者対策が求められています。対応を伺います。

(6)、県道222号線・那覇市内(一銀通りから那覇高校間)幹線道路新設に伴い横断歩道がなくなり、地域から苦情の声と早期の再設置の要望が寄せられています。危険性解消のための信号機設置を含めた県の対応を伺います。

大きな5番、旧軍飛行場用地問題解決の取り組み状況を伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連について。

(1)、介護従事者の処遇改善について質問します。

今回の改定で、区分支給限度基準額の上限が据え置かれ、その分利用者の負担が発生し、これまでどおりのサービスを受けられないケースが出ています。結果

的に介護従事者の待遇改善につながらないとの声がありますが、県の認識と対応を伺います。区分支給限度基準額の据え置きで負担増となった利用者への支援、助成が必要と考えるが、国への要請を含め県の対応を伺います。

小児救急電話相談事業（#8000）の早期設置について。

県は、他県の現状も確認しながら検討したいとのことでしたが、現在47都道府県で沖縄県を含め設置していないのはわずか2県です。出生率全国1位、人口比率で子供が最も多い本県にぜひ必要と考えます。過去、会派として何回か本会議で提案してきましたが、これまで部局内、庁内で検討されていなかったのか伺います。検討されていたのなら、内容をお聞かせください。

医者等の専門家による小児救急電話相談は、小さな子供を守ると同時に、子育て中の若いお母さんの支援になると考えます。設置に向けて再度見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上原章議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、経済・雇用対策に関する御質問の中で、中小企業振興条例に係る関係機関との連携等々に関する御質問にお答えいたします。

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の意見を反映するため、中小企業振興会議及び宮古・八重山地域を含む県内6つの地域部会を設置し、関連団体や地域の代表者等の意見を伺ったところでございます。その意見を踏まえまして、平成21年度当初予算では、建設業者の新分野進出を支援する経営革新支援補助金の拡充や県単融資制度における中小企業セーフティネット資金の融資枠の拡充等を行ったところでございます。

次に、水産振興に係る御質問で、マグロや魚介類のブランド化についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、温暖でサンゴ礁が発達した海域特性を生かしました水産業の振興に取り組んでいるところでございます。特に、モズク、クルマエビ、海ブドウは全国一の生産量を誇り、生鮮マグロにつきましても全国トップクラスの水揚げとなっているところでございます。

沖縄県では、県産水産物のブランド化に向けまして、第1に、養殖施設や種苗供給施設の整備、第2

に、荷さばき施設や冷蔵施設の整備、第3に、花と食のフェスティバルや「モズクの日」のイベント開催による販売促進などなどの取り組みを行っているところでございます。

同じく水産振興に係る御質問で、漁業後継者の確保についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、漁業後継者の育成を図るため、第1に、少年水産教室での体験学習、第2に、漁師を希望する若者の面談の場となります漁業就業支援フェアの開催、第3に、漁業経営開始資金等の貸し付けなどを行い、漁業就業者の定着を図っているところでございます。

今後とも、市町村、関係団体と連携をし、後継者の育成に取り組んでまいり所存でございます。

次に、環境・土木行政に係る御質問の中で、離島地域における電線類の地中化に係る御質問にお答えいたします。

離島地域では、これまで6路線で約10.3キロメートルの地中化を実施いたしております。今回の緊急経済対策補正予算案におきましても12億円を計上し、約2.4キロメートルを整備する予定となっております。さらに、平成21年度からの新たな無電柱化計画におきましても離島地域の電線類地中化を推進してまいり考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 経済・雇用対策について、県単融資制度の執行率の検証、制度周知の県の対応についての御質問にお答えいたします。

県単融資制度はこれまで中小企業者が利用しやすいするために、融資利率の低減、融資限度額の増額、融資期間・据置期間の延長、保証料の見直し、原則第三者保証人を徴求しないことなどの改正を随時行っております。最近では、「原油・原材料高騰対策支援資金」で保証料をゼロにしたり、「中小企業セーフティネット資金」の対象業種を国のセーフティネット保証制度と連動させ、新型インフルエンザ影響関連業種の追加拡大を行うなどにより融資条件の緩和を図っております。

執行率については、資金ごとに差があり、利用度が低い資金については、その要因を検証し、「県制度金融研究会」や毎年のアンケート調査等を踏まえ、改善に向けた対応に取り組んでおります。また、執行率の改善には制度の周知が重要であることから、説明会の

開催など広報活動の強化を図っているところであります。

同じく原油・原材料高騰対策支援資金の拡充内容と周知の取り組みについてとの御質問にお答えします。

原油・原材料高騰対策支援資金については、平成21年度は景気悪化の影響を強く受け、資金繰りがより厳しい小規模企業者に対象を限定するなど制度の見直しを行い、多くの小規模企業者が広く利用できるような拡充を図ったところであります。また、周知の取り組みとしては、説明会の開催を初め新聞・県広報誌・商工団体等の機関誌による広報、パンフレット・ポスター等により県制度融資の周知を図っております。

次に、緊急ジョブトレーニング事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、雇用保険の給付を受けていない者で雇い止めなどによる失業者を対象に、協力事業所における3カ月間の職場訓練を支援し、訓練生には訓練手当を支給するものであります。

県としては、事業所での訓練を通して技能の向上や職場環境への適応を容易にし、当該事業所や同業種での雇用につなげてまいりたいと考えております。

同じく緊急委託訓練事業についてお答えいたします。

緊急委託訓練事業は、専修学校等において3カ月間の座学による職業訓練を実施するものであります。訓練の内容は、OA・経理、介護、IT関係などとなっております。今年度は1億3524万円の補正予算を計上し、当初予算に比べて20コースふやして35コース、定員は425人ふやして575人の訓練を計画しております。また、これまでの当該訓練受講者の就職率は約70%となっており、雇用の改善につながっておりますので、今回の訓練についても同様の効果を期待しております。

次に、新卒者の就職内定率や就業者の離職率についての御質問にお答えします。

厚生労働省の「就職状況調査」等によると、平成21年3月に卒業した本県高校生の就職内定率は83.3%と前年度を8.9ポイント下回っており、大学生の就職内定率は66.4%と前年度と同程度となっております。

また、同省の「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」によると、平成17年3月に卒業した本県学生の3年以内の離職率は高校生が60%、大学生が49.6%となっており、全国平均に比較して10ポイントほど上回っております。

本県の就職率、離職率は、全国平均に比べ依然として厳しい状況が続いていることから、去る6月11日に

知事を初め沖縄労働局長、沖縄総合事務局長の3者で県内主要経済団体の代表らに対して、来春卒業の高校・大学生の求人確保を求めたところであります。

県としては、今後、合同企業説明会の開催や学生向けインターンシップの拡充を図り、若年者の就職率、定着率の向上に努めてまいります。

次に、トライアル雇用の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

国の実施しているトライアル雇用は、若年者、障害者、中高年齢者、母子家庭の母などを対象に実施しております。

沖縄労働局によると、平成20年度のトライアル雇用開始者は805名、終了者は670名、そのうち常用雇用への移行者は558名、移行率は83.3%となっております。

次に、雇用のミスマッチ解消及び安定した雇用確保についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、求人と求職のミスマッチを解消するため、マッチング促進事業として観光産業や情報通信産業などのフォーラムや企業合同説明会を開催し、業界の理解促進と求人・求職者の意識改善を図ってまいりました。また、求められる技術と技能の不一致を解消するため、公共職業訓練施設等における職業訓練に取り組んでいるところであります。さらに、若年者に対しては、沖縄県キャリアセンターにおいて、若年者の職業観の形成のための就職支援セミナーやインターンシップ等に取り組んでいます。

経営者に対しては、職場環境の改善に取り組もうとする企業へのコンサルタントの派遣などによって、従業員の職場定着等につなげる事業を行っております。

県としては、「みんなでグッジョブ運動」の展開を通して職場環境の改善と魅力的な企業づくりを促進し、雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保につなげたいと考えております。

次に、県独自のトライアル雇用についての御質問にお答えします。

沖縄県は、国のトライアル雇用の支援対象となっていない40から44歳を核世代と位置づけ、平成20年度から県独自のトライアル雇用として「核世代再チャレンジ雇用支援事業」を実施しております。

当該事業は、核世代の求職者を試行的に雇用した事業主に奨励金を支給することで、当該年齢層の常用雇用への移行を促すことにより、雇用失業状況の改善を図るものであります。

次に、環境・土木行政についての、新エネルギーの策定計画と効果についての御質問にお答えします。

太陽光発電や風力発電などの新エネルギーは、化石燃料の代替エネルギーとしての効果が期待されており、また、新たな産業の創出や経済の発展にもつながるものとして注目されているところです。このため、県では、新エネルギーを含めたエネルギーの現状や今後の需要見通しについて、昨年度の調査結果等を踏まえ年度内をめどに、沖縄県エネルギービジョン（仮称）を策定したいと考えております。

次に、同じく県の太陽光発電システムへの補助制度についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の補助制度は、一般家庭を対象に1件当たり2万円を助成するものです。4月から募集を開始し、300件の募集に対して6月22日現在で194件の申請件数となっております。

今後の追加対策については、申請状況や国の支援策等の動向を見きわめつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 水産振興の中で、流通加工対策と先進地調査について一括してお答えします。

県では、水産物の流通、販売、加工対策として、荷さばき施設・冷蔵施設の整備、水産物直売施設の整備、モズクなど水産物加工施設の整備、養殖魚類の安定生産技術の確立、販売促進事業の実施や加工品開発の支援などに取り組んでいるところであります。また、生産者、漁業組合などと連携し、水産物の直売や加工技術などの先進地域の調査を行い、直売店経営や加工施設の整備に生かしております。

県といたしましては、今後とも市町村、漁協などと連携し、県産水産物の流通対策の強化に努めていく考えであります。

同じく水産公社の役割と市場移転についてお答えいたします。

沖縄県水産公社は、本県水産業発展の中核的漁港として整備された糸満漁港の利活用を推進することを目的として昭和56年に設立されております。

水産公社の事業としては、荷さばき施設の利用事業、給油、給水事業を行っておりますが、糸満漁港の機能を発揮するためには、泊魚市場の糸満漁港への移転が不可欠であります。

糸満漁港への泊魚市場の移転については、県と泊魚市場関係者で構成する水産物市場流通対策協議会で話し合いを行っておりますが、平成20年3月に県漁連市

場と那覇地区漁協市場が共同運営を開始したことや、県漁連の再建計画のおくれにより話し合いが 이루어れております。

県としては、その共同運営状況などを踏まえて関係者との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、妊婦健診完全無料化の県内実施についてお答えいたします。

県内における妊婦健康診査は、平成21年4月からすべての市町村において14回の公費健診が開始されております。健診内容についても国が示した検査内容をすべて盛り込み、充実した内容となっております。

実施に当たっては、全市町村が統一した受診票を使っており、受診票に明記された健診内容については、自己負担のない健診となっております。

次に、妊婦健診にかかる交通費、滞在費の支援についてお答えします。

妊婦健康診査の実施主体は市町村となっており、国は市町村に対し、5回分の健診費用と今年度に追加された9回分の費用について交付税措置及び基金で対応することとしております。

健診にかかる交通費、滞在費の助成については、実施主体である市町村の判断で行われているところであります。また、9回分の健診についても、離島診療所での健診も補助対象となっております。

次に、がん検診の受診率の向上と公費負担の拡充についてお答えいたします。

がん検診の受診率向上のため、休日・夜間における検診、特定健診との同時実施等、市町村ごとに検診対象者の利便性に配慮した環境づくりを行っております。県としても、受診率向上を目指して、講演会の開催、ポスター作成等の普及啓発を継続的に実施するとともに、検診業務がスムーズに行われるよう市町村と連携しながら検診機関等との調整を行っていきたいと考えております。

公費負担について、国は検診事業の充実強化を目的に、平成21年度より地方交付税措置を拡充しております。また、女性特有のがん検診費用が無料となる「検診無料クーポン券」の導入を特定年齢の方々に対し行うこととしております。

同じく福祉行政の中の、発達障害に関連しまして、「途切れない支援」の取り組み状況等についてお答

えします。

発達障害児に対する「途切れない支援」については、県及び市町村等の役割の明確化、さまざまな関係機関の連携及び支援を行う人材の育成が重要であると考えております。

県においては、「途切れない支援」を促進する観点から、市町村及び当事者団体等からの意見を踏まえ、おのおのの役割分担を明確にした「発達障害児（者）支援体制整備計画」や計画的な人材確保を図るため「発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」の策定を進めているところであります。今後は、これらの計画に基づき市町村と連携して支援施策を推進してまいります。

また、県の推進体制として、関係課・所で構成する「発達障害児（者）支援機関連絡会議」（仮称）を近日中に設置することとしております。

次に、先進地視察についてお答えします。

視察につきましては、6月上旬に担当職員を滋賀県及び京都府に派遣し、早期発見・早期支援の体制、県と市町村の役割分担及び発達障害者支援センターの運営方針等について調査いたしました。

両府県における早期発見に対する取り組みとその体制については、現在県が策定を進めている「発達障害児（者）支援体制整備計画」及び「発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」と共通する部分もあることから、両計画を推進する上で両府県の取り組みについても参考にしていきたいと考えております。

次に、障害児等療育支援事業の内容及び効果についてお答えします。

障害児等療育支援事業とは、在宅の障害児（者）やその家族に対し、訪問及び外来の方法で必要な療育指導等を行うとともに、障害児を受け入れている保育所等に対し、療育に関する技術指導を行うための事業であります。

平成20年度については、5圏域、8カ所において、訪問療育2111件、外来療育2874件、施設支援123件の療育支援を実施しております。

同事業による効果としては、療育支援施設を中心に、学校、家庭等が連携し、障害児等に対し安定した支援が行われること、家族の療育に対する理解や技術力の向上が図られること及び障害児等の受け入れ施設に対する療育支援の技術向上が挙げられます。

次に、我が会派の代表質問との関連について、介護従事者の待遇改善についてお答えいたします。

今回の介護報酬改定では、区分支給限度基準額が据え置かれておりますので、介護サービスを限度額まで

利用されている方には何らかの影響があるものと認識しております。しかしながら、介護保険利用者の多くの方々は、限度額以内でのサービス利用者であるため、事業者への影響は限られていると思われます。

県では、今回の改定の影響を確認するため、県内の介護老人福祉施設と介護老人保健施設を対象にアンケート調査を行ったところ、介護報酬改定を受けて現在までに38%の施設が介護職員の処遇改善を行っており、今回の改定は介護従事者の処遇改善につながっているものと考えております。

次に、区分支給限度基準額についての国への要請についてお答えいたします。

沖縄県としては、介護報酬の引き上げによって、区分支給限度基準額を超えるサービスが利用者の自費負担とならないように、区分支給限度基準額を引き上げることや、それに伴い、高齢者が負担する介護保険料等の引き上げにならないよう、国において十分な財源措置を講じることも含めた要請を検討してまいります。

次に、小児救急電話相談事業の検討状況及び検討内容について一括してお答えいたします。

小児救急相談事業の導入につきましては、平成18年度及び平成20年度の沖縄県救急医療協議会において検討がなされ、他県における利用件数が少ない、受け手となる医師や看護師をどのように確保するのか、電話という限られた手段で適切な相談ができるのか、各救急医療圏に救急告示病院が整備されていることから、引き続き検討することとなりました。

また、平成20年度南部地区救急医療協議会において「小児救急の適切な利用について」意見交換がなされ、かかりつけ医の定着など保護者への啓発が大切である、電話相談はかかりつけ医が診るべきとの意見が出され、小児救急電話相談事業の実施について積極的な意見は出ませんでした。

次に、小児救急電話相談事業の設置についてお答えします。

県としましては、軽症患者が時間外に医療機関を受診する、いわゆるコンビニ受診が病院業務に支障を来していることを踏まえ、今年度から実施する小児救急医療啓発事業において保護者等を対象に、救急医療の正しいかかり方やかかりつけ医の推進に関する学習会を開催することとしております。

小児救急電話相談事業の実施については、小児救急医療啓発事業の成果等について検証しながら今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉行政についての御質問の中の、「こころの診療科」の現状と今後の対応についてにお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」については、担当医師の退職に伴い去る4月から休診しております。現在、早期の診療再開に向けて、人的ネットワークやホームページ等を活用して後任の医師確保に努めているところであります。

県立病院における「こころの診療科」の運営においては、保健・福祉行政や地域との幅広い連携の重要性が指摘されております。

現在、福祉保健部が策定中の「沖縄県発達障害者支援体制整備計画」を踏まえ、県立病院としても適切に対応していく考えであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 環境・土木行政について、県営住宅の管理戸数及び空き家対策についてお答えいたします。

県営住宅の総管理戸数は、平成21年6月1日現在1万7385戸であり、そのうちの399戸が空き家となっております。空き家の状況は、半年未満の空き家が196戸、半年以上1年未満の空き家が94戸、1年以上の空き家が109戸となっております。

これらの空き家については、入居者が退去し修繕中のものは修繕が済み次第、速やかに入居手続を進めることとしております。また、入居者が退去時において負担すべき修繕費を未払いのまま退去した空き家、いわゆる未完納空き家については、空き家待ちの状況等を考慮し、予算の範囲内でできるだけ早く修繕を行い入居を進めていきたいと考えております。

次に、同じく環境・土木行政について、古波蔵交差点の歩行者対策についてお答えいたします。

国道330号の古波蔵交差点は、横断歩道橋が設置されているものの、車いす用のスロープがなく、また、付近に横断歩道が設置されていないため交通弱者にとって厳しい環境下にあり、地域住民から横断歩道設置の強い要請があります。そのため、横断歩道や信号機の設置について道路管理者と交通管理者の双方で対策を協議しており、協議が整い次第、工事を実施したいと考えております。

同じく県道222号線の道路新設区間における信号機設置についてお答えいたします。

当該区間は、これまでは国際通りと食い違い交差点となっていたため十字路交差点に改良し、一部区間を新設道路として整備し、平成20年3月28日に供用開始を行っております。

新設道路区間においては、横断歩道がなくなったことから、地域住民から横断歩道の再設置要望があります。そのため、信号機設置を含めた安全性の対応については、道路管理者と交通管理者の双方で対策を検討しているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 県道222号線・那覇市内（一銀通りから那覇高校間）の信号機設置等の対策についてお答えいたします。

今回の横断歩行者の安全確保対策が要請されている県道222号線・那覇市松尾1丁目付近道路は、ほぼ直線で国際通りから那覇高校方面に向け上り坂となった構造の新設道路で、旧道路に比べて交通量も増加し、加えて道路構造及び交通環境が変化していることについては承知しております。

横断歩道や信号機の設置につきましては、当該箇所の道路の構造や交通量、交通事故発生の危険性、安全確保のためとり得る他の対策はもとより、その付近に既に設置されている信号機等の交通安全施設の状況を含め、設置要請箇所のみではなく、付近一帯の交通の安全と円滑全般について総合的に検討した上で設置しております。

今回の設置箇所につきましても、そうした点を踏まえて設置するか否かについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 旧軍飛行場用地問題解決の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

旧軍飛行場用地問題については、その解決に向けて県・市町村連絡調整会議で確認された取り組み方針等を踏まえ、関係市町村及び国との調整を進めてきたところであります。

その結果、平成21年度から特別調整費を活用した特定地域特別振興事業を実施していくものとし、平成21年度は那覇市の鏡水自治会及び宮古島市の七原、富名腰、腰原3自治会のコミュニティーセンター等の整備事業が実施されているところであります。

平成22年度については、伊江村からカーフェリー建

造、読谷村からビニールハウス等の農業関係施設整備の事業案が出されており、現在、両村と事業化に向けた調整を行っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 何点か質問と要望をさせていただきます。

まず、県単融資制度についてですが、私、前もって資料をいただいているんですが、この5年間、執行率、平成16年32.1%、平成17年25.7%、平成18年29.4%、平成19年33.7%、平成20年61%と。この20年は原油高騰の緊急保証の30億が大きく影響したかと思いますが、いずれにしてもこの5年間、30%前後しか執行されてないと。

先ほど部長は、毎年アンケート調査で企業の声も聞いているとおっしゃっていましたが、この企業ニーズの把握という意味で、20年度もアンケート調査を行ったと聞いていますが、分析結果はどうなっているのかお聞かせください。

それから、関係団体から利用促進を高めるため、その原因等を調査研究するプロジェクトを設置できないかとの提案があります。私もぜひ必要と考えますが、また、先進県への視察も重要と思います。見解を伺います。

それから、発達障害児支援について、途切れのない取り組みということなんですが、まず早期発見が早期治療につながるわけですが、特に乳幼児健診の取り組み強化、これは重要と思いますが、どうなっておりますか。

それから、乳幼児健診時点で適切な発見・支援につながらなかった幼児のため、就学前健診が必要との声もありますが、対応を伺います。

それと、支援体制整備計画を策定中と聞いておりますが、本県が抱えている課題、検証、分析の取り組みはどうなっているのか、その内容をお聞かせください。また、整備委員会の皆さんにはその取り組みが伝わっているのか、策定にしっかり反映されているのか、また、保護者からの意見集約は十分と考えているのか、対応をお聞かせください。

そして、2月議会で発達障害者支援センターの連絡協議会をスタートさせると言われておりました。スタートしたのか。構成員、スケジュール、協議内容をお聞かせください。

それと、平成20年1月、県内小中学校における特別支援教育の対象児調査の結果、全児童生徒数の3.4%

が県内だと、全国では6.3%とかけ離れた数字になっております。このことは、支援を必要とする対象児が学校内において十分把握されていないとの声もありますが、県は分析・実態調査をする必要がないか見解を伺います。

それから、関係者から特別支援教育支援員の配置について、県に対し計画的配置の経費が市町村で適切に活用されるよう強化・指導を求めています。県は、各市町村に支援員を適切に配置するよう文書で周知、指導助言をしているとのことですが、市町村での配置状況、ばらつきはないか、必要な支援数の数、配置数、不足数、今後県はどう対応するのかお聞かせください。

「こころの診療科」についてですが、実質閉鎖状態となり、多くの親子から安心して診察できる場所を失ったとの声がございます。影響とそれに対する県の対応、今後の県の対応を伺いたい。

2月議会でも知念局長は、人的ネットワーク、病院のホームページ等の活用で幅広く募集するとしていましたが、これまで応募はなかったのか。あっても条件が合わなかったのかお聞かせください。

それから、県営住宅空き部屋対策についてですが、10倍前後の倍率で年1回の抽選が当たり大変喜んだにもかかわらず、有効期限1年が過ぎ、1番、2番の方々が入居できない原因は何なのか。単純に団地を出ていく人がいないでは納得できない。あの抽選は何だったのかと思います。過去にもそのような方がいたのか懸念されます。修繕費を払わないで退去した方から費用を回収することと、空き部屋の入居率、稼働率を上げることは切り離して取り組むことが必要だと思います。先ほどの答弁では予算の範囲内で取り組むとしていましたが、稼働率を高めることが結果的に歳入確保につながり県益に貢献できると思います。

昨年、那覇市内にある17の県営団地のうち、倍率が10倍を超えている団地が8、50倍を超えているのが3ありました。多くの県民が入居を希望しており、せめて上位3位までは予算措置して入居させるとか、それでも入居できない方は半年権利を延ばすとか、何らかの工夫ができないか。そんなに多い数ではないと思います。毎年書類を準備し、時間を工面し、入居できると期待して応募している方々に少しでも希望を持ってもらう取り組みができないか、見解を伺います。

要望として、水産振興、漁業振興について、今までの取り組みではなく、一歩踏み込んで全国、世界へ販路を広げアピールする意欲を出して頑張っていたきたい。そのための具体的な戦略、取り組みを要望しま

す。

それから、家庭用の太陽光発電システムについて、国は1キロワット7万円、那覇市は3万円、県は1件2万円。通常、家庭用の太陽光発電は4キロワット前後を導入しております。それで計算すると、国は28万円、那覇市は12万円、県は結局2万円と、大変寂しい状況です。拡充を検討していただきたいと思います。

それから、県道222号線、これはもともとないところに設置してくれということではなくて、あったところがなくなったということでございますので、ぜひ御検討お願いします。

最後に、旧軍飛行場用地問題、この問題は振興計画で解決を図るとし、残り2年余りです。期限内に解決が図れるのか、事業の遂行ができるのか。できないとすればその後の対応はどう考えているのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの上原章君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後6時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の上原章君の再質問に対する答弁を願います。

知事公室長。

〔知事公室長 上原良幸君登壇〕

○知事公室長（上原良幸君） 上原議員の旧軍飛行場用地問題に関する再質問にお答えいたします。

沖縄振興計画期間内で事業実施できない場合はどうするかとのお尋ねでございました。

現時点で事業案の提出に至っていない市町村については、県と市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域振興につながる事業を計画期間内で実施できるよう働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県単融資制度アンケート調査結果の内容についての再質問にお答えします。

県単融資制度アンケート調査は平成20年10月に実施し、843社から回答を得ておりますが、県単融資制度の見直しや原材料高騰の影響、沖縄県信用保証協会などについて質問を行った結果、小規模企業対策資金などについて利率や保証料、手続方法などの見直し要望等があり、平成21年度はこれらの結果を踏まえ、原油

原材料高騰対策支援資金について、小規模企業者に限定するなど制度の見直しを行ったところであります。

次に、県単融資制度の利用率を高めるためにプロジェクトチームをつくったらどうかという再質問にお答えします。

県単融資制度の利用率を高めるための対策については、年4回程度開催している県・商工団体・金融機関等で構成されている県制度金融研究会などにおいて対策を協議しているところでありますが、プロジェクトチームによる対応についても有効であると思われるので、今後検討してまいります。

先進県の状況については、九州ブロック会議等での情報交換等で対応しておりますが、必要に応じて先進県視察についても今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 県営住宅の未完納空き家の修繕をもっと多くするべきではないかという趣旨の再質問にお答えいたします。

未完納空き家の修繕につきましては、現在、早目に修繕を行って入居を促進するよう努力しているところでございます。平成20年度においても約200戸の修繕を行っております。

今後とも未完納空き家の修繕を行い、上位当選者の入居が早目にできるよう努めてまいります。

同じく再質問の、上位当選者の有効期間を延ばしたらどうか、できないのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

空き家待ち入居の募集には、毎年度一定の時期に行っていることから、上位当選者の入居期間の延長についてはできません。どうぞ御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 発達障害に関する再質問にお答えいたします。

まず、乳幼児健診の今後の取り組みの強化についての御質問にお答えします。

今後は、保健師等健診従事者の研修の強化、それと保健所における管轄市町村での健診の取り組み状況等の情報交換や研修の実施、なお、問診票健診後のフォロー基準等の検討について今後行っていく予定であります。

また、支援体制整備計画についての御質問にお答え

いたします。

発達障害者支援体制整備計画は、県・市町村・その他関係団体が連携し、地域における一貫した支援体制の構築を図るための計画であります。

同計画においては、発達障害者支援法の規定に基づき、県・市町村等の役割を明確にするとともに、関係機関の連携体制を強化することとしております。

現在、支援にかかわる医療・保健・教育・労働・当事者等から構成される体制整備委員会、市町村及び当事者団体等からの意見を踏まえて策定した県案について、パブリックコメントを実施・募集中であります。

次に、発達障害者支援センターに設置する連絡協議会の設置状況についての質問にお答えします。

連絡協議会につきましては、センターが発達障害児に対する総合的な支援を確保するため、設置に向けて人選を進めているところであります。

構成員としましては、医療・保健・教育・福祉・労働の各分野及び親の会などを予定しております。スケジュール的には少しおくれておりますが、早急な開催に向けて取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 小児・精神科専門医師の後任確保についての再質問にお答えします。

専門医師の応募に対する問い合わせは、現在までのところございません。全国的にも100名程度と小児・精神科専門医の数が少ないのも一つの要因だと思います。

また、これまで「こころの診療科」で診察・診療していた患者さんに対しては、那覇市の「たかえすクリニック」と「こころクリニック」を紹介しております。

両クリニックとも待機患者が多いことから、重症の患者さんについては早い時期に両クリニックへ紹介し、比較的安定した患者さんについては、両クリニックで診療できるようになるまでの間、南部医療センター・こども医療センターの小児科医師が投薬などの診療を行っている状況であります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 休憩いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時25分休憩

午後6時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（金武正八郎君） それでは、上原議員の再質問で、乳幼児健診時点で発達障害等の適切な発見や支援につながらなかった幼児のために就学前健診において早期発見が可能となると、就学時の健診についてお答えいたします。

特別な支援を必要とする幼児につきましては、早期発見・早期対応が重要であることから、市町村教育委員会があらゆる機会を通して対応に努めているところであります。

県教育委員会としましては、就学時地方研究協議会等において就学時健診における早期発見・対応等が充実するよう、今後も市町村教育委員会に周知を図ってまいります。

次に、特別支援教育の対象児調査結果についてお答えいたします。

沖縄県における通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査結果が全国平均の値からかけ離れた数値となっているという御指摘について。

文部科学省の調査では、平成14年、全国の約3万5000校の小中学校約1109万人の小中学生の中から370校、約4万人を抽出した調査であるのに対し、沖縄県は平成20年に公立の全小中学校437校、約15万人を対象とした調査であります。調査方法や調査時期が異なることから単純に比較することは難しいと考えております。

県教育委員会では、今回の調査結果を踏まえ、小中学校のすべての通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行い、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育支援員の配置について、必要な支援員の数、配置数、不足数は幾らかについてお答えいたします。

県教育委員会が平成21年5月末に実施した調査によりますと、支援員の配置については41市町村中、支援員を配置しているところは32市町村であります。残りの9村におきましては支援を必要とする児童生徒がないため、支援員の配置はありません。県全体で支援員を要望している学校数は268校で、その中で243校に支援員が配置されております。

なお、支援員の要望総数は725人で、実際に配置された人数は404人となっており、昨年度と比較しますと支援員数は66人の増となっております。

県教育委員会としましては、支援員の配置について

適切に対応するよう、市町村教育委員会に指導助言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 一般質問も含めて、私が大トリを務めることになりました。

なるべく皆さんの期待にこたえて時間いっぱい内やりたいんですけども、時間を配分しながら頑張ってみたいと思っております。

さらにまた、知事がきょう、さとうきびの要請で上京の予定であるそうです。ぜひ、沖縄の農家の皆さんのために要請活動をしっかり成果が出るように頑張っていたきたいと、このように思う次第です。

そして、一般質問に入る前に所見を述べさせていただきます。

もう国政では、解散前夜の予感であります。このまま行くと、あと一月、二月では間違いなく衆議院の総選挙があるものと思います。

那覇市においては、今、7月5日の投票日に向けて那覇の市議選挙の真っ最中であります。県議会で同僚であった翁長雄志市長が過半数を維持するためにしっかり頑張っておいでになります。私どもも、この過半数確保に向けて最大限の努力をしていかないといかぬというふうに思っているところであります。

さて、政府は、昨年暮れの米国初の経済危機を受けて2次にわたる大型補正予算を組みました。2009年度当初予算と補正合わせて約100兆円を超える過去最大規模の予算の編成であります。100年に一度と言われる世界同時経済危機に対処し、日本経済の底割れを回避するために財政出動を行いました。

緊急経済対策を今行っている真っ最中でありますけれども、野党の皆様方の中からはばらまき政策であるという批判が出ておりますけれども、私は景気対策や雇用確保、企業倒産等の抑止に目もくれず、政局に走って景気回復の足を引っ張っているような感がしてなりません。その間、我が党は環境やIT産業などの成長分野を中心に、積極的な経済対策を今実施しているところであります。

ここに来てようやく景気回復の兆しが見え始めたところであります。景気回復に全力で取り組んだ結果であると思います。

現在の実体経済の動向はどうなっているかと私もちょっと調べてみましたら、景気で5カ月連続で上昇、株が日米とも上昇傾向、鉱工業生産2カ月連続で上昇、在庫も減少しております。自動車――先ほども

出ましたけれども――ハイブリッド車が好調な売れ行きのものであります。家電もエコポイント開始以降、前年比で1.2倍、メーカーも増産体制に今入っております。中小企業への政策融資についてでありますけれども、75万社、14.9兆円、資金繰りも中小零細企業の皆様方は好転の兆しが見えているようであります。

高速道路の休日の割引につきましても、もう皆さん御存じのように、ゴールデンウィーク本当に行楽客がかなり出ましてこれも前年比で1.2倍の増でありました。

定額給付金につきましては、すべての市町村で支給が始まっております。私もゴールデンウィーク前に那覇市に行きましたら、お年寄りの皆さん方が並んでおるんですよ。何をやっているんですかと聞いたら、給付金をもらうのに皆さん並んでいるということで、この給付金についても給付前は相当野党側から批判がありましたけれども、現実にはやってみれば国民の皆さん方から大変好評であるという結果になっております。

そういうことも含めまして、今政府がとっている経済対策が着実に結果をあらわしているということだろうと思います。

ただ、沖縄県の経済でございますけれども、大体半周おくれぐらいで経済が沖縄は本土と比べるとおくれにくるということが言われておりますけれども、きょうの新聞を見ましても失業率が上がっているようであります。大変憂慮をいたしております。しかしながら、秋口に上りますと、私は上昇傾向に転じるのではないのかなという期待を今いたしているところであります。

それと、知事に一言提言がございます。これまでの代表質問、一般質問を聞いた中で、一つだけぜひ知事に提言をしたいと思っております。

実は、外交官のメア総領事の件であります。県民感情に配慮を欠いた面があるという知事からの答弁がございました。そして、ほかの複数の議員からの質問等に対して、地元の声をしっかり伝えて、基地の問題解決に寄与していただきたい等の発言もございましたし、メアさんと会うこともやぶさかでないような発言がございました。

ただ、メアさんは外交官であります。この方が――これは栄転になるんでしょうね、きっと――国務省の日本部長に就任をされるようであります。ただ、沖縄の地元の県民感情を彼がわからないままに日本部長になってしまうと、やはりここは私は問題だと思っております。沖縄の基地問題を含めて解決していく上においては、やはりここは彼が県民感情を知らない部分を

知事がある意味では理解ができるような形でお会いをして、そこはしっかりと沖縄県民の気持ちを伝えるべきであろうと。そうすることによって、私は沖縄の基地問題、もしかすると彼は日本部長からもっと上に昇進をするかもしれません。そういう意味においては、沖縄の現状をしっかりと認識していただいて、ここは知事も一考も二考もしていただきたい。

これを提言いたしまして、一般質問に入ります。

1、財政健全化比率等の現状についてであります。

(1)、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、本県財政指標が公表されているが、健全化判断比率を示す指標の内容はどうなっているのか伺います。

(2)、実質赤字比率及び実質公債費比率は主要4基金からの繰り入れと高率補助制度の継続によってバランスが保たれていると分析しておりますが、基金残高推移とあわせて今後の見通しを伺います。

(3)、これまで財政は一般会計を中心に決算状況を判断してきたが、連結実質赤字比率の導入により特別会計を合わせた全体として赤字を見ることになった。そこで病院事業の赤字や他事業会計の経営状況とあわせて指標にどうあらわれているのかお伺いをいたします。

(4)、負担比率は、近い将来、財政運営の足かせになる可能性があるなど、地方債残高、三セクの経営リスク、公社等による土地造成事業、県職員の退職手当など、財政需要は旺盛で不安要素があればそれを示してください。

2、教育行政について。

これは教育行政の改革についてであります。

(1)、地方分権の推進を受けて、教育委員会の必置制度の見直しによる選択制導入や教育委員会廃止論、現状維持派を含めて多様な論議がある中、教育委員会は隠ぺい体質のブラックホールであるとの厳しい指摘もあります。わかりにくい制度に責任の所在もあいまいの教育委員会は果たして本当に必要なのか、今日問われております。見解を求めます。

(2)、都道府県から市町村教育委員会への権限と責任の移譲（教員人事権、給与負担、学級編制権等）であります。権限と財源の一元化に向けた改革が必要と多くの知事が述べておりますけれども、沖縄県知事の見解を伺います。

(3)、教育委員の人選に当たって、一部公募制を採用し教育委員会の活性化を図る考えはないか、任命者の知事に伺います。

3、交通行政と観光振興について。

(1)、不況や経営状況の悪化により旅客数の減少を受け、航空各社は路線の撤退、減便が相次いでおります。空港を抱えている地方自治体はさまざまな優遇策を打ち出し、特にアジア向けの国際線は国管理空港においても着陸料の補てん、駐機料の減免など支援をしております。その背景は、誘客と路線維持が目的であります。本県の国際線とも競合いたしますが、その対策を示してください。

(2)、国内主要地方空港と那覇空港を結ぶ航空路線につきましましては、2003年から8路線以上が廃止、さらには減便もふえております。観光客1000万人達成に影響は必至と考えますが、その対策を伺います。

次に、環境政策と新エネルギーの創出について。

(1)、国が選定した「環境モデル都市」に宮古島市が選定され、アクションプランにはCO₂削減に高い目標が設定されております。県においても、低炭素社会先進県をアピールして積極的に削減目標を示してはどうか。

(2)、離島域内で自給できる再生可能エネルギーの開発は国が特化して進めている低炭素社会実現政策にマッチして、大規模な事業導入が先導的に進む可能性がある。離島マイクログリッド事業もその一つと考えますが、事業内容と事業化に向けた取り組みを伺います。

(3)、CO₂削減に向けた県独自の事業化構想があれば示してください。

最後に、沖縄県ふるさと産業振興条例（仮称）の創設についてであります。

本県の各種産業を支え、雇用及び所得を確保し地域産業の活力を高め、持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識、ふるさとの産業の重要性について理解を深め、生産物及び製品の消費及び利用、事業者が提供するサービスを自発的に利用する取り組みが重要です。同様に安心で安全な県民生活を確保し、食料自給率の向上やCO₂の排出削減に寄与する社会、産業システムを創出することが重要です。よって、地場産業をはぐくみ、地産地消を推進する支援体制の確立が必要と考えます。条例の制定を望むものであります。当局の見解を伺いたいと存じます。

答弁によっては、再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 翁長政俊議員の御質問に答弁させていただきます。

まず教育行政の中で、市町村教育委員会への教員人

事権等の移譲についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

都道府県から市町村教育委員会への人事権などの権限移譲につきましては、各市町村の独自性や課題に応じた教育行政が可能になるとして地方分権改革推進委員会などで検討が進められております。

しかしながら、沖縄県におきましては、僻地及び離島の学校が全体の約40%を占めるという地理的特殊性があり、教育の機会均等や人材の確保に配慮する必要があることから、市町村の意見を十分に聞き、慎重に検討すべきであると考えているところでございます。

次に、交通行政と観光振興に係る御質問の中で、国際路線維持に対する支援策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国際線の着陸料及び航行援助施設利用料の軽減につきましては、先日、国や与党国会議員に対し要請をしたところでございます。

国際線着陸料等の軽減措置は、航空運賃の低減につながり、外国人観光客の増加が期待されることから、既存路線の維持・拡充及び新規路線の開設に極めて効果が高いものと考えております。

県としましては、軽減措置の早期実施に向けて引き続き取り組みますとともに、県独自の支援策についても他県の動向を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、環境政策と新エネルギー創出に係る御質問にお答えいたします。

この関連では、4の(1)と4の(3)が関連しておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画（仮称）」を平成22年度に策定することにいたしております。6月中旬に環境省から出されましたマニュアルに沿って、削減目標を検討することといたしております。

新たな計画では、沖縄県の地域特性に配慮しつつ、総合的な地球温暖化対策を積極的かつ強力に展開をしていきたいと考えているところでございます。

恐縮ですが、なお、答弁の一つさせていただきますが、先ほど吉田議員の御質問の中で、沖縄科学技術大学院大学学園法案が近日中に参議院沖北委での審議、採決が予定されている旨の答弁をいたしました。本日午後同委員会におきまして全会一致で採決されたとのことでございます。

自由民主党、そして公明党、民主党、社民党、共産党など全会一致で賛成していただいたそうでございます。

御支援に心から感謝いたします。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 財政健全化比率等の状況の質問で、本県の健全化判断比率についてお答えします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全性を判断するため公表が義務づけられている健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標となっております。

平成19年度決算における各指標の状況は、実質赤字比率については、一般会計及び企業会計に属さない特別会計を含めたいわゆる普通会計の赤字の割合を示すもので、赤字が生じていないため該当がありません。企業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字比率についても、赤字等が生じていないため該当がありません。また、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して11.4%、将来負担比率は同基準の400%に対して132.2%といずれも早期健全化基準を下回っております。

これらの結果につきましては、監査委員からも各指標とも良好であるとの意見があったところであります。

次に、実質赤字比率等の今後の見通しについてお答えいたします。

実質赤字比率につきましては、引き続き赤字が生じないよう適正な収支バランスの確保を図っていく必要があると考えております。

また、実質公債費比率は、現在良好な水準にありますが、これは本県に対する国庫補助金が高率補助であることや、行革プランに基づく県債の発行抑制等により、県債の発行額が抑えられていることによるものと考えております。

しかしながら、今後の高率補助の動向など財政環境の変化が当該比率へ影響を及ぼすこともあり、懸念されるところであります。

さらに、財政調整基金などの主要4基金の残高は、平成16年度の519億円をピークに減少しており、平成21年度末残高見込みは約330億円となっております厳しい状況にあります。

県としましては、新たな行財政改革プランを策定し、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革を推進してまいります。

次に、企業会計等の連結実質赤字比率への反映につ

いてお答えいたします。

本県の一般会計及び公営事業会計などの全会計の連結による実質赤字及び資金不足の合計に基づき算出する連結実質赤字比率は、良好な状態にあります。が、会計別では病院事業会計において資金不足が生じていることが指摘されております。

次に、将来負担比率についてお答えいたします。

将来負担比率は、病院事業等の公営事業会計、第三セクター及び公社等に係る分を含めて、一般会計等が将来負担すべき借入金や債務負担行為等を実質的負債として算出し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。

将来負担比率の推移につきましては、今後の県債発行の動向、病院等の公営企業や第三セクターの経営状況、埋立事業などの特別会計の収支の状況等に左右されることから、今後とも、県財政の運営に影響を及ぼすことがないよう、将来負担の推移に留意しつつ、各事業の健全化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育行政の質問の中で、教育委員会委員の人選に係る公募制の採用についてお答えします。

教育委員会がその機能を発揮するためには、教育委員に適材を得ることが重要であり、教育行政に深い関心と熱意を有する者の中から公平性などに留意しつつ幅広く登用する必要があります。そのため、教育委員会委員の人選に当たっては、「沖縄県行政委員会委員人選要綱」を定め、委員の構成が特定分野に偏らないようにすることや幅広い年齢層から選出することに留意しつつ人選し、県議会の承認を得た後、任用しているところであります。

教育委員会委員への一部公募制の導入については、他の都道府県の動向や教育委員会の意向等を踏まえ、必要に応じ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、教育行政についての御質問で、教育委員会の必要性についてお答えいたします。

教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するために、首長から独立して設置されている合議制の執行機関であり、地方における教育の担い手として重要な役割を果たしております。

一方、国の教育再生会議等において、従来の教育委員会のあり方に対するさまざまな指摘等がなされ、教育委員会制度においては、平成19年度の地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会体制の充実、教育行政における地方分権の推進等、所要の改正が行われたところであります。

沖縄県教育委員会におきましても、制度改正の趣旨を十分に踏まえ、今後ともより高い使命感を持って責任を果たすよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 交通行政と観光振興についての御質問の中で、国内路線の廃止等の対策についてお答えいたします。

国内路線については、平成9年7月に沖縄振興策の一環として那覇―本土路線に係る航空燃料税や空港使用料が軽減されたことなどから、これまで入域観光客数は順調に増加してきました。しかし、航空自由化や昨今の原油高騰、世界同時不況などにより、路線の廃止・減便がふえている状況にあります。

県においては、物産・観光展、修学旅行説明会、マスコミ関係者の沖縄招聘などを初め、あらゆる機会を通してさらなる需要喚起に取り組んでいるところであります。

今後とも関係機関と連携し、国内航空ネットワークの拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 環境政策と新エネルギー創出について、離島マイクログリッド事業の取り組みについての御質問にお答えします。

太陽光発電や風力発電などの新エネルギーと既存の電力系統を連携する分散型エネルギーシステムとしてのマイクログリッドは、電力需要が小規模な離島地域等において事業化が期待されています。

同事業については、現在、経済産業省の実証事業として全国公募が行われており、県内では、宮古島市、与那国町、北大東村、多良間村が事業実施に向けて取り組んでおります。

県としては、経済産業省と意見交換会を行うなど国や地元自治体等との連携を深め、離島マイクログリッド事業の促進に積極的に努めております。

次に、沖縄県ふるさと産業振興条例（仮称）の設置についてという御質問にお答えします。

沖縄県においては、昭和59年に「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、官民

一体となって、県産品の奨励月間や産業まつりの開催など、県産品の優先使用を促進する諸事業を展開しております。

また、平成20年3月に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、地場産業を担う県内企業の育成強化に努めているほか、沖縄県地産地消推進県民会議を設置して県農水産物の消費拡大を図っているところであります。

このような取り組みを通じて、県民の県産品に対する誇りや愛着も広がりつつあると考えております。

議員からの御提案のふるさと産業振興条例の制定については、貴重な御提言として研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 再質問させていただきます。

財政問題ですけれども、よく国の財政の見方の新しい手法として、プライマリーバランスという見方があるんですよ。これで見ると、県のいわゆる財政のあり方がどうなっているのか、ここをちょっと聞かせてください。

それともう一つ、先ほどからありましたように、交付税と国庫支出金に大きく本県財政は依存をしております、これは2年後に来る特別措置法、いわゆる高率補助の期限切れが来たときに、私は大変な事態に陥るんじゃないのかなと実は心配をしているんですよ。ここの部分がいわゆる特別措置法とのかかわりで、何が何でも私は特別措置法の延長をしない限り、沖縄県の財政は一気に悪化していくのではないかというおそれを持っておりますので、ここの部分のシミュレーションがあれば聞かせてください。

それと教育委員会でありますけれども、構えて私はこの質問をさせていただきましたけれども、教育委員長がいなのが残念であります。

教育委員会の必置制度、いろいろ言われておりますけれども、いわゆる教育委員会は選択制度にしたかどうかというこの考え方も、全国知事会や市長会でもよく言われておりますし、中教審等含めていわゆる国の、政府の総合規制改革会議、これ等でも答申が出ているんですよ。県は、ある意味ではいわゆる現状維持派ですよ。現状維持派を前に進めていくという、私は教育改革の方向性というものがしっかり出てきていいのではないかという実は認識を持っておりますので、お聞かせください。

そして最後に国際線でございますけれども、知事、

これは他府県ではもう既に国管理の空港であっても、もう優遇措置が始まっているんですよ。沖縄県は、特別措置法との問題があって、今国に対して国内線並みの6分の1の補助にしてくれという要望をしているんですけども、これがうまくいくかどうかはわかりません。ただ、県が独自の事業としてやっていくということが、私は路線を拡大したり、知事が提唱している1000万人の観光につながっていくと思っておりまして、ぜひ踏み込んで答弁ができるのであればお願いをいたしたいと思います。

本当に最後です。

ふるさと産業振興条例ですけれども、私は県がいわゆる県内の優先発注や優先使用については基本方針を持ってやっていることも知っています。これだけじゃだめなんですよ。やはり県民にきちっと広く周知をさせて、そして企業も含めて県民全体が条例として県内の企業や県産品、農産物、サービスについてもそうですよ。地場のものを地場で使っていった地場で回していくというシステムをつくるのが大事だと思っておりますので、ぜひここは検討していただきたい。

議員提案でもやってみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時5分休憩

午後7時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 今の翁長政俊議員の再質問の中で、この国際線について県自身が少し頑張って対応したらどうかというお話は重く受けとめて、しっかりとやれるような形で検討したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） プライマリーバランスの件でございますけれども、国における基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでございますけれども、行政サービスに使う政策的支出を新たな借金に頼らず、その年度の税收等で賄われているかどうかをあらわす指標でございます。これは国の指標でございます。そのまま地方公共団体が当てはまるかといいますと、少し事情が、要素が変わってまいります。これによって試算しますと、本県の21年度当初予算ベースでは、臨時財政対策債のかなり地方債が発行した関係で見込みは赤字ということになります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 高率補助の見直し等についての再質問についてお答えいたします。

本県の財政は、交付税、国庫支出金等に大きく依存していることはそのとおりでございます。

現在、沖振法、それから復帰特措法など総点検を実施をしているわけですが、また一方では分権とか道州制もいろんなこの動きもございます。さまざまな動きを踏まえながら、この総点検の中で具体的なシミュレーションを含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 議員から御提案のふるさと産業振興条例の制定については、他府県の動向ともあわせて調査研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは、翁長議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の意義は、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保するとともに、多様な民意を反映することにあります。

19年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の所要の改正が行われたところでもあり、沖縄県教育委員会におきましても、制度改正の趣旨を十分に踏まえ、本県の幼児・児童生徒の一人一人の健やかな成長を目指し、今後ともより高い使命感を持って責任を果たすよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第11号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時13分休憩

午後7時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 陳情第114号、第121号、第125号、第136号及び第141号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情5件のうち、陳情第114号、第121号及び第125号の3件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第136号及び第141号の2件については、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明7月2日から8日までの7日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明7月2日から8日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟

平成21年 7 月 9 日

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成21年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成21年7月9日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成21年7月9日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第1号議案及び乙第6号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第4号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第2号議案及び乙第3号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第5号議案（土木委員長報告）
- 第 5 乙第8号議案から乙第11号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 6 乙第7号議案（土木委員長報告）
- 第 7 甲第1号議案（総務企画委員長報告）
- 第 8 甲第3号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 9 甲第2号議案及び甲第4号議案（土木委員長報告）
- 第10 陳情第27号から第29号まで及び第85号から第87号まで（総務企画委員長報告）
- 第11 陳情平成20年第135号、同第143号、同第186号、同第194号、陳情第70号、第74号の2、第92号、第115号、第122号の2、第126号及び第127号（経済労働委員長報告）
- 第12 請願第2号、陳情平成20年第35号、同第40号、同第100号、同第117号、同第124号、同第141号、同第184号、陳情第2号、第12号、第16号、第22号、第23号、第26号、第34号、第40号、第44号、第62号、第71号、第73号、第74号の3、第81号、第83号、第89号、第91号、第97号及び第98号（文教厚生委員長報告）
- 第13 陳情平成20年第132号、陳情第4号、第14号、第47号、第77号、第78号、第93号、第96号、第101号、第102号及び第121号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第14 議員派遣の件（平成21年度沖縄県議会議員北米派遣）
- 第15 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案及び乙第6号議案
 - 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第4号議案
 - 乙第4号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第2号議案及び乙第3号議案
 - 乙第2号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第3号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第5号議案
 - 乙第5号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 乙第8号議案から乙第11号議案まで
 - 乙第8号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 - 乙第10号議案 専決処分の承認について
 - 乙第11号議案 専決処分の承認について

日程第6 乙第7号議案

乙第7号議案 沖縄県土地開発公社定款の一部変更について

日程第7 甲第1号議案

甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

日程第8 甲第3号議案

甲第3号議案 平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

日程第9 甲第2号議案及び甲第4号議案

甲第2号議案 平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 陳情第27号から第29号まで及び第85号から第87号まで

陳情第27号 旧軍飛行場用地問題解決のための事業の早期実現を求める陳情

陳情第28号 旧日本軍飛行場用地問題の解決に向けた事業の早期実現を求める陳情

陳情第29号 病院事業局における臨床心理士の採用に関する陳情

陳情第85号 沖縄本島と南北両大東島間の海底光ケーブルの敷設に関する陳情

陳情第86号 沖縄本島と南北両大東島間への海底光ケーブルの設置に関する陳情

陳情第87号 沖縄本島と南北両大東島間への海底光ケーブルの設置に関する陳情

日程第11 陳情平成20年第135号、同第143号、同第186号、同第194号、陳情第70号、第74号の2、第92号、第115号、第122号の2、第126号及び第127号

陳情平成20年第135号 宮古土地改良区における適正な管理、運営に関する陳情

陳情平成20年第143号 宮古土地改良区の運営改善に関する陳情

陳情平成20年第186号 沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情

陳情平成20年第194号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の可決を求める陳情

陳情第70号 沖縄県虚偽報告「美ら海協力金の違法性調査」に関する陳情

陳情第74号の2 平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情第92号 モズクの販売促進の予算措置に関する陳情

陳情第115号 さとうきび農業基本政策確立に関する陳情

陳情第122号の2 県がワーキングプアをなくす先頭に立ち、非正規等の待遇改善を求める陳情

陳情第126号 大規模集客施設に係る積極的な広域調整機能（規模縮小）の実施及び有効な立地規制ゾーニングの確立並びに中心市街地活性化策の一層の支援に関する陳情

陳情第127号 徴収済み「美ら海協力金」の保全に関する陳情

日程第12 請願第2号、陳情平成20年第35号、同第40号、同第100号、同第117号、同第124号、同第141号、同第184号、陳情第2号、第12号、第16号、第22号、第23号、第26号、第34号、第40号、第44号、第62号、第71号、第73号、第74号の3、第81号、第83号、第89号、第91号、第97号及び第98号

請願第2号 発達障害及び発達障害が疑われる「気になる」子供の早期発見・早期支援体制の整備に関する請願

陳情平成20年第35号 石垣市における小学校低学年の30人以下学級の実現を求める陳情

陳情平成20年第40号 「30人以下学級」の早期実現を求める陳情

陳情平成20年第100号 沖縄市登川・池原地区への産業廃棄物処理施設の集中抑止に関する陳情

陳情平成20年第117号 株式会社環境ソリューションの産業廃棄物処理焼却施設建設に反対する陳情

陳情平成20年第124号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情

陳情平成20年第141号 アメラジアンへの公的支援に関する陳情

陳情平成20年第184号 県立南部医療センター精神身体合併症病棟の拡充に関する陳情

陳情第2号 学童保育に関する陳情

陳情第12号 産業廃棄物処理施設新炉建設阻止に関する陳情

陳情第16号 地域子育て支援センター事業費の従来どおりの県負担を求める陳情
 陳情第22号 沖縄県精神科医療の施策に関する陳情
 陳情第23号 障害者福祉の増進に関する陳情
 陳情第26号 沖縄県精神科通院患者リハビリテーション事業に関する陳情
 陳情第34号 株式会社沖広産業の管理型産業廃棄物最終処分場建設計画の撤回に関する陳情
 陳情第40号 県立南部医療センター精神身体合併症病棟の早期再開に関する陳情
 陳情第44号 沖縄県の障害者スポーツ振興に関する陳情
 陳情第62号 地域子育て支援センター事業費の従来どおりの県負担を求める陳情
 陳情第71号 株式会社環境ソリューションによる産業廃棄物処理施設建設の反対に関する陳情
 陳情第73号 県立中部病院の医療機能の継続等に関する陳情
 陳情第74号の3 平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
 陳情第81号 「30人以下学級」の早期実現を求める陳情
 陳情第83号 「国立沖縄青少年交流の家」存続に関する陳情
 陳情第89号 ハンセン病療養所に関する陳情
 陳情第91号 台湾東部と八重山諸島の「観光経済圏」形成推進に向けた課題に関する陳情
 陳情第97号 命と平和の語り部宮森「630館」設置に関する陳情
 陳情第98号 「30人以下学級完全実現」のための陳情

日程第13 陳情平成20年第132号、陳情第4号、第14号、第47号、第77号、第78号、第93号、第96号、第101号、第102号及び第121号

陳情平成20年第132号 辺野古新基地建設における大浦湾作業ヤード計画の撤回を防衛省に求める
 陳情

陳情第4号 米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情
 陳情第14号 米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情
 陳情第47号 嘉手納基地の爆音被害に関する陳情
 陳情第77号 米空軍F22A ラプター・航空自衛隊F15イーグル戦闘機による日米共同訓練等に対する陳情
 陳情第78号 不発弾処理中の爆発事故に関する陳情
 陳情第93号 キャンプ・ハンセン内における山火事に対する陳情
 陳情第96号 実弾射撃訓練による山火事に関する陳情
 陳情第101号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
 陳情第102号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情
 陳情第121号 米軍演習による流弾事件に関する陳情

日程第14 議員派遣の件（平成21年度沖縄県議会議員北米派遣）

日程第15 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	9番	瑞慶覧功君
副議長	玉城義和君	10番	上里直司君
1番	上原章君	11番	奥平一夫君
2番	島袋大君	12番	吉田勝廣君
3番	中川京貴君	13番	當山眞市君
4番	桑江朝千夫君	14番	吉元義彦君
5番	平良昭一君	15番	座喜味一幸君
6番	仲村未央さん	16番	佐喜真淳君
7番	照屋大河君	17番	玉城満君
8番	渡久地修君	18番	仲宗根悟君

19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 新 垣 清 涼 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君

34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

41 番 池 間 淳 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 遊 佐 信 雄 君
 次 長 龍 野 博 基 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

参事兼政務 新城 博 君
 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 上 原 貴 志 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 饒平名 司 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第１ 乙第１号議案及び乙第６号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第６号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、県警察本部警務部長及び交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の公布に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査に対する手数料の額を定めるなど条例の所要の改正を行うものである。

主な改正内容は、第１点目に、長期優良住宅建築等計画及び計画変更等の認定に係る審査事務について、手数料の徴収根拠を定める。第２点目として、長期優良住宅建築等計画における認定計画実施者の地位の承認に係る審査事務について、手数料の徴収根拠を定めるとの説明がありました。

本案に関し、長期優良住宅とは何かとの質疑がありました。

これに対し、長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」で認定基準が定められてお

り、数世代にわたり住宅として使用できる耐久性や耐震性、バリアフリー性、省エネルギー性、維持管理・更新の容易性等の性能を有し、さらに町並みなど居住環境への配慮がなされた質の高い住宅として認定された住宅のことであるとの答弁がありました。

次に、沖縄県内での認定申請の状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県内での認定申請はまだないが、今後、法の趣旨の普及啓発に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、警察法施行令の一部が改正され、内部組織の基準として、警務部に係る所掌事務に「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること」が定められたことに伴い、条例で規定されている県警察本部の警務部に係る所掌事務に当該事務を定めるため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置とは具体的にどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、被疑者の取り調べの適正を確保するための監督の措置とは、取調員が被疑者を取り調べる際に大声を出すとかの有形・無形の力を行使するような不適正な取り調べが行われないように、捜査担当と別の第三者的な立場の警務部職員等がチェックを行い、監督することであるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案及び乙第6号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて御報告を終わらせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案及び乙第6号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第4号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第4号議案「沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者に沖縄 I T 津梁パーク施設の管理を行わせるため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理の対象施設はどこかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理の対象は、現在のところ、今年度完成した中核機能支援施設 A 棟と来年度完成予定の B 棟を想定している。今後は、民間施設も含めて適宜、範囲を広げていく考えであるとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度への移行と公募の時期はいつかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年4月から指定管理者制度に移行する予定であり、これから逆算すると遅くともことしの秋ごろから公募を開始する考えであるとの答弁がありました。

次に、現時点で中核機能支援施設への入居が決定している企業は何社かとの質疑がありました。

これに対し、入居が決定しているのは、株式会社レキサス、株式会社沖縄ソフトウェアセンター、沖縄クロス・ヘッド株式会社及び N P O 法人フロム沖縄推進機構の4社であるとの答弁がありました。

そのほか、施設の休館日等への柔軟な対策、企業誘

致に向けた県の取り組み内容、期待できる雇用効果などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、共産党所属委員から、当該施設は本来県が直接管理すべきもので指定管理にすべきではないことから、反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第4号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第4号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第2号議案及び乙第3号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

—————
〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕
—————

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め

慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第2号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、平成21年4月1日より介護保険法施行規則の一部が改正され、介護サービス情報の公表制度における施設の調査において、調査員の必要人数が2名以上から1名以上に変更されたことに伴い手数料の見直しを図るものである。

主な改正内容は、介護サービス情報調査手数料及び公表手数料の額を定めること及び法律の改正に伴い引用する条項が繰り下げられたため条例の規定を整理することであるとの説明がありました。

本案に関し、介護サービス情報の公表制度が制定された目的は何か、調査員を2名以上から1名以上に変更する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、本制度の制定目的は、利用者が介護サービス事業所を選択する際の情報を利用者に提供することである。1名以上とした理由は、平成18年に制度がスタートしてから3年が経過し、調査結果に対する調査員間のばらつきがなくなるとともに、客観性や公平性が確保されてきたこと、一人でも対応ができるよう調査方法が簡素化されたことであるとの答弁がありました。

次に、手数料の改正状況はどうか、全国平均との比較はどうかとの質疑がありました。

これに対し、1回当たりの手数料は、本県5万2000円から1万3000円引き下げて3万9000円に改正した。全国平均は、4万4359円から1万85円引き下げて3万4274円に改正されており、引き下げ幅は本県が全国平均より大きいとの答弁がありました。

そのほか、県内の介護事業者数の状況、介護事業者への負担の状況、調査の内容と公表の状況、介護手数料減免制度の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法に基づく「食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針（ガイドライン）」の改定等を踏まえ、食品等事業者が食品衛生法に基づき、条例で定める営業施設の内外の清潔保持、その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正の具体的な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、具体的な改正内容としては、食品事業者は衛生管理の充実・徹底を図る観点から作業手順書

の作成及び検証を、危害の発生防止の観点から販売食品等に係る記録の作成及び保存を、健康被害の発生及び拡大防止の観点から保健所等への報告をそれぞれ新たに規定したことであるとの答弁がありました。

次に、保健所への報告は義務となるのか、報告を怠った場合などは罰則も適用されるのかとの質疑がありました。

これに対して、これまで消費者から健康被害の連絡があった場合の保健所への報告は事業者の判断に任せてきたが、今回の改正で義務となった。保健所に報告をしないなど管理運営基準に違反した場合は、食品衛生法の規定に基づき、営業許可の取り消し、または営業の全部もしくは一部禁止、一定期間の営業停止などの罰則を科することになるとの答弁がありました。

そのほか、輸入食品への対応状況、食中毒の発生状況、食品に関する営業許可件数などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。乙第2号議案及び乙第3号議案の2件は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案及び乙第3号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第5号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」は、指定管理者が管理を行っている県民広場地下駐車場について、利用料金制度に改めるとともに、新たに自動二輪車等の駐輪を可能とする等、必要な改正を行うため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、第1点目に、指定管理者の収入とすることのできる利用料金制への移行を図る。第2点目として、自動二輪車等の駐車を可能にするため料金区分を加える。第3点目として、近隣の駐車料金を勘案し、普通自動車の定期駐車の見直しとの説明がありました。

本案に関し、県民広場地下駐車場の利用状況と収支状況はどうか、周辺の民間業者を圧迫していないか、二輪車の駐車スペースの設置による収入増は幾らを見込んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、約200台分の駐車スペースに1日当たり500台の利用があり、1カ月では平均1万4000台から1万5000台の利用がある。

収支状況は、平成20年度の決算ベースでは、約1億円の駐車料収入に対し、指定管理料の約4000万円と起債償還額の1億1000万円の支出があるため、一般会計から5000万円を繰り入れている状況である。

周辺の民間駐車場と競合しないように料金設定を行っていることから、これまでのところ民間業者を圧迫するという問題は発生していない。

二輪車の駐車スペースの設置などによる収入増は、平成22年度で二輪車分が108万円、普通自動車分が120万円、合計228万円を見込んでいるとの答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第5号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第8号議案から乙第11号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第8号議案から乙第11号議案までの同意議案及び承認議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第8号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員3人のうち1人が平成21年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員9人のうち2人が平成21年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「専決処分の承認について」は、地方税法等の一部が3月31日に改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、沖縄県税条例等の一部を改正し、同月1日から施行する必要がある

たが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

主な改正内容は、第1点目に、不動産取得税については、住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置の適用期限を3年延長する。第2点目として、自動車取得税及び軽油引取税については目的税から普通税とする。第3点目として、自動車取得税の環境性能にすぐれた自動車に係る軽減措置について、新車に対する軽減措置を拡充するとともに、中古車に対する軽減措置の延長等を行う。第4点目として、個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割について、3%軽減税率の特例措置を1年延長するとの説明がありました。

本案に関し、特例措置を延長する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、特例措置の延長理由は、最近の世界的な経済金融環境の悪化等の社会経済情勢にかんがみ、特例措置を平成23年まで延長するものであるとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「専決処分の承認について」は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

主な改正内容は、過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の期限を平成22年3月31日までの1年延長するとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、共産党所属委員から、乙第10号議案については、反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第8号議案及び乙第9号議案は、全会一致をもって同意すべきものと決定し、乙第10号議案は、多数をもって承認すべきものと決定し、乙第11号議案は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第10号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第10号議案県税条例の「専決処分の承認について」、県税条例の主な改定のうちの個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に対する軽減税率の経過措置について、さらに延期するものに反対討論を行います。

今回の地方税法等改定は、上場株式等の配当、譲渡益（本則20%、所得税15%、住民税5%）を一律10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を復活させ3年間延長するなど、上場株式等を大量に所有する大資産家優遇を拡大するものです。この措置は、政府税調でも金持ち優遇税制と批判され、廃止すべきものとされていたものであり、政府の方針さえもほごにするものであります。

今回の税制改定にかかわるものとして、国会で所得税法等改正及び財源確保法案等が強行可決されました。この国税2法案は極めて重大な内容を含んでおります。

第1は、法案の附則で、消費税を2011年度までに成立させる方針を明記し、政府は早ければ来年の通常国会での可決を想定していることであります。弱い立場の者に重い負担を強いる逆進性を持つ消費税は、応能負担の原則に反するものであります。しかも、昨年来の急激な景気の落ち込みが個人消費を悪化させており、このような時期に消費税の立法化のレールを敷くことは、消費の落ち込みを加速させるものであります。

第2は、大企業や大資産家優遇税制の継続・拡充を図っていることであります。海外子会社から日本国内の親会社への配当を非課税とする国際課税の改定は、企業の海外移転を加速するものであります。さらに法案は、附則では、法人税の一層の引き下げを検討することを明記し、大企業、大資産家をさらに優遇するものとなっています。

このように、自公政権が2011年までに消費税増税法を成立させる計画を明記した法案を強行するもとで、消費税増税問題は争点となっています。

消費税増税の本質が、これまでに実施されたものを

振り返っても、2009年度末までに21年間に集めた消費税は213兆円、その間、法人3税の減収は182兆円となっています。これまでの実情からして、これからの計画でも社会保障の財源のためではなく、大企業減税の穴埋めのためであり、日本共産党は消費税増税に強く反対するものです。

皆さん、税金は負担能力に応じてということが人類社会が到達した税金の民主的ルールであります。このルールが破壊されている国の一つが日本であります。

税金と社会保障による所得の再配分、貧富の格差の是正はどうなっているのでしょうか。

OECD（経済協力開発機構）が発表した日本経済の審査報告書では、先進17カ国の比較で所得の再配分による貧困改善の効果が最も小さい国が日本だとされています。17カ国の平均では、所得の再配分で貧困者が100人中18人から8人まで減るのに対し、日本では17人から14人までしか減りません。その原因は、所得税の最高税率の引き下げで大金持ちへの減税を進め、そのしわ寄せとして低所得者に重い税金と社会保険料の負担を強い、社会保障給付の切り下げを進めてきたことにあります。

大企業の税負担はどうでしょうか。

財界は、日本の法人税の実効税率は諸外国に比べて高いとして、さらに引き下げよと要求しています。しかし、連結納税制度や研究開発減税などの数々の大企業優遇税制、企業が払う社会保障料負担の低さという2つの要因によって、日本の大企業の税・社会保障料負担はフランスの7割、ドイツの8割程度となっています。

経済危機の中で、日本の自公政権等のように庶民に増税をするという議論をしている国は先進国でほかにはないそうです。経済危機のもとで、世界各国で税制の見直しが始まっていることも注目すべきであります。

財務省の財政制度審議会、財政制度分科会の海外報告書には、各国が経済危機の中で財政再建をどうやって進めているかがリアルに紹介されています。アメリカは、今後10年間で富裕層に約60兆円の増税を行い、中低所得者層に72兆円の減税を実施するとしています。大金持ち、大資産家に応分の負担を求めて中低所得層は減税をするという当たり前の対策をとろうとしています。ヨーロッパ諸国でも同じ立場です。イギリスでは、付加価値税、消費税を一時的に引き下げる減税措置をとりながら、所得税の最高税率50%を設けるなど引き上げる動きが進んでいます。庶民に減税し、大資産家、高額所得者に応分の負担を求めています。ドイツでも所得税の最低税率の引き下げや、医療保険

料の引き下げなどを行っています。

このように欧米諸国では、庶民の暮らしを守りながら財政再建を探っています。消費税増税、庶民増税ではなく、大企業と大金持ちに相応の負担という多くの国民の主張は、大企業と高額所得者の税負担の現状から見ても、今起こっているこうした世界の流れに対しても当然の道理ある主張であります。

消費税増税、法人税減税の一貫した旗振り役は財界です。

この間の増税論は、2003年1月に発表された日本経団連の「活力と魅力溢れる日本をめざして」と題する提言で、消費税率16%、法人税の大幅引き上げ、企業の社会保険料負担をなくすなどの身勝手な要求とセットで打ち出したことにその根源があります。

さて皆さん、その結果、今回の個人県民税の条例改定は、上場株式の配当及び個人住民税の課税について、国・地方税合わせて本則20%であるのが10%の軽減税率となっております。いわゆる金持ち優遇税制という批判がありますが、実質的に皆さん、国税庁の「申告所得税標本調査」によると、国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10人で、これらの人の所得は上場株式等の配当譲渡益が6分の5と推定されております。試算すると、この減税の効果は1人当たり15億4000万円の減税になるという効果が今回あるそうです。

株でもうけたお金にかかる税金は、日本は10%、アメリカは25%、フランスは29%。日本ほど大金持ち天国はありません。額に汗して働いた人よりも、ぬれ手にアワで株でもうけた人の税金が軽いのは正さなければならぬのではないのでしょうか。

上場株式等を大量に所有する大資産家優遇の制度は廃止すべきであります。

以上の理由により、日本共産党県議団は、乙第10号議案県税条例の「専決処分の承認について」のうち、個人県民税の配当割及び株式譲渡割に対する軽減税率の存続、延期に反対するものです。

議員各位の御賛同を心から呼びかけるものです。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第8号議案から乙第11号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第8号議案及び乙第9号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案及び乙第9号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第11号議案を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第10号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第7号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第7号議案「沖縄県土地開発公社定款の一部変更

について」は、公有地の拡大の推進に関する法律等の改正に伴い、沖縄県土地開発公社定款の一部を改めるものである。

定款変更の主な内容は、定款第7条第5項で規定している監事の職務について、同法第16条第8項に定められたため、監事の職務の記載を改めること及び借地借家法の改正により、定数で引用する条文番号とする等、所要の改正を行うとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県土地開発公社定款の変更内容はどうのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県土地開発公社定款の変更内容は、第1点目に、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連3法の一つである一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき民法の条文が削除されたことに伴い、定款第7条第5項の民法を根拠とした監事の職務を公有地の拡大の推進に関する法律を根拠とした監事の職務に改める。

第2点目として、総務省所管の土地開発公社経理基準要綱の一部改正により、定款第16条の理事会の議決事項にキャッシュフロー計算書を加える等であるとの答弁がありました。

そのほか、借地権の設定状況、分譲対象の資産の内訳、先行取得の実績などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第7号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） それでは、ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、現下の社会経済情勢を踏まえ、国の「経済危機対策」に対応し、雇用対策の拡充強化や観光誘客対策を行うなど、緊急課題に迅速かつ的確に対応するために必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに349億7010万3000円で、これを既決予算額5925億1900万円に加えると、改予算額は6274億8910万3000円となる。

補正予算の財源内訳は、国庫支出金が295億4094万5000円、県債は23億1350万円、その他の特定財源30億4958万1000円及び一般財源6607万7000円である。

補正の主な事業内容は、雇用・就業機会の創出経費、南北大東地区の地上デジタル放送移行への対応経費、沖縄県食肉センター整備補助費、特別自由貿易地域でのサポーター産業誘致型賃貸工場整備費、道路、河川、港湾、離島空港等の整備経費、県立病院医療機器の整備経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算の主な目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算の主な目的は、国の「経済危機対策」を受けて、我が国が直面する経済の底割れのリスク及び世界経済の大調整に緊急に対応するためであるとの答弁がありました。

次に、今回の国の臨時交付金の地方への配分で、沖縄県は全国平均より少ないのではないかと、どのような算定方法か、国に是正要望を行ったかとの質疑がありました。

これに対し、今回の臨時交付金にはソフト事業とハード事業の2種類があるが、これまでのところソフ

----- ◆・◆ -----

ト事業についてのみ国から交付限度額が示されている。本県への配分額は73億円で、県民1人当たりで見ると全国で21位である。

地方再生交付金の計算の基礎に都道府県の面積や人口密度、高齢化率という指標があり、今回の算定に当たってはこの指標が使われているが、本県は比較的若年者の人口比率が高いため、このような結果となっている。

県としては、本県の実情をもっと反映した算定にすべきであるとの考えから、有効求人倍率や合計特殊出生率等の指標も採用してもらいたいと国に要望しているところであるとの答弁がありました。

次に、特別自由貿易地域振興費の事業内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、特別自由貿易地域振興費の事業内容は、製造業が沖縄に集積しやすいように、特別自由貿易地域の中に、製造業の下支えをする金型産業のような関連企業を誘致するためのサポーティング産業誘致型の賃貸工場を整備するものであるとの答弁がありました。

次に、現在、県産和牛等については、県内で加工して直接香港などに輸出することができないと聞いているが、その理由は何か、食肉センターの整備により輸出は可能になるのかとの質疑がありました。

これに対し、豚肉については現在でも県内から輸出しているが、牛肉については、牛と豚の屠殺施設が同一施設内にある場合は、香港に輸出するための認定が得られなかったためこれまで輸出ができなかった。施設の整備後は牛と豚の屠殺が完全に分離されるため、認定に向けて可能性が高まるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、分野別の雇用創出見込み数、不発弾処理促進費の内容と民間地域における不発弾探査の処理方法、県立芸術大学のエレベーター、空調設備等の整備状況、特定不妊治療助成事業の実績と県内医療機関の対応状況、国際漁業再編対策事業の内容、さとうきび経営安定化支援事業の内容と効果、観光客誘致緊急対策プロモーション事業の補正理由と検証の必要性、電線共同溝整備事業の整備箇所と優先順位、河川事業の内容、公共離島空港整備事業の内容と直轄負担金の国との調整方法、基金の積み増しと取り崩しの内容、社会保障費及び雇用関係予算と基金の関係、県立病院繰出金の内容、県立図書館資料の修復見直しなどについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました甲第3号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第3号議案「平成21年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、収益的収支予算及び資本的収支予算として合計5億円の補正増を行うものである。

補正の主な事業内容は、収益的収支予算では、新耐震基準以前に建築された県立八重山病院の耐震診断を行うとともに、離島・僻地病院の医師確保を目的とした地域離島医療確保モデル事業を行う。

資本的収支予算では、高度医療機器や離島・僻地の医療機器の整備を行うとともに、県立八重山病院の耐震化を図るため実施設計及び改修工事を行うとの説明

がありました。

本案に関し、地域離島医療確保モデル事業の事業内容は何か、予算額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業の内容は、沖縄県のホームページを活用し、県外の医師に本県の地域・離島医療の現状等を紹介すること、来県を希望した医師を招聘し希望する病院に一、二週間勤務してもらうとともに、地域住民との交流などを体験していただくことなどにより、勤務が可能かどうかを判断していただくことである。

予算額はホームページ作成費や招聘経費などを含め2000万円を予定しているとの答弁がありました。

次に、県立八重山病院の耐震改修工事はいつまでに完了するのか、本格的な建てかえ計画はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の耐震改修工事は、経済対策の意味合いもあり本年度中に工事を完了する予定である。現在、築30年以上を経過した県立宮古病院については改築工事を行うことにしているが、県立八重山病院については今回耐震改修工事を行い、本格的な建てかえについては県立宮古病院の改築後に検討したいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、招聘する医師の予定人数、医師不足の状況、医療機器の整備計画などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。甲第3号議案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 甲第2号議案及び甲第4号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案及び甲第4号議案の予算議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成21年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、国の「経済危機対策」に対応し、那覇浄化センター管理棟中央監視設備の増設及び下水道長寿命化計画策定のための基礎調査に要する経費として3億3600万円を補正するものであるとの説明がありました。

次に、甲第4号議案「平成21年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、国の補正予算に対応した資本的収支予算などの増額補正として、老朽化した石川浄水場を移転するとともに、新石川浄水場等建設事業として規模の拡大と耐震化を行うため23億円を補正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新石川浄水場の建設により処理能力がどの程度向上するのか、現在よりおいしい水が供給されるのか、石川浄水場の水の硬度は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、新石川浄水場の建設により処理能力は15万トンから16万5000トンとなり、約1万5000トン向上する見込みである。また、より良質な水を供給するため今年度から高度浄水処理の施設を整備していく予定である。石川浄水場には福地ダム系の軟水レベルの水が配水されており、硬度は40前後であるとの答弁がありました。

そのほか、市町村への供給施設の数及び効率的な供給方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、甲第2号議案及び甲第4号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よ

————— ◆ ・ ・ ◆ —————

ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案及び甲第4号議案を一括して採決いたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 陳情6件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情6件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情6件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第11 陳情11件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情11件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第12 請願1件及び陳情26件を議題といたします。

請願及び陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました請願1件及び陳情26件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情26件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情26件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第13 陳情11件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情11件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情11件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を北米へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおりに閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第4回沖縄県議会（定例会）

を閉会いたします。

午前11時4分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 當 山 眞 市

会議録署名議員 仲 宗 根 悟